

研究論集

第12集

特集

I

20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(2)

—柳沢英二郎「戦後国際政治史」研究への再評価と挑戦—

II 国際学術討論会

日中民間交流の昨日と明日

河合文化教育研究所・北京大学歴史学系

東北師範大学歴史文化学院

第11回日中共同学術討論会（2014年8月）

2015年5月

河合文化教育研究所

研究論集

第12集

■■ 目 次 ■■

〔特集Ⅰ〕 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(2)

——柳沢英二郎「戦後国際政治史」研究への再評価と挑戦——

はしがき	細井 保	3
柳沢英二郎先生(1926-2012) 研究業績 目録	細井 保・吉留公太	7
冷戦の「終わり」と動態的国際政治史観 ——柳沢英二郎の冷戦論を読み解く——	吉留公太	17
「現状」概念論と現状変更 ——1945年と1949年の現状変更をめぐる論争——	加藤正男	51
柳沢国際政治史学とユーゴスラヴィア=ソ連論争	定形 衛	79
戦後史の出発点 ——占領のイタリア方式——	柳沢英二郎	111
冷戦期における米国の対イタリア戦略戦 (Political Warfare)	松本佐保	115
アイゼンハワー政権とベルギー領コンゴ	三須拓也	131
キューバ危機、その後の六ヵ月 ——米ソ対決論と革命維持論——	柳沢英二郎	147
フルシチョフ退陣前後 ——ひとつの仮説と覚書——	柳沢英二郎	157
21世紀アルゼンチン・ペロニスタ外交に見る1970年代ゲリラ思想の影	松下 洋	167

〔特集Ⅱ〕 国際学術討論会 日中民間交流の昨日と明日

はしがき	山田伸吾	189
国策学者としての内藤湖南の『支那論』について	楊 棟 梁 (ソロンガ 訳)	193
中国史の「普遍性」について ——内藤湖南の歴史論を中心として——	山田伸吾	215
中江兆民の思想と「新民」論	八 箇 亮 仁	223
近代韓国における孔教運動について ——李炳憲を中心とした考察——	王 元 周 (林 嵐 訳, ソロンガ 改訳)	233
辛亥革命期における日本人の行動 ——本願寺教団・大谷光瑞の動向を中心にして——	柴田幹夫	245
西洋近代文明と賽春嘎の民族振興思想 ——賽春嘎『モンゴル民族興盛の歌』の再読に際して——	巴・孟和 (林 嵐 訳, ソロンガ 改訳)	257
岡崎嘉平太の中国観	周 頌 倫 (林 嵐 訳, ソロンガ 改訳)	265

〔特別寄稿〕

古代チベット語文書に見られる戦国説話	大西啓司・九嶋利宏・赤羽奈津子	273
--------------------	-----------------	-----

特集 I

20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治 (2)

——柳沢英二郎「戦後国際政治史」研究への再評価と挑戦——

20世紀国際政治史研究会

はしがき

河合文化教育研究所の一研究会である「20世紀国際政治史研究会」は、1996年に河合文化教育研究所客員研究員としてお迎えした愛知大学名誉教授の柳沢英二郎先生を研究顧問として創設されました。柳沢先生は2005年3月に視力の低下のために退かれるまで、20世紀国際政治史研究会を熱心に指導され、ご自身もその間にライフワークとなった『戦後国際政治史』の第4巻を上梓されて通史としては類例の無い同書を完結させただけでなく、さらに国際政治史を学ぶ若者の指針とするべく、別巻として『逍遙 現代国際政治史の世界』を名古屋大学教授の定形衛先生の協力も得て書き上げられました。

名古屋から京都府南部の木津町（現 木津市）に転居されてからも折にふれてご指導をいただき、加藤正男・細井保との共著であった『危機の国際政治史1917～1992』（1993年、亜紀書房刊）を全面改訂して大幅増補した新版への取り組みを後押しして下さいました。新版は3名の共著者に、堀井伸晃・吉留公太の両氏を加えて、執筆をすすめました。紆余曲折をへて新版は『危機の国際政治史1873～2012』として2013年4月に完成しました。この本の制作をすすめて、完成の暁には第3集（2006年11月刊）に続き、再び『研究論集』にこの間の研究の成果を発表する機会を得たいと考えておりましたが、校正が佳境に入った2012年12月26日に柳沢先生が急逝されました。思いがけないことでした。それでも葬儀の後には本の完成に向けて集中し、協力者の助けも得てやっと完成にこぎつけ、恩師の霊前に供えることができました。その後自分たちが何をすべきかを考えながら出てきた結論は、ほかに例のない通史として書かれた「戦後国際政治史」と、その前提として執筆された柳沢先生の研究を見直し再評価を提起することで若い研究者に引き継いでいく機会をつくろうということでした。

そこで「追悼論集」に代わるものとして柳沢先生の著作や研究論文を改めてひもとぎつつ新たな挑戦も加えて論文を執筆して下さるよう、20世紀国際政治史研究会の会員でこれまで例会活動などに協力をして下さった研究者の皆さんに協力をお願いしました。時間的に非常に厳しい制約の中で執筆していただいた論文はいずれも力作です。この『研究論集』第12集をその発表の舞台に使わせていただきます。

またこの中に3本の柳沢先生自身の論考が含まれております。これは研究論文の中に言及はあるもののその存在がながく確認できなかった「幻の」論考です。いずれも柳沢先生の遺品のなかから見つかったもので、内2篇は歴史的な大事件が起こって間もない時期に書かれたもので、いずれも情勢分析のうえに仮説が示されております。『名大評論』に載った2本の原文はもともと縦書きだったのですが、この論集にそろえて横書きに改め明らかな誤植のみ訂正しました。また「ソヴェト」は「ソビエト」に改めさせていただきました。これらの入力には柳沢ゼミOGの原田和子さんによるものです。

前半の吉留公太先生、加藤正男先生、定形衛先生の論文は柳沢先生の著作や論文に取り組んで再評価を試みたものです。他の人の原稿はお互いにみることなく書いておられますので、一部重なる部分があるのは、どなたもそのテーマに注目された結果です。そうしたテーマの一つである「現状の概念」については、特にじっくりとお読みいただきたいと思います。

吉留公太先生の論文は、柳沢先生の研究業績（著作と論文）を総括的に取り扱っておられますので、これをあえて巻頭論文としました。

加藤正男先生の論文は、「現状」概念論を掘り下げ、「政策転換の背景に現状概念の転換があった——という柳沢先生が着目された点」として、1945年と1949年の現状変更をめぐる論争につき、1970年代以降に徐々に機密解除されて米外交文書などに載ったNSC文書などを用いつつ論証に取り組みされたものです。

定形衛先生の論文は、「矛盾」について掘り下げ、また第二次世界大戦中のチトー率いるユーゴスラヴィアのパルチザンに対するソ連のスターリンの対応や、大戦中のチャーチル・スターリン密約（1944.10）がユーゴ承認にどのような影響を及ぼしたか、あるいはコミンフォルムを追放されたユーゴスラヴィアとソ連との関係改善はフルシチョフによってなされるのであるが、実際にはお互いに不満足な結果であったなど、なかなか興味深い指摘がなされています。

「イタリア方式」についての柳沢先生の言及は、『戦後国際政治史Ⅰ』の前半部分にもありますが、ここに再録したものは「名古屋イタリア協会会報」に掲載された論考です。次の松本論文がイタリアの1948年の総選挙のあたりを詳しく扱っておられるので、それに先立つイタリア占領をめぐる米英両国とソ連との駆け引きを知っていただくとともに「仮説」の例としてお目にかけます。

1948年のイタリア総選挙へのアメリカの露骨な干渉については柳沢先生も言及しておられますが、冷戦史研究への新視点に取り組みられた松本佐保先生の論文では、柳沢先生が書かれた時代には知り得なかった空白の部分、「グラディオ作戦」と呼ばれる特殊部隊による隠密作戦のことが明らかにされており、1948年総選挙におけるパチカンの役割についての指摘も、『パチカン近現代史』（中公新書）の著者の言葉だけに重いものがあります。

三須拓也先生の論文は、柳沢先生が初期に研究対象とされたアフリカの諸地域の一つであるベルギー領コンゴにつき、アイゼンハワー政権期のアメリカ政府が当初はベルギー政府に遠慮した対応をとっていたのが、独立が現実のものになるに従って政策を転換して行った経過が米外交文書の資料によって裏付けられています。『研究論集』第3集の折には独立した1960年以降のコンゴ動乱、特にケネディ政権期のアメリカや国連の関わりについて実証的に扱っておられたので、今回の論文ではその前段階が明らかにされたといえます。

「キューバ危機からの6カ月」と題する柳沢先生の論考は、「後進国の独立と中立」と題する論考（研究業績目録A-03参照）の末尾で執筆が予告されていたものです。1963年4月下旬の脱稿で、キューバ危機（1962.10）のあと1963年に部分的核実験停止条約が結ばれる（7.25仮調印、8.5本調印）よりも前、それも米ソ関係改善の決定的ステップであった6月のケネディによるアメリカン大学演説の気配もなかった頃に情勢分析とともに書かれたものです。

「フルシチョフ退陣前後」も柳沢先生が1965年1月後半に脱稿された論考です。内政の失敗が原因とする通説を否定して提示した仮説の大胆さに脱帽です。ぜひじっくり読んで考えてみてください。この仮説はその後「中ソ対立におけるソ連の政策と立場」と題する論文（研究業績目録B-20参照）でさらに磨きかけられています。

最後の松下洋先生の論文は、かつてペロンとエバ・ペロンが活躍したアルゼンチンの現在について、米国との対決姿勢を堅持しているペロニスタ政権（ネストル・キルチネルとクリスティーナ・キルチネル大統領）の性格の根源を「モンテネーロス」という名のゲリラ組織との関わりに求めています。自立型外交の典型といわれるアルゼンチン外交の背景を浮き彫りにした力作です。ご一読下さい。

以上が特集Iのラインナップです。柳沢英二郎先生の研究については以下の研究業績目録を参照して下さい。ご協力下さった皆様、そしてこうした特集を組む機会を下さった河合文化教育研究所の皆様にご心より感謝を申し上げます。

2015年3月

20世紀国際政治史研究会

事務局担当 細井 保

愛知大学名誉教授

柳沢英二郎先生（1926-2012）研究業績 目録

2015.2.15現在

作成：細井 保・吉留公太

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考（敬称略）
(A) 著 書			
01. 『世界平和運動史』 [編著]	1961年 8月	三一書房, 本文260頁	村上公敏・木戸蒔との共著
III-(4) コミンフォルムと平和運動, pp. 60-64			WWI 前夜～1960年の平和運動の歴史と理論的問題。中ソ論争を平和運動論の視点で批判的に検討
IV ストックホルム・アピール運動, pp. 71-85			
V 新同盟軍の形成, pp. 87-102			
VI 戦争の終結—平和の勝利 [朝鮮・インドシナ], pp. 103-119			
VII 戦争との闘いのなかから, pp. 121-135			
補論II 中ソ論争について, pp. 217-257			
他に I～IIIの「まとめ」, 「あとがき」			
02. 『政治の諸問題』	1962年 4月	法律文化社, 本文234頁	このタイプ印刷の書物は, 04. 『現代政治入門』のもとになった
03. 『現代世界の構造—講座：現代の政治 [1]』 [共著] 第4章 後進国の独立と中立	1962年12月	合同出版社, pp. 116-150	AA 中立主義と米ソの政策転換。コンゴ事件, 国連中心主義, キューバ侵攻
04. 『現代政治入門』	1964年 6月	法律文化社, 本文358頁	政治学・国際政治の入門書
05. 『激動の世界政治 [1] —冷戦の転機と再編成 1952～1958』	発行年不明	制作情報不明, 本文220頁	タイプ印刷の本書は, 07. 『戦後国際政治史 I』のもとになった
06. 『講座マルクス主義 9 国家と革命』 [共著] 第4章 第三世界における国家と革命	1970年 6月	日本評論社, pp. 219-273	積極の中立主義, ドブレのラテン・アメリカ革命論。1955/1960
07. 『戦後国際政治史 I 1944-1958』	1974年 3月	現代ジャーナリズム出版会 [85.7 柘植書房より新版], 本文272頁	WWII 末～1958年の国際政治史, 新版巻末には「問題集と参考文献」〔戦後史（戦後国際政治）の通史, 第1巻〕

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考（敬称略）
08. 『戦後国際政治史Ⅱ 1959-1973』	1977年11月	現代ジャーナリズム出版会 [85.8 柘植書房より新版], 本文302頁	07. の続編, 新版巻末に「若干のコメントと仮説」〔第2巻〕
09. 『現代国際関係論』 [共著] 第5章 国際政治構造の変動と対応	1980年4月	東海大学出版会, pp. 83-101	田中直吉・元川房三編。戦後史とパワー・システム・ルール
10. 『南と北の国際政治—情勢分析から理論へ』	1981年4月	中部日本教育文化会, 本文236頁	過去の主に政治史を除く論文十数篇を原型または圧縮して収録。「まえがき」 pp. i-iv は必見
11. 『現代国際政治 '40s-'80s』 [共著]	1985年2月 1989年4月 [増補版]	亜紀書房, 本文310頁 同, 本文326頁	加藤正男との共著。WWIIの開始から1980年頃までの国際政治の通史。「アジア・太平洋戦争」という歴史用語を最初に活字化。増補版は, 「補論 レーガン=ゴルバチョフ時代—予想と現実」 pp. 306-321を含む
12. 『戦後国際政治史Ⅲ 1973-1980』	1987年7月	柘植書房, 本文202頁	08. の続編 (第3巻)。「第1章 戦後史概観」 pp. 1-26の原型は09.
13. 『危機の国際政治史 1917-1992』 [共著]	1993年6月	亜紀書房, 本文423頁	加藤正男・細井保との共著 20世紀の国際政治史
14. 『戦後国際政治史Ⅳ 1981-1991』	2002年2月	柘植書房新社, 本文279頁	12. の続編 (第4巻, 完結編)
15. 『逍遙 現代国際政治史の世界』 [共著]	2002年7月	柘植書房新社, 本文226頁	戦後国際政治史Ⅰ～Ⅳの別巻, 「第一部『戦後国際政治史』(抄)全4巻 1944～1991」は著者による全4巻の要約。「第三部Ⅱ「アフター—一九九一年の国際政治—旧ユーゴスラヴィア紛争から見る」は共著者 定形衛の労作。巻末にⅠ～Ⅳと別巻をカバーする「索引兼用・現代国際政治史年表1944～2002.5」を付す
16. 『危機の国際政治史 1873-2012』 [共著]	2013年4月	亜紀書房, 本文401頁	加藤正男・細井保・堀井伸晃・吉留公太との共著。13. の新版に相当 (大增補改訂版)

(B) 学術論文 (含 研究ノート)

01. 「エジプトの民族運動」	1953年2月	名古屋大学『法政論集』第2巻第1号 [通号4], pp. 61-92	エジプト革命の政治過程
-----------------	---------	------------------------------------	-------------

柳沢英二郎先生 (1926-2012) 研究業績 目録

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考 (敬称略)
02. 「ゴールド・コースト政治史メモ」	1956年3月	アジア・アフリカ研究会『インド・イラン評論』第3号, pp. 4-16	ゴールド・コースト政治史の時期区分を示す
03. 「ゴールド・コースト政治史(-)」	1956年9月	名古屋大学『法政論集』第4巻第2号 [通号9], pp. 108-144	独立以前のガーナの社会・政治史。18世紀～1930年代
04. 「ゴールド・コースト政治史(二)」	1956年12月	名古屋大学『法政論集』第4巻第3号 [通号10], pp. 67-100	独立前のガーナの政治史 1940年代～1956年
05. 「スエズ問題におけるアメリカ」	1956年11月	アジア・アフリカ研究会『インド・イラン評論』第5号, pp. 8-11	スエズ問題—1956年10月局面の概観。変遷後誌『アジア・アフリカ評論』(第7号[1957]～)
06. 「スエズ事件」	[共著] 1959年1月	日本国際政治学会『国際政治』第7号, pp. 51-64	1956年のスエズ事件。 前田慶穂との共同論文
07. 「世界政治と中東政治」	1959年3月	名古屋大学『法政論集』第12輯 [通号表示に変更], pp. 11-69	WWII 以後の中東政治史 ～1955.9
08. 「平和運動と国際政治」	1959年10月	『現代人』32号, 母書房	変遷前誌『人民』(1～25号)
09. 「世界政治におけるAA中立主義」	1961年5月	愛知大学『法経論集』第34号, pp. 209-233	1950年代 AA 中立主義の分析
10. 「アメリカ対AA政策のジレンマ」	1961年7月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第31号, pp. 41-50	1940～50年代の政策
11. 「コンゴおよびアンゴラ問題」	1962年3月	日本国際政治学会『国際政治』第18号, pp. 85-98	1960年のコンゴ事件
12. 「インドに関する三見解」	1962年9月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第33号, pp. 19-29	C. ボウルズ, ケネディ, W. リップマン
13. 「ナセルの積極的中立主義」	1962年12月	愛知大学『法経論集』第41号, pp. 73-99	第1回 AA 会議の歴史的意味
14. 「キューバ危機その後の六カ月—米ソ対決論と革命維持論」	1963年5月	『名大評論』第4号, pp. 88-95	A-03. に続く論考, キューバ危機後6カ月の情勢分析から
15. 「アメリカの対インド政策」	1963年8月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第35号, pp. 13-24	1940～50年代
16. 「スエズ危機1956年(-)」	1963年12月	愛知大学『法経論集』第43号, pp. 1-22	中心は J. F. ダレスの外交 13. の続稿。～1956.8

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考（敬称略）
17. 「スエズ危機1956年(二)」	1964年3月	愛知大学『法経論集』第44号, pp. 1-27	13.・16.の続稿～1956.9
18. 「フルシチョフ退陣前後一ひとつの仮説と覚書」	1965年3月	『名大評論』第9号, pp. 28-36	フルシチョフ退陣とトンキン湾事件, 中ソ対立, 限定核戦争問題
19. 「世界政治における米・ソ・中国」	1965年7月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第37号, pp. 131-156	WWII後の米ソ中三国関係 中華人民共和国成立前後
20. 「中ソ対立におけるソ連の政策と立場」	1965年10月	日本国際政治学会『国際政治』第29号, pp. 9-22	18.のフルシチョフ解任巡る 仮説の深化。ソ連新政権とベトナム
21. 「ダレス外交と二つの休戦(-)」	1965年10月	愛知大学『法経論集』第48・49合併号, pp. 155-184	ダレスと朝鮮戦争終結過程
22. 「ダレス外交と二つの休戦(二)」	1966年3月	愛知大学『法経論集』第50号, pp. 113-136	21.続編, ダレスとインドシナ戦争終結過程, ～ディエンビエンフー
23. 「J. F. ダレスとジュネーブ会議」	1966年12月	愛知大学『法経論集』第51・52合併号, pp. 337-363	上記(二)の続編
24. 「現状の概念」	1967年7月	愛知大学『法経論集』第54号, pp. 73-99	2つの現状概念と歴史の見方
25. 「レジス・ドブレのラテン・アメリカ革命研究(-)」	1969年2月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第44号, pp. 33-58	仏評論家ドブレのキューバ革命論・LA研究の紹介と論評, ドブレ第一論文
26. 「レジス・ドブレのラテン・アメリカ革命研究(二)」	1969年7月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第45号, pp. 68-94	ドブレ第二論文
27. 「レジス・ドブレのラテン・アメリカ革命研究(三)」	1971年5月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第48号, pp. 55-86	ドブレ第三論文・総括
28. 「南の前進と北の変化」	調査中		29. p. 2注に言及あり。29. に先立つ時代を扱う。A-05. 『激動の世界政治』本文「VII 北の変化と南の前進」(同表紙目次では「VII 南の前進と北の変化」)は, A-07. 『戦後国際政治史 I』「XII 南の革命と北の国家主義」の原型。よって本論文は『激動の世界政治』と同時期に執筆された論文又は同書第7章, pp. 184-220の原稿と推定

柳沢英二郎先生 (1926-2012) 研究業績 目録

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考 (敬称略)
29. 「世界政治 フルシチョフ・ケネディ時代(1)」	1969年4月	愛知大学『法経論集』第59号, pp. 1-24	1958年。フルシチョフ・カストロ・毛沢東・ドゴール
30. 「トルーマン・ドクトリンへの六カ月」	1973年4月	愛知大学『法経論集』第71号, pp. 1-37	政策決定過程の追跡
31. 「国際政治一九七二年—ネオ・ドゴリズムの世界」	1973年5月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第53号, pp. 1-29	戦後史上の画期的意義。大西洋共同体とドゴリズム, キッシンジャー構想
32. 「A. M. シュレジンガーとキューバ問題」	1975年7月	愛知大学『法経論集』第78号, pp. 43-65	『一千日』の分析とキューバ侵攻事件の再構成
33. 「大国間国際政治」	1975年10月	日本国際政治学会『国際政治』第53号, pp. 1-15	戦後史からの帰納的冷戦論
34. 「戦後国際政治の転機」	1977年1月	愛知大学法経学会『愛知大学三十周年記念論文集 [法政篇]』, pp. 141-169	政治史からみた冷戦論争
35. 「戦後アメリカ・ヨーロッパ関係」	1978年10月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第63号, pp. 1-25	『戦後国際政治史』の総括の一部。大西洋路線の軌跡
36. 「地域研究 総論」	1979年5月	日本国際政治学会『国際政治』第61・62合併号—記念号『戦後日本の国際政治』, pp. 109-116	第2部門「地域研究」の総論
37. 「国際政治と首脳外交」	1979年6月	日本国際問題研究所『国際問題』第231号, pp. 45-53	首脳会談の増大の意味と外交論
38. 「ニクソン回顧録とベトナム戦争」	1979年9月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第65号, pp. 1-26	回顧録分析。一年目の行詰まりの指摘
39. 「“新大西洋憲章”の運命」	1979年10月	愛知大学『法経論集』第91号, pp. 1-26	H. キッシンジャー外交研究
40. 「制裁の国際政治論」	1980年5月	日本国際問題研究所『国際問題』第242号, pp. 2-15	国際的制裁研究上の論点
41. 「地域研究総論」	1981年10月	日本国際政治学会『国際政治』, pp. 160-211	36. の英文版用改訂原稿
42. 「レーガン時代」	1983年11月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第74号, pp. 77-98	アフガン事件, カーター政権の転換, ラムズフェルド国防報告(フォード政権)とブラウン国防報告(カーター政権末)の対比

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考（敬称略）
43. 「レーガン時代1984年」	1984年12月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第78号, pp. 59-83	1984.7.18 シュルツ国務長官 ホノルル演説, ニカラグア問題
44. 「有名な“リンケージ”理論」	1985年6月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第79号, pp. 1-19	キッシンジャーのリンケージ 理論の検討。
45. 「中国をめぐる国際関係」	1986年6月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第81号, pp. 113-143	85年10月の講演の文章化
46. 「軍人・政治家・理論家」	1986年7月	愛知大学『法経論集』第111号, pp. 1-29	戦後初期の米対外政策に関する 三つの立場の比較
47. 「東独総選挙と“戦後”の終り」	1990年6月	愛知大学『法経論集』第123号, pp. 43-58	ドイツ統一問題, 東独総選挙 とコール, 「ボン経済宣言」
48. 「同時代史の諸問題」	1991年12月	愛知大学『法経論集』第127号, pp. 93-117	47. ドイツ問題の補足と, 湾 岸戦争ノート
49. 「国際政治1981-1991(1)」	1992年7月	愛知大学『法経論集』第129号, pp. 59-81	レーガンー新冷戦・SDI, サッチャー—フォークランド 紛争・イラン—イラク戦争
50. 「国際政治1981-1991(2)」	1992年12月	愛知大学『法経論集』第130号, pp. 35-59	ゴルバチョフ登場へソ連崩壊
51. 「国際政治1972年」	1992年9月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第97号, pp. 191-204	日中国交20周年。ニクソン 訪中, 田中訪中, 1972年

(C) 事典・書評・その他の著書など

01. 「平和運動」	1972年4月	『現代世界百科大事典』 講談社, 第3巻, p. 486	(重点項目)
02. 「勢力均衡」	1973年6月	『アルファ大世界百科 事典』日本メールオー ダー社, 第11巻143号, pp. 3412-3413	(小項目)
03. 浦野起央 著・編著 『アフリカ国際関係論』『アフリ カ国際関係資料集』『中東国際 関係資料集』	1977年3月	『国際法外交雑誌』75 [5・6], pp. 636-641	[書評]
04. 「戦後史の出発点—占領のイタ リア方式」	1985年5月	「名古屋日伊協会会報」 第71号[1985第5号], pp. 2-4	冷戦の起源—一つの仮説
05. 山本進・安原和雄・山村喜晴ほ か著 『戦後日本外交史』〔全7巻〕	1985年9月	日本国際問題研究所 『国際問題』第306号, pp. 70-73	[書評] 1985年5月完結(三 省堂)

柳沢英二郎先生 (1926-2012) 研究業績 目録

区分／著書・論文名等	刊行等年月	発行所・掲載誌等	備考 (敬称略)
06. フレッド・ハリデイ『現代国際政治の展開第二次冷戦の史的背景』	1986年7月	毎日新聞社『エコノミスト』86年7月15日号, pp. 92-93	[書評] 菊井禮次訳, 1986年4月刊 (ミネルヴァ書房)
07. 『中国政経用語辞典』 [共著]	1990年9月	大修館書店, 愛知大学国際問題研究所編	[編者]
08. 「冷戦」 pp. 657-658 [783-784] 「米ソ関係」 pp. 576-577 [687-688]	1993年3月 ／2003年5月[改訂版]	『国際政治経済辞典』東京書籍	川田侃・大島英樹編, (小項目)
09. 「信夫清三郎小伝」 pp. 3-91 [共著] 一 生い立ち 三 名大時代……以上 柳沢 二 修行・蓄積時代 四 辻堂時代……以上 斎藤	1994年9月	勁草書房	『歴史家 信夫清三郎』所収。 [「小伝」は斎藤勇との共著] 信夫清三郎先生追悼文集編集委員会 (木坂順一郎・黒田展之・斎藤勇・信夫澄子・鈴木隆史・村上公敏・柳沢英二郎・山田公平)
10. 『第三世界政治家研究』	1997年5月	日本国際政治学会『国際政治』第57号	[編者]「ペロンとその政治理念」(松下洋論文) 他を収録
11. 『「時代の悲しみ」と共に —柳沢英二郎先生追悼文集』	2014年12月	柘植書房新社, 本文256頁 柳沢英二郎先生を偲ぶ会 [私家版]	「遺稿集」を兼ねる (自伝, 新聞・雑誌への連載記事・投稿, レジューメ, 手書き原稿), 追悼文
12. 『研究論集』第12集 〔特集Ⅰ 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治史(2)—柳沢英二郎「戦後国際政治史」研究への再評価と挑戦—〕	2015年3月	河合文化教育研究所	「追悼論集」を兼ね, 研究業績目録と, これまで確認できなかった論考3篇を含む
(D) 『戦後国際政治史』への主な書評			
01. 福田茂夫 [書評] 「柳沢英二郎著『戦後国際政治史★1944～1958』, 具島兼三郎著『現代国際政治史—冷戦構造の発展と崩壊』」	1974年10月	日本国際政治学会『国際政治』第51号, pp. 160-164	評者は名古屋大学教授 (当時), 『戦後国際政治史Ⅰ 1944～1958』(現代ジャーナリズム出版会, 1974) に対する書評
02. 木戸 蕨 [書評] 「柳沢英二郎著『戦後国際政治史2—一九五九—一九七三年』」	1978年3月	日本国際問題研究所『国際問題』第216号, pp. 71-73	評者は神戸大学教授 (当時), 『戦後国際政治史Ⅱ 1959～1973』(現代ジャーナリズム出版会, 1977) に対する書評
03. 前田慶穂 [書評] 「柳沢英二郎『戦後国際政治史』1・2」	1978年3月	愛知大学『国際問題研究所紀要』第62号, pp. 143-146	評者は金沢大学教授 (当時), 『戦後国際政治史』Ⅰ・Ⅱ (現代ジャーナリズム出版会, 1974/1977) に対する書評

(付) 『戦後国際政治史』 I～III巻の著者自身による評価

次の文章は『戦後国際政治史』の第III巻を上梓された年に柳沢英二郎先生が自著を振り返って自らの評価を記された手書き原稿を活字化したものである。戦後史の時期区分についての重要な情報などが含まれており、柳沢先生の研究の再評価をすすめる上で不可欠のものと考えられるので、ここに収録しておく。なお、三十数年にわたる研究をへて他に類のない「戦後史の通史」としてI～III巻の『戦後国際政治史』を執筆された業績に対して、この年(1987年)の12月5日、柳沢英二郎先生には母校の名古屋大学より法学博士号が授与された。先生のその後の研究活動については、この『研究論集』第12集の特集I「はしがき」をお読みいただきたい。(細井)

『戦後国際政治史』 I. II. III

柳沢 英二郎

本書は、第二次大戦末期以降の国際政治通史であり、同時代人がいかに関係政治の展開過程を読んでいたかの一例を残そうとする試みである。

本書各巻の対象機関と初版刊行年とは次のとおりである。

I 巻	1944～1958	1974年3月刊
II 巻	1959～1973	1977年11月刊
III 巻	1973～1980	1987年7月刊

本書はアメリカ対外政策を中心におき、その作用反作用過程を追跡する形式をとっている。I巻とII巻はそれぞれ約15年間を叙述することにしたため、便宜的に1958年で区分してあるが、これは著者の戦後史の時期区分にかんする考え方を反映したものではない。著者は1960年と1972年とに注目している。

I巻とII巻とのそのような叙述の要約と、そこからさらに帰納されるアメリカ対外政策の、大統領の任期毎の、発想の特色とは、第III巻冒頭の〈戦後史概観〉に示されている。III巻は、そのような発想に立つ政策が、1970年代において、どのように展開されたかを叙述したものであり、いずれレーガン時代まで叙述することを予定している。

(第I巻) 本巻の叙述は、国際政治の焦点の移動を追跡する形式をとっている。全巻中、出来事の解釈・評価の記述がもっとも少いのは、政治史とはどのように書くべきかという問題についての著者の考え方を示してみようとしたためであるが、政治史の流れの理解しやすさという角度から見ると、最も成功していると思われる。

本巻で著者は、戦争終結過程論を築くために、朝鮮とインドシナの二つのケースから、それぞれどのようなパターン化が可能かを試み、ある程度成功している。この二つのパターンは、II巻でベトナム戦争の終結過程を追うさいに利用されている。本巻で最も成功している分析と叙述とは、バンドン会議からスエズ戦争にいたる期間のそれであろう。

(第II巻) 本巻は、国際政治の焦点が地球を一廻りしたあと、各地域政治史が独得の問題をはらみつつ、同時進行を開始し展開していった時代を対象としている。このため、個別の出来事についての叙述と全体としての叙述の順序のつけ方との関係がすっきりしておらず、政治史として成功しているとは言い難い。

本巻の対象期間中の最大の問題はベトナム戦争であるが、その終結過程分析は、I巻で抽出したパターンを分析に利用してはいるものの不十分である。これは本書の執筆が、ニクソン回顧録（1978年刊）とキッシンジャー回顧録（1979年刊）の刊行以前になされたことに一因があるだろうが、いずれ書直されることが望ましい。

（第Ⅲ巻）本巻は「北」と「南」とのルールづくりの衝突過程としての1970年代を描き、その過程がレーガン時代の性格・基本政策を生み出していった状況を明らかにしようとしたものである。

冷戦の「終わり」と動態的国際政治史観

——柳沢英二郎の冷戦論を読み解く——

吉 留 公 太

はじめに

柳沢英二郎氏（1926年～2012年。以下、敬称略）の数多くの業績の中でも、本稿はとりわけ、冷戦終焉に関する議論を他の研究者に先駆けておこなっていたことに注目する。柳沢は既に1960年代から冷戦の定義は「終わり」を意識しなければならないと指摘し、自ら冷戦の定義を試みた¹⁾。終わりを意識して冷戦の定義を精緻化する営みは、柳沢の晩年まで続けられた。

なぜ、終わりを意識することが重要なのであろうか。冷戦が歴史的事象を指し示す概念（柳沢の用語法に従えば「歴史的概念」）であるならば、当然、時間的な範囲（「はじまり」と「終わり」）をその定義に含みこまなければならないからである²⁾。アインシュタイン（Albert Einstein）以降の物理学では、「時間」と「空間」は絶対的なものではなく、また、それぞれ独立した概念でもない。むしろ、観察者の運動速度によって可変的で、かつ、相互に連関を持つものとされる³⁾。よって、ある事象の時間的な範囲を区切るということは、同時に、空間（地理的）的な範囲についても見極めるという行為を伴うことになる。

つまり、歴史的概念には「はじまり」と「終わり」を伴わなければならないことを指摘することで、柳沢は「冷戦」概念を適応しうる時間的な限界だけでなく空間（地理）的な限界も見極めようとしたのであった。後に本稿で触れるように、柳沢は民族解放闘争と冷戦の論理を区分することを度々主張したが、こうした発想は物理学的な時間と空間の概念と無縁であったとはいえない。こうして、より整合性のとれた冷戦概念を提示するため、柳沢は国際情勢分析とそれに基づく時期区分論を積み重ねたのであった。

ここであえて物理学に触れたことには理由がある。柳沢は青少年期を日本統治下の台湾で過ごし、第二次世界大戦中に旧制台北高等学校に理科生として入学して核物理学を専攻した。戦時下ではあったが、柳沢はここで現代物理学の基本的な知識を身につけた。当然、その根幹をなす時空概念も同時に吸収したであろう。柳沢の学んだ現代物理学の知識の確かさを示

1) 柳沢英二郎「大國間國際政治」『國際政治』第53号、1974年、1頁。

2) 同論文、1頁。

3) アインシュタイン、インフェルト『物理学はいかに創られたか』下巻、石原純訳、岩波書店、1963年、III章、特に75-76頁。

唆する一つのエピソードがある。旧制台北高校在学中の1945年8月、柳沢は広島に「特殊爆弾」が落とされたという大本営発表に接した。次いで新聞報道の中に、敵機が襲来したら1, 2機でも注意せよ、その際は「白いものを着た方がよい」との文章を見つけた。これらの情報から「特殊爆弾」が原子力爆弾であったことを見抜き、日本は敗北すると確信したという⁴⁾。当時、こうした判断は兵器に関する専門知識を持つものか、核物理学を学んだものしか下しえなかったはずである。

第二次世界大戦の終結後に柳沢は日本へ引き揚げ、短期間「代用教員」を勤めた後に文転し、名古屋大学法学部政治学科に入学した。同大学で信夫清三郎教授による国際政治史の講義を聴いて感銘を受け、学部卒業後に同大学助手に採用されて研究者への道を進んだ⁵⁾。かつて理科生であったために、ひとの感情や社会の動きを知らな過ぎたという本人のやや自嘲的な回想とは反対に、台湾で身につけた理科学的な観察対象への接近方法は社会学者としての分析眼を磨く上で有利に働いたと思われる⁶⁾。

なぜなら柳沢は、当時の知的世界に影響力を持っていたマルクス主義の文献を重視しつつも、それらの提示する事実認識や歴史解釈を客観的に咀嚼していたからである。同様に、非マルクス主義的な文献も精密に読解し、論理的整合性を持っていればそれらの議論も吸収しえた。また、情勢分析に照らし合わせて、自らの歴史解釈や理論構成の妥当性を繰り返し確認することを厭わなかった⁷⁾。柳沢がどのような論理を学び取ったのか、その中からなにを選別し、どのように情勢分析と融合させて独自の歴史解釈や理論を提示したのかについて、ほんの一部分ではあるが本稿でも追って触れることとしたい。

さて、ベルリンの壁崩壊から四半世紀が過ぎようとしている今日、史料公開の進展に伴って冷戦の諸側面に関する実証研究が積み重ねられている⁸⁾。ヨーロッパを対象とした冷戦史研究や国際制度研究においても、冷戦終結をもたらした要因に関する議論の端緒が開かれつつある。その中心的な論点の一つとして、1960年代から70年代の「ヨーロッパ・デタント」の展

4) 柳沢「自分史の中の戦中戦後 ⑤」『中日新聞』1985年12月6日夕刊。

5) 柳沢英二郎、斉藤勇「信夫清三郎小伝」、信夫清三郎先生追悼文集編集委員会編『歴史家 信夫清三郎』勁草書房、1994年、52-53頁。

6) 柳沢「自分史の中の戦中戦後 ⑩」『中日新聞』1985年12月13日夕刊。

7) 戦前の信夫清三郎は、日本資本主義論争におけるいわゆる「講座派」の一論客と見なされているが、戦後はその論陣からやや距離を置いていたと考えてよいだろう。また、柳沢は信夫の指導を受けたが、専門は戦後国際政治史であり、本稿に記した社会認識の特徴を持っていた。これらの理由から、柳沢と講座派の議論との直接的な連関を指摘することは困難であると判断した。

8) 一例として、Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad eds., *The Cambridge History of the Cold War*, Vol. I-III, Cambridge University Press, 2010. その書評論文として、青野利彦「冷戦史研究の現状と課題」『国際政治』169号、2012年、154-163頁。

開の中に冷戦の終わりをもたらした要因を求められるのか、否かという問題がある⁹⁾。また、ソ連崩壊の原因分析を含む冷戦終焉期に関する史料実証も遠からず本格化するであろう。これらの研究にとって、既に1960年代から冷戦の「終わり」を意識し続けてきた柳沢の業績はどのような意義をもつのであろうか。

その手がかりを得るために概ね二つの道筋があると考えられる。一つは、現在新しい業績が蓄積されつつある1960年代から1970年代に関する冷戦史の実証的研究やソ連・東欧の地域研究の動向を整理することで、柳沢の業績との接点を探る方法である。もう一つは、冷戦終焉後の1990年代から現在にかけての事象を整理することで冷戦終焉過程の歴史的意義をつかみ取り、それを立脚点として柳沢の冷戦解釈を評価する方法である。本稿は柳沢に倣って後者の方法を取ってみる¹⁰⁾。

そこで本稿は次のような構成をとる。第1節で柳沢による1960年代の冷戦定義を紹介し、第2節で柳沢の国際政治観を踏まえつつ、近現代世界史と第二次世界大戦後の国際政治史（以下、「戦後国際政治史」）に関する時期区分論を概観する。第3節では柳沢による1970年代の冷戦定義を議論し、第4節でその冷戦定義に至るまでの研究蓄積を分析する。第5節では柳沢による1990年代以降の冷戦定義を整理したうえで、冷戦終結過程やその後の情勢変動に照らし合わせて、柳沢による冷戦定義の論理的整合性を検討する。

なお、経年的な業績の特徴を把握するため、本稿では便宜上、1953年の初論文から1964年の業績を「初期」、1965年から1975年の業績を「中期」、1977年から1987年の業績を「後期」、1990年以降の業績を「晩期」と表記する。初期業績はエジプト、ガーナ、インド、コンゴなどの民族解放闘争、アジア・アフリカ（AA）の中立主義や平和運動の動向をほぼ同時代に分析している。中期業績はラテンアメリカの民族解放闘争のほか、中ソ論争、米ソ関係、米欧関

9) 研究動向整理の参考として、菅英輝「序章 変容する秩序と冷戦の終焉」菅編『冷戦史の再検討—変容する秩序と冷戦の終焉』法政大学出版局、2010年、1-35頁。デタントと冷戦終焉との連関を是認する議論の一例は、吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）—人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』三嶺書房、1994年。宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究—「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、2003年。齋藤嘉臣『冷戦変容とイギリス外交—デタントをめぐる欧州国際政治1964-1975年』ミネルヴァ書房、2006年。山本建『同盟外交の力学—ヨーロッパ外交の国際政治史1968-1973』勁草書房、2010年。妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺—東方政策と分断克服の戦略1963-1975年』晃洋書房、2011年。Daniel C. Thomas, *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, Princeton University Press, 2001; Jussi M. Hanhimäki, *The Rise and Fall of Détente: American Foreign Policy and the Transformation of the Cold War*, Potmac Books, 2013. ポーランドを除き、冷戦期のソ連と東欧における「市民社会」の実態と機能に懐疑的であり、よって、デタントと東欧民主化との連関に否定的な一例として、Stephen Kotkin, *Uncivil Society: 1989 and the Implosion of the Communist Establishment*, Modern Library, 2009. 米ソデタントの限界に焦点をあてるものとして、Wilfrid Loth, *Overcoming the Cold War: A History of Détente, 1950-1991*, Palgrave, 2002.

10) 柳沢「大国間国際政治」1頁。

係を取り扱っており、主著『戦後国際政治史』の刊行もこの時期にはじまっている。後期業績では主に戦後国際政治史全体から素材を抽出して理論的整理を試みており、晩期業績は冷戦終結を受けて戦後国際政治史像を総括する作業を行っている。

参考までに記しておく、柳沢が愛知大学の教員になった1960年以降の傾向として、愛知大学『法経論集』に一定の完成度を持つ議論を提示し、並行して同大学『国際問題研究所紀要』に小論、ないしは試論を発表している。前者のテーマには理論的問題や戦後史解釈の論争に関する問題を扱ったものが多く、後者にはAA中立主義運動や世界平和運動など「第三世界」の各国事情の整理や戦後史の情勢分析を試みたものが多い。そして『国際政治』（日本国際政治学会）や『国際問題』（日本国際問題研究所）には、愛知大学『法経論集』、同大学『国際問題研究所紀要』、あるいは単著で積み上げた議論を整理統合し、さらに精練させた形で発表するという傾向が見られる。

1. 1964年段階の冷戦定義

柳沢の業績の一つの柱は、同時代に展開していた冷戦を「歴史的な概念」として把握することにあつたといつてよいだろう¹¹⁾。主著『戦後国際政治史』全四巻をまとめたのち、2002年にその総集編として刊行された『逍遙 現代国際政治史の世界』では、冷戦を論じた1964年6月、1975年10月、1993年3月に発表した三つの業績を回想し、冷戦の定義に関する自らの考えの変遷を回想している。同書を参考としつつ、この節では1964年段階（『現代政治入門』）で展開された冷戦定義を振り返ってみる。

1964年の段階で柳沢は既存の冷戦観を、「1）米ソどちらかの政策、2）米ソあるいは両陣営の『対立』、3）そのような緊張関係によって生まれる国際政治の『構造』とみる」解釈の三つの類型が存在すると整理したうえで、これらへの対案として第四の見方を提示した¹²⁾。

上記1)は、冷戦の起源をめぐるいわゆる「正統主義」と「(左翼)レヴィジョンニズム(以下、修正主義)」との論争を指すものであろう¹³⁾。これを第一類型としよう。すると2)の第二類型は、メディアなどを通じて一般に理解されていた冷戦のイメージと言つてよかろう。そして3)の第三類型は、米ソ双方による同盟・友好国陣営内のイデオロギー、安全保障政策、生

11) 柳沢英二郎『逍遙 現代国際政治史の世界』柘植書房新社、2002年、166頁。

12) 柳沢「大国間国際政治」1頁。仮説の提示は、柳沢英二郎『現代政治入門』法律文化社、1964年、293頁。

13) 研究史整理の参照として、青野「冷戦史研究の現状と課題」。菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』ミネルヴァ書房、1992年、1-27頁。高田馨里「冷戦史研究の現在—アメリカ外交史研究とのかかわりから」『都留文科大学研究紀要』第65巻、2007年、161-175頁。

活様式に至る包括的支配と被支配の構造を指す¹⁴⁾。

この第三類型は、当時、サルトル (Jean-Paul Sartre) らの左派文化人によって指摘されたものであり、冷戦の名の下で行われる大国による世界各地への介入と、それによる各地の政治情勢の固定化とを批判する目的があった¹⁵⁾。この視点は、近年の冷戦史研究の中で注目されているウェスタッド (Odd Arne Westad) の『グローバル冷戦史』と問題意識において一定の共通性をもっているといえる。なぜなら、ウェスタッドは「冷戦」を「米ソ間のグローバルな対立が国際情勢を支配した状況を意味」と定義しており、それに基づいて、大国の介入主義的イデオロギーと介入を促した「第三世界」の政治的変容との交錯を分析しているからである¹⁶⁾。

なお、左派文化人とは動機と論理構成を異にするが、国際関係理論の「ネオ・リアリズム」やその影響を受けた冷戦論（「ポスト・レヴィジヨニズム（以下、ポスト修正主義）」）にも「構造」としての冷戦解釈が見られる。ネオ・リアリズムは、国際システム・レベルでの権力配置が諸アクターの行動を規定すると判断し、そこから演繹して、二極構造の世界では諸アクターもそれに規律された行動を取りやすいと解釈する¹⁷⁾。この理論を土台として冷戦史の「ポスト修正主義」は、第二次世界大戦後における国際システムの二極構造が核抑止や偵察技術などにより「安定」していると判断し、その構造によって米ソを始めとする各国の行動が概ね規定されている状態を「冷戦」と解釈する¹⁸⁾。もちろん、柳沢の議論は「ポスト修正主義」冷戦解釈の提示される10年以上前になされているから、柳沢のいう「構造」としての冷戦解釈は左派文化人によるものを指している。

さて、柳沢は先に整理した三つの類型への対案を提示するうえで、次のような考察を展開した。まず、「外交がなく、武力行使もないが、意思の一方的な押し付けがあるとき、それこそ『冷たい戦争』ではないか？」との問いを立て、それに応える形で、「戦争に至らぬ米ソ間の大国間外交の欠如」を冷戦の暫定的定義とし、それはヤルタ会談以降に開始されたとした。これは上述した1)の第一類型と2)の第二類型とを包含する解釈とってよいだろう。

ただし、米ソ間に外交の欠如した状態は数年以上継続したから、時間的な継続性についての

14) この点についての包括的分析の一例であり、冷戦におけるイデオロギー上の操作を「想像上の戦争」として批判するものとして、Mary Kaldor, *The Imaginary War: Understanding East-West Conflict*, Basil Blackwell, 1990.

15) サルトルの冷戦解釈を紹介しているものとして、J・D・バナール『戦争のない世界』下、鎮目恭夫訳、岩波書店、1959年、387-388頁。柳沢による分析は『現代政治入門』290-291頁。

16) O・A・ウェスタッド『グローバル冷戦史—第三世界への介入と現代世界の形成』佐々木雄太監訳、名古屋大学出版会、2010年、1、4頁 (Odd Arne Westad, *The Global Cold War: the Third World Interventions and the Making of Our Times*, Cambridge University Press, 2007)。

17) Kenneth Waltz, *Theory of International Politics*, McGraw-Hill, 1979.

18) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford University Press, 1987, pp. 219, 222-224, 231-232.

理由も説明しなければならぬ。第一類型と第二類型はこれを直接説明するものではない。そこで、第三類型はこの問題を「構造」という説明によって解決することを企図している。しかし、構造と解釈すると次の二つの問題に直面することになる。その一つ目は、民族解放闘争と冷戦との関係を混同しやすくなる問題である。二つ目は、冷戦終焉を定義の中に含みこむことを難しくする問題である。柳沢は、歴史的概念を適応する際にその時間的・空間的な限界を意識することを重視していたから、この二つの問題は看過できないものであった。

一つ目の問題について、民族解放闘争を担った諸勢力と米、ソ、中国など冷戦期の大国との間にイデオロギー的、軍事的、経済的な協力関係がなかったとは言えない。しかし、柳沢によれば「冷戦は異体制国家間の矛盾の一つの問題で、帝国主義と植民地との矛盾の問題ではない」から、民族解放闘争はその「本質」において米ソ対立とは異なった論理によって成り立っているという¹⁹⁾。1950年代初めから世界各地における民族運動の動向を長年追跡してきた柳沢の研究経歴から考えて、民族解放闘争の根因を冷戦のそれと別の問題として把握することは当然のことであった²⁰⁾。各地における民族自決運動の史的展開を分析することは、いわゆる「冷戦」と「非冷戦」との境界を議論するために不可欠の作業である。

二つ目の問題について、構造として冷戦を解釈した場合、それが歴史的概念として成立するためには、その構造がいかにか、いつ、成立したのかを明らかにする必要がある。さらに、いつ、いかに終わるのかも明らかにしなければならない。また、「はじまり」と「終わり」の間の過程についても、構造を構成する要素を明らかにしたうえで各構成要素間の結びつき方を考察し、その上で、各構成要素の入れ替わりや構成要素間の結合形態の経時的变化を把握する必要がある。つまり、アクターの立ち位置やそれを取り巻く国際環境を与件のものとして捉える静態的分析でなく、それらを可変的なものと認識しうる動態的分析が必要となる。少なくとも柳沢が冷戦の概念化に取り組んでいた当時、このような動態的分析は第三類型（左派文化人のいう「構造」としての冷戦解釈）を支持する論者によってほとんど提示されていなかった。

そこで柳沢は、米ソ外交の欠如が一定期間継続しているということに再び注目する。冷戦は米ソそれぞれの一時的な政策によって引き起こされているものではなく、かつて米ソ間の外交を可能にしていた「第二次世界大戦の産物である歴史的原則をやぶるという歴史的行動によってはじまった」と解釈したのである²¹⁾。付け加えると、資本主義と社会主義という「異体制間の矛盾は、どちらかの体制が消滅するまで存在しつづけるが、冷戦はそのまえにも終わろう

19) 柳沢『現代政治入門』298頁。

20) 柳沢の初めての学術論文は、「エジプトの民族運動」『法政論集』（名古屋大学）第2巻1号、1953年、61-92頁であり、その後、1950年代後半から70年代初頭にかけてほぼ毎年、第三世界の民族運動に関する論文を発表していた。詳細は本誌別掲の研究業績一覧を参照のこと。

21) 柳沢『現代政治入門』298頁。

る」という²²⁾。言い換えると、冷戦は「異体制間の矛盾」が存在することによってのみ発生するのではない。上記引用のように、米ソ間の外交を可能にしていた「歴史的原則」の不在によって引き起こされたのである。だから、冷戦の始まりは1917年11月（ユリウス暦10月）のポリシェヴィキ革命（十月革命）ではなく、第二次世界大戦後のことと判断される。

こうして柳沢は、「第二次世界大戦の産物である歴史的原則」を「ヤルタの原則」と呼び、それは「(英, 米, ソ連) 三国の一致なくしてはいかなる決定もおこなわないという原則と、相互にバイタル・インタレストに触れないという原則」によって構成されていたと整理する²³⁾。こうして「冷戦をヤルタの原則に立つ（超）大国間外交の欠如状態とみる仮説」にたどり着いたのである²⁴⁾。これを「第四類型」と呼んでおこう。

第四類型に従えば、1955年7月の米、英、仏、ソによるジュネーブ四か国首脳会談（四巨頭会談）の開催は明らかに「大国間外交」の復活を意味するし、その会談を通じて語られた「ジュネーブ精神」は具体的な行動を約束し合うものではなかったとしても「ヤルタの原則」を再確認したものと解釈できる。よって、冷戦はその時点で終わったことになる。この冷戦解釈を通じて、柳沢は初期業績を総括したのであった。

2. 「世界政治」と「国際政治」

ところで、冷戦と民族解放闘争とを識別すべきとの主張について、柳沢はそれを冷戦史に関する先行業績研究や戦後史の情勢分析のみから導き出したのではなく、自身の世界史観（解釈）も土台としてこの主張を展開していた。もっと踏み込んで言えば、1964年段階の冷戦定義についても、その土台には独自の世界史観があったと考えられる。

柳沢は初期業績を蓄積する中で一定の体系性を持った世界史観を構築しており、それを中期から晩期に至る業績まで概ね維持していた。世界史観の持続性を示す典型例は、本節後半で触れる「画期」論や冷戦と民族解放闘争についての議論などに顕著である。しかし、中期以降の業績において柳沢は自身の世界史観を読者に説明することをほとんどしなかった。おそらくその理由は、自身の世界史観を既に出版しており、また、その内容を変更する必要を感じなかったからであろう。

しかし、柳沢の世界史観をある程度丁寧に理解しておくと、中期以降の業績を貫いていた内在的論理を把握しやすくなるだろう。それゆえ、やや冗長になることを断わった上で、この節では柳沢の世界史観の整理をおこなう。その基本文献は、やはり1964年の冷戦定義と同じく柳沢著『現代政治入門』である。ただし、その第1章第3節「主要な矛盾」と第3章「世界政

22) 同書、298頁。

23) 同書、297頁。

24) 同書、296頁。柳沢「大国間国際政治」1頁。

治」とが本節での主要な分析対象となる。

まず、柳沢の世界史観の特色は、「国際政治」と「世界政治」という範疇をあえて区分していることにある。当時のマルクス主義国際政治学もこの区分を行っていたが、本稿では柳沢の整理にもとづいて概念の整理をしておく²⁵⁾。

ここにいう「国際政治」とは「諸国家間の政治の意味」であり、「矛盾の角度からいえば、ブルジョアジーの側面が圧倒的に主要な側面であった時代」、すなわち19世紀の政治動向の特徴を顕著に示すものである²⁶⁾。その形成過程は次のように表現される。古代と中世の経済過程と国家間関係と振り返ると、「国際政治」はヨーロッパの「絶対主義時代にはじま」ったものである。また、「国際政治は、諸国家間の矛盾が一時的・偶然的なものではなく、恒常的・必然的なものになった時の概念であると考えられる。経済関係の存在とその緊密化、経済的な矛盾の恒常化のうえに政治的矛盾があらわれたとき、近代国際政治が形成を開始」したという²⁷⁾。

柳沢は15世紀末から18世紀までを絶対主義時代とみなし、当時の国際貿易と資本主義経済の世界的発展を踏まえつつ、この間に経済的関係の主力は「土地貴族」から「(産業)ブルジョア勢力」へ移行したものの、政治関係の主力は土地貴族にあった。この「二重過程(構造)」を合一する運動がフランス革命以降進行し、「かくて近代国際政治は形成され」たとする²⁸⁾。

もちろん、この「近代国際政治」は地理的にヨーロッパを起源とするものであり、その構成要素は、1)近代資本主義国家、2)近代ブルジョア民族、3)近代的二大階級(ブルジョアとプロレタリアート)にあるという。この三つの要素を横断して国際的にも各国家においても政治の主力となったのは「産業ブルジョアジー」であった。ただし、産業発展の程度、「民族統一国家形成」(国民国家形成)の時期、ブルジョア革命発生の時期には、フランス革命から「100年以上もの^(ママ)巾」があるから、「1870年のドイツ国家統一の成立が近代国際政治確立の一指標と考えられる」²⁹⁾。

民族の形成過程はナショナリズムを生み出し、また、階級対立の進展は、これまで三位一体をなして発展してきた資本主義、民主主義、民族主義の連関を解体させる。この過程の中で、「民主主義の肉づけの担い手はプロレタリアートになっていった」が、ブルジョア・ナショナリズムが各地で主要なイデオロギーとなり、かつ、ブルジョアジーが政治の主導的勢力となっ

25) マルクス主義国際政治学に関する柳沢の見解は、村上公敏、木戸翁、柳沢英二郎著『世界平和運動史』三一書房、1961年、249-250頁。

26) 柳沢『現代政治入門』194頁。

27) 同書、229頁。

28) 同書、231頁。

29) 同書、233頁。

た³⁰⁾。帝国主義の時代に入るとブルジョア・ナショナリズムは排外的・侵略的な目的のために利用され、それに対抗する形でプロレタリアートのナショナリズムと植民地民族の植民地ナショナリズムが形成される。そして、「この二つのイデオロギーと運動とはブルジョアジーの支配力をくずしてゆく力となっていった」のである³¹⁾。

ここには、「階級、国家、法則の問題」に関するマルクス主義的歴史解釈の影響がみられる³²⁾。しかし、それは通説の単なる焼き直しではない。例えば、柳沢はレーニン (Vladimir Lenin) の『帝国主義』を参考にしつつも、「その帝国主義の定義は経済的な観点に限定された内的・論理的な定義であり、『変化の根拠』にのみ注目した定義」として批判する。その上で、「政治的側面の検討を加えて政治的・経済的な概念として帝国主義を規定する」ことを試みている³³⁾。その鍵を握っている課題は「帝国主義国」の規定である。柳沢は、それをレーニンの採用した各国経済における独占資本主義の到達状況という数的な指標ではなく、「市場の排他的支配が国家意思化されることが第一の指標」として帝国主義国を規定している³⁴⁾。

柳沢はこの解釈を土台として、時期区分に整合性を与えることも試みている。まず、帝国主義国家が今日復活しているという議論をするならば、「単純に生産水準の回復を基準とするのではなく、独占の膨張の論理の国家意思化が現実となった」ことを根拠としてそれを議論すべきと指摘している³⁵⁾。その上で、「帝国主義時代」は1870年からの約30年間を過渡期として形成され、1900年の義和団事件を契機として本格的に展開されるようになったという。なぜなら、この事件によって世界分割の舞台として残っていた中国の植民地化が事実上完了し、ついに「資本主義世界体制」を出現させたからである³⁶⁾。

この「資本主義世界体制」とは、「帝国主義国を中核とする資本主義的政治・経済の支配が全世界におよんだ状態」を指しており、この体制下では「経済面のみならず政治面での支配がグローバルになり、すべての国家・民族が、支配するもの、されるものとして相互に不可分の関係にはいり、いかえれば、すべての国家・民族がくさりの一環に位置付けられてしまっている」という³⁷⁾。こうして、資本主義世界体制下の地球をまたにかけて展開される政治的な営みを、柳沢は「世界政治」と呼んでいることが次第に明らかになってきた。

すなわち、「世界政治とは、資本主義に個有の矛盾が、帝国主義段階において、その性格を一般的・世界的なものとし、その斗争主体をすべて一般的・顕在的なものとしたときの世界の

30) 同書, 234頁。

31) 同書, 235頁。

32) 同書, 223頁。

33) 同書, 248頁。

34) 同書, 249頁。

35) 同書, 251頁。

36) 同書, 254頁。

37) 同書, 254頁。

政治である」という³⁸⁾。「世界政治」の出現以前に存在していた「国際政治」では、ある政治権力と他の政治権力の間（主に国家間）の利害対立がその動向を左右してきた。言い換えると、「国際政治は世界政治の一部分」であり、「国際政治は政治権力のあいだの矛盾の現れであり、世界政治はそのほかに、政治権力に対抗する民族、階級などの斗争力の強化にとまなう矛盾をふくむ」という³⁹⁾。

資本主義世界体制の下では複数の帝国主義国による支配がおこなわれ、これら各国間の関係は「かつてない巨大な生産力と、したがって巨大な市場の要求とを背景にしていたから、それは空前の激しい対立であった」。それゆえ、帝国主義（列強）時代には「その当初から安定のときがなかった」という。なぜなら、「帝国主義」には1) 資本と労働、2) 帝国主義と植民地・従属国、3) 帝国主義国家間、この三つの「基本的矛盾」があるからである⁴⁰⁾。基本的矛盾とは、資本主義の根本的性格（「所有の私的性質と生産の社会的性質の矛盾」）から発生する矛盾であり、それは資本主義世界体制の内在的な矛盾でもあるという。こうして、「帝国主義」、「帝国主義国」、「帝国主義時代」、「資本主義世界体制」、「世界政治」の連関が明らかにされた。

ここで「矛盾」についても少し整理しておこう。一般に矛盾とは、二つのものごとや論理が対立している様子を指す。また、ドイツ観念論の一つの特徴とされる弁証法によれば、矛盾はテーゼとアンチ・テーゼが対立して存在する状況をさし、その対立が止揚されて新たなテーゼとアンチ・テーゼが出現し、と続いてゆく。そして、マルクス（Karl Marx）の論理展開はこの弁証法に支えられているとされる。しかし柳沢は、マルクスやレーニンの文献だけでなく、中ソ論争の言説分析と毛沢東『矛盾論』の精読を通じて矛盾に関する理解を深めていった⁴¹⁾。その事例の一つが、矛盾について論及する際に柳沢の頻りに指摘する「変化の条件」と「変化の根拠」との区分であり、もう一つは、「主要な矛盾」と「矛盾の主要な側面」に関する議論である。

まず、「変化の条件」と「変化の根拠」の区分について、柳沢は次のように論じている。熱を加えるという同じ「変化の条件」を与えたとしても、「変化の根拠」（物事の内在的な矛盾の在り方）の違いによって、鶏の卵はひよこになるが、石はひよこにならない⁴²⁾。つまり、「熱」という外部的要因は、ただ内部的要因すなわち根拠をつうじてのみ、変化の発生に一定の作用を

38) 同書、258頁。

39) 同書、194頁。

40) 同書、252頁。

41) 毛沢東『実践論・矛盾論』岩波書店、1957年。中ソ論争の分析は、柳沢「補論II 中ソ論争について」、村上、木戸、柳沢『世界平和運動史』217-257頁。および、柳沢英二郎「中ソ対立におけるソ連の政策と立場」『国際政治』第29号、1965年、9-22頁。

42) 柳沢『現代政治入門』21頁。この喩えは、毛『矛盾論』第一節「二つの世界観 (1) 唯物弁証法の世界観」から引用したと思われる。

およぼしえた」というのである⁴³⁾。

次に柳沢は、「主要な矛盾」について『『その存在と発展によって、その他の矛盾の存在と発展が規定され、あるいは影響される』ような、そういう一つの矛盾である」と定義している⁴⁴⁾。そして、見かけ上において最も目立つ勢力配置がA対Bだから、それが主要な矛盾であるとは限らない⁴⁵⁾。しかも、それは漠然と掴み取ることのできるものではなく、『複雑な物事』をよく観察したからこそ発見』できるという。つまり、『『主要な矛盾』とは、やはり発見すべき矛盾』であるとしている⁴⁶⁾。

また、主要な矛盾にも「主要な側面」があると指摘している。ここにいう「側面」とは、A対Bで構成される矛盾のうちの、AとBのことである。しかし、ある状況が「主要な矛盾」によって規定されるとしても、ある状況に対してAとBは等しい影響力を及ぼしているわけではない。AとBの間にはある状況に対する影響力の差が存在する。政治的な営みにおいては、情勢分析を通じてそれを見極めることが極めて重要であるという。なぜなら、『『主要な矛盾の主要な側面』をつかむことが、^(ママ)斗いにおける戦略・戦術の決定の基礎』だからである⁴⁷⁾。なお付言すると、先に国際政治と世界政治との区分を紹介した際に引用文中にあった「矛盾の角度」とは、錯綜した政治・経済的な利害対立を把握するために「空間ベクトル」や「テコの原理」などの数理的な知識を援用して言語化したものではなかろうか。

さて、世界政治の時代においては、帝国主義を推進する勢力が存在するだけでなく、それに対抗する勢力も各地において台頭し、各地の反帝国主義勢力はグローバルな連携も結ぶうる。よって、先述した帝国主義の基本的矛盾1)に関しては社会主義が、2)に関しては植民地ナショナリズムが重要な問題となり、また、3)に関しては帝国主義国間の「不均等発展」からくる国家間対立と、1)と2)の矛盾に対処するための資本主義体制防衛の役割とが重要な問題となる。このうち資本主義体制防衛の主任務を19世紀にはイギリスが、20世紀にはアメリカが担ってきた。しかし、その後継は出現しないであろうから、世界政治史は帝国主義の危機の歴史として展開するのである⁴⁸⁾。

柳沢は、世界政治史を具体的に分析するための方法についても検討を加えている⁴⁹⁾。その一つが、時期区分論を精緻化させるために提示した「画期」の考え方であった。柳沢は、世界政治を先に示したような諸矛盾の立体的な構造ととらえ、諸矛盾の働きにより立体的な構造が変

43) 柳沢『現代政治入門』21頁。

44) 同書、24頁。文中の二重括弧部分は、毛『矛盾論』第四節「主要な矛盾と矛盾の主要な側面(1)主要な矛盾」から引用したと思われる。

45) 柳沢『現代政治入門』30頁。

46) 同書、30頁。

47) 同書、39頁。

48) 同書、260頁。

49) 同書、260-261頁。

動する過程を世界政治の歴史ととらえる。一般に歴史の発展を把握するためには「段階」の区分を行うが、諸矛盾の立体構造として世界政治をとらえるために、ある段階と次の段階との差異をくっきりと鮮明に示すことは難しいし、あえて整理しようとする、歴史的事実の解釈について叙述者側の主観が入り込むことになる。

そこで、「ある段階をつぎの段階におしあげる力が急激につよく作用する時期」を「画期」とよぶことにしたのである⁵⁰⁾。旧矛盾が消滅したり新矛盾が出現したりするとともに、既存の矛盾の配置が変動するなどして立体構造の形も大きく変化する状況が「画期」といえる。とりわけ大きな戦争は「画期」として新旧段階の変化を媒介する。ここには、歴史を諸矛盾の立体構造と考へつつも、主要な矛盾とそうでないものを弁別しようとした柳沢の世界史観が反映されている。

こうして柳沢は、19世紀末から執筆時点までの世界政治史の時期区分を提示している。それによると、「第一段階」（1900年から1914年）は、義和団事件から第一次世界大戦勃発までを指す。その後、「第一画期」として第一次世界大戦期（1914年から1918年）を挟み、「第二段階」（1919年から1939年）が出現する。次いで、「第二画期」として第二次世界大戦期（1939年から1945年）を挟み、「第三段階」に至る（1945年から1950年）。そして、「第三画期」として朝鮮・インドシナ戦争期（1950年から1954年）を挟んで、「第四段階」（1954年から『現代政治入門』執筆時点の1964年）に至る⁵¹⁾。

柳沢は第二次世界大戦後の世界政治史を解釈する上で、特に第三画期を経て第四段階にかけて出現した諸特徴（矛盾）を重視していた。つまり、「植民地体制の崩壊が急進し」、体制間競争も本格化して軍事技術面では社会主義側の優位な側面があらわれ、第四段階の動向を規定する主要な力として帝国主義勢力と反帝国主義勢力との矛盾が最も鋭く衝突するようになり、かつ、その矛盾は反帝国主義勢力に有利な方向へと展開していくのである⁵²⁾。

具体的には、朝鮮戦争とインドシナ戦争の終結過程に登場してきた世界平和運動に注目している。この運動はついに「世界大衆」という主体を出現させ、世界大衆に担われた世界平和運動が帝国主義諸国の政策決定に対する牽制要因として出現したのである。世界大衆の意見、つまり、「世論」も世界政治を規定する重要な要因となったのである⁵³⁾。この世界大衆の登場を一つの契機として、帝国主義に対する牽制要因は四つになったという。それは権力政治のレベルでは、1) 社会主義国家、2) AA 中立主義国家であり、この二者間には相互矛盾があるが、

50) 同書、261頁。

51) 同書、262-269、352-353頁。後の業績では、1965年の「第二回 AA 会議無期延期」を指標として、「第四段階」の後に新たな時期区分が考えられると指摘している。柳沢「第三世界における国家と革命」、勝部元編『講座マルクス主義9 第三世界における国家と革命』、日本評論社、1970年、219-273頁。特に、221-222頁。

52) 柳沢『現代政治入門』353頁。

53) 村上、木戸、柳沢『世界平和運動史』122頁。

連携するとその帝国主義に対する牽制力は強化される。そして大衆レベルでの牽制要因は、3) 個々の国の大衆であり、4) 「直接、複数の国家権力（あるいは国際政治）に影響を及ぼすところの世界大衆」である。3) と 4) との間にも矛盾を抱えているが、連携も可能である。さらに、1) から 4) も対立点と連携の双方の可能性を持つ。帝国主義への牽制力を強化するためにはこれら四要因の連携が必要であり、そのためには、国家間の権力政治が大衆レベルの要因を（つまり、大衆の求めを）より反映すべきであるという⁵⁴⁾。

柳沢は初期業績を通じて、エジプト、ガーナ、コンゴ、アンゴラ、インドなどの民族運動の展開とそれへの大国の対応、AA 中立主義と世界平和運動の動向、さらに、朝鮮戦争、インドシナ戦争、スエズ戦争の終戦過程を分析していた⁵⁵⁾。このことを踏まえて、各地の民族解放運動、世界平和運動、AA 中立主義それぞれの隆盛と相互連関の行方に注目することで、この先の「世界政治」における「主要な矛盾の主要な側面」に関する動きを読めるとの確信を得ていたに違いない。

ちなみに、晩期を代表する業績の一つである『危機の国際政治史 1917-1992』の冒頭でも、柳沢は再び「画期」論に触れている。そこでは「大画期」と「小画期」という概念を導入し、20世紀国際政治史を三つの大画期からなる過程としてとらえている。ここにいう「大画期」とは「前段階の末期に形成されていた国際政治の構造が急速に崩れてゆき、次の段階の特色を示す初期の構造が急速に形成されてゆく、という二重構造が急激に進行する期間」である⁵⁶⁾。

その上で、20世紀国際政治史の第一大画期は第一次世界大戦期、第二大画期は第二次世界大戦期、第三大画期は1989年の東欧民主化から1991年のソ連崩壊にいたる期間であり、それぞれの画期を挟んだ四つの段階で構成されるという。また「小画期」とは、各段階の中に現れることのある重要な事件や政治過程であり、各段階の中をさらに区分しうる。事例としては、第二段階の中での世界恐慌期が小画期にあたるという。

柳沢は明確にしなかったが、第二次世界大戦期とソ連東欧の変動という大画期に挟まれた20世紀国際政治史の第三段階においても、何らかの小画期を想定していたのかもしれない。もし存在していたとすれば、それは「世界政治」の時期区分論で着目していた1954年前後のことであろうか。あるいは、米ソデタントなど冷戦の時期区分と接点を持つものであったのか、興味は尽きない。もちろん、柳沢の議論を尊重すれば世界政治史と国際政治史は必ずしも同じ軌跡を描く必要はないから、前者の「第四段階」と後者の「第三段階」など、相互に独自

54) 同書、124-125頁。

55) 柳沢による朝鮮戦争とインドシナ戦争の「終結過程」に関する分析は、柳沢『現代政治入門』V章3節、VI章。スエズ戦争については、柳沢「スエズ問題におけるアメリカ」『インド・イラン評論』1956年11月、5号、8-11頁。柳沢「ナセルの積極的中立主義」、『スエズ危機1956年(1)・(2)』『法経論集』（愛知大学）41、43、44号、1962-1963年、73-99頁、1-22頁、1-27頁。

56) 柳沢英二郎、加藤正男、細井保『危機の国際政治史 1917-1992』亜紀書房、1993年、i頁。

の意味を持つ時期区分が同じ時間軸上に並立していても論理的な整合性は保たれている。

これらの時期区分論は、近年、外交史の実証研究者たちが精緻化を試みている冷戦史の時期区分論の先駆けをなしている。また、資本主義と社会主義体制の対抗関係を近現代史解釈の基軸に据えるホブズボーム (Eric Hobsbawm) の「短い20世紀」論と、それを批判し、帝国主義的な世界支配の盛衰を軸とした近現代史解釈を提唱するアリギ (Giovanni Arrighi) らの「長い20世紀」論との論争とも接続しうる部分を持っている⁵⁷⁾。1950年代から60年代の日本におけるマルクス主義的歴史解釈を批判的に吸収していた柳沢の問題意識は、これら最近の業績にかなり先んじていたことをうかがい知ることができる。

3. 1975年段階の冷戦定義

1964年段階の世界史解釈と冷戦定義は一定の包括性と論理的整合性を保っていたが、1975年10月に発表した冷戦に関する二つ目の論文(「大国間国際政治」)で64年の冷戦定義に修正を加えている⁵⁸⁾。修正点は「システムとルールづくり」という視点の追加であった。

柳沢はこの視点を通じてケネディ (John F. Kennedy) ・フルシチョフ (Nikita Khrushchev) 政権期の米ソ関係とニクソン (Richard Nixon) ・ブレジネフ (Leonid Brezhnev) 政権期の米ソ関係を対比し、「ヤルタの原則に立つ(超)大国間外交の欠如状態」が回復した時点(ジュネーブ四か国首脳会談の開催された1955年7月)を冷戦の「終わり」と判断した従来の解釈を改めたのである。また、この論文「大国間国際政治」では、ニクソン訪ソ(1972年)の段階で冷戦が終わったと解釈していないことにも注意を要する。なぜなら、本節後半で説明するように、この二点は後に『国際政治』の冷戦史関連特集号の編者たちによって誤解されてきたからである⁵⁹⁾。

さて柳沢によれば、米ソ両国は1950年代後半から60年代にかけて首脳レベルの外交交渉を行っていたものの、両国間関係のルール形成には失敗した。そのため、一方で米ソ関係に直接関わる核軍備管理問題などの交渉を行いながら、他方で第三世界の紛争については利害対立を深刻化させていた。これと対照的に、ニクソン政権のキッシンジャー大統領補佐官 (Henry Kissinger) らの主導した対ソ政策には、「世界の他の地域の紛争がいちいち米ソ関係に影響を与えないようにする」というルールを形成する試みが現れていた。また、「そのようなルール

57) 論争点の整理は、木畑洋一『二十世紀の歴史』岩波書店、2014年、7-8頁。それぞれの中心となる文献は、エリック・ホブズボーム『二十世紀の歴史—極端な時代』河合秀和訳、上、下、三省堂、1996年 (Eric Hobsbawm, *Age of Extremes: The Short Twentieth Century, 1914-1991*, Michael Joseph, 1994)。ジョヴァンニ・アリギ『長い20世紀—資本、権力、そして現代の系譜』土佐弘之ほか訳、作品社、2009年 (Giovanni Arrighi, *The Long Twentieth Century*, Verso, 1994)。

58) 柳沢「大国間国際政治」1頁。

59) 渡辺昭夫「冷戦とその後・序論」『国際政治』第100号、1992年、4頁。滝田賢治「序論 冷戦後世界とアメリカ外交」『国際政治』150号、2007年、2頁。

が機能する国際システムのなかに、ベトナム問題を組み込んでしまおうという意図⁶⁰⁾も明示されていた。さらに、1972年5月のニクソン訪ソからしばらくの間、米ソ関係はこのルールに概ね則って動いていたことも確認できたという。

それでは、なぜ、米ソは1970年代に入ってルールづくりを本格化させたのであろうか。アメリカは1960年代を通じて、主にフランスと国際政治情勢全般への対応方法と米欧関係の運営方針に関する対立を抱えていた。ソ連も中国との対立を深刻化させていた。また、第三世界では、民族解放闘争、平和運動、AA中立主義運動などの形態をとって反帝国主義勢力が連携しつつあった。これらの動きの速度とその影響力は米ソ双方の指導者たちの想像を超えており、また、両国の国際情勢に対する統制力を上回る規模と勢いで展開していた。よって米ソそれぞれの利益を維持するためには、状況に適応しつつ米ソ間のルールをつくる必要があった。また、そのルールを基軸として運営される国際システムを構成し、その中で米側は先進資本主義国とのルールを再編し、ソ連側は社会主義国間のルール再編を試みた。さらに、先進資本主義国と反帝国主義勢力との「南北間」ルールづくりも試みられたのである。

システムとルールづくりを試みるにあたって、米ソはそれぞれの国際情勢認識に修正を加えようとした。この点に関して大国が国際情勢認識を行う方法として、(1)大国間国際政治、(2)その他の国際政治を区分しているとすれば、ヤルタ会談では米ソとも(1)のレンズを通して(2)を見ていた。しかし、米ソそれぞれにおいて(2)から(1)を見るという視点が浸透すると、第三世界での紛争や諸問題があたかも(1)を左右する決定的問題と認識されるようになる。こうして、「鏡のごとく(2)→(1)の見方が米ソ双方を支配した状態、これが“冷戦”状態」とみなすことができる⁶¹⁾。この論理に従って米ソから世界を眺めたとき、いわゆる「グローバル冷戦」と重なり合う姿が浮かび上がってくるであろう⁶²⁾。そして、「冷戦”状態”からの脱却を試みるためには(1)から(2)を見るように認識を修正し、大国間の問題とその他の国際政治との問題を区分することで、米ソ関係の安定を図る必要がある。

それでは、システムとルールづくりという視点を追加すると、冷戦の終わりに関する議論を1964年の冷戦定義に比べてどれほど緻密にできるのであろうか。

1964年の冷戦定義では、1955年7月のジュネーブ四か国首脳会談での大国間外交の復活をもって冷戦の終わりと見なしていた。しかし、システムとルールづくりの視点を追加すると、ジュネーブ四か国首脳会談で大国間外交が回復したにもかかわらず、冷戦が「完全に」終わったとは言えないことを論理的に説明できる。また、冷戦が「完全に」終わったと判断するための指標を用意できる。その冷戦終焉の指標とは、a) 大国間外交が回復し、b) 大国間関係の

60) 柳沢「大国間国際政治」2頁。

61) 同論文、12頁。

62) Westad, *The Global Cold War*.

ルールが形成され、かつ、c) そのルールを通じてアメリカが「ソ連とともに全情勢統制」をしている、この三つから構成されると判断してよいだろう⁶³⁾。

こうして、第二次世界大戦終結前後から1970年代までの米ソ関係は次のような経過をたどったものとして整理できる。まず、ヤルタ会談と第二次世界大戦終結の後、大国間外交の欠如状態が発生する。すなわち、「冷戦」状態の発生である。その後、1955年7月のジュネーブ四か国首脳会談を契機として大国間外交が回復した。こうして上記冷戦終焉の指標 a) は満たされた。

ケネディ・フルシチョフ政権期には、先述した大国の国際情勢認識方法(1)と(2)の間のベクトルのすり合わせを通じて、米ソ間のルール作りが試みられた。しかし、米ソ間の(2)に関する「現状の認識」が異なっていたためそれは失敗した。よって、大国間外交が回復していたにもかかわらず、冷戦は完全に終わったとまではいえないのである。ようやく、ニクソン・ブレジネフ政権期に再びシステムとルールづくりが試みられ、少なくとも米ソ間のルール作りには一定の成功を収めたことになる。つまり、冷戦終焉の指標 b) を満たしたかに見えた。

ただし柳沢はこの段階（1972年のニクソン訪ソ）で、冷戦終焉の指標 c) を満たしているかどうかについては、否定的に見ていた。なぜなら、冷戦終焉の指標 a) と同 b) を通じた米ソによる「全情勢統制」の試みは「パワー・センター間の諸国の動揺を引き起こし、あるいは、新システムに自国を適応させ（中立への移行）、あるいはアメリカの行動自体が示す統制力の減退を自国に有利に活用しはじめる（資源戦略）」からである⁶⁴⁾。そして、そのことは「アメリカに一層の『適用』を強いてゆく」という「反作用をおよぼしてくる」と指摘する。さらに、「情勢はつねに大国の政策決定者の予想をこえて進展してゆくという戦後30年の歴史の示す事実」から、冷戦終焉の指標 c) の不確実性を予測して柳沢は論文「大国間国際政治」を締めくくっている⁶⁵⁾。

さて、柳沢の1975年における冷戦定義は、その約10年後の1986年に発表されたギャディス(John L. Gaddis)の「長い平和(The Long Peace)」論を先取りしたものだと評価された⁶⁶⁾。この評価を下した渡辺昭夫の具体的な記述は、次の通りである。

「(柳沢が) 冷戦を『^(マ)(超) 大国間外交の欠如状態』と定義し、『大国間外交の復活』が冷戦の終結を意味すると述べているのは、今から見ると時代に先んじた論点の提示であった。そして彼はニクソン・キッシンジャー時代の「米ソ間ルールづくり」に注目して議論を展開している。これは先に紹介したギャディスの米ソ間の「ゲームのルール」形成という論点に合致する。ところで柳沢によれば、『冷戦とは何よりも米ソ間の関係であり、第

63) 柳沢「大国間国際政治」13頁。

64) 同論文、13頁。

65) 同論文、13頁。

66) 渡辺「冷戦とその後・序論」4頁。John L. Gaddis, “The Long Peace: Elements of Stability in the Post War International System,” *International Security*, Vol. 10, No. 4, pp. 99-142.

三世界の紛争にまで“冷戦”規定を及ぼすのは誤りである』。これまで扱ってきた『永い(ママ)平和』をめぐる議論は、すべて、この柳沢の定義に沿ったものと言える。」⁶⁷⁾

ただし、この後に続く渡辺の記述は、柳沢とギャデイスの議論を区別せず「長い(永い)平和」論の問題点を指摘している。

「しかし、『永い平和』という命題に対するより根本的な批判は、冷戦についてのこうした定義自体を問題とする。すなわち、米ソ間の平和は国際システム全体の平和を意味しないから、『永い平和』という問題の設定や、冷戦の重要かつ不可欠の構成要素である第三世界における紛争を度外視した冷戦の定義は不完全であるという議論が、それである。」⁶⁸⁾

はたして柳沢の冷戦論は、第三世界問題についてギャデイスと同じ解釈をしていたのであろうか。結論から言えばそれは明らかに異なっていた。本稿第1節で触れたように、ギャデイスは国際関係論のネオ・リアリストの議論を土台として冷戦解釈を展開している。それは、第二次世界大戦の結果として構成された二極構造に規律される形で、米ソ間で暗黙裡に「ゲームのルール」が形成されたと推察し、そこから欧州情勢の「安定」を演繹する⁶⁹⁾。このような米ソ間の均衡状態を「冷戦」ととらえ、よって冷戦とは言わば「長い平和」の状態にあると喩えている。既に整理したようにギャデイスの解釈に代表される冷戦史研究の立場を「ポスト修正主義」と呼ぶ⁷⁰⁾。

これに対して柳沢は、そもそも米ソ間の軍事的均衡を長期的に安定したものと考えていない。よって、1960年代や1970年代における米ソ間のルールづくりの試みを指摘しつつも、その先行きには否定的な解釈を示し、それが国際情勢全体の統御には直結しないと判断している。

柳沢は米ソ関係の安定ではなく、その反対の動きをむしろ重視していた。既に引用したように、「大国間国際政治」では第三世界情勢や中国、フランスなどの動向に米ソが対応を迫られてゆくことを指摘しているのである。対応を迫られてゆく中で、米ソ間のルールづくりが行き詰まることもあろうし、あるいは、米ソが先述の国際情勢認識を(1)→(2)から再び「“冷戦”状態」である(2)→(1)へと逆転させることもあるだろう(例、ソ連のアフガニスタン侵攻やレーガン政権初期のレトリックなど)。また、論理的には、国際政治において米ソ関係の持つ相対的比重が小さくなることすら排除していない。このように、米ソ関係を基軸とした冷戦の動向も当然、第三世界を含む「世界政治」の影響を被るわけである。

柳沢の論理展開をもう一度確認しておくと、米ソ関係を中心とする大国間の対立関係や冷戦は戦後世界情勢の大きな特徴ではあるが、あくまでそれらは戦後世界情勢を構成する要素の一

67) 渡辺「冷戦とその後・序論」4頁。

68) 同論文、4頁。

69) Gaddis, *The Long Peace*, p. 221–223.

70) 本文中において史料実証などに関する方法論上の特徴などは割愛した。研究史整理は、本稿の註番号9, 13の諸文献を参考のこと。

つである。戦後世界情勢の中で冷戦に匹敵する比重を持った要素は反帝国主義運動であり、その主要な表現が第三世界各地で展開された民族解放闘争であった⁷¹⁾。そして、「世界政治」の範疇にある反帝国主義運動を突き動かしている矛盾は、「国際政治」の範疇にある米ソ関係や冷戦を展開させている矛盾とは相対的な独自性をもっている。ただし、第三世界情勢と米ソ関係はほぼ同時期に展開されているために、それぞれの動向は完全に密閉された空間で展開されるわけではない。

柳沢は「システムとルールづくり」という観点から、この第三世界情勢と米ソ関係の連関をつかみとろうとしたのであった。しかもその連関は、冷戦の論理が第三世界情勢や米ソ以外の大国間関係に浸透していったという筋道ではなく、第三世界情勢の展開や諸大国の動向に米ソが対応を迫られる、という逆の筋道をたどりやすいことを指摘していたのである。1975年の冷戦定義（論文「大国間国際政治」）の土台には、このことを明確に示す二つの議論が据えられていた。それが、「現状の概念」と「国際政治組織論」である。次節ではこの詳細を検討することにした。

4. 「現状の概念」と「国際政治組織論」

4-1. 現状の概念

なぜ、ケネディ・フルシチョフ政権期における米ソ間のルール作りは失敗したのであろうか。前節で両国の国際情勢認識のずれに関する議論を紹介したが、そのずれをもたらした要因として、柳沢は第三世界情勢に関する米ソ間の「現状の概念」の相違を指摘している。

柳沢はウォルター・リップマン (Walter Lippmann) とアーサー・シュレジンジャー (Arthur M. Schlesinger, Jr.) の見解を参考にしつつ、米ソ間の現状概念の相違を次のように整理している⁷²⁾。米側は伝統的な勢力均衡論にもとづき、国際情勢全般において既に米ソ間の力が均衡しつつあるととらえ、第三世界情勢もその均衡を反映して固定化されると期待していた。つまり、現状を「国際勢力の中間に現存する均衡」と認識する「国家中心的・静態的概念」を用いている。ところが、ソ連側は、アジア・アフリカ各地で進行している社会・経済的革新こそが現状そのものであり、アメリカの期待するような第三世界情勢の固定化は現在進行している諸革命を後退させる譲歩に他ならないととらえた。つまり、現状を「動的なもの、あるいは潜在的可能性をもつもの」と認識する「階級的・民族的観点に立った動態的概念」とし

71) 柳沢の初期業績はほとんどが民族解放闘争の分析に関するものであった。主著『戦後国際政治史 I』と『同 II』でもその姿勢を継続していた。二巻のうち、『戦後国際政治史 I』の III 章（「ヨーロッパにおける対立」）を除く全章で、少なくとも一節は第三世界情勢を分析している。柳沢英二郎『戦後国際政治史 I 1944-1958』、『戦後国際政治史 II 1959-1973』現代ジャーナリズム出版会、1974年、1977年（再版時は柘植書房、ともに1985年）。

72) 柳沢英二郎「現状の概念」『法経論集』（愛知大学）第54号、1967年、73-99頁。

て把握していたのである⁷³⁾。

次に、なぜ、上記のような現状概念の相違が米ソ間のルール作りを困難にするのかについては、ハンス・モーゲンソー (Hans Morgenthau) の現状概念への批判を通じて議論を詰めている。柳沢によれば、モーゲンソーの現状概念は客観的に国際情勢を把握するための学問的な分析道具(「一般的規定」)に過ぎない。しかも、その観察対象は前出の「国家中心的・静態的概念」のみに留まっている。また、この分析道具は、西欧国家体系の枠内であれば時間と空間を横断して客観的・普遍的に適応できると想定されている。よって、現状概念と政策決定とがいかなる因果関係で結ばれているのかについては議論の対象とされていないという。

これに対して柳沢は、ある国の対外政策は国際的な勢力配分などの力学的要因に規定されるだけでなく、「現状概念によって規定される」と批判し、1950年代から60年代にかけての米ソそれぞれの政策決定の事例を題材にしてこれを論証している⁷⁴⁾。その上で柳沢はモーゲンソーの概念規定を「いわば閉ざされた規定あるいは過去からの終点としての規定」と批判し、異なった現状概念を採用していれば、当然政策も変化すると指摘する。その上で、変化し続ける国際的勢力配分と各国の政策との可変的な因果関係を把握しうる「具体的現状概念」を状況に応じて観察することを求める⁷⁵⁾。具体的現状概念とは「推測を含む概念であり、推測は仮定であるから、仮定を含む概念であり、そのようなものとしての、いわば未来に開かれた概念」だという⁷⁶⁾。

そして、ある政治家や国家の抱く具体的現状概念は、「情勢分析—推測—政策」という通常左から右へと移動する政策決定の過程を、反対に政策から逆算することで把握できるという⁷⁷⁾。つまり、対外政策の決定過程は、様々な選択肢の中から残された「二つの政策あるいは政策体系のいずれかを選択するのか」を決める過程であり、「(選択された政策と選択されなかった政策それぞれの抛り所となっていた) 二つの具体的現状概念のいずれかを選択するか、ということにほかならない」のである⁷⁸⁾。だから、ケネディ・フルシチョフ政権期には米ソ双方の「具体的現状概念」が異なっていたから、生み出す行動も当然異なっていたということになる。

4-2. 国際政治組織論

1975年の冷戦定義(論文「大国間国際政治」)の基軸をなす「システムとルールづくり」という議論の前提には、大国間に「国際政治組織論」の対立が存在しているとの認識が存在して

73) 同論文, 78-79頁。

74) 同論文, 83頁。

75) 同論文, 82頁。

76) 同論文, 82頁。

77) 同論文, 83頁。

78) 同論文, 83頁。

いた。この認識は、フルブライト (William J. Fulbright) 米上院議員の講演録に収められたド・ゴール (Charles de Gaulle) 仏大統領の外交政策に関する議論から得たものであった。「国際政治組織論」はおそらく柳沢独特の用語で、管見の限り1973年の論文「国際政治1972年—ネオ・ドゴリズムの世界」に初登場し、以後頻出するようになる⁷⁹⁾。ただし、柳沢はこの用語を自明のものとして積極的な定義を与えていないから、ここでは柳沢の言説を整理して帰納的に意味を確定させておく。

まず、国際政治組織論は「国際システムとルールをつくる」ための構想と理解してよいだろう⁸⁰⁾。ここにいう「国際システム」とは、簡単にいえば国家間関係の勢力配置を指す。まず考えられる類型は、米ソ一方による国際情勢の排他的管理、ないしは、米ソによる国際情勢の「共同管理」であり、次に、米ソによる自陣営の排他的管理と他陣営との対立、さらに、米ソそれぞれの陣営内国家による相対的な自立と米ソそれぞれへの抵抗、また、米ソいずれにも属さない勢力の台頭などが考えられるであろう。

同じ状況を地理的に接近して観察すると、北大西洋の兩岸を挟んで一方ではアメリカの統率する米欧結束、すなわち「大西洋共同体路線」(いわゆる「大西洋的ヨーロッパ」)が主張され、他方では「ドゴリズム」路線(いわゆる「ヨーロッパ的ヨーロッパ」)を仏が模索していた⁸¹⁾。ユーラシア大陸の東部においては、中ソ間の国際秩序構想の対立を捉えることになる。また、これら大国間関係と別の反帝国主義という文脈から生起してきた民族解放闘争の流れも存在する。これらを総合しつつ視野をより広角にとって観察すると、いわゆる一極構造、二極構造、多極構造という力の塊の数で世界的な勢力配置をとらえることになる。

なお、柳沢は前出のフルブライト講演録の内容を紹介しつつ、「ドゴリズム」(つまり当時のフランスによる国際政治組織論)を以下のように整理している。「まず、ヨーロッパを大単位にまとめ、それを米中ソなど大単位からなる世界に持ちこみ、そこに古典的ヨーロッパ時代のヨーロッパのシステムとルール、つまりバランス・オブ・パワーのそれを適用しよう、そのように世界を組織しようというものである⁸²⁾。そのシステムが相対的に安定するためには、「主要国間にパイプが通じていなければならない」という⁸³⁾。引用内の「パイプ」とは、政治、軍事、経済的な交渉の継続性ついて一定の信頼を各国が相互に保持している状態のことと判断

79) 柳沢英二郎「国際政治1972年—ネオ・ドゴリズムの世界」『国際問題研究所紀要』(愛知大学) 1973年、1-29頁。なお、本文中に触れた講演録は James William Fulbright, *Prospects for the West*, Harvard University Press, 1963.

80) 柳沢「大国間国際政治」1頁。

81) 丸括弧内はアルフレート・グロセール『欧米同盟の歴史』上、下、土屋莞爾ほか訳、法律文化社、1987、1989年の用語であり、柳沢と類似の概念整理をしていると判断してよいだろう。

82) 柳沢英二郎「自分史の中の戦中戦後 ⑩」『中日新聞』1985年12月26日夕刊。

83) 柳沢「国際政治1972年—ネオ・ドゴリズムの世界」24頁。

できる⁸⁴⁾。

これに対して当時のアメリカの国際政治組織論は、東西両陣営間の対立が世界化しつつあるとの情勢認識を背景としており、自らのヘゲモニー下に同盟・友好国をまとめることを目指していた。その一環として「大西洋共同体」を形成し、北大西洋条約機構（NATO）などの集団防衛組織やアメリカの提供する「核の傘」によってその結束を管理する構想を伴っていた⁸⁵⁾。こうして、米仏間には「西側と世界の将来の組織に関する二つの異なった概念の間の争い」が存在すると見なすわけである。

次に、先の引用内の「ルール」とは、あるシステム（勢力配置）の下で、国家の権力レベル（モラルなどを含まない外交政策）での利益追求を容認する範囲を複数国が相互に了解し合うことを意味する⁸⁶⁾。「ルール」の例としてキッシンジャーの言葉を引用すれば、「米ソ二国の行動を支配する原則をあらかじめ設定すること」である⁸⁷⁾。柳沢によればこうしたルールを形成する基盤には、第一に、複数国間の「国際政治の見方における共通性」（たとえば大国と小国との区分や勢力均衡の可能性など）が存在する。第二に、仮にルールに合意して行動をある程度制御したとしても自国の国内政治、経済、社会体制は揺らがないという「それぞれの体制について確たる自信がある」。そして第三に、国際政治情勢に関する『『現状』の概念』に差異がそれほどないことが必要であるという⁸⁸⁾。

この節の内容をまとめておこう。「世界政治」の範疇で展開されている第三世界の民族解放闘争などの認識方法をめぐって、「国際政治」の範疇にある米ソ間では1950年代から60年代にかけて「現状の概念」に齟齬が生じていた。また、米ソの推進する冷戦の論理による同盟国管理に対する中仏などの挑戦を受け、「国際政治組織論」をめぐる闘争も活発になった。このような情勢変動に対処するため、米ソ間の「ルールづくり」が試みられ、1970年代に入るとアメリカはそれを梃子として国際システム全体を再編成することを展望した。

これらの議論は、情勢分析、あるいは、理論研究の一方のみによって構築されたわけではない。柳沢の理論は戦後国際政治史全体を対象として情勢分析を積み上げていく中で紡ぎ出されたものであり、また、戦後国際政治史の情勢分析を通じて理論もその精度を上げていくという反復運動を伴っていた。1974年に刊行された第一巻にはじまり2002年刊行の第四巻で完結した主著『戦後国際政治史』は、まさにこの反復運動の証左である⁸⁹⁾。

84) 具体的分析は、柳沢『戦後国際政治史Ⅱ』281-288頁。

85) 柳沢「大国間国際政治」13-14頁、註(2)。柳沢『戦後国際政治史Ⅲ 1974-1980』柘植書房、1987年、7頁。

86) 柳沢「大国間国際政治」2, 4頁。

87) 1972年5月30日キエフ発 AP 通信。出典は、柳沢『戦後国際政治史Ⅱ』280頁。

88) 柳沢「大国間国際政治」6-9頁。

89) 同書第一巻の書評として、福田茂夫、「柳沢英二郎著『戦後国際政治史★1944-1958』、具島兼三郎著『現代国際政治史—冷戦構造の発展と崩壊』、『国際政治』第51号、1974年、160-164頁。

5. 1993年段階の冷戦定義と若干の論点

5-1. 1993年段階の冷戦定義

1987年12月におこなわれたレーガン（Ronald Reagan）大統領とゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）書記長による中距離核戦力（INF）全廃条約の調印式から間もなく、1989年に東欧民主化とベルリンの壁崩壊が起こり、1991年末にはソ連邦が崩壊した。1990年からの数年間、柳沢は大量の業績を発表している。これらは1993年に刊行された『危機の国際政治史 1917-1992』の準備作業としての側面もあっただろう。しかしそればかりではなく、国際政治情勢全般の大変動を目の当たりにして、柳沢はこれまでの冷戦定義や戦後国際政治史研究を総括する意欲を強くしていたからだと思われる。

これら一連の業績の中で、冷戦定義を総括する目的で書かれたのが、1993年に刊行された『国際政治経済辞典』の「冷戦」の項目であった。この中で柳沢は次のように冷戦を定義している。

「狭義には、アメリカの戦後国際組織（国際秩序）論を背景とし、激しい政治・軍事・イデオロギー闘争をとめない、第二次世界大戦後、約10年間続いた米ソ間の敵対状態をいう。広義には、公然、隠然たる米ソ間闘争（米ソ対立）を指し、1989年の東欧大変動を経て、1990年には終了が確認されたと解されている。」⁹⁰⁾

それでは、冷戦はどのようにして始まり、そして何をもって終わったのであろうか。上記引用において、柳沢は第二次世界大戦終結時にアメリカ側の提示していた組織論の受入れを手がかりとしてこの問題に取り組んでいる。その組織論とは、「(1)国際政治は国連で、(2)国際経済は自由貿易主義で、(3)核はアメリカ優位確保で、それぞれアメリカ主導下で組織するというもの」だったという。ソ連は(1)を受け入れたものの、(2)と(3)を拒否した。また、東欧問題をめぐって米ソ対立が激化し、アメリカはいわゆる「二重の独占」（資本と技術支援供給力、原爆とその運搬手段の独占）を強化してソ連圏の封じ込めを推進した。そして結果的に(1)も有名無実化する。これを狭義・広義双方の「冷戦」の起源としている。

このうち、「狭義の冷戦」とは、「米ソ間の“外交の欠如”状態を生み、ひたすら『力の外交』政策が追求された」状態であり、言い換えると「戦争瀬戸際政策」に他ならなかった。その中で、「国際問題をすべて東西対立あるいは両者の関係（東西関係）の一環と見る、相互不信の抜きがたい冷戦観」が定着したという。その後、朝鮮戦争とインドシナ戦争の終結、バンドン会議、そしてアメリカと西側による「二重の独占」と武器供給能力の独占（以上を合わせて柳沢の発案した用語では「三重の独占」）をソ連が打破したことを契機として、ジュネーブ四か国首脳会談が開催される。こうして「狭義の冷戦」は、1955年7月のジュネーブ四か国首脳会談で終わる。

90) 柳沢英二郎「冷戦」、川田侃、大島英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、1993年、657-658頁。

しかし、その後1960年代から70年代にかけて、米ソ双方の国際情勢統制力の弱まりを背景として、米ソ間のルールづくりが試みられた。しかし、「広義の冷戦」は継続しており、1980年代に入ると「軍事負担とハイテク競争に敗れたソ連がまず大転換を行い、アメリカ側も呼応し（ゴルバチョフの登場、レーガン政権第2期）、米ソ間の広義の冷戦は終わった（1989-1990年）」という。ソ連はアメリカ側組織論の(2)の一部を受け入れ、(3)は米ソ間の均衡維持と相互削減を双方が尊重し、(1)の機能が復活したという。

柳沢は、この1993年の冷戦定義を「私の冷戦研究の一応の結論とした」と回想しているが⁹¹⁾、その後も（広義の）冷戦終焉の時期、冷戦終焉過程、冷戦終焉後の世界について修正や補遺を施している。以下、この三点の具体的内容とそれらに関する若干の論点をまとめておく。

5-2. 論点1 冷戦終焉の時期

『国際政治経済辞典』と同年に刊行された『危機の国際政治史 1917-1992』では、「広義の冷戦」終焉過程とその時期をより具体的に記述している。まず、「広義の冷戦」の最終的な終焉時期を1990年4月の全欧安保協力会議（CSCE）の第1回経済会議で採択された「ボン経済宣言」に求めている。「ボン経済宣言」は、私有財産制度と経済活動の自由が経済活動の基本原則であることを前文で宣言し、さらに、ソ連と東欧諸国の市場経済化に向けた努力目標を示したことで、中央計画と国家の指令に基づく社会主義経済を事実上否定した。柳沢は次のように述べている。

「『ボン経済宣言』にソ連が同意することによって、冷戦は終わった。核競争の逆転や外交上の対立の消滅や西側のいう『ソ連膨張主義』（第三世界も含む）の取り消しだけでなく、自己の社会経済体制と哲学を否定し、西側のそれを認め受け入れる意思表示を暗黙の形でしたことによって、少なくとも相手のルールを受け入れたことによって。」⁹²⁾

ただし、柳沢は当時の米ソ両国首脳の認識と言説に焦点を当てた分析もおこなっている。そちらを重視すると、1990年4月の「ボン経済宣言」より少し前に冷戦が終焉したと解釈する余地も残している。その一端は、『危機の国際政治史』やその後2002年に刊行された『戦後国際政治史IV』にもみられる⁹³⁾。

米ソ両国首脳の認識と言説について柳沢は、まず、アメリカの対ソ認識が1989年初夏頃に変化し、レーガン政権期よりも一層踏み込んだ対ソ政策を展開したことに注目している⁹⁴⁾。具体的には、89年5月12日にブッシュ（George H. W. Bush）米大統領の行った対ソ政策演説

91) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』176頁。

92) 柳沢ほか『危機の国際政治史 1917-1992』364-365頁。

93) 柳沢英二郎『戦後国際政治史IV 1981-1991』柘植書房新社、2002年。

94) 柳沢ほか『危機の国際政治史 1917-1992』361-363頁。

とその後の情勢変動を分析している⁹⁵⁾。この演説でブッシュ大統領は、ソ連の「国際秩序復帰がわれわれの最終目標」であることを明らかにした⁹⁶⁾。その上で「最終目標」達成のために、ソ連のさらなる軍備縮小やブレジネフ・ドクトリンの確実な放棄などを要求したのである。同年6月2日には、ソ連への要求を繰り返しつつ「今こそ冷戦に終止符を打つときだ」と訴えたのであった⁹⁷⁾。つまり、「冷戦の終止符」はソ連の「国際秩序復帰」によって打たれること、そしてそのための条件が軍縮やブレジネフ・ドクトリンの放棄であると主張したのであった。まさに、アメリカは「遠からずくるペレストロイカの挫折を予見し、取れるものを最大限取るという政策」に向かったのである⁹⁸⁾。

柳沢の解釈に従えば、このアメリカの対ソ政策は、1989年の夏から秋に欧州通常兵力制限(CFE)交渉や戦略兵器削減交渉(START)などの進展をもたらし、また、東欧民主化へのソ連の不干渉などの成果ももたらした。よって、同年12月のマルタ米ソ首脳会談で両首脳は「冷戦」終結を宣言したという。すなわち、「アメリカからみると、ソ連から欧州にいたる地域の動きやソ連の第三世界政策はアメリカの希望通り進んだ。だから冷戦終了を語りえた」というのである⁹⁹⁾。

ゴルバチョフ書記長も米ソ間の軍縮交渉における一定の進展を受けて、1989年7月に「戦後の冷戦の時代は終わった」と初めて語っていた¹⁰⁰⁾。ゴルバチョフ書記長にとって、最重要課題はソ連国内の社会経済改革(「ペレストロイカ」)を成功させることであり、対米関係の改善はその手段として位置づけられていた。よって、ペレストロイカ成功のためには対米関係改善だけでなく、ソ連の社会経済制度を支えるイデオロギーの抜本的見直しも必要となる。それを明示したのが、1989年11月26日付の『プラウダ』紙に発表されたゴルバチョフ論文であった。この論文はレーニンの言説やソ連の社会主義イデオロギーを脱神話化し、「社会主義を国家の支配原理から日常哲学に変えた」のであった¹⁰¹⁾。この変化があったからこそ「ゴルバチョフはマルタに出かけ、冷戦をおさめた」という¹⁰²⁾。

つまり柳沢は、1989年12月のマルタ米ソ首脳会談での両首脳による冷戦終結宣言、あるいは

95) 同演説の全文は、George H. W. Bush, "Remarks at the Texas A&M University Commencement Ceremony in College Station, May 12, 1989," *Public Papers of the President of the United States*, [hereafter *PPPUS*], 1989 Book I, GPO, 1990, pp. 540-543.

96) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』110-111頁。

97) 柳沢ほか『危機の国際政治史 1917-1992』362頁。発言の全文は、George H. W. Bush, "Remarks on Arrival in Portsmouth, New Hampshire, June 2, 1989," *PPPUS*, 1989 Book I, pp. 667-668.

98) 柳沢『戦後国際政治史IV』128頁。

99) 柳沢ほか『危機の国際政治史 1917-1992』363頁。ブッシュ大統領の回想は、George H. W. Bush and Brent Scowcroft, *A World Transformed*, Alfred Knopf, 1998, pp. 162-163, 207.

100) 柳沢『戦後国際政治史IV』137-138頁。

101) 同書, 139頁。

102) 同書, 134頁。

は、89年7月から11月頃のソ連側の発言など、米ソ両首脳の言説を指標とした冷戦終結解釈を必ずしも否定していない¹⁰³⁾。しかしその結果として、冷戦終結時期について二通りの解釈の余地を残している。一つは、アメリカの提示する「ルール」をソ連が国際的に受け入れたことに重点を置くものであり、冷戦終結の時点は90年4月のCSCEボン経済宣言となる。もう一つは、ソ連が自らの原理を国内的に放棄したことに重点を置く解釈であり、冷戦終結の時点は89年11月のゴルバチョフ論文、または、同年12月のマルタ首脳会談となる。後者の解釈を展開している『戦後国際政治史IV』の刊行時期の方が新しいが、両者の連関についての具体的な説明は見当たらない。冷戦終結時期に関する二つの解釈の時間差はわずか数か月間であるものの、その整合性についての説明が期待される。

そのためであろうか、『戦後国際政治IV』の出版から数か月後に刊行された『逍遙 現代国際政治史の世界』では、晩期業績全体を踏まえた上で次のように冷戦史の時期区分を整理している。

「冷戦第一期は1955年の東西首脳会談（著者注「ジュネーブ四か国首脳会談」のこと）で終わった。続く第二期は72年のニクソン訪中・訪ソによる「両陣営の対立の終わり」で終わった。続く時期は『デタント』の普遍化の中で、ついにソ連が自壊してゆく時期となり、体制の対立が終わり、資本主義体制の勝利を軸とする「西側体制」の勝利に終わった。第四巻を書き終えたいまは、ソ連自壊までを三期に分けて考えている」¹⁰⁴⁾

この引用に明らかなように、柳沢はソ連の崩壊までを（広義の）冷戦の期間に含みこんでいる。よって、事実上第三の解釈を提示することで90年4月（第一の解釈）と89年末（第二の解釈）との齟齬を止揚する形で冷戦終結時期に関する問題の解決をはかったと考えられる。

では柳沢は、冷戦の終わりとして、冷戦とは相対的に異なる力学によってもたらされたであろうソ連「自壊」との関係をどのように整理していたのであろうか。次項で分析してみよう。

5-3. 論点2 冷戦終結過程とその力学

本稿第3節で議論した冷戦終結の指標 a), b), c) に照らし合わせると、1980年代末から90年代初めに出現した「広義の冷戦」の終焉過程では、a) を満たしつつも、b) については部分的にしかそれを満たしていない。また、c) については1990年上半期のドイツ統一交渉や1991年1月に勃発した湾岸戦争にその片鱗が見られたものの、91年12月にソ連が崩壊したためにこれも未完に終わった。

そのため、「広義の冷戦」の終焉期には、米ソ間の交渉によって冷戦を終わらせてゆくという作業とともに、本来ならば米ソ間の冷戦とは相対的に区分されるべき動きとが並行することになった。前者の作業が、東欧民主化とドイツ統一交渉、あるいは湾岸戦争に関する国際協調

103) 同書、138頁。

104) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』177頁。

の構築だとすれば、後者の内容は、東欧のみならずソ連も対象としたヨーロッパ国際秩序の再編を指す。後者を具体化する試みは、先に触れた1989年夏前後のアメリカによる対ソ認識と政策の変化として表現されていた。

そして、ブッシュ政権の主張した形でソ連の「国際秩序復帰」を実現しようとするならば、欧州国際秩序もソ連や東欧諸国を加えた形で再編しなければならない。その条件や枠組みについては、冷戦後の国際秩序運営の基軸を担うことになったアメリカとその西ヨーロッパ同盟国の間で重要な争点となる。『戦後国際政治史IV』は、この交渉過程の一端を分析している¹⁰⁵⁾。それをまとめると、アメリカは統一ドイツのNATO残留論と本格的な対ソ経済支援への消極論を強く展開し、また、東欧諸国の経済再建のために設立される欧州復興開発銀行の権限縮小を主張した。欧州側、特にフランスは当初ドイツ統一交渉そのものに消極的であり、統一交渉が具体化したのちもCSCEや欧州共同体(EC)を基盤とした欧州安全保障秩序再編に意欲を見せていた。対ソ経済支援についても積極論を展開し、欧州復興開発銀行に実質的な支援能力を備えることも主張した。しかし、結果的にはアメリカの方針が概ね貫徹された。

このように、「広義の冷戦」終結の時期には、東欧民主化やドイツ統一といった周知の冷戦終結に向けた動きだけでなく、ソ連解体と旧ソ連構成国の西側国際秩序への編入という動きも起こっていた。この点に関して、1964年に柳沢は「体制間の矛盾は、どちらかの体制が消滅するまで存在し続けるが、冷戦はその前にも終わらう」と記していた¹⁰⁶⁾。2002年刊行の『逍遙 現代国際政治史の世界』でもこの見解を否定せず、むしろ傍点を付して強調している¹⁰⁷⁾。つまり、冷戦終焉過程とソ連解体過程とは完全に連動したものではなく、相対的に独自の過程として捉えていると判断してよいだろう。

もちろん、ヨーロッパでの冷戦終結過程は二層構造によって構成されており、その第一層では東欧民主化やドイツ統一が進行し、第二層ではソ連解体とその「国際秩序復帰」が進展していたと仮定することも可能であろう。ただし、論者によっては二つの層の異同を明確にしないまま、主に第二層における現象を論拠として(アメリカのソ連に対する)「冷戦勝利」論を主張するであろう。またそれは、アメリカによる一方的な強制力行使を正当化する論拠としても利用されやすくなる。ゆえに、ヨーロッパでの冷戦終結過程は二層構造であったと解釈したとしても、東欧民主化やドイツ統一とソ連解体とその「国際秩序復帰」という二つの動きをもたらしたそれぞれの要因を把握すべきであり、また、それらの要因と結果(冷戦終焉)との因果関係(ないしは政治力学)に関する歴史的分析も必要である。

なお、柳沢による1993年段階の冷戦定義は、1970年代後半から80年代末にかけての「広義

105) 柳沢『戦後国際政治史IV』第VI章。

106) 柳沢『現代政治入門』298頁。

107) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』170頁。

の冷戦」の展開とその終焉をもたらした因果関係について二つの解釈の可能性を残していた。一つの解釈は、レーガン政権による「新冷戦」政策によりソ連側が妥協を迫られ、東欧民主化とドイツ統一をもたらしたというものである。もう一つは、1970年代から米ソは国際情勢全体への統制能力を失っていた。よって、レーガン政権一期目の対ソ強硬論にも関わらず、欧州諸国による「デタント」の動きは持続的に存在していたとする解釈である。だから、レーガン政権の諸政策と東欧民主化やドイツ統一との直接の因果関係を認めないことになる。

『戦後国際政治史IV』では、少なくとも1970年代後半から1980年代前半の動きについて後者の解釈を重視することを明確にしている。同書では特に、レーガン政権のレトリックと実際の米ソ交渉姿勢との齟齬を指摘している。具体的には、1980年3月にレーガン政権は対ソ強硬論を強調したものの、同年4月に「NATOの二重決定」を受け入れ、5月のNATO外相会議でヘイグ米務長官は欧州核ミサイル交渉開始表明を行った。そして10月に「核戦略強化計画」で核軍拡を表明しつつも、11月には米ソ戦略兵器削減交渉（START）を呼びかけた（いわゆる「ゼロ・オプション」提案）。実質的には「STARTをめぐる米ソ交渉こそレーガン時代を特色づける」ものになったのである¹⁰⁸⁾。「一言で言えば、レーガン時代とは西欧ベースのデタントが基本の時代であり、アメリカ・ペースの『新冷戦』の時代と解釈してはならない」と結論付けている¹⁰⁹⁾。なお、柳沢は「デタント」を「たんなる緊張緩和ではなくて、敵対勢力とのバランス・オブ・パワーを前提とした緊張緩和である」としている¹¹⁰⁾。

このようにして、レーガン政権の対ソ強硬策によってソ連が追い込まれ、「広義の冷戦」の終結を迎えたという解釈は否定される。本稿「はじめに」で触れたように、1960年代から70年代を対象とした欧米政治外交史や国際制度論研究の多くは、CSCEの「ヘルシンキ宣言」を始めとする「ヨーロッパ・デタント」の動きがソ連と東欧の政治体制の正統性を侵食したために、あるいは、反体制派の存在を間接的に擁護したために、ソ連・東欧の社会主義政治体制の崩壊と冷戦終焉の要因を構成したと指摘している。柳沢の議論は、1980年代の欧州国際関係史の基調を「新冷戦」とみなさず「デタント」にあったと解釈する点で、これらの研究と一定の共通性を持つ。

しかし、これらの研究との相違点も存在している。それは、東欧の民主化やドイツ統一という「広義の冷戦」の終わりをもたらした動きと、ソ連の崩壊をもたらした動きとを区分している点である。前者については、デタントとの因果関係を必ずしも否定していない。これと反対に、ソ連崩壊過程とデタントとの因果関係はそれほど重視していない。むしろ、ソ連は経済的に困窮すると同時に民族問題の取り扱いに失敗して「自壊」したと解釈しているのである¹¹¹⁾。

108) 柳沢『戦後国際政治史IV』37頁。

109) 同書、37頁。

110) 同書、33頁。

111) 同書、IX章。柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』120、177頁。

また、ソ連の「自壊」過程を起動しうるような国際環境からの入力をさぐるとすれば、それは、1980年代のレーガン政権による対ソ強硬策ではなく、1950年代から60年代にかけての米ソ核軍拡競争に行きつくという。当時アメリカはソ連に核軍拡で圧力をかけ、高度な技術と予算を必要とする核の「対兵力戦略」を推進し、ソ連の採用していた核の「対都市戦略」に対抗した。ブレジネフ時代にソ連側は何とかアメリカの核戦略に追いついたものの、70年代には「息切れしてしまった」と指摘している¹¹²⁾。つまり、50年代から60年代にかけての米ソ核軍拡競争によりソ連は社会経済的に疲弊し、それがレーガンの対ソ強硬策やデタントよりも、ソ連崩壊の要因に結びついたと解釈しているわけである。

ちなみに、デタントと冷戦終焉過程の連関についても付言しておこう。デタントが1980年代の国際政治の特徴であったとしても、冷戦終焉過程でデタントが決定的な役割を果たした、あるいは、デタントがその後においても持続していると考えてよいのであろうか。柳沢は1980年代半ばまではともかくとして、80年代後半以降の冷戦終焉過程におけるデタントの役割について他の研究ほどは重視しておらず、また、冷戦終焉後のデタントの継続性については否定的であると見てよいだろう。

この点に関しては、先述のように1989年5月頃からアメリカはソ連の「国際秩序復帰」を目標に据えるようになった。そして、この政策の妥当性をめぐって米欧間で対立があったこと、また、そのような対立にもかかわらずアメリカ側の意見が貫かれたことを確認した。つまり、アメリカは米ソ間のデタントをこの局面で放棄し、対ソ政策を強硬にしつつヨーロッパ秩序再編に関する米欧間の権力闘争を惹起したのである。では、それが具体的にどのように展開され、何をもたらしたのであろうか。次項では、冷戦後の国際情勢に関する柳沢の他の議論も紹介しつつ、これらの問題を具体的に検討してみよう。

5-4. 論点3 冷戦終焉後の世界

冷戦終結後の世界においては、前項でも整理したようにアメリカの国際政治組織論が秩序再編の一つの基軸をなす一方で、米ソ関係への関心が高かったために従来は看過されやすかった問題が鮮明に見えてくるようになる。

まず、アメリカの国際政治組織論の変容についての柳沢の見解をまとめておこう。1989年11月のベルリンの壁崩壊の後、90年3月のペルシャ湾岸戦争、90年10月のドイツ統一、91年12月のソ連崩壊、92年12月の米ソ戦略兵器削減交渉（START II）妥結、同月の北米自由貿易協定（NAFTA）調印、1993年1月のソマリア介入を経て、アメリカは本稿5-1で触れた第二次世界大戦後の国際政治組織論を次のように変化させたという。(1)の「国際政治は国連で」については「全面的にそうなり」、(2)の「国際経済は自由貿易主義で」については、欧州市場統合をにらみつつアメリカの主導権確保を最優先課題とし、(3)の「核はアメリカ優位で」につい

112) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』177頁。

ては、その焦点がソ連との対抗から、イラクを始めとする「第三世界核拡散防止」へと移行したという¹¹³⁾。

つまり、国際情勢全体における米ソ（ロシア）関係の比重が相対的に低下したことで、国連の機能は回復したかに見えたものの、冷戦後の秩序再編に関する西側諸国間対立はより激しくなった。また、発展途上国と先進工業国との間の「南北問題」もより深刻になった。そこで、1993年の段階で柳沢は冷戦後の世界の特徴を次のように推察している。冷戦期のような「軍事的パワー」ではなく、「経済パワー」の対立という状況が支配的になるという仮定のもとで、「日、中、米、欧四単位間、各単位と周辺国との間に『新列強時代』ともいべき状況が現れつつあるというべきか」として、その特徴は1920年代と近いものになるという¹¹⁴⁾。

柳沢がこの推論を提示した後、国際情勢は次のような展開をたどった。まず、1990年代を通じてアメリカは国連の手続きを迂回して対外強制力行使を行うことを主張し、冷戦後の秩序再編に関する米欧対立はより先鋭になった。アメリカは旧ユーゴスラヴィア紛争への介入と現地紛争当事者間の勢力配置の組み換えを推進することで、米欧間の軍事力の差をまざまざと見せつけ、冷戦後の秩序再編の主導者としての地位を確保した¹¹⁵⁾。この流れの中で1990年代後半には「(アメリカ) 独断専行主義」(ユニラテラリズム) が鮮明になった¹¹⁶⁾。「独断専行主義」は、西側諸国間の利害対立が先鋭になっている状況において、アメリカの利益を確保するための軍事力行使を正当化する論理であった。2000年代に入るとこの論理をもとにして「対テロ戦争」を開始し、アメリカに有利な形で国際的勢力分布を再編成しようと試みた。

この過程を通じて、アメリカによる国際政治組織論は次のように変化したと考えてよい。先に触れた第二次世界大戦後の国際政治組織論のうち、(2)国際経済については、西側諸国に対するアメリカの軍事的な優位を背景として先進国の市場開放を要求しつつ、自らの市場を確保するために新興国を含む地域統合を推進する。(3)核と軍事問題については、ミサイル防衛を含む技術革新を通じてアメリカと西側同盟国との主従関係を固定化しつつ、核拡散のおそれのある国には軍事力行使を躊躇しない。こうして、(1)主要国間の利害調整は、国連ではなくアメリカの力を通じて行われる。

1990年代後半から2000年代初頭にかけて、コソヴォ紛争への軍事介入や「対テロ戦争」開戦の過程など、アメリカ「一極支配」を具現化するような諸現象が見られた。しかし、「対テロ戦争」はイラクやアフガニスタンの治安だけでなく、南アジアと中東地域情勢全体を不安定

113) 柳沢ほか『危機の国際政治史 1917-1992』397頁。

114) 同書、399頁。柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』185頁。

115) 柳沢は冷戦後の国際秩序再編と旧ユーゴスラヴィア紛争の連関を重視していたと考えられ、『逍遙 現代国際政治史の世界』の結びではバルカン地域情勢と旧ユーゴスラヴィア史を専門とする定形衛氏に論考を委ねている。同書、183、202-226頁。

116) この訳語は熊田亨中『新聞欧州駐在客員によるもので、柳沢は語感が実態をよく言い当てていると評価している。柳沢『逍遙 国際政治史の世界』182頁。

化させた。それは西側諸国間の結束を揺るがせ、また、アメリカの軍事力と経済力の限界も露呈させた。さらに、いわゆる BRICs 諸国の経済的台頭やイランをはじめとする反米諸国の政治的影響力の拡大にも直面している。冷戦終結直後の1990年代初頭から2010年代までを通してみたとき、アメリカによる一極支配は過渡的な現象であったといえるだろう。

それでは、冷戦後の国際情勢の特徴は1920年代と類似しており、いわば「新列強時代」にあるという柳沢の推論は説得力を持っているのであろうか。9.11事件から米国内でイラク攻撃論が本格化するまでを観察していた柳沢は、ともに2002年刊行の『戦後国際政治史IV』と『逍遙 現代国際政治史の世界』で1993年の上記推論に若干の補正を施している。まず修正したのは、各国間の関係を規律する力が「軍事的パワー」（政治力を含む）から「経済的パワー」へ移行するとの仮定であった。そのような移行をむしろ否定的に見るようになったのである。

この判断に至るまでの具体的な作業として、柳沢は1980年代末から90年代初頭における冷戦の終結時期の諸動向を再検討している。この再検討を通じて、まず、柳沢は米欧対立の根深さとその含意を従来よりも重視するようになった。そのきっかけを与えたのは、既に本稿第5節2項で論じたソ連の「国際秩序復帰」に関する米欧交渉の分析であった。この米欧交渉の結果として、フランスは「対米自立」という冷戦期のドゴール主義の基調を残しつつも、ドイツ統一を受けて東欧・ソ連を含めた対独勢力均衡の確保を目指すようになったという。

この転換を柳沢は、「欧州復興開発銀行に込められたフランスの政策は、かように、経済中心から政治中心へ、戦後的発想のドゴール主義から、戦前の伝統的外交の発想へと変わった。そこにすでに、米ソ対立としての冷戦時代のあとにくる世界が何であるのかが示唆されていた」と総括している¹¹⁷⁾。「戦前の伝統的外交の発想」が具体性を持つ状況とは何か。それは世界各国が勢力均衡の達成を一応の目標としながらも、大国間で熾烈な権力闘争が展開される状況に他ならない。この点に関しては、1920年代と一定の類似性を認めてよいだろう。

もう一つの修正点は、国際情勢全体において南北問題の持つ比重の大きさを再認識したことであった。かつて柳沢は、第二次世界大戦後の「世界政治」における「根本的な矛盾」を南北問題が構成していると主張してきた。この主張にもとづき、冷戦を第一義的に米ソ関係の問題と主張してきたから、当然、冷戦終結過程の分析において南北問題は副次的な課題となる。しかし、1980年代から現在までを通してみれば、アメリカのみならず西側先進工業国の持つ国際情勢全体に対する統制力は低下しつつある。「対テロ戦争」は西側諸国間の結束を揺るがせ、また、アメリカの軍事力と経済力が衰退局面にあることも露呈しつつある。対照的に、いわゆる BRICs 諸国、イラン、トルコのなど新興国の国際政治・経済両面における影響力は拡大している。

そこで柳沢は、冷戦やその終結過程とは相対的に独自の問題として南北問題を改めて取り上

117) 柳沢『戦後国際政治史IV』149頁。

げ、1980年代にさかのぼってその展開を再検討している。この際、柳沢は二つの論点を検討している。一点目は、1970年代に盛り上がっていたはずの南北格差の是正要求運動がいつの境に転機を迎え、なぜ、1980年代にはやや低調になったのかである。二点目は、冷戦終結後、南北格差の是正要求運動はどうなったのか、それは冷戦後の国際情勢においてどのような意義を持っているのかについてである。

一点目について。柳沢はサッチャー英元首相 (Margaret Thatcher) の言動を分析する中で、南北格差是正運動の転換点が1981年10月に開催された史上初の南北首脳会議 (「カンクン・サミット」) にあったことに気付いたという。それまで南側による格差是正要求は「新世界経済秩序宣言」などで盛り上がりを見せていた。しかし、サッチャー英首相とレーガン米大統領 (ともに当時) の両者が「カンクン・サミット」でこの要求に立ちはだかった。英米両首脳の主張をまとめると、「援助 (=再分配) よりも貿易 (=富の輸出)こそが途上国に必要なのであり、その逆ではない。先進国の第一の責任は、先進国市場にできるだけ自由に参入できるようにしてやること」だという¹¹⁸⁾。サッチャーはIMFと世界銀行の独立性が維持されたことと、この種の南北首脳会議がこれで最後であったから、「カンクン・サミット」を「成功」と総括している¹¹⁹⁾。ところが、この論理の延長線上に展開された「グローバリゼーション」は、先進国側よりもむしろ途上国側への市場開放圧力を強化し、結果的に南北格差をますます拡大したのである。

二点目について。「グローバリゼーション」にもかかわらず途上国側は先進国市場への十分なアクセスを得られず、また、それが南北格差を一層拡大させただけだとしたらどうなるのか。当然、「グローバリゼーション」への批判と資本主義経済の運営方法への是正要求が高まってくることになる。2004年4月にキューバのハバナで開催されたG77グループによる「南北サミット」(ハバナ会議)と、そこで採択された「ハバナ宣言」はまさに資本主義経済の運営方法の是正を要求していた。柳沢は「ハバナ会議は冷戦後に来るものが南北対立であることを如実に示した」と指摘している¹²⁰⁾。

まとめると、大国間の熾烈な権力闘争と世界経済の運営方針をめぐる南北間の利害対立、この二つが冷戦後の世界の大きな特徴をなしていると柳沢は指摘している。この二つから織りなされる世界はどのような展開をたどって変転してゆくのであろうか。現状を緻密に分析してこの変転の経過を記録しておくこと、これは柳沢から今日の研究者に託された課題の一つである。

118) 同書、41頁。

119) 同書、41-42頁。Margaret Thatcher, *The Downing Street Years*, Harper Collins, 1993, p. 170.

120) 柳沢、前掲書、272頁。

おわりに

本稿は冷戦の定義の変遷を手掛かりとして、柳沢の業績を振り返った。もちろん、民族解放闘争や中ソ論争の分析など、柳沢の世界情勢認識の土台を構成していたいくつかの部分について本稿の議論は不足している。この点を自覚しつつも、冷戦史研究の文脈において柳沢の業績をどのように位置づけられるのかをまとめておきたい。

まず、柳沢の基本的な問題意識は、「(左翼)修正主義」(あるいは「ウィスコンシン学派」)の冷戦史研究と一定の共通性をもっていると判断してよい。なぜなら、冷戦の起源について「ソ連の膨張」政策よりもアメリカの国際政治組織論の展開に焦点をあてており、また、アメリカの国際関与の主要動機を世界各地の市場(門戸)開放にあると解釈しているからである¹²¹⁾。ただし、(左翼)修正主義の枠組みを超える部分にも踏み込んでいる。その一つが、米ソ間の「システムとルールづくり」に関する分析であり、もう一つが冷戦を米ソ関係に関するものにとらえ、民族解放闘争の根底には冷戦と相対的に区別されるべき矛盾が存在していることを重視する分析枠組みである。

米ソ間のルールづくりに関しては、本稿第2節で論じたように「ネオ・リアリズム」に影響を受けた「ポスト修正主義」の冷戦史解釈を先取りしていたとの評価を受けてきた¹²²⁾。それは、1960年代後半から70年代初頭の米ソ関係を記述した際に生じた、柳沢と後発の諸論者との類似点に着目した評価であった。類似点は、ニクソンとキッシンジャー外交のねらいと当時のアメリカ政府の情勢分析についての解釈であった。しかし、柳沢とネオ・リアリズムやポスト修正主義の間には、いかにして当時のアメリカ政府の直面した世界情勢が形成されてきたのか、そして、なぜニクソンとキッシンジャーは独特のねらいを定める必要があったのかに関する分析が大きく異なっていた。その相違は、世界情勢の推移に関する認識や歴史観の違いにまでさかのぼる根本的なものであった。

ネオ・リアリズムやポスト修正主義は二極構造を事実上の与件として、そこから諸国家の行為を演繹しており、その論理展開は静態的である。これに対し、柳沢は動態的国際政治観を提示していた。それは、世界情勢認識において時間と空間を超える与件を設定せず、米ソ対立、東西各陣営内の対立、民族解放闘争などの複数の動向を包含して理論化を試みるものであった。また、それぞれの対立に関するアクター、争点、勢力構図だけでなく、複数の動向のそれぞれが世界情勢全体に与える影響の軽重すら時間の推移とともに変化することまで想定してい

121) マーシャル・プランに関する分析にこれらの特徴がよくあらわれている。柳沢『戦後国際政治史Ⅰ』48-56頁。また、『危機の国際政治史 1917-1992』には、市場(門戸)開放をアメリカ外交の主要動機と解釈するラフィーバー(Walter LaFeber)の著作が数多く参照されている。なお、この点に関する研究史動向については、本稿の註番号7, 11に加え、福田茂夫「アメリカにおける冷戦論争の収束」『国際政治』第53号、1975年、16-29頁を参照。

122) 渡辺「冷戦とその後・序論」4頁。

た。つまり、国際システムが各アクターの行為を規定するという閉じた論理展開を排除し、その逆の過程も視野に入れた議論を積み重ねてきた。

これらの蓄積を通じて、柳沢は、(左翼)修正主義やポスト修正主義のいずれとも異なる独自の冷戦解釈の視座を確立した。その視座とは、冷戦の「起源」だけではなく「終わり」も常に意識するものであった。さらに、その独自の視座は、戦争や紛争の終結過程の中に新しい権力分布の変動を見出し、かつ、その中に芽生えた諸勢力間の新たな対立関係がその後に及ぼす影響までも判断しうる精緻な情勢分析によって支えられていた。こうして柳沢は、冷戦の終焉過程とその後の国際情勢の連関についてまで視野に収めたうえで、何をもって冷戦が終わったと判断すべきかの指標を提示しえたのである。

今後、冷戦史の時期区分論や冷戦終結過程の史料実証が進展するであろう。柳沢の研究はそうした新たな研究にとっても重要な指針となり続けるに違いない。

「現状」概念論と現状変更

——1945年と1949年の現状変更をめぐる論争——

加藤 正 男

1 はじめに

柳沢英二郎は多くの研究業績を残しているが、その業績の一つにあげられるのが1967年に発表した「現状」概念論である。柳沢は、政治史を書いているうちに、政策転換の背後に現状概念の転換があった例を知り、この視点で戦後史を読み直せないかと思い、いささか強引に書いてみた、と記した¹⁾。

この柳沢論文が発表された時期は、まだ第二次世界大戦以降にかかわる外交文書など一次資料が未刊であり、また関係者の回顧録や研究書など二次資料も一部しか刊行されていなかった。そのため、柳沢は資料的制約の中で当時の新聞をベースに分析し、仮説をたてた。その後、1970年代以降外交文書が順次公開され、多くの回顧録、研究書も刊行されるようになった。その結果、トルーマン政権内部での政策論争の内容が明らかとなった。

1986年、柳沢は「軍人・政治家・理論家」で戦後初期5年間のアメリカの対外政策に関する三つの立場、すなわち軍人・政治家・理論家の比較に関する論文を発表し、1967年に発表した論文をふまえて、トルーマン政権初期の政策論争を分析、評価した。同論文では、T・H・エツォルドとJ・L・ギャディスが編集した『封じ込め—アメリカの政策と戦略についての資料集 1945-1950』に掲載されている一次資料を中心に分析、評価を行い、政策論争の前提にある革命への危機に注目した²⁾。柳沢は、軍人が仮想敵国ソ連に注目して体系的軍事戦略を対置するとき、トルーマン大統領など政治家は「ソ連の外の世界」(最初はヨーロッパ)に起こりつつある「革命の危機」に注目した。理論家ケナンのソ連論とそのソ連膨張論とが、軍人にとってはソ連への注目を助けるものとなるとき、政治家にとっては、ソ連の外の世界の人びとへの反抗の呼びかけにとって、好都合なレトリックとなる、と柳沢は指摘した。柳沢は、ケナンを

1) 柳沢英二郎「「現状」の概念—政策形成の前提と転換点—」『法経論集』(愛知大学)第54号、1967年、73-99頁。この論文は、柳沢英二郎『逍遙 現代国際政治史の世界』柘植書房新社、2002年、123-149頁に収められた。

2) 柳沢英二郎「軍人・政治家・理論家」『法経論集』(愛知大学)第111号、1986年、26頁。柳沢が分析材料としたのは、Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis eds., *Containment: Documents on American Policy and Strategy, 1945-1950*, Columbia University Press, 1978.

高く評価するギャディスとは異なった評価を示した。

第二次世界大戦後、対ソ協調論を排除したトルーマン政権は、対ソ強硬論ではコンセンサスがなされていた。しかし、「原爆とその運搬手段の独占」と「資本と技術援助供給力の独占」という「二重の独占」を前提とした対ソ政策は具体的な手段をめぐって、国務省と軍部（国防省、JCS [統合参謀本部]）の間に論争、対立があった。国務省は政治的観点から対ソ政策を立案し、政治的・経済的手段による「封じ込め」を、状況に応じて軍事的手段による「封じ込め」をも主張した。これに対し、軍部は軍事的観点から対ソ政策を立案し、もっぱら軍事的手段による「封じ込め」を主張した。

「封じ込め」の対象地域は、トルーマン政権前半では、「中心的利益」(vital interest)をもつ地域（西欧、東地中海）と「周辺の利益」(peripheral interest)をもつ地域とを区別する「非対称性」(asymmetrical)戦略を追求する点では一致していた³⁾。とりわけ、西欧諸国の「革命の危機」の高まりから、「ヨーロッパ第一主義」をとった。しかし、1949年の「中国革命」を契機に、「封じ込め」の対象地域はアジアへと拡大した。その結果、日本と東南アジアがアメリカにとって「中心的利益」をもつ地域に加わった。トルーマン政権の「封じ込め」政策は、「中心的利益」をもつ地域と「周辺の利益」をもつ地域とを区別しない「対称性」(symmetrical)戦略へと転換していった。とりわけ「中国革命」と「インドシナ革命」が連動する可能性が生まれると、いわゆる「超党派外交」は終わり、共和党のダレス、ノーランドらを中心にトルーマン政権への批判が高まった⁴⁾。

対ソ「封じ込め」政策をめぐる国務省と軍部の論争、対立は、最終的にはトルーマンの決定によって決着した。そのため、トルーマンがどのような意図をもって対ソ政策を決定したかが重要となる。政策決定の要因の一つが、「革命の危機」への評価であったと考えられる。

そこで、この小論は、まず柳沢の「現状」概念論を紹介し、ついで一次、二次資料を使って

-
- 3) ギャディスは、トルーマン政権の対ソ「封じ込め」戦略を、「目的とそれを達成する手段、意思と能力」の視点から、次の2つのパターンに分けて分析した。第1のパターンは、「中心的利益」と「周辺の利益」を区別し、有限なコストで行う「非対称性」(asymmetrical)封じ込めであった。第2のパターンは、「中心的利益」と「周辺の利益」を区別せず、無限的なコストで行う「対称性」(symmetrical)封じ込めであった (John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment; A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy during the Cold War*, Revised and Expanded Edition, Oxford University Press, 2005, pp. 53-86)。この小論では、ギャディスの「中心的利益」と「周辺の利益」を地域として捉えて論じた。なお、封じ込め政策、戦略に関しては、ギャディスの前掲書、佐々木卓也『封じ込めの形成と変容—ケナン、アチソン、ニツェとトルーマン政権の冷戦戦略—』三嶺書房、1993年を参照。なお、ギャディス、佐々木氏とも、政策転換の背後には現状概念の転換が存在するという視点では捉えていない。また、両氏とも「革命の危機」に対する評価も軽視、無視していた。
- 4) 彼らが主張する特徴は、(1)ヨーロッパにおける国際協調に対してはきわめて消極的で、他面アジア重視に基づくアジアへの積極的干渉、(2)体制信従の強化と国務省批判、(3)国防力強化の一方で「小さな政府」に基づき、予算の大幅支出反対、とくに対外援助削減、以上3点からなっていた (斉藤真『アメリカ外交の論理と現実』東京大学出版会、1962年、216-218頁)。

現状変更をめぐる政策論争を「革命の危機」に対する見方に注目しながら考察し、柳沢説——「現状」概念論を検証するものである。

2 「現状」の概念

柳沢によれば、欧米の国際政治論においては「現状」(status quo)という概念は自明すぎる概念なので考察するケースは少ないと指摘している。柳沢は、現状概念と現状政策の通説的説明として、アメリカの国際政治学者モーゲンソーの『諸国民間の政治』から考察している。それによれば、現状の概念は「歴史のある特定時期に依存している力の配分」状況の概念、または「関係国の相対的な力関係」の状況概念を意味するものである。つまり、モーゲンソーに代表される西歐的・伝統的現状概念の特色は、大国間の「力の配分」状況の概念であり、大国の概念ということである。同時に、西歐的・伝統的現状概念は根本的には国家関係についての概念であり、このことこそ最大の特色である、と柳沢は指摘した⁵⁾。

なぜ、モーゲンソーは現状概念の大国中心的性格を指摘しなかったのか。柳沢によれば、モーゲンソーの現状概念・現状政策規定の背後にある国際政治観そのものが、国際政治を大國間政治視するものであるからである。すなわち「国際政治の最終目標は何であれ、力(パワー)はつねに直接の目標である」として、国際政治は力の闘争であり、それは必然的にパワー・ポリティクスになるとの基本的な考え方から出発しているからである⁶⁾。

柳沢は、アメリカの政治評論家リップマンと歴史学者シュレジンガー(ケネディ政権時の大統領補佐官)の見解を紹介しながら、米ソ間には現状概念に相違が存在することを指摘した。1958年10月、ソ連首相フルシチョフと会談したリップマンは、フルシチョフに「現状」概念の説明を求めた。会談後、リップマンはフルシチョフの現状概念に注釈を加えて次のように述べた。すなわち「フルシチョフの頭脳のうちではロシア、中国、その他アジアおよびアフリカの諸地方で進行中の社会革命、経済革命は、現状変更ではなく現状そのものであり、……このような革命に反対することは現状変更の企てとなる。われわれは現状といえ、その時点において存在する状況を考えるのに対し、彼はそれを現在進行中の革命的変革の過程として考える」と記した。ついで、シュレジンガーもその著書『一千日』のなかで同様な注釈を加え、ケネディとフルシチョフとは、現状について「互いに相容れない概念を抱いていた」と述べ、ケネディは現状を「国際勢力の間に現存する均衡」と考え、フルシチョフは「現状とは動的なもの、あるいは潜在的可能性をもつもの」と考えていると述べた⁷⁾。

そして、柳沢は、米ソ間の現状概念の相違を具体的に説明している。一つは、アメリカに代

5) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』124-128頁。

6) 同書、126-127頁。

7) 同書、128-129頁。

表される西欧的・伝統的な概念、すなわち国家中心的・静態的概念としての現状概念であり、もう一つは、ソ連に代表されるマルクス主義的な階級的・民族的視点に立った動態的概念であった。柳沢は、この二つの概念を、それぞれ西欧的概念、マルクス主義的概念と呼んだ⁸⁾。

西欧的現状概念について、柳沢は次の3点を指摘した。すなわち、(1)西欧的概念は「バランス・オブ・パワー」(勢力均衡)の概念と結びついており、勢力均衡の現状態が現状である。さらに勢力均衡政策は本来優越追求政策であるから、「すでに支配的な立場」にある国家の優越追求政策は現状政策となる。この政策には、第二次世界大戦後アメリカの冷戦政策を支えていた「二重の独占」が前提条件となる。(2)アジア・アフリカ・ラテンアメリカといった「第三世界」における西欧的現状概念に基づく現状政策は、その被適用国の旧来の政治権力の性格を変えようとするものと、変えないものとの二つに分けられる。一つは、「国内的な政治的、制度的変化が、一方のブロックから他方へと勢力を移動することなく行われる」場合は容認するという限定的変化容認策であり、もう一つは「国内的、制度的変化」を抑え、文字通り「凍結」させるという凍結政策であった。これは、1949年の現状変更をめぐる論争、とりわけ「インドシナ革命」対策にみられる。(3)西欧的、マルクス主義的いずれの現状概念をとるかということは、「平和共存」の意味の解釈を分けた。マルクス主義的現状概念によれば、「平和共存に関するソヴィエト教義に含まれている動態的な現状は、共産主義者には民主主義世界に干渉するどのような権利も認められるが、民主主義勢力は共産主義世界に干渉する権利をもっていない、ということなのであった」。これに対して、西欧的現状概念に基づく平和共存の概念は、排他的な「勢力範囲」概念と直結し、もっぱら大国間の概念として捉えていた。さらに、西欧的現状概念とマルクス主義的現状概念の関係について、シュレジンガーのキューバ危機に関する解釈を紹介している。シュレジンガーの解釈によれば、キューバ危機の歴史的意思是、フルシチョフがマルクス的現状概念から西欧的現状概念へと転換する契機となったことであった⁹⁾。

柳沢は、シュレジンガーが指摘したフルシチョフの現状概念の変更に注目し、対外政策が現状概念によって規定されている、と指摘した。対外政策は、情勢分析—推測—政策というプロセスで決定されるからである。「具体的現状概念」は推測を含む概念であり、推測は仮定であるから、仮定を含む概念であり、そのようなものとしての、いわば未来に開かれた概念なのである。それ故、柳沢は「具体的現状概念」論からモーゲンソーの現状規定、すなわち「歴史のある特定時期に存在している力の配分」という規定と、具体的現状概念との区別を付記しなければ対外政策の研究とは結びつかないとして、モーゲンソーを批判した¹⁰⁾。

8) 同書、129頁。

9) 同書、129-132頁。

10) 同書、132頁。

柳沢によれば、政策決定過程は、二つの具体的現状概念のいずれを選択するか、ということであり、選択された政策を正統とみれば、排除された政策は異端となる。そして、最初の明白な現状変更は、1939年を基準とした1945年であり、次の現状変更は1945年を基準とした1949年であった。すなわち、「ヨーロッパの現状変更が、1939年を基準とした変更として把握されたとすれば、アジアのそれは、1945年の現状を基準に把握しなければならぬ現状変更であった」¹¹⁾。

3 1945年の現状変更をめぐる論争

最初の現状変更が明白となった1945年の状況について、アメリカ側は東欧における現状変更を「ソ連の膨張」とみたが、一方、ソ連側は第二次世界大戦勝利へのソ連の貢献が無視されたとみて、双方が反発、対立した。

トルーマン政権では、スティムソン提案をめぐる論争が起こった。1945年9月21日に開催された閣議では、スティムソン陸軍長官がトルーマン大統領に提出した「原子爆弾管理のための措置案」(1945年9月11日付)が議論された。スティムソン提案は、米英ソ3大国間の直接交渉により、「戦争の道具としての原爆の使用を管理制限」し、原子力の平和利用を発展させることを目的とする協定に達することを、英ソに呼びかけるというものであった。しかし、閣議ではフォレストル海軍長官などの反対により、この提案は認められなかった。スティムソン提案をめぐる論争には、スティムソンとトルーマンら反スティムソン派の現状概念に対する認識の違いがあった¹²⁾。

柳沢はスティムソン提案に関して、彼の現状概念を帰納するうえで次の3点に注目した。第1点は、将来起こりうるべき戦争は、もっぱら大国の衝突から開始されるものとして、原爆戦のみを想定していた。第2点は、ソ連が大国主義をとっているとみていた。第3点は、対ソ取引にはアメリカ側の譲歩、対価の提供が必要であると考えていた。スティムソンの提案は、ヤルタ会談以後に生じた「現状変更」の結果として米英ソ3国の大国間協調が崩れかけているのを防ぎ、大戦後においても「ヤルタの原則」の現状を維持し続けるための提案であった。その「ヤルタの原則」とは、「大国一致の原則」と「相互にバイタル・インタレスト(死活的利害)にふれない」という二つの原則のことをいう。

柳沢によれば、スティムソンは現状変更の第一を、原爆の出現とアメリカによるその独占に見いだした。そこで、原爆独占問題においてソ連との間に直接取引で了解を成立させるなら、ヤルタの時と同じ現状——米英ソ三国が巨大な存在であるのみならず、国際問題についての協力国であるという現状——を存続させると考えたのであった。彼の仮定は、そのような現状の

11) 同書、140頁。

12) 同書、134頁。

維持こそ、アメリカの利益になるということと、もう一つは、スターリンもまったく同様な現状概念をもっているということであった¹³⁾。

柳沢は、トルーマンら反スティムソン派の現状概念を、軍事的勝利のもつ政治的意味の潜在化に注目した。政治的意味の第一は、軍事的勝利に貢献した諸国民のエネルギーは、政治における変革という方向に不可避的に向けられていくし、すでにそうになっていた。第二は、西欧的現状概念による戦前の現状と比較するとき、ソ連の「勢力範囲」が大きく増大し、かつその状態が固定化する可能性があった。その二つとも「革命の危機」という言葉で表現される新事態として把握された。トルーマンら反スティムソン派にとって、「相互にバイタル・インタレストにふれない」ということは、ソ連軍占領下の東欧放棄を意味し、東欧革命を保証するものとみた。すなわち、1939年の現状（東欧諸国の大半は、権威主義的な体制のもと反ソ的政策をとっていた）と比較すると、ソ連の勢力範囲が拡大し、その状態が固定化する可能性があり、それは東欧革命の現実化として現れ、さらに西欧にも波及して保守派主導の政治体制を不安定にさせる可能性が出てきた。反スティムソン派は、戦前の大幅な現状変更を未決状態に止めておき、出来る限り1939年の現状に戻すことを目標とした。スティムソンと反スティムソン派との具体的現状概念における差異は、「革命の危機」に対する認識の差異であった¹⁴⁾。

スティムソンの現状概念は、第二次世界大戦中の大國間協調を継続するもので、正統派の現状概念であり、トルーマンら反スティムソン派の現状概念は異端といえた。1945年9月以降、トルーマンらの現状概念は正統となった¹⁵⁾。1946年に入り、トルーマン政権で唯一「ヤルタの原則」に戻る立場をとっていたウォーレス商務長官は、9月にニューヨークで演説し、「ソ連がラテンアメリカ、西欧およびアメリカの政治問題に介入してはならないと同様に、われわれもまた東欧の政治問題に介入すべきでない」と述べ、対ソ強硬論に反対した¹⁶⁾。トルーマンはウォーレスに辞職を要求し、ウォーレスは政権から去った。その結果、「ヤルタの原則」回帰論者は、最終的に政権内から排除されることとなった。ウォーレスの後任は、対ソ強硬論者の駐ソ米大使ハリマンだった。

トルーマンが、スティムソン、ウォーレスを政権から排除した理由は何か。トルーマンは、すでに対ソ対決論コンセンサスづくりを推進していたからである。彼は、日本降伏前後に軍事戦略とヨーロッパ政策の基本線を声明などで明示していた。それは、(1)原爆機密保持論を表明し（8月6日広島原爆投下の日の声明）、(2)軍事基地確保論と、(3)ヨーロッパの旧社会組織破壊＝革命の危機を克服するための援助必要論を語り、(4)ソ連の東欧支配に対する東欧解放論を

13) 同書、135-138頁。

14) 同書、137-138頁。

15) 同書、140頁。

16) 柳沢英二郎『戦後国際政治史 I 1944-1958』現代ジャーナリズム出版会、1974年／柘植書房、1985年、40-41頁。

述べ [以上(2)から(4)は、8月9日のポツダム会談報告]、(5)暴政に対する勝利は自由の勝利だとするアメリカ民主主義・アメリカ的生活様式賛美論を展開した（9月1日VJデー＝対日戦勝利の日）。ついで、10月27日、トルーマンは大統領就任後初の包括的外交演説を行い、アメリカの軍事力を「外交政策の基本を示すカギ」だとし、アメリカの外交政策は「正義と公正の原則に基づき、悪魔とはいかなる妥協も認めない」と言明し、ソ連を「悪魔」とみた¹⁷⁾。このソ連悪魔論は、善悪の闘争というステレオ・タイプで世界をみるという「善悪闘争論」の先駆といえる。

トルーマンの一連の声明を分析すれば、トルーマンはアメリカの国力を過大に評価する軍事的万能論の立場をとる軍部の見解（SWNCC282、1945年9月19日付）に近く、また東欧解放論を主張するなど1945年の現状を巻き返していこうとする考えをもっていた¹⁸⁾。

対ソ対決論の立場をとったトルーマンは、共和党の支持をとりつけ、いわゆる「超党派外交」の名のもとに、その正統性を確保していった。

1945年の現状変更をめぐる論争決着後、1949年の現状変更までのトルーマン政権の現状概念は、「封じ込め政策」でソ連の膨張を抑止することができれば、ソ連自体の内部矛盾が成長して自滅するであろうという仮定を基礎としていた。しかし、ソ連自壊という目標を達成する手段、その優先順位をめぐるのは政権内部で対立していた。

4 「クリフォード報告」と「X論文」

トルーマン政権では、国務・軍部ともまだ具体的・体系的な対ソ政策が立案されていなかった。トルーマンは、クリフォード大統領特別顧問に具体的な対ソ政策文書の作成を指示した。

1946年9月24日、クリフォードはトルーマンに「アメリカとソ連の関係」を題名とする報告書を提出した¹⁹⁾。同報告書は、クリフォードが国務省、陸軍省、海軍省、統合参謀本部などとの協議をへて報告書を作成したものである。「クリフォード報告」によれば、ソ連を「侵略的軍事帝国主義」と規定し、ソ連指導者はアメリカなど主要資本主義諸国との戦争を不可避なものと考えており、そのためにソ連は軍事力の急速な強化とともに勢力圏を拡大させており、あらゆる手段を尽くして潜在敵国の弱体化と破壊活動をこころみている、と指摘した。ついで、同報告書では、現時点でソ連はユーラシア大陸を越えて武力侵攻に出るのを阻止されているが、ヨーロッパ、アジア、南アメリカにおけるアメリカの軍事的地位を弱体化させその威信を損なうように努めており、それはアメリカの安全保障を危険にさらす可能性がある、と述べた。

17) 同書、29-30頁。

18) SWNCC282文書の原案は、JCSが9月19日に作成し、26日SWNCC（国務・陸軍・海軍の三省調整委員会）に提出し、承認された。この文書の分析は、柳沢「軍人・政治家・理論家」を参照。

19) Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 64-71.

その上で、「クリフォード報告」は、ソ連指導部が「戦争不可避論」をやめない限り、ソ連との「協約」「相互理解」はソ連からは弱さの証拠と受け取られる危険性がある。そして、「軍事力という言葉こそ権力政治の弟子たちが理解する唯一の言葉である」と述べ、現在の軍事諸計画によれば、「少なくともここ数年の間は、西欧、中東、中国、日本がソ連の勢力圏外にとどまる」との仮説に基づいており、これらの地域への攻撃に対して、最大の抑止はアメリカの軍事力である、と指摘した。ソ連には、もし戦争が起こった場合、アメリカの軍事力により敗北を喫するという見通しを与えていくことを明白にすべきである。敗北の見通しがソ連を抑止する唯一の確かな方法である。したがって、アメリカは軍事力を増強してソ連の現在の領域に「とじ込め」(restrain)、領域外のすべての国民に対して経済援助と政治的支持を与えるべきである、と主張した。この指摘は、トルーマンが主張していた東欧解放論を示唆した内容といえた。そして、これまでアメリカは「ヨーロッパ政策、近東政策、インド政策、中国政策」を各地域ごとに分かれる別々の問題とみなしてきたが、今後はこうしたソ連と国境を接している地域に対する政策をソ連の全般的目標に照らすというグローバルな視点で対処し、検討すべきであると述べた。こうした「とじ込め」体制が出来るまでは東西交渉に反対すると主張した。

柳沢は、「クリフォード報告」の中で次の2点に注目した²⁰⁾。第1点は、経済援助につき、「貿易協定、ローン、技術ミッションは友好国との結びつきを深め、資本主義は少なくとも共産主義と同等であることを示すデモンストレーションになろう」と述べた点である。第2点は、ソ連の宣伝は、「とくにアメリカ“帝国主義”が強調される場合には」危険なので対抗する必要があるという点であった。そこでは、資本主義に対する自信の欠如がうかがえるとみ、そのため経済援助を強調したのであろう、と指摘した。「クリフォード報告」は、JCSが主張していた軍事戦略面に近いところに位置しつつ、他方ではアメリカの経済力に注目し、経済力万能論を展開していた。

この「クリフォード報告」が提案した軍備の増強、封じ込めの軍事化と世界化は、1949年の現状変更論争を経て国家安全保障会議政策文書 NSC68（1950年4月14日策定）として具体化していくこととなった。

一方、ケナン PPS（政策企画室）室長（1947年5月5日に就任）も「クリフォード報告」と同じくアメリカ国力万能論の立場をとっていた。対ソ「封じ込め」政策を提唱した「X論文」は、6月5日のマーシャル・プラン（欧州復興計画、ERP）発表直後の7月、ケナンがXの名で「ソ連の行動の源泉」という題名で『フォーリン・アフェアーズ』に発表した論文であ

20) 柳沢「軍人・政治家・理論家」20頁。

る²¹⁾。「X論文」は、ソ連が「資本主義世界と社会主義世界とは根本において対立的である」というテーゼを前提にしているが、ソ連外交は反対勢力に対してナポレオンやヒトラーよりも敏感であるし、反対勢力が強すぎると考えられた場合に個々の外交戦線の面で比較的容易に譲歩するし、また力の論理と表現の仕方においてより合理的であると論じた。そのためアメリカの対ソ政策は「ソ連の膨張傾向に対する長期の、辛抱強い、しかも確固として注意深い封じ込め」でなければならないと主張した。アメリカは、「断固たる対抗力 (counterforce) をもってソ連に対処するための確固とした封じ込め政策」を行うことが必要となる。この「対抗力」とは、軍事的性格をもつ意味での「武力」と解釈できる。つまり、ソ連の膨張には軍事的手段による軍事的「封じ込め」が必要なのである。断固たる対抗力による「封じ込め」を行えば、ソ連社会は「みずからの潜在力全体を弱めてしまうような欠陥をその内に含んでいる」可能性があり、「ソヴィエト権力の崩壊かまたは漸次的な温和化」を促すことができる。かくして対ソ封じ込めの可否のカギはアメリカ自身となる。「米ソ関係の問題は、本質的には、一国民としてのアメリカが持っている全般的価値が諸国民の間で吟味されるという問題である。アメリカはその崩壊を避けるためには、自分の最良の伝統を發揮する必要がある、大国として存続するに値することを示す必要がある」。これはアメリカの単独行動論を示唆しているものと解釈される。

このX論文は、ソ連共産主義の膨張に対してグローバルな規模であらゆる対抗手段をとるべきであり、最終的にはソ連権力の崩壊を展望したものと解釈できる。柳沢によれば、ケナンはクリフォードと同じく万能論者であったが、クリフォード的経済力万能論者ではなく、もっと抽象的な意味での万能論者と指摘した²²⁾。

では、トルーマンは1947年の段階でどのような立場をとっていたのか。「クリフォード報告」と「X論文」の間の3月12日、トルーマンは議会でトルーマン・ドクトリンを発表し、ギリシア・トルコへの4億ドルの軍事・経済援助供与を訴えた。トルーマン・ドクトリンは、ソ連・東欧への「隔離」宣言であり、グローバルな冷戦開始の宣言でもあった。トルーマン・ドクトリンから読み取れるのは、トルーマンは「革命の危機」のグローバル化に懸念を持ち、アメリカ国力万能論に立った「対称性」戦略を打ち出したものと解釈できる。柳沢は、トルーマン・ドクトリンのグローバリズムに注目し、トルーマンのグローバリズムが「革命の危機」のグローバリズムに対応したものであるから、議会向けのレトリック視する見方を否定した²³⁾。

21) G. ケナン『アメリカ外交50年 (増補版)』近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳、岩波書店、1986年、144-171頁、Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 84-90. なお、X論文以前に作成された「長文電報」(1946年2月22日付)に関する分析は、柳沢「軍人・政治家・理論家」を参照。

22) 柳沢「軍人・政治家・理論家」20頁。

23) 同論文、16, 26頁。トルーマン・ドクトリンのレトリック視に関しては、Gaddis, *Strategies of Containment*, Melvyn P. Leffler, *For the Soul of Mankind*, Hill and Wang, 2007を参照。

ただ、当時のアメリカ国内では復員気分にある国民や大規模な対外援助に消極的な議会を納得させるには、レトリックが必要であった。トルーマンは、「二者択一」（二つの生活様式論や善悪闘争論）や「ドミノ理論」という構図で説明する手法をとり、また「全体主義」という語でナチス・ドイツとソ連とを同一視するイメージも提示した。トルーマン自身は、トルーマン・ドクトリンを「革命の危機」のグローバリズムへの対応策として考えていたかもしれないが、具体的な政策には議会や国民の支持が必要となる。そこで、トルーマンは議会や国民の支持をとりつけるためにレトリックを使ったのではないかと考えられる。柳沢の「トルーマン・ドクトリン」議会向けレトリック否定論は、今後の研究課題となろう。

5 JCS1769/1 と PPS13

「クリフォード報告」に反発した JCS は、1947年4月29日、JCS1769/1を作成した²⁴⁾。この JCS1769/1 の作成時期は、2月10日のパリ平和条約調印（連合国と敗戦国イタリア・ルーマニア・ハンガリー・ブルガリア・フィンランド5カ国との間で調印）、ついで3月12日のトルーマン・ドクトリン発表直後であった。パリ平和条約調印は、トルーマン政権が事実上東欧解放論の放棄に踏み切ったことを意味した。

この東欧放棄論には、国内の共和党を中心に反発が起こった。中間選挙の結果、反ソ反共姿勢が強い共和党が上下両院を支配することとなり、ソ連に妥協的なバーンズ外交への批判が強まった。1946年7月29日から開催されたパリ平和会議（～10月15日）で、バーンズ国務長官は、事実上ルーマニア・ハンガリー・ブルガリアのソ連の勢力圏化を認めた。バーンズへの批判は高まり、トルーマンはバーンズを更迭し、軍人のマーシャル（第二次世界大戦時の陸軍参謀長）を後任とした（1947年1月7日）。

JCS1769/1は、「クリフォード報告」にある「ソ連領域外のすべての国民」への経済援助という無差別援助方式に反対し、選択的援助方式を提案した。その方式を提案した理由は、アメリカの国力有限論に立っていたからである。ついで、選択の基準は、被援助国にとってのニーズの緊急性とアメリカの安全保障にとっての重要性の度合いによるとし、重点は後者においた。したがって、アメリカの援助に関する基本的観点は、アメリカにとって戦略的に重要な地域に位置し、自国の独立と安全を維持するのに必要な潜在的な軍事的・経済的なパワーを復活できるような国家に援助を与えることが望ましいものとした。

この観点から、まずソ連とその衛星国、すなわちソ連圏が援助対象から除外された。ついで、西欧が戦略的重要性では第一の地域で、第二の戦略的重要性をもつ地域は中東であった。アジア・太平洋地域では、JCSは朝鮮放棄論や中国援助無用論を採る一方で、防衛的観点から日本を太平洋地域におけるイデオロギー闘争の最重要地域と規定し、日本を対ソ牽制力とみ

24) Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 71-83.

た。JCS1769/1は、「クリフォード報告」がソ連の浸透、支配を阻止する上で朝鮮、中国、日本に注目したのとはまったく正反対であった。

柳沢は、このJCS1769/1を次の2点で重要な意味があると指摘した。第1点は、のちのアメリカの対外政策からみると、きわめて重要な論点を体系的に提示したことである。第2点は、選択的援助方式という観点はケナンの理論化に影響を与えたことである²⁵⁾。

柳沢によれば、ケナンはJCS1769/1の影響を受けて考えをかえ、PPS13でみずからの対ソ政策を体系化したとみた²⁶⁾。PPS13は、11月6日、ケナンがマーシャル国務長官に提出した「世界情勢についてのレジュメ」と題する文書であった²⁷⁾。PPS13は、ソ連の軍事力を過大評価するのには批判的で、ソ連はアメリカとの戦争を望んでいないとみた。西欧における共産主義者の政治的前進は、アメリカの経済援助により当面阻止された。そのため、政治的前進を阻止されたソ連は、東欧の地盤固めを余儀なくされ、比較的自由なチェコスロヴァキアはソ連の東欧支配の邪魔となり、同国の政変を予測した。そして、ソ連の膨張に対抗するわれわれの最善の対策は、「現地の兵力 (local forces) を強化させ、共産主義に反対する闘争の負担を分担させることである。長期的には、現在の「二極化」はアメリカの能力を超えるとし、アメリカの政策はヨーロッパとアジアにおけるバランス・オブ・パワーの再建に向けるべきであると述べた。その上で、西欧重視論をあらためて強調し、アジアでは日本を重視した。対日占領政策の転換を提案する一方、中国については情勢の推移にまかせ、朝鮮放棄論を述べた。

柳沢は、ケナンが7月のX論文の国力万能論からPPS13の国力有限論の立場にかわり、同盟政策を重視したものとみた。さらに、X論文にある抽象的「対抗力」論は、PPS13でバランス・オブ・パワー論にかわった。柳沢は、「封じ込め」(containment) という用語は、JCS1769/1にある「ソ連を封じ込めることをめざしている」(amid at containing them) で使われた動詞の名詞化ではないかとみた²⁸⁾。また、柳沢によれば、ケナンの5地域重視論はJCS1769/1からヒントをえて考えられたものと分析した。ケナンは、トルーマン・ドクトリンに対しては、アメリカにとって重要な地域とそうでない地域との区別が明確でないとして批判的であった。ケナンは、後に回顧録で「封じ込め」は近代的な軍事力が量産できるのは、世界で5つの地域——「アメリカ、イギリス、ライン溪谷地域を中心とする隣接工業地帯、ソ連、日本」に限られる。この5つの地域のうち、アメリカを含む4つの地域が共産主義の支配下に入らないように注意することがアメリカの主要責務である、と指摘した²⁹⁾。

25) 柳沢「軍人・政治家・理論家」11, 29頁。

26) 同論文, 23頁。

27) Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 90-100. PPS13の分析は、柳沢「軍人・政治家・理論家」を参照。

28) 柳沢「軍人・政治家・理論家」23, 29頁。

29) 同論文, 19-20頁。ケナン著、清水俊雄訳『ジョージ・F・ケナン回顧録—対ソ外交に生きて(上)』読売新聞社、1973年、338-339頁。

JCS1769/1が軍事的観点から国力有限論に基づく選択的援助政策、すなわち「ヨーロッパ第一主義」政策を追求したとすれば、PPS13は政治的観点から国力有限論に基づく選択的援助政策、すなわち「ヨーロッパ第一主義」政策を追求したことになる。柳沢によれば、軍部は「フォース」（武力）を重視したが、国務省は「パワー」（政治力、経済力、軍事力）を重視していた。「パワー」には「フォース」が含まれるのでJCSとケナンの間にも接近の余地があったとみた³⁰⁾。かくて、トルーマン政権内では、国力有限論に基づく選択的援助政策、すなわち「中心的利益」をもつ地域重点論がコンセンサスとなった。

しかし、「中心的利益」をもつ地域への具体的な援助方法をめぐっては、軍事援助第一主義の軍部と経済援助を中心に軍事援助を含む国務省との間に決着はついていなかった。

6 NSC7とNSC20/4

国際情勢が緊迫化した1948年、国家安全保障会議スタッフは軍部、国務省、CIA（中央情報局）らと協議し、国際共産主義運動とソ連との関係についての政策文書を作成した。その結果、1948年3月30日に開かれた国家安全保障会議では、「ソ連の指導する世界共産主義に対するアメリカの立場」と題する政策文書NSC7が提出された³¹⁾。

NSC7は、チェコ政変を契機にヨーロッパ情勢が緊迫する中で作成されたものであった。2月に「東西の架け橋」と位置づけられていたチェコスロヴァキアで共産党のクーデタが起こり、3月にはマサリク外相の自殺が発表され、共産党の一党独裁体制が形成された。これを受けて英仏ベネルクス3国は同月西欧連合条約に調印し、ソ連に対抗した。

NSC7は、ソ連と国際共産主義運動を同一視した立場をとっていた。この文書によれば、「ソ連に指導された世界共産主義の最終的目標は世界制覇である」と指摘し、ソ連がその目標に向かって「すでに驚くほど成功して」おり、ポーランド、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアなどをソ連の衛星国化とし、イタリア、ギリシア、フィンランド、スカンディナヴィア諸国などに直接的脅威を及ぼしている。現在スターリンはヒトラーがなしえなかったことをほとんど達成するまで共産主義勢力を拡大させ、ソ連の勢力範囲は「西はエルベ川、アドリア海から東は満州にまで拡大し、世界大陸の5分の1を占めている」。ソ連に指導された世界的な共産主義に対抗するには、「防衛的政策」では、「共産主義の拡大を阻止し、クレムリンにその侵略的構想を放棄させる効果的な手段とはいえない」。そこでアメリカは、「世界的規模の反撃を組織」しなければならない、と主張した。それには、まずアメリカの軍事力を強化し、ついで非ソ連圏の軍事力を強化する必要があると主張した。「世界的規模の反撃組織」は、翌1949年のNATO結成につながっていった。

30) 柳沢「軍人・政治家・理論家」25頁。

31) Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 164-169.

この文書の結論では、ソ連の膨張に対する対抗手段として軍事力に力点をおき、その上で西欧第一主義に基づき欧州復興計画の早期実施、西欧諸国の軍事的支援などを提案した。NSC7で提案された軍事費の増額は、フォレストルなど軍部の支持にもかかわらず政権内ではコンセンサスをえられなかった。

そこでフォレストルは、政策企画室に包括的な対ソ政策に関する政策文書の作成を要請した。ケナンを中心とする政策企画室スタッフは草案を作成し、国家安全保障会議に提出した。この政策文書がNSC20シリーズである。NSC20原案から修正された文書がNSC20/1であり、その後2回にわたって修正され、最終的にトルーマンの承認をえた政策文書がNSC20/4である。

NSC20/1は、1948年8月18日に国家安全保障会議に提出された「アメリカのロシアに関する諸目的」と題する政策文書である³²⁾。NSC20/1は、6月のソ連によるベルリン封鎖開始とユーゴスラヴィアのコミンフォルムからの追放直後といった緊迫する国際情勢の中で作成されたものであった。

NSC20/1は、アメリカの基本的諸目標として次の二つを提示した。第一の目標は「モスクワの権力と影響力を国際社会の平和と安定に脅威を与えない程度までに削減させる」ことであり、第二の目標は「ソ連政府が遵守する国際関係の理論と実践に基本的な変化をもたらす」ことであった。

そこで同文書では、これらの目標を達成する手段について「国際社会の平和と安定にとって有害な方法でソ連国境を越えて、ソ連の権力と影響力が投影される二つの領域」に分けて述べた。第一の領域とは「クレムリンによって決定的な政治的影響力が行使される領域」、すなわちソ連の衛星国（東欧、バルカン地域）であるとした。第二の領域とは「一方でソ連を支配する権力中枢と、他方で衛星国の限界を超えてソ連に忠誠を誓うことなどを行う諸団体と諸政党との関係を包含するもの」、すなわち国際共産主義運動であった。そして、目標達成の手段としては、第一の領域では、ソ連と東欧諸国との間に緊張関係をつくりだしてソ連の衛星国である東欧諸国に行動の自由への機会を提供することである。その具体策として実施された欧州復興計画は、ソ連と東欧諸国との緊張関係を深め、チトーのソ連圏からの離反をもたらした。したがって、結論として、アメリカの平時の目的は「戦争以外の手段で、現在の衛星国からソ連の過度な権力と影響力を段階的に削減させること、そして東欧諸国が国際舞台で独立因子として国際舞台に登場することを戦争以外の手段で奨励、促進させること」である。ついで、第二の領域では、「共産主義の神話に影響されやすい外国の諸団体や政党には、情報活動やわれわれの利用できる他のあらゆる手段によって、ソ連の軍事的影響力から遠いところに住む人々をモスクワへの従属地帯にしばりつけている神話を打ち破り、全世界にソ連の実体をみせ、理解

32) *Ibid.*, pp. 173-203.

させ、ソ連に対して筋の通った現実的な態度をとらせる」ことである。

NSC20/1は、ナショナリズム（民族主義）重視論の立場をとり、経済や情報など非軍事的手段に重点をおいた政策文書といえた。

対ソ政策をめぐるNSC7とNSC20/1に代表される国務省と軍部の論争、対立は、NSC20/4によって決着をみた。11月23日に開催された国家安全保障会議では、国家安全保障会議スタッフが作成したNSC20/4「アメリカの安全保障に対するソ連の脅威に対抗するためのアメリカのソ連に関する諸目的」と題する報告書が決定され、翌24日、トルーマンの承認をえた³³⁾。このNSC20/4は、1950年4月のNSC68が作成されるまでアメリカの対ソ政策の基本政策文書となった。

NSC20/4は、まず「共産主義イデオロギーとソ連の行動が明確に示しているように、ソ連指導者の最終的な目的は世界支配である」とし、「第二次世界大戦以後の当面の何よりも優先的な目標は、西欧の政治的征服である」と想定していた。その対策として、アメリカはこの2年間強力な政策を実施して共産主義の圧力から西欧と地中海諸国の共産主義化を阻止することができ、「共産主義がリュウベックからトリエステにいたるラインの西側地域には政治的に征服するチャンスはほとんどなくなった」と分析した。そして、ソ連による西欧諸国への政治的攻勢が失敗に終わったことは、今日のソ連の政策を動機づけているのが「防衛的考慮」に基づいているものとみた。さらに、ソ連の脅威の性格を政治的、経済的、心理的なものであると把握し、「第二次世界大戦の荒廃にさらされた西欧諸国や、その諸国が市場および原料資源を得ている植民地あるいは後進国に現在拡がっているかなりの政治的、社会的不安定」をあげ、「アメリカの安全保障に対するもっとも重大な脅威の源は、ソ連の敵対的な企てとその恐るべきパワー、そしてソヴィエト体制の性格にある」と述べた。

ついで、ソ連は現在「アメリカ本土や西半球に持続的、決定的な直接攻撃をくわえることはできない」し、ユーラシアを征服するだけの急速な軍事的膨張はソ連経済に重大な緊張をもたらすであろうと指摘しつつ、ソ連は「遅くとも1955年までに」アメリカに対する原爆、生物・化学兵器による空からの攻撃、より広範な潜水艦作戦（短距離誘導ミサイルの発射を含む）と前進基地確保のための空輸作戦を行う能力をもつであろうと警告した。そのため、アメリカはソ連に対する抑止力などの必要性から軍備水準の発展を主張し、非ソヴィエト諸国のアメリカ寄りを強め、そしてそれらのうち「アメリカの安全保障によって重要な貢献をする能力と意志を有する国に対し、当該諸国の経済的、政治的安定または軍事的能力の強化を助ける」ことを強調した。このNSC20/4は、経済的手段など非軍事的手段に加え、軍事的手段も加えた「封じ込め」政策を承認した政策文書であった。

この政策文書ではまた、ソ連とその衛星諸国との亀裂をうみだす政策に言及した。その政策

33) *Ibid.*, pp. 203-211.

の一つが欧州復興計画であり、同計画はソ連と衛星諸国との亀裂をうみだし、チトーの離反をもたらした。そして、アメリカがソ連と衛星諸国との亀裂をうみだす政策を追求していけば、衛星諸国の対ソ離反が起り、その結果ソ連を合理的行動をとらせることが可能となると判断した。こうした政策の前提には、ナショナリズムへの高い評価があったからである。しかし、ソ連の衛星諸国、すなわち東欧社会主義諸国は、ユーゴの離反に続くことはなかった。

全体として、NSC20/4は、非軍事的手段に重点をおいた一方で、軍事的ソ連脅威論をも指摘した政策文書ともいえた。具体的には、西欧第一主義を前提に、アジアでは日本を重視し、朝鮮放棄論、中国への不介入をあらためて再確認した政策文書であった。トルーマンは、「中国革命」への危機感については低かったと推測される。

7 1949年の現状変更をめぐる論争

柳沢によれば、1945年に続く大規模な現状変更は1949年に現れたとみた。1949年前半、トルーマン政権はヨーロッパ政策の成功を自讃した。反ソ軍事機構の北大西洋条約調印（4月4日）に続き、米英仏3カ国外相会議が西ドイツ政府樹立を発表した当日の4月8日、アチソン国務長官（1949年1月7日に就任）は、「私がかつてソ連との平和を達成する最大の希望はヨーロッパの弱点である空白を力でもって満たすことを指摘したが、いよいよこの空白は満たされたわけで、ソ連と平和協定を結ぶ機会は増加した」と述べた。西ドイツ臨時政府選出（5月6日）、ソ連の一方的なベルリン封鎖解除（5月12日）につづく、パリ米英仏ソ4カ国外相会議（5月23日～6月20日）終了後の6月23日、アチソンは「ソ連は今や全ヨーロッパを通じて守勢に立っており、……西欧側がヨーロッパで攻撃的地位に立ち得たのは……アメリカの強い政策によるもの」と語った。アチソン発言は、1945年の現状変更をめぐる論争の一つであったヨーロッパにあった力の「空白」を埋めることができたことへの自讃といえた。西欧諸国は政治的に安定して「革命の危機」は解消され、さらにユーゴの離反にみられるように東欧諸国とソ連との間にくさびを打つことができたからであった³⁴⁾。

しかし、1939年を基準とした現状変更は、東ドイツを含む東欧諸国の大半が社会主義諸国として存続し、既成事実化したという意味において敗北であった、と柳沢は指摘した³⁵⁾。

1949年後半に1945年に続く現状変更が起こった。10月に「中国革命」が成功、すなわち中華人民共和国が建国され、アメリカ支援の中華民国は内戦に敗北して台湾に移った。9月のソ連の原爆実験成功とともにトルーマン政権に大きな衝撃を与えた。

ソ連の原爆保有は、アメリカの冷戦政策の前提である「二重の独占」の内の「原爆の独占」を崩させたことを意味した。1950年1月31日の国家安全保障会議に出席したトルーマンは、

34) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』139頁。

35) 同書、139頁。

水爆の開発を指示し、平和時と戦時におけるアメリカの外交政策と軍事戦略計画の再検討を国務・国防長官に命じた。トルーマンの指令に基づく報告書作成のために国務、国防両省政策検討委員会が設置され、主査はケナンにかわったニツツェPPS室長（1950年1月1日に就任）がこれにあたった。その結果、国務、国防両省政策検討委員会は4月7日、「1950年1月31日の大統領指令に基づく報告書」をトルーマンに提出した。同報告書は、4月14日に開催された国家安全保障会議に提出され、政策文書 NSC68 となった。トルーマンは NSC68 の結論部分を承認した。

一方、トルーマン政権のアジア政策は、1945年の現状を基準に打ち出されていたため、「中国革命」の成功はアジアに巨大な現状変更をもたらし、西欧的現状概念に立つアメリカの巨大な敗北であった。「中国革命」の成功は、アメリカの現状概念を二分させた。トルーマン、アチソンらの正統派の新現状概念は、「自らを減ぼす種を含む」という側面を、ソ連内部から「チトーの離反」にみられるように社会主義国家間に発見したことを改めて再確認し、ソ連内部にはなくて社会主義国家間の対立に問題の「種」を見いだすと修正した上で、1949年の現状変更をむしろ社会主義国家間の自壊作用を促進させる絶好の機会と解釈した。新現状概念は、現状変更を媒介にして現れたが、以前の概念との完全な切断を意味したものではなかった。すなわち、基本的にはヨーロッパ第一主義とともにアジア重視をも強調し、これ以上の共産主義の膨張を阻止するような政策を打ち出した³⁶⁾。

トルーマン政権は、1949年の現状変更に対処すべき政策は、むしろこの現状変更を完成させることによって（事実上共産中国の存在を黙認）、中国に生まれる新しいパワー（中国ナショナリズム）が、ソ連のパワーと対立・紛争に陥り、そこへ全エネルギーを注ぐことによって、アメリカは「無害化」される、と考えていた。そこには、トルーマンらの具体的現状概念には、ナショナリズムが「国家的利益」追求という政策に必ず反映するという基本的な考え方があった。この考え方の背後にある世界観、歴史観は、イデオロギーの多様性は不変なものであるという考えであり、このような考えが西欧的現状概念の基礎であった³⁷⁾。

これに対して、マッカーサー、共和党のタフト、ダレスらの異端派の現状概念は、ソ連膨張主義をとくに強調して社会主義陣営を一枚岩視し、ヨーロッパに加えてアジア重視の立場もととり、ナショナリズムに低い評価をもち、軍事的対抗手段に重点をおいた。異端派は、もともと「封じ込め」の概念を消極的な性格をもっているものとして批判し、「封じ込め」ラインを越えて、東欧圏へ「巻き返す」戦略を採用していないとみた。ついで、異端派はソ連による非公然的手段による「間接侵略」の具体的な対象地域とその侵略に対する対抗手段の曖昧性を批判し

36) 同書、140-141頁。

37) 同書、142-143頁。

た³⁸⁾。1945年の現状変更をめぐる論争に比べて、1949年の現状変更をめぐる論争は、共和党がトルーマン政権を批判するなど「超党派外交」の破綻をもたらした。

国務省内でもナショナリズムに低い評価をもつ考えが出てきた。例えば、ラスク一般行政担当国務次官補（1950年3月28日、バターワースにかわり極東担当国務次官補に就任）の9月8日付覚書によれば³⁹⁾、アメリカのアジアにおける目的は「アジアにおける大衆の民族主義への願望に対応する上からも、民主的独立国家の樹立を支持する」ことにあり、それを維持するためには「何よりもまずアジア全体を通じて、ソ連共産主義の拡大を阻止することが本質的である」と強調し、国務省の基本的な路線と一致していた。しかし、その一方で「共産主義の目的と前述のアメリカの目的との相反性は、根本的なものであり、共産主義アジアとソヴィエト＝ロシアとが結合すれば、それは安全保障上あまりにも重大な意味をもつ」という認識の上に立ち、「われわれが他の地域においても期待または承認する政治的基準を十分に満足させなくても、共産主義にさえ抵抗するのであれば、アジアにおけるすべての勢力を導因することができる」と述べた。ラスクは、脅威を外部からのものであると認識し、そのため軍事、反共第一主義論に立っていたと思われる。ラスク覚書は、第三世界における現状政策では凍結政策といえる。

「中国革命」は、ソ連の原爆保有とともに「非対称性」戦略を「対称性」戦略に転化させる導因と考えられた。すなわち、トルーマン政権は、徐々にグローバルな対ソ封じ込め政策を採用しつつあり、対抗手段として政治的・経済的手段よりも軍事的手段を重視する方向に傾いていった。アジア政策をめぐる論争、対立の中心は、社会主義諸国の一枚岩論、およびそれとの関連でナショナリズム評価論をめぐるものとなった。

8 アジア政策をめぐる論争

トルーマン政権は、「中国革命」をうけてアジア政策の再検討に入った。アチソンは、議会を中心としたトルーマン政権への中国政策批判克服とアジア政策を再検討するために、二つの手をうった。一つは「中国白書」の公表である。「中国白書」はバターワース極東担当国務次官補が事実上の編集責任者となり、作成作業が進められ、6月29日、アチソンの伝達書をそえてトルーマンに提出し、8月5日に公表された。「中国白書」の要点をまとめた伝達書の中では、国民党政府の敗北を全面的に国民党政府の責任に帰し、アメリカを免責した。そして中国共産党はソ連の従属にあるとみ、長期的には中ソ離間戦略による「中国チトー化」を展望していた。そして「中国の隣邦への攻撃」を「中国の隣邦」で（中国をソ連とともに）封じ込

38) 「封じ込め」ラインに関しては、永井陽之助『冷戦の起源—戦後アジアの国際環境 II』中央公論新社、2013年、42-51頁を参照。

39) United States Department of States, *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS* と略す), 1949, Vol. VII, pp. 1196-1197.

めるという国務省の基本線を示した。もう一つの手は、7月30日に設置された極東関係特別委員会であった（議長ジエサップ、委員フォスディック、ケース）。7月18日、アチソンはこの三人の委員に、「共産主義者の支配がこれ以上アジア大陸や東南アジア地域に拡がるのを黙視するつもりはない、というのがアメリカの政策の基本的な決定である」と述べ、アジアと東南アジアにおける非共産主義地域についての諸計画を作成するように要請した⁴⁰⁾。

アチソンの要請を受けた極東関係特別委員会は、11月16日、アチソンに「大統領へのアジア政策再検討の概略」と題する報告書を提出した⁴¹⁾。同報告書によれば、アジアにおけるアメリカの直接的目的は、ソ連共産主義の拡大を阻止することであり、アメリカとしては「ナショナルリズムを支持して日本と東南アジアとを固くむすびつける地域アプローチが、共産主義の進出を阻止するのに効果的である」とみた。「封じ込め」政策は「主に兵器より他の手段によって達成せねばならない」と述べ、情報、宣伝活動を重視した。そして、極東におけるアメリカの戦略的地位は、第一に沿岸諸島（日本、沖縄、フィリピン）におかれており、同諸島の安全確保が維持されるかぎり、中国の喪失によってアメリカの戦略的地位が危うくなることはない」と指摘した。ついで、東南アジアに関しては、西欧諸国が第一の責任をもち、アメリカは政治的、経済的、軍事的安定のために限定的な支援の必要性を強調し、そのための重要な手段としてポイント4計画に基づく経済援助計画に資金供給を提案した。

他方、ジョンソン国防長官もアジア政策の再検討を国家安全保障会議に要請した。6月10日、ジョンソンはその要請文のなかで、「アメリカの政策における重要な目的は、われわれの安全保障への脅威を弱めるために共産主義を封じ込めることにある、と私は理解する」と述べ、アジアに言及して「中国における共産主義の成功は、将来のアメリカの安全保障にとって脅威となりうる」と指摘し、「アジアにおける行動は、共産主義を封じ込めるという目的を達成するための、慎重に考慮された包括的な計画の一環をなすものでなければならない」と述べ、アジアでアメリカがとるべき「政治的、経済的、軍事的各分野での新しい行動計画」作成を要請した⁴²⁾。

ジョンソンの要請に基づいて、国防省やJCS代表を中心に作成されたのがNSC48原案であった。NSC48原案は、10月に国務省に提出された⁴³⁾。NSC48原案によれば、友好諸国の発展とソ連の影響力削減をめざすアメリカの主要な諸目的があげられていた。アメリカは共産主義に反対しなくてはならない。なぜなら共産主義は「悪魔」であるからそれに対抗しなければなら

40) Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origins of the Cold War in Asia*, Oxford University Press, 1985, pp. 200-201.

41) *FRUS, 1948, Vol. VII*, pp. 1210-1214.

42) The Senator Gravel Edition, *The Pentagon Papers: The Defense Department History of United States Decisionmaking on Vietnam, Vol. I*, Beacon Press, 1971, p. 37.

43) Schaller, *op. cit.*, pp. 201-203.

らないと述べ、「中国チトー化」へのこころみに反対し、むしろ「ゆりかご (cradle) のなかに共産主義をおさえるため」に全面的な貿易禁止などを含む経済戦争、反共ゲリラ活動への積極的な支援、それと関連してアメリカによる台湾の信託統治およびアメリカが組織する反共産主義の太平洋連合の結成を提唱した。

「中国革命」は東南アジアと日本征服に向けての第一歩であり、西側に深刻な影響をもたらすことは間違いないと述べた。さらにソ連が東南アジアや日本を支配した場合のアメリカ経済に及ぼす影響に懸念が高まっている点を指摘した。「ソ連によってシベリア、旧満州、中国北部、朝鮮を含む北東アジアが一つの経済単位として統合されると、世界経済のバランスは急激に変化させられ、さらに東南アジアへのソ連の浸透は、世界貿易の相互依存にとって重大な危険をもたらす」と認識し、これへの対応として日本の役割に期待した。同原案は、かつては地位が低かった東南アジアへの関心を強めたことが注目された。ソ連と国際共産主義運動との一体化論に立っていた軍部は、「中国革命」と「インドシナ革命」の連動に注目していた。NSC48原案によれば、ヨーロッパにおけるソ連は「現在、そして予見しうる近い将来にわたり」自由主義にとって最大の脅威である。しかも中国における共産主義者の勝利は東南アジアに脅威をもたらす。ソ連の支持を受けた中国は、かなり直接的な危険をもたらす。こうした見解から、インドシナ戦争は、もはや植民地勢力とそれに反対する人々との戦いという旧来の戦争ではなく、アメリカの同盟国とソ連の指示を受けた中国によって支持された共産主義者の指導による反乱者との戦いである、という強い危機認識をもっていた。

9 NSC48/2

アチソンは、中国内戦への関与や台湾への軍事援助論などを主張する NSC 原案に反発した。「中国チトー化」論に立つアチソンは、国家安全保障会議に NSC 原案の修正を要求した。その結果、12月23日、NSC48/1「アジアに関するアメリカの立場」と題する政策文書が国家安全保障会議に提出された⁴⁴⁾。NSC48/1は、アジアにおけるナショナリズム（民族主義）支援に立って、「アジアにおけるソ連の権力と影響力を封じ込める」戦略を示し、基本的にはアチソンの主張が採用された。同文書によれば、ソ連をアジアにおけるバランス維持にとっての主要な脅威とみなし、ナショナリズムをソ連膨張主義に対抗するものと考えた。したがって「アメリカの側で、台湾のような中国領土を共産主義者に奪われまいとするいかなる行動も、おそらく中国側のすべての排外感情をかきたてることによって、中国人を共産主義者の側に団結させ、共産主義者を利することになる」ので、こうした政策を避けるべきであると指摘し、「中国チトー化」論に基づく台湾問題への不介入を主張した。

44) Etzold and Gaddis eds., *op. cit.*, pp. 252-269.

ついで同文書によれば、アジアは「アメリカがソ連と直接、間接に対決しなければならないいくつかのフロントの一つにすぎない」と指摘し、「主要な努力が「西」にさかれるため、人的、物的双方の軍事的資源における最小限の支出で、「東」における有効な戦略的防衛が確保されねばならない」と述べた。ここから「不後退防衛戦略」(defensive perimeter)論がでてきた。この戦略に該当する地域は「日本、沖縄、フィリピンというアジアの沿岸諸島の連鎖」がそれにあたり、「アメリカが大規模な兵力を投入することなしに共産主義者と対決する第一線」という性格を持っていた。

ついで日本をアジアにおけるソ連の影響力への対抗力として位置づけ、それを効果あるものとするため、つまり日本の経済的自立のためには、一方で日本の伝統的市場であった中国との貿易を許可し、他方で「南アジアおよび東南アジアを含む世界の他の地域に日本の代替市場を開発するよう奨励しなければならない」と述べた。そのためにも東南アジアの政治的安定が不可欠であった。「南アジア、東南アジアにおける経済開発の拡大が、輸出国、輸入国(日本、インド)双方の政治的安定、福祉向上に貢献する」からである。

東南アジアに関しては、クレムリンによって指導される共同の侵略行動の一つの目標の地域である」と指摘し、「中国における共産主義パワーの拡大は、われわれにとって重大な政治的敗北をもたらす。もし東南アジアが共産主義によって一掃されたならば、われわれは重大な政治的潰走を忍ばねばならないが、そのはね返りは世界の他の地域にわたり、とくに中近東において、またそのとききわどく危険にさらされるオーストラリアにおいても感じられるであろう」というドミノ理論的認識の上に立っていた。しかし、「西」における戦略的攻勢と「東」における戦略的防衛という戦略的な面から、「当該地域の住民が西側の影響力に疑いをいんでいる」ので、アメリカは「アジアの見地からアプローチをおこない、アジア内陸部にその起源をもつ諸運動に指導することを抑制すべき」と述べ、植民地主義と民族主義との対立を解決する方法としては、一方で旧宗主国の力を弱めることを避けつつ、他方で民族主義を支援してアジア人自身による政治的安定、共産主義への抵抗を期待した。それを実現させる手段、方法としてポイント4計画を含む経済援助論が提起された。

こうしたことから、NSC48/1は、「中国革命」と「インドシナ革命」とは別という仮定に基づき、「中国革命」の影響力が急速に東南アジアには波及しないという前提に立ち、「中国革命」対策としてはポイント4計画でいけるという確信があったことを示していた。

NSC48/1は、台湾問題と東南アジア問題をめぐり、国務省と国防省間で調整がつかず、さらに国家安全保障会議で検討されることとなった。まず台湾問題では、JCS主張の「台湾の反共政府に対する控えめで、よく指導され、綿密に監督された軍事行動と援助は、アメリカの安全保障上の利益と合致するものである」という文言がNSC48/1のなかに入り、これには「中ソ離間戦略」の立場から台湾不介入を主張するアチソンが反発した。アチソンの主張を受け入れたトルーマンは、12月27日、ジョンソンに「私は、軍事的観点ではなく政治的観点から国

務省の立場に同意する」旨を伝えた⁴⁵⁾。ついで、東南アジア問題では、JCS はかねてから主張していた MDAP (相互防衛援助計画, 1949年9月成立) の東南アジア, とりわけインドシナへの適用について NSC48/1 のなかに言及されていなかったことに不満をもっていた。12月29日, JCS は MDAP のインドシナへの計画と支出を勧告した (JCS1992/7)⁴⁶⁾。

そのインドシナでは, 12月に入り中国軍が中越国境にまで到達した。「インドシナ革命」が「中国革命」と連動する可能性がでてきた。事実12月下旬から中国側とベトナム側との間で話し合いが開始された⁴⁷⁾。CIA の予測が現実的なものになってきた。その CIA 報告は (10月7日付), アメリカがインドシナに直接介入しないかぎり共産主義が勝利をおさめると警告し, 次のように予測した。すなわち, (1)中国軍によるベトミンへの支援, (2)インドシナでのフランスの敗北は, 西欧における封じ込め境界を弱体化させ, アジアではビルマ, タイ, インドシナの共産化の可能性, (3)ベトナム人の80%はホー・チ・ミンを支持し, 逆にバオ・ダイをフランスのあやつり人形とみている, (4)アメリカの軍事援助は危険をとまなうものではあるが, インドシナにおける (困難な) 状況をかえるかもしれない, 以上4点をあげていた⁴⁸⁾。

国務省, 国防省間の調整をへて, NSC48/1 の修正案は, 12月30日, トルーマンの承認をえて NSC48/2 となった⁴⁹⁾。NSC48/2 によると, アメリカのアジアにおける基本的目的は「当該地域における共産主義のこれ以上の拡大阻止」においた。ついで東南アジアに関する NSC48/1 からの修正としては, (1)「アジアの厳選された非共産主義国家において, 国内的治安および共産主義の新たな拡大を阻止するための十分な軍事力の発展」, (2)アメリカはいまや独自のインシアチブをとって, 「直接ないし間接の共産主義の侵略による脅威が, どのように発展するかを綿密に検討し, 当該地域および直接の影響をうける地域外の諸国政府の抵抗を補う必要がある場合には, われわれに可能な範囲内で政治, 経済, 軍事援助と助言を与え, このような脅威に対処する用意が必要である」, (3)「多国間あるいは二国間の協定を通して, 共産主義者による国内政府転覆と闘うための協力体制をつくりあげる」, (4)「1949年の MDAP 第303条に基づく中国一般地域への援助額7500万ドルの用途について, 緊急案件として実施計画を立てなければならない」, 以上の4点を中心で, これにより JCS が計画していたインドシナへの MDAP 使用の途が開かれることとなった。さらに同文書の重要な点は, 「特別の注意が向けられるべ

45) Davis S. Mcrellan, *Dean Acheson: The State Department Years*, Dodd, Mead & Comany, 1976, p. 204.

46) Ronald H. Spector, *Advice and Support: The Early Years of the United States Army in Vietnam 1941-1960*, The Free Press, 1986, p. 95.

47) 1949年12月24日, 劉少奇は中国共産党政治局会議でベトナムへの中国の支援問題を提起し, その結果ベトナムの高官を中国に招くことが決定された (Chen Jian, *Maos China and The Cold War*, The University of North Carolina Press, 2001, p. 120)。

48) Schaller, *op. cit.*, pp. 234-235.

49) *FRUS, 1949, Vol. VII*, pp. 1215-1220.

きはインドシナ」であると明示し、東南アジアの焦点はインドシナであることが明確となり、「中国白書」でいう「隣邦」がはじめて具体的に明示、決定されたことを意味した。

ただ、MDAP 第303条に基づく中国一般地域への援助額7500万ドルの運用に関しては、具体的な決定はなされなかった。国務省は「インドシナ」など東南アジアと日本の発展のために向けさせることを主張したのに対し、JCSは「インドシナ」など東南アジアへの軍事的支援にのみ向けさせることを主張していた。

トルーマンが承認した NSC48/2は、「周辺の利益」をもつ地域、すなわち東南アジアが「中心的利益」をもつ地域に転換する契機となった政策文書といえた。「中国革命」が東南アジア地域の重要性を高めさせたということであった。ただ、トルーマンはMDAPの運用は状況次第であるとした。トルーマン、アチソンは「インドシナ革命」成功の可能性を低くみていたと考えられる。

10 「非対称性」戦略から「対称性」戦略へ

アチソンは、1950年1月12日、ナショナル・プレス・クラブ演説で NSC48/2 に基づいた「中国革命」以後の包括的なアジア政策を述べた。それは、中国のナショナリズムに期待して「中ソ離間戦略」による「中国チトー化」と台湾不介入を強調するものであった。そのため、中国の「隣邦」において共産主義を封じ込めるという方針をとり、アメリカの防衛線をアリューシャン—日本—沖繩—フィリピンに引き、その線を確保して中国に対抗するとした（アチソン・ライン）。しかし、演説では、防衛線と中国との中間地帯、すなわち中国の「隣邦」への地域、政策は鮮明にされてはいなかった。しかし、中国の「隣邦」は、北では韓国（台湾は除く）、南ではインドシナがそれにあたるものと想定された。さらに、アチソンは、民族主義が共産主義に対抗するものであるとし、共産主義勢力浸透の危険をもたらす経済的困窮に直面しているアジア諸国には、ポイント4計画といった技術的な援助を供与する意向を表明した。

しかし、インドシナ情勢は緊迫化していた。1月23日、中国はベトナム民主共和国を承認し、29日にはソ連も同国を承認した。2月1日、アチソンは「ソ連のホー政権承認は、ホーの目標が民族主義的な性格のものであるという幻覚を去り、かれがインドシナの民族独立に対する敵であることを暴露した」と強調した。アチソンは、「中国チトー化」論に基づいた対中政策を追求しており、「中国」ではなく「ソ連」を非難して慎重な姿勢を示した。しかし、アチソンら国務省が「インドシナ革命」を民族主義革命ではなく共産主義革命とみ、中国、ソ連によるホー政権の承認は、NSC48/2の「アジアの厳選された非共産主義国家」への挑戦とみなした。そのことは国務省が、「インドシナ革命」成功の可能性を認識し始めたことを示すものであった。NSC48/2で指摘していた「アジアにおける共産主義の拡大」を阻止する地域は、インドシナであることが政権内のコンセンサスとなった。トルーマン政権は、「非対称性」戦

略から「対称性」戦略へと「封じ込め」戦略を転換していった。「対称性」戦略への転換は、異端派の主張に近づかせることとなった。

2月27日の国家安全保障会議の会合では、NSC64「インドシナに関するアメリカの立場」と題する政策文書が提出された⁵⁰⁾。NSC64によれば、「インドシナに対する共産主義者の侵略の脅威は、全東南アジアを占拠しようとする期待された共産主義者の計画の唯一の局面」であり、インドシナは「もっとも直接的に脅威をうけている地域、……大量のヨーロッパの軍隊を牽制する共産中国に隣接する地域」であった。しかも「共産主義者の拡大をインドシナで封じ込めるという決定は、東南アジアの他の地域への共産主義者の侵略を阻止するという広範な研究の一つとして考慮せねばならない」と分析した。結論として、「直接的な共産主義の脅威にさらされている」インドシナを「東南アジアのかぎとなる地域」と規定し、「国務省と国防省は、最優先事項として、インドシナにおけるアメリカの安全保障上の利益をまもることを目的とした実行可能なあらゆる手段についての計画を準備すべきである」と勧告した。

2月7日にバオ・ダイ政権を承認したアメリカは、「インドシナ革命」への対策を加速させた。5月1日、トルーマンは国防省の勧告に基づき、とりあえず1000万ドルの軍事援助支出（朝鮮戦争勃発直後の6月27日に500万ドル）を承認した。ついでアチソンは、5月8日、インドシナのフランス軍への軍事、経済援助の提供を発表した。ついにアメリカはインドシナに公然と介入することとなった。ニューヨーク・タイムズ版ペンタゴン・ペーパーズの編者によれば、「アメリカがこれ以来、ベトナムの悲劇に直接巻き込まれることになった」のである⁵¹⁾。

1945年の現状を基準に認識していたアチソンら正統派の現状概念からみれば、「中国革命」の成功に続く「インドシナ革命」の成功は大きな現状変更となる。アメリカは、第二次世界大戦直後にインドシナへのフランス復帰を認めていたからである。

11 正統派の「現状」概念破綻

柳沢によれば、2月1日のアチソン声明は、自らの現状概念の基礎に打撃を与え、異端派に点数を稼がせた、と指摘した。さらに、「中国チトー化」論に立つアチソンに追い打ちをかけたのが、2月14日の中ソ友好同盟相互援助条約調印発表であった。アチソンの現状概念の基本的仮定——中国民族主義論と中ソ対立必至論が崩壊し、異端派の共産主義膨張論と中ソ一体論という仮定に証明材料を与えた。その結果、アチソンは、異端派との共同行動を余儀なくされ、4月8日には異端派のダレスを国務長官顧問に迎えた⁵²⁾。この間、国務省内では1月にPPS室長がケナンからニツツェに、3月には極東担当国務次官がバターワースからラスクに

50) *FRUS, 1950, Vol. VI, pp. 744-747.*

51) *New York Times ed., The Pentagon Papers, 1971, p. 5.*

52) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』146頁。

替わった。

アメリカが想定していたアジアでの戦争は、中国の「隣邦」インドシナとみていた。しかし、実際に戦争が起こったのは、インドシナではなく朝鮮であった。6月25日に勃発した朝鮮戦争は、アチソンら正統派の現状概念を最終的に破綻させることとなった⁵³⁾。ヨーロッパで始まった冷戦は、「中国革命」を契機としてアジアでも展開することになった。

アジアの冷戦で重要なポイントは、「中国革命」が後進国における革命の性格、すなわち共産主義革命と民族革命という二面性をもっていた点である。柳沢によれば、「後進国の共産主義」対策を考慮するのは、1949年1月20日のポイント4計画発表からである。対策の契機となったのが、「中国革命」であると考えられる。この計画は、「もう一つの中国」を避ける緊急の必要性と中国での教訓が軍事援助の効果の限界が明らかとなり、むしろ経済援助がよりアメリカにとって利益をもたらすというものであった。その利益とは、一つはアメリカ経済にとっての利益である。アメリカ経済にとって原料資源確保の重要性は、認識されていた。ポイント4計画の論理が意味するところは、第一に技術と資本による後進国への侵入であり、第二にアメリカの市場の形成と確保であり、第三に対米貿易増大ということであった。また、アチソンは、後進国援助へのポイント4計画の目的を、西欧的議会制度の建設ないし安定化に、すなわち「革命の予防」におくという政治的意味を述べている⁵⁴⁾。しかし、「インドシナ革命」の高まりを契機にポイント4計画の論理をアメリカのアジア・アフリカ政策の基本線とする考え方は後退し、朝鮮戦争の勃発によって第二義的地位においやられ、軍事第一主義が支配的になっていった。アジアの革命は、トルーマン、アチソンの予測を超えて「インドシナ革命」など革命の展開が早かった。それだけ、「中国革命」のインパクトは大きかったと考えられる。

柳沢によれば、アチソンの現状概念は中ソのホー政権承認とそれに続く中ソ友好同盟相互援助条約で最初の打撃をうけ、6月25日の朝鮮戦争勃発によって第二の打撃をうけ、中国義勇軍の参戦で最後の大打撃が加えられた、とみる。アチソンの現状概念と政策の破綻は、通説では朝鮮戦争の勃発直後のトルーマン声明での台湾中立化政策（第七艦隊に中国本土からの台湾攻撃とその逆の攻撃との阻止を命令）に求めたが、柳沢はこの説を否定した⁵⁵⁾。

柳沢説は、まず台湾防衛へのコミットをめぐる対立——コミットに積極的なマッカーサーとコミットに消極的なトルーマン、アチソンらの対立に注目した。トルーマン、アチソンは第七艦隊の台湾海峡派遣は決して台湾防衛へのコミットではないことを繰り返して強調していた。

53) 近年のアジアの冷戦研究に関しては、Tsuyoshi Hasegawa ed., *The Cold War in East Asia 1945-1991*, Stanford University Press, 2011, 赤木完爾・今野茂充編著『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会, 2013年を参照。なお、いずれも「革命の危機」の視点から「中国革命」を評価する点は、欠落している。

54) 柳沢英二郎『南と北の国際政治—情勢分析から理論へ—』中部日本教育文化会, 1981年, 86-112頁。

55) 柳沢『逍遙—現代国際政治史の世界』145頁。

アチソンは、このアメリカの意図を中国が誤解するはずはないと想定していたので、中国の義勇軍派遣は「まったく正当化されない」のであった。義勇軍派遣という起こるはずのないことが起こったとき、アチソンの「現状」概念と政策とは破綻した⁵⁶⁾。

柳沢は、アチソンの現状概念には、その基礎に「アジア諸国家の国家的利益を現実的に考慮に入れたプログラムをもつ」政策を展開すれば、「彼らは、われわれにくみせざるを得えなくなる」と指摘し、ナショナリズムが「国家的利益」追求という政策に必ずや反映するという、信念があった。「中国チトー化」論にはこうしたアチソンの現状概念があった。

アチソンの現状概念は、アジアでの革命の高まりという局面に対しては、無力であったということであった⁵⁷⁾。つまり、「中国革命」と「インドシナ革命」の連動に続いて「朝鮮革命」も連動することとなれば、アジア全体に革命の連鎖が起こる可能性が生まれることとなる。まさに、グローバルな「革命の危機」ということになる。したがって、トルーマン政権は、JCSやケナンの朝鮮放棄論を否定し、「朝鮮革命」を崩壊させるために朝鮮半島にアメリカ軍を派遣した。

中国の義勇軍参戦は、中国それ自体として脅威とみなす転機となり、「中国脅威論」の契機となった。中国義勇軍の参戦はまた、アチソンの現状概念を崩壊させた一方、ダレスの現状概念が正統派となっていく契機でもあった。

12 おわりに

柳沢の「現状」概念論を、1945年と1949年の現状変更をめぐる政策論争から検証してみた。現状変更をめぐる論争は、「革命の危機」の深刻度と関連があった。「革命の危機」がヨーロッパに限定していれば、「非対称性」戦略で対応できたが、「革命の危機」がグローバルに拡大すれば「非対称性」戦略では対応できず、「対称性」戦略で対応せざるをえなくなった。NSC20/4がヨーロッパの「革命の危機」に対処した「非対称性」戦略に基づいた政策文書とみれば、NSC68はグローバルな「革命の危機」に対処した「対称性」戦略に基づいた政策文書である。

NSC68の原案作成が、2月から3月にかけて行われていた過程の中で、対ソ政策に対中政策も加わることとなった。その背景には、「中国革命」と「インドシナ革命」が連動する可能性が出てきたからである。NSC68によれば、「クレムリンの根本的な企画は世界支配」にあるとし、しかもソ連はその目的を達成するために軍事的増強につとめていると指摘した。そして意図的にソ連の軍事的能力を過大評価し、逆にアメリカの軍事的能力を過小評価した。さらに

56) 同書、144-148頁。

57) 同書、143-147頁。Steven W. Hook, John Spanier, *American Foreign Policy Since World War II*, nineteenth edition, CQ Press, 2013, p. 60.

同政策文書は、西欧諸国とアジア諸国はソ連の膨張主義に対抗すべき適切な手段が欠けているので、崩壊の可能性がある」と断定した。そしてこのような状況に対処する方法としては「自由世界における政治的、経済的および軍事的強化の裏付けをもって、自由世界に立派に機能する政治経済体制をつくりあげる」ことによって対抗すべきことを主張した⁵⁸⁾。

また、NSC68は、「今や自由制度に対する攻撃は世界的規模に及んでいる。現在の権力の分権化という文脈内においてはいかなる場所での自由制度の敗北も、あらゆる場所の敗北である」と述べた。このことは、「中国革命」の成功が「インドシナ革命」などアジアの「民族革命」に影響を及ぼすことへの危機感が読み取れる。

「非対称性」戦略は、「中国革命」を契機に破綻し、「中国革命」は「超党派外交」をも破綻させた。トルーマン政権は、「中国革命」の影響をうけてアジアの脱植民地化の高まりに対処せねばならなくなった。すなわち、民族革命への対策も必要となってきた。特に「インドシナ革命」対策が急務となった。そのため、トルーマン政権は、対ソ政策に重点をおいた政策では対処しきれなくなった。そこで、グローバルな規模で積極的な対ソ強硬政策を主張するダレスら異端派が、1953年に成立したアイゼンハワー政権の誕生とともに正統派となった。

柳沢は、現状変更をもたらした「革命の危機」という導因に注目した。1945年の現状変更では、東欧の「革命的危機」に加えて西欧諸国でも「革命の危機」が高まった。「革命の危機」の克服策は、政治的・経済的手段に加えて軍事的手段による「封じ込め」政策であった。柳沢によれば、ヨーロッパの「革命の危機」を国家間の矛盾とみたが、1949年の現状変更で起こった「中国革命」は国家間の矛盾に加えて民族矛盾という二重の矛盾とみた⁵⁹⁾。したがって、「アジアの革命」克服策は、国家間の矛盾のみでは対処できなくなった。

朝鮮戦争が起こって3年間後、新たに登場したアイゼンハワー政権は、アジア・アフリカ地域での「革命の危機」の高揚に直面した。アチソンの現状概念は、ナショナリズム＝国家的利益という側面を強調していた。一方、ダレス国務長官の現状概念は、「力自身が合理性をもたらす」、または力のみが国家の理解する言葉であるという側面を強調しており、危機意識の強さが特色といえた。その一方で、柳沢はアチソンの現状概念とダレスの現状概念の共通性に言及した。それは、事態が流動すると現状を巻き返していくという点であった。38度線の突破と国連による全朝鮮の統一、つまり北朝鮮を崩壊させるという点においては、いずれの現状概念をとるものも全く一致していた、と述べた⁶⁰⁾。

1949年の現状変更をめぐる論争は、トルーマン政権が1945年の現状変更をめぐる論争以上に危機感をもっていただことを明確にした。それは、ソ連の原爆独占とともに「中国革命」がも

58) *FRUS, 1950, Vol. I, pp. 235-292.*

59) 柳沢英二郎『現代政治入門』法律文化社、1964年、270-306頁。

60) 柳沢『逍遙 現代国際政治史の世界』146-148頁。

「現状」概念論と現状変更

つ政治的意味が、いかに大きかったかということを示している。そして、トルーマン政権以上に危機意識をもっていたのがアイゼンハワー政権であった。

柳沢の「現状」概念論は冷戦の規定や国際政治史の段階・時期区分をするさいの一つの見方を提供した。そして、柳沢国際政治とは何か、この答えを導く材料の一つが「現状」概念論と考えられる。

〔後記〕柳沢先生から国際政治の教えをうけた者の一人として、これからも研究活動を通して柳沢国際政治の研究業績を継承、発展させることが責務であり、先生へのご恩返しと思っています。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

柳沢国際政治史学とユーゴスラヴィア＝ソ連論争

定 形 衛

はじめに

主著『戦後国際政治史』（I～IV）を公刊して日本の国際政治史研究の泰斗として多大な貢献をなした柳沢英二郎（1926～2012年）、本稿はその業績および研究の視座を筆者なりに読み取り、戦後のユーゴスラヴィア＝ソ連関係を再考するものである¹⁾。柳沢は「矛盾」、「現状」の概念および国際政治史における画期の設定とそれによる時期区分の重要性を指摘しつづけてきた。

「歴史の発展は平坦な道をすすんでゆく状態に似ているのではなく、むしろ階段をのぼってゆくのに似ている²⁾」と考える柳沢は、20世紀の国際政治史を四つの段階に分け、ある段階を次の段階へ急速に押し上げていく期間を「画期（過渡期）」とよび、第一次大戦、第二次大戦、東欧大崩壊からソ連崩壊を、第一、第二、第三の「大画期」としている³⁾。また、画期の特徴については次のように捉える。すなわち、画期とは、①ふるい矛盾の構造の急激な崩壊と新しい矛盾の構造の急激な形成という二重過程の時期、②前段階における構造の特色の消滅とつぎの段階の構造の特色の形成の時期、言い換えれば③基本的な矛盾における側面の転化の可能性が外から急激に与えられる時期であると⁴⁾。

本稿では、1941年の反ファシズム民族解放闘争から1961年の非同盟運動の創設にいたる時期のユーゴスラヴィア＝ソ連関係をあつかうが、その時期区分について筆者は、(1)反ファシズム闘争期、(2)複数社会主義期、(3)非スターリン期の三つに分けた。その際の時期区分の画期としては、柳沢が指摘した「ふるい矛盾」と「新しい矛盾」の二重過程、基本的な矛盾における側面の転化といった点を考慮し、(1)への画期がユーゴスラヴィアでは三国同盟加入からドイツのユーゴスラヴィア侵攻、ソ連では独ソ不可侵条約から独ソ戦の開始、(1)から(2)への画期が、ユーゴスラヴィアではチトー・シュバシッチ協定から連邦人民共和国の成立、ソ連では連合国

1) 筆者はかつてこの時期におけるユーゴスラヴィア＝ソ連関係を拙著『非同盟外交とユーゴスラヴィアの終焉』で不十分ながら扱ったことがあるが、今回は柳沢の国際政治史研究における諸概念を中心に再考を試みるものである。

2) 柳沢英二郎『現代政治入門』法律文化社、1964年、260頁。

3) 柳沢英二郎、加藤正男、細井保『危機の国際政治史』亜紀書房、1993年、i頁。

4) 柳沢英二郎『現代政治入門』260-261頁。

としての独ソ戦の勝利と東西冷戦下の東欧圏の確立、(2)から(3)への画期が、ユーゴスラヴィアでは西側との関係強化とソ連との関係正常化、ソ連では非スターリン化による平和攻勢とソ連陣営の引き締め、というふうと考えられる。そしてこれら両国の画期の相互関係が、今度はユーゴスラヴィア＝ソ連関係における矛盾を形成することになる。

ここで、ユーゴスラヴィア＝ソ連関係における「矛盾」について若干ふれておきたい。社会主義国家の対外政策は、一方における社会主義的国際主義あるいは国際共産主義運動の追求と、他方における社会主義国家建設の二つの側面があり、この両者が国家の内部において基本的な矛盾を構成し、さらにこれに外から影響をあたえる国際政治全体における矛盾の展開がある。本稿で取り上げた時期について言えば、(1)反枢軸闘争と連合国内部の権力政治、(2)複数社会主義と東西冷戦の激化、(3)非スターリン化と緊張の緩和、と捉えることができよう。そこでは内部の矛盾としての「変化の根拠」と外部からの「変化の条件」が相互に関連して闘争し、運動、発展という弁証法的展開をとげる、つまりユーゴスラヴィア＝ソ連国際政治史の成立である。

1. 柳沢国際政治史学の諸概念

柳沢は国際政治を見る場合の重要な視点として「矛盾」と「現状」というふたつの概念を強調するとともに、国際政治を「ゲーム視」することなくそこにのしかかっている「歴史の重み」を見のがしてはならないと警告を発してきた。「矛盾」については1964年に公刊された『現代政治入門』において、また「現状」については1967年に発表された「現状の概念」(愛知大学『法経論集』第54号)において詳述されている。マルクス主義的手法にもとづく柳沢の国際情勢分析の根幹をなすふたつの概念である。こうした概念を取り込んだ柳沢は、国際政治における各国の情勢分析とそれにもとづく政策の形成と転換の過程をあきらかにし、「政治の法則」を見つけ出そうとしたのであった。以下に二つの概念の要点を紹介しておきたい。

(1) 「矛盾」について

柳沢は「政治の世界」における対立、抗争、政策の転換を矛盾の観点からとらえる⁵⁾。「矛盾」は“AとBとの間の矛盾”つまり二つのものの間の矛盾であり、AとB(矛盾の側面)で一つの矛盾ができあがっている、「一般的にいて、AとBとは互いに相手を自己の存在の前提条件にし」、「二つの側面は、たがいに斗争⁶⁾」し「その斗争によって矛盾の運動がおこる」と。さらに、矛盾の二つの側面は、たがいに相手を自己の存在の前提とする関係に結ばれることで、矛盾という「統一」の中におかれ、それゆえ矛盾は、対立・斗争する二つのものの統一体

5) 柳沢の矛盾のとらえ方は毛沢東の『矛盾論』におおく依拠するものといってよい。柳沢の「政治学原論」「国際政治学」の講義においては毛沢東『矛盾論』が受講前の必読書であったという。

6) 「斗争」は柳沢の引用部分のみについて用い、他は「闘争」と記した。

であるとし、つづけて矛盾と政策の転換について言及し、「一般的にいつて、ある国の対外政策の転換というものは、これまでの政策がゆきづまったときに、つまりジレンマにおちいったときにおこなわれることがわかる。すなわち、矛盾が政策をかえさせるのであり、したがって政策とは、なんらかの矛盾に対処するためのものであるということもわかる」⁷⁾。

また、「矛盾とその運動」について次のように指摘する。「一つの矛盾は、その二つの側面の斗争によって運動し、発展していく」、「矛盾とその運動は、あらゆる事物のなかに存在しており、事物の運動と発展とは、実は矛盾の運動と発展によっておこるのだと考えることができる」。そして、事物の内部の矛盾性が事物の発展の根本原因（第一の原因）であり、ある事物と他の事物との相互の関連と相互の「影響」とが事物の発展の第二の原因である、と。ここで、第一の原因を「内部的要因」、第二の原因を「外部的要因」とよぶことにすれば、事物の発展・変化においては、内部的要因は「変化の根拠」であり、外部的要因は「変化の条件」である⁸⁾。

つぎに、柳沢は、事物のなかに含まれる矛盾のうち、主要な矛盾と二義的、従属的な矛盾を区別する重要性を述べる。主要な矛盾とは、「その存在と発展とによって、その他の矛盾の存在と発展が規定され、あるいは影響される」ような、そういう一つの矛盾であり、「(政治の世界においては) 主要な矛盾のとらえ方によって勢力の配置がきまる。主要な矛盾をどうとらえるかは、たんに勢力の配置や斗争の形態を左右するばかりでなく、斗争の性格自体をも変える場合があるという結論になる」⁹⁾。この主要な矛盾の発見とその矛盾の発展、それと二義的な諸矛盾との関係の描写こそ、国際政治史の叙述における核心といえるものなのであった。

(2) 「現状」について

国際政治史分析の鍵が、主要な矛盾の運動と発展であるという点は前述したが、柳沢はこの主要な矛盾の発見における分析視角の一つとして各国政府の「現状」認識に注目する。現状の概念には「西欧的・伝統的」なものと、「マルクス主義的」なものがあり、前者が国家中心的・静態的概念としての現状概念であるのに対して、後者は、前者とは全く異なったマルクス主義的な、すなわち階級的・民族的観点に立った動態的な、変革への潜在的可能性をもつ概念として捉えられている。

すなわち、西欧的現状概念において「現状」とは国家関係についての概念であり、とりわけ大国の「国家的利益」への絶対的な信念にもとづいた大国間の「力の配分」状況、「バランス・

7) 柳沢英二郎『現代政治入門』、20頁。

8) 同上書、20-21頁。

9) 同上書、24-25、31頁。毛沢東は「矛盾論」のなかで「主要なものであるか、第二義的なものであるかを問わず、矛盾の諸側面がある。これは併列的にとりあつかってもよいのであろうか？それではいけないのだ。どんな矛盾も、どんなときでも、矛盾の諸側面は、その発展が不均衡なものである。……矛盾している二つの側面のうち、かならず一つの側面が主要なものであり、他の側面は第二義的なものである。」と述べている。毛澤東選集刊行會編譯『毛澤東選集』第3巻、三一書房、1952年、42頁。

オブ・パワー」概念とむすびについて捉えられるところに特色があるが、他方、マルクス主義的概念においては、リップマンを引用して「ロシア、中国、その他アジアおよびアフリカの諸地方で進行中の社会革命、経済革命は、現状変更ではなく現状そのものであり、……このような革命に反対することは現状変更の企てとなる。われわれは現状といえ、その時点において存在する状況を考えるのに対し、かれはそれを現在進行中の革命の変革の過程として考える」と説明している¹⁰⁾。

ここで重要なのは、真の政策転換は現状概念の転換によってのみおこり、「一見劇的な政策転換現象がみられても、これを転換と規定するか否かは、まず現状概念上の転換の有無を確かめてからなされるべきであり」、さらに政策が陥る「ジレンマ」や「行き詰まり」といったものが、政策が自らの現状概念と矛盾してしまう場合を指すという指摘である¹¹⁾。

(3) 「国際政治の斗争と歴史」について

これまで述べたように矛盾と現状を分析の中心概念とすることと関わって言及されたのが、国際政治を「ゲーム視」することへの強い批判であり、「歴史の重み」に対する注目である。「国際政治における斗争は、それぞれ異なった目的を迫及するうえでの斗争である。勝敗を論ずるとすれば、それぞれの目的の迫及上、その具体的な斗争がいかなる意味をもったかにある。したがって基準は一つなのではなく、その双方にそれぞれ判定の基準がある。さらに史的な基準がある」、「ゲームには歴史の問題はないが、国際政治の斗争には歴史の重みがのしかかっている。ゲーム視は史的な意味から目をそらせ、価値判断から目をそらせる」¹²⁾。

1917年ロシア革命までの国際政治では、政治的信条が問題にならず、斗争はまさしくゲームで、国家の目的も同質的であったが、社会主義が出現してからゲームの時代はおわり、「今日の国際政治では排他的な信条と目的とが争っている。その基準は、もはや一つではなくなったのである。まして支配・被支配の問題をふくむ世界政治の斗争の性格は、基本的にいって、ゲームとは縁もゆかりもないのであり」、「世界政治の諸現象は、それが斗争であるかぎり、ゲーム的な現象をしめすけれども、その次元だけで政治を考えるのはもっとも注意しなければならない誤りである」¹³⁾と警告する。

また、国際政治における矛盾の運動と対外政策の現状分析における要点としてイデオロギーや制度を「歴史的なもの」として捉えること、また、国家の「歴史的な位置」を把握し、その対外政策を分析することの大切さを訴える。つまり、歴史の重み、現在にいたる歴史的な位置をふまえた各国における「矛盾の発見」と「現状の認識」を忘れてはならないというのである。「われわれがアメリカの対外政策上の発想の特色を知り、それに固有の矛盾を知るだけでは、

10) 柳沢英二郎「現状の概念」『法経論集』（愛知大学）第54号、1967年、78-79頁。

11) 同上論文、99頁。

12) 柳沢英二郎『現代政治入門』226頁。

13) 同上書、227頁。

他の国家についても、おなじような特色と矛盾があると考えられるかぎり、アメリカを他の諸国家と、とくに社会主義国家と同一の次元で比較した¹⁴⁾にすぎないのである。それは事実の誤認であり歴史的位相、そこにおける国家の位置をふまえないゲーム的、非歴史的的分析であるということになる。

以上、柳沢国際政治史学における中心概念としての「矛盾」と「現状」を取り上げ、国際政治における「歴史」認識の重要性に言及してきたが、次節以下では、筆者が研究対象としてきたユーゴスラヴィア外交、とりわけユーゴスラヴィア＝ソ連関係を、前述した時期にかぎって柳沢国際政治史学の視座から検討したいと考えている。この時期に限定したのは、筆者の能力と準備状況における怠慢さもあるが、それが「戦後国際政治史」において独自の道を歩んだユーゴスラヴィアが反ファシズム闘争から、社会主義国家の建設、その後のスターリンとの抗争をへて、非同盟外交と非同盟運動の基礎を形成していった時期だからでもある。

2. 反ファシズム闘争とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

1941年3月25日、ヒトラーの圧力に屈したツヴェトコヴィッチ政府がウィーンで三国同盟加入に署名すると、ドイツ軍を迎え入れることに反対するベオグラード市民は「条約より戦争を」「奴隷より墓場を」を掲げて立ち上がり、2日後の27日には親西欧派のシモヴィッチ將軍らによる三国同盟加入反対のクーデタがおこる。激怒したヒトラーは、4月6日ユーゴスラヴィアへの「懲罰作戦」を命じ、早くも17日には降伏へと至らしめた。

ユーゴスラヴィアは枢軸諸国によって占領、分断統治され、セルビアはドイツ、モンテネグロはイタリア、スロヴェニアは両国の折半によって支配され、クロアチアにはウスタシ¹⁵⁾によるドイツの傀儡政権「クロアチア独立国」が成立した。枢軸諸国による分断とクロアチアのファシスト体制は、1918年のユーゴスラヴィア国家創設以来の民族間の対立と抗争を一気に凄惨な内戦へと誘導していった。分断統治のなかでユーゴスラヴィアには、二つの反枢軸抵抗組織が形成された。ひとつは旧王国軍の残党でセルビア人を主体とするチェトニク¹⁶⁾でミハイロピッチの指揮下にあった。もう一つはユーゴスラヴィア共産党に指導され、民族の枠を越え、全国的規模で反ファシズムの抵抗運動を展開した人民解放戦線いわゆるパルチザン部隊である。

(1) パルチザン闘争と連合国の権力政治

連合国は二つの抵抗組織のうちロンドンの亡命政権につらなるチェトニクを支持し、軍事

14) 同上書、222頁。

15) クロアチアのファシスト集団で「蜂起者」の意。1928年にA.パヴェリッチが創設した。クロアチア独立国の「国首」としてパルチザン運動を弾圧し、ユダヤ人、セルビア人を虐殺した。

16) 41年4月のドイツ攻撃に対し、ユーゴスラヴィア王国軍の降伏を受け入れなかったセルビア軍兵士の集団で、D.ミハイロヴィチが率い、亡命政府と密接な関係にあった。

的支援を惜しまなかった。しかし、チェトニックは枢軸諸国に対する連合国の最終的な勝利を頼みにした待機作戦をとり、また大セルビア人意識のもと民族融和への展望を欠くなど、有効な抵抗運動を展開できないでいた。これに対して、パルチザンは「同胞の兄弟愛と統一」をスローガンに掲げ、ユーゴスラヴィアにおける実質的な反ファシズム民族解放闘争を担い¹⁷⁾、数次にわたるドイツの攻勢に耐え抜き支配地域をセルビアやボスニアへと拡大していった。共産党は、何のための抵抗運動であるか、その意味を明確に示して民衆の支持を拡大していた。諸民族の平等にもとづく政府をつくること、王国を排して共和国を設立すること、ブルジョアジーによる搾取を終わらせることを闘争目的に掲げたのである¹⁸⁾。

しかし、死力をつくして枢軸勢力に立ち向かうパルチザンに対し、連合国はこれを正式な抵抗組織として認めることはなかった。パルチザンは国際的支援が得られないなかで、人民の結束を基盤に自力で解放闘争を継続していかざるをえなかった。チャーチルはチェトニックに対し、パルチザン部隊を潰滅するか武装解除することをよびかけていたし、スターリンもパルチザン指導部に対し、チェトニックと協定を結び、ミハイロヴィチの指揮下に合同軍を形成せよと迫ったのである。チェトニックがパルチザンを襲撃し、対敵協力に及んでいると説明してもスターリンは考えを変えることはなかった¹⁹⁾。

当時の西側政府にとっては、チェトニックに期待したというよりも、のちのちソ連との関係を整理するうえで深刻な「障害」となりかねない、バルカンおよびドナウ流域における左翼革命運動の拡がりを阻止しておくことの方がはるかに大切であると判断していた²⁰⁾。また、激しい独ソ線を独力で迎え撃つソ連は、第二戦線の必要性からも英米と歩調を合わせ、共産党の指揮下にあるパルチザン闘争を抑制する側にまわったのである。

カルデリは、社会主義の祖国ソ連がパルチザン支援を渋る状況を次のように理解した。「スターリンがユーゴスラヴィアの問題をそれ自体としてとらえられずに、数々の問題の総体と関連付けて、とりわけ反ヒトラー連合内部の力関係に照らしてしか見られないこともわかっていた」、「人民解放軍最高司令部への軍事使節団派遣も、武器送付の開始もソ連がいちばん遅かったことは偶然ではない。むろんそうしたことにわれわれの心は痛んだ」²¹⁾。

17) パルチザンが抵抗を開始したのは、独ソ戦が始まって以後のことである。「同胞の兄弟愛と統一」(bratstvo i jedinstvo) は多民族国家の社会主義ユーゴスラヴィアの国是とも言うべきもので、1990年代のユーゴスラヴィア解体まで共産党の指導原理でありつづけた。

18) V. デディエル、平井吉夫訳『クレムリンの敗北』河出書房新社、1981年、54頁。

19) E. Kardelj, *Sećanja: Borba za Priznanje i Nezavisnost Nove Jugoslavije 1944–1957*, Beograd, 1980, str. 26. E. カルデリ、山崎那美子訳『自主管理社会主義への道—カルデリ回想記—』亜紀書房、1982年、11頁。(以下翻訳書の頁数は括弧内に記す)。ソ連がユーゴスラヴィアのパルチザン闘争にくらべ、いかに英米との協調を重視していたかを物語っている。

20) E. Kardelj, *Sećanja*, str. 37. (26頁)

21) *Isto*, str. 27, 34. (11–12, 31頁)

(2) AVNOJ II とソ連の対応

1943年の二度にわたる枢軸側の大攻勢をしりぞけたパルチザンは、抵抗運動の実質的な勢力として人民の広汎な支持を獲得し、11月29日ボスニアの古都ヤイツェで AVNOJ（ユーゴスラヴィア民族解放反ファシズム会議）の第二回大会を開き、そのゆるぎない地位を内外にしめした。AVNOJ は、前年11月に西ボスニアのビハチにおいて創設され、ユーゴスラヴィア民族解放闘争の全国的な政治代表体として組織されていた。チトーは当時この会議の決議の内容などを事前にモスクワに通告していた。しかしコミンテルンからは、決議の内容について「現段階においては王朝の廃止は問題外であり、共和国のスローガンを使用すべきではない」との指令をうけ、大会決議からは王朝の廃止、臨時革命政府の宣言が削除された経緯がある。チトーはいたし方なくコミンテルンの指令を遵守するが、ユーゴスラヴィア国内では亡命政府は裏切り者と断罪されており、これはすべての国民の判断であると返電して、解放運動の実態への理解を強くもとめた²²⁾。

今回のヤイツェ会議の決議は、「三年余にわたる人民解放闘争で確証された全民族の真正な意思にもとづき、ロンドン亡命政府のすべての権利の剥奪と国王ベタル2世のユーゴスラヴィアへの帰還を禁止すること」が明記し、戦後のユーゴスラヴィアの国家形態としては、民族の平等を基礎とした連邦制度が選択されるべきであると宣言した。また、臨時政府の機能を果たす国民委員会の議長にはチトーが選出された。しかし、共産党指導部はビハチの経験もあり、これらの決議を事前にモスクワに通告することはなかった。スターリンの異議申し立てが容易に想像されたからである。

スターリンらソ連指導部が決議を知ったのは11月30日であった。スターリンは、決議が後述するテヘラン会議での連合国の決定を踏みにじるものとして怒りをあらわにし、モロトフは、ソ連を背後から匕首でひと突きするものだと非難した。そして決議内容をモスクワにある共産党系の「自由ユーゴスラヴィア放送」で公表することを当初は禁じたほどであった。その後イギリスのBBC放送が決議を公表したことがつたわるとモロトフは放送禁止を取り下げたのであった。デディエルは日記に「ソ連政府がわが国の人民の願望など、ほとんど考慮していなかったことは、この事例ではっきりしている。ソ連政府はもっぱら独自の外交的利益に従って行動していたのだ」と記した²³⁾。

ヤイツェ会議と時を同じくしてテヘランでは、ドイツの敗色が濃厚となるなかで米英ソ三国

22) V. デディエル、前掲書、55頁。

23) 同上書、58頁。カルデリは、「スターリンが、現実に起こったよりもずっと鋭い軋轢を西側政府との間に予想していたことはほぼまちがいない」と記している。E. Kardelj, *Sećanja*, str. 42. (35頁)

による首脳会談がもたれた。そこでは第二戦線の問題や戦後構想について話し合われたが、ユーゴスラヴィアに関連し、連合国はチェトニックにかわってパルチザンをユーゴスラヴィア国内における唯一の解放勢力と認めること、そしてできる限りの援助をパルチザンに与えることで合意した。このようにテヘラン会談でパルチザンを唯一の解放勢力と認めた連合国であったが、政府としては依然として王国亡命政府をユーゴスラヴィアの正式政府として認め、ペタル国王および亡命政府側と国民委員会のあいだに協定を成立させて王国政府の存続をはかるという方針を変えていなかった。

イギリスはすでに43年9月にマククリーン代将を団長とする英米連絡将校団をパルチザンの最高司令部に送っていたが、ソ連もテヘラン会談以後の12月14日に軍事使節団の派遣を通告するようになった。ユーゴスラヴィアにかぎらず戦後の政治配置をふくめ以後活発な連合国政治が展開されていった。

(3) 国民委員会の国際承認と英ソ勢力圏協定

テヘラン会談以後、共産党指導部が取り組むべき最重要な課題は、AVNOJで決議された臨時政府としての国民委員会に対する承認を連合国側から獲得するというものであった。ユーゴスラヴィア共産党指導部は、ソ連は国民委員会の承認を表明していなかったものの、承認したのも同然と考え、英国や米国の政府との間で承認をとりつけることにより大きな関心をよせていた。しかし、ソ連への期待はやがて裏切られることになる。

国民委員会が自立した革命勢力であることを自任したチトーであったが、連合国内部の軍事的、政治的状况を考慮したチトーは、44年6月16日にはチャーチルの唱える連合政権構想をうけいれ、元クロアチア州知事で亡命政府首相のシュバシッチと協定を結ぶ決意をした。チトーは国民委員会に代表される臨時政府が単独で連合国の承認を獲得することは難しいと判断し、また、シュバシッチと協定を結ぶことで反共産主義の分子を抑えられると考えたのである。6月協定は、①できるだけ早い時期に統一的な国家代表機関を設立する、②「国家形態」については全土が解放された後に人民が最終的に決定する点で合意に達し、シュバシッチは国民委員会による臨時統治を承認し、またチトーは戦争の継続中は国家形態の問題を提起しないことを確約した。

しかし、ソ連側の態度は国民委員会の予想した全面的承認とはことなり、国王の帰還を容認することを促すなど英国への配慮を前面にだしたものであった。44年11月17日、スターリンがチトーとシュバシッチをモスクワに呼びつけた。しかし、チトーではなくカルデリがシュバシッチとともにモスクワにむかった。スターリンは、亡命政府との妥協を直接チトーから取り付け、自らがいかにユーゴスラヴィアを説得しているかをチャーチルに示そうとした。スターリンはチトーの不在にいたく不満であった。会談の席上スターリンはカルデリにむかって、「ペタル王の帰国を容れないことを、狭量でセクト主義だと非難し、今日王様といってもどだいなんのねうちもない。もはや社会的にはなんら特別な役割を演じない、ただの表向き総代に

すぎないのだ」と述べた²⁴⁾。

カルデリは、ペタル王は「チェトニックやチェトニックのおこなった殺戮、ユーゴスラヴィアのどの民族も是認できないセルビア・ブルジョアジーの支配権と切り離せない」存在であり、国王の帰国はユーゴスラヴィア人民の血みどろの戦いを否定するものであると訴え、さらに、亡命政府側との妥協はわれわれの必要からではなくて、反ヒトラー連合の団結にわれわれが責任を感じるからなのだ」と応酬した。これに対しスターリンは、「ロンドンの亡命政府と結ぶ協定およびペタル王の地位に関する件では、反ヒトラー連合内部の団結に配慮しなければならない。きみたちはひとりではないのだ。だから、ひとりのようにふるまってはならない」と厳しく叱責した。そしてスターリンとチャーチルはバルカン諸国の国内関係や国際的地位を取捨すべく申し合わせをし、ユーゴスラヴィアについての影響力の比は五分五分という約束であると解説した。これは44年10月9日に、ソ連赤軍の東ヨーロッパ、バルカンへの攻勢のなかで、この地域の戦後の影響圏確保に大きな利害関心をもつチャーチルがモスクワに赴き、スターリンとの間に結んだ百分率協定をさすが、ユーゴスラヴィアについて英ソ間で50%対50%の数字がとりきめられたことをスターリンがカルデリに告げたのである²⁵⁾。

このときの様子をカルデリは「愕然としてしまった。これ以上状況を悪化させないためには、いったい何を言えばよいのかわからなかった」²⁶⁾と述べているが、のちには「当時のユーゴスラヴィアでは、そんな協定なんて片腹いたいまでに、事実上一切の政治権力がわれわれの手に握られていた。だからわたしは、1944年暮れモスクワにおけるスターリンとの会談の席でも、これにさほどの抗議をしなかったのだ。そもそもこの約定は現実離れのしたものに思われた」²⁷⁾と振り返っている。

カルデリは報告をうけた共産党の指導部はスターリンの発言について次のような判断で合意した。「スターリンの態度を分析していくうちに、どういうものか一同、スターリンはやはり策略を用いているだけにちがいない、という結論に達した。……今のところ、黙っているのがいちばんだ、ということになった。スターリンはこうした様々な策略をもって西側勢力と闘い、結局はわれわれを手伝ってくれるのだ、と思っていた」²⁸⁾。スターリンの威信は絶大であった。デディエルは「われわれはソ連に対する無限の信頼を教えられており、最初の社会主義国が他の国々とこのような協定を取り決めることなど、あり得ないことだと思っていた」と告白

24) カルデリは、「スターリンがチャーチルを支持したのは、むしろユーゴスラヴィアの革命がその後も発展を続けることをあてにしているの策略であった」と述べている。E. Kardelj, *Isto, str.* 33. (18-19頁)

25) その他、英ソの比率はギリシャ(90:10)、ブルガリア(25:75)、ルーマニア(10:90)ハンガリー(25:75)であった。

26) *Isto, str.* 68. (70頁)

27) *Isto, str.* 33. (19頁)

28) *Isto, str.* 73. (77頁)

している²⁹⁾。

3. 複数社会主義とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

(1) ソ連圏におけるユーゴスラヴィア外交

チトー・シュバシッチ協定を基礎に45年3月7日、チトーを首班にユーゴスラヴィア民主主義連邦臨時政府が形成された。全閣僚のうち全国委員会のメンバーが20人を占め、亡命政権から3人、戦前の政党代表者5名が入閣し、また王権は摂政団に委譲された。その主たる任務は憲法制定議会の設立にあった。

亡命政権との連合政府という形をとってはいたが、国民委員会の圧倒的優勢のもと45年4月11日ソ連との間に「友好協力相互援助条約」を締結し、戦後外交がここに出発した。チトーは条約を「わが民族の年来の悲願」と評した。ユーゴスラヴィアの人民にとってモスクワは、「政治的・精神的センター」であるとともに階級なき社会が具体化された国家であり、またユーゴスラヴィアの指導者にとっては、史上初の社会主義国にして戦時における同盟国、ヨーロッパの将来を方向づける社会主義国の盟主であった³⁰⁾。

45年11月の憲法制定の議会選挙では国民委員会系の人民戦線の提出した選挙人名簿が圧倒的な支持を受け、ヤイツェ会議からちょうど二年後の11月29日、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国の建国が宣せられた。ユーゴスラヴィアは、ソ連の社会主義モデルを踏襲し、36年のスターリン憲法に倣ってユーゴスラヴィア憲法を制定し、農業の集団化、工業の国有化を人民の支持をバックに一気に推進していった。他の東欧諸国では人民の十分な支持がなく共産党による集団化が遅れていたのとは対照的で、46年末までに工業の80%を国有化し、47年からは重工業化5カ年計画が着手された。

戦争中の功績によりソ連に次ぐ地位を与えられることを当然と考えていたユーゴスラヴィアは、ソ連を中心とする社会主義諸国の利害を守ることを自らの使命と考え、バルカンにおける指導的役割を自任した。ユーゴスラヴィアは、ソ連に先立って旧枢軸の東欧諸国ブルガリア、ルーマニア、ハンガリーと友好協力相互援助条約を締結し、東欧でのチトー人気は高まる一方であった。ユーゴスラヴィアは社会主義建設の優等生として、また「鉄のカーテン」の最前線の国家として東欧圏において指導力を発揮したのだが、ブルガリアとのバルカン連邦構想や、トリエステの領有をめぐるイタリアはじめ西側諸国との激しい抗争はその例である³¹⁾。

29) V. デディエル、前掲書、59頁。

30) V. Gavranov i M. Stojkovic, *Medunarodni Odnosi i Spoljna Politika Jugoslavije*, Beograd, 1972, str. 166.

31) ユーゴ共産党は、トリエステ奪還を要求して、威丈高になっていた。過度の共産主義的熱情にかられ、西側と時期尚早のごたごたをおこしかねない状況にあった。それがモスクワの気にさわった。西側を挑発すまいとするロシア人のためらいや慎重さは、彼らにとっては不可解な、腹の立つ姿勢だった。A・ウラム、鈴木博信訳『膨張と共存』（ソビエト外交史2）、サイマル出版会、1979年、531頁。

(2) バルカン連邦構想とソ連の叱責

ユーゴスラヴィアとブルガリアのあいだのバルカン連邦構想については、44年11月の時点でスターリンも了解していたのだが、その後英国がギリシャ、トルコをふくまないバルカン連邦に異議を唱え、立ち消えとなっていた。戦後になるとチトーとディミトロフの間で検討が再開され、そこでは新生の社会主義国家の結束と連携強化をめざすものとしてソ連の支持も当然視されていた。47年8月1日にはチトーとディミトロフの間で両国の経済計画の調整、通貨の管理、関税の引き下げ等を定めたブレド協定が締結されたが、連邦の形態をめぐる合意にいたらなかった。ブルガリアがユーゴスラヴィアと対等の二国による連邦を主張したのに対し、ユーゴスラヴィアは自国を構成する6つの共和国とならんでブルガリアを加える連邦形態を唱えたからであった。

ユーゴスラヴィアの意図はマケドニア共和国とブルガリアを同列に位置させ、マケドニア問題を封じることであったが、主権国家ブルガリアにとってはあくまでもユーゴスラヴィアとの対等な連邦を構想していた。そのような中で48年1月18日、ディミトロフはユーゴスラヴィアを牽制すべく、ポーランド、チェコスロヴァキア、ギリシャといった国ぐにを含んでの連邦を構想し、それをルーマニアでの記者会見で言及したのである。この間の経緯について報告を受けていなかったスターリンは激怒した。

2月10日スターリンはカルデリとディミトロフを呼び付け激しく非難した。「ディミトロフが何をいっても、チトーが何をいっても、外国では、われわれがそれを知っていて、いわしていると思われている」³²⁾、「君やユーゴの連中は、自分たちのやっていることを、だれにも教えようとはしない。しかし、われわれは、世間の出来事をことこまかに知っておかなくちゃならんのだ。君たちは、われわれに既成事実を突きつけているのだぞ」³³⁾。スターリンは自分に無断でこうした事態が進行したこと、しかし西側からはスターリンの認可のもとに進められていると了解されていることに怒りをあらわにした。

会談後カルデリはモロトフに促され、今後ユーゴスラヴィアは外交問題に関しソ連に相談する義務を記した協定に半ば強制的に署名を求められた。カルデリは憤りと屈辱のなかで署名場所をまちがえたという。「私の身のうちでは血が煮えたぎった。私個人が侮辱されたのではなく、社会主義ユーゴスラヴィアがこれによって傷つけられ辱められたように感じた」と回想している³⁴⁾。

しかし、スターリンは両国のバルカン連邦構想自体には反対することはなかった。スターリンは連邦の形成によってブルガリアをしてユーゴスラヴィアの「暴走」を抑制させうると期待

32) V. デディエ『チトーは語る』河出書房、1957年、282頁。

33) M. ジラス『スターリンとの対話』雪華社、1968年、260頁。

34) E. Kardelj, *Isto, str.* 120. (144頁)

したからである。カルデリは次のように理解した。スターリンは「ブルガリアをしっかりと掌握しており、ディミトロフの威信を傷つけたことによって実はその手綱をさらに引締めたと考えており、今ならばブルガリア国家のトップに座を占める教条主義的な指導陣を使ってブルガリアをユーゴスラヴィアとの連邦に抱き込み、そうしてヨーロッパで唯ひとつ自主・独立を守る社会主義国の足元を切り崩すことができるとみていたからにはほかならなかった」³⁵⁾。

(3) ユーゴスラヴィアとコミンフォルムの設立

1947年になるとヨーロッパでは冷戦が本格的な形をとった。ソ連は東ヨーロッパにおける支配圏をすでに確立しつつあり、これに対抗すべく3月12日のギリシャ、トルコ支援4億ドルの予算承認をもとめるトルーマン議会演説(トルーマン・ドクトリン)、6月5日のマーシャル国務長官のヨーロッパ経済復興援助計画(マーシャル・プラン)の発表などが相次いだ。前者は東西冷戦を二つの生活様式の対立として描き、また後者は米国の絶大な経済力をバックにヨーロッパ全域を対象にした援助計画であった。この援助計画にチェコスロヴァキアおよびポーランドが受け入れへの関心をしめすと、ソ連はこれを憂慮し東欧諸国の結束と一体性の確保にむけ具体的な組織化を急ぐようになった。

スターリンは東欧諸国が共産党以外の政党との連立政権を構成し、ソ連の指導から自立していくことを強く警戒していた。そこで1947年9月末に東欧諸国の共産党に加えて、当時連立政権に加わっていたフランス共産党、イタリア共産党をポーランドの南部ヴロツワフ近郊のシクラルスカ・ポレヴァの古城に集め、コミンフォルムを設立したのである。コミンフォルムはこれらヨーロッパの共産党間の情報の連絡組織という形をとり、ソ連はこれを通じて指導力を誇示しようとした。組織を世界の共産党に広げず、これら9つの共産党に限ったのは、コミンテルン解散から4年しかたっておらず、またヨーロッパの冷戦が本格化するなかで、現実に政権に関与する共産党の組織化が喫緊の課題となっていたからである。

大会では、ソ連の提起した議題「諸共産党間の活動調整」をめぐる冒頭から意見の相違がみられた。チェコスロヴァキア、イタリア、フランスの共産党は国内における他の民主勢力と結びつくことの必要性を述べ、とりわけ、イタリア共産党は「性急な革命運動は必ずや労働者階級を敗北に導く冒険主義にほかならない」と主張した。ユーゴスラヴィアは、ソ連の一元的な統括に批判的なこれら共産党批判をする役割をジュダーノフから与えられ、引き受けた。ユーゴスラヴィアでは共産党と人民戦線が民族解放闘争の過程でほぼ一体化しており、これら共産党のような動揺はなかったからである。カルデリは「われわれは当時すでに、各党は自己の課題を独自に処理すべきだという見地に立っていた。しかしながら、われわれにとってソ連の権威はまだ大きく、ジラスとわたしはこれを承諾してしまった」と述べている³⁶⁾。

35) *Isto*, str. 117. (141頁)

36) *Isto*, str. 41. (31頁)

このようにユーゴスラヴィアは積極的な役割を創設大会で果たしたし、ベオグラードにはコミンフォルムの本部がおかれ、機関紙『恒久平和と民主主義をめざして』が当地で編集された。ソ連はこの決定を利用してユージンを首領とする多数の宣伝要員と粛清の専門家をユーゴスラヴィアの首都に送り込むことになった³⁷⁾。ジラスによればこうした措置は、「ユーゴスラヴィアの指導者を革命に対して自己満足をいさぐという状況に陥れ、ある意図された国際主義の連帯責任にユーゴスラヴィアを従属させるというねらいであった」³⁸⁾。

(4) コミンフォルム追放と複数社会主義

しかし、ユーゴスラヴィアは創設一年もたたないなかでコミンフォルムから追放されてしまう。それは、複数社会主義の時代の国家間関係のありかたをめぐるソ連とユーゴスラヴィアの論争、対立であった。発端は、48年3月18日にユーゴスラヴィア駐在のソ連のバルスコフ將軍からの通告ではじまった。内容は、ソ連の軍事顧問団および指導者全員が敵意に満ちた空気に取り囲まれているとして、即時ソ連の軍関係者を退去させるとの電報をブルガーニン国防相から受けたというものであった。また、3月27日のソ連共産党中央委員会からの同志チトー、共産党中央委員会宛て書簡は、「ユーゴスラヴィアには民主主義が存在しない」、「ユーゴスラヴィア共産党には階級闘争の精神が欠如している」、「ユーゴスラヴィア共産党は、資本主義的要素が平和裡に社会主義的要素と結合するという、墮落的な日和見主義に陥っている」など、ソ連モデルを最も忠実に実践してきたユーゴスラヴィアにとっては承服できない内容であった。

論争におけるソ連の目的は、戦後の積極的、自立的なユーゴスラヴィア外交をソ連の指導のもとにおくことであった。ソ連の真意を図りかねていたユーゴスラヴィアであったが、4月13日のソ連共産党中央委員会宛ての書簡は、論争のねらいをいいあて、ユーゴスラヴィアの立場を明確に述べた。「同志諸君！イデオロギーの偏向とかが問題になっているのではない。一国と他国の関係がどうあるべきか、ということである」、「われわれは社会主義の祖国ソ連を愛するからといって、ソ連と同じように社会主義の建設にいそむユーゴスラヴィアを二の次にすることはできない」³⁹⁾。その後も論争はつづくがユーゴスラヴィアは毅然とした対応でうけとめた。「われわれに向けられた不当きわまる非難に対し、われわれは自らの行動で実証したいと希望している。われわれは断固たる決意で社会主義を完成する。そしてソ連に対する忠誠を堅持する」⁴⁰⁾。

ソ連は当初からコミンフォルム追放のためにする論争を吹きかけてきた観が明確であり、ついに6月28日コミンフォルム第二回大会（ブカレスト）は、「内外政策におけるマルクス・

37) F. フェイト『スターリン時代の東欧』岩波書店、1979年、184頁。

38) M. ジラス、前掲書、192頁。

39) V. Dedijer, *Dokumenti 1948*, tom 1, Beograd, 1979, str. 239.

40) *Isto*, str. 285-286.

レーニン主義からの逸脱、意識的な反ソ政策、友党に対する尊大な態度」等を列挙されコミンフォルムから追放されたのであった。追放翌日のユーゴスラヴィア共産党中央委員会は、「決議の内容は、不正確かつ根拠のないもので、国の内外におけるユーゴスラヴィア共産党の威信を傷つけ、党の指導的役割を弱めることで大衆および国際労働運動に混乱をもたらすものである」⁴¹⁾との声明を発表した。「追放はユーゴスラヴィアがソ連のモデルを至高のものと考えている時にやってきた。それは、共産党指導部に対する党員の疑惑、不信を招来しかねなかった。社会主義の祖国に誤りがあるとはなかなか信じきれるものではなかった。決議の棄却ではなく、ユーゴスラヴィア共産党の道が正しいことを国民に説明しなければならなかった」⁴²⁾。

追放直後の第五回党大会でもスターリンを非難することはしなかった。「ほかにやり様がなかったのだ。スターリンの権威に傾倒していたのではない。わが国の人びとのためだった。慎重にすすまなければならなかった。……われわれがいきなりこれを問題にしたら、大衆との結びつきを失ったことだろう。ゆっくりしすぎたら、今度はロシア人にしてやられただろう。われわれは、腹立ちまぎれにやってしまうわけにはいかなかったのだ。時間と、ソ連のふるまいがすべてを押しやって、命令されなくても大衆が『スターリン打倒』と言うようになるべきだったのだ」⁴³⁾。

(5) コミンフォルム追放後のユーゴスラヴィア外交

コミンフォルムを追放されたユーゴスラヴィアは、政治的に孤立するとともに、東側からの経済封鎖、軍事的威嚇にさらされた。49年2月のコメコン（経済相互援助会議）創設には招かれず、49年9月にはソ連から友好協力相互援助条約の廃棄が通告された。また、49年11月29日の第三回コミンフォルム大会は、ユーゴスラヴィアの建国記念日にあわせて「人殺しとスパイに支配されるユーゴスラヴィア共産党」を採択した。以後、コミンフォルムの大会は開かれることはなく、56年4月に解散されている。

ユーゴスラヴィアは国家の生存と国民の生命を守るために西側の援助に頼るほかはなかった。また、西側もソ連の軌道はずれたユーゴスラヴィアを守りソ連圏から自立させること、ギリシャ、トルコを守る盾としてのユーゴスラヴィアに大きな期待をよせ、また経済的破綻が政治的不安定さを招きソ連が介入してくることを警戒していた。米国政府は48年秋にユーゴスラヴィア支援を決定し、米国の対ユーゴスラヴィア輸出は48年には800万ドルであったものが49年には2100万ドル、52年まで総額51億2500万ドルの援助がなされた。軍事面でも、51年11月14日に米国との間に軍事援助条約が結ばれ、55年までに約52億ドルの軍事援助がよせられた。ユーゴスラヴィアは「わが国の基本的利害を守り、スターリンの攻撃的圧力から国を防

41) B. Petranović, Č. Štrvac, *Istorija Socijalističke Jugoslavije Dokumenti I*, Beograd, 1977, str. 272.

42) R. Radnić, *Sukob KPJ s Kominformom*, Zagreb, 1979, str. 107-109.

43) V. デディエル『クレムリンの敗北』151頁。

衛するために、あらゆる方面に援助を求めざるを得なかったし……西側も援助の手を差し延べることに利害関心があった」⁴⁴⁾。そして東の脅威から身を守るために、あらゆる方面に武器を求めたのである。

西側との関係の強化は、51年3月になると NATO へのユーゴスラヴィアの取り込みの動きとなってあらわれた。ユーゴスラヴィア同様、ソ連からの軍事的脅威を感じるギリシャ、トルコが接近してきたのである。その結果、まず53年2月28日に軍事条項を含まない友好相互援助を内容とする三国間のアンカラ協定が結ばれ、54年8月9日にはブレドで三国間に軍事同盟としてのバルカン同盟が締結された。ユーゴスラヴィアは NATO への義務は負わないという条件ではあった。すでに6月の民族議会で外相ポポビッチは以下のようにバルカン同盟の意義を以下のように述べていた。「三国は社会体制のことなる国家間の新しい形態を見出した。この同盟の重要性は、戦争の原因が体制の違いから生じるのではなく、帝国主義的、覇権主義的傾向に原因するのであることを発見した」⁴⁵⁾。

(6) ユーゴスラヴィア外交とアジア・アフリカとの連携

コミンフォルム追放後、東西ヨーロッパの狭間に位置し、東側からの脅威と西側の援助にたよりながらも社会主義体制を堅持しつづけたユーゴスラヴィアは、50年代半ばになると東西両ブロックに加入せず、独自の中立主義外交を追求するアジア・アフリカ (AA) の新興独立諸国家との結びつきを強めていった。ヨーロッパ列強の植民地支配から独立を勝ち取ったこれらの新興諸国は、東西冷戦のなかでふたたび戦争に巻き込まれること、軍事基地がおかれること、兵士として動員されることを拒んだのであった。

AA 諸国との接近の契機となったのは、50年の朝鮮戦争の停戦にむけた国連安保理事会での活動であった。朝鮮戦争はソ連の脅威に晒されるユーゴスラヴィアにとって遠き極東の戦争ではなかった。米国のペースで決議案が出されるなか、ユーゴスラヴィア、インド、エジプトの非常任理事国は、棄権や投票不参加、新たな決議の提案などで南北朝鮮双方を招請し意見の聴取をもとめ、停戦を実現すべく努力した⁴⁶⁾。しかし、当時はヨーロッパの東西冷戦への対応に忙殺され本格的なアジア接近は実現されなかった⁴⁷⁾。

その後ユーゴスラヴィアをアジアに引きつけたものとして53年1月に開催されたラングーン (現ヤンゴン) でのアジア社会主義者会議があった。インド、ビルマ (現ミャンマー)、インドネシアの社会主義政党により提唱され、アジアにおける社会主義の意義を問うもので、

44) V. Mićunović, *Moskovske Godine 1956–1958*, Zagreb, 1977, str. 23. 山崎那美子訳『モスクワ日記 1956～1958』恒文社、1980年、14頁。

45) *Documents of International Affairs 1957*, London, pp. 195–196.

46) 定形衛『非同盟外交とユーゴスラヴィアの終焉』風行社、1994年、52–54頁。

47) マテスは「バルカン同盟締結のころは、ユーゴスラヴィアはまだ自国の抱える問題をヨーロッパ外の文脈でとらえることはできなかった」。L. Mates, *Medjunarodoni odonosi i socialisticke Jugoslavije*, Beograd, 1976, str. 259.

ユーゴスラヴィアはオブザーバー参加ながら、自らが掲げる独自の「自主管理社会主義」の国際的認知を求める場として注目し、デディエルとジラスという最高幹部を送っている。ルビンシュタインはアジア接近の要因、①イデオロギー的に連帯可能な諸国との外交による孤立からの脱却、②世界の革新勢力との結びつき、③経済的市場の拡大、を挙げている⁴⁸⁾。また、ピーターズは、バルカンの一国ユーゴスラヴィアのヨーロッパへの疎外感が、アジア接近の要因にあったとも論じている⁴⁹⁾。

以上のような経緯をへてチトーは1954年12月末から翌年2月にかけてインド、ビルマを訪問した。「第三地域論」(ネルー)をかかげるアジア中立主義への接近は、東西に対してユーゴスラヴィアが陣営への加入あるいは復帰をする意志のないことの表明になり、国際的地位の向上に貢献すると考えられた。両国では「平和共存の五原則」⁵⁰⁾に理解を示し、「非同盟」政策の推進を確認しあった。また帰途エジプトでナセルとも会談するなど、ユーゴスラヴィア外交は文字どおりアジア・アフリカ両大陸に射程をひろげたのである。チトーは二か月の滞在は啓示とも言え、両国で進行中の経済的、社会的発展は自分自身の道にしたがったものであると共感を寄せたのである⁵¹⁾。

チトーのAA接近は翌年7月にはユーゴスラヴィアのプリオニ島におけるネルー、ナセルとの会談へと発展していった。AA中立主義の枠をユーゴスラヴィアのイニシアチブで地域にとられない普遍的な非同盟運動へと発展させる場となった。「わが国の国際的地位の強化にまたとない好機である。それぞれの大陸を象徴する人物であり、ロシアに対しても西側に対してもユーゴスラヴィアの立場を強める機会があった。この歴史的な会談をソ連は黙殺し、通信社のニュースとして数行伝えただけであった⁵²⁾。

4. 非スターリン化とユーゴスラヴィア=ソ連関係

(1) 非スターリン化とソ連との正常化交渉

1953年3月5日、スターリンが73歳で他界した。スターリンを継いだ第一書記マレンコフは3月9日の追悼演説において両体制の平和共存と平和的競争を強調し、3月15日の最高幹部会では「話し合いによる紛争の平和的解決」を表明した。ユーゴスラヴィアとの関係では4月はじめモロトフが、モスクワ駐在ユーゴスラヴィア公使ジュリーチにユーゴスラヴィア攻撃の中止を約束した。しかし、ユーゴスラヴィアはソ連の和解の申し入れに慎重な対応をし、

48) A. Rubinstein, *Yugoslavia and the Nonaligned World*, Princeton, 1970, p. 39.

49) J. Peters, *Yugoslav Foreign Policy towards the Nonaligned Countries*, Ph.D. dissertation, American University, 1970, p. 30.

50) 1954年、インドと中国の間にチベットの境界線をめぐって結ばれた。五つの原則とは、①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③内政不干渉、④平等互恵、⑤平和共存である。

51) 定形衛、前掲書、59-63頁。

52) V. Mićunović, *op. cit.*, str. 104-105. (77, 84頁)

ときには懐疑的でさえあった。53年6月14日チトーは「ソ連との関係正常化によってわれわれの対西側政策に変化がもたらされると考えるのは誤りである。他方、われわれには NATO は必要ないと考えている。西側に余り神経質にならぬよう忠告しておきたい。ソ連の譲歩は今日おかれた困難さゆえにそうしているのであるから」⁵³⁾。

しかし社会主義の祖国からの和解の申し入れを社会主義の小国が拒否するはずもなかった。スターリン死後、ユーゴスラヴィアはギリシャ、トルコとのアンカラ協定、バルカン同盟を締結、また AA 諸国を歴訪するなど、東西冷戦のなかで独立を維持し、国際的地位を高めることに奔走してきた。ソ連との関係修復はコミンフォルム追放以後の苦難の内外政策の正統性を期待させるものであり、自主管理社会主義導入後の国内の政治経済におおきな安定をもたらすものであった。

55年5月14日の両国の共同声明は月末の両首脳の会談を告げていた。それと同時に、同日の5月14日にはワルシャワ条約機構が設立されたことも記しておこう。スターリン以後の政策の転換が真率なことを世界に示すにソ連は、ユーゴスラヴィアの「通行証」なしに済ますわけにはいかなかったのである。5月15日のチトーは、「ユーゴスラヴィアはソ連と同等の立場で会談に臨むものであり、決して他の国の道具とはならない。われわれは今のわれわれでありつづけるのであり、ソ連および東欧諸国と同様、西側とも友好関係を築きあげていく」⁵⁴⁾と会談に臨む姿勢を語った。

(2) ベオグラード宣言とモスクワ宣言

(ベオグラード宣言)

5月27日、第一書記フルシチョフを団長にソ連代表がベオグラード空港に降り立った。フルシチョフは空港での挨拶で以下のように述べ、謝罪の意思を伝えた⁵⁵⁾。「われわれは、近年のソ連・ユーゴスラヴィア関係に対して心から謝罪するとともに、その期間に付随するすべてのことを悔いるものである。これらすべては、今日では肅清されている、ベリア、アバクーモフその他の陰謀によるものであり、ユーゴスラヴィア指導者への罪状、非難は人民の敵、わが党内の帝国主義的分子による捏造であった」、「ソ連建国の祖、レーニンの教えにしたがい、小国であれ、大国であれソ連政府は平和共存、平等、不干渉の原則、主権の尊重に外交の基礎をおくものであり、西側、東側双方の国と友好関係を維持したいとするユーゴスラヴィアの希望に、われわれは完全な了解をあたえたい」。さらに両党間の関係に言及し、「マルクス・レーニン主義の教えに基礎をおく両共産党によって両国人民の間に揺るぎなき強い絆が建設されなけ

53) Tito, *Govori i Članci*, tom VIII, Zagreb, 1959, str. 128-9. また「大使を交換したからといって、それは必ずしも2国間の関係正常化を意味しない。最悪の関係にあった場合はとりわけそうである」(*Isto*, str. 137-8)。

54) Tito, *Govori i Članci*, tom X, str. 180-181.

55) V. Dedijer, *Dokumenti 1948*, tom 3, str. 536-539.

ればならない。両党間の理解が達せられなければ、われわれは自らの人民、世界の労働者に対する義務を全うできないであろう」。

しかし、チトーはこのフルシチョフの挨拶に失望し不満の色を隠さなかった。すなわちチトーは式典に出席しているユーゴスラヴィアの代表は全員ロシア語を解するとの理由で、ロシア語からセルボ・クロアチア語への翻訳を省略し、歓迎の挨拶も行わなかった。チトーは、フルシチョフが、48年の罪状についてスターリンの責任に触れていなかったこと、また、両党間関係の改善にマルクス・レーニン主義についてのソ連の解釈をうちだした点に不満を表明したのであった。翌日の党機関紙『ボルバ』はフルシチョフの演説を党関係について言及した部分を除いて掲載した。

チトーにとってフルシチョフの訪問は、チトーの社会主義建設の道が正しく、スターリンが間違っていたこと、言い換えればチトー政権の正統性をユーゴスラヴィア国民さらに世界にむけてフルシチョフの口から言わせることであったから、紛争の責任をベリア、アバクーモフの陰謀に帰すことに満足することは決してなかった。

フルシチョフが訪問団の団長であったのは、ソ連が国家間関係および党関係双方における修復を目的にしてきたことの表れであったが、最終的には国家間関係の正常化にとどまり党関係の修復には至らなかった。6月2日の「ベオグラード宣言」には国家最高幹部会議長ブルガーニンが署名した。宣言は「主権の平等、独立、領土不可侵、イデオロギー的信条、社会制度の如何にかかわらない民族間の平和的共存を謳い、国内体制、社会形態の相違、社会発展の具体的形態の相違の問題は、各国民の決定事項である」と規定し、社会主義への多様な道については「経済、政治、イデオロギーを問わずいかなる理由であれ、社会主義発展のさまざまな形態の問題は当事者のみにかかわるものである」と明記していた。

フルシチョフは会談の成果に不満であった。会談の過程でソ連からは「どんな隊にも隊長は必要だ。隊長がいなければ隊もない。ソ連を先頭に、強力な社会主義陣営に自らを組織しなければならない。陣営のみが帝国主義から身を守ることができるのだ」⁵⁶⁾と陣営におけるソ連の指導をうけいれるべきことが繰り返されたという。しかし、ユーゴスラヴィアはこの時もそして以後も一貫してソ連の陣営論を受け入れることはなかった⁵⁷⁾。

56) E. Kardelj, *Sećanje*, str. 147. (174頁)

57) 「ユーゴスラヴィアは平和的な小国であり、ソ連は世界の二大国の一方の雄である。したがって、国家間の平等と協力に関しては、基本的に概念や感覚がそれぞれに違っているのである。ユーゴスラヴィアのような小さな国ではこの感覚はひととき発達している。それもかなりの程度、小さいがゆえに味わった不幸からきている。一方、ソ連のように大きな国では平等の感覚があまり発達していないか、あるいは皆無に近い。そうした感覚は、大きいがゆえに、無くてはならぬものではないからである。そういったことすべてが、これからのユ・ソ関係においてどちらの側にも試されることになる。」 V. Mićunović, *op. cit.*, str. 18. (10頁)

〔第20回ソ連党大会〕

次にソ連共産党第20回党大会でのユーゴスラヴィアに関する評価を見ておこう⁵⁸⁾。まず、「社会主義への多様な道」の正統性について理解を示した。「ユーゴスラヴィアでは勤労人民が政権を掌握しており、社会は生産手段の社会的所有を基盤としているが、社会主義建設の過程で、独自の具体的な経済管理と国家形態ができあがった。今後社会主義への移行形態がますます多様になるであろうことは、大いにあり得ることである」。また「秘密報告」においてフルシチョフは、「スターリンは小指一本動かすとチトーは消えてなくなるであろう。彼は没落するであろうといったが、私たちはこの小指を動かしたことのために高い代価を払った。チトーは没落しなかった。彼の背後には自由と独立の戦いのなかで厳しい訓練を受けた国家、人民がついていたからである」と述べた。

この「秘密報告」については、ユーゴスラヴィアの党指導部で以下のような議論がなされたという。「(秘密報告は)スターリンの人物や性格を詳しく分析しているが、体制としてのスターリニズムには一言もふれていない。スターリンの個人崇拜はソ連における体制の産物であり、その基本的特徴なのであって、体制と無関係なものではない。……しかし体制には何も問題がないといわんばかりである」と不満が表明されたが、カルデリが「フルシチョフの政治的な勇氣と力をこそ感嘆すべきであって、それ以上言わなかったことを非難すべきではない。選択は報告を秘密でおこなうか公開でおこなうかではなく、そもそもこうした報告をおこなうのか、おこなわないのかの二つに一つだったのだから」ということで、皆が一致した⁵⁹⁾。

〔モスクワ宣言〕

前年の首脳会談で残された懸案は共産党間の関係改善であった。この問題について話し合うべく56年6月2日、チトーは46年以来はじめてモスクワ入りした。前日にモロトフ外相が解任されシェピーロフが抜擢されていた。モロトフは前年の「ベオグラード詣で」に強く反対していた。党関係の修復について、ユーゴスラヴィア側としてはそれに反対する理由はないが、問題はソ連側がすべての共産党の自由、平等を尊重するのか、それとも共産主義家族や長兄の理論から出発するかにかかっていた⁶⁰⁾。

両党間の修復に関してはここでも陣営問題をめぐってユーゴスラヴィアが妥協することはなかった。駐ソ大使の次の言には、48年以降人民に支えられ、とともに耐え抜いてきたユーゴスラヴィア指導部の自信が吐露されていた。「わたしたちは、チトー訪ソを「失敗」に終わらせないともかぎらない政治的リスクを冒しても、こうした態度に出ることができた。なぜなら、われわれは国内政治でも対外政策でもロシアに依存していないからである。実のところ、

58) V. Dedijer, *Dokumenti 1948*, tom 3, str. 544-600.

59) V. Mićunović, *op. cit.*, str. 26. (18頁)

60) *Isto*, str. 64. (48頁)

このような態度をとる義務があった。ユーゴスラヴィアの国民の圧倒的な多数がわたしたちの自主外交を支持している。わたしたちはロシアとの合意に深い関心をもっている。しかし、譲歩することで国内の団結を危うくする気は毛頭ない⁶¹⁾。

以上の相違点は最終的には次のような形で合意に至った。「モスクワ宣言」は、「両党代表は、社会主義の発展の方法、条件、形態の豊富さは社会主義の強化に役立つとの見解に従い、また、方法と形態の決定については自己の意見を押しつける意思のない点から発して、協力関係は、完全な自由と平等、友好的な批判、同志的な意見の交換を土台とすべきであることで一致をみた⁶²⁾。そこには「イデオロギー的団結」にも「社会主義陣営」への言及もなく、ユーゴスラヴィア側は、ソ連共産党は第二次大戦後、世界のどの共産党ともこうした宣言に調印したことはないと評価したのである⁶³⁾。

しかし、モスクワでの会談を終えた直後、ソ連は陣営内諸国の代表者会議を開き、ユーゴスラヴィアとの関係修復の影響によって東欧諸国に動揺がおきないように結束を図った。議長はハンガリーのラーコシがつとめ、「コミンフォルム解散後の共産党間関係と協力」が議題となった。そこでは、「モスクワ宣言」については一言も言及されず、ソ連はユーゴスラヴィアとの二つの宣言は、あくまでも二国間関係のものであり、他の社会主義国家、共産党間関係を律するものではないとの理解を示した。

(3) ハンガリー介入批判とソ連との訣別

56年10月、非スターリン化の波がポーランド、ハンガリー指導部をおそった。ソ連は軍の出動を選択肢として考慮し、ハンガリー事件に武力介入を二度にわたっておこなったのであった。この介入をめぐってチトーは、「一国の社会主義体制はいかに守られるべきか」でソ連のやり方に敢然と反旗を翻した。イストリア半島のプーラでの演説は、ソ連への期待が裏切られたことに失望を隠さなかった。ユーゴスラヴィアは、55年の関係正常化以後、社会主義諸国およびそれぞれの共産党間にあるべき対等な関係を築きあげ、社会主義的国际主義に基づく連帯を構築してきたと考えていたからである。

チトーはプーラ演説で「ソ連の第一次介入⁶⁴⁾は必要だったのか。最初の介入は不必要であった。ゲレの要請によって行われた最初の介入は絶対に誤っている。……彼らが前もって必要なあらゆる措置をとっていたら軍事介入なしで終結したはずである」。また、チトーは、「(フルシチョフは)スターリンの行為と政策を批判したが、すべてを個人崇拜の問題として「体制

61) *Isto*, str. 90-91. (67頁)

62) V. Dedijer, *Dokumenti 1948*, tom 3, str. 616.

63) V. Mićunović, *op. cit.*, str. 92. (68頁)

64) ソ連の第一次介入は、10月23日の治安部隊の発砲で学生、市民が暴徒化した際の介入であるのに対し、第二次介入は政府・党機構が自己崩壊し、共産党が少数となる連立政府が組織された後の11月4日の介入で、第二次介入をユーゴスラヴィアは必要悪として認めた。

の所産とみなさなかつたところに彼らの誤りがあつた」と現体制の指導層に現存するスターリン体制の遺物、官僚主義的体質を厳しく批判した。独自の道をとるユーゴスラヴィアへの介入の余地を与えんとするチトーの断固たる決断の表明であつた。

57年にはいと関係は改善され、11月7日の革命40周年にチトーは「10月革命と社会主義国家ソ連の存在がなかったら、人民民主主義諸国およびユーゴスラヴィアが旧体制を変革し、発展と社会秩序の問題を自力で解決する条件はなかったはずである。これらは歴史的事実であり、決して忘れてはならない」⁶⁵⁾と述べたほどである。しかし、ソ連が11月の革命40周年共産党モスクワ会議用に配布した決議の草案は、現代修正主義批判と社会主義陣営の強化を力説していた。名指しはしていないものの、ユーゴスラヴィアへの痛烈な批判であつた。

ユーゴスラヴィアがこれに署名することは陣営に復帰することを意味するものと考え、チトーは出席せずカルデリが団長をつとめた。結局12カ国共産党による「モスクワ宣言」には署名せず、参加した64の共産党すべてによる「平和宣言」にのみ署名した。

(4) SKJ 綱領草案とユーゴ＝ソ連第二次論争

コミンフォルム追放から10年、ソ連の謝罪とその後の「ベオグラード宣言」、⁶⁵⁾「モスクワ宣言」にもかかわらず、ソ連の考える正常化はソ連を「隊長」とする陣営の引き締めであつて、ユーゴスラヴィアの考える正常化とは相いれないものであつた。それは、プーラでのチトーのソ連のハンガリー介入批判、57年の革命40周年会議でのユーゴスラヴィア批判のなかで明確になった。このようななかユーゴスラヴィア共産党は、来るべき58年4月のリュブリアナでの第7回党大会で新綱領を定め、ユーゴスラヴィアの道を改めて確認することを決意した⁶⁶⁾。それはソ連社会主義への「訣別の辞」とも言える歴史的な綱領であり、コミンフォルム追放後の10年間を総括し、「ユーゴスラヴィアの道」に対する自信にみちた文書であつた。そこにはユーゴスラヴィアの道の根幹をなす概念が明示されたが、ここでは、「現代のヘゲモニー」、⁶⁷⁾「積極の共存」、⁶⁸⁾「世界過程としての社会主義」の三つをとりあげておこう。

旧綱領は48年7月の第五回党大会で採択されたものであり、この10年間のユーゴスラヴィアの内外政策の変化と実践の蓄積を反映していないもので、52年の第6回大会で廃棄されて以後正式な綱領は存在しなかつた。事前に綱領草案が公表され、内外からの修正意見が寄せられたのち、大会に付議され採択された⁶⁷⁾。

まず、「現代のヘゲモニー」についてであるが、草案は帝国主義的ヘゲモニーと社会主義的ヘゲモニーを同列にならべて批判した。「帝国主義的ヘゲモニーは形式的な独立、諸国民の形

65) Tito, *Govori i Članci*, tom XI, str. 460.

66) 当初は57年中に開催予定であつたが、11月のモスクワの革命40周年の世界共産党会議の流れをふまえたあとにという提起が通り、58年4月に開催となつた。

67) 以下の新綱領の内容に関する議論については、『ユーゴスラヴィアの共産主義』(村田陽一訳)大月書店、1958年を参照。

式的な平等に適應しているが、その目的は、それらの国民を、膨大な経済的および政治的権力を集積した国々にたいして経済的、政治的に従属させることにある」と論じたあと、社会主義的ヘゲモニーを取り上げた。「これと同様の傾向は、社会の社会主義的發展の最初の諸段階においても、たえまない危険の源泉となる。すなわち特定の諸国の経済的發展水準にいちじるしい差異があるため、それぞれの国の勤労人民の地位に大きな差異が生じ、一方の国民または国家が—なんらかの理由で獲得したヘゲモニック地位の結果—なんらかの形で他方の国を経済的に搾取することが可能であるあいだは、こういう危険があるのである。」「国際労働運動そのものの内部でも、社会主義諸国のあいだの関係においても、あらゆるヘゲモニック主義的傾向に反対し、真の社会主義的国际主義をめざして、確固としてたたかわなければならないということである。」

これに対しソ連の『コンムニスト』⁶⁸⁾誌は、「ある社会主義国が他の社会主義国を搾取する可能性があるという「理論的」所論は奇妙奇怪に聞こえる。草案の筆者たちは帝国主義的發展の法則と社会主義的發展の法則を混同している。帝国主義のもとでの資本主義国の不均等發展の法則とは反対に、社会主義世界体制内には、諸国の釣合のとれた、均等な發展の合法則性が作用している」と反論した。

「社会主義的ヘゲモニー」はソ連に対する明確な批判であるが、採択された党綱領では帝国主義的ヘゲモニーへの言及にとどめ現代のヘゲモニーの項目として社会主義的ヘゲモニーは削除されている。社会主義ヘゲモニーは概念としてはユーゴスラヴィアの独自の概念であり、社会主義の質を問う実体的概念というよりは、大国主義的とほぼ同義の量的な概念、機能的、相対的概念であり、綱領で確定して論争に及ぶことは避けられたのであろう。

次に「積極的共存」についてであるが、これは異なる体制にせよ、同一の体制にせよ国際社会の単位としての国家、民族の共存を強調しており、社会主義諸国がソ連の指導下に系列化し、資本主義体制に依拠するブロックとの共存を図るのではなく、共存の主体としての単位を国家、民族にすえているところにユーゴスラヴィアの共存論の特徴がある。「積極的共存の政策は、他国の独立、主権、平等、領土保全の尊重と、内政不干渉とを土台としなければならない。積極的共存は、ブロック間のうちではなく、もっぱら個々の国家と民族の関係で効果を発揮しうる。ブロック間に真の共存はありえない。それは、新しい衝突の危険をかくしている一時的な休戦にすぎないからである」、「安定した平和と社会主義の健全な發展のためには、社会主義勢力があらゆる平和愛好勢力と手を組んで、平和政策と積極的共存の勝利のためにたたかうことが大切である」。

これに対するソ連からの反論も『コンムニスト』誌で出された。「綱領草案の重大な欠陥は、社会主義体制と資本主義体制という二つの世界への分裂という世界史的事実を無視しているこ

68) 同上書、287-293頁。

とである。二つの世界体制の現存という問題は、實際上、二つの軍事的、政治的ブロックの問題とすりかえられている。周知のように、戦争の危険の根源は、帝国主義の本質そのものうちにひそんでいる。……草案は、戦争の危険の根源を両ブロックが存在することの内にみえており、社会主義諸国の平和愛好政策と帝国主義国の支配層の侵略政策を同列においているのである」。

最後に「世界過程としての社会主義」概念についてであるが、これはソ連を頂点とした社会主義国家のみを社会主義勢力と規定する閉鎖的な社会主義陣営論への反論であった。綱領では、「多くの国ぐにでは労働者階級は、たとえ権力を握っていなくとも、その力量と圧力によって、資本主義制度の一体性を破壊し、社会主義勢力をますます確固ものにする社会的経済的諸要因を強化発展させている」、「社会主義はますますあらゆる国民の実践に移されつつある。というのは、社会主義が統合的な世界的過程、世界体制になりつつあるからである」と謳われている。

以上述べてきたように、SKJ 新綱領をめぐるソ連から強い批判がよせられ論争がおこなわれたのであるが、ユーゴスラヴィアの駐ソ大使ミチューノヴィッチは以下のようにこの論争の本質を捉えていた。「対立の基礎には、陣営諸国に対して、覇権主義的な政策をとっているとしてわれわれがソ連を批判したことにある。……われわれは民主的で平等な関係を主張した。この問題を正しく解決することに今後の社会主義の発展がかかっているからである。……もちろんソ連はこうした批判を認めることができなかった……小国が大国を批判して大国が自らの責任を認めためしはほとんどない。われわれはお互いを納得させるどころか、いよいよ遠ざかっていく」⁶⁹⁾。さらに「ソ連の覇権を容認しないものは直に「反ソ」ときめつける。つまりこの覇権を容認するものはそれだけで「親ソ」となるのである。ロシアは社会主義世界において、誰かが彼らと平等であって、そういうものとして彼らの友人であり、しかも「親ソ」でも「反ソ」でもないということがありうるとはどうしても認められないらしい」⁷⁰⁾。

58年6月15日チトーは、こうした批判のなかで社会主義建設、国際共産主義運動への使命感と責任感をしめした。「あらゆる方面からの絶えざる攻撃のもとに社会主義を建設しなければならぬのが、われわれの宿命のようである。社会主義の発展を墮落から守り、社会主義を世界的規模の混乱から、より大きな発展への道を切りひらき、浮かび上がらせることを可能ならしめるために、歴史がわれわれにこのような苦しい道を与えたように思われる」⁷¹⁾。

SKJ 新綱領をめぐる論争は、ソ連との距離をますますひろげていった。この論争を契機に、ユーゴスラヴィアは社会主義諸国との関係を最優先させた外交から自立し、非同盟外交の確立

69) V. Mićunović, *op. cit.*, str. 234. (194頁)

70) *Isto*, str. 149. (118頁)

71) Tito, *Govori i Članci*, tom VIII, str. 251-264.

さらに非同盟運動への道を決意していった。ユーゴスラヴィアは、社会主義的国際主義をソ連との論争のなかで切り拓いていくのではなく、非同盟運動のなかでアジア・アフリカさらに第三世界全体の反植民地主義、反帝国主義、反覇権主義、民族解放闘争の支援と冷戦対立の解消を前面に掲げていくことになった。

58年12月22日から3月6日にかけてチトーは、インドネシア、ビルマ、インド、セイロン、エチオピア、スーダン、アラブ連合、ギリシャを訪問し、さらに、59年6月25日から8月19日にかけては、メキシコ、コスタリカ、ホンジュラス、キューバ、ハイチ、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、ブラジルを訪問している。非同盟諸国のリーダーとしての国際的地位の確立を図っていくことに自国の命運をかけたことの表明であったが、それ以上に中ソから非難された「積極的平和共存」の正しさを実践によって裏付けるためでもあった。AA諸国に加えて、アメリカの裏庭のラテンアメリカを歴訪したことは、ソ連に抗したユーゴスラヴィアによる、もうひとつの覇権主義国家、米国に対する異議申し立てと解釈できよう。

こうして二度に亘るソ連との論争と新たな綱領によって理論的支柱を与えられた積極的平和共存の外交が、61年の非同盟首脳会議にむけて歩みだしたのである。59年2月カイロで民衆を前にチトーは述べた。「ユーゴスラヴィアの人民はアジア・アフリカのすべての人民とともにある。なぜなら、苦難ないばらの道を歩むあなたたちと同じ道をユーゴスラヴィア人民も歩んでいくのだから」⁷²⁾。

5. 柳沢国際政治史学とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

——歴史的位置・矛盾・現状の視座から

以上、本稿の第2節から第4節において、筆者はユーゴスラヴィア＝ソ連関係を3つの時期に分けて考察してきた。最終節である本節では、柳沢が国際政治史研究において提起した三つの概念である、「歴史的位置」、「矛盾の発見」、「現状の認識」の視座からそれぞれの時期をまとめておこう。第1節ですでに言及したように、柳沢は国際政治分析における要諦として「歴史の重み」、現在にいたる「歴史的位置」をふまえた各国における「矛盾の発見」と「現状の認識」をわすれてはならないと説いていたからである。そして最後に「ユーゴスラヴィア＝ソ連関係」を通じて筆者が考える柳沢国際政治史学の今日的意義についてふれておきたい。

(1) 反ファシズム闘争とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

〔歴史的位置〕

この時期のユーゴスラヴィアの歴史的位置としては、1918年に「セルブ・クロアート・スロヴェーヌ連合王国」（セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人連合王国）として設立さ

72) *Isto*, tom XIV, str. 120.

れ、その後「ユーゴスラヴィア王国」に改称されたユーゴスラヴィアにおける民族間対立、セルビア人による集権的支配への他民族の反発をその歴史の桎梏として指摘しておきたい。多民族国家ユーゴスラヴィアでは、何よりもこの民族問題の解決が最優先されるべきであったが、数世紀にわたるハプスブルク帝国、オスマン帝国による支配は歴史、文化、宗教、社会構造のことなる南スラヴ系の諸民族の結束、調和ある統合を困難にし、またヨーロッパ列強の利権競争による介入もあり民族の融和と政治の安定は独立後も得られなかった。ドイツの侵攻によって10日あまりで分断支配されたのもこうした歴史的 position と無縁ではない。

これに対しソ連は、1925年以後スターリンの支配のもとでの急速な工業化と発展、国際的孤立からの脱却によってヨーロッパの列強としての確固たる地位を獲得していた。30年代後半になると、西側諸国の反共政策とドイツへの宥和政策に警戒と不信の念を抱くようになり、またソ連もドイツへの宥和によって東方への進出を避ける意図もあり、39年には独ソ不可侵条約を結ぶに至っていた。しかし、ヒトラーの野望は抑えるべくもなく41年6月には独ソ戦の火ぶたが切られた。ソ連は史上初の社会主義国家であり、1919年にはコミンテルンを設立して世界の共産主義革命の司令塔としての役割を任じてきた。

チトーはコミンテルンのバルカン書記局にあってディミトロフとともに来るべき革命の日に備えた。ユーゴスラヴィアの指導者にとってスターリンへの信頼そして威光は絶大なものであり、ソ連は仰ぎ見る社会主義の祖国、革命のセンターであった。

〔矛盾の発見〕

この時期のユーゴスラヴィア＝ソ連関係における「矛盾」は、社会主義の祖国ソ連が同じように反ファシズム闘争、社会主義革命を遂行し、国家建設をめざしているユーゴスラヴィアの闘いを抑制し、王国亡命政権との妥協と連合政府の形態をとることを強いたことにあった。ソ連にとって第二次世界大戦は反ファシズム戦争であると同時に、社会主義の祖国をまもる「大祖国戦争」でもあった。

反ファシズム民族解放闘争を指導したユーゴスラヴィア共産党は、同時に社会主義革命を目指していたが、43年秋にかけて連合国はチェトニックに代えてパルチザンを唯一実質的な抵抗組織と認知し、援助を本格化させた。パルチザンの執行組織である国民委員会は、亡命政権に代わって連合国からの支持を獲得すべく働きかけをつよめたが、こうした要請に英国以上に抑制的なのはソ連であった。社会主義の祖国、革命運動の司令塔であるソ連の対応に共産党指導部は戸惑いの色をかくせなかったが、厳しい独ソ戦を真正面に受け止めるソ連の事情も理解しようとした。

他方、ソ連も独ソ戦を一手に引き受けるなかで、英米に対してできるだけ早い時期に第二戦線を開設するよう要請しつづけていた。西側諸国における反共主義と対独宥和政策への不信にかられ一時期ドイツと不可侵条約を結ぶに至ったソ連であったから、その連合国内部における行動はきわめて抑制的で警戒心にみちたものであった。ユーゴスラヴィアのパルチザンに対し

でも大切なのはファシズム勢力の放逐であり、社会主義革命ではないと諫めていたほどである。

また、44年10月のチャーチルとの勢力圏協定に見られるように、赤軍はドイツを追って西へと進軍する一方でイギリスと足並みをそろえる決断もしていたのである。ユーゴスラヴィアのようにパルチザンがほぼ自力で解放したところに対して、スターリンはチャーチルの求めに応じ、50%対50%の勢力圏分割に同意したのである。この合意のまえに、圧倒的支配圏を確立していたパルチザンは、国民委員会の国際的承認に際して亡命政権との妥協を強いられ、チトー・シュバシッチ協定の締結を余儀なくされたのであった。

この時期のユーゴスラヴィア＝ソ連関係における「矛盾」は、反ファシズム民族解放闘争、社会主義革命の単独勝利をほぼ掌中におさめたパルチザンを、同じように反ファシズム戦争を戦い、革命の司令塔たるべきソ連が、連合国内部の政治的配慮から抑制しつづけたことにある。大国ソ連が最優先させる連合国内部政治は、内戦を克服して熾烈な抵抗運動を戦い抜いてきたパルチザン指導部には何とか想像がつくにしても、抵抗運動を支えてきたユーゴスラヴィア人民には理解を越えることであり、納得できることではなかった。

〔現状の認識〕

抵抗運動をすすめるパルチザン指導部にとって、「現状」が運動の目的に関する現時点での成果と今後の運動の方向、展開を意味することは自明であった。民族解放と社会主義革命実現の過程にあって、「現状」とは柳沢がいう「変革の過程」そのものであった。たとえそれがソ連の連合国内部政治に阻まれ、後退と映ろうとも「現状」は、社会主義国家設立にむけての日々の運動そのものでしかありえなかった。

それに対し、ソ連の対ユーゴスラヴィア関係における「現状」は、連合国内部政治における対ユーゴスラヴィア政策および戦術をめぐる大国間の勢力関係からみたもので、力のバランスの追求であり、柳沢がいう「現時点で存在する状況」そのものであった。そこではユーゴスラヴィアにおける革命の実態との連携はずっと後景に退くのである。

勢力圏協定の締結に顕著にあらわれているように、そこには取引の対象となった諸国への革命の支援と姿勢はもはやない。「スターリンはもはや以前のスターリンではなくなっていた」とシュバシッチとスターリンのもとを訪ねたカルデリは記している⁷³⁾。ユーゴスラヴィアに50%（英国50%）の意味がチトー・シュバシッチ協定による連合政権であったように、ギリシャに10%（英国その他90%）の意味は、内戦におけるギリシャ共産党の抵抗運動への支援打ち切りであった。ソ連の「現状認識」は、この44年10月の勢力圏協定にとどまらず、39年8月の独ソ不可侵条約締結時のモロトフ・リッベントロップ間のポーランド分割、バルト併合にもあらわれていたのである。

73) E. Kardelj, *Sećanja*, str. 70. (73頁)

(2) 複数社会主義とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

〔歴史的位置〕

この時期のユーゴスラヴィアの歴史的 position は、赤軍の力によってではなく自力で枢軸勢力からの民族解放をなしとげ内戦を克服したこと、それはソ連に次ぐ社会主義国家の地位を占めたことへの自信となって現れていた。ユーゴスラヴィアは、複数社会主義の時代において他の東欧諸国の模範たるべき地位をしめたのである。チェトニックに向けられた連合国の支援をはねかえし、また亡命政権との連立による臨時政府から単独で社会主義政権をつくり、人民の絶大な支持を基盤に AVNOJ II で宣言した人民連邦政府を建設したのである。この「人民の力」こそ、コミンフォルム追放後の政権の正統性を維持し、ソ連からの圧力を凌ぐ力の源泉となった。それは社会主義国でよくきかれる「宣伝文句」ではなく、国家をささえた国民的な結束の証左であり、まさに「同胞の兄弟愛と統一」の実践の揺ぎなき成果であった。

これに対し複数社会主義時代におけるソ連の歴史的 position については、疑うことなき東西冷戦の一方の盟主、東側諸国を牽引して西側に立ち向かう社会主義最強の大国としての地位を獲得していた。東部戦線での独ソ戦を耐え、東ヨーロッパに支配圏を打ち立てることに異議を挟むものはなく、スターリンは依然として絶対的な威光をはなっていた。

〔矛盾の発見〕

複数社会主義の時代はユーゴスラヴィアにとってもソ連にとっても初めての経験であり、それは革命政党である共産党や労働者党の複数化ではもちろんなく、主権国家としての社会主義国家の複数化の時代の到来であった。そこには史上はじめて社会主義諸国家間の国際関係が成立したのであり、東西冷戦のなかでどのような組織論で律していくのが問題となった。ユーゴスラヴィアが東西冷戦よりも社会主義諸国家間関係を優先させたのに対し、ソ連は世界戦略をもつ大国として、また冷戦の一方の盟主として東西冷戦を優先させた。

ユーゴスラヴィアにとって複数社会主義時代は同志とする国家の複数化、言いかえれば社会主義的国際主義の成果であり、さらに社会主義国家をふやすという使命を支えらた国際共産主義運動への契機であった。他方、ソ連にとって社会主義国家の複数化は赤軍による枢軸国の占領からの解放の結果として、つまり赤軍による支配の拡大として認識されることを意味した。こうして東欧圏は、ソ連の領土の拡大、西側国境線のさらなる拡張と映じ、複数社会主義は一国社会主義の領域の拡大にともなう国境線の延長を意味したのであった。

こうしたソ連の認識は自力解放を遂げたユーゴスラヴィアには納得しがたいことであり、ここに両国間の最大の矛盾が胚胎するのである。東欧諸国を自らの管理下におこうとするソ連と、国際主義の使命を帯びて主権国家同士の対等で自立的な外交を展開するユーゴスラヴィアのあいだに横たわる矛盾は、48年のスターリンによるコミンフォルムからのユーゴスラヴィア追放となって帰結した。

東西冷戦の複数社会主義時代にあって、ソ連に必要なのはコミンテルンの復活ではなく、9

つのヨーロッパ共産党によるコミンフォルム創設であった。政権にとおい西側の共産党や新興独立国やラテンアメリカの共産党が社会主義国家となることはこの時期においては期待されていなかったのである。

〔現状の認識〕

ユーゴスラヴィアの複数社会主義時代の現状認識は、これが国際共産主義運動のさらなる発展とそこにおける自らの貢献である。こうして「社会主義」は西側諸国における労働運動や、反植民地主義、反帝国主義から民族解放運動をおこした新興独立国家、さらに現在進行中の民族解放組織といった拮据のなかで捉えられるものとなる。他方、ソ連では「社会主義」は現存の社会主義国家に限定され、そこでの組織論と結束が西側との勢力均衡の観点からみての最重要課題であった。ユーゴスラヴィアの現状は柳沢の言葉でいうなら「マルクス主義的」であり、ソ連のそれは「西欧的・伝統的」な現状認識ということになる。ソ連のこうした現状認識は連合国内のなかで、いやそれ以前の戦間期の国際政治のなかで「西欧的」現状概念の洗礼を幾度となく経験したゆえであろう。それは、アメリカに対してよりも、陣営内の社会主義国家との関係でより明示的にあらわれていたのである。

③ 非スターリン化とユーゴスラヴィア＝ソ連関係

〔歴史的位置〕

この時期のユーゴスラヴィアの歴史的な位置は、48年のコミンフォルム追放という国際的孤立の状況を耐え抜いたことへの自信と国際的な評価に基づくもので、それは「パルチザン闘争」とともに全人民がともに耐え、闘った歴史的遺産ともいえるものであった。これ以後ユーゴスラヴィアは「独立国家存続」のための外交から「国際的地位向上」にむけた外交へと乗り出していく。スターリン後にソ連が申し出てきた関係の正常化とコミンフォルム追放への謝罪は、ユーゴスラヴィアにとって国際的地位向上のまたとない好機であった。

他方、レーニン以後53年までの約30年間にわたってソ連を指導した「鋼鉄の人」スターリンの死は、一国社会主義論のもと、五カ年計画による経済発展と吹き荒れる粛清、大祖国戦争の勝利と戦後復興、そして社会主義陣営の盟主として、国際的孤立と反共政策との対決のなかで闘った「スターリン時代」の終焉を意味した。スターリン後の集団指導体制はこうした「歴史的な位置」から「非スターリン化」の政治と平和共存外交をめざす、東側陣営の雄へと変容しようとしていた。

〔矛盾の発見〕

ソ連の正常化申し入をユーゴスラヴィアが拒む理由はなかったが、両国間には「非スターリン化」、「正常化」の意味をめぐって明確な矛盾が存在した。ユーゴスラヴィアは「非スターリン化」の意味を、スターリン個人への批判にとどまらないスターリン体制にまでメスを入れた変革にとらえ、また「正常化」については、ソ連との対等な立場で国際主義にむけての協力関係を構築するととらえていた。しかし、ソ連にとって「非スターリン化」はスターリンなき集

団指導体制によるスターリン政策の見直し以上のもではなく⁷⁴⁾、「正常化」とはユーゴスラヴィアの陣営復帰以外のなにものでもなかった。

前節で検討した複数社会主義時代の矛盾は、この時期には両体制間の「平和共存」における体制内の組織化の問題として基本的に継続した。まず「正常化」の意味であるが、ソ連はこれを二つのレベル、つまり国家間関係と党間関係、あるいは外交と社会主義理論の二つにわけると。社会主義国家建設への多様な方法はみとめつつも、社会主義理論の構築についてはソ連共産党の所掌として釘をさすのである。それは、大使交換などによる外交関係が成立したとしても、ユーゴスラヴィア独自の「労働者自主管理」の社会主義論への承認は留保されるという認識であった。

次に「平和共存」であるが、ソ連のいう「平和共存」が体制間の共存であるのに対し、ユーゴスラヴィアは共存の主体として体制のいかにかわらない「国家と民族の共存」を提示している。ソ連のいう「体制間の共存」という考え方では、依然として体制内つまり社会主義諸国間の関係はソ連を頂点とした組織に系列化されることにかわりはなく、二つの体制という括りはずした国家および民族の間の対等な関係は望むべくもなかった。ユーゴスラヴィアとソ連間のこうした矛盾は、SKJの新綱領をめぐって繰り上げられたが、ソ連との関係正常化に失望したユーゴスラヴィアは新綱領の採択による独自の道、独自の理論を公式に提示し、ソ連の修正主義攻撃に真っ向から異を唱えたのである。

〔現状の認識〕

本稿で検討した各時期におけるユーゴスラヴィアの現状認識は、一貫して柳沢がいう「マルクス主義的」な変革の過程を焦点にすえたものであった。それは、SKJの綱領でとりあげられた、「積極的共存」、「世界過程としての社会主義」の概念において如実にしめされた。別言すれば、国際共産主義運動において果たすべきユーゴスラヴィアの役割を任じたものであり、ソ連の現状認識の打破、社会主義国家としての使命感の表現であった。

「積極的共存」における体制を問わない国家と民族の共存は、現存の国家間関係のみならず、これから国際社会の構成員にならんとする植民地主義、帝国主義と闘う民族をも射程に入れたものであった。また「世界過程としての社会主義」は、社会主義国家のみならず、西側の国家の労働運動、第三世界の反植民地主義、民族解放運動をも含んだ概念であった。

これに対しソ連の体制間共存は、二つの体制のあいだの現時点における力の配置、勢力関係に重きを置くものであり、社会主義についても現時点で社会主義体制をとる国家に限っていた。東西冷戦における一方の盟主を任じるソ連が、西側資本主義体制との力関係と勢力配置を最優先させたのであるが、それが社会主義体制内部における大国主義的「ヘゲモニー」を惹起

74) 57年1月にフルシチョフは「われわれは共産主義をめざす闘いにおける一貫性という点では、スターリン主義者である」とのべている。V. Mićunović, *op. cit.*, str. 217. (181頁)

してきたことは、SKJ 綱領において明確に示されたところである。

以上、三つの時期をつうじて、ユーゴスラヴィアとソ連の「歴史的 position」、 「矛盾の発見」、 「現状の認識」について検討し、ユーゴスラヴィア＝ソ連関係を概観してきたが、次に各時期におけるユーゴスラヴィアの対外政策の転換はどのようにおこなわれたのか見ておきたい。ここでは、柳沢が、「真の政策転換は現状概念の転換によってのみおこり、一見劇的な政策転換現象がみられても、これを転換と規定するか否かは、まず現状概念上の転換の有無を確かめてからなされるべき」であると述べていたことを想起したい。

ユーゴスラヴィアにおける対外政策は、パルチザン闘争の結実である全国委員会の「社会主義国家としての国際承認」から国際共産主義運動における「国家の独立と正統性の確保」さらに国際政治における「国際的地位の向上」へと転換がなされてきたといえる。そしてその政策転換はこれまでのべた現状概念の転換によって裏付けられる。つまり、「連合国政治」への対抗概念としての現状、「ソ連型国際主義」への対抗概念としての現状、さらに「ソ連型平和共存」への対抗概念としての現状という、それぞれの時期におけるユーゴスラヴィアの政策転換を支えた現状概念の転換が認められるのである。

また、「矛盾の発見」とも関連して、「歴史的 position」および「現状認識」における両国間の不均衡性ともよべる点を指摘しておきたい。それはユーゴスラヴィア＝ソ連関係における矛盾の性格を大きく規定しているように思われるからである。ここでもミチューノヴィッチの助けを借りることにしよう。「わが国のかなりの人々はソ連の政策形成におけるユーゴスラヴィアの役割を買いかぶる傾向がある。モスクワはたしかにわが国との関係に大きな意義を付しているが、ユーゴスラヴィアはソ連の政治において、わが国の若干の同志たちが考えるような役割は果たしてこなかったとわたしは思う。……ユーゴ問題は他の多くの問題とならんで端役を演じたにすぎない」⁷⁵⁾と。

つまり、本稿で指摘した矛盾はユーゴスラヴィアにとっての主要な矛盾であったとしても、ソ連においては二義的、三義的な矛盾であったということである。しかし、ここで見逃してはならないのは、ユーゴスラヴィアが矛盾の発見、矛盾の闘争と運動の展開を社会主義国家間の国際関係で、さらには世界政治レベルでの国際共産主義運動、非同盟運動という場で繰り広げてきたという点である。そして最終的には「社会主義の終焉」、 「冷戦の終結」のなかで、矛盾の一方の側面であったソ連の解体に遭遇し、ユーゴスラヴィア自身が自らの存在理由を失い、また世界史的 position を喪失したのである。

最後に本稿を閉じるにあたって、柳沢国際政治史学の今日的意義を「歴史の重み」と国際政治における現状分析という観点から述べておこう。ユーゴスラヴィアにおける「歴史の重み」は「歴史的 position」と「現状の認識」の記述において指摘したように、パルチザン闘争の勝利、

75) *Isto*, str. 341. (282頁)

コミンフォルム追放後の国家の存続，そしてソ連の謝罪，という「過去の成果」あるいは「過去への誇り」といったものとどまらない「現状の変革」と「未来への国際的展望」をあわせもつ「歴史の重み」であり，それは歴史を切り拓いていく原動力ともなっていた。

これに対してソ連においては，大十月革命の勝利，大祖国戦争の勝利という「歴史の重み」は，現実の勢力配置，力の均衡への配慮という国際政治のパワー・ゲームのなかで，「現実の重み」に取って代われたのである。それは，柳沢のいう国際政治の「ゲーム視」のなかで歴史が抜け落ちていく過程であった。

今日の国際社会にあって，各国は，とりわけ大国は自国史のみならず，国際政治史における「歴史の重み」を，「世界史の現段階」においてどのように認識しているのだろうか。冷戦の終結から四半世紀，大国がいう「グローバル・ガヴァナンスの国際政治」，「民主化と平和構築の国際政治」，「テロと戦う国際政治」はどれほどまでに「歴史の重み」を認識してきたのだろうか。「民族解放闘争」，「南北問題」，「第三世界」，「民族浄化」，はもはや解決され，国際政治のテーマではなくなってしまったのか。筆者にはこれらの問題は，勝敗をあらそう国際政治のゲーム視のなかで「負け組み」に位置し，排除され忘れ去られたかのようには見ええない。「ゲームには歴史の問題はないが，国際政治の闘争には歴史的重みがかかっている」。柳沢の警句をわたしたちは再度かみしめたいと思う。

戦後史の出発点

——占領のイタリア方式——

柳 沢 英 二 郎

『第二次大戦終了』から今年が40年目になるので、戦後史総括の試みが、さまざまな分野で、さまざまな角度でおこなわれている。ある新聞ではファッション界の歴史を追っているが、これが意外におもしろく、自分の過去の時々を思い出し、そんなこともあったのかと感心している。気付かなかったことが多くあったのだなとしみじみ思うこの頃である。

戦後史のなかでイタリアとはいえば、国際関係の分野では、占領と冷戦とにかかわる問題がまず念頭に浮ぶ。日独伊三国のなかで、最初に被占領国になったのはイタリアであったから、当然のことながら、“イタリア・モデル”が生まれ、このモデルが、一方ではドイツや日本の占領のあり方に影響を与え、他方では米英ソ三大国間の関係自体に反対して冷戦を生んでいった、と見ることができる。

一言でいうと、冷戦の出発点はイタリアだったという仮説が考えられると思うので、以下にこの仮説をのべてみたい。

「無条件降伏」という言葉は、日本人には忘れ難いが、実はアメリカでは日独のみが適用対象と考えられていた。1943年1月のチャーチル英首相との「カサブランカ会談」で、ルーズヴェルト大統領が突然イタリアをも対象に加え、日独伊三国全部に適用されることになった。この背景には米英ソ三国関係への配慮があった。

まずアメリカはソ連にたいし、1942年中に「第二戦線」を作り、独ソ戦の重圧を緩和する約束をしていた。ところがチャーチルの要求を容れて、北アフリカ作戦を先行させ、右の約束履行を延ばしてしまった。おまけに仏領北アフリカに上陸したあと、その地をフランスによって統治させる問題では、イギリスの支持するドゴールつまり徹底した反独派のドゴール派ではなくて、フランス内対独協力派のヴィシー政権の将軍ダルランを起用した。これは戦後をにらんだ米英のヘゲモニー争いの具体的な始まりだった。戦後のフランスで米英どちらが主勢力となるかの争いだった。

この状況はソ連の不信を強めた。米英は、ドイツの重圧をソ連に一手に負わせることでソ連を弱体化させ、他方では独伊と妥協して要領よく戦争から抜け出そうとしているのではないか？　そういうソ連の不信を米側も知っており、放置しておくソ連のシッペ返しを受けかねないと考えた。つまりソ連は突然ドイツと「単独講和」を結んで戦争から抜け出し、こんどは

ドイツの重圧を米英側にだけ押しつけるのではないか？　そこでルーズベルトは、枢軸三国とはその全面敗北まで徹底的に戦い抜くことを明らかにし、ソ連その他の不信を緩和するために「無条件降伏」対象にイタリアを加えたのだった。

その半年後の43年7月、米英軍のイタリア制圧作戦がまずシチリア島占領作戦として始まった。この対イタリア作戦は、米英ソ連合側からみれば、敵国領土への最初の作戦であり、最初の占領であり、米英ソの占領政策の最初のモデルづくりを意味した。しかも当時のイタリアには、フランスと並んで最強のレジスタンス運動を展開している反ファシズム勢力が存在していた。レジスタンス勢力のなかではイタリア共産党が中核の勢力をなしていた。ということは、戦後イタリアが、米英の望む資本主義国家として成長するか、社会主義にゆくかという問題も存在していた、ということであった。

どんな占領政策モデルを作るかは、だから米英にとって大問題であった。さらに、米英ソ三大国による共同占領という原則が前提であった。ソ連排除はできなかった。そんなことをしたら、ソ連はさっさとドイツと「単独講和」を結ぶだろうから。

イタリア占領モデルづくりには、もう一つ大問題があった。このモデルはソ連による東欧占領のあり方に影響を与えるにちがいないという点であり、米英側もそれは承知していた。43年7月、連合軍シシリー上陸、同月ムッソリーニ失脚、9月イタリア無条件降伏とドイツ軍ローマ占領（イタリア名画「無防備都市」はこの占領とレジスタンスを描いたもの）と続く頃、まずイギリス外相イーデンが米ソに対し、休戦管理体制の原則を示した。通称「7・1覚書」という7月1日付覚書だった。そのポイントは――

- (1) 全枢軸国を対象とする（つまりソ連軍が単独占領しそうな東欧の枢軸国をも含める）
- (2) 各枢軸国の休戦管理は連合休戦委員会が握り、同委員会議長は米英ソ三国代表が交替でなる（ある国の議長独占は認めぬ）
- (3) 右の休戦委の上に「ヨーロッパ連合委員会」をおき、その指導機関として米英ソ三国からなる「運営委員会」をおく。運営委の運営原則は「全員一致制」とする（つまり三大国は互いに拒否権をもつわけで、例えばソ連の勝手は認めぬ）

かようにイーデン案は、ソ連の対独「単独講和」を不可能にし、東欧の「ソ連化」を防ぐところにポイントがおかれていた。イギリスが東欧に注目したのは、元来その地域はイギリスの影響範囲であり、対独宣戦もドイツ軍のポーランド攻撃を契機としたのだから、何とかして戦前の東欧状況を維持したかったためであり、そのためにはソ連の手を封じたかったからであった。もし「7・1覚書」原則が実現していたら、米英は東欧諸国の占領に、ソ連と対等の立場で、しかも拒否権をもって参加できた筈だから、戦後東欧の歴史は一変し、冷戦時代も一変していたろう。

ところが実際にはそうはならなかった。米英側の本音は、イタリアは西側の勢力範囲だからソ連の影響力を排除したかった（排除すればイタリアの資本主義国としての再建は確実にな

る)。さりとてソ連を排除すれば、ソ連は東欧占領にさいし、米英を排除できる。

ソ連の勢力範囲になった東欧ではソ連が、西側勢力範囲のイタリアでは米英が互いに排他的独占権をもつことになる。同じ原則を適用するなら、こうしかならない。それもまた困るというのが米英側のジレンマだった。

ソ連の方では最初イーデン構想を受入れる動きを示した。というのも、イタリア進攻以来、米英は自分たちだけでどんどん事を進めており、ムッソリーニ失脚後のバドリオ政権と取引しそうであり、下手すると米英はドイツとすら手を打って、ソ連ヌキに取引しかねない（米英と独伊の「単独講和」、ドイツ軍の全圧力はソ連一国に集中という悪夢）との不信があったからである。そうはさせぬためには、ソ連も占領政策決定過程にフルに参加しておかねばならないと考えたからであった。

一方、米英の間では、戦後イタリア政治のヘゲモニーをどっちが握るかの争いがあった。また、ソ連を占領政策にフル参加させると、イタリア・レジスタンス勢力の強大さを加速し、戦後イタリア政治がどっちへ転ぶか不安が高まる。こうして米英ソ三国間の矛盾対立がややこしく展開された挙句、ついに「イーデン構想」（7・1覚書）ではなくて、「イタリア方式」とよばれるモデルが生まれた。それは、西側勢力範囲のイタリアでは、形式的には三国の共同管理体制をつくるが、実質的には米英が実権を握る（つまりソ連を排除する）というモデルであった。

「イタリア方式」は、ある枢軸国を直接軍事的に占領した国が排他的実権をもつということである。イタリア占領にソ連軍は参加していないのだから、ソ連は形式的にのみ占領管理に参加する。43年末このような「先例」がつくられた。44年春ソ連軍がルーマニアに進撃したとき、情勢はイタリアが米英に降伏したときと同じだから、ソ連だけが降伏交渉にあたるのは「至極当然」（リーヒ米提督）とされた。

こうして、「イタリア方式」と共に、東欧ではソ連が実権を握ることが正当化された。東欧の運命は決した。ソ連はまだ「ヨーロッパにおける第二戦線」を待っていた。ドイツの重圧をまだ殆ど一手に引受けていた。ノルマンジー上陸作戦でついに「第二戦線」が実行に移されたのは44年6月6日であった。「第二戦線」をおくらせてしまったことと、「イタリア方式」とによって、全東欧の「ソ連化」は避け難くなった。

そこでチャーチルは44年10月、モスクワに飛んで「チャーチル・スターリン協定」を結び、この勢力分割協定でルーマニアとギリシヤとをソ連・英国間でそれぞれの勢力範囲とし、ギリシヤだけは確保した。45年春ルーマニアが「ソ連化」されたとき、むろんチャーチルとしては文句を言えなかった。ルーズベルトは右の協定を認めず、ヤルタ会談（46・2）では言葉の上での民主化を三大国は協定したが、その解釈やら選挙の実施・看視方法などはあいまいなままだった。リーヒ提督が「これならソ連はどこにでも適用できる」と言うと、ルーズベルトは、ポーランドのために出来ることはこの程度だと答えた。まさしく約束が文章上のものだけ

であることを承知していたのだ。

右の経過からみると、冷戦原因を東欧問題とみる見方は不十分である。民主化を約束したのにソ連は破ったというのは、「イタリア方式」を米英が樹立することで、ソ連に東欧でのフリー・ハンドを与えたことを無視ないし軽視した立論だと言えよう。法律論上の弁明がどう可能であれ、「イタリア方式」とは「西のものは西のもの」という論理だから、「東のものは東のもの」という論理は否定できぬのだ。問題は、東欧がまだ東のものだか西のものだかわからぬうちに西のものにしてしまわなかった点にある。つまり「第二戦線」をおくらせてしまったことにある。

そしてイタリア方式は、ドイツ占領時には実質的な分割を伴う形に変化し、対日占領時には単独占領に変化した。アメリカの日本単独占領方式貫徹は、「イタリア方式」で失ったものを取返す意味をもったと言えよう。

参考文献

豊下楯彦『イタリア占領史序説』（1984有斐閣）

〔名古屋日伊協会会報 第71号 1985第5号（1985.5発行）所収〕

冷戦期における米国の対イタリア 戦略戦 (Political Warfare)

松 本 佐 保

はじめに

本稿では主に冷戦時代西ヨーロッパで最大の共産党を有したイタリアへの米国の政治的・軍事的介入である「戦略戦 (Political Warfare)」について扱う。このイタリアでの共産党の政権入りを阻止するために米国が行った手段は主に二つあり、米国政府とバチカンの協力によるイタリアの1948年総選挙への介入 (CIA による選挙工作) とグラディオ作戦である。

グラディオ作戦とは、冷戦期の西ヨーロッパで、ソ連の侵攻と占領に備えての NATO の Stay-behind (ゲリラ戦などを専門とする特殊部隊) である隠密のパラ・ミリタリー組織によって施行された¹⁾、長らく陰謀・謀略説とされてきた軍事作戦である²⁾。しかし冷戦が終結した1990年以降、政治家やこの作戦に関与した軍人などの証言³⁾、また議会調書や裁判記録などからその存在が明らかになり⁴⁾、それに伴って2005年以降幾つかの研究書や論文が出され、その実態が学術的にも欧米では議論される様になってきた⁵⁾。ここでは NATO 諸国の中でもグラ

1) グラディオの名前は古代ローマの剣士を意味し、元イタリアで行われた本軍事作戦のみに付けられたものであり、他の西欧州各国では異なる名前、例えばフランスでは「ブラン・ブルー (青色作戦)」などであったが、イタリアのケースが最も良く知られる様になったことから、グラディオ作戦が他国での同様の作戦にも使用されている。

2) 何点かあるが Richard Cottrell, *Gladio, NATO's Dagger at the heart of Europe, The Pentagon-Nazi-Mafia, Progressive*, 2012, ジャーナリストによって書かれており一見、陰謀本に見えないので要注意。

3) 戦後計19回入閣、その間3回首相をつとめたキリスト教民主党の元リーダーであったジュリオ・アンドレオッティがグラディオ作戦の存在と自らの関与を認め、これ以降 EU 議会では各国での調査が要請され、イタリアでは議会での本格的な調査が行われこの資料が公開された。アンドレオッティが一昨年5月に死去して個人コレクションのプライベート・ペーパー閲覧が一部ストゥルツォ研究所 (Istituto Luigi Struzzo) で可能になり、彼の米国との密接な関係や人的繋がりがかなり具体的に分かる。

4) Senato della Repubblica X Legislatura, 4 Marzo, 1992, Doc. XLVIII n. 1, Relazione del comitato parlamentare per i servizi di informazione de sicurezza e per segreto di stato sulla "Operazione Gladio". イタリア議会の「グラディオ調査委員会」関連の史料は1991年～1995年。

5) Daniele Ganser, *NATO's Secret Armies: Operation Gladio and Terrorism in Western Europe*, London: Frank Cass, 2005, Daniele Ganser, "The ghost of Machiavelli: An approach to operation Gladio and terrorism in cold war Italy", *Crime Law and Social Change*, 2006, Vol. 45, pp. 111-154, Leopoldo Nuti, "The Italian 'Stay-Behind' Network—The Origins of Operation 'Gladio'", *Journal*

ディオ作戦が最も組織的に行われ、その公的資料も公開されたイタリアを中心に扱うことにする。日本の学会では、まだあまり知られていない本軍事作戦について紹介すると共に、フランスやドイツ、ベネルクス三国などの NATO 加盟国や非メンバーで中立国であったスイスやオーストリアなどでも同軍事作戦が展開したことから⁶⁾、今後の共同研究の可能性を模索し提示する意味合いも持つことになる。

米国政府によるイタリア総選挙への介入については、米国とバチカンが築いた親密な関係について最新の研究を考慮にしつつ明らかにする。

隠密作戦については軍事作戦としての計画されたその歴史的経緯を概観すると共に、その戦略研究との関わりやイタリアの地政学的な位置についても考慮する。そして同作戦が戦後イタリアの民主主義体制再構築過程において与えた、あるいは与えたかも知れないインパクトについて考察する。

イタリアの場合、グラディオ作戦が1960年～80年の極左と極右のテロリズムの応酬であった「political violence (政治暴力)」の激化、いわゆる「鉛 (=銃弾)の時代」を招いたという主張がなされているが⁷⁾、これをめぐる論争についての検証も行うことになる。ここで留意する点として陰謀・謀略説を取り除くためにも、実証的な研究に主眼を置くことが重要であるが、隠密作戦の場合、国によっては史料的な入手が困難な場合もあり、断片的な情報やインタビューなどのオーラル・ヒストリーに依存する必要もあろう。

こうした考察は当然イタリアの政治問題や米国とバチカンやイタリアとの外交関係にとどまらず、冷戦時代進行したヨーロッパ統合の政治・外交・安全保障的側面を問い直すことにも繋がり、また米国や欧州の冷戦史研究に新しい視点を提示するという試みとなることを目指すものである。

of Strategic Studies, 2007, Vol. 30/6, pp. 955-980, Leopoldo Nuti and Olav Riste, "Introduction-Strategy of Stay-Behind", *Journal of Strategic Studies*, 2007, Vol. 30/6, pp. 923-935, Anna Bull, *Italian Neo-fascism, the strategy of tension and the politics of non-reconciliation*, Bergham Book, 2012, A cura di Sergio Flamingni, *Dossier Gladio*, Kaos edizioni, 2012, Giacomo Pacini, *La lotta segreta anticomunista in Italia, 1943-1991*, Einaudi, 2014.

6) Daniele Ganser, *NATO's Secret Armies: Operation Gladio and Terrorism in Western Europe*, によるとイタリアの他の英国, 米国, フランス, スペイン, ポルトガル, ベネルクス三国, デンマーク, ノルウェー, ドイツ, ギリシアとトルコである。

7) Guido Panvini, *Ordine nero, guerriglia rosso, la violenza politica nell'Italia degli anni Sessanta e Settanta, 1966-1975*, Einaudi, 2009.

先行研究

本論題を広い枠組みで捉えるなら、これに関わる研究史や先行研究としては冷戦時代のヨーロッパの政治・外交と安全保障・軍事研究に位置付けられるであろう。また CIA を通じての米国のラテン・アメリカ⁸⁾ やアジア・中東⁹⁾、アフリカ諸国への各国の共産党や共産主義運動に対する介入についても考慮する必要があるだろう。特に中東については1996年の情報公開法によって徐々に公開されてきた CIA の史料を使用した研究が2000年以降出版される様になった。これによってラテン・アメリカ、アジア・中東、アフリカ諸国への CIA の介入については陰謀説ではなく学術的に証明されたのである。しかしこれら新興諸国は冷戦時代ソ連との接近がなされたことで、米国の反感を買ったこと、脱植民地化によって戦後独立したばかりでその国家建設の過程での介入とも言える。しかし強固な軍事同盟 NATO や日米同盟などの安全保障上の関係にあった先進国である西側諸国でもこの様な CIA の介入が行われていたことについては、従来それほど明かにされてこなかった¹⁰⁾。

終戦から冷戦初期の米国とバチカンとの外交関係についてはディ・ノルフォが編集した米国大統領の個人特使としてバチカンに派遣されたマイロン・テイラーの個人史料集が主なものであり、英語圏ではカービーやケントによる研究が存在するが、米国のイタリアの選挙や内政への介入についてはそれほど詳細に述べられていない¹¹⁾。

NATO 研究の文脈で考えるならこの同盟が純粋な意味での軍事同盟にとどまらず、1948年3月のブリュッセル条約に文化的・社会的条項を含んでいることから、西ヨーロッパ諸国を中心としたヨーロッパ諸国の協力関係や統合研究との関わりも考慮する必要があるだろう。近年の冷戦研究は米国を中心としたものだけでなく中国やソ連側の資料の公開によって新たな側面が明らかにされてきており¹²⁾、その文脈で注目されているのが西ヨーロッパ諸国のイニシアティブである。そうした意味で安全保障とヨーロッパ統合史の関わりも考慮する必要があるだろう。特

8) Richard H Immerman, *The CIA in Guatemala: The Foreign policy of intervention*, Texas Pan American Series, 2010.

9) Kenneth Conboy, James Morrison, *Feet to the Fire: CIA Covert operation in Indonesia, 1957-1958*, Special Warfare Studies, 2000, David Ryan, Patrick Kiely, *America and Iraq: policy making, intervention and Regional politics*, contemporary security studies, 2010.

10) Alessandro Brogi, *Confronting America: the Cold War between the United States and the Communists in France and Italy*, Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011 など。日米関係については井上正也著「吉田茂の中国『逆浸透』構想—対中国インテリジェンスをめぐる、1952-54年」『国際政治』2008年など。

11) Ennio Di Nolfo ed., *Vaticano e Stati Uniti, 1939-1952: dalle carte di Myron C Taylor*, Milan: Franco Angeli, 1978, Dianne Kirby ed., *Religion and the Cold War*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003, Peter Kent, *The Lonely Cold War of Pope Pius XII: The Roman Catholic Church and the Division of Europe, 1943-50*, Montreal, McGill-Queen's University Press, 2002.

12) Arne Westad, *The Global Cold War*, Cambridge, 2005.

にフランスのNATOからの軍事部門の撤退はフランスを中心とした冷戦構造の構築の試みや¹³⁾、ドイツがイニシアティブを取った東方政策など従来の米国中心の冷戦研究とは異なる視点からの研究が最近若手の研究者達によって出されてきている¹⁴⁾。このような冷戦時代の二項対立ではない多面的なプレイヤーの存在が明らかにされ、特に東方政策やヘルシキン会議では、ヨーロッパ側のイニシアティブが強調される様になった¹⁵⁾。

NATO研究でそのインテリジェンスやプロパガンダなどの戦略研究も出され¹⁶⁾、また冷戦時代の隠密作戦やインテリジェンスに関しては英国のMI6やCIAについて近年多数の研究が出版され蓄積されつつある¹⁷⁾。

米欧関係研究の中でも冷戦時代のアメリカとイタリアの政治・外交史関係を扱った研究は幾つか存在するが、初期冷戦を扱った最新で網羅的なものとしては2014年に出されたカエタン・ミストウリーの*The United States, Italy and the Origins of Cold War: Waging Political Warfare, 1945-50* (『米国、イタリアと冷戦の起源—戦略戦への賭け1945～50年—』¹⁸⁾)があり、米国が介入した1948年総選挙を中心に米国のイタリア国内政治及び外交・安全保障政策を考察したものである。米国とパチカンの親密な関係については米国議会図書館が所蔵するマイロン・テイラー・ペーパーを使用する。

13) James Ellison, *The United States, Britain and the Transatlantic Crisis: Rising to the Gaullist Challenge, 1963-68*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2007, Piers Ludlow ed., *European Integration and the Cold War: Ostpolitik-Westpolitik, 1965-1973*, London: Routledge, 2007, Garret Martin, *General de Gaulle's Cold War: Challenging American Hegemony, 1963-1968*, New York: Berghahn, 2013.

14) Arne Hofmann, *The Emergence of Détente in Europe: Brandt, Kennedy and the Formation of Ostpolitik*, London: Routledge 2007, 山本健著『同盟外交の力学—ヨーロッパ・デタントの国際政治史 1968-1973年』勁草書房, 2010年。

15) Leopoldo Nuti ed., *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev, 1975-1985*, London: Routledge 2009.

16) Linda Risso, *Propaganda and intelligence in the Cold War: the NATO Information Service*, Abingdon: Routledge, 2014.

17) Richard J. Aldrich, *The Hidden Hand: Britain, America and Cold War Secret Intelligence*, London: John Murray, 2001, Richard J. Aldrich, *GCHQ: The uncensored story of Britain's most secret intelligence agency*, 2011, Harper Collins Publishers, Richard J. Aldrich, *The Clandestine Cold War in Asia, 1945-65: Western Intelligence, Propaganda and special operation*, Cass Series, 2000. 日本では小谷賢氏の研究など。

18) Kaeten Mistry, *The United States, Italy and the Origins of Cold War: Waging Political Warfare, 1945-50*, Cambridge University Press, 2014.

アメリカのイタリア総選挙介入とバチカン

アメリカとバチカンの親密な関係は、実は戦前の1930年代後半からすでに始まっており、後にピウス12世となった国務長官パチェッリ枢機卿はバチカン外交に積極的な人物で、1936年に米国を訪問、米ローズヴェルト大統領と会見し、ローズヴェルトが最も信頼していた米国経済界の巨頭、マイロン・テイラーを「大統領の個人特使」としてこの3年後の1939年にパチェッリ枢機卿が教皇ピウス12世となるとバチカンに派遣した¹⁹⁾。

ピウス12世は戦前からソ連の脅威を米国と英国に訴え続けてきたが、バチカンがナチス・ドイツと政教条約を結んでいたため、ナチスと闘うソ連と同盟関係にあった英米がソ連を敵とみなすには終戦を待たなければならなかった。大戦が終るや否や、共産主義の脅威はまず、南ヨーロッパから近東、すなわちギリシア・トルコ危機として到来し、当初これに対応したのは英国であり、英チャーチル元首相の有名な「鉄のカーテン」のスピーチで「冷戦の開幕」となるのである。このスピーチは、トルーマン大統領の目の前で行われたが、このスピーチ以前から、チャーチルはピウス12世から「ソ連の脅威」の洗脳を受けており、この直前に教皇に対して「共産主義に立ち向かうあなたの勇敢な闘いに私も参加します」とメッセージを送っている。ギリシア・トルコ危機は、英国の戦後経済が芳しくないことから、結局代わって米国が4億ドルの援助金を供出することで解決を見た。いわゆるトルーマン・ドクトリンである。そしてその後も、共産主義がヨーロッパに「伝染病」のように拡大するのを防ぐために、ヨーロッパ経済復興に莫大な米国の援助金が、マーシャルプランとして注ぎ込まれ、これを後押ししたのもピウス12世であった²⁰⁾。

バチカンのキリスト教的価値観に基づく反共産主義のイデオロギーと、英国の外交力と、米国の莫大な戦後復興の援助金によって、西ヨーロッパの共産化は防がれ、これが現在のEUの基礎にもなった。冷戦のイデオロギー的起源をもたらしたのはバチカンであった。

ローズヴェルトの死去でトルーマン政権が誕生し、第二次大戦が終結すると、前大統領の「個人特使」であった前述のマイロン・テイラーは、一旦、米国に帰還する。しかし、ギリシア・トルコ危機の発生、これに続くマーシャル・プランの施行に伴って、テイラー特使は再びバチカンに派遣され、トルーマン大統領とピウス12世の親密な関係構築に貢献することにな

19) Ennio Di Nolfo ed., *Vaticano e Stati Uniti, 1939-1952: dalle carte di Myron C Taylor*, Milan: Franco Angeli, 1978.

20) Myron C Taylor's Paper, Documentation of the mission of President Truman to his Holiness Pope Pius XII by his personal representative, Myron Taylor, 1946-50, Myron Taylor to the President on 2 April 1946, Library of Congress, Washington DC, USA.

る。この戦後のテイラー特使のバチカンへの再派遣にあたっては、米国内での動きについて説明が必要であろう。

米国は本来プロテスタント国であり、それゆえ反カトリック国であるために、米国世論は国民の税金を使用して特別な外交官をバチカンに派遣することに強く反発し、このテイラーの派遣についてもローズヴェルトやトルーマンは最大の注意を強いられた。まず、テイラーがカトリック教徒でないこと、テイラーが米国鉄鋼業で巨万の富を築いたフィランソロピスト（慈善活動家）であること、つまり彼のバチカンでの活動は表向きにはイタリアの赤十字を支援するなどチャリティー活動の一環であること²¹⁾、すなわちその経費は、米国民の税金ではなくテイラーの私財によるもの、米国とバチカンの間には正式な外交関係はなく、テイラーの派遣はあくまで非公式であるなどという点であった。しかしだからこそ、こうした非公式関係による外交によって歴史的な交渉が行われた点に注目する必要がある。

こうしたバチカンとの非公式外交交渉にとって、米国内のカトリック・ロビーの活動は無視できない。米国で最も影響力があったカトリック聖職者で、J. F. ケネディの父、ジョセフ・ケネディとも非常に近い関係にあったニューヨーク司教座（それ以前はボストンの司教）のスペルマン大司教（後に枢機卿）はキー・パーソンの一人である。彼はまた教皇ピウス12世の最大のお気に入りの一人でもあり、後にピウスは彼を教皇の座の後任としたかったが、従軍司祭として出向いたベトナムの地で「米国の勝利を信じる。米兵よ、北ベトナムの共産主義と徹底的に闘え」という戦闘的スピーチを行ったため「平和への祈り」をかかげるバチカンのリーダーとしては相応しくないとされ、次期教皇候補から脱落した人物でもある²²⁾。

そのスペルマン大司教と、バチカンの國務次官であったストウリッチ枢機卿は、トルーマンにテイラーをバチカンに再派遣することを要請した。またテイラー特使の秘書官であったテットマンは、米國務長官のバーンズに長文の手紙で、米とバチカンとの関係がいかにも有益であるかということ、その情報網、南米のカトリック諸国との関係強化、ドイツやオーストリアに良い民主主義を教えるというあらゆる面でのメリットを訴えた。その結果、トルーマンは、1946年の5月にテイラーをバチカンに再度派遣することとした。テイラーは、8月までイタリアにおいて、ルーマニアや、他の東ヨーロッパ、ドイツ、オーストリアなどの政治的・宗教的状况などを報告し、8月の報告では、6月のイタリアのキリスト教民主党の勝利、そしてこれ

21) Myron C Taylor's Paper, Documentation of the mission of President Roosevelt to his Holiness Pope Pius XII by his personal representative, Myron Taylor, 1940-45, the President to Myron Taylor on 2 January 1940, Library of Congress, Washington DC, USA.

22) John Cooney, *The American Pope: the life and times of Francis Cardinal Spellman*, Dell Pub Co., 1986.

に続いて西ヨーロッパの各国で、キリスト教民主党が、「雨上がりのキノコ」のごとく出現していると報告している。これらキリスト教民主党こそ、バチカンの反共産主義のイデオロギーを、ソ連に対抗するための民主主義という形態で実践する組織であるとも付け加えている。テイラーは、米国に一旦帰国するが、11月の米国の選挙が終ると再びバチカンに戻ることになり、ピウス12世は、米国とバチカン関係強化の必要性を12月3日の手紙で訴えている²³⁾。

米国のカトリック・ロビーは、マーシャル・プランの実践のために間接的影響力を発揮することになる。マーシャル・プランの提案を米国の議会で通過させるために、カトリック票が必要であったからである。

1946年の選挙でイタリアのキリスト教民主党は一旦勝利するが、その政権は脆弱なもので、ソ連からのトリアッティ書記長帰還後のイタリア共産党の活動は侮れなかった。同党は、1944年のトリアッティのイタリア帰還後は、スターリンと同一視されることを恐れて有名な「サレルノ転換」のスピーチで、議会制民主主義による社会主義社会の実現、暴力革命を否定してパルティザンの武装解除を行うと共に、これによって選挙では多くの票を獲得する政党になっていた。

そこで米国は、イタリアが共産党政権になったら、つまり1948年4月の選挙で万が一共産党が勝利したなら、イタリアをマーシャル・プランの援助の対象外にするとした。バチカンはイタリアのキリスト教民主党が勝利するように、アメリカのカトリック・ロビーに働きかけるために、Apostolic Delegation (教皇使節) である アメレート・チャコニャーニをアメリカに派遣し、イタリア系アメリカ人を動員し、イタリアにいる彼らの親戚全員にキリスト教民主党に投票するように手紙を書かせた。この工作にはCIAも関与し、トルーマンとピウス12世は、イタリア国内だけでなくヨーロッパ全体での、共産主義勢力を抑えるために共に協力したのである²⁴⁾。

この結果1948年のイタリア総選挙では高い投票率を記録し、キリスト教民主党は勝利し、イタリアはマーシャル・プラン援助国の対象となった。党を勝利に導き戦後新憲法の下で最初の首相となり戦後のイタリア再建に着手したデ・ガスペリは米国のイタリアへの援助を最大限に引き出すことに成功した。

またイタリアが“敗戦国”であったにもかかわらず、1949年のNATO設立と同時に加盟が許されたのも、地理的・地政学的理由によるが、これについては後述する。こうした軍事戦略的な理由だけでなく、こうした米国とバチカンによる密接なイデオロギー協力、そしてデ・ガス

23) Myron C Taylor's Paper, Documentation of the mission of President Truman to his Holiness Pope Pius XII by his personal representative, Myron Taylor, 1946-50, Myron Taylor to the President on 3 December 1946, Library of Congress, Washington DC, USA.

24) Peter Kent, *The Lonely Cold War of Pope Pius XII: The Roman Catholic Church and the Division of Europe, 1943-50*, Montreal, McGill-Queen's University Press, 2002, p. 78.

ペリの外交力がものを言ったのである。

隠密のグラディオ作戦の起源とその変遷：軍事的・組織的側面

グラディオ作戦については軍事的側面と政治的側面があると言える。まずは軍事的な側面、客観的にどのような組織であったかを述べ、その政治的なインプリケーション（含意）について考察することにする。

すでに述べた様に隠密な軍事作戦であったグラディオ作戦は、冷戦期のソ連の西ヨーロッパ諸国への侵攻と占領や先制攻撃に備えて、隠密に結成され特殊訓練を受けた特殊な軍事的部隊であった。しかしその軍事的手法について言うなら、サボダージュなどの不正規戦、特殊偵察を専門としており、1940年に英国首相チャーチルによって設立された「特殊作戦執行部」として1942年に正式な部隊となった「特殊空挺部隊（SAS）」を起源とする。戦中は基本的に対ナチスなどの枢軸国に対するものであったが、1944年には既にギリシア内戦に伴い、共産党ゲリラと戦う部隊として英米の協力で「特殊作戦執行部」のメンバーが動員された。

この様に特殊な隠密作戦には当然ながら諜報活動を担うインテリジェンスの活動も同時並行的に行われることが求められた。そのため英国の秘密情報部（SIS）とのジョイント作戦であり、MI6やMI5のオペレーション（作戦）とのコーディネーションとなるのである。つまり戦後のグラディオ作戦も、対戦相手がナチスやファシストから共産主義者へと変化したものの、特殊空挺部隊と秘密情報部の協力による軍事作戦でもあったことに何ら変わりはなかったのである。

1948年3月に締結されたブリュッセル条約に基づいて西欧同盟が形成されたのに伴って、「西欧同盟隠密委員会（Clandestine Committee of the Western Union）」が作られたが、これには敗戦国であったイタリアとドイツが含まれていなかった。しかし翌年1949年に北大西洋条約機構（NATO）創立に伴い、「西欧同盟隠密委員会」は、欧州連合軍最高司令部の監視下に置かれて、1951年に創られた「隠密計画委員会」に統合され、NATO本部のあったフランスに置かれたが、1966年にフランスがNATOの軍事部門から撤退後は、ブリュッセルに置かれ、資金や武器は主にCIAから提供されていた。そして「欧州連合軍隠密委員会」が57年に設立され、NATOの「欧州連合軍最高司令部」の管轄下に置かれた。

フランスはNATOから軍事部門撤退後も、フランス版のグラディオである stay-behind 組織を維持し続け、1948年「西欧同盟隠密委員会」、49年以降「隠密計画委員会」として存続し続けた。1961年にはインドシナ戦争に参加した stay-behind 組織のメンバーが、CIAの援助によって反アルジェリア独立の「秘密軍事組織（OAS）」の結成とその活動において協力関係

にあった²⁵⁾。

1973年9月～76年1月にCIA長官を務めたウィリアム・コルビーは、大戦中ナチス占領下でのレジスタンスの運動の支援、英国の「特殊作戦執行部」と米国の「戦略諜報局 (CIAの前身)」とフランス自由国の「情報・行動中央局」やベルギーやオランダのレジスタンスとのコーディネーションであったジョッグバーク (Jedburgh) 作戦 (パラシュート部隊などでナチ敗北に貢献したと言われる) に関わった経験を持ち²⁶⁾、戦後すぐにはスウェーデンのストックホルムに勤務、そして1950年代にはローマに勤務してヨーロッパのグラディオ作戦のネットワークと、実際のパラ・ミリタリー組織の設立に関わった。これらは自身の回想録に記述されている²⁷⁾。1953年春にローマのアメリカ大使館に着任したコルビーは、CIAの「戦略戦部門」の長であったジェリー・ミラーの下で働き、その任務は1948年に成功した様に「1958年の次の総選挙で共産党が政権入りすることを阻止し、イタリアのNATOからの脱退を回避する」ことであると告げられた。1848年の選挙工作は成功しデ・ガスペリ率いるキリスト教民主党が勝利したものの、その後も共産党はその人気を維持し、社会党と併せると35%ほどの支持を維持し続けていた。このイタリア共産党はモスクワから5千万ドルの政治活動資金を受け取っており、その活動は知識人を巻き込んだ文化活動などによるプロパガンダに及んでおり、これに対抗するためには、コルビーは反共産主義的な立場のバチカンとより密接な協力関係を築くことが重要であると確信していた。ソ連にイタリア共産党への資金援助に対抗するために、CIAはキリスト教民主党に3千万ドルを注入して、次のイタリア総選挙にそなえたと言う。

イタリア側の受け皿としてはパウロ・タバアーニ防衛大臣の時代に彼の承認の元に防衛相の指導下に1853～6年に正式にグラディオ委員会が設立された。その過程でNATO加盟の49年に設立されたイタリアのインテリジェンス組織である軍事情報サービス (SIFAR) の活動も組み込まれることになる。その後サルディーニア島にCIAの資金によりグラディオの軍事訓練所キャンプが作られた²⁸⁾。1958年総選挙への工作を成功に導くためにも、グラディオ作戦を本格的に機能させ、そのためにも「新秩序」や「国民の前衛」「イタリア社会運動」などの右翼団体や右翼政党のメンバーを動員するという「妥協策」が図られたのである。

25) Daniele Ganser, *NATO's Secret Armies: Operation Gladio and Terrorism in Western Europe*, pp. 84-102.

26) Randall B Woods, *Shadow Warrior, The Life of William Egan Colby*, Basic Books, New York, 2013, p. 53.

27) William Colby, *Honorable Men, My life in the CIA*, London, 1978.

28) Leopoldo Nuti, "The Italian 'Stay-Behind' Network—The Origins of Operation 'Gladio'", *Journal of Strategic Studies*, 2007, Vol. 30/6, pp. 955-980, p. 967.

冷戦期のイタリアの地政学的位置

イタリアの著名な冷戦史研究者であるヌーティは、編著者としての論文集²⁹⁾では第二次デタントであるヘルシンキ会議におけるヨーロッパ側の主導権についての研究で知られているが、彼が2007年に『Journal of Strategic Studies 戦略研究』に掲載した論文や、他のグラディオ研究によると、防衛省内に正式に設立されたグラディオ委員会は、終戦間際～53年の混乱期に濫立した隠密作戦や隠密組織が統合されたものという見方をしている。その中でもイタリアの北西部であるヴェネチア・ジュリアに存在した反ユーゴスラビア勢力は、グラディオ作戦に動員されたとされる³⁰⁾。

地中海に突き出た南北に細長いその半島は、対岸に中東と北アフリカを睨み、ユーゴスラビアに隣接、ギリシア・トルコにも比較的至近距離であるという地政学的な位置は、終戦前からすでに冷戦の最前線となったのである。1944年からファシストと共産党の対立が顕著化し1946年に勃発したギリシア内戦やこれと間接的に関わるユーゴとのトリエステ問題があり、「イタリアのギリシア化阻止」のために英米が占領政策として戦後秩序の形成に大きく関与することになったのである。このギリシア内戦は、すでに見たようにトルーマン・ドクトリンの起源となり、マーシャル・プランを通じての米国による西側諸国の共産化阻止のため、イタリアはこの主要な対象国となった。ドイツや日本より先に行われた占領政策では戦時中のファシスト体制への処罰は共産主義の脅威によって「限定的」なものに留まり、王政維持を唱える英国に対して米国は王政廃止の立場だが、ナチスに行った様な処罰をイタリアファシストには求めなかった³¹⁾。

講和条約の発効により米軍は実際には1947年末に撤兵し、イタリアへの占領政策は終わったとされるが、その後も共産党の万が一の勝利に備えての保守政党であるキリスト教民主党のデ・ガスペリ政府への武器援助の準備が実際に行われていたわけである。そして48年選挙の危機が去った後は、トリエステ問題をめぐってチトー軍のトリエステA地帯への侵略、それへの英米軍の対応、そして最終的に1954年に英米軍による国際的管理下にあったトリエステ自由地域のA地帯はヴェネチア・ジュリア州としてイタリア領として取り戻されたのである。その前段階では1948年選挙の約1年後1949年にイタリアはNATOの創立メンバーとなり、ナポリをNATOの海軍基地として使用、54年以降はトリエステ近郊のアヴィアーノは後に重要

29) Leopoldo Nuti ed., *The Crisis of Détente in Europe: From Helsinki to Gorbachev, 1975–1985*, London: Routledge 2009.

30) Leopoldo Nuti, “The Italian ‘Stay-Behind’ Network—The Origins of Operation ‘Gladio’”, *Journal of Strategic Studies*, 2007, Vol. 30/6, pp. 955–980, p. 959.

31) 豊下樽彦著『イタリア占領史序論』有斐閣、1984年、油井大三郎著『戦後世界秩序の形成—アメリカ資本主義と東地中海地域、1944～47年』東京大学出版会、1985年を参照。

な NATO の空軍基地として使用される様になった。ヴェネチア・ジュリアやこれに隣接する現在のクロアチア領であるフィウメは、リソルジメント (統一運動) 以来、未回収のイタリア領としてファシズム時代はその運動の活発な地域でもあり、戦後は右翼運動の拠点の一つとなり、これら右翼組織がグラディオ作戦に動員されたというわけである³²⁾。

イタリア終戦期の諸問題

1943年8月～45年5月までイタリアは、ナチス・ドイツの傀儡政権である北部のサロ共和国と、王権とパドリオによる連合国と休戦協定に入った南部に分裂し、半島内では、ナチ・ファシスト対パルティザンの共産主義者との激しい内戦を経験し約1万人のイタリア国民が犠牲になったとされる。1945年4月25日にナチス・ドイツの敗戦によって半島は解放され、内戦は終結したが、このファシストと共産主義者の激しい闘争が「鉛の時代」と呼ばれる political violence という形で再燃したという見方がある。

この4月25日はパルティザンによってナチス・ドイツから半島が解放された日として建国記念日となった。国王・パドリオ政権は1943年8月に連合国に無条件降伏し休戦協定を締結、10月にはドイツに宣戦布告、連合国側の共同参戦国となった。その後ドイツが降伏するまで北部を中心にパルティザンの対ナチ・ファシストとの闘いは連合国の支援を受けたことから、国際的戦争裁判は行われなかった。その代わりイタリア政府自身によって社会党のボノーミ政権下、ファシスト戦争犯罪裁判として1945年5月～47年12月に890件の裁判が行われ、その結果36人に死刑判決、処刑されたのは2人であった。公職追放は1944年2月～45年6月まで行われ、3万5千人の公職追放リストが作成されたが、裁かれる筈であった該当者の半分以上が予審段階で無罪放免になり裁判の対象になったのは1万6929人、そのうち7004人が無罪、免職処分は2553人とどまり懲戒罰を受けたのは7312人だが、このうち1934人が控訴審へ上告した。大半の大部は処罰の対象から逃れ、処罰されたのは上層から保護のない「小物」だった。そして1945年12月にキリスト教民主党のデ・ガスペリが首相になると公職追放は停止、1946年3月にファシスト制裁最高委員会は廃止され、同年6月以降は国外に追放された元ファシストも恩赦で帰国が許され、ネオ・ファシスト党も同年12月に結成された。また連合国による占領期の期間も日本が七年間だったのに対して上記の経緯により戦闘期間を含む1943年8月～45年12月と短期間であり、戦後改革も基本的には連合国ではなくイタリア自身の手で行われ、憲法もイタリアが起草、軍備は大幅に縮小したものの兵役制度は維持、王制廃止も国民投票で決定された。

一方1944年の第二次パドリオ政権以降は、パルティザンの国民解放委員会が基盤の「反ファ

32) Leopoldo Nuti, "The Italian 'Stay-Behind' Network—The Origins of Operation 'Gladio'", *Journal of Strategic Studies*, 2007, Vol. 30/6, pp. 955–980, p. 960.

シズム民主的政府」であり、これは連合国からも承認されたことを理由に、ボノーミ内閣の外相だったデ・ガスペリは連合国に対して「戦勝国」であることを主張した。しかしそれは認められず1944年2月のパリ講和条約では「敗戦国」となった。そしてファシズム時代に侵略したソ連、アルバニア、ギリシア、ユーゴスヴィア、エチオピアに対して賠償金を支払い、領土についてはアルバニアとエチオピアは独立、リビア、エリトリア、伊領ソマリアを放棄、しかしソマリアはイタリアの信託統治国に、他のアフリカ植民地も他国と共同で国連統治下に置かれ、その影響を維持し続けた。つまりイタリアではファシストへの処罰や旧植民地への対処や賠償、戦後処理が極めて不十分な形で行われたことになり、これが戦後のイタリアに大きな影を落とした。

パルティザンはナチ・ファシストと果敢に闘い自力でイタリアを解放したという勝利の記憶が、共産党が戦後西側諸国の中で最大の支持を集める要因の一つとなった³³⁾。しかし上記の様な経緯でニュールンベルグや東京という国際的な規模での戦争裁判不在で³⁴⁾、ファシスト追放は一部に留まり、多くが政界に留任した。戦後間もない1946年にはネオ・ファシスト党である「イタリア社会運動」が結成され、ここに多くのファシストが流入し、1960年には24議席を獲得しキリスト教民主党右派のタンブローニの閣外支持政党となった。この年「イタリア社会運動」はその党大会を戦中のパルティザン運動の拠点であったジェノバで開催し、労働組合や共産党勢力を挑発することになり、ここから右翼と左翼が衝突する political violence が本格的に始まったとする見方がある³⁵⁾。

「鉛の時代」の political violence はグラディオ作戦によるのか

「鉛の時代」の political violence は概して極左にその責任が追及され、赤い旅団に代表される極左勢力による政治家の暗殺やテロ事件の方がよく知られているが、1990年以降、極右の関与が明らかになってきた。1960年代終わり～80年代初めにかけて1万1千件の政治的暴力・テロ事件が発生し約300人が死亡、1000人が負傷、このうち47%が極左グループや人物による

33) 1943～45年の終戦期のイタリア内戦時代の犠牲者は実に1万人に上り、その大半はパルティザンなどの反ファシズム・ナチズムへの抵抗運動家や共産主義者ではなく、一般のイタリア市民が犠牲になったとされている。こうした状況を背景に、1944年のトリアッティのイタリア帰還、彼のサレルノ転換では議会制民主主義による社会主義社会の実現、暴力革命を否定することでパルティザンの武装解除が行われた。これによって戦後共産党は多くの支持を集め、西ヨーロッパ最大の共産党に成長し1972年以降はベルリンゲルによるユーロ共産主義を主導することになる。

34) シモーナ・コラーツィ著・村上信一郎監訳橋本勝雄訳『イタリア20世紀史』名古屋大学出版会、2010年、258～259頁、Roy Palmer Domenico, *Italian Fascists on Trial, 1943-48*, The University of North Caroline Press, 1991, Effie G. H. Pedaliu, "Britain and the 'Hand-Over' of Italian War Criminals to Yugoslavia, 1945-48", *Journal of Contemporary History*, 2004, Vol. 39/4, pp. 503-529.

35) シモーナ・コラーツィ著・村上信一郎監訳橋本勝雄訳『イタリア20世紀史』名古屋大学出版会、2010年、320頁、山口定・高橋進編『ヨーロッパ新左翼』朝日選書、1998年などを参照。

犯行、残る53%は極右勢力によるものであった。ちなみにこの件数は西ヨーロッパではテロに明け暮れた北アイルランドについて第二位である³⁶⁾。

このグラディオ作戦の初の本格的な研究書、ダニエル・ガンザーによる *NATO's Secret Armies: Operation Gladio and Terrorism in Western Europe* (『NATOの秘密軍：グラディオ作戦と戦後西ヨーロッパにおけるテロリズム』) が2005年に出され、これのイタリアの章によると1960～80年にイタリアで起こった political violence の主なテロ事件はグラディオ作戦によるものであり、この作戦の実行にはイタリアの諜報機関、秘密警察、極右組織が関与しながら、それを極左の仕業としたと主張している³⁷⁾。

アナ・ブルの *Italian Neo-fascism, the strategy of tension and the politics of non-reconciliation* (『イタリアのネオ・ファシズム：緊張の戦略と断絶政策』2012年) によると、このグラディオ作戦は、西側諸国の中で最も強い共産党を持つイタリアでの共産党の政権入りを阻止するために米国CIAによる48年選挙介入に始まり、その後1960～70年代に盛んになる左翼運動に対して、国家秘密機関と極右勢力が協力して無差別テロを行い、社会不安を作り出すことで、ファシストによる独裁体制樹立を目指すクーデタを起こすことを計画する「緊張の戦略」と呼ばれる作戦である。これらの極右やファシストによるクーデタ計画は未遂に終わったが³⁸⁾、これらのテロ行為を極左の責任とし国民を恐怖に陥れ、極左組織を力で抑える強い国家、つまり軍事的にも強いイタリア、再軍備とNATOメンバーとして米国と強固な軍事関係にあることを正当化しようとするものであったと主張する。そうすることで共産党の政権入りを阻止し、保守的なキリスト教民主党政権を維持、場合によってはファシスト政権樹立すら実現し得ると。戦後政権交代が頻発し不安的な政治体制にあったイタリアでは民主主義が脆弱であり、それゆえこの様に仕組まれた、グラディオ作戦による「緊張の戦略」が効果的に機能すると考えられたのではないかという主張でもある。

この研究では、1969年のミラノのフォンターナ広場テロ事件をめぐる裁判記録など、公的な史料が公開されたこともあり、これらを使用してのグラディオによる「緊張の戦略」につい

36) Anna Bull, *Italian Neo-fascism, the strategy of tension and the politics of non-reconciliation*, Bergham Book, 2012, p. 9.

37) Daniele Ganser, *NATO's Secret Armies: Operation Gladio and Terrorism in Western Europe*, London: Frank Cass, 2005.

38) 主なもので1964年のジョバンニ・デ・ロレンツォ将軍によるクーデタ未遂事件と1970年のジョニオ・ヴァレリオ・ボルゲーゼ中佐によるクーデタ未遂事件がある。後者は「イタリア社会運動」が政党として穏健化したので新たに「イタリア国民戦線」を結党、これを動員してクーデタ計画を立てていた。これら戦後の急進右派についてはフランコ・フェラレージ著・高橋進訳『現代イタリアの極右勢力—第二次世界大戦後のイタリアにおける急進右翼』大阪経済法科大学出版会、2003年に詳しい。

ての本格的な研究であると言えるかも知れない³⁹⁾。

しかし NATO 隠密作戦であったグラディオが実在したこと、その活動資金は CIA から提供されていたことは事実としても、そのグラディオ作戦が1960年～1980年のイタリア国内での political violence の激化に間接的に関わっていたとしても、「緊張の戦略」として CIA やイタリア国家がどの程度ネオ・ファシストの活動を操っていたかについては疑問が残る。フォンターナ広場事件以降に起こった他のテロ事件について言えば、グラディオ作戦が必ずしも関与したという史料的な裏付けはなく、さらに国家や CIA の関与や意図という点では益々疑わしい。イタリアのネオ・ファシストの組織が、CIA や NATO から資金や装備を提供され、それを逆に利用し、暴走したと見るのが妥当ではないだろうか。

その後の展望：地中海の安全保障政策という文脈での理解

ピウス12世(1939～58年)は「闘う教皇」であったが、彼の後任となった教皇ヨハネ23世(1958～63年)は、エキュメニズム(教会一致)を唱え、キューバ危機に介入し、第二バチカン公会議を発案して、宗派の異なるキリスト教徒、カトリックとロシア・ギリシア正教、さらにはプロテスタントとの和解も試みた。特に正教徒との和解は、ソ連や東側を意識しており、ピウス12世とは異なる戦略、つまり共産主義と「闘う」のではなく、「取り込む」ことで勝利しようとし、アイゼンハワー政権の米国と再び協力関係を築いた。1954年、アイゼンハワーによってエルトン・トゥルーブラッドが米国の諜報エージェンシーの宗教政策の長官に任命された。大統領は長老派であったが、冷戦時代の東側の情報収集においてはバチカンのトランスナショナルなネットワークが必要とされた。CIA を通じてソ連内で弾圧されているキリスト教徒の団体と連絡を取り続け、ソ連体制への抵抗運動要因として注目し、米国の文化的プロパガンダや心理作戦にバチカンは協力を惜しまなかった。トルーマンからアイゼンハワー政権時代に上院議員として影響力を行使し、いわゆる「赤狩り」を率いたマッカーシーも、カトリック出身で米国のカトリック・ロビーの中心的人物であり、前述のスペルマン枢機卿はこのマッカーシーの熱心な支持者であった。

ケネディ時代になると当然ながら、彼のカトリック教徒というバックグラウンドにより米国のカトリック・ロビーそして、バチカンとの関係はやはりより強固なものになる。南ベトナムの大統領であったゴ・ディン・ジエムも敬虔なカトリック教徒であったことも、最終的に米国がジエム大統領暗殺に関与したとしても、米国がベトナム戦争に関わるきっかけとして、そのカ

39) Anna Bull, *Italian Neo-fascism, the strategy of tension and the politics of non-reconciliation*, Bergham Book, 2012.

トリック・ロビーや、バチカンの反共産主義のイデオロギーとは、無関係ではないと言えよう。

米国とイギリスのナショナル・アーカイブと米国の CIA 史料を一部閲覧したところによると、1966年～1977年の約10年間、アメリカとイギリスの両国がヨーロッパの安全保障政策をめぐって大きな懸念とパニックに近い状態にあったことが窺い知れる。アメリカだけでなくイギリスの防衛相の史料にはイタリア共産党だけでなくフランス社会党の存在がヨーロッパの安全保障を脅かすのではないかという記述が見られる⁴⁰⁾。

フランスが1966年に NATO の軍事部門から撤退し、1967年にギリシアでクーデタが起こり軍事政権となり欧州評議会からの追放が議論されていた。軍事独裁政権下のギリシアはイタリアの極右勢力を支援する可能性があった。ポルトガルはサラザールが倒れた後カエターノが軍事独裁政権を樹立したが、1974年に左翼軍事政権によってカエターノが追放された。スペインは1973年にフランコの後継者と言われていたブランコ首相が ETA に暗殺され、フランコが1975年に没した。1976年の選挙でイタリア共産党は30%以上の支持を得て、地方選挙ですでにキリスト教民主党を凌ぐ支持があり、共産党書記長ベルリンゲルは共産党が政権入りした場合、NATO から脱退する可能性を仄めかしていた。

フランスが NATO 軍事部門撤退、スペインの未来は全く読めず、ポルトガルは左翼の軍事政権、内戦以来クーデタなどの政情不安が続いているギリシア、そして唯一の頼りのイタリアが共産党政権になったなら、NATO 脱退の可能性が非常に大きくなることが予想された。そうした場合地中海の防衛が全く行われなことを意味し、それを回避するためにも、イタリアの共産党が選挙で勝利することを何としてでも阻止する必要があるとアメリカとイギリス両国の意見は一致していた。

おわりに

以上見てきたように米国政府とバチカンとの密接な関係によって、特に米大統領個人特使の

40) TNA/British Prime Minister File 16/978 reports on 22 June 1976 the general election result Senate and Chamber, DC gained 38.9 and 38.7 263 seats, PCI 33.8 and 34.4 227 seats, PSI 10.2 9.6 57 sets. If PCI and PSI would have collation DC would become minority and great concern about NATO security issue.

National Archives, Washington, RG59, General Record of Department of State, Central Foreign policy files, 1964-66, RG2241, General Record of Department of State, Central Foreign policy files, 1974-76, CIA-RDP approved for release in 2001/8/21, The Communist Party of Italy: an analysis and some predictions in June 1975, entitled "The election outcome is a clear national defeat for those who want to keep the Communist from having a voice in government" (Communist Party Secretary-General Enrico Berlinguer, commenting of the communist gains scored in the June 1975 local election.)

マイロン・テイラーの派遣を通じて、戦後の新憲法下で行われた1948年総選挙では、米国とバチカン、キリスト教民主党の協力によって共産党の勝利を阻止し、デ・ガスペリのキリスト教民主党を勝利に導いた。米国はギリシア・トルコ危機があったとは言え、ヨーロッパの中で特にイタリアを重視していたわけではなく、むしろ軽視する危険性があった。ドイツやフランスに比べれば本来イタリアの重要性はそれ程高いものとは言えなかったはずである。しかしデ・ガスペリの巧妙な外交が米国からの援助を引出し続けたのである。またこの1948年選挙への米国の介入が成功したことが、米国の以降の冷戦期の外交政策を決定付けたとも言われる。イタリアの総選挙に以後30年以上介入し続け、また研究史で見たように冷戦時代、ラテン・アメリカや中東、アジア諸国などへの政治的・軍事的介入を行う基礎を築いたとも言われる。

米国のバチカンとの関係はトルーマンからアイゼンハワー政権へ、そして共産主義と闘うピウス12世から共産主義を取り込もうとするヨハネス23世とパウロ6世の時代に移行することでよりソフトな連携関係は継続したものの、トルーマンとピウス12世時代の様に親密な関係を通じたイタリア総選挙への介入は行われなくなり、それはグラディオ作戦の様な隠密作戦によるイタリア共産党や共産主義運動を潰すより暴力的な手段が目立つようになっていく。そしてこのグラディオ作戦によってイタリアの「鉛の時代」の political violence は加速化されたと言える。

本来西ヨーロッパのソ連による侵攻と占領にそなえたNATOのStay-behindの隠密のパラ・ミリタリーで組織されたグラディオ作戦が、西ヨーロッパ諸国の国内の共産党の政権入りや左翼運動を潰すために、ネオ・ファシスト組織を動員したことがイタリアではある程度明らかになった様である。他のNATO加盟国ではどうであったか、その実態が今後史料に基づいた研究によって明らかにされる必要がある。イタリアの場合でもそうだが、西ヨーロッパ全体でのグラディオ作戦の実態が明らかにすることが出来たとしたなら、冷戦時代の西側諸国の安全保障がどの様なものであったかという従来の理解を修正する必要がある。そしてグラディオ作戦が60～80年代に西ヨーロッパ最大の political violence を招いたとしたなら、戦後西側諸国が再構築してきた民主主義やヨーロッパ統合のあり方そのものを問い直すような、一つの要因になり得る可能性を示唆して本章を終らせる。

アイゼンハワー政権とベルギー領コンゴ

三 須 拓 也

はじめに

別稿でも論じたが、コンゴ人の政治的覚醒を恐れるベルギー政府は、1908年の植民地継承以来、この地を可能な限り国際的に孤立させ続けた。この結果コンゴ人指導者達は外部世界と接触するができず、また他の諸国がコンゴに関与することはまれであった¹⁾。この傾向は1950年代に入っても継続し、アフリカをヨーロッパの勢力圏とみなすアメリカはその関与を自制し続けた。しかし1950年代後半以降、アフリカ民族主義の勢力が拡大するなかで、アメリカの政策は変化した。そしてドワイト・アイゼンハワー政権は、コンゴの政治的独立が現実味を帯び始めると、対コンゴ政策も修正した。

ではこの政策修正の内実はいかなるものであったか。本稿は、アメリカ政府史料に依拠しながら1950年代のアメリカのコンゴ政策の展開を振り返ることで、この問いに対して以下の結論を示す。①新路線においてもアメリカは、ベルギー政府の懸念を常に配慮しつつ続けた。②しかし同時に1950年代後半には、対コンゴ援助における国際協力の重要性、また秩序安定のための権威主義的体制を維持する必要性を強く意識していた。

かつて柳沢英二郎が指摘したように、1960年に勃発したコンゴ危機とは国連の問題であった²⁾。この点を踏まえるならば、パトリス・ルムンバ首相失脚・殺害を端緒とするこの国の民主制度の破壊が、なぜ国連を介して行われたのか、との問いは重要である。危機の最中アメリカは、国連平和維持軍による介入を支持し、秘密工作を通じて強力な軍事政権を樹立させ、この国に後に30年近く独裁体制を敷く基礎を作った。言い換えると本稿は、このような特質の政策が登場した背景を探るものである。

1. 伝統的対応

1908年のベルギー領コンゴの成立以来、アメリカにとってコンゴはベルギーの「勢力圏」であった。多くのアメリカ人は、この地に対して、ジャングルに住む「部族」や野獣に特徴づ

1) 拙論「コンゴ危機の史的背景—レオポルド二世とベルギー領コンゴ」札幌大学『経済と経営』第42巻1号、2011年、pp. 51-82.

2) 柳沢英二郎「コンゴおよびアンゴラ問題」国際政治学会編『国際政治』第18号、1962年、pp. 85-98.

けられた、「原始的で野蛮な暗黒大陸」という19世紀的な認識を抱き続けていた³⁾。他方ベルギー政府も私的、公的領域における外部からの関与を制限したため、この認識が改まる契機はなかった。それ故、投資を制限されまた原住民への接触もままならなかったアメリカは、独自の対コンゴ政策を追求することはなかった。

コンゴ政策をベルギー外交の付随物とする傾向は、1950年代に入っても続いた。アメリカのハリー・トルーマン政権や、その後のアイゼンハワー政権は、グローバルな対ソ軍事戦略上の要請から、北大西洋条約機構の同盟国を重視し、アフリカの問題に関してはヨーロッパ諸国が第一義的な責任を負うべきだとする「ヨーロッパ第一主義」の立場をとった。例えばベルギー領コンゴを含む従属地域は、NATOの防衛範囲外であった⁴⁾。

アメリカは戦略的理由からコンゴ産天然資源に関心を抱いたが、この事情が政策に与えた影響は限定的であった。なぜならベルギーによる植民地支配を好意的に捉えていたアメリカは、ウラニウム、コバルト、ダイヤモンド、銅などの戦略資源の管理確保をもっぱら宗主国に期待し、植民地防衛を一任したからであった。1950年代に入っても国務省は、インフラ整備、現地住民に対する初等教育制度等の充実度などから判断して、この秩序はベルギーの統治が継続される限り保証されるべきあり、コンゴ人の自治を時期尚早であるとした。それゆえコンゴ統治をベルギーに全面的に依存するアメリカは、カタンガ州のカミナ基地の整備やコンゴ公安軍の近代化援助のための財政援助を、ベルギー政府に与え続けた⁵⁾。

しかしこのようなアメリカ側の態度にも関わらず、ベルギーの政策決定者は、アメリカが反植民地主義的な見地から植民地帝国の解体を望んでいると疑い続けた。例えばトルーマン政権が最も同盟国との協調を重視した朝鮮戦争の時ですら、ベルギーの植民地大臣ピエール・ウィ

3) Dennis Hickey and Kenneth C. Wylie, *An Enchanting Darkness: The American Vision of Africa in the Twentieth Century*, Michigan State University Press, 1993, pp. 14-46. 例えば1909年、セオドア・ルーズベルト大統領は、「森に住む、自分たちよりも低俗な、猿に似た概観の、裸の野蛮人」であり、そして彼らの「野蛮な部族の低俗な文化の多くは……、実質的にはヨーロッパの文明化以前の生活の再生産」に過ぎないとの認識を示した。また1960年になっても同様の認識は繰り返し表明された。例えば予算局長モーリス・スタンスは、アフリカ訪問の感想について、「多くのアフリカ人達は依然として森林に生活し続けているとの印象」をアイゼンハワーに伝えた。国家安全保障会議記録(1960年1月14日) *Foreign Relations of the United States* (以下FRUSと略記), 1958-1960, Vol. XIV, Africa, pp. 73-78.

4) 北大西洋条約第6条 <http://www.nato.int/docu/basicxt/treaty.htm#FN1>

5) 1950年代、国際鉱物市場におけるコンゴ産天然資源のシェアは圧倒的であった。例えばコバルトの85パーセント、産業ダイヤモンドの65パーセント、銅の35パーセントがコンゴ産であった。会談記録(1952年7月25日) *FRUS, 1952-1954, Vol. XI, Part 1, Africa and South Asia*, pp. 406-409. 国務省声明(1950年3月8日) *FRUS, 1950, Vol. III, Western Europe*, pp. 1347-55. アメリカは、コンゴ産ウランの戦略的重要性から、カタンガ州のカミナ基地の整備やコンゴ公安軍の組織化・近代化のための援助をベルギー政府に行った。Jonathan E. Helmreich, *Gathering Rare Ores, The Diplomacy of Uranium Acquisition 1943-1954*, Princeton University Press, 1986, pp. 149-172, 217-24.

ニーは、アメリカが植民地の自治を拡大させようとする国連との協力を促すことに不満を伝えた⁶⁾。また同様の傾向はアイゼンハワー政権期でも継続し、アメリカ領事官の現地住民への接触到過敏なベルギー政府は、その不満をワシントンに伝えた⁷⁾。

このような事情からアメリカのアフリカ政策全般は、宗主国側の懸念に配慮しつつ追求された。1955年の国務省近東・南アジア・アフリカ問題局の副局長フレッド・ハドセル作成の報告書は、ヨーロッパ資本が外部からの植民地統治批判に対して敏感なことに鑑みて、アメリカとしては NATO の同盟諸国との関係悪化を回避しつつ政策を策定する必要性に言及した⁸⁾。またベルギー領コンゴについても、ブリュッセル駐在アメリカ大使ロバート・マーフィーは「……我々は、ベルギーがコンゴ統治に対する介入に対する神経を尖らせていることを理解する。我々の助言や援助は慎重に為されねばならない」と主張した⁹⁾。

しかもこの傾向はアメリカの軍事戦略面でも、コンゴ産ウラニウムの重要性が相対的に低下したことで拍車がかかった。1940年代末までは、国務省は、「(ベルギーとの関係において)最も重要で特定の問題とは、アメリカに対するコンゴ産ウラニウムの絶えることの無い流れの確保」であるとした¹⁰⁾。しかしその後カナダと南アフリカで新鉱床が発見されたため、アメリカが直接関与すべき必要性は減じていた¹¹⁾。

このような事情を背景として、1950年代前半までアメリカの政策は、ベルギーによるコンゴ統治への全面的依存を特徴とした。ハドセルはこれをヨーロッパ諸国への「『追隨的 (me too)』態度」と評したが¹²⁾、これはアメリカによるコンゴへの直接接触の回避を意味した。例えば、CIA が、1948年と1949年の2度に渡って、レオポルドビルとエリザベスビルに諜報員を送るよう要求したにもかかわらず、国務省は1951年までこのような要求を拒否し続けた。またアメリカ文化交流局 (USIS) の活動も、現地のコンゴ人との接触を避け、ヨーロッパ人入植者だけに限定された¹³⁾。

6) Jonathan E. Helmreich, *United States Relations with Belgium and the Congo, 1940-1960*, University of Delaware Press, 1998, pp. 150-153.

7) Jonathan E. Helmreich, "U.S. Foreign Policy and The Belgian Congo in The 1950s", *The Historian Vol. 58*, 1996, pp. 315-328.

8) ハドセル覚書 (1955年8月4日) *FRUS, 1955-57, Vol. XVIII, Africa*, pp. 13-22.

9) ベルギー大使から国務省宛電報 (1950年10月11日) cited in Jonathan E. Helmreich, "U.S. foreign policy and the Belgian Congo in the 1950s", *The Historian*, vol. 58, 1996, pp. 315-329.

10) 第二次世界大戦のマンハッタン計画では、アメリカは、ユニオン・ミニエール社の協力を得て、カタンガのシンコプロエ鉱山産のウラニウム鉱石を原材料として、原子爆弾の開発を進めた。国務省声明 (1950年3月8日) *FRUS, 1950, Vol. III, Western Europe*, pp. 1347-55.

11) Jonathan E. Helmreich, *Gathering Rare Ores*, pp. 149-172.

12) 近東・南アジア・アフリカ問題担当国務次官補から国務長官宛覚書 (1955年8月12日) *FRUS, 1955-1957, Vol. XVIII, Africa*, pp. 12-22.

13) Helmreich, *United States Relations with Belgium and the Congo, 1940-1960*, University of Delaware Press, 1998, p. 151.

2. リベラル派と保守派の論争

しかし1957年のガーナ独立を1つの画期として、アフリカの従属地域の独立が現実味を帯び始めた1950年代半ばになると、アメリカ国内ではアフリカ政策を巡る論争が活発化した。そしてこの論争は、産業化、都市化、民主化といった、アフリカの近代化を主な争点として、リベラル派と保守派の対立として現出した。

口火を切ったのは、アイゼンハワー政権の漸進主義的な政策に批判的なリベラル派であった。例えば、近代化とは普遍的な現象であって、脱植民地化とは近代化を伴うべきと考えるノースウェスタン大学のメルビル・ハースコヴィツは、アフリカの伝統的習慣は国家建設の障害になるのであり、民主化を通じた国家建設を推進し、伝統的価値観と新しい価値を融合すべきと主張した¹⁴⁾。これに対してルパート・エマーソン、ウォルター・ゴールドシュミット、ヴェルノン・マックイラの保守派は、伝統や習慣はアフリカ社会の安定に必要であり、そして近代化を通じてこの安定性が損なわれるならば、共産主義者が社会的混乱につけ込むだろう、との警告を発した。そして彼らは、アメリカは、アフリカ人が求める即時独立や民主化よりも、アフリカの秩序維持、すなわち親西側的で反共産主義的である体制の確立を優先させるべきとの立場を取った¹⁵⁾。

議会でも、同様の論争が繰り返された。野党・民主党は、リベラル派の議論に基づいて政権を批判した。例えば民主党の若き上院議員ジョン・F・ケネディは、アイゼンハワーのアフリカ政策は、植民地国に対する配慮を欠くものだと批判し、アメリカ政府は「アフリカ人の心や友好を勝ち取るため」、アメリカ独立の精神をアフリカ人の間に広めるべきだと説いた。また後にケネディ政権下で要職に就き、アフリカニストの代表格となる、民主党の重鎮アドレイ・ステイブソンやチェスター・ボールズも、アフリカ人の自決権を認めるべきと主張した¹⁶⁾。

政界でも、既存のアフリカ政策の再検討を進める声が届けられた。すでに1955年の段階でハドセルは、アメリカの対アフリカ政策は、民族主義者を自動的に援助し、またヨーロッパ諸国の植民地政策に疑義を挟むようなものになってはならないものの、アフリカ開発の観点からアメリカ政府主導の民間投資、借款、技術援助計画を具体化させるべきことを提案した¹⁷⁾。こ

14) Melville Harskovits, *The Human Factor in Changing Africa*, Knopf, 1962. *Africa Special Report*, 1960年4月号, pp. 8-10.

15) Rupert Emerson, *From Empire to Nation: The Rise to Self-assertion of Asian and African Peoples*, Beacon Press, 1960. Walter Gold Schmidt ed., *The United States and Africa*, Frederick A. Praeger, 1963. Vernon McKay, *Africa in World Politics*, Harper and Row, 1963.

16) Lise A. Namikas, *Battleground Africa, The Cold war and the Congo Crisis, 1960-1965*, Ph.D. dissertation paper, University of Southern California, 2002, pp. 9-10.

17) 近東・南アジア・アフリカ問題担当國務次官補から國務長官宛覚書(1955年8月12日) *FRUS, 1955-1957, Vol. XVIII, Africa*, pp. 12-22.

これは一部財界の意見でもあった。なぜなら財界では、ロックフェラーやグッゲンハイムらが、対コンゴ直接投資を拡大しつつあったからであった¹⁸⁾。それゆえ例えばインランド・スチール社の前社長で、アフリカ問題について豊富な知識を持ち、アフリカ政策に積極的な発言をしていた対外経済政策委員会委員長クラレンス・ランダルは、アイゼンハワー政府内にアフリカについての知識を有した者が少なく、アメリカとアフリカとの直接的なつながりが少ないことに「それは深刻で不必要なハンディキャップである」と主張し、アメリカ独自のアフリカ政策の策定を強く求めた¹⁹⁾。

3. NSC5719/1

このような動きを反映して1957年4月、アメリカ政府は史上初めて対アフリカ基本方針を定めた。この時策定されたNSC5719/1は、アフリカに対する独自援助の増大を要請するとともに、「停滞し抑圧的な」ヨーロッパの宗主国からのアフリカの植民地独立の可能性を議論した。そしてアメリカとしては、アフリカにおける「建設的なナショナリズム」を支持・推奨し、彼らが東西権力闘争に関わることなく、その経済的、政治的、文化的目標を達成できるよう援助すべきことに言及し、次のようにその希望を記した。

「アメリカは、サハラ以南アフリカが、現在この大陸の大部分を支配するヨーロッパ諸国との協調を通じて、自治と独立に向けて発展することに関心を抱いている。(中略)それゆえ、アメリカは、一般的に言えば、ヨーロッパ諸国とアフリカとが植民地時代が終わった後も、緊密で相互に互恵的な経済関係を維持し続けることが望ましいと信じる。」²⁰⁾

このように同文書は長期的にはアメリカの対アフリカ援助の増大の必要性を訴える内容を持った。ただし同時に注意すべきは、アメリカからの援助予算がアフリカへの発展の欲求によって「食い尽くされる」ことへの懸念であった。そして特に財政保守主義の立場をとるアイゼンハワー自らがこの懸念を表明したこともあって、ベルギー領コンゴ援助を含むより具体的方策は、ランダルを議長とし財界人からなる海外経済政策委員会(CFEP)によって個別検討されることになった。

18) David N. Gibbs, *The Political Economy of Third World Intervention: Mines, Money, and US Policy in the Congo Crisis*, University of Chicago Press, 1991, pp. 60-69.

19) 対外経済政策委員会覚書(1958年1月23日)アメリカ・アイゼンハワー大統領図書館(Dwight D. Eisenhower Library, 以下DDE Libraryと略記), Clarence Randall special studies series, subject series, Box 1.

20) 国家安全保障会議文書NSC5719/1(1957年8月23日)DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 21. なお同文書は、ニクソンの求めに応じて、アフリカにおける共産主義の脅威の増大の問題に言及したが、同時に従来共産主義はアフリカで主要な問題になってこなかったことも記した。国家安全保障会議会議記録(1957年8月23日)DDEL, AWF, NSC, Box 9. 国家安全保障会議文書NSC5719/1(1957年8月23日)DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 21. ニクソン副大統領のアフリカ訪問報告書(1957年4月5日)FRUS, 1955-57, Vol. XVIII, Africa, pp. 57-66.

1958年5月、CFEPはベルギー領コンゴについて評価を盛り込んだ報告書を公表した。領事官ジェームズ・グリーンおよびその側近ルース・トランスが関わったこの報告書は、ベルギー領コンゴの将来について、ややアンビバレントな評価を下した。グリーンが反映された部分では、ベルギーは今後十数年の間コンゴを巡る混乱を経験するであろうが、うまく乗り切るであろうとされた²¹⁾。これに対してトランスの担当部分は、ベルギーの過去の政策がコンゴ人の間に不満を募らせており、共産主義勢力がこのような不満につけいる可能性を指摘し、そしてアメリカはベルギーの漸進的改革を後押しすべきと記した²²⁾。

このアンビバレントな評価のなかで、1958年3月、4月とアフリカ諸国を歴訪したランダルが作成した長期経済援助計画は、どちらかと言えばトランスの立場に近いものであった²³⁾。そしてランダルは、アメリカが極端な形で独自のアフリカ政策を追求すべきではないとしながらも、何かしらの援助をコンゴに与える必要性を認めた。ランダルの考えでは、「我々が一方でNATOに与するか、それとも自由で非共産主義のアフリカ諸国に与するのかという進退窮まる事態にある」との前提のうえで、アメリカには「植民地主義に反対する確固たる立場を固める時が迫っている」というのであった²⁴⁾。

アイゼンハワー政権のコンゴ政策の基調は、ランダルの議論の影響を受けたものとなった。1958年8月開催の国家安全保障会議(NSC)においてアイゼンハワーも、新興アフリカ諸国における共産主義の浸透を阻止する必要性を認め、過度の協調はできないものの、「独立を果たす植民地人民の権利の存在を信じなくてはならない」とするランダルの意見に同意した。ただし同会議では、ヨーロッパ諸国が抱く懸念を慮って、アメリカはアフリカの問題へ直接関与することはなるべく抑制的であるべきとの留保も付された²⁵⁾。

1956年から1959年にかけて、国務省の組織改編が進んだ。専門ポストの創設を推奨したハドセルの提案から1年もたたないうちに、国務省内でアフリカ関係の新部局とポストが創設された。1957年には、アフリカ8カ国を訪問した副大統領リチャード・ニクソンの積極的な働きかけをうけて、国務省内には専任の国務次官補を有するアフリカ問題局が新設された²⁶⁾。アフリカ問題担当の初代国務次官補に就任したのは、職業外交官で、セイロン大使を務めたジョ

21) レオポルドビル総領事から国務省宛電報(1957年8月27日) *FRUS, 1955-57, Vol. XVIII, Africa*, pp. 314-319.

22) 文書「熱帯アフリカの開発におけるアメリカの役割」(1958年4月27日) DDEL, USCFEP, PPS, Box 12. 文書「アフリカにおけるアメリカの対外経済政策に関する覚書」(1958年3月29日) DDEL, USCFEP, SS, Box 1.

23) ジェームズ・レイ宛覚書(1958年4月22日) DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 25.

24) 国家安全保障会議記録(1958年5月8日) *FRUS, 1958-60. Vol. XIV, Africa*, pp. 13-16.

25) 国家安全保障会議記録(1958年8月7日) DDEL, AWF, NSC Records, Box 10.

26) 覚書「副大統領のアフリカ訪問に関する大統領宛報告書」(1957年4月22日) DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 22.

セフ・C・サタースウェイトであった²⁷⁾。そして職業外交官たるサタースウェイトの起用は、アイゼンハワー政権のアフリカ政策が、基本的に政治主導というよりはむしろ官僚主導で、かつ漸進主義的な性格なものとして、追求されることを意味した。

4. ギニア外交のジレンマと多角的援助

このようにアメリカは、アフリカ政策を制度的に追求するようになったが、その一方で「アフリカとヨーロッパの協調」を基調とする NSC5719/1 の路線には、深刻な問題があった。それは米ソ冷戦が影を落とすなかで、植民地が独立を宗主国と対立的に達成し、この結果新独立国が旧宗主国から援助を受けることができない場合、アメリカはどのように対応すべきかとの問題であった。そして NSC5719/1 は 1958 年に若干の修正を加えられて NSC5818 となったが、新文書はこの問題を巡り曖昧さを残しつつづけていた²⁸⁾。

しかしフランス領ギニアの独立問題を巡り、この問題はまもなく顕在化した。1958 年 10 月、ギニアが独立したものの、他の旧フランス領諸国とは異なり、フランス共同体への不参加を表明した。そしてアメリカは、援助方針を巡って、新独立国ギニアと同盟国フランスとの間で板挟み常態に陥った。

このあらまは以下の通りであった。この時アメリカは、フランスからの支援を望まないギニア大統領セク・トゥーレから国家建設のための援助を要請された。しかし同時に、フランス大統領シャルル・ドゴールからも「もしアメリカがギニアを援助すればフランスは NATO から脱退する用意がある」と伝えられたため、アメリカは同盟関係に亀裂が入ることへの懸念から、ギニアの国家承認を独立から半年後に遅らせた²⁹⁾。しかし従来の政策方針に沿うこの態度は、新たな問題を引き起こした。すなわちアメリカに失望し、経済的破綻の瀬戸際にあったギニアは、ソ連およびチェコスロバキアからの援助を受け取り始めた。そして最終的にギニアには、1960 年には 1500 人以上のソ連および東側諸国の技術者が存在するという、「共産主義者のショーケース」となった³⁰⁾。

かくしてギニアは、アメリカの政策如何によって、非共産主義国であったはずの新興アフリカ諸国を東側陣営に走らせてしまう先例となった。国務次官補サタースウェイトは、ギニアの状況を「アフリカ問題の縮図」と表現したが、アメリカは、ソ連との冷戦状況がある以上、新興独立諸国を援助する必要性を認めつつも、その一方で西側同盟諸国関係を悪化できない、と

27) ハスキンスからカトラー宛覚書 (1957 年 8 月 20 日) DDEL, WHO, NSC Staff, SSF, Box 1.

28) 国家安全保障会議文書 NSC5818 (1958 年 8 月 26 日) DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 25.

29) アフリカ問題担当国務次官補から国務長官宛覚書 (1959 年 12 月 4 日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 71-73.

30) 会談記録 (1959 年 11 月 12 日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 68-70.

のジレンマに直面した³¹⁾。

国務次官ダグラス・ディロンが主張したように、仮に「ヨーロッパ諸国が（アフリカ諸国の）要求に答えることができない、あるいはもしアフリカ地域が旧宗主国からの援助を受け入れる意志を持たない、さらにはもし追加的な援助が必要であるならば」アメリカが「そのギャップを埋める」措置を執る必要性については、政府高官が認識するところであった³²⁾。しかしこのジレンマを解く鍵をどこに求めるべきか、これは悩ましい問題であった。

打開策の端緒となったのは、アメリカがまずアフリカの民族主義者に柔軟な対応をすることであった。なぜならアメリカの対応こそが、元来は反植民地主義の伝統を持つアメリカに親近感を寄せていた彼らを東側陣営に接近させた、と考えられたからである³³⁾。

このようななか政権内部では、このジレンマを解く鍵として国際機関の利用を主張する声が現れていた。国際機関を介した援助ならば、ギニアのような旧宗主国と非協力的な新興独立国に対して、ヨーロッパ諸国のアメリカへの猜疑心を避けつつ、同時にアフリカ諸国に必要な援助を提供しようとされた。1958年8月のNSCの席上ランダルは、「多角的枠組みによって、援助が提供されるのであれば、植民地への援助は（植民地本国に対して）より攻撃的では無いだろうし、そうすればそれは相互努力のように見えるだろう」と主張した³⁴⁾。また多角的枠組みには、経済援助の観点からは国際通貨基金や世界銀行などが想定されたが³⁵⁾、国務省国際機構局国務次官補フランシス・ウィルコックスが「国連はアフリカにユニークな影響力を行使する立場にある」と主張したように、国際連合も含まれた³⁶⁾。そしてこの展開は、対アフリカ支援を西側の特定国が一国で担うのではなく、多国間協調の枠組みで行いたいとする、アイゼンハワーの嗜好とも合致していた³⁷⁾。

1960年春、ワシントンではアフリカへの多角的援助を政策的に検討する動きが加速した。国連の利用に関して1959年末、国連事務総長ダグ・ハマーショルドが国連をアフリカの経済発展に役立てる構想を公表していた³⁸⁾。時系列に見ると1960年3月、国務省国際機構局内でアフリカへの多角的援助の有用性を巡る基礎研究が行われた。また3月25日には1月下旬から

31) 会談記録（1960年4月7日）*FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 109-116.

32) 会談記録（1960年4月7日）*FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 109-116.

33) ギニアの場合、セク・トゥーレは共産主義者というよりは、アフリカの民族主義者であり、基本的にはソ連よりもアメリカに親近感を抱いていた。しかしアメリカから援助を拒否されたために、国家運営の為にやむを得ずソ連に接近したのである。トゥーレは、「もしギニアが共産主義であると主張するのであれば、そういった発言がそのことを現実にしてしまうのだ」と語った。*New York Times*（1959年4月30日）

34) 国家安全保障会議記録（1958年8月7日）DDEL, AWF, NSC Records, Box 10.

35) 国家安全保障会議文書 NSC5818（1958年8月26日）DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 25.

36) 会議記録（1960年4月7日）*FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 109-116.

37) 会談記録（1959年11月12日）*FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 68-70.

38) Brian Urquhart, *Hammar skjold*, Alfred A. Knopf, 1972, pp. 382-383.

2月中旬にかけてアフリカ諸国を歴訪したウィルコックスが、アフリカ情勢についての講演をケンタッキー大学で行い、アフリカにおける国連活動の拡大やアフリカへの多角的援助の重要性を語った³⁹⁾。更に4月7日、対アフリカ援助問題を討議する国務省の部局横断的な会合が行われ、多角的援助の有用性について、国務省内で討議された⁴⁰⁾。そして4月9日、国連を介した援助についての項目がアメリカの対西アフリカ政策の基本文書 NSC6005/1に盛り込まれた。

「アメリカと宗主国の間で深刻な誤解が起りかねないような、この地域（西アフリカ）に直接関係する、あるいはこの地域での活動を避ける……。

この地域における国際連合の活動の拡大、およびこれらの国々の建設的な政治経済的発展に資するような、そしてこの地域におけるアメリカの目的実現のためのアメリカの活動を補完するような、（国連による）新興国への（開発金融以上の）援助を後押しする⁴¹⁾。」

こうしてコンゴ危機勃発のわずか2カ月前、旧フランス植民地が多く含まれる西アフリカ地域に対する基本方針として、国連を用いた多角的援助の枠組みが設定されたのである。

5. 権威主義的体制の構築

ただし、たとえ多角的枠組みであっても、セク・トゥーレのような旧宗主国と対立する指導者への支援は、最善策ではなかった。なぜなら東西対立状況下でしばしば中立主義的立場を表明しがちな彼らは、ジョン・フォスター・ダレス国務長官のような「冷戦の闘士」からは、非道德的と最も忌み嫌われる存在だったからである。それゆえこの立場からすれば、このような民族主義者の権力掌握は一時的現象に止めるべきであり、中長期的には西側志向の「実力者」のもとで当該国が、旧宗主国と協調しつつ、明確に西側陣営に加わるべきなのであった。

かかる事情を背景として、もうひとつの路線が検討された。1959年5月、第三世界におけ

39) 国際機構局国務次官補演説（1960年4月18日）Department of State Bulletin, pp. 589-597.

40) 会議記録（1960年4月7日）FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa, pp. 109-116.

41) 国家安全保障会議文書 NSC6005/1（1960年4月9日）DDEL, OSANSA, NSC.P, Box 30. ちなみに後の政策決定者の発言から判断するに、アフリカへの援助に国連等の多角的枠組みを利用する政策は、上記の外交的ジレンマの処理と並んで、次の2点のメリットがあると考えられていたようである。第1にそれによって、アメリカのアフリカへの直接関与をアメリカ帝国主義の現れとする、ソ連陣営からの非難を回避できるとされた。なぜなら当時アメリカでアフリカ問題に知識ある人材は経財界に偏っており、これら財界人の登用はアメリカが「アフリカをビジネスの利益のために搾取している」というソ連からプロパガンダに曝される可能性があったからである。他方国連のような国際機関にはアフリカで経験を積んだ人材がそろっており、アメリカはそういった人材の活用を期待出来たのである。また第2に国連を介した対アフリカ援助ならば、その援助規模に「枠をはめる」ことが可能な政策であるとされた。財政の健全性を重視するアイゼンハワー大統領は、米ソを競い合わせてより多くの援助を引き出そうとする機会主義的なアフリカ人指導者が現れること、そしてこの結果、アメリカが制限のないアフリカ援助に巻き込まれることを懸念していた。これに対してアメリカは、逆にアフリカ援助に国際機関を介在させるのであれば、援助の額に予算という枠をはめることが可能と考えたのである。国家安全保障会議記録（1960年8月18日）DDE Library, AWF, NSC series, Box 13.

る民族主義勢力の台頭や、新興独立諸国の増加に対応して、国務省は「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」と題する報告書をまとめた。そして新興独立諸国の政治的安定を重視するこの報告書は、それらの国において「議会あるいは組織化された野党による説明責任の若干の形態を持つような、あるいは広汎な人民の支持をえた寛大で経験ある文民政治家」が登場することが好ましいとしながらも、それが不可能な場合には、アメリカはその理念を現実にあわせなければならないとした。すなわち右翼的独裁者への援助政策を追求すべきというのであった⁴²⁾。

この報告書によると国務省は、軍事的な権力奪取は「アメリカにとって若干の短期的利点」を提供するとした。なぜなら権威主義的体制ならば、まず共産主義者からの圧力に抗しようと判断されたからである。そしてこの報告書は、「高度に発展したラテンアメリカ諸国における我々の経験は、権威主義が社会経済的な革命を通じて後発的社會を發展させてきたことを示している」と論じたうえで、アメリカは、このような権威主義的体制を通じて、アフリカの發展途上国の開発および近代化を進めるべきとした⁴³⁾。

ただしその一方で、この報告書はこの政策をめぐる基本的なジレンマも描き出した。その第一は長期的な潜在的脅威と権威主義的体制を援助することで、アメリカの権威が傷つく可能性であった。

「冷戦において發展途上国の安定性を促進することは不可欠である……。發展途上国では不安定性が共産主義を招きかねないからである。新しい権威主義的体制は、それ以前の体制よりもより「民主主義的」ではないかもしれないが、安定性を提供するかもしれないし、また「民主主義」にしっかりと基礎づけられた究極的な基礎を作り出すかもしれない。我々が権威主義的体制に権力を掌握させるのには、このような切実な理由がある。他方、権威主義的体制やその政策と同一視されることは、我々を反体制プロパガンダのターゲットとして晒しかねない……。そしてその国の内外において、我々が我々の自己利益を満足させられるのであれば、権威主義や抑圧を承認するのだ、との印象を作り出しかねないのである。この印象がいったん作られるならば、我々はその国の進歩的勢力から孤立していくのであろうし、また我々が、自由や民主主義、そして經濟發展と開発の原則、さらには人の尊厳の尊重をどんなに真摯に訴えようとも、信用されなくなるのである。」

また第二のジレンマとして、権威主義的体制が必ずしも当該国の社会経済的発展に寄与すると

42) 文書「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」(1959年5月) DDEL, PS, NSC Series, Box 19. 国家安全保障会議記録(1959年6月18日) DDEL, AWF, NSC Series, Box 11.

43) 文書「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」(1959年5月) DDEL, PS, NSC Series, Box 19.

は限らないことがあった⁴⁴⁾。しかしそれらの危険性は、「冷戦の2極世界において、軍事のあるいは権威主義的体制を我々が拒否することは……、その体制がソ連ブロックとの友好関係を結ぶことに繋がる」だろうとの叙述からも明らかなように、アメリカの利益という政策的優先性に鑑みて、相対的劣位に位置づけられがちであった⁴⁵⁾。

結局のところこの報告書は、アメリカの利益は、「軍事体制がよりいっそう『文明化』すること」によって達成されることに希望を見いだしていた。そしてアメリカの権威を傷つけることなく、西側的価値が土着の開発システムの近代化にいかにより有益であるかを伝えることが、アメリカの使命であるとされた。「我々のイメージは、機能している我々自身の民主主義の事例、現れつつある独立発展国家に対する我々の明白な支持、そして人民の熱意を満足させるような権力を持つ体制への我々の援助に基本的には依存している」と結論づけていた。すなわち最善のコースとは、アメリカが援助し影響力を行使するような強力な指導力を持つ体制の樹立とされたのである⁴⁶⁾。

6. 大統領の承認

1959年6月18日のNSCにおいて、権威主義的体制への支援提案は大統領の承認を得た。その際同報告書を「最も素晴らしい」と褒め称えたアイゼンハワーは、「アジア・アフリカの発展途上国における軍事的乗っ取りの傾向は、ほぼ確実に継続するであろう」との想定のもとで、「我々はそれらの国の潜在的な軍事的指導者が親共産主義の傾向ではなく、親西側の方向へ向かうよう最善を尽くさなくてはならない」と語った。しかも興味深いことに彼は、多くの非西側諸国の人民は、能力的に民主的な政府を持ちえないとの理由から、民主主義の展望に疑念を吐露した。例えば彼は、「もし諸君がアラブの国のどこかへ行き住むようなことがあれば、諸君は、彼らが我々が理解する自由だとか人間の尊厳といった概念を理解できないのだということがわかるだろう……。彼らは次から次へと代わる独裁者のもとで長年生活していたのである。どうして彼らが自由な政府をうまく運営できると、我々が期待できようか」と語り、その体制は親西側の軍事独裁と共産主義の軍事独裁のいずれかの選択になると主張した⁴⁷⁾。

44) キューバ革命を念頭に置いたこの報告書は「発展的な革命」が失敗に終わるならば、それが「(労働者、学生、インテリ、反体制派の青年将校のグループ)といった反対派集団による不満や疎外からつくられる『革命の第2ステージ』への流れをつくりかねない」ことを指摘した。また「政治的権威主義体制が起す出来事が……、民主主義的な価値の力強さを破壊し、また共産主義の支配へ向かってしまうような経済支配を簡単に受け入れてしまうような方向へと進む」可能性もあった。発展途上の社会は「軍事的構成の欠如、そして発展的な革命をうまく制御できないことで、共産主義に転じる可能性がある」と指摘していた。文書「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」(1959年5月) DDEL, PS, NSC Series, Box 19.

45) 文書「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」(1959年5月) DDEL, PS, NSC Series, Box 19.

46) 文書「アジア・アフリカの軍事的奪取の政治的含意」(1959年5月) DDEL, PS, NSC Series, Box 19.

47) 国家安全保障会議記録(1959年6月18日) DDEL, AWF, NSC Series, Box 11.

側近も基本的には同意見であった。例えば国防長官ニール・マクロイは、「軍事独裁は基本的に新興独立国社会における保守的な勢力を代表している」のであって、「若干の事例において、軍事体制は問題を引き起こしうるが、遅れた地域においては、軍事体制を通じて保守的なシステムを安定化させるよう推奨するのは、望ましいことである」と主張した。また国務次官ダグラス・ディロンは、このような見解に若干の反論を試みたが、しかし最終的に大統領の議論に同意した⁴⁸⁾。

アイゼンハワーは、ディロンの指摘について、絶対に必要なことは「それらの国が自由な国になる前に、それらの国の人民が自由についての教育を受けることである。だが実際のところ、そのような植民地が統治の技術についてその人民に教える前に独立する場合、それはかなり難しい」とのべ、大統領は、「ニカラグアにおける逆説的状况」と呼称する事例を紹介した。すなわち、「アナスタンシオ・ソモサの数年にわたる独裁制の後、彼の息子は、ニカラグアにおいて自由化の実施を認め、それを推奨した。それは言論の自由であり、出版の自由であった。しかし困ったことに、今度はルイス・ソモサはその比較的穏健な権威主義的体制に対する革命に直面している」というのである。アイゼンハワーは、途上国の国民に自由を認めた結果、アメリカが維持したいと望む体制が揺らぐことを受け入れるつもりはなかった。最終的にNSCは、アメリカが「それらの遅れた国家の若い人民を訓練して、彼らが責任感を発展できるようにする」ことが不可欠であると結論づけた。国務省は、それら問題を監視するように命じられ、そしてこの結論が「アジア・アフリカ地域に関する提言の準備」と政策形成に用いられることになった⁴⁹⁾。

7. 独立へ向かうベルギー領コンゴとアメリカ

このようにアメリカの政策決定者達は、基本的に新独立国の民主主義体制を尊重する意思を欠いたが、彼らは急速に独立に向かうコンゴの行方に、ギニアの動向を重ね合わせていた。そしてコンゴで急進的な民族主義者が現れ、ベルギーと対立する可能性を懸念した彼らは、独立コンゴの混乱を回避し、ベルギーとコンゴが協調できる環境を整えようとした。しかしこの目的は空転した。アメリカは対コンゴ経済援助を増大させるようベルギーに圧力をかけたが⁵⁰⁾、アメリカの思惑とは裏腹にベルギーはコンゴへの援助を渋り、逆にアメリカに追加援助を要請

48) ディロンの考えでは、国務省が第三世界における独裁体制を永続的に維持したいと願っていると考えるのは、誤りであった。むしろ彼は、国務省が「短期間において、議会制民主主義が、アメリカにおけるそれのように、単にそれらの国では機能しない」のであると考えているのであって、「我々の最善の賭は可能な限り早い段階で、民主的政府の究極の勝利の利益においてそれらの軍事体制を民主化しようと努める」ことにあるとしていた。国家安全保障会議記録(1959年6月18日) DDEL, AWF, NSC Series, Box 11.

49) 国家安全保障会議記録(1959年6月18日) DDEL, AWF, NSC Series, Box 11.

50) 国家安全保障会議記録(1960年3月24日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 93-98.

する有り様であった⁵¹⁾。

政権内部では、1959年のレオポルドビル暴動を経て、ベルギーの統治能力に疑問を投げかける声が現れていた。このような声は、1960年にNSC5719/1の路線を再検討する動きが政権内で活発化した際、特に顕著になった。副大統領ニクソン、国務長官クリスチャン・ハーター（ダレスは前年4月辞任、5月死亡）、国務次官ダグラス・ディロン、そしてアーリー・パーク海軍作戦部長に代表されたペンタゴンは、対アフリカ新政策にアメリカ独自の対アフリカ経済援助の可能性を盛り込むべきと主張した。

しかしこのような声にも関わらず政権内では、財務長官ロバート・B・アンダーソン、モリス・スタンス、NSC秘書官マリオン・ボッグスおよびジェームス・S・レイ、特別補佐官ゴードン・グレイらが、アフリカに対する援助の拡大に慎重であるべきこと、そして公式のアメリカの援助ではなく、民間資本による投資のほうが望ましいと主張した。両者の対立のなかで、財政保守主義を好むアイゼンハワー大統領は、後者の立場を支持した。そして最終的にサハラ以南アフリカに関する新政策提案NSC6001は、アメリカは危機の発生に応じてアフリカの問題に対処するとした⁵²⁾。

1960年1月のブリュッセルの円卓会議の帰結は、より一層の関与をアメリカに迫った。別稿でも論じたが、この会議は半年後にコンゴ独立を決定した⁵³⁾。この時コンゴ人政治家と本格的に接触したブリュッセル駐在アメリカ大使ウィリアム・バーデンは、ワシントンに対して、性急な独立に伴って、コンゴの政治経済的安定性が損なわれることへの警告を発した。そしてこの安定性確保のために彼は、アメリカはより積極的な活動を行うべきだと主張した。しかしホワイトハウスは、バーデンの大胆な提案に応える準備が出来ていなかった。国務次官ディロンは、ベルギーとの協調が「独立コンゴの将来に影響を与える、唯一ではないにしても最善の方法」であるとバーデンに伝えた。そのうえで「我々はアメリカのコンゴでの精力的な活動が、ヨーロッパやアフリカでの反響を呼び起こすことを想起しなくてはならない。すなわちそれはベルギーからアメリカがコンゴへ関心を抱いていることに対する憤慨を引き起こすであろうし、また実体を伴った援助計画は、その内容がなんであれ、新興アフリカ諸国の多くから際限のない援助要請を突きつけられるというのであった⁵⁴⁾。

51) 会談記録(1960年4月7日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 109-116. 国務省からベルギー大使館宛電報(1960年1月8日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 258-260.

52) 国家安全保障会議記録(1960年3月24日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 93-98. 例えば、アンダーソンは、「自由世界に対して、アメリカが世界の準備銀行として健全な立場を維持することのほうが、100万ドルやそこらの援助を行うことよりも、重要である」と主張した。

53) 拙論「コンゴ危機の史的背景—レオポルド二世とベルギー領コンゴ」『経済と経営』(札幌大学)第42巻1号, 2011年, pp. 51-82.

54) 国務省からベルギー大使館宛電報(1960年2月12日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 260-261.

このようななか円卓会議を経てルムンバの人気が高まりつつあるとの情報は、アメリカにとって不快なものであった。特に国内に専門家が少なく、長年現地指導者との接触を欠いてきたアメリカにとって、ベルギー経由で届けられるルムンバの評判は芳しくなかった。しかしアメリカは常に状況に引きずられた後手の対応を続けていた。バーデン大使は警告を発し続けていた。5月末、コンゴを訪問したバーデンは、アメリカがコンゴへの援助を拡大するよう再度求めた。円卓会議の後、ベルギーの企業はコンゴから急速に退出しつづけており、他方ベルギーからの支援ではコンゴの通常予算における赤字分を補填できなかった。それゆえコンゴが経済的混乱の淵にあると判断した彼は、5百万ドルを大統領緊急資金から拋出し、奨学金、技術者訓練計画、通信網整備、そしてラジオ放送網の整備に使うように主張した。また彼はソ連が7月1日に大使を送ることを知り、アメリカも同様の大使を送るべきだと主張した。そしてアメリカは、クレア・ティンバーレイクを初代大使として派遣することを決めたのだ⁵⁵⁾。

おわりに

アイゼンハワー政権は、5月の選挙の情勢に不安を覚えていた。ベルギーとルムンバの仲違いは選挙戦の間続き、ベルギーが有力な協力者を見いだすことに失敗するなか、ルムンバの勝利が予見されたからであった。アイゼンハワーはNSCの会合において、陰鬱な心情を吐露していた。彼の認識では、アメリカは第三世界諸国の安定化に努力したが、革命の機運高まるキューバ、トルコなどで、親西側政権が打倒されそうだというのである。アイゼンハワーは「我々ができることは傍観することだけである」と口では語ったが、実際に行ったのはカストロに対する不安定化政策を承認し、キューバ人亡命者によるキューバ侵攻計画を始めることであった⁵⁶⁾。

コンゴでもキューバと同様の注意が向けられていた。ただしこの段階でアイゼンハワーがキューバでは直裁な計画に踏み切ったのに対し、コンゴ政策では消極的な態度となった。ベルギーはアメリカがコンゴを乗っ取ろうとしていると懸念しており、それゆえアイゼンハワーはコンゴの経済開発計画に巻き込まれることを厭った。そしてこの姿勢の違いが、後にアメリカが国連を介した支援を行う理由になった。

本稿が明らかにしたのは、まさしくこの政策的特性の由来であった。すなわち本稿はまず、1950年代の政策の基本が、政治的安定を保つための支援をコンゴに与えつつ、同盟国ベルギーとの関係を安定させたいという点にあったことを議論した。そのうえで本稿は、同政権が東西冷戦状況を背景として、アフリカに秩序と安定をもたらす権威主義的体制の確立を望んでいた

55) ベルギー大使から国務長官宛手紙 (1960年4月7日) *FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, Africa*, pp. 266-270.

56) 国家安全保障会議記録 (1960年6月30日) DDEL, AWF, NSC Series, Box 12.

こと、また独立アフリカ諸国が際限ない支援要求を突きつけてくることにも憂慮し、国際機関を介したコンゴ支援を好んだことを明らかにした。そしてこの点こそがアメリカが国連を介した支援を追求した背景であったのである。

従って後にベルギーがルムンバとの対決姿勢を固め、ルムンバがソ連からの支援を引き出し、また国連軍のコンゴ撤退を仄めかすに至って、アメリカが彼の排除に踏み切ったのは自然なことであった。そしてここに至りアメリカは、CIAと国連軍を反ルムンバ活動と協働させ、民主的に選出されたルムンバ体制を破壊し、後のジョセフ・モブツによる右翼独裁体制を作り上げる基礎を整えたのである。その意味において、「アメリカ・国連の協働介入史としてのコンゴ危機」の始まりは、1950年代の政策構想に見いだすことができるのである。

〔付記〕本稿は2013年度札幌大学研究助成金による研究成果の一部である。

キューバ危機，その後の六ヵ月

——米ソ対決論と革命維持論——

柳 沢 英 二 郎

1 「勝利」から「行詰り」へ

“キューバ危機”（62・10～11）の評価は、当時次ようになされていた。

「ただはっきりしているのは、それ〔キューバへのミサイル持込〕が結果的には米国を「挑発」した形となり、米ソ「カリブ海の対決」に発展し、しかも〔ソビエトは〕受け身に立たされて、退却したという事実が残ったことである。フルシチョフ首相は取引せねばならぬことで取引できずに引下ったのである」（62・11・10朝日）

この記事によるとケネディの「勝利」は、「地の利」と綿密な「力」の計算と堅い決意によるというのが「いまのところ定説になっている」由であった。したがって——

「米政府は、ソ連がキューバから攻撃用兵器を撤去することに応じたいが、北大西洋条約機構（NATO）に活を入れる絶好の機会だと確信している」（ニューヨーク・タイムズ、レイモンド記者11・27朝日）

「活を入れる」というのは、アメリカの考えるヨーロッパ軍事戦略構想をヨーロッパ各国に受け入れさすことであった。

しかるに、三ヵ月後には——

「米外交はいま、西半球で、欧州で、またアジアで、かなりの行詰りにぶつかっていると見える」（63・2・14朝日、松山特派員）

「ワシントンにはいま、奇妙に沈滞した空気がみなぎっている／ケネディ大統領は、現在、向うところ壁だらけといった形である／ことしのはじめにさえ、彼は歴史に先廻りしていると思ひ込んでいたのが、それからわずか数週間を経た現在、どうやら歴史のほうが彼に先廻りしはじめたからである」（ニューヨーク・タイムズ、レストン記者63・2・19朝日）

レストンのいう「壁」、松山のいう「行詰り」のなかに「西半球」も入っていることに注意しよう。すると、ケネディの「勝利」が三ヵ月後に「壁」とは一体どういうことか？ 「勝利」の「定説」を信じた人たちは、この事実をどう説明するのか？ 松山特派員は、「ケネディ大統領の周辺に外交問題に口を出し、手を出す実力者が、あまりに多すぎる」ので「統一方針がたてられず、いろいろの弊害が出てくるというのだ」と、ワシントンのジャーナリストたちの説明を紹介しており、批判はケネディ大統領に向けられ、ラスク國務長官には“奇妙な同情”

の空気が支配していると伝えている。

だが、「行詰り」を誰か個人の欠陥に還元する説明は、何ものも説明はしない。第一ケネディのみごとな「決断」をほめたのは、ほかならぬジャーナリストだったのではないか。第二に、口を出す者が多いから統一方針が立てられぬというのは、見方がさか立ちしている。なぜなら、まさに統一方針がたてられていないからこそ、あれこれ私見をはさむ連中が多いのである。松山の紹介した説明は、原因と結果とを取り違えているのだ。だから、「歴史の方が先廻りしはじめた」というレストン記者の見方の方が、事態のポイントをよくとらえていることがわかる。

つまり、米首脳部は、キューバはまもなく、事態についてゆけなくなったとレストンは述べているのである。とすれば、ケネディの「勝利」とは何であったのか？ そうもあっさり行詰る「勝利」はありえない。四つの記事が説明してくれているのは、それはそもそも文句なしの「勝利」ではなかったのだ、ということにほかならない。

2 その後のアメリカ

ジャーナリストの目にも「壁」や「行詰り」がはっきりうつった頃の“キューバ”，その今日に至るまでのキューバをめぐる動きはどんなものだったか。それをまず追跡してみることで“キューバ危機”の意味，最も重要な点は明らかにされる。

さる一月七日，“キューバ危機”の処理をめぐる続けられていた米ソ交渉は，スチブソン（米），グズネツォフ（ソ）両代表の国連事務総長への共同書簡で，一段落をつげた。共同書簡は，キューバ問題の安保理事会での討論は不要になったと同問題の取下げを通告したものであり，討論が不要になった理由は，“危機の解決について両国政府間で到達された了解の程度とこの了解が実施された進展ぶりから見て”であるとされていた。このときまでに「実施」されたことは，ソビエトが中距離ミサイルと爆撃機（アメリカの言う。攻撃的兵器）を撤去したことであり，“了解”にいうアメリカ側の交換条件は“キューバに侵攻せず”との約束であった。

その頃のアメリカの対策を，日付順にならべれば，次のようであった。

1. 一月八日米政府は将来のキューバ対策を専門に扱う特別機構を設け政府活動の調整官には従来ベトナム問題担当の専門家 SJ コットレルを任命した。
2. 一月三〇日，米州機構（OAS）駐在のモリソン米大使は，OAS に覚書を送り「キューバのカストロ政権は西半球に対し宣戦している。ラテン，アメリカ諸国はカストロ共産主義者の政府転覆工作にたいする監視を倍加すべきである」とのべた。
3. 二月六日，今年に入ってからキューバに入港した船舶には米国の金融でまかなわれた貨物の船積みを許可しないようケネディは指令した。
4. 二月七日，ケネディは，キューバに残留しているソビエト軍人を減らすための交渉を決

定しているむね明らかにした。

「いまの段階でわれわれのなすべきことは、キューバのソ連兵力を減らすことだ」(63・1・27ラスク國務長官)。

5. 「サンホセ会議」(63・18～19コスタリカ)を開いた。これは安保理事会からのキューバ問題取下げは、「問題を OAS へ持込み、集団行動としてとりうる措置を検討することに決定した」(1・7スチブソン) ことのあらわれであった。会議にはアメリカと中米六カ国のみが参加し、「中米宣言」を発表したが、宣言のポイントは(1)「中米における経済的、社会的な病根に対する大規模な戦いをいどみ」(2)「きたる四月に米と上記中米六カ国の内相会議を開き、カストロ共産政権の人員、兵器、宣伝がこれら諸国に浸透するのを防ぐため、速効的な共同措置を講ずる」という二点であり、(1)の成功の前提は(2)の成功であるとされた。なお、「中米宣言は、全文八頁のうち六頁を経済問題にさいている」。
6. 三月三〇日、米國務、司法両省は、米国土からキューバ避難民の奇襲攻撃が行なわれないうよう、あらゆる措置を講ずると発表した。英海軍も「カリブ海の英領土」からの同様なキューバ攻撃阻止のためパトロール中であることが明らかにされた (3・31)。
7. 四月五日、「サンホセ会議」の決定により約一週間開かれていた米と中米六カ国の治安当局者会議(ニカラグアのマナグラズ)は、八項目の協定に同意した。この協定はキューバ旅行の禁止、キューバ旅行者の情報交換、共産主義団体の資金移動の報告などを規定した。

以上の諸措置と平行して出されたアメリカ当局者の言明をみておこう。アメリカとキューバとの間の「危険な事態」「戦争か平和かの問題」の再発生の原因となりうる事態について、ケネディは「ソ連首相が約束を破って、キューバに攻撃兵器が派遣されたら」(2・7) とのべ、ラスク長官は三月十二日、「米国のキューバに対する偵察行動が妨害された場合、ソ連がキューバ反革命軍を攻撃した場合、キューバから西半球の他領土へ侵略が行なわれる場合」(ワシントン AP) を挙げていた。また、「サンホセ会議」の際は「やらないのはキューバを攻撃することだけだ」とラスクは言明したし、キューバ亡命者の奇襲攻撃を阻止する理由についてケネディは、そのような攻撃は「効果がないだけでなく、カストロ政権の存続を助けることにさえなり、米国の戦争に引きずりこむ危険ももっている」(4・3) と説明していた。その結果、亡命者とケネディとの対立が深まった。

以上、かなりくわしく列記した諸事実は何を意味しているか。まず第一に、アメリカはさしあたり対キューバ武力侵攻政策を放棄していることを意味する。したがって第二に、その政策の重点はキューバ周辺諸国の革命予防に向けざるをえないことを意味し、しかも予防措置は緊急の必要性をもっている(速効的措置!) ことを意味する。ということは第三に、キューバの革命的影響力は、“キューバ危機”をへたのちにも、減らなかつただけでなく逆に強化されたことを意味する。このことは第四に、カストロはソビエトの「カイライ」「将棋の歩」である

との説明が、中南米では通用していないことを意味する。「将棋の歩」に強力な影響力があるのか？ 次の資料が示すような吸引力があるのか？

「マッコーン米中央情報局 (CIA) 長官は二月一九日、下院外交委員会で証言し、六二年中に千人から千五百人の中南米人がサボタージュとゲリラ戦訓練のためキューバにはいりこんだが、ことしもさらに多数の中南米人がキューバにはいったと、述べた」(ワシントン, 3・1 AP)。

しかも革命予防第一主義自体が、アメリカをより深い矛盾に追込んでいった。このことを「中米宣言」後間もない三月三十一日、グアテマラで起ったクーデターが証明した。クーデターは「中央よりかなり右とみられていた」イジゴラス大統領を追放し、政権を握ったペラルタ国防相は同日、布告を発して、極左政権の出現を防ぐことを最大の目標に掲げ、一月に予定された大統領選挙の無期延期を明らかにした。しかも「追放された大統領は、軍のクーデターはグアテマラおよび“残余の中米”にとって良いことだと言明した」(ニューヨーク・タイムズ63・4・7海外版)。「経済的、社会的な病根」(中米宣言)を除去するための前提としての政策そのものが、病根を深める結果をもたらすというこのジレンマの発生は、反革命第一主義の必然的結果であった。なぜなら革命の脅威は「破壊活動」防止という観点で防げるものではないからであり、「革命のピールスは船や潜水艦で運ばれるものではなく、理想の波に乗ってやってくる」(カストロ首相, 2・23AFP) からである。

かかるアメリカのジレンマの原因とも言うべきキューバへの武力侵入放棄策をなぜアメリカはとるのか？ そのことと、キューバからのソ連軍人退去の動きとはどういう関係があるのか？ ここで同じ時期のキューバおよびソビエトの動きをみなければならぬ。

3 妥協と米ソ対決論

安保理事会からキューバ問題を取下げたのち、ソビエトの対キューバ政策はキューバとの関係の緊密化、キューバの経済的、軍事的強化であった。一月七日にはモスクワ・ハバナ間の定期航空路が翌八日には定期航路が開かれ、二月からキューバに漁港建設開始とハバナ紙が報じ(1・16)、二月六日にはソビエト・キューバ通信協定、借款供与協定が調印された。また、キューバにいるソ連軍要員は、キューバ人にソ連製近代兵器の使用法を教えていた(2・9フルシチョフ)。

キューバにある大量の兵器は、「すべてキューバ封鎖以前に到着したもの」(2・6 CIA マッコーン長官証言)である。“攻撃的兵器”は全くない(同マクナマラ国防長官)が、数百台の装甲車、百機以上のミグ・ジェット戦闘機、地対空ミサイル数百基という強力なものといわれる。したがって、「カストロ軍は強力で、ゲリラでは負かすことはできない」(12・25、六一年のキューバ侵攻指導者マヌエル・アルチメ)のであり、ただアメリカ三軍の直接攻撃によってしかキューバ軍を打破できぬという見通しは、ますます確実なものとなってしまった。

かくて、キューバは“危機”をへた今日、その革命的影響力を強化したのみならず、軍事的にも経済的にも強化された国家として存在している。まさにカストロのいうとおり、「キューバ革命は困難を経験しているが、それはなお増大する形勢」（ハバナ2・23 AFP）。これこそ、“キューバ危機”が残した敵たる事実であった。だが問題は、いかにして革命キューバが維持されたかである。この問題をまず、ソビエト・キューバの外交からみてゆこう。注目されるのは次の三つの事実である。

第一に、さる一一月一五日、カストロ首相はウ・タント国連暫定事務総長に送った書簡で、キューバに飛来する米偵察機は撃墜されることある旨再確認したし、キューバ国連代表は一六日以降、撃墜の危険をおかさねばならぬと明言した。にもかかわらず、今日に至るまで米機撃墜のニュースは入らない。しかもそれ以前の一〇月二七日にはキューバ参謀本部は国籍不明機撃退と発表し、同日アメリカは米偵察機一機行方不明と発表していた。さらに二月六日、マクナマラ長官は昨年七月以来キューバにたいしては四百回以上の空中偵察が行なわれたと発表している。

第二に、二月一八日、ソビエトはアメリカに対して、在キューバ・ソ連軍数千を撤収する旨通告した。“キューバ危機”に際しての「了解」は“攻撃的兵器”にかんするもので、ソビエト人は対象となつてはいなかったと考えられる。そのうえこの通告は、一月に始つた米議会で、とくに共和党右派議員らが、キューバのソ連軍をクローズ・アップすることで対キューバ強硬政策への突破口にしようとする意図のもとに、国務省攻撃の材料にしていた時期であった。ケネディの四月三日の記者会見発言によれば、一一月以来、計九千名が引揚げたという（残留数は数千といわれる）。

第三に、アメリカ側についてみれば、「キューバ不侵略」の誓約の撤回ないし無効の明白な表約は一度もなされていない。この誓約がアメリカ政策を拘束する点を考慮して、すでに一一月五日に、共和党のゴールドウォーター（上院）、ウィルソン（下院）の両選挙対策委員長は、「キューバ不侵略を大統領が約束したことは、昨年のキューバ侵略失敗以来、最も深刻な外交政策上の誤りとみられるため、これを撤回するよう要請する」との声明を発表していた。国務省当局はこの要請に応じなかったのみか、前節でもみたようにくり返しキューバを攻撃せぬことを明らかにし、さらに、キューバに攻撃的兵器が隠されているとの共和党その他の批判に対しても、くり返しその“撤去”を証言しており（2・6マクナマラ・マッコーン）、そうした批判を運用する気配を示していない。

明らかに、第一と第二の事実とが、第三にあげたアメリカ国務省の証言に裏付を与えるものとなっている。第一、第二の事実は、キューバとソビエトの示している譲歩である。なぜなら、カストロ首相は次の主項目を約することこそケネディの「不侵略」の誓約を保障するものと主張していた（62・10・28）。

- ① 米国のキューバに対する経済封鎖その他のあらゆる経済上の圧迫の中止

- ② 米国とその他一部の国が行なっている諸破壊活動の中止
- ③ 米国とプエルトリコの基地からの海賊行為の中止
- ④ 米国の飛行機と船舶によるキューバ領空領海侵犯の中止
- ⑤ グァンタナモ米海軍基地の撤去およびキューバへの返還

キューバは国連のキューバ査察を拒否した代りに、とくに右の第四項目を黙認しているのであり、それによって“攻撃的兵器”の撤去や再度持込みの行なわれていないことを証明しているのである。また、ソビエトはソビエト軍要員をも撤去させることによって、積極的に自らの約束の厳守態度を明らかにしつつ、“攻撃的”という一切の言がかりを封じてゆきつつある。キューバとソビエトとのこの態度こそが、米國務省を拘束している一条件である。かかる態度が、“危機”の瞬間における思いきった（とみられた）ソビエトの“後退”につけ加えるとき、ソビエトとキューバとが平和の維持に熱意を持っていることへの疑いは、ますます消滅してゆき、それとともに逆に、アメリカが武力攻撃に訴えうる大義名分はますます減ってゆき、アメリカをしてキューバとソビエトのペースに引込むことになったのであった。その結果こそ、前節にのべたアメリカのその後の政策と新たなジレンマ、より深いジレンマへの陥没にほかならなかった。（ソビエト軍要員の退去が、アメリカとの「密約」によるのではないかという説があるが、そうだととしても右にのべた事実は変らない）

だが、キューバやソビエトの譲歩の説明だけでは、当面の説明にもなっていない。ここで指摘すべきことは、次の二点であろう。

第一点は、“キューバ危機”の契機となった一〇月二二日のケネディ演説は、そもそもキューバ問題を「米ソ対決」論として打出していたということである。本稿冒頭に揚げたいいわゆる「定説」もまた「米ソ対決」論にほかならぬ。ケネディは、問題をソビエトによる「現状維持に対する不当な変更」という形でクローズ・アップした。したがって、論理的にも現状回復が要求となり、カストロ＝「操り人形」「将棋の歩」論が展開されたのであった。ソビエトはこの米ソ対決論の論理にまさに対応する政策をとることによって、したがってその論理的要求を満してゆくことによって、一切の口実を失わせてしまったのであった。アメリカ國務省を拘束したもう一つの条件は、かれらが米ソ対決論をもち出したというそのことにあったのだ。

第二点は、ソビエトがその平和共存論にカケたということである。平和共存論は、その前提として核戦争のすさまじい破壊力という事実が、帝国主義者のなかに、本能的に「分別」を示すグループを生み出すものと考えている。すなわち、帝国主義者を「統一された戦争グループ」とは見ず、彼らの間に矛盾が存立するものと考ええる。その矛盾は、もし彼らに核戦争の可能性を認識させる材料を提起するならば、必ず深まるはずのものと考えられてきた。アメリカのいう“攻撃的兵器”ではなくて、ソビエト軍人の投入こそ、この材料の提起にほかならなかったのだと思う。

いまや、“キューバ危機”そのものに立戻らねばならなくなった。

4 革命維持のために

一体、キューバ問題とはアメリカにとって何であったのか。それは、革命キューバの存立そのものがラテン・アメリカの革命の動力になっているという事態を、一刻も早く消滅させねばならないという問題であった。だからまた、“キューバ危機”は本来、革命キューバの運命如何の問題であり、米ソ問題の一環ではなかったのである。「米ソ対決」という視角からでなく、「革命キューバ維持」という視角—これがソビエトの視角であったが—から“キューバ危機”を眺めてみよう。

アメリカは革命キューバの出現以来三年余、一貫して革命の粉碎に努力してきた。最初是对キューバ援助の停止とキューバ糖のしめ出しによるキューバの経済的崩壊をめざす政策がとられた。ソビエトの経済援助がこの危機を救い、経済的武器の無力が証明されると、今度は武力侵攻策がとられた。ソビエトはアメリカの武力介入に警告を発しつつキューバに武器を送った。その結果、六〇年四月の亡命キューバ人の侵入は粉碎された。武力侵入にそなえてこの軍備の負担もあって、こののちキューバ経済に困難が現れた頃、アメリカは「カストロ・コース」のアンチ・テーゼとしての「進歩のための同盟」計画をラテン・アメリカに提示し、「経済的・社会的病根」すなわち革命の温床をアメリカ流に除去しようというカンパニアを強化した。だが一九六二年には、「進歩のための同盟」計画の失敗とキューバ経済の立直りならびにキューバの影響力の強化という事態が現れた。こうして米軍による直接侵攻論が、きまったのも自然の成行であった。

かくて“キューバ危機”の前、ソビエトは、キューバ革命擁護の公約と起りうるべき核戦争の危険性除去との二つの目的を同時に果さねばならぬという課題に直面させられた。アメリカの問題に、ラテン・アメリカに、NATO 問題に、アメリカの武力介入を阻止するためには、ソビエトはまさしく、いちかばちかのカケを行なうよりほかに手はなかった筈である。

そこでミサイルとソビエト軍要員の投入が行なわれた。ソビエト軍要員はミサイル操作のために必要ではあったが、しかし、ミサイルのもつ意味とソビエトの存在のもつ意味とは異なる。ソビエト人の投入は、あたかも西ベルリンにおけるアメリカ軍人の存在と同じく、「ショー・ウィンドウ」の設置にほかならない。それは、アメリカが対ソ核戦争をしかけることになるという状態を、アメリカに突きつけるものである。いまキューバを攻撃することは、いま対ソ核戦争を決意することになるという事実を突きつけ、したがってアメリカ支配層内部にくさびをぶちこむものにほかならない。それがくさびたりうるであろうというところに、平和共存論へのカケがあったのだ。共存論へのカケを示しているのは、“危機”の当時のフルシチョフ書簡もそうだが、次の資料の傍点の部分がその例である。

「なぜ米国のある層がキューバの海上封鎖、キューバ領空侵犯を続けるのか」(11・4モスクワ放送)

「アメリカの指導層のあいだにも、情勢をもっと冷静に評価し、国際舞台における現存の

力関係にもとづいて、戦争をはじめてもアメリカは勝利しないし、その目的をたっしな
だろろうということを理解している人びとがいる」(62・12フルシチョフ)

それゆえ、ミサイルよりもソビエト軍要員の大量投入こそ、「危機」の前半のソビエト外交
のポイントであったというべきであろう。

ではミサイル投入の意味は何か、まず明らかなことは、それが米ソの力関係の急変を結果し
たものとは言えないということである。

「翌日〔62・11・12〕のニューヨーク・タイムズに報道されたように、キューバにおけるソ
ビエトのミサイル設置に言及して、かれ〔キルバドリック国防長官〕は、『ソ連の力を全
体としてみるとき、ミサイル設置のあとでも、そのまえにくらべて、より大きな脅威をわ
れわれがうけたとは信じない』とのべた。」(62・12マンスリー・レビュー)

こういう資料は引用するまでもない。なぜなら、キューバへのミサイル投入は公然と行なわ
れたという事実そのものがすべてを物語っているから。およそ阻止力を強化するためには、ミ
サイルがキューバにあることを知らせる必要はあるとしても、キューバのここにあるとその位
置を知らせたのでは無意味になる。(ソビエトが軍縮会議で国際査察を極度に制限しようとし
ていることを想起せよ)。キューバでは、発見されることは承知の上でなければミサイル設置
はできない。ということは、アメリカをあざむくためでもなかったことを意味する。なぜな
ら、あざむこうとする者は発見されることを恐れるはずだから。

これ以上の推測は止めて、ただ結果的には、ミサイルの果たした役割は、「米ソ対決」論の材
料を提供したことになったという事実注目すればよいだろう。そして、米ソ対決論こそは、
アメリカが世論を動員しようとするとき、最も有効な論理であることは言うまでもない。結果
的には、アメリカ国民はミサイルの名において牽制され、ミサイルの名において打出された米
ソ対決論は、その大義名分が消滅させられるとともに、実質的勝利を「革命キューバ維持」論
にうばわれてしまったということである。そしてまたミサイルは、平和共存論へのカケが成功
するための必要な条件として存在したということである。

ソビエトの政策に、このような結果までのヨミがあったとは思えない。核戦争をさけ、しか
も革命キューバを維持するという困難きわまる課題に直面したソビエトが、まさしくカケたも
ののしか思えない。このカケにこそ、実はある意味の「米ソ対決」があったといえるのではな
かろうか？ 与えられた諸条件から最大限の利益を引出すための智能をしばった対決が。

終りに二、三付記しておこう。

(一) 「危機」に際しこのソビエトの態度を「冒険主義」「降伏主義」と評する見解は、これも
また「米ソ対決」論の系列に属するといえる。このような評価をする者は概してアメリカ支配
層を「統一された戦争グループ」視する。つまり、いつも「アメリカ帝国主義」に一括してし
まう。アメリカがよくよくせっぱつまつた場合ならいざしらず、現状ではアメリカの政策を拘

キューバ危機、その後の六ヵ月

束するもののなかに、その掲げる大義名分もあることを考えるべきだろう。その点を突いてゆくのも外交の役割であろう。

(二) レストン記者は米務省の内情にもっともくわしい記者とされている。一〇月二四日ワシントン発のかれの記事には、ケネディが一〇月二二日の例の演説をする直前に、民主党上院議員ラッセルがミサイル撤去にはすばやい侵攻こそ最善とのべたのに対して、「侵攻すればソ連人を殺すような事態が起る。こんどのような場合、行動の責任を持たないから貴方はそんなことが言えるのだ」と反論したことが記されている(62・10・27朝日)。この記事が事実そのままかどうかはわからぬが、いかにもありそうなことだし、そのとおりであったとすれば、まず「海上封鎖」に訴えた理由もわかる。もしこのとおりでなら、ケネディとしてはストレートに突如として「米ソ対決」論を打出すことによるのみ、世論操作のヘゲモニーを維持しえたのであろう。

(三) キューバ危機は、ソビエトの船舶の航行継続すなわち正当な権利の行使が核戦争へ直結することを示し、核戦争は偶発的に、あるいは先制攻撃によってではなく、ノーマルなプロセスをへても起りうることを示した。ここは、世界政治をゲーム視することの誤りが最もよく示されており、ジャーナリスト的「米ソ対決」論はまさしくゲーム論であり、核戦争の危険性について与えられた教訓が脱落させられていることに気付く。

(63・4・26)

(愛知大学法経学部助教授国際政治学)

〔『名大評論』第4号(1963年5月刊)所収〕

フルシチョフ退陣前後

—ひとつの仮説と覚書—

柳 沢 英 二 郎

フルシチョフの退陣については、ソ連内部もしくはかれ個人に帰せられる理由が退陣の主因だとする説が、ほぼ定説化したようである。こうした説では、対中国政策その他対外政策上の理由は、二次的なものとされている。すなわち、変化の根拠はソ連の内部にあり、対外関係は変化の条件とされている。

だが反対に、根拠は対外関係にあって条件は内部にあったとみることはできないだろうか？ フルシチョフが国内的には“浮き上がっていた”という条件下にあったがゆえに、容易に退陣と決まったと考えることはできないか？ 対外政策上の変更の必要性がフルシチョフ退陣を要求したとき、そのときフルシチョフは他の幹部からすでに国内問題をめぐって批判されていたゆえに、あのような形で解任させられたといえないだろうか？ もしも国内問題で全面的に支持をえていたなら、退陣の形式は変わったものになりえらうとは考えられないか？ 公式発表が退陣理由に専ら国内問題や個人的欠陥を挙げているのは、それがフルシチョフ退陣に賛成した者の理由のすべてであったのではなくて、賛成理由のうちの共通点であったのだと考えるべきではないか？ 共通点であったから公式理由に挙げられたと考える方が自然であるとするならば、公式理由は退陣を容易にした条件であったのだというべきではなからうか？

おそらく、フルシチョフ退陣に賛成投票した人びとは、各人それぞれ異なった点に賛成の主な理由を見出していたというのが真相であろう。したがって、根拠は内にあり、条件は外にあるという見方も、また、反対の見方も、どちらも完全に誤りだとはいえないであろう。その意味で、根拠は外にあり、条件は内にあったとする角度からみておくことも必要なわけである。そうすれば、フルシチョフ退陣の客観的意味は明白になるだろう。

(一) MLF をめぐって

1

マクナマラ米国防長官は六四年四月一八日、レアード下院議員（共和党）に書簡を送り、過去三年間に新兵器はなにひとつ開発されなかったとの同議員の発言に反論した。

「ケネディ政権が最初にやったことは、おとり弾頭などミサイル防空体制を突破する兵器体制の倍増であり、この支出は六一年の二千万ドルから六三年には二億ドルにふえた。わ

れわれは二百八種の新兵器を開発した。……そのうち七十七種はそれぞれ一〇〇億ドル以上の開発費がかかった。」(ワシントン64・4・18 AP)

米国防総省は同月一四日、ソ連の軍事力は米国に追いつきつつあるとのルメー空軍参謀総長の下院での証言に反論の声明を発表、アメリカのICBM保有数を初めて明らかにしてのべた、「米国の対ソ軍事力優位は増大されつつあり、今後もその差は広がるだろう。」現在ソ連のICBMは約一八〇、米は七五〇と。

ジョンソン大統領も六月三日、コネチカット州沿岸警備隊幹部学校卒業式でのべた。

「一九六一年一月いらい破壊活動のための特別戦闘員を八倍に増強した／核戦力を過去三年間に二・五倍に増強した／過去三年間に米国の戦闘部隊は四五％増加、その空輸能力は七五％増大した。また海外には友好諸国の要請にこたえて援助するために六つの特殊部隊が駐留している。」(ニューロンドン64・6・3 UPI)

「過去三年間」……それはケネディの三年間であり、マクナマラやジョンソンの言うところがケネディの遺産なのである。ゲリラ戦から核戦争にいたる、あらゆる戦争に「対処できる用意ができています。」とジョンソンはいう。

この「ケネディの遺産」を前提にしてアメリカは軍縮問題に臨んでいた。ジュネーブ軍縮委員会で四月一六日・フィッシャー米代表は「核兵器運搬手段および核兵器用分裂物質の生産の“凍結”協定を含む国際条約を提案した。ICBM, IRBM (中距離弾道弾), AMM (アンチ・ミサイル・ミサイル), 戦略爆撃機などを“凍結”する。補充分を除き生産を停止する。ミサイル発射装置の数の管理はこの計画の欠くことのできない重要な要素である……。」と。

また、この「遺産」を前提にして六月二四日、米務省のロストウ政策企画委員長は西欧同盟の会議で演説し、多角的核戦力 (MLF) の発展がキーポイントの一つであると強調した。「西側の同盟諸国は米国との協議の中を広げ、NATO 諸国としても欧州のワクから出て“全地球的な基礎”に立った戦略問題と取組むべきである。」と。つづいて NATO 中欧地上軍司令官シュパイデル大将 (西独) が NATO 強化策——地上軍、海兵隊のロケット武装、欧州内外への核ロケット配置その他——を説明した。英、仏の一部代表は「鉄血政策だ。」「背すじが寒くなる。」などと反論したが、ロストウは「核時代に即応した方針だ。」と弁護した (ローマ64・6・24 UPI)。

ソ連は多角的核戦力 MLF 計画に猛反対をつづけていた。MLF 計画は、核ミサイル装備の水上艦隊に欧州各国混合の乗組員を配置するもので、アメリカの説明では西独はじめ NATO 諸国の核戦力参加希望を満しつつ、他方各国別核戦力出現を防いで核拡散防止をもめざすという論理であった。ソ連は逆に MLF は核拡散防止と矛盾するとしたし、とくにそれが西独核武装の途とみた。問題は核のヒキガネに指をかけるのは米一国か、そうでないのかにあった。同じく MLF 反対のフランスはアメリカの論理の矛盾をこう追及した。

「米国は核拡散に反対だというのが、もしそうなら他の諸国が核兵器への権利を受けること

は夢物語りであり、逆にこの種の権利を認めるなら核拡散防止は非現実的となる。」(64・12・15 NATO 理事会クープドミュルビル仏外相)

ソ連はアメリカと MLF および核拡散防止協定について秘密交渉を行なった (64・4・2 フィッシャー米代表演説)。しかし、前記ロストウ演説につづき六月三〇日、ジョンソンは NATO 加盟国にたいする核情報提供拡大を決めた新協定案を議会に送り、特別教書で「核戦力への積極的貢献を望む加盟諸国の正当な要求に応じることにより、NATO の団結を増すことができる。」「これまで米国が NATO の機構自体にしか与えていなかった情報を、今後は加盟国がそれぞれ手にすることができるようになる。」旨を明らかにした。アメリカはすでに新協定には六月一八日、調印を終えていた。ロストウ演説には核情報供与協定が先行していたわけだが、さらに同協定調印にはエアハルト・ジョンソン会談が先行していた。同会談コミュニケには、「懸案の海上核戦力創設のための努力は本年末までに合意を目標に続けられよう。」(64・6・12) とあった。七月二日、ゾーリン軍縮委ソ連代表は MLF か、核拡散防止協定かの二者択一だとし、MLF 放棄を米代表に要求した。米代表の答は従来通りだった。タス通信は前記核情報供与協定につき、「MLF の創設を強力に推進している西独の圧力によるもの。」(64・7・25) と非難した。

以上の動きは、ケネディの遺産を活用して、MLF 実現に、米独協力して突進するというジョンソンの動きが、とくに六四年六月に明白になったこと、これに対してソ連は「秘密会談」という米ソ直接交渉をもってしたが阻止できず、新たな決断を迫られたことを示すとみることができよう。同じく六月にはじまるソ連の新しい動きは何であったか？

ソ連と東独は六月一二日、相互援助協力協定に調印した。その骨子は、東独国境の不可侵の保障と西ベルリンを西独の一部とみず独立の単位としてあつかうという点にあった。ついで一八日、イズベスチャ紙編集長アジュベイが西独各紙の招待で西ドイツを訪問した。同一九日、エアハルトはフルシチョフにボン訪問の公式招待状を送る用意があるとのべた。七月二八日、アジュベイとの秘密会談後、「エアハルト首相は議題なしでフルシチョフ首相と会談する用意がある。」との公式発表があった。モスクワの西欧筋はソ連、西独間によほどの政治的変化が起らない限り、独ソ首脳会談の実現はないと観測したが九月三日、「西独政府はフルシチョフがボン訪問に同意した (65・1 予定)。』と発表した。

以上の米・ソ双方の動きは“中ソ論争”が“中ソ対立”へと転化し、激化の度を加えてゆきつつあるのと併行していたことを忘れてはなるまい。この事情はジョンソンにとってもフルシチョフにとっても、政策決定上の重要な考慮要因であったとみるべきだ。

2

ヒルズマン前極東担当国務次官補 (現コロンビア大学教授) の意見によれば、六二年一〇月の“キューバ危機”後、ソ連の「外交政策は歴史的な転換をみせ」て国際緊張緩和政策にのり出した。ゆえに(一)中ソ和解は困難である——「中共が求めるものはソ連が譲歩しうるもの以上

に大きい。」から。「その第一はソ連の基本的な外交路線になっている国際緊張緩和政策の放棄、第二には共産陣営におけるソ連の指導的役割をある程度中共に譲るといったものである。」(二) 東の分裂が西の分裂を生む——「中ソ接近と分裂が西欧陣営の結束、分離へ力学的な関係にあることは当然だろう。」から「ソ連が緊張緩和路線を進めば、フランス、ドイツが独自の道を歩み出すのは、きわめて自然なことだ。」(三)だから「NATO、EECの結束は乱れ、MLFも失敗するかもしれない。米国としてもMLFをあまり無理押ししない方がよい。それに共産圏の動きが現状以上に世界に脅威をもたらさないなら、NATOの軍事力強化を図る必要もなからう。」という意見になっている。(64・11・13中日記者に答えて、同紙11・16ではロストウ演説と(三)との関係は如何?)

ヒルズマンによれば、したがって、「ド・ゴールの発言が高くなった最大のきっかけはキューバ危機だった。」とされる。ド・ゴールは六三年一月四日、初期MLF構想およびイギリスのEEC加盟を拒否し、六四年一月二七日、中国を承認した。これが「力学的な関係」のあらわれだという。フランス自身の考え方は、それほど単純ではない。ポンピドー仏首相は説明する。

「ソ連に対抗できる核兵力は米国しか持っていないことは明らかである。しかし一九五〇—五二年の情勢と一九六二—六三年のそれとの間には大きな違いがある。その一つは米国の領土がソ連の核弾頭ミサイルで直接におびやかされていることである。もう一つは工業、農業の面で欧州が米国と競争できるまでに直立ったことである。米国の戦略構想がこの情勢の変化によって変わったことは明らかで、もちろん米国が欧州を見殺しにするようなことはまずないとしても、昨年一〇月のキューバ封鎖事件でもわかるように、米国はソ連に対し、まず自国の安全と利益を考える。従って対ソ戦が起った場合その第一段階の戦略になる運命にある欧州は、独自の抑止力を持ち、ソ連の侵略意思を食い止めなければならない。」(63・6・13仏国民議会で。)

この演説の翌日、仏国民議会は、仏・西独協力条約(63・1・22調印)を批准した。ポンピドーはアメリカの欧州防衛の約束がアテにならぬことを、“キューバ危機”の教訓として得たのであり、そこに対米自立—独自の核抑止力へと進む路線の正当性を見出したのだった。ついでフランスの軍事専門家ガロアは、ポンピドー演説の冒頭の部分を訂正した。ガロアによれば、フランス保有程度の核抑止力でも十分にフランスは“聖地”となるのであり、もはや何人も核攻撃はできないという。ゆえに、アメリカの核軍力がフランスの千倍あるとしても、九九九倍の分は無意味であるという(ガロア「核戦略と中級国家」中央公論64年4月号)。“キューバ危機”についてはガロアは、ケネディが「キューバ不可侵」を約束した理由を問題にする。「米国は核兵器を発射するか否かの瀬戸際にあつたしフルシチョフ首相はこれを知っていた。彼が兵器を撤去した唯一の理由はこれである。」(63・2・29発表のマクナマラ米国防長官証言)という説明に対して、「抑止力は破壊手段の優越性の上にその基盤をおくものではな

い。」とし「キューバ事件は相関的な核抑止の効力について完全な解明をしてくれた／この〔ソ連〕四十基のミサイルによって代表される脅威のもとで暮らすよりは、むしろフィデル・カストロのキューバを保障し、モスクワと友好を通じ合う道を米国政府は選んだのであった。」とガロアはみる。

(注) 中国の核実験についてガロアは、日本の核武装と、中国・日本ともに“聖地”となってバランスする事態を望んだ。この考え方を突進めるとどうなるか。それとド・ゴールの大国フランス構想との関係は如何？

ポンピドーがのべた情勢の変化の第二の点——欧州の立直り——について、フルブライト米上院議員はその著書で次のようにのべた。(Prospects for the West. 1963)

「ウォルター・リップマンが規定したように”新しい現実”とは西ヨーロッパが、第一次世界大戦とともに始まったアメリカへの従属から脱却して、もはやヨーロッパ問題でのアメリカの優越を受け入れないだろうということである。」(四七頁)

欧州の立直りとは、第二次大戦後の問題なのではなく、第一次大戦後数十年間における問題だとみる。かくて何をもって古典的ヨーロッパ時代に代えるかが西側世界の直面している中心問題なのであるが、これこそ米仏対立の因だという。

「第一の、ド・ゴール将軍の途は、旧システムをグローバルな規模で復活し、フランスのヘゲモニー下の連合したヨーロッパを世界的システムにまで発展させ、この世界的システムが、かつてヨーロッパが優越していた時代にヨーロッパを支配していたと同様なルールによって支配されるようにしたい、というものである。もう一つの可能性は、大西洋共同体(アトランチック・パートナーシップ)であって、ゲームもプレーヤーも変化させ、不安定な主権国家の均衡というシステムを越えて進み、インダストリアリズムとポリティカル・デモクラシーの経験を分け持っている西側すべての人びとを包含する共同体へといたろうとするものである。」(四二頁)

そうであるなら米仏の対立は一時的でもなく、生やさしいものでもない。これに“キューバ危機”の教訓を加えてゆけば、ド・ゴール構想を切崩そうとするMLFへの反対、イギリスのEEC加盟拒否、中国承認という歩み、NATOから仏海軍や将校を引揚げるという措置、インドシナ問題での中立化提案など、フランス一連の行動は自然なのである。(そこでヒルズマンのいう「力学的な関係」とは、右のような米・仏間の矛盾の発展を促進したり、おくらせたりする「条件」という意味にほかならず、中ソ対立がフランス自立の「根拠」だということではない。国際緊張緩和と政策は矛盾激減の「条件」となるということだし、そのような「条件」を作ってゆくことはNATO、EEC、MLFのスムーズな強化や形成にブレーキをかけることになる、ということである。)

3

仏・西独協力条約に調印したのはアデナウアーだった。のちの首相エアハルトは当時(63・

2・4) 同条約を批判し、大西洋共同体構想を支持する発言を行っていた。一方、英労働党ウィルソン党首（現首相）も当時、野党として、「ドイツ問題についての英労働党の現在および将来の政策は、ドイツが核兵器の引金に指をかけるのを防ぐことにある。」(63・6・15) とのべていた。他方、アメリカではゴールドウォーターの進撃がつづき、六四年七月一五日、共和党大統領候補に指名された。対抗するジョンソンは、中南米で、アフリカで、南ベトナムで、そしてヨーロッパで明白に強硬な政策をすすめていた。イタリア共産党書記長トリアッチは八月二一日死去し、その遺書が九月五日公表された。イタリア共産党はトリアッチの観点を貫くことを明らかにした。

「情勢は二、三年前にくらべ悪くなっている。こんにちの最悪の危険はアメリカに因を発している／アメリカの政治戦線全体をますます右傾化に追いやっており、それとともに国際的侵略性の強化によって内的矛盾の解決を求めようとする傾向と、西ヨーロッパの反動グループと結びつく基盤とを強化していることである／このような情勢においては…反動主義的政策の客観的基盤が強化される／大陸の指導的諸国が国際関係緩和のため、独自に共同行動をとろうとするような傾向はまだ出てきていない／ベトナムとキプロスの事件が示すものは、もし全情勢が右傾向を続けるならば、われわれは突如として出現する危機……と危険の前に立たされることになりかねない、ということである／いっさいの社会主義勢力が、イデオロギーに関する対立を越えてひとつの共同行動に団結し、帝国主義のもっとも反動的なグループに立ち向かうこと、これが絶対的な必要である。中国と中国共産党をこの団結から除外できるとは、考えられないことである。」(「朝日ジャーナル」64・9・27号)

トリアッチは、ソ連単独の、中ソ対立を前提とした、緊張緩和政策のもつ危険を突いていた。ソ連としては、ヨーロッパ問題に限ってみても、西ドイツ核武装に対してセキュリティを確保する途は一つしかないのではない。フルシチョフのそれとは異った「選択」もある。それをトリアッチは示唆している。では、キプロスはさておき、ベトナムが「突如として出現する危機」に社会主義勢力がさらされる可能性とどんな関係をもっているというのか？

——トリアッチ遺書公表後二週間、九月二二日、ソ連は中国の国慶節に代表団を派遣すると発表した。昨年は派遣しなかったのだが。転換は明白になった。九月二九日、ラスク米国务長官は中国の核実験近しと発表した。

(二) “北進” 論の変化——ベトナム

1

一九六五年一月三日、ラスク米国务長官は南ベトナム問題にかんして注目すべき発言を行った。そのポイントは三つあった。

(一) 「北ベトナムと中国が侵略をやめるならば、合意による政治的解決の一部として南ベ

トナムから米軍を撤退させる用意がある。」このことを「両政権もいまは……一点の疑いもなく知るに至っている。」

(二) 完全撤退はできないが、「しかしわれわれは南ベトナムの戦争を他へ拡大することによって早急かつ安易な解決を求めるつもりはない。」

(三) 「ワシントンではソ連政府が南ベトナム、コンゴ問題で強硬な態度をとっていることに懸念をもっている。」(ワシントン65・1・3ロイター)

ついで八日、南ベトナム首相チャン・バンフォンは朝日新聞記者にのべた。

(四) 「もしわれわれが“北進”するとすれば、それは世界戦争をひき起こすだろう……朝鮮戦争で韓国は北朝鮮を爆撃したが、その結果起った事態はわれわれにとっても十分判断の参考にされねばならぬ。」(1・9アサヒ)

すなわち、(二)の理由は(四)であり、(四)の考慮の因は(三)であり、したがって残された道は(一)であるという論理になっている。アメリカの政策決定上のカギは(三)にあることは明らかである。では以前の“北進”論ではどうだったか？

昨六四年二月頃から“北進”論が出たときロストウ米務省政策企画委員長は、北ベトナムが南ベトナムの民族解放戦線(ベトコン)への支持をやめなければ、海軍による封鎖、魚雷艇による沿岸攻撃、戦略爆撃という段階的な対策を北ベトナムに実施するよう主張したといわれるが、これら“北進”論者は中ソの対立が極めて深刻だから、共産圏から大規模報復を受ける危険はほとんどないと仮定していた。

(注) アメリカの南ベトナム政策が強硬になったのも、MLFでの急進がみられたと同様、六四年六月であった。ホノルル会談、テラー大使任命など。

しかし容易にわかることだが、“補給路”爆撃の程度をこえた本格的な“北進”が行なわれれば、疑いもなく中国軍が介入してくるだろう。それに対して朝鮮戦争時に大量の米軍で対処するなどということをアメリカは考えたろうか？ そうではあるまい。ソ連は援助に出動せぬと第一の仮定を立てたとしても、北進で成果をあげることが可能なためには中国軍の介入を封ずる手段をとれることが第二の仮定としてなければならない。第二の仮定ぬぎに、アメリカの責任ある地位の者が“北進”を口にするわけではない。では、いかにして中国軍の介入を封ずるか？ 昨年八月の「トンキン湾事件」についての分析は、その答を暗示している。この事件は、米艦が北ベトナム魚雷艇の攻撃をうけたと称して、直ちに北ベトナム沿岸を爆撃したもので、その際には従来の用語法とは全く異なった用法で「自衛権の発動」という言葉が用いられた。そこで武谷三男氏は「限定核戦争の危険性」と題して、次のように論じたのであった。

従来なら魚雷艇に反撃撃沈——北ベトナム政府へ抗議——反応をみてから新処置をとるところを「攻撃を受け、抗議するいとまなく反撃でなく戦略的報復を行なうというやり方」をとったのは「核戦争の方式」の適用である。「中ソ論争の現段階として、中国に対して核攻撃を行なっても、ソ連はそのために核報復を行なわないだろうという判断が成り立つ

であろう。」から、「中国の国境の中国側」で中国軍を戦術原爆でたたきこむことで介入を封じうる。このような作戦を考えた場合には、「ソ連が出てこないように圧力をかけておく必要」があり、そのためには「原子力潜水艦を十分に極東に配置しておく必要がある。」し、「ソ連が北ベトナムにどれほどの関心を示すか、ということが米国としては最も知りたいところであろう。」こうしてトンキン湾事件でテストの結果ソ連の関心の低さがわかったのについて、八月末、原子力潜水艦の日本入港を不意打で日本政府が承認した……（毎日新聞社「エコノミスト」64・9・29号）

ではアメリカは戦術原爆投下というケースを考慮に入れていたのかとの問に対する答は一一月一日ベトコンのビエンホア空軍基地攻撃が与えた。「破壊・損害をうけたのは、原爆積載可能な米空軍爆撃機二〇機を含めて二七機である。」（米軍スポークスマン）破壊されたうちの「六機は去る八月のトンキン湾事件後に南ベトナムに持込まれていた B57 ジェット爆撃機である。」（AP）これで米ジェット爆撃機の約半分が損害をうけた。ビエンホアは秘密基地で報道管制がしかけていたし、B57のすべてが集っているとされていた。B57の性能とその投入時期を考慮するとき、アメリカの“北進”をふくむ対ベトナム政策のプログラムの最後に一つの可能な選択として限定核戦争プランが位置していたと考えるのは不当ではあるまい。

ところがいまや冒頭に引用したような発言が現われてきた。ソ連の態度についての仮定が崩れ、したがって第二の仮定も崩れたからこそ、朝鮮戦争・世界戦争の考慮を口にするに至ったのだ。それゆえに勇ましい“北進”論の報道も消えた。だから“北進”論の消長はソ連の対インドシナ政策と中・ソ関係についての西側の分析を示すバロメーターなのだ。バロメーターの変化はそのままソ連の対インドシナ政策の変化を示すものである。

2

「トンキン湾事件」の意味するところは、ソ連だけでなく、中国にも、ベトコンにも理解されたい。ベトコンの回答の一つがビエンホア攻撃であり、中国の回答が核実験であり、ソ連の回答がフルシチョフの退陣であったとは考えられないか？

限定核戦争のプログラムを最終的に葬る途は何であろうか？ B57の破壊では足りぬ。アメリカは直ちに補充した。中国の核実験は、アメリカが原爆を使用すればアジアで政治的に決定的に孤立するという見通しを、アメリカの目に焼きつかせる効果をもった。たんにインドシナにおいてのみでなく、全面的に孤立し退却の危機が来ることを、非同盟諸国会議での中国核実験討議ぶりが明らかになったあとで実験することによって、アメリカに示したことになった。だがもしも、従来どおりアメリカがアジア情勢の誤った認識をもち続け、改めないとしたらどうなるか？（改める可能性と改めぬ可能性はどちらが大きいのか？）そのときには、(一)中ソ対立が続いている限り、つまりアメリカの第一の仮定が生きている限り、そしてまた、(二)中国には原爆運搬手段が欠けているとアメリカが信ずる限り、ベトナム戦争対策のプログラムにおける限定核戦争の位置は、後へ移動させられるよりは前へ移動させられはしないだろうか？ もし

(二)が誤りだとわかっていても(いまだ確認されていないが)、(一)が誤りでなければ、「限定」の規模は広がるだけで、限定核戦争そのものはなお可能性を残しうる。すると肝心なのは(一)であることになろう。では、いかにして急速に第一の仮定を崩すか。急速に崩す唯一の途、ソ連が単独にとりうる唯一の途は、フルシチョフ退陣であった。厳密に言えば、必要なのは中ソが実際にも対立から結束へ転換することではなく、結束しているのではないかとの疑問をアメリカに抱かせるようにすることである。アメリカは疑問を抱かされた。それが冒頭に引用の発言に現われている。再度中ソが対立せぬ限り、アメリカに残された途は明らかだ。

以上の解釈が正しいとしたら、フルシチョフ辞任はソ連の中国への屈服でないのは当然であり、イデオロギー闘争の続くのは当然であり、しかも中ソの国家関係の悪化が当面避けられたのも当然である。さらに言えば、ソ連はジレンマを未然に防いだことにもなる。もしも原爆が投下されてしまったら、そのあとではソ連が行動を起しても、起きなくても、どちらにしろソ連にとっては重大な事態になるだろうから。とすれば、ある事件が起らなかったことが何事かを証明することもありうる、といえることになる。

3

さて、「北進」論の出現は、昨年一月以来とくに目立って民族解放戦線の勝利が続いたことによる。一年後の本年一月、事態は一層アメリカには不利になった。「わが国は現在の戦術を使っているかぎり、対ベトコン戦を勝抜くことはできない。現在の戦術に代るものとしては爆撃あるいは北ベトナムへの戦争拡大が考慮されよう。」とは昨年一〇月のグエン・カーン首相の言だが、その後「北進」がそれこそ「限定」されてしまうと、南ベトナムの政治危機が続き、グエン・カーンとアメリカの対立まで生じてしまった。したがって、一二月下旬から有力米紙の論調が、ついにもう一つの根本的仮定の崩壊を取上げるにいたった。

「一四カ月間に六回も反乱が起った事実は、援助を求め、これを利用できる南ベトナム政府が存在するとの仮定をほとんど否定するものである。南ベトナムに、忠誠な軍隊と、世論にささえられた力のある政府がなければ、米国はなにをすることもできない。……米国は勇気をもって目標を達成できないと認め、目標を放棄すべきである。決断の日はきわめて近い。」(ワシントン・ポスト紙64・12・22)

「米国の南ベトナム援助は、大多数の国民が共産主義の圧政から自由を求めているとの前提に立っている。また南ベトナム国民は勝利のために必要な努力と犠牲を惜しまないとの前提に立っている。しかし現地の情勢は、この前提にたいする疑念をしないで強めている……ジョンソン大統領は……優先的にベトナム情勢の現実と取り組まねばならない。」(12・21ニューヨーク・タイムス)

「ある朝、目を覚ましたら、米軍の撤退を求め、北と和解しようとする政府がサイゴンに生まれていたという事態もありえないことではない。」(評論家ウォルター・リップマン) 同じ頃、ロンドン・タイムス紙ワシントン電は「米国、ベトナム撤退問題に取組むか。」と

題して報じた——いまでは問題はサイゴン政府の安定でなく米国の苦境からの脱出になった、撤退も検討されているが当分は公式言明どおりの政策を続けるしかない、北ベトナム爆撃が行なわれても目的は撤収交渉での条件有利化にあるとみられる、と。かかる論調に続いて冒頭に引用したラスク発言が現われる。同発言の(一)は含みある表現のようだ。ついで一月七日から、米政府と議会と秘密会議が続いている。あらゆる仮定と幻想と希望的観測は崩れてしまった。まさしく「決断」の時は迫ったというべきであろう。大規模北進がもはやユメならば、残る途は狭いものでしかない。大規模北進でさえも、結局は解決ではありえなかったろうが、アメリカは現実には抑制されぬ限り理解できなかつたかもしれぬ。

ともあれ、民族解放戦線のねばり強い闘いと、その勝利に中ソ対立という条件が加わったことが、限定核戦争問題を呼起したのであり、限定核戦争の展望を封じたのは社会主義諸国の団結であったというとしても、南ベトナムでの政治危機の連続自体は解放戦線の闘争の結果であり、そのような政治危機が“北進”の促進剤たりうる局面から強力なブレーキに代る局面に移りうることを考えれば、正しくは社会主義勢力の団結こそ力であったというべきである。社会主義勢力の団結が重要だということの意味は、それがさまざまな形で、さまざまな角度から帝国主義に打撃を与えてゆくところに現われているといえよう。(65・1・10)

付記——ベトナムに関しては“北進論”の“衰退に代って”国際化“路線が表面化してきた。(たとえば佐藤・ジョンソン会談)”国際化“は時を稼ぎ、情勢の変化を待つ面と、前記ロンドン・タイムスの分析にいう「北ベトナム爆撃」同様の意味をもつ面と二つ考えられよう。MLFに関しては、中ソ国家関係の緩和とともに西側諸国間の矛盾がクローズ・アップされたため、西側結束第一主義(12・21ジョンソンの新年度外交方針指令第一号)の犠牲になりかねず、MLF構想の焦点である西独はジレンマに陥りそうである。ソ連新政府がベトナム問題で強硬な声明を連発したのちに、やっと今年に入ってMLF対策(1・19よりワルシャワ会議)に臨んだということ、しかもソ連首脳が西側諸国訪問の線は現象的には以前同様にみえることは注目してよいことだろう。

(65・1・18)

(愛知大学法経学部助教授国際政治学)

〔『名大評論』第9号(1965年3月刊)所収〕

21世紀アルゼンチン・ペロニスタ外交に見る 1970年代ゲリラ思想の影

松 下 洋

はじめに

21世紀に入ってアルゼンチンに登場したペロニスタのキルチネル (Néstor Carlos Kirchner) 大統領 (2003-07) と夫人のクリスティーナ (Cristina Fernández de Kirchner) 大統領 (2007-) は、彼らに先立つペロニスタのメネム (Carlos Saúl Menem) 大統領 (1989-99) とはきわめて対照的な外交を展開している。メネムが親米外交を一貫して続けたのに対して、キルチネル夫妻は米国との対決姿勢を堅持してきた。ネストル・キルチネルは、2005年11月におひぎ元のマルデルプラタ市で開催された米州首脳会議において、米国が創設を目指していた米州自由貿易地域 (Free Trade Area of the Americas, 以下 FTAA と略) 構想を挫折させた。クリスティーナ大統領は2010年に夫が急逝し、翌年再選されると息子のマクシモ (Máximo Kirchner) の主宰するラ・カンポラ (La Cámpora) という青年ペロニスタ組織に属する若手を政府内に多数登用し、このグループの影響が外交にも反映されているように思われる。政治学者シャミスによれば、ラ・カンポラは「1970年代の青年左翼と戦闘的ゲリラ組織を正当化し、経済政策では「荒削りながらも国家のより広範な経済介入」を主張し、外交においては、「(たとえレトリックとしても) ワシントンと IMF に対してより対決的な姿勢」(Schamis, 2012: 72) を打ち出しているとされ、その存在は内政のみならず外交面でも無視できなくなっている。

実際、14年6月ニューヨーク地裁が債務支払いをめぐる、アルゼンチンに対する債権の棒引きに同意しなかったヘッジファンドに有利な裁定を下すと、クリスティーナ政府は、ヘッジファンドを貪欲な buitres=秃鷹と呼んで批判すると同時に米国との対決姿勢をより鮮明にしていた (Página 12, 2014a)。そして、米国らの先進諸国の反対を押し切って国連の場でも債務国の利益を擁護するために、9月の国連総会では、政府債務の再構築プロセスのための多角的な法的枠組を創設する必要性を定めた決議を可決させ、同じく9月に国連人権委員会 (在ジュネーブ) において、ヘッジファンドの活動が人権侵害に当たるとして、その行動について顧問会議が報告を準備することを求めた決議を通過させることに成功した (Página 12, 2014b 及び c)。

勿論、こうした決議によって、債務問題が実質的に改善されたわけではなかったが、ヘッジ

ファンドとその背後に控える米国政府に公然と戦いを挑むアルゼンチン政府の姿勢に理解を示す南側諸国は少なくない。上述した国連総会決議には124カ国が、人権委員会の決議では47の理事国のなかで33カ国が賛成票を投じていたが、そのほとんどは発展途上国だったとみてよいだろう (Página 12, 2014b 及び c)。

その意味でアルゼンチンの反米外交はそれなりの反響を引き起こしているが、アルゼンチンがG-20のメンバーであることも、同国の国際的影響力を考える際に、無視できない点であろう。さらに現在の反米外交は次の二点において重要であるように思われる。

一つは、キルチネル両政権の反米的外交と軌を一にした政権が、ベネズエラ、ニカラグア、ボリビア、エクアドルに存在し、その間の連携を強めつつあることである。これら諸国間の協力関係の強化に熱心だったベネズエラのチャベス (Hugo Chávez) 大統領の死 (2013年3月) は連携の動きを頓挫させたかに見えるが、その動きが完全に潰えた訳ではない。

第二は、アルゼンチンが中国との関係を深めていることである。アルゼンチンを含め、上記の諸国の政権は、ワシントン・コンセンサスと総称された新自由政策に反対だが、中国は一部の研究者が「北京コンセンサス」(ハルパー, 2011) と呼ぶ政策パッケージを展開して、これら諸国との連携を図っている。中国の対中南米外交における主たる狙いは資源確保にあり、従来はベネズエラやペルーの天然資源に強い関心を寄せていたが、近年は食糧生産国としてのアルゼンチンとの関係を強化しつつある。14年7月アルゼンチンを訪問した習近平国家主席は、同月18日インフラ (ダムや鉄道など) への投資協定に調印し、10月31日にはそのうちの8億1400万ドルが中国元で払い込まれたことが報じられた。アルゼンチンの政府系紙によれば、「アルゼンチンはこうして外貨準備と投資のための通貨として元と統合した」(Página 12, 2014d) という。

こうした中国とアルゼンチンとの経済的緊密化は、中国の国際社会での存在感が増しているだけに、西半球の国際関係に影響を与えることが十分予想される。したがって、21世紀に入ってからペロニスタ政権がなぜ強烈な反米外交を展開しているのか、それが1990年代の同じペロニスタのメネム政権の外交と大きく異なるのは何故かを探ることは決して無駄な作業ではないであろう。

これらの問いに対する一つの答えとして小論では、キルチネルとクリスティーナ両大統領が1970年代に属することを自覚し、70年代のゲリラ運動を正当化しているとの事実注目する。キルチネル夫妻と70年代との関係を論じたある著作は、キルチネルがペロニズムの中で武闘路線を主張したゲリラ組織モンテネーロス (Montoneros) に青年期の一時期に好意的であったこと、さらに、彼には70年代への「歴史的・政治的な世代帰属意識は消し難いものがある」(Amato y Bazán, 2008: 14) とし、60年代末から70年代初めにかけて、ラプラタ大学に在籍中にFURN (Federación Universitaria de la Revolución Nacional 「国民革命学生連盟」) に属していたことを明らかにしている。より左翼的な思想の持ち主だったクリスティー

ナはFAEP (El Frente de Agrupaciones Eva Perón「エバ・ペロン結集戦線」)に所属していたという¹⁾。

キルチネル夫妻は1983年にアルゼンチンが民政移管した後、夫はリオガジェーゴス市の市長、サンタクルス州知事として、夫人は連邦上院議員として活躍した。元ゲリラの戦闘員が議会政治に戻るケースはラテンアメリカでは少なくないが、政権を取った後で、大統領とその側近が過去のゲリラ活動を公然と容認する例は余り例がないのではないか。そして、そうした姿勢が、キルチネルとクリスティーナの独特な外交に反映されていると思われるのである。

小論はこうした仮定を少しでも実証すべく、以下では、第一章において70年代世代のゲリラ思想とは何だったのかを検討する。第二章ではそうしたゲリラ思想が民政移管後に復権する過程を明らかにする。第3章では、復権したゲリラ的発想が、21世紀のキルチネルの外交にいかにか投影されているかを検討し、結論において小論の意義を述べてみたい。

1. 1970年代におけるアルゼンチン・ゲリラの行動と理念

1959年のキューバ革命はラテンアメリカ諸国に甚大な影響を及ぼし、ゲリラ運動が活発化する国が少なくなかった。アルゼンチンでも同様であり、とくに革命の立役者一人チェ・ゲバラ (Ernesto Che Guevara) が同国人であったことが、国内のゲリラ運動を一層エスカレートさせた。そうした中で、ツクマン州などの地方の農村地区を拠点としていたゲリラ運動は、67年10月にゲバラがボリビア山中で政府軍により処刑されたことを、農村ゲリラの限界を示すものと受け止めた。この結果、ゲリラ運動の中心は次第に農村から都市へと移行し、当時都市ゲリラとして急速に勢力を拡大しつつあった隣国ウルグアイのゲリラ組織ツパマロス (Tupamaros) の影響もあって、都市ゲリラの組織化がアルゼンチンでも進んだ。とくに、69年5月から6月にかけて、コルドバ市で展開された労働者と学生による反政府運動 (コルドバソ) は、66年に始まる軍政に大きな衝撃を与え、翌年にはオンガニア (Juan Carlos Onganía) 大統領を辞任に追い込み、ゲリラ運動が一挙に拡大した。当時の労働運動内の武闘派に関するある研究書は1969年のコルドバソから76年3月の軍事クーデタに至る時期を「革命期」と名付け、とくに69年から72年に至る第一局面を「コルドバソによって開かれた蜂起と武闘傾向の局面」(Werner y Aguirre, 2009: 34) と位置付けていた。実際、コルドバソ以後、都市ゲリラの組織化と強大化が進展し、70年代前半には多数のゲリラ組織が存在した。同上書

1) クリスティーナに関しては Amato y Bazán, 2008: 14を参照されたい。また、サモラは「1970年以来、ネストル・カルロス・キルチネルは、ラプラタに基礎をおいた、モントネーロスに近い組織である Federación Universitario de la Revolución Nacional: FURN (国民革命学生連盟) で活動していた」という (Zamorano, 2005: 242)。また、別の論者は、FURN において「キルチネルは極めて控え目に活動していた」としている (Di Marco, Laura, 2012: 18)。学生時代のキルチネルが左翼グループと接触を持っていたが、熱心な活動家ではなかったというのが大方の一致する見方とあってよいであろう。

によれば、その中心となった組織が、モンテネロスと ERP (Ejército Revolucionario del Pueblo: 人民革命軍) であったという (Ibid.: 35)。キルチネル夫妻が70年代の世代を高く評価するのは、これらのゲリラ組織の発想に共鳴するところがあったからであろうし、上述したように、キルチネルは一時期モンテネロスに好意的だったと推定できるので、ここでは、この組織を中心に当時の左翼ゲリラの発想をまとめてみたい。

モンテネロスは、66年にオンガニア軍事政権に反対する青年グループの組織化がブエノスアイレス市とコルドバ市で別々に進む中で、両グループが1970年5月に合体したことにより成立したゲリラ組織である²⁾。組織に加わった若者はペロニズムの支持者であり、ペロニズムの中では左翼に位置づけられるグループだった。彼らは、キューバ革命とバチカン公会議(1962年)を契機に勃興したラテンアメリカのカトリック変革運動(解放の神学; アルゼンチンでは「第三世界運動」と呼ばれた)を提唱する聖職者などの影響を受けながら、次第に自らを「ペロニスタ運動の武装部隊」と称し、武闘路線に傾斜していった。この路線は66年に軍政が復活し、民主制が再び潰えたことから多くの支持を獲得し、モンテネロスが組織の存在を公けにした2カ月後の1970年7月1日に発表したコミュニケでは、次のように武闘路線を正当化していた。

「我々の経験は、寡頭勢力(オリガルキア)と帝国主義は、闘争せずに権力を譲渡することはないことをわれわれに語ってくれている。彼らは自らの特権を維持せんがために最後の手段、すなわち、軍隊という手段に訴えるのは(66年クーデタのこと)まさにこの理由による。(中略)…したがって、権力を再征服し、ペロンの(祖国)復帰と人民による権力を可能たらしめるためには、寡頭勢力と帝国主義の軍隊を決定的に打破しなければならない」(Anzorena. 1988: 128での引用による)。

つまり、1955年に軍事クーデターにより権力の座を追われ、国外追放の身となっていたペロンを祖国に復帰させ、ペロニズムによる人民の支配を実現するには、寡頭勢力と帝国主義の最後の拠り所となっている軍隊(正規軍)を打破しなければいけないというのである。しかしながら、ゲリラが本当に正規軍を打破することが可能なのか。彼らは、キューバ革命の経験からゲリラ軍は正規軍に勝てるとしたゲバラの根拠地(フォコ)論と、それを理論的に精緻化したドブレ(Régis Debray)の「革命の中の革命」論³⁾に依拠して、実際に可能であると考えた(Sergio y Israel Lotersztain, 2010: 43)。ただし、ゲバラの失敗を教訓にして、かれらは根拠地を都市部に求め、都市部で実業家の誘拐などの行動を繰り返した。このようにモンテネロ

2) 組織の前史については Larraquy, 2010: Capítulo 9 に詳しい。

3) ドブレについて柳沢先生が、詳細な検討を行っておられた(柳沢, 1969a, 及び b, 1971)ことを、今回、先生の著作リストを拝見して知り、急遽拝読させていただいた。ラテンアメリカをも視野に入れられて研究されていたことは、まったく存じ上げなかっただけに、先生の視野の広さに改めて驚かされた。

スは軍政期に明確な武闘路線を打ち出していたが、この組織が目ざされたのは、73年3月の民政移管選挙で勝利したカンボラが5月に大統領に就任し、18年ぶりにペロニスタ政権が復活したにもかかわらず、武闘路線を継続したことだった。Monte Nérosは、FAR (Fuerza Armada Peronista: ペロニスタ武装勢力。73年10月にMonte Nérosに合流)とともに、カンボラの大統領就任直前に発したコミュニケのなかで、武闘路線の継続の根拠を次の点に求めている。

「我が国の歴史は我々に次のことを示している。すなわち、多数派になることも、選挙に勝利することも、政権に到達することも、それだけでは十分ではないことである。なぜなら、多数派が組織されず、武装していない時には、経済力と軍事力の保持者によって、多数派が無視されかねないからである。我々は、選挙での勝利により、一つの戦闘において勝利を取めたが、戦争はいまだ終結していないのである」(Ibid.: 242における引用による。下線松下)

最後の一節にあるように、戦争が終結していないと判断した以上、武装放棄はありえないことになる。実際、カンボラ政権の成立後も、政府の再三の休戦要請にもかかわらず、Monte Nérosは実力行動を止めなかった。6月20日に亡命先のスペインから帰国したペロンは、帰国歓迎集会において左右のペロニスタ間の衝突から多数の死傷者が出たことを憂慮し、武闘路線の継続に反対する姿勢を明確に示していった (Ibid.: 258)。そして、7月にカンボラを大統領の座から退け、軍部の承認のもとに、9月の再選挙に自ら出馬して勝利を取めると、10月の大統領就任から翌年7月に急逝するまで、武闘路線への反対を崩さなかった。これに対してMonte Nérosも、武闘路線支持の姿勢を崩さず、74年9月以降は地下に潜って、機関誌『エビータ・モンテネーラ』を通して79年まで宣伝活動を続けた。74年から79年に至る間の機関誌のタイトルが示すように、Monte Nérosにとってのシンボルは、彼らを弾圧したペロンではなく、52年に没した夫人のエビータに代わっていた (Bufano y Lotersztain, 2010)。75年の活動最盛期には作戦部員が5,000から1万、支援者、理解者、同情者は10万近くに達したとも言われている (杉山, 2011: 119)。

こうした武闘路線への固執の姿勢がMonte Nérosと、1946-55年の政権担当期の伝統的ペロニズムと異なる第一の特色とすれば、第二の特色は、運動論の中に60年代後半から70年代初めにラテンアメリカ思想界を席卷した従属論を取り入れたことだった。この結果、彼らの反帝国主義の主張は、伝統的ペロニズムよりも反資本主義=親社会主義が顕著だったことである。1974年12月のMonte Néros機関誌には従属的資本主義に反対して次のように述べられている。

「帝国主義と国内の支配階級は、社会全体に彼ら独自の考えや、理論、習慣を押し付け、従属と資本主義的搾取が『我々の伝統的生活様式』であることを示すことで、(変革するはずの) 現実を隠蔽している。(中略) したがって、我々のイデオロギーは革命的であ

る。なぜなら、ペロニスタの労働者階級は、祖国を窒息させている独占的で従属的な資本主義に根底から疑問を投げかけているからである。決定的な解放は、資本主義的で従属的な構造を打倒し、ペロニズムの掲げる三つの旗（後述）を実際に具体化し得るような民族的社会主義を達成することによって可能である」（*Ibid.*: 62における引用による）。

つまり、反帝国主義の闘争は、アルゼンチンの従属的資本主義に対する闘争に他ならず、それは武装闘争を通して資本主義体制を打倒し、社会主義を実現することによってはじめて完成されるというのである。こうした発想は、当時のラテンアメリカ従属論者のなかでもっとも急進派として知られたフランク（André Gunder Frank）の主張に酷似していたことは明らかである（松下，1987：第3章）。フランクは世界を先進国としての「中枢」と低開発国としての「衛星」に二分し、「衛星」が低開発から脱却するには、武装闘争により資本主義体制を打破して社会主義を実現しなければいけないとした。なぜなら、低開発は資本主義の属性であり、「資本主義の世界的拡張・発展という同一の歴史過程が（「中枢」に）経済発展と（「衛星」に）構造的な低開発の両方を同時に生み出すからであった（フランク，1976：36）。とすれば、「衛星」が従属から脱するには、キューバ革命がそうであったようにゲリラ戦争によって資本主義を打倒し、社会主義に移行する以外にありえないというのである⁴⁾。

このように、Montenarosの主張には、フランク説の影響が明らかに見て取れるが、彼の説をそのまま受容したのではなかった。たとえば、かれらが目指した社会主義は、キューバ型のものではなく、上記の引用にあるように「民族的」という形容詞つきだった。言い換えれば、アルゼンチン的な社会主義とは、「三つの旗」すなわち、経済的自由、社会正義、政治的主権＝自主外交というペロニズムの三つのスローガンの完全な実現を意味していた。それが、社会主義という名に値するか否かはともかく、79年に成功したニカラグアとイラン革命について、Montenarosのリーダーのフィルメリッチ（Mario Firmerich）は、両国の革命はともに武装した大衆の蜂起が結合したものである点では共通していたが、それを実現した組織はそれぞれの国の「歴史に根差して生まれた」（Pagliai y Velez, 2010: 252の引用による）ことを指摘していた。ただし各国の独自性を重視するこうした発想、さらには「民族的な社会主義」がペロニズムの三大スローガンの実現にあったとしても、Montenarosの言う社会主義と伝統的ペロニズムとの間には決定的な違いがあった。それは、ペロンが階級闘争に代わる階級調和を志向したのに対して、Montenarosは「ペロンのイデオロギーは我々のそれとは相容れない。我々は社会主義者なのだから」（Bufano y Lotersztain, 2010: 29）との発言からも明らかのように、労働者階級に期待を寄せていたことだった。

以上の素描から明らかのように、Montenarosは国の歴史的現実としてのペロニズムを基

4) フランクの従属論がキューバ革命を学問的立場から正当化する意図を持っていたことについては松下，1986：90，註(24)を参照されたい。

盤に、フランクらの従属論に影響を受けながら、伝統的ペロニズムとは相違した武闘路線による従属的資本主義の打倒と社会主義の実現を目指した組織と要約できるだろう。21世紀初頭のアルゼンチンにおいて政治の実権を握ったキルチネル夫妻とその側近が自らを70年代の世代という時、それは上述したモントネーロスの見方に共鳴する部分があったことを示唆していた。勿論、そのことは70年代のゲリラの発想が21世紀にそのままあてはまると彼らが考えたことを意味しない。その間の時代の変化に伴ってゲリラ組織の思想にも大きな変化が生じ、他のラテンアメリカ諸国と同様に、アルゼンチンでも武装解除が進み、民政に参画するに至っている。また、上述のフランクに至っては、従属論からほぼ完全に離脱した⁵⁾。ただし、そうした中であって、アルゼンチンでは、70年代の左翼に対する再評価が他国以上に今日の内政と外交において重要な意義を持っているように思われる。それは、76年から83年に及んだ軍政が南米では最も多くの犠牲者を生み、過酷な人権抑圧が行われたこと⁶⁾に対する反省から、民政移管後は軍政に対する糾弾の裏返しとして、ゲリラ運動への理解、再評価が進んだ結果ではあるまいか。つまり、民政移管後のアルゼンチンでは他の国々と同様に、軍政期に職場を追われ、海外に逃れた人々が前職に復帰するといった通常の復権プロセスが起こったが、それだけでなく、ゲリラの主張を正当化する、いわば思想的復権が生じていたのである。次節でアルゼンチンに特異な思想的復権過程を分析してみよう。

2. ゲリラの思想的復権過程

1983年12月に民政移管後の初の大統領に就任した急進党のアルフォンシン (Raúl Alfonsín) は共和国史上初めて、軍政の指導者を人権抑圧の罪で裁判にかけるなど、軍政期の人権抑圧を厳しく糾弾する政策をとった。とくに就任5日後には La Comisión Nacional sobre la Desaparición de Personas (以下 La Conadep と略、「失踪者に関する国家委員会」、以下「委員会」) を設置し、人権侵害に関する真相究明に当たらせることにした。と同時に軍政時代に、

5) フランクは、遺作となった『リオリエント』(原著1998年)の「まえがき」において、当初は、従属資本主義の起点をコロンブスのアメリカ大陸発見時に求めていたが、その見方を撤回し、次のように述べている。

「もし、『資本主義』などというものがあるとせば、もっともいまの私はないだろうと思っているのだが、それでもあるとせば、……それは1800年以來のヨーロッパでの産業革命から始まったとする方がよように思われる」(フランク, 2000: 27)。

なお、訳者の山下は同書に関する書評論文を以下のような書き出しで始めている。

「フランクは変身した。彼はもはや従属論者として知られた、かつてのフランクではない」(山下, 1999: 120)。

6) 公式統計では犠牲者の総数は8,960名 (La Conadep, 1985: 16) だが、後述のように3万にも及ぶともいわれる。なお、米国の政治学者シキンクによると、70年代から80年代で圧制の犠牲者(死者と行方不明者)の総数がラテンアメリカ内部で最も多かったアルゼンチン、チリ、グアテマラとエルサルバドルの4カ国の中でグアテマラが第一位、アルゼンチンとエルサルバドルがそれにつづいていた (Sikkink, 2004: 91)。

公職，たとえば教壇を追われていた人々の復職が実現した。ここに，ゲリラ組織の関係者の公的復権が実現したのである。

こうした動きと並行してかなりのタイムラグをともないつつも思想的復権が徐々に進行した。ただし，ここでいう思想的復権とは基本的には，76年から83年に及んだ圧政においてゲリラ組織にも責任があったのか否かにかかわることである。そして，この問題についての議論に先鞭をつけたのもアルフォンシン大統領だった。彼は就任直後の83年末に，軍部が民政移管直前に定めた恩赦法（軍政期の軍の行動は訴追されない）を破棄して，行政命令157号と158号を發布した。前者は，7名のゲリラ組織の指導者を，後者は陸・海・空の三軍の総司令官を，ともに訴追することを命じたものであり（Crenzel, 2008: 57-58），アルフォンシン政権が軍政下での抑圧が軍部の責任であることを認めつつも，軍部にそうした行動をとらせた要因としてゲリラの責任も免れないとのスタンスであることを明確にした。このいわゆる「二つの悪魔説」（ゲリラと軍を元凶とする）は，上記の「委員会」が作成した報告書にも貫かれていた。84年11月に公刊された報告書はタイトルがスペイン語で *Nunca MAS*（『決して再び』〔過ちを繰り返してはならないの意〕）と表記されたことが示すように，軍部による人権抑圧が二度と繰り返されてはいけないという委員会の堅い意思が明示されていたものではあったが，同時に「序文」では「70年代のアルゼンチンは，極右と極左によって引き起こされた恐怖により，動揺させられた」こと，さらに「テロリストの犯罪に対して，軍部は打倒した相手をはるかに上回る悪辣なテロリズムを以って応えた」（La Conadep, 1985: 7）と述べ，喧嘩両成敗的立場を明らかにしていた。要するに，76年から83年に至る軍政下において共和国史上最悪の人権侵害が生じたのは極右（軍部）だけがその責めを負うのではなく，極左（ゲリラ）にも責任の一端があったというのだった。この報告書（以下『決して再び』と表記）は84年9月20日に大統領に手交され，当日それを記念して挙行された首都での行進には「ほとんどすべての人権団体」が参加したが，軍政下で国内外からもっとも注目された人権団体だった「5月広場の母親の会」（以下「母親の会」と略記）⁷⁾は参加を拒否し，政党では社会主義運動と労働党といった少数の左翼政党だけがボイコットしたという（Gorini, 2008: 216）。「母親の会」が参加しなかった理由として，会長のボナフィニ（Bonafini, Hebe Pastor de）は，報告書の全容が公刊されておらず，人権侵害の実行者の具体名が記載されない以上，参加できないと述べていた（*Ibid.*: 214での引用による）。そして，報告書の全文が公刊されると機関紙などを通して，『決して再び』への批判を開始した。1985年1月の機関紙に掲載された「*Nunca MAS*の策略」と題する記事では，軍部による弾圧が左翼ゲリラのテロに対応するためだったとする上に引用

7) この組織については，Goriniが上下合わせて1250頁に達する西語の大著（Gorini, 2006及び2008）を刊行している。英語では，Bouvard, 1994，邦語では，出岡1991，杉山2011，松下2010などを参照されたい。

した「序文」の見方を最も厳しく糾弾していた。その理由は、第一に軍政が開始された76年3月の時点で、ゲリラ組織は「ほとんど壊滅状態にあった」(*Madres de Plaza de Mayo*, 1985a: 7) ことである。すでに触れたように、73年10月にペロンの大統領就任後、左翼ゲリラへの弾圧が強化され、その政策は彼の死後イサベル・ペロン (María Isabel Martínez de Perón) 大統領によっても継続されており、「ほとんど壊滅状態にあった」というのは誇張だった⁸⁾としても、機関紙の主張にも一理があった。第二の理由は、『決して再び』が国家テロリズムの真の理由を隠蔽しているのではないかということだった。というのは、「多国籍企業と帝国主義に硬く結び付けられた経済計画は、政治的反对者に対する系統だった抑圧を必要とする」からだった。これを裏付けるものとして、数千人にも及ぶ労働運動の活動家が拉致され、『決して再び』に記載された職業別失踪者数でも労働者は30.2%と群を抜いていた⁹⁾ことを紹介している。第三に、左翼のゲリラの犯罪が国家テロリズムを余儀なくしたとする「イデオロギー的詭弁」は「つまるところ抑圧を正当化する危険な道」を浮き彫りにするものだというのである (*Ibid.*: 7)。

こうした主張の中で特に注目されるのは、二番目の論理である。なぜなら、そこには70年代の前半にモントネーロスらが展開した反帝国主義の論理が明瞭に見て取れるからである。言い換えれば、当初は行方不明となった息子・娘を探すだけで政治色のない運動であった「母親の会」¹⁰⁾が今や左翼イデオロギーを受容するに至ったのである。こうした変化が何に由来するかについて、少なくとも3つの要因が指摘されよう。

第一は、「母親の会」の中にはもともと左翼イデオロギーのシンパがおり、軍政期には弾圧を恐れて口外を避けていたが、民政に移行したことを契機に自由に発言するようになったことが考えられる。例えば、会長のエベは、自身で党名を特定したことはないが、PRT (Partido Revolucionario de los Trabajadores: 革命的労働者党) で活動していたことが指摘されている (Gasulla, 2012: 19)。

第二に、母親たちが息子・娘たちから影響を受けて左傾化したことが考えられる。息子・娘がその思想にゆえに命を失ったことを高く評価し、機関紙には、「我々の息子・娘たちは人民のため命をささげたのです。私たちはその例にならいます」(*Madres de Plaza de Mayo*, 1987: 9) といった類の表現がよく見られたし、エベも「私たちは史上初めて、息子・娘たちから生まれた母親なのです」(Di Marco, Graciela, 1997: 134での引用による) と誇らしげに

8) 70年代から80年代にかけて起こった失踪事件のうち、9割は76年3月のクーデタ以後に起こったと言われている (Crenzel, 2008: 171)。

9) 数字は La Conadep, 1985: 296に記載されていたもの。

10) 1977年4月に活動を開始した母親たちは79年8月22日に市民組織として登録されたが、その趣意書は「我々はいかなる政治的目的にも動かされない」と明言していた。趣意書の全文は Gorini, 2006: 315-6にある。引用箇所は p. 315。

語っていた。普通は親から子へと思想が継承されるとすれば、「母親の会」のメンバーたちは、世代間の順序を逆転させたのであった (*Ibid.*: 134)。とすれば、モントネーロスで見たような若者の反帝国主義の理念を受容した母親たちが機関紙を通して、その観点から『決して再び』を批判したとしてもおかしくないであろう。

第三に、「母親の会」を取り巻く環境が軍政期と民主化後ではすっかり様変わりしたことである。軍政期には軍の人権侵害に反対する急先鋒だった「母親の会」は、民主化に向けた「国民的シンボル」(Gorini, 2006: 第4章)とも評され、その活動は党派を超えて賞賛の対象だった。ところが、民政移管後は軍部との妥協を図るアルフォンシン政権との対決姿勢を強め、次第に孤立していった。先述したように、『決して再び』を大統領へ手交する日に挙行された行進をボイコットした主要な人権団体は「母親の会」のみだったし、政党では二つの左翼小政党だけが同様な行動をとっていた。こうした孤立的状況で、「母親の会」は左翼グループとの結びつきを深めていき、その影響が機関紙にも明瞭に認められた。なかでも、機関紙 (*Madres de Plaza de Mayo*, 1985b: 6, 7, 17) は、無政府主義者で労働史家として著名なバイエル (Osvaldo Bayer) による『委員会』の議長だった作家サバト (Ernesto Sábato) への批判を掲載するなどして『決して再び』に反対する姿勢を鮮明にしていった。こうした左傾化に対して「母親の会」の一部は、エベの会運営方針への反感も加わり、86年4月に「創設時の基本路線を堅持する5月広場の母親の会」を設立してエベと袂を分かった (Gorini, 2008: 554-555)。この分裂の結果、『母親の会』の左傾化は一層進むことになった。このことは、その時点では会のさらなる孤立化を意味したが、90年代後半から『母親の会』を取り巻く環境には次第に変化が生じた。逆風から順風が吹き始めたのである。

変化を生んだきっかけは95年2月に軍部による非人道的な手段が明るみに出たことだった。海軍大佐シリngo (Adolfo Scilingo) が、軍部の抑圧手段の一例として逮捕者の一部を、飛行機から生きのまま海中に投げ込むことがあったことを告白したのである。「死の飛行」というショッキングな殺戮が実際に軍部によって実践されていたことがわかると、「二つの悪魔説」に代わって、軍部批判が一挙に高まることとなった¹¹⁾。

この告白事件をきっかけに、国民の意識が変化する中で96年になると、出版物や映画において社会と抑圧との関係についての捉え方にも変化が生じた。『決して再び』の初版が出された1984年当時はすでにみたように、社会は二つの悪魔によって「動揺させられた」として、社会も一般の人もその犠牲者だったと考えられたのに対して、社会全体が実は抑圧の「共犯者」だったとする発想が強まったのである。実際、76年の軍政の始期には、大学生、知識人、

11) 「死の飛行」の事実が明るみに出たことが、「二つの悪魔論」を改めさせるきっかけとなったことについてはクレンツェル (Crenzel, 2008: 154) を参照されたい。なお、オテロもクレンツェルにならって95年半ばを変化の生じた起点としている (Otero, 2008: 86-87, 102-103)。

労働運動指導者、新聞記者、教会が、軍事クーデタを支持していたことを指摘する見解が登場した (Crenzel, 2008: 165)。こうして、「二つの悪魔説」に代わって、90年代半ばからゲリラ組織ではなく軍部だけに抑圧の主因を求める多様な説が提起され、「革命的暴力」に走った青年たちは、国家のために命を犠牲にした英雄ではなかったが、決して悪魔ではなかったとする見方が強まった (Otero, 2010: 108)。ここに、「二つの悪魔説」が否定され、ゲリラ組織の思想面での復権過程が始まったのである。

この復権の過程を決定的にしたのが、2003年10月にキルチネル政権が誕生したことだった。2003年4月の大統領選において得票率が22.24%で第二位だったペロニスタ党のキルチネルは、第一位で同じくペロニスタだったメネム (Carlos Saúl Menem) が決選投票4日前に突然候補を辞退したことでいわば、たなぼた式に大統領の座を射止めたのだった (篠崎, 2003: 42)。歴代大統領では最低の支持率だったキルチネルは、政権を強化するために市民社会組織の取り込みを図った。なかでも、「母親の会」と同時期に結成されていた「五月広場の祖母の会」(妊娠中の娘が行方不明となった母親たちが生まれたはずの孫を探すために77年に結成された)、さらに成人した失踪者の息子・娘たちが組織した H.I.J.O.S (「息子たち」の意) に働きかけ、これらの人権団体の支持をとりつけることによって、「人権」を政権の政策的支柱に据えたのである¹²⁾。

こうした戦略は、当時のアルゼンチンでは、政権の性格を明確に示す上で極めて有効であった。なぜなら、それは彼に先立つ大統領、とくに選挙戦の対抗馬であったメネムとの政策的な差異を明確にする格好の材料となったからである。やや立ち入ってこの点を見ておくと、民政移管後の初代大統領であったアルフォンシンは軍部の圧力に屈して、二つの「免責法」、すなわち、1986年の終結法 (同法の施行後60日以内に裁判所より出頭命令を受けないものは、人権侵害で刑事訴訟を受けることはない)、翌87年の「服従法」(上官の命令に従って行った犯罪については処罰を受けない) を制定していた。この政策をさらに進めたメネムは軍事評議会のメンバーに恩赦を与えるに至っていた (Sikkink: 11)。キルチネルの人権政策はこうした方向を逆転させ、2003年8月に議会に、上記の免責二法を無効とする法を通過させ、2005年6月最高裁に上記二法を違憲とする判決を出させるのに成功した (Ibid.: 14)。一方、「母親の会」は、キルチネル政権のこうした方向を歓迎し、ここにキルチネル政権と「母親の会」らの人権団体との蜜月が始まった。しかも、キルチネルがすでに触れたように、決して熱心な活動家ではなかったにせよ、70年代初めにはモントネーロスに好意的で、左翼思想にある程度影響を受けていたとすれば、すでに見たように「母親の会」の左傾化は、キルチネルと「母親の会」

12) 政権に取り込まれた人権団体の中で、「母親の会」は資金の流用をはじめとする不正を行っていたことが2011年に発覚し、常時着用する真っ白なスカーフから連想される運動の清廉潔白なイメージは大きく傷ついた。「母親の会」の不正については Gasulla, 2012。なお、両キルチネル政権では外交を含め、不正・腐敗が目につくが、小論の中心テーマではないので、意識的に言及を避けた。

との接近を容易にする一因となったことは間違いない。

ただし、その人権政策が「母親の会」をはじめとする人権団体だけに支持されたのではなかった。すでに見たように、90年代後半から「二つの悪魔説」は大幅に後退し、84年に『決して再び』の初版が刊行された当時に比べると、2003年にキルチネル政権が誕生したころには、軍部への批判が一層強まり、その分だけゲリラへの同情と理解が深まっていた。このことを象徴するのが、軍政（76-83）の起点となった76年のクーデタから30年を経た2006年に『決して再び』の増刷版が刊行された際に、初版の「序文」の前に、新たに国家人権庁の手になる「クーデタ30周年版」と題するまえがきが追加されたことだった。

そこでは、次の諸点において「母親の会」を高く評価し、またその主張に同調していた。第一に、30年間に高まった「真実・正義・記憶を求める要求」は、「様々な社会セクターの中心的な要求」の結果であったとしつつも、「母親の会」を特記して、暗にその功績を高く評価していた（La Conadep, 2006: 7）。第二に、ゲリラ活動の過激化に対処するために軍部が抑圧を余儀なくされたとするような「国家テロリズムを正当化しようとする試みは受け入れがたい」（*Ibid.*: 8）として、明確に初版の「二つの悪魔説」を否定していた。第三に、失踪者の数が初版に記載された8,960名¹³⁾を改めて、「母親の会」が主張していた3万人（La Conadep, 2006: 7）としていた。第四に、軍政が登場した時にゲリラは軍事的に敗北していたとする「母親の会」の見方を受け入れ、圧政の理由をゲリラとの戦争以外の要因、すなわち、「特権と外国の利益に奉仕」（*Ibid.*: 8）し、その目的が「政治的・社会的運動の再発を阻止すること」にあったとしていた。要するに、軍政が外資と国内の特権階級の利益を守るためだったというのであり、やや婉曲な言い回しながらも、「母親の会」の『決して再び』への批判を基本的に受け入れたのである。ここに、「二つの悪魔説」は30年を経て公的に否定され、ゲリラ組織はその行動はともかく、思想的に復権を果たしたのである。ただし、ここで留意したいのは、そうした変化がキルチネル政権の登場以前の1995年ごろから起こっていたことである。

さらに付け加えるならば、ほぼ同時期に国連やOASなどの国際機関の場でアルゼンチンの外交が人権問題の国際的な改善に向けて積極的な役割を果たしていたことも無視できない。この点についてはシキンクの研究（Sikkink: 2008）に詳しいが、すでに触れたように、2003年に政権についたキルチネルが低い支持率を挽回するために人権問題を取り上げたことは否定できないとしても、それが政治資源として有効な条件が21世紀初めまでに準備されていたのである。キルチネルは、彼に先立つ諸政権が、とくにメネム長期政権（1989-99）が目もくれないこの政治資源を最大限活用して成功を取めたといつてよいであろう。ラ・カンボラに関する著作の冒頭の部分でディマルコは、「人権政策におけるキルチネル主義の政策は、恐らく彼の政権のもとで上げた主要な成果の一つであろう。」（Di Marco, Laura, 2012: 18）と述べて

13) 註6)を参照されたい。

いる。

以上の考察から、アルゼンチンにおいて、70年代から80年代にかけての国家による抑圧、いわゆる国家テロリズム（杉山，2007）が、南米最大数の犠牲者を生み出し、また、その手段があまりに非人道的で批判を招いたことから、ゲリラの再評価と復権につながったことが明らかにされたであろう。とくに彼らの反帝国主義が70年代の遺産として21世紀に引き継がれてきたことは、小論の「はじめに」で紹介した近年のアルゼンチンの反米外交と深くかかわっていると考えてよいであろう。次節では、復権したゲリラの主張が、自らを70年代の世代と位置づけるネストルとクリスティーナ両政権の外交と具体的に如何にかかわっていたかを見てみよう。

3. 21世紀のアルゼンチン外交

(1) 理念型としての「周辺のリアリズム外交」と「自立的外交」

ところで、70年代のゲリラ思想が21世紀の両ペロニスタ政権の外交に如何なる影響を与えてきたかを確認するには、両政権の外交が従来のアルゼンチン外交とどの程度相違するのか、またそうした相違が70年代のゲリラ思想に少なからず起因することを明らかにすることが必要である。もっとも、第一の問いに答えるには従来のアルゼンチン外交の歴史的展開過程を見る必要があるが、それは小論の枠を超えた問題なので、ここではアルゼンチンの外交に永らく存在してきたと思われる二つの理念型を抽出するにとどめ、それを基に両政権の外交を分析してみたい。

その際、1950年代にプレビッシュ（Raúl Prebisch）を中心に ECLA（Economic Commission for Latin America「国連ラテンアメリカ経済委員会」）が提起した「中心＝周辺」理論を援用することにしたい。先述のフランクは、この理論を修正して「中枢＝衛星」と捉え直し、いわゆる従属論を生み出したことは改めて指摘するまでもないであろうが、アルゼンチンの外交研究者エスクデ（Carlos Escudé）が指摘するように「ほとんどの中心＝周辺理論の焦点が厳密には外交政策には置かれて来なかった」（Escudé, 1997: 4）ことも事実である。しかしながら、19世紀の後半以降、農牧産品の輸出拡大を国是としてきたアルゼンチンにとっては、周辺国として中心との間に良好な関係を維持することが外交面における最大の課題であることは否定し難いことだった。なかでも、中心国としての英国とアルゼンチンの関係は、きわめて際立っており、それが一時期のアルゼンチンを世界有数の富国に引き上げる一因となったのだった。この点を重視した筆者は1971年の『アジア経済』（11月号）に発表した「第二次大戦におけるアルゼンチン中立外交の史的考察——英ア関係を基軸にして」のなかで、アルゼンチン外交を分析するうえで、「中心＝周辺」理論の有効性を指摘したことがあった（松下，1987: 第9章）。米州関係に詳しい米国の歴史家タルチン（Joseph A. Tulchin）も、米ア関係史に関する著作のなかで「アルゼンチンの国家利益は、ヨーロッパの主要な市場との通商的つながりに集中

し、可能な限り最良の価格で輸出を極大化し、その一方で、国の成長を財政的に支えるのに必要な外資に門戸を開放しておくことと定義された」(Tulchin, 1990: 287)と述べている。タルチンは「中心」といわずに「ヨーロッパの主要な市場」という表現を使っているが、アルゼンチン外交を周辺国として見る筆者の理解とほぼ同じといってよいだろう。なお、先にフランクが従属論を放棄したことに触れたが、グローバル化の進展する中で、ECLAが先導した「中心＝周辺」理論もECLAC(1980年代にECLAはカリブのCを加え、ECLACになった)自身によってその概念が放棄されるに至っている(Leiva, 2008: 9)。それでも、エスクデは最近の論文のなかで、中国の台頭といった国際関係の大きな変動にもかかわらず、なお、「周辺国リアリズム」の概念が有効であることを主張しており(Escudé, 2012)、筆者もアルゼンチンが依然農牧輸出と外資に依存し続ける限り、「中心＝周辺」の概念はアルゼンチン外交の分析に有効だと考える。とくに、それはアルゼンチン外交の理念型を抽出するのに便利だからである。

そうした理念型の一つがすでに見た周边的リアリズム外交であり、歴史的にみてこの枠組みによって説明される外交政策は少なくなかった。たとえば、この外交は中心国との良好な関係の維持を重視したために、周辺＝中心の関係を乱しかねない国とは疎遠となる傾向があった。19世紀の後半以降、英国をはじめとする欧州諸国との間に周辺＝中心の関係を構築したアルゼンチンが伝統的に米国に対し批判的であったのは、このことから説明できる。実際、1889年に第一回汎米会議がワシントンで開催された際、代表のサエンス・ペーニャ(Roque Sáenz Peña)は、米国代表の「アメリカは南北アメリカのために」との主張に対し、「アメリカは人類のために」というスローガンを掲げ、自国とヨーロッパとの結びつきを強調して、汎米主義の進展に反対する意向を表明した。この政策は50年以上も維持され、その後も外交原則として重視されてきた(Tulchin, 1990: 77-78)のだった。

ただし、アルゼンチンにとっての中心国は、第二次大戦後は英国の衰退を受けて、次第に米国にとって代えられていった。そして、ペロニスタのメネム大統領時代(1989-99)には、米国との協調を軸とした典型的な周辺国リアリズム外交が展開された。当時の両国の関係はたびたび「男女の仲」(Cisneros, 2014: 326)と揶揄されたほど良好だった。

周辺国という概念を使って外交史から抽出される外交に関する第二の理念型は、中心＝周辺関係にあるという自覚が周辺国の国際的脆弱性を認識させ、自立的外交を生み出してきたことである。民族主義的外交と言い換えることができるこのタイプの外交は、大別して二つの路線がある。ひとつは、中心国あるいはその他の工業国との協調型とくに資本の導入による周辺から脱却＝工業化を目指す協調路線であり、今一つは国有化などを通して中心国からの自立を目指す、対立型路線である。二つの路線の内、後者の場合は、中心国との韌帯の弱体化に伴うマイナスを補填するために、他の工業国あるいは他の周辺諸国との連帯が必要とされた。

この自立型外交は、ペロン政権(1946-55)時代に実施され、1947年には英国系鉄道が国有化され、47年7月には「経済的独立宣言」が高らかに謳いあげられた。ペロン時代は、以前

の中心国だった英国に代わってアルゼンチンでも米国の比重が増しつつあった時期に当たっていたことを受けて、ペロンは米国と対立するために、英国との伝統的軛帯の維持につとめざるを得なかった（松下，1987: 254-7）が、英国にはかつての国力はなく、結果的にペロンは米国への経済的依存を深める方向へと転じ、55年のスタンダード・オイル社との石油協定の締結は、政権に対する国民の不信感を助長し、同年に彼が失脚する一因となったのだった。このことは自立型外交の難しさを物語っていた。73年にペロニスタ政権が復活すると、カンボラは米国への依存を減らすために、ラテンアメリカやアジアなどの第三世界諸国との連帯を目指す。が、政権自体が49日と短命に終わったことから、外交的に成果を上げなかった（Tulchin, 1990: 254-5）。民政移管後の初代大統領となったアルフォンシンも非同盟会議などを通して第三世界との協調を目指す外交を展開しようとした（松下，1993: 300-2）が、インフレや人権問題などの国内問題の処理に追われ、外交面で新機軸を打ち出すには至らなかった。

以上のように、アルゼンチン外交を周縁的リアリズムと自立的外交という二つの理念を用いて概括してみると、周縁的リアリズムが外交指針として有力な時は中心国以外の国々との関係は重要性が低下するのに対して、自立的外交が目指された時には、中心国以外との関係強化が図られてきたといつてよい。ただし、状況によっては、周辺国リアリズムを志向しつつも、中心国との関係を損なわない限りにおいて近隣諸国との経済関係の強化が図られることもあった。周縁的リアリズム外交が経済利益を最大の目的とする以上、近隣諸国との関係強化が経済利益の増進に役立つのであれば、それに反対する理由はなかった。米国と緊密な関係を構築することに腐心したメネム政権が、1991年にメルコスールの設立を定めたアスンシオン条約に調印するなど、近隣諸国との関係強化にも熱心だったのはその一例であった。つまり、実際の外交政策は、二つの理念型が組み合わされて展開されることが少なくなかったのである。このことを踏まえ、以下では21世紀のネストルとクリスティーナ・キルチネル政権の外交を分析し、そこに70年代のゲリラ思想がどの程度反映されているのかを検討してみよう。ただし、紙幅の関係もあり、ここでは両政権の下で実施された、ごく限られた少数の政策に言及するにとどめざるをえなかった。

(2) キルチネル外交 (2003-07)

2003年5月大統領に就任したキルチネルは、就任演説で外交政策においてはメルコスールを基盤とした近隣諸国との協調を表明した（篠崎，2003: 42）が、上述したことから明らかなように、それだけではその外交姿勢がどこにあるのか、周縁的リアリズムの方向に向かうのか、それとも自立的外交を目指すのかは判断できなかった。しかしながら、彼の在任中にラテンアメリカで左翼政権が相次いで出現すると、こうした左翼政権との結びつきを深めていった。すなわち、1999年にすでに政権の座にあったベネズエラの急進派のチャベス大統領に加え、ブラジルではキルチネルより5カ月前の93年1月に左派のルーラ（Luiz Inácio Lula da Silva）政権が発足しており、ウルグアイでは2005年に元ゲリラ組織ツパマーロスの戦闘員

だったバスケス (Tabaré Vázquez) が、ボリビアでは2006年に左派のモラーレス (Evo Morales) が、大統領となった。キルチネルはとくにチャベスとの親交を深め、米州機構 (OAS) などの場でチャベスの反米外交に同調する姿勢を示した。例えば、2005年5月の事務局長の選出において、ベネズエラとアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイの連帯により1948年の発足後初めて米国の推した候補者でないチリの元外相を当選させることに成功した (Williams, 2012: 338)。また、翌6月には民主主義の進展をチェックする機構の創設を意図した米国の試み (チャベス政権による言論弾圧を批判し、その影響力を減じるため) も、これらの左翼政権の結末の前に挫折を余儀なくされた (*Ibid.*: 338-9)。そして、冒頭で触れたように、キルチネル大統領自身が主催したアルゼンチンのマルデルプラタ市における第4回米州首脳会議 (2005年11月に開催) では、米国の企図したアメリカ大陸全体を包含した FTAA 構想を葬り去ったのだった。

こうした一連の外交を、我々は自立的外交の理念型に近いと考えるが、エスクデは、メネム大統領とともに始まった周辺的リアリズム外交は2012年 (論文の脱稿時) に至ってなお有効であり、キルチネル外交とメネム外交との共通する一例として、FTAA への反対という点で一致していたことをあげている (Escudé, 2012: 530)。この点に関する共通性が何に起因するかは今後検討すべき課題だが、キルチネルの FTAA への反対は上述したような左翼諸政権との連帯の一コマとみるべきで、自立的外交の一例と見るのが妥当であろう。

では、彼が左翼諸政権と連携しようとしたのはなぜなのか。恐らく、その理由はすで見たような二つの要因、すなわち、学生時代に抱いていた革命思想への共鳴と人権政策を推進する過程で左翼思想を受容していったことが指摘されるであろう。ただし、2005年の米州首脳会議の席での演説に関する限り、70年代左翼の強烈な反帝国主義の論理は見られなかった。むしろ、世界一の経済大国としての米国の役割を認め、その役割を十分果たすことに期待を表明していた。ただし、それは従来の政策とは異なったものでなければならぬとした。なぜなら、従来の政策はラテンアメリカに悲惨と貧困という社会的に大きな悲劇をもたらしただけでなく、民主的な政府の崩壊といった制度的不安定を引き起こしてきたからであった。そして、批判の目は米国の主導する経済統合の在り方にも向けられた。貿易の自由化による広域市場の拡大を目指した米国に対し、キルチネルは「市場は経済を組織するが、(公正な) 社会を形成することはない」と述べ、社会問題の是正には国家の役割が重要だとした¹⁴⁾。

こうしたキルチネルの打ち出した方向は、ブッシュ (George Bush Jr.) 政権の方針とは明らかに相違し、マルデルプラタ会議は FTAA の死を意味する結果となったが、キルチネルはこの会議の演説ではとくに強い反米批判を含んでいなかった。これは主催国の代表としての立

14) 演説の全文は、[http://www.summit.americas.org/november 2005, Speech by the President of Argentina, \(Spanish\) Dr. Néstor Kirchner, 2014年12月30日閲覧。](http://www.summit.americas.org/november 2005, Speech by the President of Argentina, (Spanish) Dr. Néstor Kirchner, 2014年12月30日閲覧。)

場、露骨な批判を避けたことは否めないが、キルチネル政権を、自立型外交の理念型から見ても不徹底だったことは明らかだった。それは、外資への批判とくに国有化政策を取らなかったことである。つまり、キルチネル政権が70年代のゲリラ思想の影響を受けていたことは否定できないが、実際の外交に影響を与えることはほとんどなかったといってよいだろう。ただし、自立型外交に絶えず見られたことだが、中心国以外との経済関係の強化を図った。すでに触れた近隣の左翼政権との連携がその一例だが、一時期モンテネーロスに所属し、キルチネル政権を当初は支持していた作家のボナッソ (Miguel Bonasso) は、カナダの鉱山会社との間の「いかがわしい関係」を暴き、キルチネルを「メネム主義の継承者」と批判して袂を分かったという (Di Marco, Laura, 2012: 30-1)。このことは自立型路線を貫徹することの難しさを示す今一つの例といえよう。

(3) クリスティーナ政権とラ・カンボラ

2007年10月の大統領選で45%の得票を得たクリスティーナは、2010年10月の夫の急逝が同情票を集めたこともあって、11年10月の選挙では54%の支持を得て、連続当選をはたした (Schamis, 2013: 174-6)。この結果、2015年12月までの8年間はクリスティーナ外交期ということになる。現時点ではまだ1年近くを残しているが、7年にわたったその外交に上記の理念型を当てはめてみると、まず指摘されるべきは、それが自立型外交の典型であることである。

そう考える第一の理由は、キルチネル政権が実施するに至らなかった国有化政策に手を付け、2009年にはスペイン系の会社の所有するアルゼンチン航空を、12年には同じくスペイン系の石油会社 (YPF-Repsol) を国有化したことだった。両社ともメネム大統領時代に民営化されたものであり、いわゆる再国有化であった。とくに、後者については当初「チャベス流の接収」 (Schamis, 2013: 175) が企図されていたが、最終的にアルゼンチン側が譲歩し、補償することで決着した。

第二の理由は、「はじめに」でも触れたように、債務支払い問題で、債権の大幅カットに同意しないグループを「禿鷹」と厳しく糾弾してきたことである。

クリスティーナ政府が外資に対してこうした厳しい姿勢を取っている背景としては、キルチネル夫妻の長男マキシモが主宰するラ・カンボラという非公式組織の強い影響力が指摘される。「はじめに」でその影響力を指摘したが、この組織がクリスティーナ政権の政策に強い影響力を発揮していることは大方の一致した見解といってよいだろう。では、一体ラ・カンボラとは何なのか。

この組織について詳しい書物を著わしたディマルコによれば、2003年に低い得票率で大統領に就任したキルチネルが、政権の基盤強化のために若者の結集をマキシモに依頼したことから組織化が始まったという。次世代との「世代間の架け橋」の役割をこの組織に期待したのである (Di Marco, Laura, 2012: 19, 23)。父親の要請にこたえて2006年に組織化が始まり、2011年には陣容が固まった。マキシモを最高指導者として、行動会議の責任者にエル・クエ

ルボ (Andrés El Cuervo Larroque), 書記長にオッタビス・アリアス (José María Ottavis Arias), 委員にワド・デ・ペドロ (Eduardo Wado de Pedro), カバンディエ (Juan Cabandié), レカルデ (Mariano Recalde), 紅一点の女性委員としてオッタビスの妻メンドサ (Mayra Mendoza) が就任した (*Ibid.*: 23-4)。

これらのメンバーに共通するのはペロニスタであることである。マキシモは両親とのつながりで早くからペロニスタとしての活動を開始しており, レカルデもペロニスタの家庭の出身である。オッタビスはペロニズムの中では中道に位置するデュアルデ (Eduardo Duhalde) 派に属していたが, キルチネル派に転じ, 妻のメンドサは当初からキルチネル派で活動したという (*Ibid.*: 43)。

また, 両名ともペロニスタだが, ワドとカバンディエはすでに触れた H.I.J.O. のメンバーで, ワドの両親は蒙特ネーロスの指導者だった。カバンディエは失踪者の強制収容所として知られた ESMA¹⁵⁾で生まれている (*Ibid.*: 40)。こうした環境が彼らの思想形成にいかなる影響を与えたかは不明だが, 社会的に復権した親の遺志を継いでいこうとしたとしてもおかしくないであろう。つまり, すでに見たように, 「母親の会」が息子・娘から教えられて急進的思想に感化された面があったとすれば, ラ・カンボラの中には, 親が属していた蒙特ネーロスの衣鉢を継ごうとする意向を持つメンバーがいたのである。マキシモの組織した運動に, モントネーロスが「おじさん」と敬愛したカンボラにちなんだ名称を与えたのが, 先述した元モンテネーロのボナツソ (*Ibid.*: 38) だったことも, ラ・カンボラとモンテネーロスとの思想的つながりを示すものであろう。つまり, 1973年にペロンによって否定されたカンボラとモンテネーロスの見方が正しかったというのがラ・カンボラの基本路線なのであり, ペロニズムの中では極左に位置する組織とってよいだろう。その意味で社会学者のフィダンサ (Eduardo Fidanza) が指摘するように, 「ラ・カンボラの起源はペロンではなく, エビータにあり, エビータとモンテネーロス, ラ・カンボラ, クリスティーナ・キルチネルの間には連続性がある」 (*Ibid.*: 27での引用による) という指摘は正鵠を射ているといえよう。ただし, ラ・カンボラにはモンテネーロスだけでなく, 他の左翼思想の持ち主も参加していることも事実である。たとえば, 現経済大臣のキシロフ (Axel Kicillof) はマルクス主義者である (*Ibid.*: 42)。とすれば, ラ・カンボラの後ろ盾を得たキシロフがその経済外交政策において, ヘッジファンドに対して著しく攻撃的な政策を展開したとしてもおかしくないであろう。

また, 自立的外交を推進するには中心国にとって代わる国を持つことが必要であるというのが小論の仮定だが, クリスティーナ政権は恰好な相手を見出した。中国である。中国が20世

15) ESMA は Escuela de Mecánica de Armada (海軍技術学校) のことで, 軍政期に重要な強制収容所になっていた。2005年にキルチネル政権の人権政策の一環として軍部による抑圧の記憶をとどめるための博物館として生まれ変わった。

紀の末からラテンアメリカとの経済関係の強化を積極化し、2008年には域内の多くの国で1位から3位の貿易パートナーとなるに至ったことについては別の個所で指摘したことがあった(松下, 2013: 55-6)が、アルゼンチンでも中国は輸出で12.6% (メルコスール27.8%, 米国5.0%, 日本1.5%), 輸入では14.6% (メルコスール27.8%, 米国12.6%, 日本2.2%)を占めるに至っている。国内投資面ではスペイン14.5%, 米国8.7%に対して中国は1.8%にとどまっている¹⁶⁾が、「はじめに」でも触れたように、2014年7月の習近平の訪アを機に中国の対ア投資は増大しており、今後も拡大が予想される。とくに7月に締結された条約では、中国移民に「門戸を開放」する条項も含まれており、批准された場合には中国からの移民と投資が予想される。アルゼンチンにも中国は平等に門戸を開放することになっているが、アルゼンチンからの移民は予想しがたく、この条項は「一本だけの滑走路」とも評されている (Clarín, 2014: 22)。そして、この一本の滑走路を利用して、中国が南米に進出の拠点を築くことも夢ではないであろう。この点はともかく、中国が世界一の経済大国となる日もそう遠くないであろうし、アルゼンチンにとって代替国としてはかつてない強力な国家となることは間違いない。また、左翼の影響が強いクリスティーナ政権内ではイデオロギー的にも中国に親近感を抱いている人もいる¹⁷⁾。代替国との間にイデオロギー面での共通性がある点でも、かつての代替国との関係においてはなかった要素であり、両国の関係を一層強める効果をもつであろう。要するに、欧米の中心国から離脱する上で、中国は極めて強力な代替国であることは間違いないのである。ただし、中国とアルゼンチンの関係は、中国が工業製品とアルゼンチンの一次産品との交易を軸とする典型的な中心=周辺関係であり、クリスティーナ外交は自立的な外交を志向しつつも、「経済の再一次産品化」(Sevares, 2011: 35)すなわち、「再周辺国化」の危険を内包していることは無視すべきでないであろう。

結語

小論は近年のペロニスタ政権によるアルゼンチン外交が以前のペロニスタ政権以上に先進国と対決的な姿勢をとっていることに注目し、その背景を探ったものである。とくに、ネストルとクリスティーナ・キルチネル両大統領が1970年代のゲリラ組織の思想を「70年代の思想」として高く評価していることに鑑み、70年代にペロニスタのゲリラ運動であったモンテネーロスの思想を抽出し、その思想の復権過程を明らかにした。その際、ゲリラ思想とくに反帝国主義思想がアルゼンチンで復権しえたのは、南米のなかでは同国における弾圧が最も厳しかったためだったと結論づけた。軍政が厳しかっただけに、民政移管後に軍政に対する批判が他国

16) ジェトロ、「海外ビジネス情報、アルゼンチン」http://www.jetro.go.jp/world/cs_al. 2015年1月2日閲覧。

17) 両大統領の法律顧問で、政権内で隠然たる影響力を持つといわれるサニーニ (Carlos Zanini) は、毛沢東主義者として知られている。

以上に盛り上がり、その結果として最大の犠牲者だったゲリラへの同情と理解が深まり、その戦術はともかく、思想が正当化されたからである。しかも、こうした思想的復権がキルチネル政権の登場する数年前におこっていたがゆえに、「母親の会」をはじめとする人権擁護を目指す組織の抱き込みにキルチネル政権が成功しえたのだった。

ただし、ゲリラ思想の復権が、外交政策の面で具体化するのには、キルチネル政権よりもクリスティーナ政権期においてだった。そこには、エビータ、モントネーロスとの連続性をもつラ・カンボラというペロニスタ左派組織の影響は見逃せない。とくに、中国との関係強化は左翼的発想という共通項を有することもあって進展を見せている。とすれば、フランクの従属論とは無縁ではないクリスティーナの反帝国主義路線は、フランク自身が従属論を放棄していることから一見時代錯誤といった印象を与えるが、今日のアルゼンチン外交は、世界一の大国への道を着々と歩んでいる中国の政策の一端を担うことによって、中国中心の世界秩序の構築に向けた未来を先取りした政策になるのかもしれない。

参考文献一覧

(邦語文献)

- 出岡直也, 1991, 「新保守主義的軍政における抵抗運動に関する予備的考察—アルゼンチンの『5月広場の母達』—」『法学』(東北大学) 92巻55号。
- 篠崎英樹, 2003, 「キルチネル政権の100日と展望—二つの顔を持つ大統領—」『アジア研 ワールド・トレンド』第98号(11月)。
- 杉山知子, 2007, 『国家テロリズムと市民：冷戦期のアルゼンチンの汚い戦争』北樹出版。
- , 2011, 『移行期の正義とラテンアメリカの教訓—真実と正義の政治学—』北樹出版。
- ハルパー, ステファン, 2011, 『北京コンセンサス』園田茂人, 加茂具樹訳, 岩波書店。
- フランク, アンドレ・グンダー, 1976, 『世界資本主義と低開発』大崎正治他訳, 柘植書房。
- , 2000, 『リオリエント』山下範久訳, 藤原書店。
- 松下洋, 1987, 『ペロニズム・権威主義と従属—ラテンアメリカの政治外交研究—』有信堂。
- , 1986, 「ラテンアメリカの従属論—世界システム論との関連において—」『国際政治』82号(5月)。
- , 1993, 「第二次大戦後のアルゼンチン外交の軌跡—第三世界外交から第一世界との協調に向けて—」細野昭雄, 畑恵子編, 『ラテンアメリカの国際関係』新評論, 所収。
- , 2010, 「市民社会は民主主義の進展に寄与するか?—アルゼンチン「5月広場の母親の事例から」—」加茂直樹他編, 『現代社会研究入門』晃洋書房, 所収。
- , 2013, 「開発支援からパートナーシップへ—対中南米外交—」国分良成編『日本の外交, 第4巻 対外政策 地域編』岩波書店, 所収。
- 柳沢英二郎, 1969a, 「レジス・ドブレのラテンアメリカ革命研究(Ⅰ)」『国際問題研究所紀要』(愛知大学), 第44号, (2月刊)。
- , 1969b, 「レジス・ドブレのラテンアメリカ革命研究(Ⅱ)」『国際問題研究所紀要』(愛知大学), 第45号, (7月刊)。
- , 1971, 「レジス・ドブレのラテンアメリカ革命研究(Ⅲ完)」『国際問題研究所紀要』(愛知大学), 第48号, (5月刊)。
- 山下範久, 1999, 「世界史的普遍としての近世—André Gunder Frank, ReORIENT について—」『関連社会科学』第8号。

(英・西語文献)

- Acuña, Carlos Manuel, 2000, *Por amor al odio : La tragedia de la subversión en Argentina*, 2ª ed., Ediciones del Pórtico, Buenos Aires.
- Amato, Fernando y Christian Bonanovsky Bazán, 2008, *Setentistas : De La Plata a la Casa Rosada*, Sudamericana, Buenos Aires.
- Anzorena, Oscar R., 1988, *Tiempo de Violencia y Utopía (1966–1976)*, Editorial Contrapunto, Buenos Aires.
- Bouvard, Marguerite Guzman, 1994, *Revolucionizing Motherhood : The Mothers of the Plaza de Mayo*. A Scholarly Resources Inc., Whilmington, Delaware.
- Bufano, Sergio y Israel Lotersztain, eds., 2010, *Evita Montonera : Revisión de la Revista Oficial de Montoneros*, Ejercitar la memoria editores, Buenos Aires.
- Cisneros, Andrés, 2014, *Apuntes para una política exterior post Kirchnerista : hacia políticas exteriores de estado*, Planeta, Buenos Aires.
- Clarín*, 2014, diciembre 28 de 2014.
- Crenzel, Emilio, 2008, *La historia política del Nunca Más : la memoria de las desapariciones en la Argentina*, Siglo Veintiuno, Buenos Aires.
- Di Marco, Graciela, 1997, “La mujeres y la política en la Argentina del 90,” Beatriz Sch mukler y Graciela Di Marco, *Madres y Democratización de la Familia en la Argentina Contemporánea*, Editorial Biblos, Buenos Aires.
- Di Marco, Laura, 2012, *La CÁMPORA : Historia secreta de los herederos de Néstor y Cristina Kirchner*, Sudamericana, Buenos Aires.
- Escudé, Carlos, 1997, *Foreign Policy Theory in Menem´s Argentina*, University of Florida Press, Gainesville.
- , 2012, “El realismo periférico (RP) y su relevancia teórica ante El ascenso de China,” *Desarrollo Económico*, Vol. 51, N° 204 (enero-marzo).
- Gasulla, Luis, 2012, *El Negocio de Derechos Humanos*, Sudamericana, Buenos Aires.
- Gorini, Ulises, 2006, *La Rebelión de las Madres : Historia de las Madres de Plaza de Mayo*, Tomo I (1976–1983), Grupo Editorial Norma, Buenos Aires.
- , 2008, *La Otra Lucha : Historia de las Madres de Plaza de Mayo*, Tomo II (1983–1986), Grupo Editorial Norma, Buenos Aires.
- La Conadep (La Comisión Nacional sobre la Desaparición de Personas), 1985, *Nunca Más, Informe de La Comisión Nacional sobre la Desaparición de Personas*, 8ª Edición, Eudeba, Buenos Aires.
- , 2006, *Nunca Más, Informe de La Comisión Nacional sobre la Desaparición de Personas*, 8ª Edición, Eudeba, Buenos Aires.
- Larraquy, Marcelo, 2010, *De Perón a Montoneros : Historia de la violencia política en la Argentina, Marcados a fuego II (1945–1973)*, Aguilar, Buenos Aires.
- Leiva, Fernando Ignacio, 2008, “Toward a Critic of Latin American Neostructualism,” *Latin American Politics and Society* (Winter), Vol. 50, No. 4.
- Madres de Plaza de Mayo*, 1985a, enero de 1985.
- , 1985b, marzo de 1985.
- , 1987, septiembre de 1987.
- Otero, Rocío, 2010, “La repolitización de la historia de los sesenta y setenta : una nueva etapa en la representación del pasado reciente,” en Claudia Medvescig, Rocío Otero, Valentina Salvi y Alejandro Villa, *La Sociedad Argentina Hoy frente a Los Años 70*, Eudeba, Buenos Aires.
- Página 12*, 2014a, 30 de julio, (<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-251850-2014-07...> 2014年11月1日閲覧)
- , 2014b, 10 de septiembres, (<http://www.paginal2.com.ar/diario/elpais/1-254973-2014-09...> 2014年

- 11月1日閲覧)
- , 2014c, 27 de septiembre, (<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-256294-2014-09...> 2014年11月1日閲覧)
- , 2014d, 31 de octubre, (<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-258798-201...> 2014年11月1日閲覧)
- Sevares, Julio, 2011, “El ascenso de China : oportunidades y retos para América Latina,” *Nueva Sociedad*, N° 235 (septiembre-octubre).
- Schamis, Hector E., 2012, “Argentina’s Democratic Decay,” *Current History*, (February), Vol. 211, No. 751.
- , 2013, “From the Peróns to the Kirchners: “Populism in Argentine Politics,” in Carlos De la Torre and Cynthia J. Arnson, *Latin American Populism in the Twenty-First Century*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore, 2013.
- Sikkink, Kathryn, 2004, *Mixed Signals, U.S. Human Rights Policy and Latin America*, Cornell University Press, Ithaca and London.
- , 2008, “From Pariah State to Global Protagonist: Argentina and the Struggle for International Human Rights,” *Latin American Politics and Society* (Spring), Vol. 50, No. 1.
- Tulchin, Joseph A., 1990, *La Argentina y los Estados Unidos : Historia de una desconfianza*, Planeta, Buenos Aires.
- Werner, Ruthy Facundo Aguirre, 2009, *Insurgencia Obrera en la Argentina 1969–1976*, 2ª ed., Buenos Aires.
- Whitaker, Arthur P., 1956, *La Argentina y los Estados Unidos*, Proceso, Buenos Aires.
- Williams, Mark Eric, 2012, *Understanding U.S.-Latin American Relations, Theory and History*, Routledge, New York and London.
- Zamorano, Eduardo, 2005, *Peronistas Revolucionarios : Un análisis político del apogeo y crisis de la organización Montoneros*, Distal S.R.L, Buenos Aires.

〔後記〕柳沢先生とは名古屋国際関係研究会などで接触があったが、『国際政治』57号（1977年5月）「第三世界政治家研究」を先生が編集された時に大変お世話になった。依頼をいただき、「ペロンとその政治理念」と題する論文を送ったところ、「文句なく巻頭論文にします」とのお褒めのお手紙を頂戴した。また当時のペロニズム研究では思想はほとんど研究されることがなかっただけに、ペロンの思想を考察する機会を戴き、研究の幅が広がったことを感謝する手紙を論文とともに送ったのだが、57号の「編集後記」に先生は「ある執筆者からのお便りを読んで感じたことだが、時には企画自体が執筆者の研究の新しい面を拓くのに役立つということの発見がある」と書いてくださった。小論はこの時に受けた学恩に少しでも応えようとしたささやかな試みである。

特集 II

国際学術討論会

日中民間交流の昨日と明日

主催 河合文化教育研究所・北京大学歴史学系

共催 東北師範大学歴史文化学院

第11回日中共同学術討論会 (2014年8月)

はしがき

河合文化教育研究所と北京大学歴史学系との共同学術討論会の第11回は、中国の吉林省長春市にある東北師範大学歴史文化学院において行われた。この「第11回目」について私たち河合文化教育研究所の側の認識としては、「第10.5回」あるいは「0.5回」という位置づけであった。「10.5回」というのは「10回目」の附録で、一応ここで一つの区切りをつけたいという意味であり、「0.5回」というのは、新しい学術交流会に向かうための準備、予行演習という意味であり、どちらの位置づけを優位にするかということについては、終わってから決めようと考えていた。しかし、このシンポに参加して、これを新しい出発点と考えた方がよいような雰囲気が生み出されたように思われる。というのは、かつては河合文化教育研究所と北京大学歴史学系との二つの組織の交流でしかなかったわけだが、回を重ねるごとに中国側の参加大学が増え、今回は北京大学の他、東北師範大学及び南開大学、内モンゴル師範大学、哈爾濱師範大学の先生方が参加され、「日中学術討論会」と称するに足る形式が一応整ったように思われたからである。

勿論、こうした参加大学の拡大がそのまま内容の質的向上を意味するわけではないのだが、日本側の発表を除けばかなり広い分野についての発表が行われるようになったことは確かで、それだけ質疑応答は多方面に及ぶようになり、その「質」は兎も角もざっくばらんな「本音」のやりとりが可能になったようにも感じられた。

この討論会のテーマ「日中民間交流の昨日と明日」は中国側の設定したものであり、ある意

味では日中の若干の緊張を孕んだ政治的な関係を考慮したタイムリーなテーマであったと言ってよいだろう。たとえ国同士が政治的な関係において緊張状態にあるとしても民間レベルでは仲良くしていくべきであり、それが可能であることを立証するということがこのテーマを設定した政治的な意図であったのかも知れない。私たちは別段日本を代表しているわけではないとしても、こうした意図を歓迎こそすれ拒否するいわれは全くない。そして「今日」の「民間交流」は、恙なく行われたと信ずる。

学術シンポの詳細は本文を見ていただくとして、このシンポの場所となった旧満州帝国の首都であった「新京」つまり現在の長春市、そして観光で出かけた所謂「好太王碑」のある集安市について若干の報告をしておきたい。

まず、長春であるが、日本の城の天守閣を模した旧関東軍司令部の建物はそのまま残されており、現在は中国共産党吉林省委員会として使われている。また満州国執政、後の満州国皇帝愛新覚羅溥儀の仮宮殿は、ほぼそのまま「偽満皇宮博物館」として一般公開されている。しかし、この二つの建物以外は、旧満州国の面影を残しているものは殆ど無く、一般的な近代都市と化し、あちこちで高層ビルが建築中であり、「1 m², 7890元」という大きな垂れ幕が目を引いた。かつての「満州建国大学」はすべて解体され、近くに吉林大学が建てられているとのこと、街の風景の中になにがしかの「旧満州国」の残像（これは無論写真などの古記録から窺われるイメージでしかないのだが）を探し求めようとしても殆ど不可能であることを思い知らされたように感じられた。ただ、基幹道路については「旧満州国」の時に作られたものが存続しているとのことであるが、建造物の変化が「旧満州国」を完全に消し去っているように思われた。

集安は、鴨緑江を挟んで対岸には「朝鮮民主主義人民共和国」所謂「北朝鮮」を望むことのできる国境の町であり、長春から直線距離で300km余で、バスで6時間以上もかかり、その三分の一は高速道路で残りの道も完全な舗装道路であったものかなり過酷な旅であったといわねばならない。しかし、窓からの眺めは緑豊かで日本の山間部と殆ど変わらず、広大な玉蜀黍畑が広がる丘陵地帯もあり、北海道に近似した風景がしばしば現れ出て、「異国の丘」とは思えない親近感を覚えざるを得なかった。かつてウルムチから石河市への新疆自治区のバスの旅、フフホトからシリンホトへの内モンゴルのバスの旅において感じた砂漠の地＝完全なる異郷・異国というイメージとは違って、日本国内を走っているような錯覚すら覚えたのである。

この集安は、「高句麗前期の都城と古墳」のある地域として2004年に世界遺産に登録され、階段ピラミッド状の將軍墳、洞溝古墓群、好太王碑（広開土王碑）があるが、「世界遺産」ということで観光開発は抑制されているようであった。ただ、好太王碑は風化を防ぐためか四面がガラス張りの建物で掩われていた。また、古墓の壁画を鑑賞する機会を得たが、高松塚古墳の壁画の原型ともいうべき図柄で、遠き時代の文化の伝搬がどのように行われたのかということについての想像をかき立てられた。絵の具の色そのものはカビで変色してはいたものの、輪郭線ははっきりとたどることができ、日本であれば到底一般人には供されないような学術的な

価値のある遺物のように思われたのだが、聞くところによれば近くにもっと保存状態によい壁画があり、それは研究者用で一般開放されていないとのこと、さすが中国の考古学的遺物の奥深さよ、と感心せざるを得なかった。

集安を離れるに当たって、鴨緑江の河岸に行き対岸の「北朝鮮」をほんの百メートル先ぐらゐに眺めやることができたのだが、監視塔らしきものが見えたものの緊張感のない穏やかな風景が広がり、対岸の道を自転車に乗った人がゆっくりとペダルをこぐ姿が印象的であった。長春への帰路、バスの窓からかつて「赤い夕陽に照らされて」と歌に詠われた夕陽を眺めることができたことがこの上ない喜びであった。

今回の旅の印象を総括的に述べるとすれば、GDP 世界第2位という中国の経済力の実態を目の当たりにせざるを得なかったということであろうか。2008年の北京オリンピックを契機に北京空港や北京の街が大きく変化したことは既に実感していたのだが、長春での建造中の新築ビルの様子及びバスの窓から眺めた風景などを見るにつけ、地方都市でさえ高度経済成長下の日本の都市以上の変貌を遂げつつあるのではないかと痛感した次第である。ピンポイントでの観察でしかないし、過去との比較評価する材料を持っているわけではないのだが、現に大きく変貌しつつあるし、その変貌を可能にする背景には巨大な経済力があるだろうということは確信できる。ちなみに現在の長春市の人口は358万人で、ここを中心とした都市圏人口は750万人とのこと、さすが吉林省の省都である、大阪圏の人口を上回っているようだ。「バブル」との指摘もあるが、ともあれ中国の経済成長を実感した旅であった。

日中共同学術討論会 実施プログラム

● 研究発表および討論

I (司会：河合文化教育研究所研究員 八箇亮仁)

○学識と良識の間：内藤湖南の「支那論」

南開大学教授 楊 棟 梁

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 山田伸吾

○中国史の「普遍性」について

山田伸吾

・コメンテーター：楊 棟 梁

○質疑応答(司会：八箇亮仁)

II (司会 北京大学教授 王新生)

○中江兆民の思想と「新民」論

八 箇 亮 仁

・コメンテーター：哈爾濱師範大学歴史文化学院副教授 吳 玲

○近代韓国における孔教運動

北京大学教授 王 元 周

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 金 瑛 二

III (司会 河合文化教育研究所研究員 河上 洋)

○辛亥革命期における日本人の行動

新潟大学准教授 柴 田 幹 夫

・コメンテーター：王 新 生

○西洋現代文明と賽春嘎の民族振興思想

内モンゴル師範大学教授 巴・孟和

・コメンテーター：北京大学歴史学系主任補佐 管 曉 寧

○岡崎嘉平太の中国観

東北師範大学教授 周 頌 倫

・コメンテーター：河 上 洋

● 全体討論(司会：王 元周)

北京大学教授 王 新 生，王 元 周

南開大学教授 楊 棟 梁

東北師範大学教授 周 頌 倫

内モンゴル師範大学教授 巴・孟和

河合文化教育研究所研究員 山田伸吾，八箇亮仁

国策学者としての内藤湖南の『支那論』について¹⁾

楊 棟 梁
(ソロンガ 訳)

要旨 民国初期、日本の所謂「支那学」の代表的人物である内藤湖南は、中国に関する大量な言論を発表したが、その『支那論』の核心となる骨組みと主な内容は、民族的な感情や、国家を統一するための経済コスト、そして民主制度の代価等に関連した事柄を分析することから着手し、結局、中国「本土」を統一したとしても、「五族」は「分けて統治すべきである」という結論を得た。中国人には「国家観念が無し」ということを根拠にして、中国は「国防は無用」で、「国際管理」をやらざるを得ないと断言した。「国家の樹齡」、「異族の刺激」、「文化中心移動」、「植民開発」などを組合せた観点に支えられ、日本の対中国使命論を押し売りした。内藤の中国の歴史に対する理解と社会現状の分析は、彼の豊かな学識を示してはいるが、彼は進化論の観点から出発し、国家本位の立場に立って、適者生存の合理性を吹聴することに努力を惜しまなかった。そして、日本の中国に対する植民地拡大政策に理論的根拠を提供し、したがって帝国主義時代の御用文学者の冷酷さと人類的良識の欠落を明らかに示しており、これは内藤等戦前の日本の一部知識人の悲哀である。

キーワード 内藤湖南、国策、民国初期、『支那論』

はじめに

知識人は、人類の精神的財産の創造者と伝承者であり、その知識と主張は国民の観念の形成ないし国内外の政策の制定に対して計り知れない影響がある。

1911年、中国において辛亥革命が起きた。翌年、清朝が崩壊して、中華民国が成立し、中国はきわめて大きな歴史の巨大な変動期に入った。中国政局及びその社会の変化は、近隣の日本の朝野において深い注目を浴びた。それでは、当時の日本知識界はどのように辛亥革命と民国初期の中国を評価し、本国政府と国民にどのような情報を伝え、どのような対策的な提案をしたのか。数多い研究すべき「人物」のなかで、「支那学」の代表的人物の一人である内藤湖南にその典型的な在り方があることはいうまでもない。

1) 本論文は国家社会科学基金プロジェクト『新編日本史』(13&ZD106)の中間研究成果であり、筆者の前期研究論文「民国初期内藤湖南の「支那論」の分析」の継続研究である。

内藤湖南 (1866-1934)、本名は内藤虎次郎、日本近代の有名な漢学者で国策学としての「支那学」²⁾の創始者の一人である。1906年以前、『大同新聞』、『萬朝報』、『大阪朝日新聞』などいくつかの新聞社の記者を担当し、その期間中1905年に外務省の「満州占領地民政調査」任務を受けて、中国の東北地方で実地調査を行ったことがあり、1907年以後京都帝国大学の教授に就いていた。

一般的に、漢学者として、内藤湖南は歴史学の深い基礎を有するのみならず、中国の古典や史料の考証、中国社会の性質や歴史区分、そして文化発展と変動の傾向性などの研究では輝かしい業績を挙げており、「唐宋変革説」、「文化中心移動説」は国内外の学界に大きな影響を与え、その上多芸多才で、経学の教養及び修辞、書画の鑑賞能力も上級レベルであった。そのため、内藤の頭上には、「中国学の泰斗」、「東洋学の巨匠」³⁾などいくつかのまばゆいばかりの光輪が覆っている。

しかし、本論文の研究対象は「漢学者」内藤湖南の学術造詣の深さではなく、「支那学者」内藤湖南による、1911年の武昌蜂起から1924年国共合作に至る民国初期⁴⁾の『支那論』⁵⁾である。

通常の漢学と違うのは、戦前の日本の所謂「支那学」は特殊な歴史的な文脈の中で行われたもので、現実の「支那」(即ち中国)を対象にした政策研究であり、一般的に言われる学術研究ではない。確かに、「支那学」の学者の多くはしっかりと漢学の基礎知識を持っていた。視点を変えて言うなら、世に役立つことを提唱する漢学者が一旦現実の問題を研究対象とすれば、意識的であれ無意識的であれそのような「支那学」の学者の一員となる。

この混乱が多発し変化に満ちた特定の時期に、内藤湖南は何度も中国へ実地調査⁶⁾をしに行き、そして中国問題について特別なテーマで大量の論文を発表した。そのなかには『内藤湖南全集』(計14巻)に収録されている『清朝衰亡論』(1912年3月出版)、『支那論』(1914年出版)

2) 即ち「支那学」は中国学である。「支那」は戦前日本が中国に対するけなす意味のある呼び方である。歴史文脈を維持するため、本文では原文を引用する時、原文のままにしている。

3) 谷川道雄のことは。内藤湖南研究会編著、馬彪等訳『内藤湖南の世界』、三泰出版社、2005年、27、29頁。

4) ここでの「民国初期」は、論述上の便宜のために使用した時間概念であり、厳密な歴史区分ではない。

5) 中日の学術界において、すでに「国策学者」内藤湖南の現実的な中国論に関する研究成果がいくつかある。そのなか、日本の学者増淵竜夫の研究(詳しくは増淵竜夫編著『歴史家の同時代史的考察について』岩波書店、1983年を参照)が評価の価値があり、野村浩一著『近代日本の中国認識』(詳しくは第2章を参照。張峰学訳、中国編訳出版社、1999年)と陶徳民著『明治の漢学者と中国——安繹・天囚・湖南の外交論策』(詳しくは第4、5章と最終章を参照。関西大学出版部、2007年)はある程度深く分析しており、銭婉約著『内藤湖南の研究』(中華書局、2004年)も一定の紙面でこの一面に触れている。

6) 内藤湖南は、生涯にそれぞれ1899、1902、1905、1907、1908、1910、1912、1917、1933年に計9回中国へ訪問考察して、その足跡は華北、東北と長江流域の至る所に及び、活動内容は名所旧跡の遊覧を含み、調査、貴重な史籍の収集、実際に中国社会の風土と民情を観察し、社会上級階のセレブ、有名な学者、新聞界の人々との交流など。

と『新支那論』（1924年出版）など3部の論著があり、それ以外に『大阪朝日新聞』、『外交時報』、『東方時論』、『神戸新聞』、『青年』、『太陽』、『中央公論』などの新聞雑誌に掲載された時事評論が45編がある。本文は上述の著述をもとに、民国初期の中国に対して、内藤湖南は何に注目し、何を考えたのか、中国社会の現状と未来の発展に対してどのような「見解」を持っていたかを考察する。そして、日本の統治当局者が中国政府と人民に対して、どのような政策的な提案をし、さらに当時の中日関係のなかで、日本の知識人が演じた役割及び現実的な働きを明らかにする。

一 内藤の中国「統一論」と民族分裂論

1911年10月10日の武昌蜂起後、中国では一時革命派と清朝が対峙する局面が現れ、政治の将来性が不透明な状態になった。1912年1月、中華民国が成立した。2月、清の皇帝が退位を宣告して清朝が崩壊した。その後、袁世凱が中華民国の大統領に就任した。この期間、日本の朝野において中国をめぐる「王朝交替」あるいは「南北分治」の論争がますます激しくなり、それが統治当局者の対中政策に直接的な影響を及ぼした。これに対して、1911年11月末から12月初めごろ、内藤湖南は「清朝の過去と現在」をテーマにして、京都帝国大学で連続三回講演をして、そこで清朝財政、経済状況、軍事情勢と社会思想の変化を分析することを通じて、清朝は必ず亡び、革命は必ず勝つと正確な判断をした。

今日の支那の状態は、是は大勢の推移、自然の成り行きであって、今の所官軍が勝とうが革命が負けようが、それで大局が変わるものではない。何れにしても革命主義、革命思想の成功は疑ないのである。是は幾百年來の趨勢で、今日ではどうしても一変すべき時機に到達しているのである。⁷⁾

財政の困窮、軍隊の「異化（変質）」と民心の喪失が、内藤が、清朝は必ず亡ぶと判断した基本的な根拠である。これについて、内藤は次のように分析している。

内藤は財政の困窮に関して、次のようにみていた。すなわち、康乾盛世以降、清朝の国勢はすでに隆盛から衰退へ向かっていた。その衰退の象徴として財政経済面では、順治から道光の年間に皇族の人口が15倍に増加して、国家の財政負担は増加し、地方税は国家税収の主要な出所になるが、様々な原因により、数十年来清朝の地方税の収入は逆に減る一方で、道光25年から29年の間に7.2%減った。インフレが深刻で、道光年間には主な消費品の物価と人件費はすでに清朝初期の6倍以上に達した。「長髪賊」（内藤は太平天国の農民蜂起をこう呼んでいる）の鎮圧および、常備軍建設の強化が、軍事費の激増を招いた。これにより、清朝統治を支えていた経済の土台が崩壊した。内藤のこれらの分析は多少根拠があったと言える。ここで注目すべきことは、無意識なのかそれとも故意なのかよくわからないが、内藤は巨額の日清戦争

7) 内藤湖南：『清朝衰亡論』、『内藤湖南全集』第5巻、筑摩書房、第257頁。

賠償金と乙丑賠償金の支払いが清朝の財政の困窮に影響をもたらしたことについては言及しなかった。

軍隊の「異化」に関して、内藤がとりわけ重視したのは新しい思想が清軍のなかに浸透した問題である。彼は次のように述べている。

日本に送り若くは外国に送った所のそういう留学生等は、色々外国に行って新しき教育を受けると、これは今度は途方もない清朝にとって迷惑な知識を得て帰る。それで支那の朝廷でも日本に行った留学生は皆革命党になると言っているが、それは日本に来たから革命党になったのではなく、兎に角日本に来た留学生は数が一番多いから、自然に数の上から革命主義の者に日本出身が多い訳である。結局外国にいと新しい書物を読み、清朝なんかを頭に戴くことを詰まらぬという考えになり、それが革命の土台となった訳であるが……外国で新しい思想を得た士官が遣ってきて、兵隊の訓練もするが、革命思想の訓練もしていた。そういう風になって、だんだん多くの革命党を製造していた訳である。⁸⁾

民心喪失に関しては、内藤は財政崩壊と軍隊の「異化」と比べて、人々の心が互いに背き合っていることが最も根本的に清朝の亡ぶ運命を決定したと思っている。彼は次のように述べている。

外の方から刺激されて起こってきた種族観念、それから内部の思想上の変化、此の二つの原因からして、朝廷に対する尊敬の観念というものがほとんど皆無になっていて、何か機会があれば無論爆発すべき訳であった。それで今日の様に一度爆発すると、最早救うべからざる形勢になるのも別に不思議でも何でも無い。⁹⁾

それでは、清朝崩壊後、中国の政治はどこへ向うのか。その政治統治方式にはどのような変化が発生するか。これに対して、内藤は様々な場所で中国は南北分裂することなく結局は統一を実現するだろうという見方を述べており、彼が1911年11月に発表した『支那時局の発展』のなかで、経済的な依存関係によれば、中国が分裂することはありえないと断言している。内藤は次のように述べている。

袁が北京の中心になったら、南北分立が出来るかなどと考える者もあるらしい。しかし此の南北分立の予想が、そもそも大謬見である。支那が昔から江南から起こった反乱を支え得ぬのは、地勢の自然である。北方から起こった者は、野蛮の習俗、簡素な生活を続けている間は成功するが、太平になって生活が進歩すると、江南の富力なしに、北方の独立の維持ができない。金が百余年保ったのは、南宋の歳帑に頼ったのである。元は江南の反乱に堪えずして亡びた。特に、元明以来は、北京は全く江南の米と租税とで生活しているのであるから、江南の新立国に対して、北方が独立することは経済上、決して許さぬ所

8) 内藤湖南：『清朝衰亡論』、『内藤湖南全集』第5巻、第214頁。

9) 内藤湖南：『清朝衰亡論』、『内藤湖南全集』第5巻、第247頁。

である。こういう事がわからずに南北分立を夢想したり、亦此の夢想から打算して北方朝廷の援護支持を考えたりすると、大事を誤るにきまっている。¹⁰⁾

そして、また『清朝衰亡論』のなかで次のように述べている。

支那という国は、南の方に陽子江という大きな河があり、北に黄河という大きな河がある。その河の流れている一方は南方、一方は北方である。それで丁度二つの河の真中に線を引きさえすれば、南北分立ができるというのであろうか。成る程地図の上で見ると何でもないのであるが、国の分合ということ、地図の上に線を引く様に軽率に考えているのは、支那の歴史を無視した話であって、殊に支那の近世の歴史について全く知識のない人の言うことである。¹¹⁾

これらの言論から見ると、内藤はあたかも中国統一論者のようであるが、しかし事実は全くそうでない。

前述した時事評論『支那時局の発展』のなかで、内藤は中国南北分治論に反駁すると同時に、中国に存在している様々な分裂要因を指摘した。彼は次のように言っている。

外国はどちらでも早く実力ある政府さえ成立したならば、領土保全の原則を変更せずして、あまり立ち入った干渉を好まぬだろうと思う。ただ、ここに容易に解決せぬ疑問として残るのは、内外蒙古の各部、西藏などが、新立国の共和国政府に帰服すまいという予測である。彼等は第一に漢人に帰服するを好まないことが明らかで、況や共和政府という様な、天命を受けた天子のない国は、国とも思わないかもしれぬ。外蒙古などは露西亜の保護を受けるとも、新共和国には服従しないだろう。亦西藏の法王なども、寧ろ露西亜か、英吉利に頼ることを望む様になるに相違ない。そうなると内蒙古には、日本に関係深い王族もあるから、その始末も問題になる。尤も新共和国はこんな塞外の領土には全く眷恋せぬかも知れぬ。亦これ等の厄介物を離してしまうほうが、支那の経済上、却って利益である。¹²⁾

三年後に、内藤湖南は「支那人に代わって、支那のために考える」¹³⁾と称する『支那論』では、民族感情、国家統一の経済コストと民主制度の代償等三つの互いに関連する視点から出発し、中国分裂の必然性および分治が中国にもたらす多くの「利点」をよりいっそう徹底的に詳しく述べている。

多民族統一国家の思想的基礎に関して、内藤は満、モンゴル、回、チベットなどの民族はかねてから漢人の統治に素直に従いたくはなく、清が崩壊した後、このような離散傾向が更に強まり、そしてそれがすでに国家統一の最大の障害を構成していると考えている。彼は次のよう

10) 内藤湖南：『支那時局の発展』、『内藤湖南全集』第5巻、第446-447頁。

11) 内藤湖南：『清朝衰亡論』、『内藤湖南全集』第5巻、第252頁。

12) 内藤湖南：『支那時局の発展』、『内藤湖南全集』第5巻、第449頁。

13) 内藤湖南：『支那論』自序、『内藤湖南全集』第5巻、第294頁。

に書いている。

漢人というものが自己の文明を誇り、自己の能力を頼むあまりに、たとえ五大民族を統轄しても、五族各々平等なものとして、それらの風俗習慣若くはそれらの文化を尊重して、そうして自分と同等なものとして扱うという考えになり得るや否やということは余程疑問である。詰まる所漢人を中心として、それに外の民族が付属して、統轄されていくべきものであるという様な理想になっているにすぎない。¹⁴⁾

従来清朝の時に於いて支那に服従していた所の、自分の頭の上の重みが緩むと同時に、忽ち独立心を起すのは当たり前のことである。元来蒙古人でも西藏人でも支那に服従していたというのは、即ち満州の天子に服従していたので、満州天子という者が統一していればこそ、これに服従もしているのであって、漢人が打ち立てた国に服従するという考えは最初からなかったのである。それで満州の朝廷というものが倒れると同時に、各異種族の領土というものは、解体してしまうのが当然のことである。蒙古人が独立を唱え、西藏人が英吉利に頼るという様なことは、当然是はあり得べきことで……¹⁵⁾

内藤は、国家統一の経済コストに関して、漢人が維持している辺境地区の少数民族に対する統治は引き合わないと考えている。彼は次のように述べている。

謂わば漢人の天下で、漢人が支配するのである。漢人の天下で漢人が支配するということになる、支那本部の財力でもって、支那を支配するということを根本の主義として立てていかなければならぬのであって、支那の根本の財政に害こそあるけれども、利益にはならぬという様な土地を切り離してしまうほうが、財政の理想上からいうと至当のことである。¹⁶⁾

内藤は、政治制度と国家統一の関係に関して、帝制を廃止し、共和体制を実行するのは中国の国情に合った選択であると考えている。しかし、彼は同時にまた、共和政治制は多民族統一国家を維持するには弱いと考え、その理由は、

支那の政府というものが益々民主的に傾いていくと同時に、益々異種族の統轄力を失っていく筈である。¹⁷⁾

と述べた上述した三つの理由に基づいて、内藤が得た結論と提案は、次のものである。

支那の領土問題は、政治上の実力のほうから考えて、今日縮小すべきもの、五族共和という様な空想的議論に支配されずに、実際の実力を考えて、寧ろその領土を一時的失っても、内部の統一を図るべきものということになってくる。¹⁸⁾

14) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第338-339頁。

15) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第339-340頁。

16) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第348頁。

17) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第340頁。

18) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第349頁。

内藤湖南は清朝滅亡後中国が南北に分かれて統治されることがなく、必ず統一に復帰すると言っている。しかし、もう一方では、中国領土を分割して統治するのが適切だと極力主張して、同時に「統一」と「分裂」の二つの主張を訴えるのは論理の混乱、自己矛盾ではないだろうか。その真意は一体どこにあるのだろうか。

事実上、内藤の心のなかでの中国は、伝統的な意味での漢族が集住、生活している地域であり、そしてこの範囲内の中国「本土」が必ず統一され、「南北に分治されない」と思っているが、満、モンゴル、回、チベット地区は中国の外に排除されているのである。そのため、清が亡びた後、中国がどのような政治統治方法をとるべきか、この問題に対して、彼は中華民国政府が提出した「五族共和」方針をただの「空想」と批判し、中国に五族分治の処方を出した。内藤からみれば、もし満、モンゴル、回、チベット地区を中国領土から分離すると、現地民族の独立の要望を満足させることもでき、また中国統治者の「負担」と「面倒」を減少することもできると考えている。

客観的に言うと、内藤は中国歴史上の漢族と周辺少数民族の交流、対立、融合、共存の歴史に対する知識が豊富で、そして、清末、民国初期の政治状況、民衆の風俗に対して理解が深く、同世代の日本の知識人のなかできわめて貴重な人物に属している。そのため、それは中国統一の要因および、分裂要因の分析と判断に関して、根も葉もないことではなく、一定の客観的な根拠がある。初期の孫中山が指導する中国同盟会が提出した「韃靼の捕虜を駆除し、中華を復活させる」というスローガンおよび、章炳麟の『民報』に発表した中華民国構想¹⁹⁾に関連づけてみると、辛亥革命の勃発前まで、中国の革命党員のなかに、同じ方向の思想認識に基づくものとしても、策略上の考慮からにしても、似た考え方はあったと言える。しかし、物事の全体と中国の社会発展の大勢の把握に対して、「中国通」の内藤であってもやはり二千年来の、特に清朝以来形成された中華民族大融合の厚い基礎と強大な凝集力を過小評価した。事実上、清が亡びて、民国初期の中国政治界が激しく揺れ動いていたが、しかしいかなる状況でも、領土や民族問題において、孫中山、袁世凱或は段祺瑞といった中国のどの政権を担った者もリスクを冒して、原則を用いて取引をする人はいなかったことを証明している。それ故、内藤の「見方」は根本からいうと根拠のない考えであった。

二 内藤の中国「国際管理」論

内藤湖南は中国「本土」が必ず「統一」と論断した後、さらに、中国が「国際管理」を受けてようやく「保全」問題を実現することができると全力を尽くして論じた。

まず、内藤は中国社会の伝統的な構造と民族性を論じた。彼は、清が亡びた後、伝統的な「家産国家」型専制君主制の体制はすでに時代の潮流によって見放されて、復活することがな

19) 章炳麟は漢代の中国境域を参考に、中華民国を創立する構想を提出した。

く、また国民性と伝統的な社会構造からいって、中国が中央集権を実行すべきでないことを主張し、共和制あるいは「聯省自治」こそが、中国の国情に適合した最良な選択だと思っていた。内藤は中国人が国家観念と政治上の善悪感がなくて、ただ自身の利益のみを考え、誰に統治されようが、気にしていないと考えている。彼は『支那論』の序言で、最初にこのような見方の主旨を明らかにしている。つまり、

本来支那人が無節操で、日和見で、勢力に付加して、一定の主張に乏しい。²⁰⁾

『支那論』の本文のなかで、内藤の中国の民族性に対する見方は、

我々は今以って失敗したる革命党の人々に同情を表す。革命党の人々は、自ら支那の国民性を了解しなかつたので、その限りなき辛苦の効果を水泡に帰せしめてしまったのである。支那の国民性は何物を犠牲にしても平和を求め。反乱の際などには桀驁なる棍徒の横行をも見、良民の代表たる父老は屏息しているが、少し事態が穏やかになると、父老の歓心を得ざれば継続した統治はできぬのである。革命党はその新鋭の意気にまかせて、父老の歓心を得ることを顧慮しなかつたために、近い将来に於いて事を起す地盤を失っていることは、大なる打撃である。その最初奮起した動機は、誠に堂々たるものであるけれども、その倏起倏滅した状態は、李自成、張獻忠の如き諸賊と異ならぬ結果になってしまった。此の父老収攬ということは、その法制の美悪を問わず、人格の正邪を論ぜず、支那における成功の秘訣である。悪人でも悪法でも、此の秘訣を得れば、必ず成功する、況や改革論とか、政治上の主義とかいうことの如き、成功の要素としては、父老収攬の前には、何の力もないのである。革命党は此の秘訣の鍵を握ることを知らないので失敗した。目下袁世凱が知県試験に旧読書人のみを採用するなどは、頗る此の秘訣を心得ているのである。しかし勿論此の秘訣も国家の滅亡を救うためには何の役にも立たぬ。父老の歓心を得て成功した君主でも、大統領でも、外敵に対して国を滅ぼさぬということは、決して保証されぬ。父老なる者は外国に対する独立心、愛国心などは、格別重大視している者ではない、郷里が安全に、宗族が繁栄して、その日その日を楽しく送ることができれば、何国人の統治の下でも、柔順に服従する。²¹⁾

内藤は中国の社会構造のなかで、地方自治の伝統の根が深いため、誰が政権を握るとしても、このような伝統に順応しなければ、統治を維持することはできないと思っている。『新支那論』のなかで、彼は中国地方社会の「宗法伝統」と「郷団自治」について次のように論じている。

支那の民政の真の機能は、今でも依然として郷団自治の上にあられるべきもので……共同管理にしようと、その他いかなる統治の仕方をしようとも、郷団自治をさえ破らなけ

20) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第305頁。

21) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第296-297頁。

れば、支那全体の安全を破るということは無い筈である。

或る地方では郷団は全く宗法、即ち家族制度の関係から来ているものであって、家族制度といえば、日本人はすぐに日本の封建時代の士族の生活の如きものを想起すが、支那の宗法はそんな幼稚なものではない。財産の相続等も分頭で、期間に家族の公産と個々の私産との区別があって、甘く調和している。家族相互の救助、家廟を中心とした義田義荘という様なものもあり、家族が厳然たる小さい国家を象っている。全く家族ばかりから成り立たない郷団でも、幾分か家族の集合と、それからそれに付属した纏まらない人民とから成り立っている様なもので、矢張り家族を主とした郷団と組織は変わらない。²²⁾

当時の中国社会の状況から見ると、内藤の分析は根拠のないものではないが、しかし何か新しい意義があるとも言えない。と言うのは日清戦争の後、似たような中国認識が日本社会のなかで普遍的に存在していたからである。例えば、1895年、立憲政友会のリーダーの一人である「憲政の父」の名誉を持つ尾崎行雄が、中国人は「朝廷の存在を知っているが、国家の存在を知らず」、「国というのはどういう物なのか分からず、どのように国家の思想ができるのか」と考えている²³⁾。1906年、世論を牛耳っていた徳富蘇峰が中国に対して一回実地調査を行った後得た一つの結論は「支那には家があって国がなく、孝行があって忠実がない」、「支那には今日国家観念がないだけでなく、過去にも似たような観念がなかった」ということであった²⁴⁾。辛亥革命の初期、中日両国の大陸を頻繁に往来していた大陸浪人の内田良平が1913年に出版した『支那観』のなかでも「世界中で支那のような気性の極めて悪い国民は実に稀で、彼らは自分中心の凶悪な者でなければ、私利私欲のためならいかなる恥も甘受する危険な民である。彼らには政治機能がなく、国民精神がなく、敵愾心と自彊の気概もない。主義、人道、身分、彼らの前では意義がなく、自分以外のものには全然顧みることがない」と述べている。

その次に、中国のこのような民族性に基づいて、内藤は中国の「国防無用」と「国防放棄」論を持ち出した。彼は1914年に出版した『支那論』のなかで、「老婆親切」に中国を論し導く。

李鴻章の如きその実力を知覚した政治家は、何時でも領土の縮小を犠牲としても、外国と平和を保つことを主としたのであるが、此の深意は張之洞や曾紀澤の若き人物でも了解しなかったのが、況や袁世凱の若き、猿知恵で大局に通ぜず、大計を知らぬ機会主義の政治家には、語るに足らぬ所で、恐らく今でも清朝の滅亡が、その一大原因を利権回収論に発することを悟るまい。しかし、今日に於いて深識ある政治家は、将来二十年位は支那が絶対に国防のための必要がないということを、最も先づ知らなければならぬ。現に露西亜とか英吉利とかから、蒙古とか西藏とかを侵略されたとしても、これと兵力で對抗する力

22) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第503頁。

23) 尾崎行雄：『支那処理案』、東京博文館、1985年、第17頁。

24) 徳富猪一郎：『七十八日遊記』、東京民友社、1906年、第232頁。

は絶無と謂ってもよいのである。支那が全く国防を廃しても、その侵略される土地には制限があって、決してその独立を全く危うくする様な事には至らない。是は列国の均勢の御蔭である。亦四十個師団の兵力があったとしても、その素質も大方は知れており、日本とか露西亜とかが、断乎としてこれを亡ぼす決心であれば、とても防御の出来るものではない。その他の列国は日露両国のある以上、支那の本部に指をさされる筈のものでない。それだから外国に対して兵備を維持する必要がない。²⁵⁾

二年後の1916年2月28日から3月3日の間に、内藤は『大阪朝日新聞』に連載した『支那将来の統治』のなかで次のように書いている。

自分はしばしば支那人に向かって語るには、支那人はここ三十年や五十年の間、国防とすることを頭に置く必要は少しもない。国防とすることを頭に置けば、却って支那のために危険なのである。今日支那で百万の兵隊を養った所で、日本の如き精神から訓練を受けた軍隊を有っている国が、若しそれを侵略しようとするれば、わずかに半年若しくは一年ぐらゐの時間で侵略が出来るのである。そういう事をしないのが、自国の利益と考えるから、日本を始めその他の強国が手を出さないのであって、支那の国威並に国家の体面というものが自分の国防力で維持されているのではなくて、つまり外国が各その国の利益と、それからその国が支那に対する徳義とに依って、わずかに維持されているのであると、こういうのである。²⁶⁾

同じ月に、内藤は雑誌『中央公論』に「支那国是の根本義」を発表して、上述の観点について更に詳しく述べている。

今日の支那は軍備の問題を焦慮する必要は少しもないのである。支那が日本よりも優秀なるその艦隊を有した時は、却って日本と戦争をする危険があり、その艦隊を全然失い、更に領土の幾分を失った。その艦隊を失って以来二十余年、その当時だけの艦隊をさえも回復せざる支那政府はわずかに猫額大の土地を外国に租借せられたのみであって、更に領土を失うの憂いがないのである。今日支那が幾十万の陸軍を備えたとして、日本の如き隣国と兵端を開けば半年を経ずして軍隊を全滅し併せて更に大なる領土をも失うに至るかもしれない。支那の今日まで、二十余年間安全であるのは海陸軍の認むべきもの無きがためである。²⁷⁾

1918年5月6, 7, 8日、内藤は『神戸新聞』に連載した『支那の現状』のなかで、特に国家観念がない中国が強兵を実現する非現実性を強調した。このなかで次のように言っている。

強兵などは苦力に銃砲を持たただけで直ちに出来るものではない。真に強い兵の出来

25) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第380-381頁。

26) 内藤湖南：『支那将来の統治』、『内藤湖南全集』第4巻、筑摩書房、1997年、第542頁。

27) 内藤湖南：『支那国是の根本義』、『内藤湖南全集』第4巻、第531頁。

るには、その国の国民性に頼らなければならぬ。国家的観念がなければならぬ。支那人全体に国家的観念を抱かしむるには、何十年を要するか疑問である。百年や百五十年では難しいことである。²⁸⁾

中国に国防が必要か否かの問題において、内藤の中国に対する蔑視と自負がすでに極点にまで達していることは明らかである。彼は数学者のような疑いの余地もない口ぶりで、偉そうな態度で中国の「正確で透徹した見解のある政治家」は、必ず「これから20年間支那に国防の必要はまったくない」ことを理解しなければならず、「4,50師団の兵力がある」としても、まったく日本あるいはロシアに対抗することができないと警告した。中国人は「頭にわずかな国防の意識も持っておらず、もし頭に国防を考えているならばかえって危険だ」、なぜなら中国の百万人の軍隊を、日本が「半年あるいは一年の時間さえあれば」、打ち破ることができる」と警告した。彼がこのような「計算」のために探した根拠は、国家観念は強兵の前提であり、しかし国家観念がない「支那人が全体的に国家観念を持つのは数十年間かかるかも未だ疑問であり、おそらくまだ百年あるいは、百五十年も必要であろう」。内藤のこのような「数量的な判断と自信は、思わず人々に日本の1937年に全面的に中国を侵略する前の、全国に充満していた「対中一撃」、中国を征服する心理状態を連想させる。

最後に、中国がいったん国防を放棄するのならば、必ず国門の穴開きを招くだろうが、その国門の穴開きを中国はどのように管理するか。これに対して、内藤は中国が「国際管理」を受け入れてこそ「長期の安定」が実現できるという提案をした。彼は『支那論』のなかで次のように書いている。

北清事変の際に、一時天津に都統衙門という者ができて、列国の聯合政治を行ったことがある。第二の大なる都統政治が出現すべき時機は、あまり遠いとは思われぬ。……亦此の都統政治のほうが、国民の独立という体面さえ放棄すれば、支那の人民にとって、最も幸福なるべき境界である。……支那の官史よりは、廉潔に且つ幹能ある外国の官史によって支配されるから、負担の増さぬ割合に善政の恩澤を受ける。²⁹⁾

内藤の「提案」は一体どの程度日本の対中政策に影響をもたらしたのかを考証する方法はないが、一つの動かしがたい事実がある。つまり、翌年1915年初、日本政府が第1次世界大戦時、ヨーロッパ列強が東の中国を構う暇もない機会に、横暴にも、袁世凱が政権を執る北洋政府に「二十一か条要求」（5項の内容、それに21か条の具体的要求を含む）を提出し、その第5項目の内容の7条の具体的な要求のなかには、中国が日本人を中央から地方各自治体の政治、財政、軍事の顧問として招くなどの内容を含んでいたことであり、そこに全面的に中国を制御する意図があったことは誰の目にも明らかである。

28) 内藤湖南：『支那の現状』、『内藤湖南全集』第5巻、第25頁。

29) 内藤湖南：『支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第296頁。

意味深長なのは、まさにこのような背景下のもとで、内藤と日本政府の行動は相呼応して、大々的に中国の「国際管理論」を押し売りしたことである。まず、日本が中国に対して「二十一か条要求」を出した後の1916年から1921年の間に内藤が発表した一連の言論を見るがよい。上述した『支那将来の統治』のなかで、内藤は次のように書いている。

今日に於いても、中央集権は、支那にとって何の必要もないのみならず、亦十分なる統一をすることも何の必要もない。従来経験によれば、軍隊でも財政でも、その他あらゆる財政上の機関は、支那人が自ら支配するよりは、常に外国人が支配した時に成功を収めているのである。³⁰⁾

支那の如き政治組織の簡単なる国では、古来民政というものは財政と裁判と、それから軍隊、警察ぐらいであるが、これ等のものはすべて外国人の手に渡っているほうが安全なので、外国人が支那に対して愛国心というものを有たないと言ってもそのままでない愛国心よりかも、支那人が自分の国を治める如く、国を害することがないだけが幸福である。³¹⁾

その決心さえ着けば、支那の安全も維持せられ、東洋の平和も維持せられ、従って世界の平和を永く維持することが出来るだろう。それが即ち支那人が政治上の機関を外国人に委すということが、最も適当だということの最大の理由であって、支那が此の決心が着かない以上、何時まで経っても、真の平和を享け、その人民が真の幸福を受けるということは困難であろうと思う。³²⁾

「支那国是の根本義」のなかで、内藤は次のように書いている。

数十年來の実績より観ると、支那の政治はこれを外国人に委すほうが成功している。財政に於いて外国人に委した海関が先づ成功し、次に釐金、塩税などが外国人の手に渡って以来益々余裕を生じ、今日では財政丈は外人に委任するほうが政府にも人民にも利益であるということは、支那人に於いてこれを認めないものはなくなった。支那における民政の主なるものは裁判であるが、支那人は支那官吏に裁判を仰ぐよりは、居留地に於いて外国官吏に裁判されることが、幾多の譲歩をしてもなお幸福であることを了解している。警察制度も亦居留地の警察に依頼することは、本国の警察よりも遥かに良いとしている。それで日本人などの中心となり組織せる北京の一時の警察は、支那人民が曾て経験せることなき信頼すべき警察であった。若し支那が全国の警察を外国人の手に託したならば、遥かに少額の費用を以って大なる安全を得ることが出来るであろう。軍備についても同様である。若し日本の将校に委託した軍隊が一大隊あるとすれば、支那人の組織せる軍隊の一箇師団よりも保安の効力は大である。³³⁾

30) 内藤湖南：『支那将来の統治』、『内藤湖南全集』第4巻、第542頁。

31) 内藤湖南：『支那将来の統治』、『内藤湖南全集』第4巻、第543頁。

32) 内藤湖南：『支那将来の統治』、『内藤湖南全集』第4巻、第546頁。

33) 内藤湖南：『支那国是の根本義』、『内藤湖南全集』第4巻、第530-531頁。

1916年6月、内藤が『支那研究』に発表した『支那の政治』のなかで、中国が「外国人」による管理が必要であり、しかも、特に日本人によって管理したほうがよいと強調している。その理由は、

支那の政治は、例えば甚だしく神経衰弱に罹った人の様なものであって、単に自分の力で活動しようとしても、到底できないので、矢張り多少血液の間にそれを活動さすべき一種の薬を注入して、興奮を助けるより外しようがないのである。その意味で外国人を支那の政治の重なる所に引き入れて、それに依って政治の改革を企て、段々に外国人の遺した善い例を模範としては、改革の根本を造るより外に仕方がない。³⁴⁾

日本の政治などは西洋の模倣であるかの如く考えられるかもしれないが、それは亦丁度日本の政治上、社会上の程度が西洋の立憲政治というものを応用するのに都合のいい位な政治的過程にあったのであり、日本は亦一種の国家中心主義、皇室中心主義から割出した所の政治組織で以って、外国にはない所の一つの系統を立てたのであって、一方からは外国の政治の模倣の様に見えるけれども、一方から言えば日本の政治の自然の発達である。此の日本の政治系統の中に、支那人が学んで好い所は、矢張り日本人を利用するほうが好いということになる。その一端を言えば、軍事組織とか、警察組織という様な種類の事は、支那に於いては遠い外国の事を模倣し、遠い外国の制度を利用するよりかも、近い日本の制度を利用するほうがもっと実効が多いかもしれぬのである。³⁵⁾

同年6月、内藤は「支那問題」というテーマの講演のなかで、再度、中国が外国人によって管理されるべきであるという「忠告」を出した。彼は次のように言っている。

外国の政治が支那に及ぶということであれば、支那の人民は皆喜んで服する。外国人に虐待を受けると言っても、支那人に虐待されるより安全である。外国人はどんな虐待をするとっても法律にない様な事はしないから、支那人より安全である。……そういう訳であるから、今日支那人が外国人を理解せず、自分の地位を自覚せず、此のまま三十年五十年続いて行ったならば、何をしても外国人に任すより仕方がない。³⁶⁾

1917年10月、内藤は雑誌『青年之日本』第11号に発表した「如何にして支那の存立を図る可きか」のなかで、次のように書いている。

自国の都会に於いて、或いは村落に於いて、支那人に安堵させようとするならば、軍隊の幹部、警察の幹部を一時外国人に任すが当然である。経済の機関、銀行亦是会社とかいうものは、外国人に依って運営されるほうがいい。³⁷⁾

1919年3月、内藤は雑誌『中外』第三巻の第三号に発表した『支那政治の復活』のなかで、

34) 内藤湖南：『支那の政治』、『内藤湖南全集』第4巻、第569頁。

35) 内藤湖南：『支那の政治』、『内藤湖南全集』第4巻、第571頁。

36) 内藤湖南：『支那の政治』、『内藤湖南全集』第4巻、第585頁。

37) 内藤湖南：『如何にして支那の存立を図る可きか』、『内藤湖南全集』第5巻、第13頁。

次のように書いている。

支那の如く、幼稚ではなくして、寧ろ老朽せる国民の政治その他の機関の救済は、現今世界に流行する民族自治の如き方針を以ってしては、決して達し得ないものと思う。老人が若い者に手を曳かれるを要するが如く、支那の如き国民は、その統治者の中心に、他国人を交えることを必要とすることを考えなければならぬ。³⁸⁾

支那の政治の改革、更に適切に言えば、政治の復活という様なことは、支那民族に依っては、到底成功しないと思う。その外国人に依頼することの、最も便利であり、最も経済的であることを、早晚外国人も支那人も共に了解する様になるであろう。³⁹⁾

1921年12月、「支那の国際管理論」を『表現』第一巻の第二号に発表した。この中国の「国際管理論」の集大成とも言える著作のなかで、内藤は典故を引用して、唐代に外国人を官僚に任用したり、および近代以来外国人を税関管理に任用したりしたことで中国にもたらされた利益の大なることを話して、現実社会の生態において、老いぼれている中国はすでに中国人自身で管理することができなくなり、「国際管理」はすでに「自然の成り行き（物事の発展の必然的な意味）」であると断言した。実際は、この5千字の短い文章のなかで、「自然の成り行き」という言葉がなんと10回も現れている。内藤は次のように書いている。

所謂支那の国際管理論の如きは或は自分が最も早い主唱者であるかも知れぬ。最も自分の国際管理論は自分の意見若しくは希望などというよりかは、寧ろそれが自然の成行であるという考えで数年前からしばしばこれを折りに触れては発表していたのである。而して支那のために考え若しくは日本の立場から言っても、決して左様な成行を希望しているのではないが、世界の平和の維持並に支那人民の救済から考えて、左様に成り行くより外に道がないのではないかという意味で警告していたのである。⁴⁰⁾

これで、内藤はすでに中国の外国による管理という「提案」と「忠告」を「警告」へ昇格させ、その結論は中国が一つの国家観念のない、ばらばらの砂のような社会であり、それゆえ、国防建設は金銭の無駄遣い以外少しも意味がなく、列強の中国での利益と互いに牽制し均衡をとっている現実の状況のもとで、外国による、特に日本人による中国の管理は不可抗力な「自然の成り行き」であり、「最も便利で、最も経済的な方法」であり、これでなければ、中国は「いかなる時も真の平和と人民の幸福を享受できない」ということである。

「国防放棄」と「国際管理」が中国に国が国でない結果をもたらすことについて、「中国通」の内藤は当然もつともわかっていたはずである。中国人民の心理上で耐えられる予見できる結果のため、内藤は1919年の一篇の文章のなかで、きわめて率直に且つ徹底的に「国が亡びて」

38) 内藤湖南：『支那政治の復活』、『内藤湖南全集』第5巻、第51頁。

39) 内藤湖南：『支那政治の復活』、『内藤湖南全集』第5巻、第52頁。

40) 内藤湖南：『支那の国際管理論』、『内藤湖南全集』第5巻、第154頁。

も「種族が絶滅しない」、「国が亡びても」文化ありの「道理」を詳しく述べて、中国人民に対して「内藤式」の精神の慰問を行い、慰霊碑文のような筆法で書いている。

縦し支那の国が亡びたからとて、深く悲歎する筋合のものでもなかろうと思う。支

那の民族全体という大局から大観すれば、支那が亡びたと言っても、少しも支那を侮辱した言葉でないと思う。政治や経済やで国が亡滅に瀕した処で、他に其よりも世界人類という大処高処から見下ろして尊敬するに足る文化的大功業の郁々乎たるを思えば、国家の亡滅位は何でもないではないかと思う。寧ろその文化は治く世界に光輝を放つ事に成り、支那民族の名誉は、天地と共に無窮に伝わるに相違ない。⁴¹⁾

ここから分かるように、内藤は「情をもって動く」、「理をもって論ずる」の姿勢で、まず中国社会がばらばらな砂のようで、救いようがないと判断する。続いて、民族危機が深刻な中国には「国防は無用」であり、「国防を放棄」をし、そして「国際管理」を受け入れるべきであると忠告した。最後に、中国人民に「阿Q」精神を発揚するように慰問して、政治、経済上の国家の「滅亡」後「過度に悲しむ」必要はなく、国が亡びても種族が絶滅することではないので、もし「世界の人類の大処、高処」から考えられるのなら、大いに「天地と共存し、限りなく伝わる」「文化大偉業」と「民族名誉」のなかで自己陶醉することができる。ここで、内藤の「巧妙な理論」はますます常識はずれになってきた。

三 内藤における日本の対中国「使命論」

内藤湖南は全力を尽くして中国が「どのように」、「どうして」と「どうする」を議論する時、国家本位の立場に立つことを一度も忘れることがなく、日本のために意見を出して策を練り、本人もそのため、単なる純粋な知識人とは一線を画するような境界線を引き始めていた。

様々な一般の政治屋あるいはファシズム軍人の『支那論』とは違って、内藤の『支那論』は独自の体系を築いていて、しかもかなり「理論」的色彩を備えている。彼が吹聴した日本対中国の「使命論」も、互いに呼応して「国家年齢論」、「異民族刺激論」、「文化中心移動論」と「植民開発論」など一連の論点が、重なり合って「導き出し」された。まず、内藤はどのようにこれらの「理論的観点」を用いて、中国社会及び日本が負うべき「大きな使命」を詳しく解釈したのかを見るがよい。

1919年3月、内藤は『中外』第三巻の第三号に『支那政治の復活』を発表して、彼は次のように書いている。

支那が世界の最も古い国であることは疑もなき事実であるが、国の古いということはそこに国民としても老衰の徴候を表すという事を伴うのである。而して比較的他の民族と混じらない一つの国民が、数千年継続して而もその周囲にはこれと競争しこれと磨礪すべき

41) 内藤湖南：『山東問題と排日論の根底』、『太陽』、1919年、第9号。

他の国家がほとんどなかったために、野原の中の一本立の樹木の如く思う儘に伸びて、而も充分の発達を遂げ、外部からの害を受けることがなくても、樹木その物の命数で内部に空ろができた様なのが即ち支那の状態なのである。支那は長い間孤立した国家であって、その内部から生じた弊害に依って段々老衰に傾いているのであるから、此の老衰を恢復するということはほとんど樹木それ自らの発生产力ではできにくくなっている。これが救済は外部の力でその腐敗をとめるとか或はその寄生木を切り払うとかしなければならぬ様になっている。⁴²⁾

ここでは、内藤はまず中国この年輪の古い大きな木になぜ青春が常駐するのかを指摘し、それは外力によるもので、自身の活力ではないと見なす。その後、また『新支那論』のなかで両漢以来の民族関係を根拠にして、各朝代の少数民族の「刺激」を中国に「活力」を注ぐ積極的な作用だと倦むことなく高く評価した。しかし、その酔翁の目的は、「異民族刺激」が「高齢国家」に「活力」を発生させるという拡大解釈を通じて、「理にかなっている」日本の対中国植民地拡大の理論根拠を探ることであった。内藤は『新支那論』のなかでは次のように書いている。

支那が長い民族生活を維持していることのできたのは、全く此のしばしば行われた外種族の侵入によるものである。そういう見方から考えると、成吉思汗が「支那人民は自分の国には役に立たない、それを打ち殺してその地方を大きな牧場にすると、蒙古人の国には役に立つ」と言ったというのは、余程味のある言葉であって、そういう外種族の精神が耶律楚材の如き遠慮ある政治家によって緩和されて、支那民族を適当に若返らす様に取り入れたのは、非常な幸福と言わなければならぬ。かくの如く従来の外種族の勢力は支那人から考えれば、全く暴威を以って政治的に行われたのであるが、今日の外種族の勢力は経済的に平和に突き込まれるのである。東洋文化の発展にある時代の分け前の部分を働いて、そして支那の現状を革新せんとする——或はこれを自覚しないながらも——日本の経済的運動等は、此の際支那民族将来の生命を延ばすためには、実に莫大な効果のあるものと見なければならぬ。恐らく此の運動を阻止するならば、支那民族は自ら衰死を求めるものである。

此の大きな使命から言えば、日本の支那に対する侵略主義とか、軍国主義とかいう様な事の議論は、全く問題にならない。もっとも此の侵略の主義とか軍国主義とかいう様なことは、単にその問題から考えても、日本と支那との間の関係を論ずるものとしては甚だ不適當なものである。……支那の如き親譲りの過大な財産を相続して、而もそれを十分に世界のために利用することもなしに、所謂天物を暴殄している。その傍らに、日本の如き人口過剰に苦しんだ国民の生存権の問題に触れているものがあって、而も隣国の親譲りの相

42) 内藤湖南：『支那政治の復活』、『内藤湖南全集』第5巻、第155頁。

続権を指を咬えて見ておらなければならぬという様な事は、甚だ矛盾であると言わねばならぬ。⁴³⁾

この見解は明らかに二重の意味を表している。一つ目は、中国が「宝の持ち腐れ」であり、祖先の残した財産を見守るだけで、世界のために利用せず、そのため生存権の問題に遭った日本が「隣国の相続権を見ているだけでどうすることもできず」ということではいけないので、このような「非常に矛盾」している「現象」を変えることは正当で合理的であるということである。二つ目は、日本は中国の歴史上の「異民族」のように中国を「刺激」して「元気」を奮い起こし、しかも、このような刺激は「暴力的に推進する政治」によるものではなく、「経済活動」を通じて「支那の現状を変え」、それによって「支那民族の将来の生命を延長」して「幸せ」をもたらすことである。

内藤は、目下の中国はすでに「外部の力」に頼らないと状況を変えられない危険な立場に置かれており、そのため日本は中国の歴史上の「異民族」のように勇敢に立ち向かい、外部から中国の再生に「原動力」を注ぎ込むべきだと思っている。1917年10月、彼は『青年之日本』第11号に発表した『如何にして支那の存立を図る可きか』のなかで次のように書いている。

清朝の末年以来、支那の経済政策というものは、大体はその利権の回収に傾いて、何でも外国人に利権を渡すまい、支那人だけでこれを占めるという議論になっている。しかし支那人が悉く利権を回収してしまった所で、宝の持ち腐れであって、支那の経済には何らの発展もすべき見込みがない。若し支那の利権を、支那だけで専有しているとすれば、つまるところ他の諸国が非常な発展をする間に、支那のみ全く発展しないという事になって、支那は経済上に於いても、亡国の惨状を来すに至るのである。若し支那を亡国の惨状から救い出すのであれば、矢張り支那の天然の富を開発すべき方法を講ずる外道がない。即ち自国に欠乏している資本を諸外国に仰ぎ、自国に能力のない工業上の技術も外国人から教わり、外国人と利益を共通して、その一面自国の利益を發展させてゆくべき筈である。⁴⁴⁾

支那は無限な富源を持っていて、これを開発する資本と経済機関運転の能力とを全く欠如している。資本はどこからか輸入しなければならず、経済機関運転の能力は少なくとも数十年間外国人に訓練されなければならぬ。その資本並に経済機関運転の能力を支那に持たしめる原動力はどこから出てくるべきであるか？ ……若し極めて簡単に支那の従来の政治組織を破壊して、新しい民衆的政治に導くべき原動力は何かということになれば、それは日本国民の支那経済界における運動だといってもよい。⁴⁵⁾

最も通用しやすいのは、既に旧組織を革新した経験のある日本人が、その経験に依って

43) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第513頁。

44) 内藤湖南：『如何にして支那の存立を図る可きか』、『内藤湖南全集』第5巻、第15頁。

45) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第506-507頁。

支那の経済組織の基礎からして立直していく必要があるので、日本人が支那改革に対する使命なるものは、即ちここにあるのである。⁴⁶⁾

これらの引用から見て取れるように、「経済運動」を通じて中国に再生の「原動力」を注ぎ込み、それと同時に日本の「生存の問題」を解決することが内藤の第一の願望だったはずだが、しかしこれは中国に対して経済拡張を極力主張している内藤が決して武力使用を排斥していることを意味していない。逆に、彼は近代日本の対中拡張を弁護しただけではなく、また中国に対して武力を使うことに意気消沈する必要はないと日本国民を慰問している。内藤は『新支那論』のなかに次のように書いている。

支那が日本と貿易を盛んにしてから以来四五十年、その間兵力を用いることもあり、参謀本部等の特別方針から、いろいろな小細工を支那に施したということもある、しかし全体を通観した時に、四五十年來の日支両国の関係は、だんだん政治上の関係から経済上の関係に移っていきつつあるのは明らかであって、日清戦争とか北清事変の如き実際に兵力を動かしたあとでも、その結果は常に両国の経済上の関係を開いて、極めて平和な発展に向かっているのである。況や日露戦争に依って満州に兵力を用いた後の結果などは、日本の経済力がその地方に加わったがために、大連の港を支那第二の貿易港にまで進めたではないか。それに依って満州の富を増したこと非常なもので、一時の兵力の関係を見て、それに伴ってくる所の経済上のより大なる関係を注意しないというのは、故意に日本の進歩を妨げる米国人の議論ならば兎に角、日本人としてそんな誤った見方をする輩は実に気が知れないものである。勿論その間に時々武力的関係のあったことは全く否定する訳ではない。しかし大きな田地を開拓するために、灌漑用として溝渠を通ずる途中には時としては地下の大きな岩石に突き当たり、これに大きな斧を用い、若しくは爆薬を用いなければならぬこともあるであろう。けれども、その真目的が田地の開拓にあるのを忘れて、その土地の爆発破壊を目的だと断定するものがあろうか。今の日本の国論は自国の歴史と、その将来の進むべき道を忘れて、一時応急の手段に用いられた武力を侵略主義とか軍国主義とか言って、自らこれを貶しているのである。⁴⁷⁾

ここで、内藤湖南の「文化人」としての論調は、すでに戦前日本のファシズム的な侵略拡大理論とかなり似てきた。

これだけではなく、落ち着いてもう一度内藤の「象形蚯蚓論」と「文化中心移動論」を引用して行った説教を聞いてみると、この「支那通」の陰気な心理状態はいっそう人々に激怒を覚えさせる。

内藤は日本国民に対して次のように言っている。

46) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第516頁。

47) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第514頁。

若し日本が支那と衝突し、不幸にして兵力を用いるという様な事になった時、そのために支那を土崩瓦解に陥らしめて收拾することができない様になり、その責任を全部日本が負わなければならないという事になりはせぬか……日本人はしばしばこういう杞憂を懐いている、然しこれは支那の国家の成立、支那の社会組織の歴史を全く知らぬもの考える所である。極簡単に譬えると、日本等の国情は、支那人の譬えにもある如く「常山の蛇の如く首を打てば尾至り、尾を打てば首至る」という様な、非常な鋭敏な感じを国民的に持っているので、例えば小笠原島が外国に占領されたといっても、日本国民には全体に激動を与えるに違いない。支那の事情はこれと異なって、恰も蚯蚓か何かの如き低級な動物と同じ様なもので、一部を打ち切っても他の部分はそれを感じずに、依然として生活を続けているという様な国柄に出来ている。⁴⁸⁾

また、内藤が中国人民に次のように言っている。

今日に於いて東洋文化の中心とならんとして、それが支那の文化にとって一つの勢力になるということは、何の不思議もないことである。日本は今日支那以上の立派な強国になっているから、日本の興隆に対しては支那人は一種猜疑の眼を以って見る様になっているけれども、若し何等かの事情で、日本が支那と政治上一つの国家を形成していたならば、日本に文化の中心が移って、日本人が支那の政治上社会上に活躍しても、支那人は格別不思議な現象としては見ない筈なのである。⁴⁹⁾

ここで、内藤が中日両国の人民に注ぎ込みたい説教はもしかすると、蚯蚓の如く低級動物のような中国を扱う時、日本国民は心置きなく好き勝手にしてよい。なぜなら「蚯蚓」は一部を切り落とされたとしても、残りの部分がそれにまったく無関心であるように、日本人が中国に君臨する可能性があるとしても、中国人は落ち着いた心理状態でそのような「現象」と向き合い、それは「文化中心」がすでに「支那より優秀な強国」日本に移り着いたためであるということかもしれない。

むすび

内藤湖南は帝国主義が世界中に横行していた時代に生きており、弱肉強食の「適者生存の法則」の前では、社会の正義はいかにも軟弱で無力に見えた。このような歴史背景の下で、内藤湖南に厳しく、脱俗超凡を求める必要はないだろう。しかし、問題は決してこのように簡単ではない。

明治前期では、「啓蒙思想家」の福沢諭吉は日本の政治思想界の潮流を引率する旗手と称することができるが、彼は「脱亜入欧」のスローガンを提出したことによって大いに評価され、

48) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第499頁。

49) 内藤湖南：『新支那論』、『内藤湖南全集』第5巻、第509頁。

時代とともに進む文化開拓者の代表になった。しかし、福沢の中・朝両国に対する態度はかなり冷酷で、彼の有名な『脱亜論』のなかにはこう書かれている。中朝両国は「自分の身の上についても、また自分の国に関しても、改革や進歩の道を知らない」、「道徳さえ地面を這うように残酷破廉恥を極め、なおふんぞり返って反省の念など持たない」、そのため「現在の戦略を考えるに、わが国は隣国の開明を待ち、共にアジアを発展させる猶予はないのである。むしろ、その仲間から脱出し、西洋の文明国と進退をともにし、その支那、朝鮮に接する方法も、隣国だからと特別扱いするに及ばず、まさに西洋人がこれに接するように処置すべきである。悪友と親しく交わる者も、また悪名をまぬかれない。我等は心のなかで、東アジアの悪友を謝絶するものである」⁵⁰⁾。国内外の学界における福沢論吉研究では、その近代的な啓蒙効果を重視する傾向があったが、安川寿之輔著『福沢論吉のアジア認識』⁵¹⁾などの研究成果の出現につれて、福沢がアジアの隣国を蔑視して、対外拡張を吹聴する一面も大きく暴露されて、「福沢研究」は「均衡」へ向かい始めた。

福沢と比較してみても、明治後期と大正時期の学界と政論の舞台で活躍した内藤湖南の、社会的影響は全く見劣りしない。しかし、内藤研究の状況から見ると、その「学問」を重んじる研究が大部分で、バランスを欠いている状況は今でも大きな変化がなく、さらに内藤を「完璧な人間」に作り上げようとする努力はまだ続いていると言ってよく、その国策の「シンクタンク」に関連する研究は、ひた隠しに隠す禁止区域になったようである。

内藤湖南の才能と学問の造詣は置くとしても、その基本的な政治思想の主張からいうと、全面的に欧米化を鼓吹する福沢論吉と同じ道の者とは言えない。時が経って状況が変わり、日清戦争後の日本はすでに自信を取り戻し、思想界の勢いがすさまじくて、国粋主義が欧米化主義に対して反撃する中で、内藤湖南が論述する論理と岡倉天心、三宅雪嶺、陸羯南など学界における「国粋派」の主張、および大隈重信の「東西文明の調和論」とが互いに、もっとも近い。彼らによれば、中国から源を発する東アジアの伝統文明の合理性と、したがって、この文明の中心とが、すでに中国から日本に移行したということは、まず間違いなく、有力な証拠があると考えられたのである。

客観的に言うと、内藤は日清戦争、戊戌の変、日露戦争、辛亥革命、五・四運動など重大な事件の経験者であり、中国社会に対する認識において「中国通」と呼ぶことができ、その中国の社会状況に対する観察が非常に細かくて入念に行われており、評論におけることばや文章の力が非常に強い。彼の中国観に見られる問題点は、主に中国が「どのように」や「どのようにしてそうなったのか」という彼の認識とは関係なく、主体認識対客体認識というところにある。つまり内藤本人の中国に対する態度、または彼自身がよく使うことば「徳義心」である。

50) 福沢論吉：『脱亜論』、『時事新報』1885年3月16日。

51) 安川寿之輔著：『福澤論吉のアジア認識』、高文研、2000年。

内藤の「態度」はまず中国に対する「感情」の面に反映されており、それは敬虔に中国古代文化を敬慕することと極端に中国の現実を蔑視する複雑な情緒である。その次に、彼の独りよがりな対中政策の主張が問題であり、つまり、中国は「国家がすでに死んだ」、外国に任すしかない、特に日本による「管理」があつてこそ、中国人民はようやく生存と「幸せ」になれることができ、当然日本がこの他に転嫁できない歴史的使命を負うのが一種の「天職」であるというものである。そのため、中国を蔑視し、日本の意のままに中国へ拡張するという政策主張を支持することからみると、内藤と福沢の手段は異なっても結果は一緒であり、思想においては根本的な相違は存在しない。

ここからみると、内藤湖南は帝国主義の時代の成り行くままに従って、国家本位の立場に自覚的に立って、日本の対中国の拡張政策に旗を振って鬨の声を上げる文人の一人であり、その学者としてあるべき良識はすでに狭隘な自己民族の利益を追求するという観念に飲み込まれ、彼の豊富な「学識」も対中拡張が理にかなっているという解釈に利用された。戦前の日本の「大学者」として、内藤の中国に対する認識と政策主張が日本政府と民衆にもたらした「大きな影響」は、マイナスのものであったと言える。

無知な民族には未来がなく、「知識」を濫用する民族はかえって今を葬る。無知な学者は人の子弟を誤らせて、良識を失った学者はかえって国を誤らせ、民を害する。知識の「所有者」にとって、内藤湖南の深刻な教訓が世間の人に残した警告は、学識は良識に等しいと言えず、真の学者はいかなる時も良識を先にすべきであり、人類の正義と真理を堅持する行為こそが、「天職」であるということである。言うまでもなく、内藤の教訓は日本だけのものではなく、世界のものである。

〔付記〕本稿での『内藤湖南全集』からの引用は、すべて現代仮名遣いと新字体に改めた。

中国史の「普遍性」について

——内藤湖南の歴史論を中心として——

山 田 伸 吾

はじめに

本稿では内藤湖南がたどり着いた思想的な終着点とも言うべきものを考究していくことが課題である。思想の終着点といっても、様々な変節変化を経た上での最後の着地点という意味ではない。最近亡くなった我が国のある著名な評論家は、人の思想は幼児期に向かって成熟していくというようなことを述べていたが、これは如何なる思想家、いや思想家であると否にかかわらずすべての人に当てはまるであろう至言と言うべきもののように思われる。政治的な立場は変節する可能性が大であり、「君子は豹変す」と言われているように政治の場にあっては変節・変化は寧ろ評価される場合もある。しかし「豹変」したとしても「君子」であることが維持されているように、人の思想の根幹は幼児期に芽生え、それが成長するにつれて枝葉を付けてくっきりとした姿を現していくというあり方こそ思想が成熟していく過程と言ってよいだろう。「幼児期に向かって成熟する」とは、幼児期に抱え持たれていた潜在的な思想的骨格がより鮮明な姿として立ち現れると言うことを意味している。そして最後に現れた、言わば思想の終着点とも言うべきものは（勿論、終着点というのは「完結」したという意味ではない）、潜在的なものが顕在化したということによって、その人のそれまでのすべての言動を理解する上で大きな力を発揮するだろう。湖南の思想の終着点を考究していくことは、湖南の政論家として、また中国学者として様々な状況において展開された議論の意味を深化させることになるだろう。

湖南の思想的な終着点とは何であったのか。結論から先に言えば、それは中国の歴史を世界の歴史のモデルとすること、いや中国史が世界の歴史のモデルになり得るという確信を抱いたことと言ってよいだろう。モデルになり得るとは、中国が世界で最も進んだ社会であり、その歴史が後続の「遅れた」社会のあり方を考える上での基準となり得るという意味においてである。

こうした湖南の考え方はかなり初期の頃から部分的には確認できるのではあるが、鮮明な姿として語られるようになったのはやはり大正の後期以降のことである。この当時中国社会はまさしく辛亥革命から引き続く混乱のさなかにあり、国際世界も、第一次大戦、及びその戦後処理、さらにはロシア革命の勃発もあり、まさしく「激動の時代」と言ってよい状況であった。こうした状況において、湖南は、大戦及びその戦後処理による若干の翳りを見せつつも相変わらず

らず経済的にも軍事的にも圧倒的な力を発揮していた西洋世界を見据えながら、国家としては死に瀕していた中国社会の歴史に、歴史の終局的姿、つまり最も先進的な国家・社会の姿を読み取るという極めてアクロバティックな発想を鮮明なものとしていったのである。

西洋社会の歴史をモデルとした唯物史観においては、「アジア的生産様式」として進歩の階梯から例外と規定された中国社会を、歴史の進歩の中心軸に据えること、そこに湖南の思想の終着点を確認できるのだが、それはどのような内容として語られたのか、その概略を素描してみようというのが、ここでの課題である。

一 湖南の歴史思想の終着点（その1）

湖南の歴史思想の終着点とも言うべきものを確認できる論考として、ここでは「民族の文化と文明とに就て」（大正15年1月、大阪毎日新聞）、「支那に還れ」（大正15年5月、大阪毎日新聞）、「近代支那の文化生活」（昭和3年、東亜同文会講演）の三編を取りあげて論じていきたい。晩年に書かれたということよりも、これらの論考が、これまで折に触れて述べられてきた湖南の歴史思想の骨格が比較的簡明な形で展開されているからである。

湖南は1924年（大正13年）7月から翌年2月まで六ヶ月に亘る欧州学術旅行を敢行するが、その殆どの時間は欧州に持ち出された中国の歴史資料の収集に充てられていた。しかし西欧の美術品と接する機会もあり、西洋世界を肌で感じ取ることができたようで、そのことが湖南の中に潜在的にあった東洋文化の貴さを自覚化させたのかも知れない。「民族の文化と文明とに就て」はまさしくその西洋体験をバネにして書かれた論考である。

ここでは政治経済及び個人の智力、能力、徳義などに関わる世界を「広義の文化」＝「文明」と定義し、これを中心として展開された社会の実例として西欧世界が挙げられている。また文化総体の中から政治、経済、つまりは「広義の文化」の内容を除去した時に残るものを「狭義の文化」＝「純粋文化」と定義し、これに個人の人品とか教養を含ませ、これを中心に展開された社会として、中国を含めたアジア世界が想定されている。

そして「狭義の文化・純粋文化」こそが民族が存在する目的であり、「広義の文化＝文明」は「狭義の文化」を下支えするものであっても、民族の文化程度を測る基準とはならないし、経済的富の増大が却って「純粋文化」の発展を阻害する場合があります、その具体例として産業革命によって富を増大させたイギリスが挙げられ、イギリスと中国との間に「近世文明という外皮を剥いだところの真の文化の差」はないと断言する。さらに東西文化比較を展開しながら具体例を挙げて東洋文化の優秀さを述べ、「東方人は……世界の文化に貢献するためには、西洋人が追い着くまで、自己のもっている優秀な文化を失わないことに心掛けねばならぬ。そのためには日本の如き天然資源もなく、ヨーロッパ人殊に米国人よりかは数倍の艱難辛苦をして少ない程度の富を作りつつあるのが、反って非常な幸福というべきものであって、自分はいくらでも日本の貧乏に対して大なる礼賛をしたいと思うものである」と結論づけるのである。

この論考が日本に向けたメッセージであったとすれば、「支那に還れ」はまさしく中国社会に向けたメッセージとなっている。「支那に還れ」とは「本来の支那」に立ち帰ることを意味しているが、これは湖南の着想と言うよりも、当時の中国の有識者の中に芽生えかけていた「新新支那」という思想を代弁したもののようである。ただ湖南はこの思想の紹介に乗じて湖南固有の「本来の支那」論を展開し、まさしく「支那人に代って、支那人の為に」（『支那論』自叙）を実践しようとしたわけだが、ここでの議論の中心は文化というよりも中国社会の改革論に置かれている。基本的には欧米的な文明化を改革の基本とする「青年支那」の自国の歴史を顧慮しない浅薄な発想が批判され、外国からの借り物ではない中国社会自体が生み出した思想や社会組織を前提とした改革の正当性が述べられ、その上であらゆる改革の前提とすべき「本来の支那」の姿が確認されている。

湖南にとっての「本来の支那」とは何か。それは『支那論』『新支那論』で繰り返し論じられてきた内容と言ってよい。まず中国の古来の国家組織が、法治主義ではなく文化主義に立っていること、そのことによって行政機関は殆ど民政とは関係を持たず、民政は民間の自治制によって維持される。法治に由らないことによる弊害も生ずるが長い歴史の過程で中国民族は弊害から免疫性になり、この免疫性が中国の社会組織の根本をなしており、こうしたあり方を前提としてしか改革は成功しないし新しい中国国家も成り立たない、というものである。

こうした「本来の支那」の持っていた社会組織上の特徴を確認した上で、中国社会の将来について「工業も持たず、富強でもない、そして政治としては殆どとりどころのない支那の民族が、今日において反ってなにもなしに一種の永続性を世界に予感せしめるようになったというのは、その長い歴史の結果といわねばならぬ。支那が果たして漸く覚醒して、本来の支那に還るといふことになれば、数十年来囚われていた富強に関する欲望を捨て、その文化を保持し、その弊害に対する免疫性を如何にして発達せしめるかということを考える必要がある」と結ぶのである。

「弊害」とは本来除去すべきものであるにもかかわらず、そうしないでそれに対する「免疫性」を発達させるという考え方はかなり奇妙なものと言わなければならないが、これは中国の国家組織が「文化主義」に立ち、この「文化主義」に立った国家組織の持続によってはじめて高度な「純粹文化」が達成され「永続性を世界に予感せしめる」民族になったのであって、「弊害」と「文化主義」とは補完し合う関係にあると捉えられていたからに他ならないだろう。それに加えて中国社会における「弊害」除去のための改革（その殆どは、西洋をモデルにしたものであった）がすべて失敗に終わったという辛亥革命以降の歴史過程が湖南の中には想起されていたと考えてよい。それ故この一見奇妙にみえる提案も、湖南にあっては、空論ではなく、中国社会の将来たどるべき必然性として語られているのである。

日本に対しては、貧しくてもよい、その方が「純粹文化」を発展させる可能性があるからと述べ、中国に対しては「本来の支那」つまりは過去の中国に回帰せよと述べていることからす

れば、日本と中国との間に明確な文化的なかつ歴史段階的な価値序列がつけられていたことが分かるのだが、そのことはさておき、「本来の支那」に還れという主張は、勿論「古」のあり方を理想とするような古典的な「尚古主義」とは全く異質である。この場合の「還れ」は中国社会の歴史的なあり方つまり「文化主義」に立った国家組織というあり方を自覚せよという意味なのであろうが、その自覚の果てになすべきこととして挙げられている「富強に関する欲望を捨て」が西洋社会をめざしての改革を放棄せよと言う提案であることは容易に理解できるとしても、「弊害に対する免疫性」を発達させることを将来的な課題とせよという点についてはやはり奇妙さの感覚を払拭できないだろう。どうして「文化主義」に立った国家は必ずや「弊害」を生み、その「弊害」を除去するには「文化主義」を取り去らねばならないのだろうかという疑問が湧いてくるのだが、湖南にとってこの問題は、理屈であるよりも厳然たる歴史事実の問題、彼自身の言葉で言えば「自然発動力」であり歴史的な「惰力」に関わるものであり、「人為」ではどうしようもない事柄と捉えられていたように思われる。ただ、湖南の中には、中国を「国際管理」下に置くというかねてからの持論もあり、国家組織を丸ごと外国人に委ねてしまえば、中国の旧社会組織の生み出していた「弊害」を減じることができるとも考えていたようである。いずれにせよここでの還るべき「本来の支那」とは、「弊害」をも含み込んだ「文化主義」の国家組織そのものであり、その構造自体に永続すべき、いや必然的に永続してゆくであろう「本来の支那」の姿を確認していたように思われる。

では「本来の支那」において「保持」されるべき文化とは、どのような内容なのであろうか。「支那に還れ」では文化それ自体の内実には全く触れられてはいない。しかし、先の「民族の文化と文明とに就て」において、文化の程度を測る尺度として、思想上では科学や哲学ではなく文芸や芸術が挙げられ、科学や哲学の文芸化、芸術化がさらなる進歩の段階として例示され、具体的な技術としては手工から工業へ、工業から工芸へ、そして再び手工へという進歩の階梯が提示され、そうしたものを総合した文化生活の階梯は、原始生活から文明の進歩に従って天然の征服という段階に入り、さらに天然の醇化、つまり天然を保護育成しその中に安んじる段階（真の文化生活）に至ることが語られており、ここに述べられている高次の文化の段階は、次に取りあげる「近代支那の文化生活」の内容とほぼ重なり合っていることからすれば、湖南の言う「真の文化生活」とは、基本的には中国の歴史社会（近代）が具現してきたもの、つまり「本来の支那」が「保持」していた文化をイメージして語られていたと考えてよいだろう。

二 湖南の歴史思想の終着点（その2）

この「近代支那の文化生活」の前半では、所謂「宋以後近代説」がより簡潔に説明され、中国近代の内容として、平民発展の時代と政治の重要性の減衰の二点が挙げられ、平民発展の問題に関しては、学問の自由研究、芸術の専門家離れとしての文人画の登場、工芸の平民化とし

での大量生産が挙げられ、「総て宋以後は政治でも、学問でも、芸術でも、工芸でも、汎ゆるものに平民精神が入って来て居る。是が近代の一番大事な内容だと思います」と述べられ、その後「近代」中国の生活要素が五項目に分けられて説明されている。

その生活要素とは、第一は、平民時代の生活様式として生活資材（織物）の大量生産（特殊性のなくなった平準化された商品が朝廷にまで及ぶようになったこと）であり、第二としては、民族生活が衰退期に入り、人工物よりも天然を好む志向が生じ、復古的な趣味や医療においては自然治癒を主とした「内丹」が重んじられるようになったことが挙げられている。第三としては天然の意識的な保護、保存という姿勢が異民族支配（元朝、清朝を指す）とも関連しながら生まれてきたこと、そして第四として古物愛玩という趣味の発生、第五としては交通の便の良さから来る地方特産物の発達という五つの要素が「近代支那の文化生活」を特徴づけるものとして挙げられている。

ここに描き出された「近代支那の文化生活」の中からは、「科学哲学の芸術化」や「工芸の手工化」の内実をうかがうことはできないが、「天然の醇化」について言えば、「近代支那」は既に「真の文化生活」の段階に達していた（これは、「平民精神」に由来するとは思えないけれども）。ここに挙げられた、生活資材の大量生産を除く他の四つの要素は、西洋の発達させてきた物質的な富、所謂「広義の文化＝文明」とは異質で、まさしく「広義の文化」を除いた内容となっており、湖南にとって中国の近代社会が、「狭義の文化」の平民レベルへの普及した状態と見なされていたと考えてよいだろう。

「民族の文明と文化に就て」における日本の貧しさの礼賛、「支那に還れ」における「本来の支那」への回帰の提案、そして「近代支那の文化生活」の内容を総合してみれば、湖南が、中国を最も先進的な文化国家と捉え、西洋諸国をも含んだ世界中の国家・民族の文化的進歩を測定する基準となりうると考えていたことは確かであろう。

しかし、ここで注意すべきことは、「真の文化生活」の段階として挙げられている「天然の醇化」が自然と人との関係性として説明されていることに象徴化されるように、中国社会の先進性を証し立てる「純粹文化」なるものが、個々の芸術作品の高質さと言うよりも、そうした芸術作品を生活の中に取り入れることに積極的な人間の生活のあり方、つまりは人品及びそうした生活をよしとする社会全体の雰囲気、社会の品格の如きものであり、人と自然とのきめ細かな関係性であるが故に、長い歴史の過程でしか熟成されぬものとして設定されていたということである。中国は政治経済はとるに足らぬが、文化は最先端の質を持っていたというような部分的肯定ということではなく、中国社会を「純粹文化」の発展ということを中心課題に据えた社会組織と捉え、そうした社会のあり方にあらゆる国家や民族が最終的には行きついてしまうであろうという意味において、現在の中国の姿を含めた中国社会のたどってきた歴史過程全体を、あらゆる社会の歴史発展の基準となしうると考えたのである。それを簡明にして鮮明な像として描ききったこの三つの論考の中に、湖南のたどり着いた終局的な思想の骨格を読み取

ることができるように思われる。

三 結びに代えて——中国史の「普遍性」について

湖南は、中国の歴史を「支那文化発展史」と位置づけ「支那文化発展の全体を通観すれば、宛も一本の木が根より幹を生じ葉に及ぶ如く、真に一文化の自然発達の系統を形成し、一つの世界史の如きものを構成する」（『支那上古史』緒言）と見なし、この「自然発達の系統」をその文化の内容に従って「上古」「第一過渡期」「中世（中古）」「第二過渡期」「近世前期」「近世後期」という六つの時代区分をなし、「過渡期」を除いて「上古」「中世」「近世」についてはそれぞれの文化内容が典型的に表現された時期（極相を呈した時期）を設定しており、「近世」については元の時代がそれに当たるとされていた。そして湖南にあっては辛亥革命以降の中国社会も、この「近世」の末期、正確に言えば「近世後期」の「後期」に位置づけられ、清朝の解体を以て新しい時代の開始などとは全く考えられてはいなかった。しかも、民族の歴史は人間の成長に喩えられ、中国社会はとくに壮年期を経過した老年期にあり、それ故にこその他の青年期や壮年期にある民族や国家の現状を理解する手だて、基準となりうると考えられたのである。ただ、中国の当面している様々な課題と向き合うことについては、いずれの民族や国家も経験したことがないために参考にするものがなく、中国の歴史を鑑みながら手探りで進むしかない、言わば図面のないまま家を建てるような作業と見なされていた。

しかし、湖南自身は折に触れ中国の現況を分析し、次の一手とも言うべき現実的な提案をなしてきた。それは湖南の中に、文化史的な歴史の「潜流」を支える具体的な人間の姿が絶えず想起されており、その動向を見極めるということにも大きな注意が向けられていたからに他ならない。「純粹文化」と言っても、それは具体的な人間の生み出すものであり、その担い手のあり方を考えることが湖南にとっての過去及び現状を分析する一つの手法となっていた。湖南は、この点については一つの歴史法則とも言うべきものをつかみ取っていたようで、それは具体的に言えば文化の担い手の階層的下降という視点であり、「文化の中心移動説」とともに初期の『近世文学史論』の中に既に胚胎されていた発想である。

湖南は、しばしば中国における農民階級、所謂父老に率いられた郷党組織の構成員である農民階級が、「文化主義」に立った国家組織から放棄されていた民政に自治的に関与しながらも政治の表舞台からも文化階級としての読書人層からも完全に疎外されていたことを中国社会の大きな問題点として指摘していたが、この農民階級が経済活動を通して力をつけ政治の舞台に登場するようになれば、中国自身による国家運営も可能となり、最終的にはこの階級が新しい文化を創造しうようになるかも知れないと密かに期待していたように思われる。つまり文化の担い手が旧来の読書人階級から国民の大多数を占める農民階級へと下降してゆくことが、ある種の必然性として予測されていたのである。勿論、数百年あるいは千年ほどの時間を経て、ということであると同時に、これも又歴史的な「潜勢力」「自然発動力」に関わる問題として

考えられていたようである。湖南の、中国を「国際管理」の下に置くという考え方も、この「農民階級」の興起を促す要因の一つとなりうるという想定から主張されていたようである。興起した「農民階級」が政治、経済の中心を占め、さらにそこから新しい文化が生み出てくれば、まさしく中国におけるポスト・モダン文化の時代が到来するかもしれないとはるかに遠い先を見据えていたようにも思われる。

湖南の中国史に対するこのような考え方は、確かに西欧社会をも視野に収めた壮大な歴史観とも言えるのだが、二一世紀に生きる私たちはこれをどのように受けとめたらよいのであろうか。何よりもまず私たちの向き合っている現実の中国、即ち経済大国、軍事大国となった現実の中国社会を、この歴史観からどのように分析できるのかが問題である。また、中国、日本及び東南アジア諸国、さらには欧米社会の「現在」とこの歴史観はどう向き合うことができるのかということもさらに大きな問題である。

湖南の、「純粹文化」という想定にはやや理念的な内容が含まれてはいるものの、彼が中国史について把握した大きな流れは、あくまでも事実即して考えられたものであり、「文化の中心移動説」にしる「文化の担い手の階層的下降」にしる歴史事実に基づいて主張され、ある意味では「客観的」形式を備えていた。湖南の「純粹文化」についての尺度には、彼個人の価値観が色濃く反映されているにしても、あくまでも歴史事実的な具体性が前提にされていた。また、湖南の歴史を分析していく方法は、絵画などの芸術を取り扱う場合においても、客観性を重視したやはり一種の人文「科学」と呼んでよいようなものであった。これらは西洋の近代歴史学の影響を受けつつも基本的には中国の伝統的な史学、歴史記述のあり方から生み出たもののようにも思われるが、こうした「科学」の有効性についての検証こそが、湖南の中国歴史観の普遍性に関わる問題であり、さらには中国史の普遍性を検討していく場合にも重要な鍵となるだろう。

〔注記〕本稿に引用されている内藤湖南の文章は、すべて『内藤湖南全集』によっているが、引用箇所については現代仮名遣いに改めた。煩雑になるので引用の頁数は省く。

なお、参考のため、本稿に関わる湖南の著作、論考については、その刊行及び発表年次を年表として記しておく。

- * 『近世文学史論』（東華堂）1897年（明治30年）1月……『関西文運論』という表題で『大阪朝日新聞』に1896年（明治29年）4月から11月にかけて32回にわたって連載された。
- * 『支那論』（文会堂）1914年（大正3年）3月……構想は前年の8・9月に立てられ、11月から12月にかけて「演述筆記」（湖南がしゃべりそれを朝日新聞の記者であった高昌政之助が速記し、それを湖南が校訂するという形式）という形式で文章化され、翌年3月に刊行された。
- * 「支那の国際管理論」（『表現』1の2）1921年（大正10年）12月
- * 『新支那論』（博文堂）1924年（大正13年）9月……これもまた「演述筆記」という形式で文章化された。毎日新聞の岩井武俊が筆記し、『大阪毎日新聞』に「支那を何うするかの問題に当面して」という表題で、1923年（大正12年）9月から10月まで計14回に亘って掲載されたが、関東大震災によってその後は掲載中止となった。新聞に掲載された部分は翌年刊行された『新支那論』の半分程度であった。

- * 「民族の文化と文明とに就て——西洋文明の礼賛に反対す」(『大阪毎日新聞』) 1926年(大正15年)1月, 後に『東洋文化史研究』(弘文堂)1936年(昭和11年)4月刊に所収された。『内藤湖南全集』第8巻所収。
- * 「支那に還れ——新新支那の一傾向」(『大阪毎日新聞』) 1926年(大正15年)5月, 「民族の文化と文明とに就て」と同様, 『東洋文化史研究』に所収。『全集』第8巻所収。
- * 「近代支那の文化生活」(東亜同文会講演) 1928年(昭和3年)7月
- * 『支那絵画史』(弘文堂) 1938年(昭和13年)10月, 著者の没後に刊行されたものだが, その内容の中心は京都大学文学部史学科の特殊講義として行われた「支那絵画史講話」の筆記録に湖南自身が増訂を加えたもので, 1922年(大正11年)から翌年の2年度にわたって講義された。

中江兆民の思想と「新民」論

八 箇 亮 仁

はじめに

本稿は、中江兆民（本名篤介、1847年～1901年）の「新民」論について、その登場背景や内容、そして思想的意味を検討することを目的としている。中江兆民がJ. J. ルソーの『社会契約論』を部分的に漢文訳し、『民約訳解』として世に問うたこと、そのため彼が訳書とともに、「東洋のルソー」そして「東方のルソー」¹⁾として中国に紹介されたことはよく知られている。しかし、彼が自由・平等という西洋近代理念追求の延長上に「新民」論を展開していることは案外知られていないだろう。

「新民」論に焦点をあてた理由は、中国や朝鮮においても「新民」観を軸に思想活動が展開された歴史があり、兆民の「新民」論を検討することは、単に彼の思想を深めるというだけでなく、東アジア近代に登場した新民をめぐる思想動向の歴史的課題を深めあう際の一つの共通素材になり得ると考えるからである。

東アジア近代における「新民」思想といえば、梁啓超の新民論、1902年の『新民叢報』創刊や『新民説』、およびその影響としての朝鮮における「新民会」の組織（1907年）、さらに毛沢東の「新民学会」（1918年）などが想起される。日本を含む東アジア近代にあって人々は「新民」思想によって何らかの自己変革を模索し、新たな共同社会や思想空間の構築を模索していたのである。このような中国・朝鮮・日本における歴史動向を前提にすると、中国の「東方のルソー」中江兆民の新民論を検討することは、それが中国・朝鮮の動向と直接結びついていたわけではないにせよ、東アジアにおける新民思想展開の意義を究明する上でも不可欠の作業であろう。

ただ兆民の新民論を検討する際に留意すべきは、近代日本国家の独立達成がアジア侵略へと突き進んでいった歴史的過去をかかえており、中国や朝鮮における新民論の展開が、そのよう

1) 狭間直樹著『中国社会主義の黎明』（1976年、89頁）によれば、中江篤介は、1902年『東洋盧騷中江篤介伝』（商務印書館）として、また1904年『東方雜誌』創刊号の広告には弟子幸徳秋水の紹介文中に「東方のルソー」として中国に紹介されている。この事例が中国における初出を意味するとすれば、中江は、中国にあっては短期間のうちに日本のルソーから東洋のルソーとして紹介されたことがわかる。この中江篤介が「兆民」の号を継続して使用し始めるのは、1887年5月の『三酔人経綸問答』刊行後、8月に刊行した『平民の目さまし 一名国会の心得』以後においてである。以下、本発表では原則的に「兆民」を使用する。

な日本に対峙する側面をもっていたということである。この事実を直視するならば、日本が日清戦争を経て植民地帝国化する歴史思想的転換期、1901年末に死去した兆民の新民論が日本の植民地帝国化に抗する側面を持っていたのかどうか、またそれはどのような意味で東アジア民衆世界とつながりうる思想性を保持していたのか、この点について多少とも見通しを立てねばならないであろう。

1 「新民世界」の登場

中江兆民の「新民」論、それは1888年2月14日と25日の『東雲新聞』に登場した「新民世界」と題する二つの文章のことである²⁾。1890年の国会開設を射程にいれ、1887年秋から大同団結運動が盛り上がりを見せたが、12月26日、政府は保安条例によって活動家を東京から追放するという弾圧を加えた。中江兆民も追放された一人で、大阪に活動の拠点を移した彼が主筆となって発行されたのが『東雲新聞』であった。したがってこの文章は、来阪早々、日本最大級の被差別部落西浜町（旧渡辺村）の住民と接するなかで書かれたのである。

「新民世界」は、『東雲新聞』の平民的旨義に対して疑問を提示する「渡辺村 大円居士」の「寄書」という形で登場した。したがってそれは自らを被差別民になぞらえ、徳富蘇峰に象徴される平民主義への批判を試みたものであっただけでなく、兆民を主筆とする東雲社員、したがって何より自身への問いかけでもあった。兆民は、被差別民とはいえ日本で有数の経済力を誇る西浜町住民と向き合ったのであり、あらためて人間観の再確認を迫られたともいえよう。この意味で、「新民世界」は大同団結運動を支える短い文章ではあれ、新しい人間観を内包した思想表明であり、1882年に巻之一が刊行された『民約訳解』や1887年の『三酔人経綸問答』などで論じられた近代日本のあり方などと関連したものであり、遺著『一年有半』や『統一年有半』へもつながる兆民的理学世界の一環をなすものであったと考えられる。そこで、まず「新民世界」を紹介し、それがいかなる意味で兆民自身の思想を問い返すことであったかを検討してみたい。

「新民世界(-)」では、「大円居士」から平民主義批判と「新民世界」の意味が提起される。兆民が自らを被差別民に擬し、「社会の最下層の更に其下層に居る種族」と位置づける背景には、足軽身分の出身である兆民の彼らへの共感が前提にされているのであろう。彼「大円居士」は、1871年のいわゆる「解放令」で「穢多の醜号を除き新平民の榮称」を得たことは「感泣の至に堪へざる」ことと前提して、次のようにのべる。

公等記者達は平民的の旨義を執りて貴族的の旨義を攻撃する者なり、余輩は新民的の旨義を執りて平民的の旨義を攻撃する者なり。(中略) 公等自ら^{ほこ}誇る所の平民旨義は何ぞ其れ

2) 『中江兆民全集』(以下『全集』と略す)では(-)、(二)と区別されているが、発表時には番号は付されていない。

貴族的なるや。公等何ぞ平民的の平の字を去り、易ふるに新の字を以てして、新民的と称するの勇氣無きや。平民とは貴族に対するの語なり、是れ公等眼界中猶ほ貴族なる意象有るなり。新民とは旧民に対するの語なり。卑々屈々自由を奪はれ権理を褫はれ同一人類なる土族の爲めに打たれ踏まれ軽蔑されて憤発することを知らざりし旧時の民に対するの語なり。始無く終無く、縁無く辺無く、日月星辰を懸け、河海山嶽を載せ、上下無限際、縦横無限里、混々茫茫たる一大円塊こそ是れ我が新民の世界なり。（『全集』第11巻、65頁）

ここには現実的な社会認識として、貴族・平民に対して新民が存在するという理解もうかがえる。しかし要点は、階層社会の確認ではなく、「新民とは旧民に対するの語なり」という主張であり、自由を核とする諸権利を奪われた旧民に対して新民を対置し、被差別民を含む社会各層に思想的自己変革をせまっていることであろう³⁾。いわば、新社会を担う人間の理念、あり方を問題にしているのである。このような自己変革を志向する新民の世界であればこそ、「新民世界」は「始無く終無く、縁無く辺無く、……、混々茫茫たる一大円塊」の世界だといえるのである。しかし、兆民の新民世界観はそこにとどまらなかった。彼は、次のように言いきっている。

貴族に対する平民の世界は、此大円塊中一箇の芥子粒にだも如かざるなり、余輩実に憫笑に堪へざるなり。公等、今に於て先非を悔ひ、往過を改め、狭隘なる平民世界を去りて闊大なる新民世界に進み来らば、余輩固よりこれが仲間入を許容せんのみ。社会的の妄念を破除して社会的の悟道を得せしむること、是れ余輩新民的宗教の済度の本旨なり。

（『全集』第11巻、65～66頁）

兆民は、「卑々屈々自由を奪はれ権理を褫はれ」た「旧時の民」の状況を理解し、その民が差別の首枷から解放される世界を希求している。しかし、注意を要するのは、兆民が新民世界という「一大円塊」を「一箇の芥子粒」以下と譬えられる平民世界と比較するに急であり、「新民世界」への覚醒、「社会的の悟道」の必要性を「新民的宗教の済度」であると筆をすべらせてしまっている点である。「社会的妄念を破除」する方途は、「新民的宗教」の問題というよりそれ自身に向き合い自己を含む変革を模索することであろう。この点を含め、おそらく兆民は「新民世界」を再論せねばならないと気づいたのではないだろうか。

兆民が新たな文章を書いた理由は定かでない、しかし当初予定していなかったと考えられる「新民世界(二)」の文章からは、この「新民的宗教」の表現が消え、兆民があらためて「習慣世

3) 中江兆民の「新民世界」を論じた論文は多いが、本稿は宮村治雄「「平民主義」とイロニー」（『月報9』『全集』第5巻、1984年7月）に学ぶところが多い。ただ氏が「卑屈の旧殻を蟬脱する」各人の状況を「「回心」の問題」と理解するのは誤解を招く点があると考え、思想的自己変革という表現を用いたい。なお、氏には『理学者兆民』（1989年）、『開国経験の思想史』（1996年）、『新訂 日本政治思想史』（2005年）、「「東洋のルソー」の政治思想」（『思想』1055号、2012年3月）など、優れた兆民研究がある。

界」と向きあったことがよくわかる。兆民は、習慣世界をより現実的に認識し、法的平等下にもかかわらずなぜ忌嫌するののかについて、また「旧時の民」の自己変革の困難さについて再考している。こうして習慣世界は「狹隘……枯淡……不充分なる論理の陳列場」、「殆んど人をして頑冥不靈なる礦塊^{こうかい}、若くは巖石の堆積所かと疑はしむる者」、まさに現実的な壁、「習慣の苦虐」ともいうべき現実性と理解されるのである。この理解に立った上で、兆民はあらためて差別撤廃の思想を「平等は天地の公道なり人事の正理なり」と、つぎのように述べる。

嗚呼平等は天地の公道なり人事の正理なり、公等何ぞ彼の盲啞^{もうあ}に等しき習慣の束縛を脱すること能はざるや公等未だ自家心性^{じかしんせい}の束縛すら脱すること能はざるに於ては何に由りて真の平等に進入するを得ん哉。

公等妄に平等旨義に浸淫して公等の頭上に在る所の貴族を喜ばざるも公等の脚下に在る所の新民を敬することを知らず、平等旨義の実果して何くに在る哉。公等真に平等の妙味^{あじは}を旨へんと欲せば請ふ速に習慣の世界を去りて法律の境界に入り又更に進みて理学の区域に入れ、夫れ然る後公等封建世代の残夢一覚して十九世紀の新天地の光を望むことを得ん。
(『全集』第11巻、77頁)

この「新民世界(二)」の文章で注目される点は、「新民的宗教」の観点が消えている点だけではない。より注目されるのは、前回では旧民における「自由」の剥奪という視点が強調されていたが、ここでは逆に現実の差別者でもある平民自身の「自家心性の束縛」状況が指摘され、さらに「平等」の視点が鮮明に主張され、しかも「平等の妙味」を理解することが「理学」の問題と把握されている点であろう。

「新民世界(一)」が、「新民」への自己変革性の必要を重視していたとすれば、ここで兆民は、より具体的に習慣世界の壁から脱して平等を志向することを重視している。習慣を「盲啞^{もうあ}」に喩えてしまう兆民の非は非として、兆民が差別社会の「束縛」に注目し、その解消を志向している点は共有せねばならない。こうして彼は「新民世界」を通して自己変革者たちの生きる「混々茫茫たる一大円塊」の理念と現実習慣世界の壁という二極を提示し、その落差を直視するなかで初めて「平等」の意義や重要性を現実的に体感したといえよう。兆民が現実の差別世界と向き合い、肉声として「真に平等」を希求したこと、このことは日本という現実の中で、西洋思想が兆民思想の内奥に根づいたこと、まずは近代思想家江兆民の誕生を意味するものであったともいえるだろう。

しかし平等論が兆民思想に根づくということは単に日本における近代思想の受容という意義にはとどまらなかった。兆民が〈東洋のルソー〉と呼ばれる最大の理由は、ルソー『社会契約論』の訳者、『民約訳解』の著者としての評価であろう。そこには、『理学沿革史』(A. フェエ著 1878年)、『理学鉤玄』(1886年)などを著すなかで探求された「自由」についての関心が結晶していた。『民約訳解』巻之一は「自由権」を軸に、民約による「天命の自由」(liberte naturell)から「人義の自由」(liberte civile)への移行こそが「心の自由」(liberte morale)

であることが論じられているからである。

しかし、『民約訳解』に「平等」概念の具体的展開は見られない。ルソーの『不平等起源論』についての言及はあるが、「平等」は巻之一の「民約」、巻之二における「列彪弗利^{レビュフリック}」「自治の国」などを語るなかで解消されていたともいえよう。したがって、この時期に至る兆民の文章において、かれが現実的な問題と関連して「平等」の問題を提起することはめずらしく、『三酔人経綸問答』（1887年）の冒頭部分に洋学紳士の言葉として登場する近代社会の「自由、平等、友愛、の三大理想」も理念化された政治的平等の確認にとどまっている⁴⁾。

このような経緯を振り返るとき、兆民における差別問題との対峙、それは兆民にとってあらためて「自由」の問題を考え直し、社会的「平等」の意味を考える契機になったであろう。なぜなら、自由・平等の理念を体現するはずの近代国家が不自由民や被差別民を解消しえず、しかもあらたな排外主義を生み出すとすれば、自由・平等の人格を認める社会を建設するという近代の理念は死んだも同然だからである。したがって「新民世界(二)」の「嗚呼平等は天地の公道なり人事の正理なり」という言葉、兆民の平等論は、『民約訳解』に結実した兆民的な近代政治理念の確認というだけでなく、近代化過程にある現実社会の矛盾を問い直す視点でもあった。したがって、彼の分身「南予高月平等生」が「一大新民社会ヲ東洋ニ設立スルノ計画センコトヲ希望」（『全集』第14巻、188頁）すると、やや高揚気味に大円居士にエールを送った時、東洋に建設されるこの「一大新民社会」は、西洋的近代国家群をそのまま東洋に再現させることではなかったはずである。西浜町の住民も兆民のこのような思想性に共鳴したのであろう、翌1889年6月、森清五郎らの発起で西浜町に「平等会」が発足することになる。

2 「新民世界」と『一年有半』・『続一年有半』

兆民と西浜町住民との出会い、そして「新民世界」の執筆、それは兆民にとって「自由」「平等」の近代思想が現実的思想として血肉化することであり、したがって平等の観点からする社会批判が血肉化することであった。そこでここでは、このような兆民の新民論がその最晩年においても維持されていたかどうかを検討してみたい。

『東雲新聞』主筆の中江兆民は「新民世界」を世に問うことによって、一級のジャーナリストとしてはもちろん、『三酔人経綸問答』、『平民の目さまし』（1887年）、『国会論』（1888年）

4) 前掲宮村治雄論文（2012年、93頁）によれば、兆民が平等に言及した早い例は、『自由新聞』に掲載された「官局の気習」（1882年7月12日、『全集』第14巻）で、「夫れ国会ナリ、憲法ナリ、自由ノ権ナリ、平等ノ義ナリ、凡ソ此等政治ニ係ル旨趣ハ亞細亞地方数千年来夢ニダモ想像セザリシ所」（102頁）とあるが、これも政治理念としての平等に言及したものといえよう。同様の言及は1882年『自由新聞』掲載の「時事蠡測^{れいそく}」、「社長板垣ノ西遊」、「自由主義ノ運行」（いずれも『全集』第14巻）に見られる。ただ、板垣退助の伯爵授爵に際して代筆した「板垣退助再辞爵表」（1887年7月、『全集』第17巻）は、維新政府が「四民平等の制」として「非人穢多の称を停め」たことにふれており、社会的差別問題へ接近した端緒的文章とも考えられる。

などを著す政論家としての名声を確保したと言ってもよかった。1889年2月の大日本帝国憲法発布後、帝国議会議員への道を断っていた兆民が、被差別民の代議士としてであれば引き受けると報じられ（『全集』別巻，43頁），事実1890年7月，大阪第四区から第一位当選を果たしたことは彼の社会的名声を証明するものであった。

しかしその後の兆民の人生は波瀾に富んでいた。彼は第一回帝国議会の経緯に絶望し，1891年2月，衆議院を「無血虫の陳列場」（『立憲自由新聞』『全集』第12巻，259頁）と批判して辞職届を提出する。これ以降，政論家としての兆民はいわば奇人としての遇され方が顕著となる。彼は地方新聞，林業や鉄道業などにかかわりながら政治的関心は失わなかったが，窮迫する生活のなかでその思想は仏教的・『莊子』的用語を駆使する独自の理学を形成したように思われるからである⁵⁾。10年後の遺著『一年有半』と『統一年有半』がそれである。

この間，兆民と西浜住民との交流をうかがわせるような新聞報道等は見当たらない。しかし，兆民が「新民世界」の視点を保持していたことは，1897年12月，兆民が創立した「国民党」の入党資格者に「新民」が登場していることうかがえる（『入党手引草』『全集』第15巻，206頁）。そこで彼の遺著にかつての「新民世界」を継承する姿勢が見られるかどうか，検討せねばならないであろう。兆民の死生観をよく表現していると思われる『一年有半』と，彼の無神論をよくあらわしている『統一年有半』のことばから見ておこう。

一年半，諸君は短促なりと曰はん，余は極て悠久なりと曰ふ，（中略）嗚呼所謂一年半も無なり，五十年百年も無也，即ち我儕は是れ，^{わがせい}虚無海上一虚舟。

（『一年有半』『全集』第10巻，145頁）

余は理学に於て，極めて冷々然として，極めて剥出しで，極めて殺風景に有るのが，理学者の義務否な根本的な資格で有ると思ふのである，故に余は断じて無仏，無神，無精魂，即ち単純なる物質的学説を主張するので有る。五尺軀，人類，十八里の雰囲気，太陽系，天体に局せずして，直ちに身を時と空間との真中《無始無終無辺無限の物の真中有りとせば》に置いて宗旨を眼底に置かず，前人の学説を意に介せず。

（『統一年有半』『全集』第10巻，235頁）

この二つの文章から読み取れる点，それは兆民が死生観を無の世界に位置づけ，その世界の中にある自己を「虚無海上一虚舟」と譬えながら，しかも自らの使命を理学者として貫こうとする態度であろう。兆民のいう「虚無海上」が無限の時空を象徴しているとするれば，「無」の世界は，『莊子』の「無窮」の世界にほぼ重なることになる。同様に「虚無海上一虚舟」の「一虚舟」や身を「時と空間との真中」にあるとする見方に注目すると，それらも『莊子』の世界に重なってくる。たとえば『莊子』齊物論篇には，万物すべてをあるがままに認め，それ

5) 中江兆民思想における『莊子』の影響に注目した好著として，米原謙『日本近代思想と中江兆民』（1986年）がある。

を包み込む聖人のあり方「萬物盡然，而以是相蘊」（万物尽く然りとして，而して是れを以て相い蘊む）や，ありのままの区別や極まりない変化に身を置いて天寿を全うするという「和之以天倪，因之以曼衍，所以窮年也」（これを和するに天倪を以てし，これに因るに曼衍を以てするは，年を窮むる所以なり）という文言がみられる⁶⁾。兆民はこのような死生観・世界観のなかで「無仏，無神，無精魂」の「単純なる物質的学説」を主張していたのである。

ではこのような遺著の世界は「新民世界」とは無縁なのであろうか。確かに『統一年有半』で展開される「無始無終無辺無限」の世界は，「新民世界」で展開された「始無く終無く，縁無く辺無く」と同じ表現でありながら「断じて無仏」の世界であり，また「新民世界」がいわば人間界の「混々茫茫たる一大円塊」を表現していたのに対して『統一年有半』のそれは宇宙的世界，『一年有半』では「虚無海上」ととらえられている。

しかしこの遺著と「新民世界」との相異，それは兆民思想の変化というより，「新民世界」の深められた世界というべきであろう。なぜなら兆民の理学世界は確実に維持されているからである。「新民世界」によって鮮明になった自由・平等の大義について，帝国主義へも言及しつつ兆民は次のように述べているのである。

民権是れ至理也，自由平等是れ大義也，此等理義に反する者は竟に之れが罰を受けざる能はず，百の帝国主義有りとも雖も此理義を滅没すること終に得可らず，帝王尊しと雖も，此理義を敬重して茲に以て其尊を保つを得可し，此理や漢土に在ても孟軻，柳宗元早く之を戯破せり，欧米の占有に非ざる也
 （『一年有半』『全集』第10巻，177頁）

万朝報社の理想団の唱は，正に此時機を窺破する有りて爾る耶，（中略）即ち自由，平等，博愛其他万国と隔離する所の境界を撤去し，干戈を弭め，貨幣を一にし，万国共通の衙門を設け，土地所有権及び財産世襲権を廃する等の如きも，其の講求の中に在る可し，（中略）果して然らば団員諸君請ふ加餐せよ，余も亦石碑の後より，他日手を昂げて之を祝する有らん
 （『一年有半』『全集』第10巻，214～215頁）

つまり，遺著にあつては，「理義」の貫徹をめざす人間世界と，それをも包み込む「虚無海上」の世界がより明示的に語られているのである。言いかえれば「新民世界」における「始無く終無く」の世界が差別問題と格闘の末に登場した人間の平等な「一大円塊」を意味していたのに対し，『統一年有半』での「無始無終無辺無限」の世界は自然界を含む宇宙的な世界を意味しているのである。したがって「虚無海上」一虚舟が醸し出す宇宙規模的な世界は，万物の差異を前提とする自然状態における自己，あえていえば『莊子』（齊物論篇）的世界に収束する自己を確認しているのであり，「理義」を強調し，「理想団」に期待する世界は，そのような無限の世界，虚無海上に連なる世界，人間界における自由・平等の追究によって希求される「一大円塊」の世界として論じられていると理解すべきであろう。

6) 『莊子』の読み下し文は，金谷治訳注『莊子』（岩波文庫）によった。

たしかに兆民の遺著に「新民」は登場しない。しかし、遺著に結晶した兆民の世界観や社会批判を含みながら自由・平等の大義を主張する思考様式に注目するかぎり、『一年有半』は「新民世界」とつながるし、「新民」像についても、彼が理想団に期待して「唯だ独り無爵無位の真人之れに任ずるに足るのみ」（『一年有半』『全集』第10巻、216頁）と激励するとき、彼は「新民」に通じる人間像として「真人」を心に描いていたと思われるのである。

おわりに

中江兆民の「新民」論、それは被差別民との出会いによって生まれ、社会各層に生きる人間に自己変革をせまり、漢字文化圏における近代平等思想の日本の原形を提供すると同時に、近代化する社会の矛盾をすどく突く思想でもあった。この新民論の精神は、遺著『一年有半』で帝国主義化する現実を認識しつつ、「自由平等」の大義を主張する姿勢に生きていたと思われるが、残念なことに遺著では「新民」は明示されなかったし、以後日本で彼の「新民」論を自覚的に引き継ぐ人間はほとんど生まれなかった。新民論や社会批判精神は、弟子前田三遊が「天下の新平民諸君に檄す」（『中央公論』1903年2月、『前田三遊論集』1969年）で「卿等は其の新なるを恥づる勿れ。卿等は其の真ならざるを恥ぢよ。」と訴えたことや、同じく弟子の幸徳秋水が社会主義を追求した点に引き継がれたというべきであろうが、自己変革性や新社会希求の精神を継承する「新民」論自体は形を変えて中国・朝鮮の中に生まれたのであった。

しかし、従来の研究を振り返るかぎり、中国の活動家たちが中江兆民思想に接近したことは確認できるものの、彼らが兆民の「新民」論と直接向き合った形跡はうかがえない。「新民」という用語自体、何らかの変革性が想定される以上、中国や朝鮮における「新民」論も変革理念や現状批判を含んでいたにちがいない。とすれば、それら新民論との比較作業に資するためにも、最後に梁啓超や辛亥革命の担い手たちと兆民「新民」論とのすれちがい状況を簡単に振り返っておかねばならないだろう。

1898年秋、戊戌政変で日本に亡命した梁啓超が日本語文献を通して西洋近代思想を学んだことはよく知られている⁷⁾。1901年、彼がルソーを「盧梭学案」として『清議報』に紹介した際、典拠としたのはフイエ著、中江兆民訳『理学沿革史』であった。しかも、同誌に登場するホブス（霍布士）、スピノザ（斯方挪莎）、及び『新民叢報』に登場するベーコン（倍根）、デカルト（笛卡兒）、モンテスキュー（孟德斯鳩）、ベンサム（辺沁）などの西洋思想家論も同様に『理学沿革史』から学んだものであったとされている。したがって梁啓超の思想が一変する背景の一つに兆民の訳書が役立っていたとすれば、彼は当然、兆民の関連書物や「新民」論

7) 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論」（『中国——社会と文化』第5号、1990年6月）、同「東洋のルソー」索隠（『思想』932号、2001年12月）、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（1996年12月）などを参照。

についても情報を得る機会を持っていたであろう。しかも梁啓超の日本亡命は、兆民が入党資格に「新民」を示して国民党を創立した翌年である。しかしおそらく、梁啓超は兆民の「新民世界」を読む機会を得なかったのであろう。なぜならすでに廃刊となった『東雲新聞』掲載の文章に接することは困難であったろうし、彼の新民論は兆民的というより、福沢諭吉の人間像を描いているとされるからである。

一方、帝国主義化する世界にあって自由を希求する兆民の姿勢は、辛亥革命を担う人々に継承されていった。『民約訳解』は、1910年の『民報』に卷之一全文が掲載され、1914年に田桐によって『共和原理民約論』として復刻される。兆民の『民約訳解』はあらためて注目をあびることとなったのである。しかしすでにふれたように、『民約訳解』には平等論の具体的展開は見られない。確かに兆民の「新民世界」は、1903年の『週刊平民新聞』（12月13日号）に「新平民論」として再録され、1909年10月刊の『兆民文集』に「新民世界」（上下）と題して収録されている。これらが近隣諸国の人々にどのように読まれたか、また読まれなかったか、この点について筆者はまだ検討に至っていない。

近代韓国における孔教運動について

——李炳憲を中心とした考察——

王 元 周

(林 嵐 訳, ソロンガ 改訳)

近代の韓国は中国と同じく西洋勢力の東方進入による大きな変局の中に置かれていた。民族を危機から救い上げようと、「保国」、「保種」、「保教」（祖国、民族、思想を保つ）のために奮って闘った人々がいた。その一つ「保教」運動においては、儒教の宗教化や「孔教運動」が、重要な一環を占めていたと言えよう。当時は、孔教運動が中国で興起してまもない時期である。李承熙という人が中国に亡命した韓国人の中で、東北韓人孔教会の支部会を組織したこととほぼ平行して、李炳憲は韓国の国内で孔教運動を展開していた。結局、李承熙の韓国人孔教運動は成功しなかったし、李炳憲も韓国の国内ではそれよりもっと多くの難題と攻撃にさらされることになった。そうした儒教宗教化の困難な状況が、韓国国内の孔教問題をめぐる論争から覗かれるだろう。

一 儒教復元論

李炳憲（1871-1940）は、字は子明、号は真庵、また白雲山人と号す。本籍は陝川で、1871年2月7日に朝鮮慶尚南道咸陽郡瓶谷面松坪里に生まれる。父は李晩華という。李炳憲は生まれてすぐ伯父李正華の養子に出された。彼は早くから伝統教育を受けた。1896年に、理学を研究し始め、朝鮮末期に著名な学派であった寒州学派、華西学派、蘆沙学派などと関わりを持ちつづけたそうである。1901年に、彼は全州に行き、そこで『性理大全』と『朱子大全』を買い求めた。その時から性理学の研究に没頭するようになった。ところが、李炳憲の思想は、1903年をきっかけに、変化が出てきた。この年、李炳憲は訴訟のため、漢城に赴き仲裁をしたが、等南山に登って見渡したところ、目前には、電線は糸のように、電車は織物の梭のようで、鉄道は縦横に走り、鉄橋は漢江を跨がるという景色が広がっていた。李炳憲はこの世界がすでに変化していることを悟り、儒学者として家事にいそしむだけでは、時局の変化に対応できず、立身安命の資を失うはずだ¹⁾としみじみ感じた。

1) 琴章泰著『真庵全書解題』韓国学文献研究所編『李炳憲全集』上、ソウルアジア文化社、1989年、第4頁

そこで彼は『泰西新史』、『西洋上古哲学史』、『万国宗教志』、『哲学要領』など新しい書籍と中国の戊戌変法に係わる書籍を求めて閲読し、その閲読を通して康有為のことが目にとまった。1906年、李炳憲はまた漢城に行き、一ヶ月滞在し、上海出版の『万国公報』を読み、英語も勉強し始めた。民族の危機に面して、この時の李炳憲は教育を発展させることこそ急務だと考えた。1910年韓日合邦の際、李炳憲は故郷の咸陽郡瓶谷面松坪里で義塾を開いた。この頃、李炳憲は朴殷植、孫秉熙、張志淵などと交遊しはじめ、彼らと時事について討論したりしたが、基本的には、山林儒賢の生活を好み、民族の運命以上に、儒教の運命に注目していたようである。新旧思想の対立の中で、儒教は既に陳腐な保守的な思想だと見なされ、新進のインテリたちに見捨てられる運命に遭っていた。李炳憲はこうした状況を改善しようと、儒教の改革を求め、儒教の地位を再建する途を模索しようとした。彼は「我が韓国の立国精神の命脈はもっぱら儒教に関わっている。今日の致弱は実に教道の衰えに由来すること也。まして万国擾攘、百教紛騰の今日には、儒門の赤幟を立ち上げることが、我絶東の崇儒国の尽くすべき職分なり。此れを以て儒門の一脈を存じたまえと天に呼びかけ、尊貴にある聖賢の靈に逆らうことがないことも、祖先を培養する気持ちも失わないことを願う」²⁾と高唱した。

李炳憲は、『万国公報』を通して、西洋の宣教師ウィリアムソン (Alexander Williamson 中文の名は韋廉臣)、アメリカ宣教師アレン (Young J. Allen 中文の名は林樂知) らの儒教に対する認識を知ると、それに対する駁論を書いた。ウィリアムソンは中国の衰落の根源が教道の衰落に在るといい、教道に根源がないから、才智の不発を招き、人に才智がないから、国家は富強に達し得ないのだと考えていた。アレンは、十三経が中国人を変通無知、進歩不能にさせているのに対して、新約聖書、旧約聖書のおかげで、西洋の人々は動を喜び、静を好まない傾向があり、それによって西洋の政治はよく変通に長じ、西洋人は精進を好んでいると説いていた。李炳憲はウィリアムソンの判断——中国の奉教者たちは名あるだけで、その実事を未だに踐むことなかったという判断に、賛成してはいたのだが、彼は教道の目的はただ単に富強に在るだけではなく、だから、中国の衰微は教道のせいだったとも言えず、もちろん、西洋の富強も教道ではなく、工業技術の進歩に依拠した結果であると考えた。

李炳憲は西洋の富強によってキリストの優越を宣伝し、それでキリストによって儒学を压制するようなことには反対した。キリストを信ずる東方の人々は信仰によってより聡明にはなっていない。かえってその多くが力弱くなっていると思ったからである。李炳憲からすれば、ウィリアムソンは本当は儒学を理解することができていない。例えば、ウィリアムソンは上帝こそ天地の主宰だと強調するために、まず上帝が太極ではないと言う。しかし、ウィリアムソンの認識で太極とは何か分かるはずもない。それに、理気とは何かも知らない。太極を無知とみなし、理を死物と考えている。李炳憲はそういうウィリアムソンの認識の根底を見抜いてい

2) 李炳憲『山齋漫録』『李炳憲全集』上、第217頁

た。李炳憲は、西洋の道は形気（現象世界）を主にするから、故に本源の探求は、天の主宰する所に在るとする。儒教は義理を主とし、道の大原は天より出でるものである。そして天の主宰は帝であり、理の全体が人間に賦与され、そうすると、人間を主宰するのは人間の心である³⁾とする。

中国国内の孔教運動の興起は李炳憲に希望を抱かせることになった。1914年、李炳憲は初めて中国に行ったが、「この旅は孔子教会に起因しながらも、結局は自由気ままの風光めぐりに終わった」⁴⁾という。李炳憲は北京で孔教会と孔道会を参観し、同じく孔教会の問題で北京に来ていた李承熙と出会った。李炳憲は『孔教会雑誌』を閲読し、その雑誌の孔教は宗教ではなく、孔子は宗教家ではないというような主張を読むと、わざわざ『宗教哲学合一論』を書き、孔教は宗教と哲学を合一した宗教であると説いた。その後、李炳憲はまた『儒教為宗教哲学集中論』を著し、孔子の道は哲学と比べれば、その天人合一という思想が優れ、西洋の宗教と比べて、迷信に反対することと真理を崇尚する点が優れており、孔子の道は実世界に生きることも脱俗することも可能であると講じ、「故に曰く宗教哲学を合わせてまとめる目標と為る者は、それ儒教なり」⁵⁾とまとめている。中国旅行の間、李炳憲は上海で康有為と面会した。康有為は、国家の運命は民族の精神に係っていると、彼に教え、また民族精神の維持は宗教に依拠する以外になく、保教とは、救国の前提だと彼に語った。1916年、李炳憲は二回目の中国旅行の時、特に杭州にまわり、康有為に拝謁した。

この時期の李炳憲は、主として朝鮮総督府の発布した宗教令、郷校財産管理規則と家族墓地管理規則の問題に注目し、それらの規定改正の願書を数回も朝鮮総督府に送りつけていた。そのほか、李炳憲は、また康有為の今文経学、または孔教を、朝鮮で宣伝しようと考え、そのために精一杯の努力をした。西の勢力が東に拡張されて以来、東においては、科学でも宗教でも、みな西洋を追慕していた。孔子は政治家としか見なされず、儒教も宗教として取り扱われなかった。こういう状況の中で、儒教は大きなショックを受けていた。儒学の問題は、その根源を探れば、宋・元以降、儒学が性理学に傾いていったため、宗教性を失い、孔子の微言大義も忘れられてしまった点にあると李炳憲は考えた。だから、今は儒教界の大革命が必要だ！その改新が必要だ、マルティン・ルター（Martin Luther）の宗教改革のように！と李炳憲は叫ぼうとした。しかし、李炳憲は儒教の宗教化をなすためには、儒教そのものの復元以外にはないと理解していた。彼の理解はやはりマルティン・ルターの宗教改革とは異なっていた。李炳憲は『儒教復元論』を書いて、そこに「ルター氏の復元は、実に改頭換面（中身は変えずに上部だけを変えること）であった。しかし私のいわゆる復元とは、即ち、経に戻り本に帰すこと

3) 李炳憲『山齋漫録』『李炳憲全集』上、第221頁

4) 李炳憲『魯越日記叙』『李炳憲全集』上、第443頁

5) 李炳憲『儒教為宗教哲学集中論』『李炳憲全集』上、第212頁

である。ルター氏の復元と比べて、まことの復元と言ってよい⁶⁾と記している。それに、儒学はもともと教であり、孔子は儒教の無二の教主である。ゆえに孔教とも呼ばれると解釈していた。

李炳憲は、また「西洋の宗教は天国地獄の説によって教門を立て、儒教は民彝物則（民の道と物の規則）の実際に従って、それを教旨として定めている。西洋の宗教は上から下へ達するものであり、儒教は下が学んで上に達するものである。」⁷⁾とも論じている。李炳憲は孔教に優れている点が三つあると提起し、その三点として、孔子が迷信派ではなく真の知を主としていること、孔子が自尊派ではなく禮讓を主とすること、孔子が排外派ではなく、大同を主とすること⁸⁾とを挙げている。李炳憲は、世界の宗教が最終に「必ず一に合す」⁹⁾と信じ、また「ただ孔子の儒教のみがこれの一つにすることができる」¹⁰⁾と言い出し、「五百年後、孔子の教が必ず全地球に拡がっていくと、西洋哲学が述べているが、私は、それは百年も待たずに実現すると思う」¹¹⁾と予言した。

儒教の宗教化を強調するかたわら、李炳憲は孔子も神道によって教を設けたのではないかと考えた。孔教は、「民彝物則」から出発したので、「入世（世俗の中に生きる）」に偏るはずであるが、しかし、孔教は「入世」も「出世（俗世界から離れる）」も兼ねているから、これこそ真の宗教だと言えるのではないか。孔教は心を強調するが、しかし心は即ち理である。孔教は、心を治め、性を養い、神性の境地に到達するように、人々を導いてくれると考えたのである。「かりに心を尽して神性の境地に入れば、どんな環境にも適応でき、泰然としていられる。その生は、澄淨洒落なること、光風霽月の如し、その死は、順天安命して、浩然秉化して、知気長存し、神明和樂す。その報応をなすこともまた非常に大きなものである。これは父から子に伝えることができるものではないし、また子は父から授かることができるものではない」¹²⁾という。これこそが孔教の価値で、聖人の心、窮神知化して、天と一つになることを説く所以であった。

二 歴史と教理

孔教を宣伝すると同時に、孔教が外来の宗教かどうかという問題を解決するため、李炳憲はまた積極的に歴史を書き直そうとした。まず、李炳憲は孔教を崇尚することを通して、宋学の地位を強く否定した。そのため、朝鮮後期および近代朝鮮儒学界が主張している春秋大義論を

6) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第178頁

7) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第179頁

8) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第189頁

9) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第192頁

10) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第193頁

11) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第194頁

12) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第192頁

も否定した。彼は衣冠制度を重要でないと考えただけでなく、尊華攘夷も、じつは尊自卑人の弊習であり、天下の公理に背くものだとも考えた。彼は、「今日のいわゆる正統論は、春秋の旨ではなく、専制時代に帝王を尊重した弊習に過ぎない。孔子以後は、孔子紀元を用うるべきであり、元を排して清を貶める後儒の説は、古くさい狭隘な見方である」¹³⁾と書いている。中国の昔においては、いわゆる天下とは中国の天下を意味し、中華が天下を統一するから、遠い地の人々も中華の人だと考えられたのである。しかし、現在の天下とは、五州（全世界、五大陸）を指した言い方で、五州は一つであり、遠い地の人々も五州の人である。聖人の範囲はもともと邦域には制限されない。聖人は天下を一家とみなし、中国を一人とみなす。所謂国の界、中外の分別などないのである¹⁴⁾。それ故、儒教も世界の宗教となることが可能なのであり、孔子は五州の聖人なのである。そう考える李炳憲は、中国の経書が一国の民を治めるには余りがあるが、万国の民を治めるには不足があるというウィリアムソンの観点到同意できないのである。彼は、人それぞれを其の理に循がわせ、各々の心を養うようにさせるのが孔教の特色であり、それは、仏やイエス・キリストの自上独尊（上に立って自らを尊ぶ）で人々を崇奉させるのとは異なっており、他の宗教と比べて、最も理性の自由と、具体的な平等を得ることができると強調した。

事実としては、当時の朝鮮では、儒教は中国の教であり、孔子も中国の聖人であるから、朝鮮人はそういう儒教に拘る必要がない、むしろ一定の勢力となりつつある仏教かキリスト教を信奉したほうがいいかもしれないと提唱した人もいた。それに、朝鮮人が自分で創立した東学と大倮教もあった。こういう状況の中で、李炳憲には、まず儒教を朝鮮自国の宗教として解釈する必要があり、そのため彼は極力儒教と朝鮮民族史を統合しようとした。儒教が伏羲に起源すること、伏羲が震より出でていること、震とは乃ち東方であること、故に、東方に位置する朝鮮の儒教信奉は、名義とも正しいという¹⁵⁾自説を述べた。李炳憲は、日本神話の天照大神、朝鮮神話の檀君、および中国神話の帝嚳、伏羲は、みな同一の天神だ¹⁶⁾と発想し、また「韓・日・満・漢の民族はともに同種であり、みな白山より出たものである。中国の古史に記されている伏羲雷沢は当に白山の大池である」¹⁷⁾とし、日本の『古事記』に書かれる高天原はすなわち白山の原であると述べている。彼は「私は中古史により東方が私たちの祖国であることを知り、上古史によって鮮日満漢が同族であることを知り、また、鮮日満が自ら東方の一大国と見なしていることを知ったのである。文字の無い時代の歴史によって、全地球の発展が太陽から起こり、一巡りして始めに返り、故に古代の東洋は世界文明の元祖であり、今日の東洋はまた太

13) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第180頁

14) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第183頁

15) 李炳憲『儒教復元論』『李炳憲全集』上、第192頁

16) 李炳憲『儒教為宗教哲学集中論』『李炳憲全集』上、第211頁

17) 李炳憲『儒教為宗教哲学集中論』『李炳憲全集』上、第211頁

陽が誕生した良い時期に当たるということを知り、それ以外のことは言うも言わざるもさして問題ではない。」¹⁸⁾と述べた。1922年、李炳憲は『歴史教理錯綜談』を書いて、一歩進んで自分の宗教歴史観を論述した。1923年、彼が中国旅行した時に、上海で『歴史教理錯綜談』を単行本として印刷し、その一部分を朝鮮に持ち帰った。この一冊が、彼の主要な罪とされて、朝鮮国内の地方儒者たちに糾弾される標的ともなった。この単行本の中で、李炳憲は儒教と朝鮮民族史における上古史との関係を系統的に述べて明らかにすることを試みた。彼は『山海経』を根拠に、帝舜が檀君であると主張し、長白山は世界文明の発祥の地であり、朝鮮民族が世界文明の創始者であると断言している¹⁹⁾。朴殷植は李炳憲の『歴史教理錯綜談』に序文を書き、李炳憲の推測にも賛同し、李炳憲を「先人が言っていないことを言い、しかも確実な根拠があり、神かけて正しい」²⁰⁾と称賛した。朴殷植も帝俊は桓侯（檀君）であると考えている。また、『山海経』には帝俊の子に文化創始の功労があると言及しており、そのため朴殷植はこれが朝鮮民族の祖先の「万物に精通して、物事に成功した聖なる遺跡」²¹⁾だと考えている。

李炳憲からすると、朝鮮は天下の中で最も良い場所である。彼は説いた。「ここで考えざるを得ない我々の生まれたのが百千億の数えきれない他の星ではなく、必ず地球に頼り、我が民族の興隆が欧、米、アフリカ、豪などの南北に連なる、寒暖不適な他州にはなく、必ず大陸の東、白山の下、北温帯の朝鮮の域内に定住したということが、そもそも幸か、不幸か、と」²²⁾。このように素晴らしい所は、自然と多くの偉人を産み、「朝鮮半島が千里の川や百里の野原がないため、そのゆえ偉人を産み出さなかった」²³⁾という考え方を打ち破った。李炳憲は思想においては、朝鮮後期の小中華意識が膨張した後の金元行、金履安などの国土と自尊心を受け継いだが、しかし李炳憲の言っている朝鮮の地は朝鮮半島のことでなく、長白山を中心とした東北アジア大陸のことであった。彼は「そもそも朝鮮の地は、白頭山を中心とする」²⁴⁾と強調し、そして世界の文明もここを源としていると思っており、その理由は「地球の万物は、太陽の光熱を受けて成長し、東から西へと、巡回する。したがって、世界の文明の運動は、朝鮮から始まり、中国、インド、ユダヤ、エジプト、ローマ、ギリシアに及び、ヨーロッパ経由で米国に達し、また米国から東へ戻るものであり、それは前例からも推測できる」²⁵⁾のである。彼は朝鮮民族の復興という希望をこうした巡って始めに帰るといふ文明の転移に託し、朝鮮民族は長期にわたって「鴨緑江以南に安住していたため、朝鮮の国境が定まっていった理

18) 李炳憲『儒教為宗教哲学集中論』『李炳憲全集』上、第211頁

19) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第358頁

20) 朴殷植『歴史教理錯綜談序』『李炳憲全集』上、第357頁

21) 朴殷植『歴史教理錯綜談序』『李炳憲全集』上、第357頁

22) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第358頁

23) 李重煥『八域志』朝鮮古書刊行会、1910年、第88頁

24) 李炳憲『歴史教理錯綜談・総論』『李炳憲全集』上、第361頁

25) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第359頁

由を知らなかった。それ故聖賢や英雄が鴨緑江以北に立ち上がっても、全く関係ないかのよう
に静観して、国境が定まるのを待っていたのである。新羅以降は三国を統一して一つにまとめ
上げたという名誉を手にしたのではあるが、しかし檀君や箕子の昔の境域を失い、高氏（高
麗）の残した地域を殆ど失うことになってしまい、千年にも亘って小さな朝廷の国民となるこ
とに甘んずることになったのである。²⁶⁾こうして朝鮮人は本来の国民性を失い、外の勢力に依
存するという第二の国民性を作りあげてしまい、本性を忘れ人倫からも離れ、『山海経』に根
拠づけられて確定した朝鮮の領域を理解できなかつただけではなく、自分の身内を敵国と見な
し、同胞を秦人のように見て、伏羲、虞舜、金、清の歴史が朝鮮民族の歴史であることを認識
しなかつたのである。

中国の歴史は伏羲から始まり、伏羲が長白山の下に起こり、西へ発展して中原を占領し、天
下の文明の元祖になったが、これも朝鮮民族の発展の嚆矢である²⁷⁾。舜も同様に朝鮮民族から
来て、舜が「堯の位を受けて、中原を取って代わって占領し、……これこそ実の朝鮮氏族であ
り、文明の代表である。」²⁸⁾

このように朝鮮民族史を改造する過程で、李炳憲は中国を相対化しただけではなく、また中
国を中華と呼ばず支那と称し、しかも中国民族を朝鮮民族が侵し辱める対象として作り上げ
た。そこで彼は「吾族四占（入）中原論」を提出した。李炳憲は伏羲と舜が朝鮮民族から来た
とだけ思っていたのではなく、また金と清も朝鮮民族の歴史として中原を統治したと認識してい
た。李炳憲は「金の先祖は高麗より出で、金の初めて興ったとき高麗を父母の国と見なした。
」²⁹⁾金が興ったことについて、同族の国である高麗は本来喜んで向き合うべきであるが、し
かし華（中国）を慕う思想の影響で、宋に臣下として服従し同族を罵倒することを進んで行
い、全く恥じなかつたのである。金は、太宗の天会年間に至って趙宋の徽宗、欽宗の二人の皇
帝を捕虜とし、その子構（高宗）を臣下とし、中原を占領しこれを所有した。世宗の時代にな
って、武を休め文を治め、教化が行われ風俗も麗しくなり、南朝（南宋）の史官は北方の堯
舜を称え、九代を経て王位を百二十年維持したが、これこそ実に朝鮮民族の武功の発達を示す
明らかな証左である。³⁰⁾この後、女真族がまた清を立て中原の主となったが、「これは実に朝
鮮民族の文物発揚の極点を表している。」³¹⁾李炳憲の見方においては、伏羲、舜から金・清に至
る過程は、朝鮮民族の四度に亘る中原を占拠した栄光ある歴史に他ならなかつた。

彼は「丙子胡乱」（1636年の清による朝鮮侵略、朝鮮は清に服属した）以降朝鮮で盛んに

26) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第361頁

27) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第358頁

28) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第359頁

29) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360頁

30) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360頁

31) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360頁

なった「尊明排清」の意識を徹底的に否定し、ただ清朝の皇族の姓が愛新覺羅であったことを根拠に、彼等を新羅人の後裔と考えた³²⁾。既にこのように清を同族と見なしていたので、「最近の百年来の現状について言うならば、『南漢下城』(丙子胡乱の際に南漢の清によって陥落させられた)の時はまた別に論ずるべきである」³³⁾とする。過去に提唱された「尊明排清」は、朝鮮人を「愛する者は親しむべき人ではなく、尊敬する者は敬うべき人ではないというあり方となり、こうして国論は転倒し、習俗は虚偽に眩まされ、士大夫は表面的な敵かさを競って実務を恥じるようになり、民衆は他に依存することに安んじて自立することを憚るようになり、大きな流れとなって相率いて、何度も病気の状態に陥り、その状態は今日に至るまでなお続いており」³⁴⁾、「華」(中国)を慕う思想に反対しなければならない理由として、彼は朝鮮後期以来の周を尊ぶという大義を取りあげその道に復ってそれを実行することを論じて、朝鮮は今「宋明を排斥して、金清を謳歌し、東洋の旧き種族の系統を敬慕すべきである」と主張した。すなわち、伏羲から舜、そして金、さらに清に到る系統である。このような自説の目的について、李炳憲は次のように解釈している。「私が伏羲舜金清の系統を論ずる所以は、ただ、私たちが白山種族の絶大なる偉力を実見(現)し、吾が朝鮮種族が白山の主人公であることを明らかにしようと欲しただけである」、と³⁵⁾。

李炳憲の考え方によれば、世界の歴史の起源は朝鮮民族の歴史の中に包含されている。彼は説いている、「天を仰ぎ見て、太陽の光が輝き、地に俯して察し、白山の頂に聖人が盛んに現れ、皇帝は東に出で、七千年の歴史を持ち、かくして世界文明の祖国となる者は、朝鮮以外にはない」³⁶⁾また「地球古来の文化は盛んであり、包羲、共和の善より尊いものはなく、虞舜、君主の正義より尊いものはなく、満清より尊いものはなく、皆白山の下より出て、偉大である、我が朝鮮民族は、最高である、我が朝鮮民族は、幸いである、朝鮮民族はこうして自分たちは世界の豪傑として誇ってよい」³⁷⁾と言っている。

当然、李炳憲の目的は中国民族を排斥しようとしているわけではなく、彼は中国民族もまた伏羲、虞舜の後裔であり、金、清の遺民、東アジアの諸国、その人種文化はすべて白山より生まれたと認識し、ただし李炳憲は過去の朝鮮民族は文化の上では中心的地位にあったが、しかしその後却って動かされる地位に甘んじることとなり、自らが主となることを思わず、中国人の提起した「尊華攘夷」の思想を迷信し、自らその頬を打ち、実につまらない存在にまで成り下がることとなったと信じたのである³⁸⁾。

32) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360頁

33) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360頁

34) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第360-361頁

35) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第361頁

36) 李炳憲『歴史正義弁証録・総論』『李炳憲全集』上、第367頁

37) 李炳憲『歴史教理錯綜談・国号及び紀元考』『李炳憲全集』上、第362頁

38) 李炳憲『歴史教理錯綜談・吾族四入中原論』『李炳憲全集』上、第361頁

李炳憲の考えでは、伏羲も舜も朝鮮民族に属する以上、伏羲に起源して舜において備えられ、孔子につながっていったのだから、「儒教は自国産出の教であり」、また「儒教は国粋に依拠した教であり」、それらは朝鮮人が儒教を信奉すべき理由の一部である³⁹⁾とも述べている。このように述べているからこそ、李炳憲は、その後孔教という言い方をしなくなり、もっぱら儒教と称するばかりであった。彼は説いている、「そもそも儒者というものは、士の通称であり、人々は自ら求めれば儒者になることができ、人が道を実現することが難しいことではないことを示している。さらに我が国の包羲虞舜をたたえるだけでよく、必ずしも孔子を特別視する必要も無い」⁴⁰⁾と。

三 培山文廟事件

仏教とキリスト教から刺激を受けた李炳憲は、儒教の伝教方式にも変化が必要であると教えた。彼はより多く堂を建てること、誠の心で孔子に師事し、儒教の経典を翻訳して天下に伝布すること、宣教師のような人を育て、儒教を天下に伝教することを主張した。いままで儒教が衰えていった理由は、如上の三つの方面でやるべきことを十分にやらなかったからであると李炳憲は考えた。この時、尊華攘夷を放棄した李炳憲はもう異端を排除することを強調せず、宗教信仰の自由を主張するようになっていたが、そうであるとしても、儒教はやはり積極的に他の宗教と競争すべきだと彼は考えた。

李炳憲が言う孔教の堂とは、すなわち文廟のことである。文廟は従来はすべて公の役所が設けるもので、朝鮮の場合、文廟は成均館および各地の郷校に設置されていた。李炳憲は、今のところ、文廟も民間でも自由に設立されるべきだと考えた。そのため1918年、李炳憲は咸陽郡と山清郡の李氏同族会と連絡して培山儒会を組織し、丹城面培山里で文廟を建てることを企画した。1920年3月から4月までの間、李炳憲は三回目の中国旅行をしたが、それは曲阜の孔子廟に参り、聖像と呼ばれる孔子の画像をもらいうけることが主要な目的であった。この旅において、李炳憲はまた康有為を通して、真の経、すなわち今文経を手に入れることができた。李炳憲は自作の『儒教復元論』を康有為に献じたが、康有為はそれを読み、今文経学の基礎の薄弱さに気付き、自分が書いた『新学偽経考』を李炳憲に薦め、また今文経学の書目を彼に提供した。それで、李炳憲は今文経学を研究し始めたのである。

ところで、1920年、李炳憲は三回目の中国旅行で、聖像をもらいうけようと曲阜に出かけたが、頂くことができなかった。1922年、培山書堂で文廟と道東祠を造り始めた。その文廟は孔子を祀り、道東祠は李滉、曹植と李炳憲の族祖李源を祀る場であった。1923年培山書堂およびその附属建築文廟と道東祠が完工した。この年の2月から9月まで、李炳憲はまた中国

39) 李炳憲『歴史正義弁証録・吾族当奉儒教論』『李炳憲全集』上、第369頁

40) 李炳憲『歴史正義弁証録・吾族当奉儒教論』『李炳憲全集』上、第371頁

旅行をした。主な目的はやはり孔子の聖像をもらいうけることで、幸い成功した。李炳憲は聖像と、衍聖公府からの贈り物の頌琴、香燭を捧持して朝鮮に帰った。9月18日に丹城につき、翌日培山文廟で積奠礼を行い、培山書堂で孔教会朝鮮支部を設立した。培山書堂を朝鮮孔教の本山にして孔教の活動を展開しようとするが、如上のような李炳憲の挙動は地方儒林からの抵抗をうけた。9月18日、孔子の聖像を奉ずる儀式と道東祠の安置儀式の当日、李炳憲を糾弾する人が出てきた。李炳憲の『歴史教理錯綜談』を批判する人物である。当時、李炳憲の書いた『歴史教理錯綜談』の中の『吾族当奉儒教論』は、朝鮮内地の儒林にもっとも深く嫉まれた。李炳憲の宋学に対する批判は、朱熹を尊敬する朝鮮儒林の憤怒を招いた。培山の文廟の中に朱熹のため一席設けようと要求する人も出て来た。李炳憲はそれを拒絶した。また、培山書堂に掛けてある康有為題字の書額も批判された。1923年10月に、朝鮮南部各地の郷校と書院では、李炳憲への糾弾が高潮に到り、その後の数ヶ月の間は、三南において士論が沸騰した。こういう李炳憲を弾劾する運動の中で、東萊安樂書院と咸陽濫溪書院が常に主導的な立場に立っていた。彼らは李炳憲の宋学否定と朱熹を貶すことに反対しただけではなく、寒士李源と李滉を曹植と並べて祀ることに最も強く反対した。濫溪書院は鄭汝昌を祀る書院であり、この衝突に鄭、李という宗族の矛盾対立の性質もあったと言われている。ほかには、晋州硯山の安氏宗族の反対も激しかった。その十数年前に、硯山の安氏が孔教の支部会を立ち上げた時、道統祠を建てて、孔子の画像を奉じたうえに朱熹と安珣を配置し、合本『三聖年譜』を刊行した。安氏の行動は李炳憲の支持を得た。しかし、七年前李炳憲が朝鮮総督府に宗教令と郷校財産管理規則の廃除を請願する際、安氏に自分と同行するように頼んだが、安氏はそれを拒絶した。その後、陶山書院から晋州の郷校と各地の書院に文書を送り、道統祠で孔子を祀っている所に朱熹と安珣二人だけを奉ずることは不相当だといひ、『三聖年譜』の構成も礼に合わないものだといひ、安珣を孔子、朱熹と並列することは許されないと指摘した文書であった。すると、硯山の安氏が李炳憲を批判し始めた。それに対して、李炳憲は曲阜に行き、衍聖公に硯山安氏への支持を放棄するように、陶山書院と共同歩調をとるように勧めた。

1923年10月16日、濫溪書院は議論の末、10月17日に、通告文を發布した。10月21日、濫溪書院で李炳憲を弾劾する会議を開こうと域内の儒林に呼びかけた通告文である。結果として、この会議において、李炳憲と、彼を支持する鄭文燮、李忠鎬、権道溶、盧普鉉の五人が五賊と指名された。11月3日、陶山書院も通告文を發布したが、李炳憲が文廟を建てることは不当であり、李滉を文廟傍らの道東祠に奉ずることも許されないと文面であった。その後、丹城郷校と咸陽郷に次々と通告文が送られてきた。咸陽郷校はもともと12月20日に会を開いてこの件について議論しようとしたが、会議の当日、参加者がいなかった。1924年2月、培山の李氏宗族の中からも李炳憲を攻撃する人が出て来た。その最初の人物は培山書堂の内有司の李某である。

地方の儒林に攻撃されて、李炳憲の孔教会活動は厳しい挫折を味わった。以後、李炳憲は今

文経学の研究に専念せざるをえなかった。1924年9月、彼は研究のために日本の帝国図書館に行き書籍を調べ閲読した。この年の冬、李炳憲は彼としての最初の今文経学の研究著作『孔経大義考』を完成した。自分の著作を康有為に批評してもらおうと、李炳憲は五回目の中国旅行をした。1925年旧暦2月から7月まで、彼は中国に滞在し、杭州に行って康有為に拝謁した。また、青島の同文書局より、彼の著書『儒教復元論』、『孔経大義考』と『叢書』を刊行した。1926年、李炳憲は『詩経三家説考』と『書経今文考』を著した。康有為は『詩経三家説考』が孔教の復興に有利だと称賛した。1927年、李炳憲は『易経今文考』を著した。その後、李炳憲はずっと今文経学を研究し続けてきたが、論著は出さなかった。その間は主に『易経』の研究を続行し、日本の学者高橋亨と経学について討論したこともある。1938年、二度目の東京旅行をした。1939年、李炳憲は病中に『五卦辯義』と『水火開辟説』を書き上げた。1940年2月18日、李炳憲は病逝した。臨終の際、子孫に「ほかの宗教はみな神秘を迷信する宗教である。儒教は迷信ではない。真に神妙な宗教である。人と交際する時にはぜひ儒教を伝播しよう」⁴¹⁾と誡めたという。

むすび

康有為はかつて「ただ諸経に抛り乱説に抛るだけでは孔子の思想の範囲を狭くするだけである。そうすれば、欧米の民主の政、国際の学、および新説の一切をみな思想領域とすることは出来なくなる。そうなれば孔子の道は窮して見捨てられるのではないか」⁴²⁾と言っていた。それは康有為が今文経学を重要視する所以であると思う。しかし、今文経学は、朝鮮では朱子学崇拜の朝鮮儒林から拒否された。李炳憲は朝鮮民族の歴史を改作することを通して朝鮮は孔教を信奉すべきことを論証しようと試みた。そういう彼の試みは却って朝鮮儒林の攻撃的とされた。儒教の宗教化は、朝鮮においては中国におけるより大きな抵抗と出遭うことになったのである。

41) 琴章泰『真庵全書解題』韓国学文献研究所編『李炳憲全集』上、ソウルアジア文化社、1989年、第7頁

42) 李炳憲『培山書堂經紀事実略』『李炳憲全集』上、第285頁

辛亥革命期における日本人の行動

——本願寺教団・大谷光瑞の動向を中心にして——

柴田幹夫

はじめに

私はかつて「大谷光瑞と孫文」¹⁾という論考を発表し、辛亥革命期の武漢における本願寺（以下本願寺といえば西本願寺を指す）の官軍と革命両軍の兵士に対する救助活動について言及し、さらに水野梅暁と言う人物を通じての革命党への支援、1913年の孫文来日時における本願寺への謝辞、さらに光瑞の孫文政府顧問への就任など、孫文が亡くなるまで続いた二人の交流を紹介した²⁾。本稿にあつては、その大谷光瑞や本願寺教団の辛亥革命への係わりをさらに深く掘り下げてみたい。

本願寺教団は、辛亥革命勃発当初から教団を挙げて、この革命に積極的に関わった。「特設臨時部」を教団内に設置して中国通の僧侶を中清の地に数多く派遣し、革命の戦乱で負傷した兵士の救護活動や死屍の収容まで行い、また在留邦人や日本の派遣軍隊に対しては、布教とともに慰問活動も展開させた。本願寺教団は、辛亥革命に際してこのような組織的な活動を、なぜ実施したのであろうか。多くの僧侶を急派した意図は何か、それは従前から展開していた中国開教とどのように相関していたのであろうか、こうした視点も含めつつ探っていこう。

大谷光瑞は、本願寺教団の法主であったが、アジア主義者としての一面を併せ持つ人でもあった³⁾。したがって光瑞の脳裏には、中国における本願寺教団の教線拡大だけ、つまり宗教上の問題に矮小化できない辛亥革命への関わり方があったはずである。中国に対する日本の蚕食も進んでいくなかにあつて「国家の前途」⁴⁾をいう光瑞である。その意図も探らなければならない。したがって本稿では、この問題を考えるため、本願寺の機関誌としての性格を持つ

1) 拙論「孫文と大谷光瑞」『孫文研究』21号、孫文研究会、1997年。「孫中山與大谷光瑞」『孫中山與現代文明』、蘇州大学出版社、1997年。

2) 孫文国葬の際に大谷光瑞の名代として、上海別院輪番であった小笠原彰信が参列している。また1918年には、孫文政府最高顧問となり、広東を訪問している。鏡如上人七回忌法要事務所編『鏡如上人年譜』80頁、102頁参照。

3) 拙編著『大谷光瑞とアジア—知られざるアジア主義者の軌跡—』勉誠出版、2010年に取められている諸論考を参照のこと。

4) 教学参議部編『清国巡遊誌』、仏教図書出版、1900年。

『教海一瀾』⁵⁾だけでなく、宗教新聞『中外日報』⁶⁾、および外務省外交資料館所蔵の『外務省記録』(外交文書)なども活用してこの課題に迫っていきたい。

1 辛亥革命と本願寺

(一) 大谷光瑞の漢口訪問と本願寺の創建

辛亥革命が勃発した武漢は、「兩湖饒れば天下足る」といわれた中国穀倉地帯の中にあり、穀物としての米を中心に、茶、綿花、桐油、胡麻油、豆類、麻、小麦などを産する豊かな地域であった。またこの地は、「九省の会」と呼ばれたように、長江に注ぐ諸河川、中国十八省の内九省を通過してきた水が漢口に注ぐ水運の要衝でもあった。また漢口は、1861年の天津条約で開港された港の一つであった(天津条約は1858年に漢口を含む10港の開港を決定したが、実際に漢口が開港されたのは1861年3月のことであった—筆者注)。武昌、漢陽の後塵を拝していた漢口が、大都市へと変貌したのは、そのためである。そしてさらに、日清戦争後の重慶の開港に伴って、天府の国といわれた四川の物資が、長江を下って漢口に集まるようになった。またさらに、京漢、粵漢鉄道の開通によって水陸交通の拠点となり、中国内陸における主要都市として発展を続けることとなった。加えて近郊の大冶県の石炭や隣省江西省萍鄉県の鉄鉱石と長江の豊富な水量を利用する重工業も起こった。湖広総督張之洞が創設に関わった紡紗局、織布局(武昌)、鉄政局、兵工廠(漢陽)、燐寸製造所などが次々と新設され、「東洋のシカゴ」と形容されるまでになった⁷⁾。

5) 『教海一瀾』は本願寺の機関誌として1897(明治30)年に創刊された。その前身はさらに古く明治6年本山内に活版所を設けたことに始まる。『本山月報』『龍谷新報』と続き、その後『京都新報』となった。『京都新報』は二千七百号を越えたが、やがて廃刊となった。それを引き継ぐ形で『教海一瀾』が創刊され、宗教、教育、文化社会記事のみならず、政治記事まで網羅した総合新聞であった。本山の機関誌であったため「本山録事」(本願寺の人事など)が付けられていた。この頃には中央公論(現中央公論新社)の前身である『反省会雑誌』も本願寺普通教校(現龍谷大学)から発行されていた。その頃の本願寺は日本の出版界の先駆けとしての役割を果たしていた。1939(昭和14)年『本願寺新報』と名を改め、現在まで引き続き発行されている(『本願寺新報』2500号、1994年10月10日号参照)。

6) 『中外日報』は1897(明治30)年10月に本願寺派出身の真溪涙骨(1869~1956、本名正遵)によって創設された宗教、思想を中心とする新聞である。その報道姿勢は「各地の通信を以て充たす」というものであり、また「事実をありのまま報ずる」ということにあった。現在でも引き続き発行されている。槻木瑞生「『中外日報』紙のアジア関係記事目録」『仏教文化研究所紀要』第17号、同朋大学仏教文化研究所、1997年参照。真溪涙骨については、常光浩然『明治の佛教者』下、春秋社、1968年参照。

7) 漢口については、以下の諸論文等を参照のこと。拙稿「大谷光瑞初めての外遊」『東洋史苑』50・51号、1998年。同「漢口の歴史的な位置づけと本願寺」共同研究「中国の居留地と租借地における浄土真宗本願寺派開教と日本人子弟教育」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』42号、2003年。野世英水「真宗本願寺派の武漢開教と漢口本願寺」共同研究「中国の居留地と租借地における浄土真宗本願寺派開教と日本人子弟教育」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』42号、2003年。同「大谷光瑞と漢口」柴田幹夫編『大谷光瑞とアジア』勉誠出版2010年。白須浄真「上原芳太郎「外遊記稿」所収の「南船北馬」—その解説と録文—」『龍谷史壇』103・104号、1994年。孫安石「漢口の都市発展と日本租界」神奈川大学人文

1899（明治32）年、清国外遊の途次、大谷光瑞が、この漢口を訪問したが、1906（明治39）年9月光瑞は、再度この地を訪れている。『教海一瀾』は、その漢口訪問を次のように伝えている。

明治39年猓下清国御巡遊の際、清国開教の中央根拠地点として漢口日本租界及び跪馬場附近に十数万方の広大なる土地を買収して、将来大規模の根本道場建築の計画なりしが、今回官軍の関ヶ原は即ち本派本願寺の該別院予定地たりしなりと⁸⁾。

と。大谷光瑞が漢口で買い求めた本願寺建設予定地の場所は、日本租界地からほど遠くない一等地であり、後に日本陸軍兵営地の候補となったところである⁹⁾。おそらくこの地は、1899年の漢口訪問時に、すでに視野に入れていたものであろう。

光瑞の漢口訪問後、漢口駐在となった本願寺の田中哲敵¹⁰⁾は、清国開教総監¹¹⁾大谷尊由¹²⁾宛への報告書の中で、漢口の様子を次のように述べている。

当地は現今八十萬余の人口を有し、且つ将来甚だ有望にして、支那本部に布設せられたる若くば將に布設さるべき各鐵路及び長江を上下する各船舶は、必ず此地を輻湊すべきを以て、貨物の聚散人馬の往復陸続頻繁の地と相成り……目下の上海の地夫れより勝るとも劣るまじく、支那本部其他の地の最も枢要の地点と相成り……¹³⁾。

つまり漢口への本願寺を創建は、上海をしのぐであろう「支那本部其他の地の最も枢要の地点」という認識下に置かれたものであり、それは中国各地に否アジア各地に放射線状に開教基

学会編『人文研究』第149集、2003年（のち大里浩秋・孫安石編著『中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海—』御茶の水書房、2006年所収）。漢口租界志編纂委員会編『漢口租界志』武漢出版社、2003年。

8) 『教海一瀾』502号、1911（明治44）年11月15日。

9) 「建築課 漢口兵營敷地選定の件」「陸軍省大日記」、アジア歴史資料センター、レファレンス番号C08010376200。競馬場は、もと西商競馬場といわれ、イギリスが先頭となって作ったものである。現在の漢口解放公園あたりである。『漢口租界史』を参照。日本租界地から新たに道路を建設する必要があったため、採用には至らなかった。しかし決定されたとしても、大谷光瑞が売却したか否かはわからない話ではあるが。

10) 田中哲敵（1882～1946）滋賀県犬上郡八坂町（現彦根市）本光寺出身。本願寺開教練習生として1906年、初代漢口本願寺出張所長護城慧猛らとともに、漢口本願寺に赴任する。その後、成都本願寺に異動するが、辛亥革命後再び漢口本願寺に勤務する。帯広本願寺輪番や樺太開教監督などを務める。自坊本光寺には、前田慧雲の撰による「漢口本願寺記」拓本がある。拓本の閲覧等については、現本光寺住職田中康勝師にお世話になった。記して感謝したい。

11) 清国開教総監部は日露戦争後の1905年12月に上海に設けられた。大谷尊由が総裁に就任し（内地在勤）、翌1906年藤山尊証が上海に赴任した。このようにして上海を中国開教の中心地として教線が展開された。1906年9月から1907年5月まで法主大谷光瑞が再び清国を視察したが、そのときに光瑞は、漢口を開教の拠点に定めた。

12) 大谷尊由（1886～1939）本願寺21世大谷光尊の四男、光瑞の実弟。1906年光瑞とともに中国に渡航する。中国開教総監部長となり、1910年本願寺執行長（宗務総長）に就任。特設臨時部部長を歴任。1937年近衛内閣で拓務大臣となる。また北支開教総裁などを歴任。中国張家口で客死した。

13) 『教海一瀾』335号、1906（明治39）年11月3日。

地を作ることを意図したものであった。加えて邦人の増加を十分に熟知しての設置であったことも見逃してはならない。

(二) 辛亥革命の勃発

よく知られているように、辛亥革命は、1911（明治44）年10月の武昌蜂起に端を発する。武装蜂起した軍隊（新軍）の指導者は黎元洪¹⁴であった。その時孫文は、アメリカに居たが、革命の一報を聞くや直ぐに帰国し、翌年1月1日に臨時大總統に選出され、南京を首都として中華民国臨時政府を成立させたのである。

漢口に出張所を設置した本願寺が、中国内陸部の動静を、独自に直接、しかも即座に掌握したことは説明を要しない。それは辛亥革命の勃発に当たっては極めて有効に機能した。『教海一瀾』は革命の勃発を「清国革命軍の蜂起」と題して、その第一報を次のように詳細に報じている。

去月十一日夜武昌の砲兵隊反旗を翻し、布政使衙門を焼けり、原因不明なれど、予て革命党と連絡を通じ居りしものと思はる瑞総督¹⁵は既に軍艦にて漢口に逃れたり、右に付き漢口の各国居留地は義勇兵を招集せり。師団長張彪¹⁶氏は十一日午後一時重困を衝きて武昌の城門を出で、本邦人の為に救はれて従卒十人と共に漢口に逃れ来れり。今回叛旗を翻せるは武昌に於ける砲兵一箇大隊、歩兵四箇大隊など及び工兵輜重兵にて、成都の暴徒鎮定のため四川に派遣せられし軍隊以外の殆ど全部なり。右は瑞総督が数日前革命党員を捕縛して之を惨殺したる結果、総督を殺して恨みを晴らさんとするものを生じ、遂に軍隊の大反乱を誘起するに至りしなり、武昌城内は全部叛軍に占領せられ、各城門は左腕に白布を纏へる叛軍によりて守備せられつゝあり。越へて十二日午後漢口は全く暴徒に占領せられ市街は大混雑を来し既に火災起れり、革命党は大別山に砲列を布き漢陽を砲撃しつゝあり。又清国軍隊は武昌を砲撃したるも暫時にして中止せり。右につき直隸省保定府より急派せる討伐軍の一箇大隊は、十三日漢江附近に到着せり、北京よりの一箇大隊到着を待ちて行動を開始する予定にて未だ何らの行動を取らず而して政府の強圧策は反りて形勢を危殆ならしむる虞あるが如し¹⁷。

このように『教海一瀾』という本願寺教団の機関誌は、辛亥革命をオンタイムで、しかも極めて詳細に掲載した。この革命の動向は、本願寺の漢口開教だけでなく、対中国開教総体に、さらには日本という「国家の前途」にも係わる重大な事件、当初からそうした認識に貫かれて

14) 黎元洪（1864～1928）湖北省黄陵の人。北洋水師学校卒業。かつて幾度も革命党の行動を妨害したが、武昌蜂起の際に、推されて軍政府鄂軍大都督となり、南京臨時政府成立時には副総統となった。

15) 瑞澂（1864～1912）中国清末の高官、字は莘儒、満州正黄旗の人。1909年湖広総督に就任、武昌蜂起前、革命党の人々を弾圧、殺害し戒嚴令を布いたが、革命勃発後上海に逃走した。

16) 張彪（1860～1927）山西太原の人。山西巡撫張之洞に拔擢され、娘を妻とした。義父張之洞に従い、湖北に入る。諸工業を起し、巨万の富を得る。辛亥革命勃発後渡江し、天津日本租界に逃れる。

17) 『教海一瀾』501号、1911（明治44）年11月1日号。

いたのである。

(三) 本願寺の救護活動

本願寺は、辛亥革命に際して、積極的に官革両軍の負傷者の収容や死屍収容並びに在留邦人の避難活動を積極的に行った。『教海一瀾』は、その様子を、

清国の変乱に就ては、我本願寺が他宗派に率先して戦乱区域の移住民救護慰問等に尽瘁し、特に臨時部を開設して、時局の変に必ず計画を定め、着々実行しつゝあることは、前号既記の如くなるが、今次更に官革両軍戦死者の葬儀を営むことゝなり、夫々在清国開教使に対し訓令を発せられたり。凡そ戦闘の結果が悲惨を極むることは今更言ふまでもなけれど、殊に軍事制度の不完全なる清国の如きは輻重継続せざる為には後陣中掠奪を逞ふする兵士あり、衛生看護の設備欠けたる為に戦場に遺棄せられたる負傷者あり、鮮血に塗れて収容せられざる戦死者あり、累々として算を案だせる屍体は糜爛腐敗して、粉々たる臭気鼻を撲ち、其悲絶凄絶なる惨状は殆ど目も当てざれざる光景を呈し、遺族者をして転た痛恨の情を堪へざらしむるものありと。乃ち我大法主猊下の至人至愛なる、深く是等戦死者を憫み、且つ遺族の心情に同情を寄するの余恩怨平等の仏意に基き、自ら私財を投じて官革両軍戦死者の遺骸を収容し、彼の国風に順ひ、丁重なる葬儀を執行せしむることゝなり、追ては内地若くは清国に於て大追弔会を営み、以て戦死の英魂を憑弔せらるゝ筈なりと。吾人は深く猊下の深重なる盛旨を体し窃かに感泣の情措く能はざると共に、我日本仏教徒の体面を發揮すべき義挙として、中心深く歡喜に堪へざるものあり¹⁸⁾。

と。こうした光瑞と本願寺の辛亥革命期の漢口における行動は、ほとんど知られていなかった。こうした活動をどのように見做したらよいのであろうか。宗教教団としての活動であったことを視野に入れるべきか否かによつて、評価は大きく分かれるであろう。もちろん宗教教団としての活動を含めたとしても、その背後には教団の範疇には納まらない光瑞の思惑が働いていたことは間違いのないことであろう。

(四) 慰問袋運動

辛亥革命勃発に際して本願寺が先ず最初に執った行動は、慰問品の送致であった。『中外日報』は、本願寺清国開教総監付賛事長藤山尊証¹⁹⁾の行動を次のように伝えている。

西本願寺連枝清国開教総監付賛事長藤山尊証師は、本年五月已来上海に駐在せられつゝあるが、賛事木村常證氏と共に同地布教所に赴き鋭意画策せられ、龍溪、押野両開教使を督して布教に大発展をなさしめ、着後成功の穂に達しつつあり……近日中に公務を帯びて一時帰京せらるゝ筈なりしも湖北省武昌城にある清兵挙つて一大革命の反旗を起し、既に新

18) 前掲『教海一瀾』501号。

19) 藤山尊証(1878~1926) 滋賀県神崎郡(現東近江市)本行寺出身。1902年仏教大学(現龍谷大学)を卒業。清国開教総監や本願寺通報部長などの要職を務める。

政を布き新曆を用い、而も漢陽、漢口の二大市をも占領し頗る猖獗を極めつゝあるを以て帰京期を延期し、武漢に地在留邦人慰問のため布教使及び近侍を随え慰問品携帯の上、十四日急遽同地に向かはれたり……²⁰⁾

これによれば、藤山尊証は、中国各地の本願寺出張所を視察して日本に帰国しようとしていた時革命に遭遇し、在留邦人慰問のために急遽武漢に向かったということである。こうした在留邦人への支援は、慰問という形態によって本格的に展開されることになる。それは、本願寺の仏教婦人会による慰問袋の送致運動が中心となった。中清地方の武漢及び長江一帯の地域は、戦乱のため交通事情は悪く、当地方の居留する邦人の困窮を救うためであった。慰問袋の中には、書籍、歯磨き、石けん、絵はがき、用事、ハンカチ、手拭い、風呂敷、紙、筆などの日用品等を入れるように指示されていた²¹⁾。

(五) 救護団活動

戦闘激戦区域であつたいわゆる武漢地域において、本願寺の主要な任務は負傷者の救護と死屍の掩埋作業であつた。『中外日報』が、

支那変乱地の中、殊に漢口、漢陽方面に於ては官革両軍の戦死者及び人民の死没者頗る多く、死屍累々として頗る惨鼻の状を呈し居るが、西本願寺光瑞法主は其等の死没者を悉く本願寺の費用を以て埋葬せんと欲し、上海なる臨時本部に対しその旨訓令したりといふ²²⁾。

と伝えるように、それは光瑞の直接指示により清朝軍、革命軍を分け隔てることなく掩埋作業が行われたのである。

2 革命党と本願寺

(一) 大谷尊由の南京、武漢訪問

こうした光瑞、本願寺の様々な救護活動に対して、官革両軍は、それぞれ感謝の意を表している。ここでは黎元洪、孫文、黄興といった中華民国の指導者たちの感謝の言を整理してみよう。まず光瑞の弟、大谷尊由が本願寺特設臨時部長として南京、武漢を訪問したことから触れていこう。

20) 『中外日報』1911(明治44)年10月20日。

21) 『教海一瀾』506号、1912(明治45)年1月15日。

22) 『中外日報』1911(明治44)年11月18日。また『読売新聞』1911年12月8日には「本願寺法主大谷光瑞伯より漢江附近戦死者屍体の原野に曝されたと嘆き自費にて埋葬方を照会し……」とあり、さらに『大阪毎日新聞』にも、「本派の動乱地慰問」(1911年10月20日)、「革命乱と本派の活動」(1911年11月11日)、「赤十字会と本願寺」(1911年11月16日)、「本派救護所の活動」(1911年12月22日)等の記事が散見される。このように一般新聞にも広く掲載されたのは、本願寺の慰問及び救護活動の事の大きさを示すものであろう。前掲、『教海一瀾』502号。

(二) 大谷尊由と孫文との会談

さて、この大谷尊由の訪問は、南京、漢口を主要な対象地とした。それは従前の清国布教を水泡に帰させないこと、さらに革命期における本願寺の活動を背景として、革命政府とのコンタクトを取ることが光瑞と本願寺の最大の目的であったことを推察させよう。それは中華民国臨時大總統孫文との会見に始まったことによって裏付けされよう。光瑞、本願寺は先の辛亥革命に際しての本願寺の公平な支援に対して感謝の言質を得ようとしたに相違ない。

さて南京到着の様子を『教海一瀾』は、

本年一月渡清の途に就かれたる特設臨時部長大谷尊由氏は、上海に於る用務も略ぼ終了せしかば、渡辺出仕、藤山賛事長を随へ、客月十日午前七時四十五分上海発の一番列車にて南京に向はれ、同日午後二時三十七分着……日本領事館より差廻したる馬車にて、寺尾博士²³⁾の邸に至られしが、領事鈴木栄作氏²⁴⁾を初め数多の来訪引きも切れざりし愈々明日午後四時を以て孫大總統に会見の予定を以て、博士邸に一泊せられたり²⁵⁾。

と伝えている。日本領事館を筆頭とする南京在住の朝野の人々により大歓迎を受けた。そして、『教海一瀾』が、

翌十一日は紀元佳節なるを以て領事館より出迎への馬車にて午前十時拝賀式に参列、式終て鈴木領事と暫時会談あり、此間に於て大元帥黄興より差廻したる馬車の著せしかば、之に乗車せられ、本願寺龍谷救護団を視察し、茲に記念の撮影ありて一先帰邸、午後更に寺尾博士等と、明の孝陵を巡覧の後ち、愈々約束の午後四時、寺尾博士の案内にて、藤山賛事長、渡辺出仕を伴ひ、孫大總統に会見、特設臨時部出仕渡辺哲信氏の通訳を以て、約一時間歓談ありき、孫文は常に温乎たる微笑を以て之に接し、衷心より遠路の来訪を感謝せるものゝ如く、その言語動作の上に於ても明に察するを得たり。今後之が為我派が活動上多大の利益を獲得するは言を待たずと云ふ²⁶⁾。

とあるように臨時大總統孫文と会談した。なおこの会見は『孫中山年譜』や『孫中山史事詳録』にも「接見日本駐寧領事及本願寺総理」²⁷⁾と記載されている。

そして孫文との会見を終えた大谷尊由は、

同日午後六時より大元帥黄興は、特に大谷臨時部、長を招待し、晩餐会を開催に付、同

23) 寺尾亨 (1859～1925) 福岡県出身。1884年司法省法律学校卒業。ボアソナードの下で刑法を学ぶ、1891年東京帝国大学教授となる。1911年の辛亥革命の際に、中国に渡り、革命政府の法律顧問となる。

24) 鈴木栄作 (1879～?) 静岡県浜松の人、1900年東京高等商業学校 (現一橋大学) を卒業。1902年外交官及び領事官試験合格。1910年南京に総領事として赴任する。

25) 『教海一瀾』509号、1912 (明治45) 年3月1日。

26) 同上書。

27) 『孫中山年譜長編』上、中華書局、1991年、654頁。王耿雄『孫中山史事詳録』天津人民出版社、1986年、176頁。同上書。

夜その席上に臨まれしが、款待至らざるなく、午後十時帰邸せられたり²⁸⁾。

とあるように、大元帥黄興との晩餐会に臨んだ。後日、孫文及び黄興は大谷光瑞に対して、今次の本願寺教団の救護活動に対して、感謝状を送付することになる²⁹⁾。『教海一瀾』は、

昨年来の清国変乱に際し、長江一体の交戦区域に於いて我が本山が傷病兵の救護慰問、死屍収容、埋葬追弔等に関し、懇切周到に終始尽瘁せし事は、その都度本誌上に記載せしが、右に対し、孫文、黄興の両氏より「大谷光瑞法主台啓」総統府緘として、左記の如き自筆の感謝状を特送し来たれりと、遠がに革命大家の筆とて、孰れも風骨稜々たる中にも孫の開雅なる黄の雍容たる何れも其人となりを偲ばしむるものありと。前置きして、

大谷 光瑞 法主殿

謹啓

中華民国の再興にあたり、種々御援助を頂き、我が国民を代表して、謹んで感謝の意を申し上げます。御健康に留意されることをお祈り申し上げます。

取り急ぎ、書中をもって、御礼申し上げます。謹んで白す。

中華民国元年三月十六日

孫 文

拝啓

我軍は革命を始めて以来、負傷兵の収容と治療していただいております。御厚情に対し敬服致すとともに感謝致します。

取り急ぎ、書中を以て御礼まで。

敬具

黄 興

大谷 光瑞 殿

とあるのがそれである。

さて南京での目的を達した大谷尊由は、革命の地漢口に向かった。当地漢口では辛亥革命の立役者であり中華民国副総統に就任した黎元洪と会見した。元々清朝側の軍人であった黎元洪は、湖広総督瑞澂將軍や張彪將軍がいち早く漢口に脱出したが、彼は革命派に捕らえられてしまった。しかしながら革命派には主要な指導者がいなく（武昌蜂起は突発的な出来事であったため）、何と革命派の指導者になってしまった。彼は本願寺漢口出張所所長井上慈曠に対して、

拝啓

お名前をかねがね伺っておりまして、何時かお目にかかりたく存じます。このたび、井

28) 前掲、『教海一瀾』509号。

29) 『教海一瀾』513号、1912（明治45）年5月1日。

辛亥革命期における日本人の行動

上様から清快丸を一万包いただきまして、心より感謝の意を申しあげます。我軍諸将兵も喜びが絶えません。御厚情に感激しております。

取り急ぎ、書中をもって、謹んでお礼を申し上げます。

敬具

一月十七日

黎 元洪

と光瑞宛に感謝状を送っていた³⁰⁾。これに対して光瑞は、

拜啓

先日、貴軍隊供用のため、ささやかな財物等を差し上げましたが、親切で熱意ある御返事を頂きまして、誠に恐縮に存じます。貴副大統領は、天命により、革命の機に当たり、国の政体を改めました。国民は春になったように喜び、共和を喜びました。これは実に四千年以来初めてのことであり、その偉大さは書ききれぬほどです。作り出すことには困難が伴います。策略などもつきまといます。軍需の会計や兵器の出納についても周到に計画して行わなければなりません。今立派な規則を作らなければ将来困るでしょう。貴副大統領は軍隊を統率し、政治を指導することは優れています。遠く離れていますのでますます敬慕の念がますます強くなってきています。この度弟尊由（大谷尊由）を貴国に派遣し、今は上海にいますが、近日長江をさかのぼり武漢に向かい、到着すれば訪問することでしょう。微力ながら力になりたいと思いますので、遠慮なく申し出て下さい。また武漢には井上慈曠も居りますので、面倒を見ることでしょう。御迷惑をおかけしますが、御指導のほどお願い申し上げます。

敬具

との返書を出している³¹⁾。つまりこのような経緯も加わっての黎元洪との会談であった。その様子を『教海一瀾』は次のように伝えている。

予て漢口特設臨時部支部長に対し臨時部長着漢の上は、会見を請ふ旨副総統黎元洪より交渉ありしかば、二月十七日渡辺出仕、井上支部長を従へ、大谷部長には総領事館特別仕

30) 『教海一瀾』508号、1912（明治45）年2月15日。

31) 大谷光瑞の黎元洪に対する返書、前掲『教海一瀾』509号。

「敬肅者、日前微物数事、薄供 行璋之用、反蒙 瑤覆、詞意懇篤、深忝挹遜、益加愧悚、不敢居、不敢居、惟貴副総統、夙察天命当革之幾、始立順天庇人之績、一呼而復斯神泉、洗革旧物、撫輯億兆、熙然同春、以納之共和休光誠是四千年來未有之創業、罄南山之竹 莫以鏤其偉列也、蓋、創業之不易、治法所由、有內有外、征謀所出、至他軍需會計、兵械出納之務、非深慮遠籌、日繼以憂勤惕勞則其事曠焉、況於前無良規、而後貽宏矩者乎、貴副総統、善處於此、董軍之功、堯政之績、烈烈如是、所謂名不虛立、功不虛成者、殆不誣之矣、弟遠隔鯨波、日對煙浪、末由高會暢襟、與聞渠誨、而景慕綦切、乃使舍弟尊由、航赴貴邦、現次滬上、近当溯江抵鄂、通謁轅門、以致素懷、幸賜光霽、所有要事、微力足以辨濟者、不吝台命為荷、且在平日、漢鎮有井上慈曠、在必能照料不辭其勞、便宜下教、固所祈也、茲伝布防順頌 崇祺 不宣」

立てのランチにて長江を渡り、武昌都督府に黎副總統と会見せられたり、黎元洪は連枝の遠路来訪を感謝し、懇懃に打解けて談話を為したり、その中の一節に「猥下及び貴連枝は日本に於ける学徳兼備有名の宗教家にして且つ政治家たる事を拝承せり、我革命政府は此を樹木に譬ふれば、漸く発芽したる計のものにて、生育発達して開花結実に至るは前途頗る遼遠なりと感ずれば、今後は何かに就けても御助言と御注告を乞う云々」と陳べ、夫れより更に語を継いで、日本陸海軍の将官連の月旦より遂に一転して大隈伯爵の身上にに説き及ぼし、我革命政府が、日本に負ふ処実に慚からずとて、感謝の誠意を表せり、後ちシャンペーンを酌みて、猥下並びに連枝の健康を祝したりと云ふ³²⁾。

なおこの一連の会談において「西藏問題」も話し合われたことは、「外交記録」を検討した白須淨眞は、すでに明らかにしている³³⁾。

孫文は、1913年の訪日の際、大谷光瑞の革命に対する功績に感謝の意を直接伝えるために、京都本願寺に大谷光瑞を訪うている³⁴⁾。そして次のような感謝状を贈っている。

拝啓

このたび、貴国観光に際し、わたくしどもは各界の方々より熱烈な歓迎を受けました。貴国の人は同種同文の国を愛し、またアジアの保全を務めとされるという貴国の御厚情をしみじみ感じております。我々アジア人にして大変誉れであり、崇拜しております。私たちも貴国の御期待に応えられるよう全力を尽くします。私たちは全力で貴国の好意を国民に伝えます。両国の親密は両国の幸のみならず、世界平和にとっても幸なものであると存じます。ここに御招待の好意を謝し、御幸福のほど、お祈りいたします。

取り急ぎ、書中をもって、御礼申し上げます。

敬具

孫 文

馬 君武

32) 『教海一瀾』510号, 1912(明治45)年4月1日。

33) 白須淨眞「ダライラマ13世による明治天皇への上書・献納品謝絶の顛末—「自明治四十五〔1912〕年至大正六〔1917〕年、西藏・達頼喇嘛ヨリ我皇室へ献納品謝絶の一件—」と題された外務省外交記録の紹介と解説」。同「外務本省に提出された西藏問題に係わる一報告書—1912(明治45)年2月13日、西本願寺が提出した報告書の紹介とその解説—」。白須淨眞編著『大谷光瑞と国際政治社会—チベット、探検隊、辛亥革命—』勉誠出版、2011年所収。

34) 『孫中山年譜長編』上, 中華書局, 1991年, 784頁。

「敬啓者文等此次觀光 貴國, 備受各界熱誠觀迎。足證明 貴國人士以愛同種同文之國爲心, 以保全亞洲爲務。凡我亞洲人士無不馨香崇拜, 並期極力實行以副 貴國人士之望。文等當盡全力以貴國人士好意布諸國民俾。兩國日增親密匪特, 兩國之幸實世界平和之幸也。專此肅函敬謝招待之厚意。並祝前途幸福大谷光瑞殿 孫文, 馬君武, 何天燭, 戴天仇, 袁華選, 宋嘉樹」

何 天炯
載 天仇
袁 華選
宋 嘉樹

大谷 光瑞 殿

この孫文からの感謝状は、大谷光瑞、本願寺の辛亥革命期の活動を考慮すれば、孫文の訪問は日中近代史における一つの大きな事件と見なしてよからう。

おわりに

辛亥革命は二千年來の皇帝政治に終わりを告げ、新しい共和政治を中国にもたらした。この革命期に遭遇した日本の一仏教教団・本願寺とその法主大谷光瑞は、教団という特異な存在形態を背景として積極的に辛亥革命・官革両勢力と関わって、革命後の中国政局に一定の発言力を持つようになったことは疑いない。こうした本願寺の活動は、辛亥革命の勃発によって突如としてその力を発揮したものではない。近代における本願寺の活動総体そのものに無関心な近代史の現状からすれば信じられないことであろうが、本願寺の眼はすでに世界に向かって開かれていたのである。日露戦争後の国際社会の大きな変動の中で締結された英露協商や、その過程に一拳にクローズアップされたチベット問題にあっても、光瑞や本願寺の活動は無視できないものであった³⁵⁾。こうした背景には本願寺は当時中国だけでも上海、香港、厦門、長州、南京、漢口、青島、膠州湾、天津、北京、大連、旅順、營口、遼陽、奉天、鉄嶺、撫順、安東、長春、ハルビンの二十カ所あり、外務省の大使館、総領事館、領事館³⁶⁾などと肩を並べるほどのネットワークを構築していたことを挙げれば容易に理解できるであろう。その派遣された開教使や職員の総数は外務省組織を超えるほどであり、そこには中国通と称される僧侶たちが蓄積されていたのである。これに東本願寺の出張所などを含めると中国における東西本願寺、つまり真宗教団の設置機関は外務省の公館を遙かに超えていたのである。本願寺、光瑞はこうしたネットワークによって直ちに「特設臨時部」を組織して辛亥革命に対応し、組織だった活動を大規模に展開させたのである。それは本願寺にとって国内的にも対外的にも高い評価を得るという補完関係を導き出したことは想像に難くない³⁷⁾。本願寺はこのような成果を背景

35) 白須淨真「1908(明治41)年8月の清国五台山における一会談とその波紋—外交記録から見る外務省の対チベット施策と大谷探検隊—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部、2007年などや本論集に収録されている一連の白須論文を参照のこと。

36) 当時中国における外務省の公館としては、大使館は北京、総領事館は浦潮、哈爾濱、天津、上海、漢口、広東、香港にあり、領事館は吉林、長春、鉄嶺、遼陽、安東、牛莊、芝罘、蘇州、杭州、南京、長沙、沙市、重慶、福州、厦門、汕頭にあった(『外務省制度・組織・人事関係調査集 外務省年鑑』明治43・44年度(復刻版)明治期外交資料研究会編、クレス出版)。

37) 西本願寺の光栄と題する記事が『中外日報』1911(明治44)年12月19日号に「日本赤十字社にては

にして中国への日本仏教の布教（このことは前述したように、中国人対象の布教ではない）をさらに進めるのである。不断にもたらされる現地情報を分析しながら本願寺の対中戦略が構築されていくようになったのである³⁸⁾。これが本願寺による仏教西漸であるが、その指向性こそが大谷光瑞の言う「国家の前途」と重複するのだと私は考える。そしてそれは自ずと日本の対中政策とも重なるものになっていくのである。

〔付記〕本論考は「辛亥革命と大谷光瑞」白須浄真編『大谷光瑞と国際政治社会』（勉誠出版、2011年）および「辛亥革命と大谷光瑞」拙著『大谷光瑞の研究』（勉誠出版、2014年）をもとに書いたものであり、内容はほとんど変わりのないものである。

清国漢口に特派し居る上野医長よりの報告書到来せしに付、十三日幹部会を開きたる結果、松方社長は該報告書を携へ、主務大臣を経て陛下に奏上したるが、其報告書中には漢国方面に於ける西本願寺の救護班の活動近状詳細に記載ありたるに依り、陛下は之に満足に御思召ありたあるとぞ」とあり、今次の本願寺の活動には、天皇陛下も喜んでいたという。

38) 『教海一瀾』などに見られる「漢口通信」「上海だより」「大連から」というような形を取って絶えず新しい現地情報を手に入れていた。

西洋近代文明と賽春嘎の民族振興思想

——賽春嘎『モンゴル民族興盛の歌』の再読に際して——

巴・孟和

(林嵐 訳, ソロンガ 改訳)

2014年2月14日は中国モンゴル族近代文学の創立者の一人である賽春嘎（サイチンガ、別名：納・賽音朝克図（ナ・サインチョクト））の生誕100周年となる。また、彼の第三作『モンゴル民族興盛の歌』が出版されて70周年ともなる。中国におけるモンゴル族近代文学の基礎を築いた先駆者、モンゴル族近代文学の形成と発展に心と力を捧げた卓越した貢献者を記念すべく、回想に耽りがちな今日この頃、賽春嘎の初期作品である『モンゴル民族興盛の歌』をより詳細に解説し、より深く探求する必要があると思われる。また、その解説と研究を通して、彼は著名な詩人で、文学者であると同時にモンゴル民族の啓蒙思想家でもあり、民族主義者でもあったという結論に導きたいと考えている。

一 賽春嘎

賽春嘎は1914年2月14日、元漠南モンゴル察哈爾（チャハル）盟正藍旗（現内モンゴル自治区錫林郭勒（シリングル）盟正藍旗）の普通の遊牧民の家に生まれた。父ナスンデルゲル、母ドゥンジマの、四男一女という五人の子どもの次男として生まれ、幼い頃の名はジャグブルブであったが、16歳で結婚した時に、妻の祖父と同名となることから、父祖との同名を忌むモンゴル族の習慣により、賽春嘎と改名した。1947年冬、革命に参加する際、また自分の名を賽音朝克図と変えた。

1928年、賽春嘎は正藍旗的那日図（ナルト）小学校に入学し、1932年に初級小学校を卒業した。卒業後は正藍旗役所の秘書となり、社会人としての人生を始めた。1936年、賽春嘎は選ばれて、当時の偽蒙疆政府が察哈爾盟の張北に設立した「察哈爾青年学校」に送られ、そこでしばらく勉強していた。当時、察哈爾青年学校は日本人を招聘して学校の教師や教官を担当させており、学校では日本語の教育が重んじられ、また「日蒙親善」、「満蒙独立」などの思想をモンゴル族の青年たちに教え込んでいた。基本的には封建社会の状態に置かれていたモンゴル民衆に対して、日本人の教師は、西洋風の資本主義的な「物質文明」や「精神文明」こそモンゴル民族にとって自分たちを救出するための唯一の方策であると極力宣伝もしていた。

察哈爾青年学校で勉強している間、賽春嘎は「日偽の奴隷化教育に騙される一方、科学文化

を以って民族を救う方策について、焦りながら探究し、進化論こそ、民族を危難から救い出すことができると信じていた」という（栄蘇赫，趙永銑 2000：93）。すなわち、本人が『モンゴル民族興盛の歌』にも記しているように、「世界における生物のすべてが、みな停滞することなく進化している。我々が、我々の智慧，知識，強い意志を以って美しい未来を創造しなければならぬ」と、彼は考えていた。そういう考えをもとに、また近代科学と西洋文明によってどん底に喘いでいるモンゴル民族を救い出すという理想と若者の情熱を抱えていた彼は、一年の間に、『モンゴル秘史』、『モンゴル黄金史』、『チンギス・ハーン箴言』、『智慧の鍵』、『青史演義』などモンゴル歴史文化の名著を耽読した。また、その間には『三国演義』、『隋唐演義』など漢文の古典小説、さらにプーシキン、L・トルストイ、ゲーテなど、ロシア、ドイツ、フランス、日本の文学者や詩人の名作を多く通読した。読書は賽春嘎の智慧の門を開いてくれた。同時に、読書は賽春嘎の決心をより強くした。文化と科学で民の智を啓き、かつて栄光に輝いたモンゴル民族が再び自立自強できるように、自分のすべてを捧げようという決心をしたのである。

1937年4月、試験に合格した賽春嘎はほかの六名の青年たちとともに日本に留学することになった。日本に渡った彼はまず「善隣協会」の予科で日本語を習い、翌年東京の東洋大学へ進学し、大学で教育学を専攻することになった。彼は日本留学の間、日本を含めた西洋近代科学の文化と知識を徹底的に学び、また日本の進んだ文明から薫陶も受けた。当時、繁栄発達していたといえる日本の経済、文化、教育、科学、軍事、金融、交通などを、彼は自分の目で見たのである。彼は理論においても現実においても全面的に洗礼を受けた。日本の近代における奮起とその近代文明の建設は、明治維新という政治上の重大改革によって生まれた成果だと彼は考えた。日本の近代化と比較して、賽春嘎は一つの道理を悟った。それは、モンゴル民族が自ら振興し、他民族から辱めや圧迫を受けないよう希望するのであるならば、西洋の近代文明を学ばなければならないということである。言い換えれば、西洋の近代文明と科学技術の発達こそが深い苦難の中にいるモンゴル人を救い出すことができると考えたのである。彼の思想・認識あるいは世界観は、その留学中に創作した詩歌集『心の友』、散文『沙漠のわが故郷』、古今の国内外の有名人の名言録を編集した『心の光』、また帰国した後に書いた『モンゴル民族興盛の歌』、および彼が編纂した教論文集『家政興旺書』などにおいてもあまねく表現されている。

1942年春、大学を卒業した賽春嘎は故郷に戻った。帰国した彼は、最初張家口（当時の察哈爾省の行政府の所在地）に設置された偽蒙疆の徳王府で働いていた。しばらくして、錫林郭勒盟蘇尼特（ソニド）右翼旗女子学校に派遣され、その女子学校で三年間教鞭を執った。教壇に立った三年の間、賽春嘎は教学実践を通して、西洋の近代科学文化によってモンゴル民族を救い出すという自分の思想を貫こうと努めた。彼の教えている若い女性たちは、いまの主婦あるいは将来の主婦たちである。彼は自分の希望を、そういう若い女性たちへの教育に託したの

である。文献の記載および賽春嘎本人の回想によると、彼は日本留学期間で覚えた教学モデルを活用し、教育実践においては西洋文明と近代科学知識を学生たちに教えたそうである。当時、彼の講じた内容はというと、ルネサンスの功績、エジプトの興盛史、パナマ運河の起源、日本の明治維新、近代西洋列強の中国侵略などかなり幅広い領域に涉っている。とくにモンゴル民族の歴史を講じる場合、彼は最もモンゴル人の興衰の歴史を重んじた。もちろん、世界の主な国や地区の歴史などもその講義の内容であった。学校での講義の場を通して学生たちにモンゴル族の伝統的な風俗を改革すべしと主張した彼は、具体的には跪拝の廃除を主張し、鞠躬の礼を推奨した。またその間、学校の教学内容とテキストに対して、大きな改革も行なった。蘇尼特右翼旗女子学校で教えている期間に、賽春嘎は『モンゴル民族興盛の歌』（上・下）を書き、『家政興隆書』を作り、詩集『前進する白杵の声』（未出版）を創作した。

1945年、抗日戦争が終わった。その年の11月、賽春嘎はソ連軍の紹介でモンゴル人民共和国（現在のモンゴル国）に赴き、スフバートル共産党学校で勉強した。それはモンゴル人民革命党の中央党校で、そこにいる間、賽春嘎はマルクス・レーニン主義を徹底的に勉強し、それを受け入れた。それだけではなく、彼はまた社会主義制度の下で、モンゴル人民共和国の国家の勢いある発展と、人々の安穏な暮らしという現実を、自分の目で観察し、自ら体験してきた。その時から、賽春嘎の世界観が変わり、文学の創作にも根本的な変化が起こった。彼はモンゴル人民共和国で二年間勉強している間、数十首の詩歌や散文などを創作した。その時の作品はいずれも政治的な情熱が溢れ、明確な政治的立場から社会制度の優越性を謳歌し、モンゴル人民共和国における人民たちの民主・自由と幸福な生活を賛美するものが殆どであった。それと同時に、彼はまた自分の過去を反省し、階級論を用いて世界や社会、または人生を考え始め、過去の自分の誤謬と決別する意志を表したのも、いくつか書いた。詩歌の芸術性から見ても、賽春嘎の作品が風格において明らかに変化したことがわかる。これまでの婉曲的、また憂鬱、焦燥的な雰囲気と、訓諭の意を含んでいた詩風は、この時から勇壮豪放、意気高揚、勢いのある詩風に変化し、彼の詩歌の形式には革新の意が強く、詩歌の言語も気丈で清新になり、革命の現実主義と楽観主義の斬新な風貌を表現したものであった。

1947年11月、賽春嘎はモンゴル国から中国に帰国し、翌月（12月）より新たに「内モンゴル日報」新聞社に勤めることとなった。自分の過去の世界観を徹底的に切り捨てようと思った賽春嘎は、その直接的な表現として、自分の名を納・賽音朝克図と変えた。1951年、納・賽音朝克図は内モンゴル人民出版社に転職した。1953年から1955年までは、中国共産党の内モンゴル綏遠分局の宣伝部で働いた。1955年から1957年までは、内モンゴル文学聯合会の『内モンゴル文学』（1957年より『花の原野』と改名）という雑誌社に勤務し、その間編集に携わり、編集長となった。1957年より、内モンゴル文学聯合会に移り、内モンゴル文聯の副主席、中国作家協会内モンゴル分会の主席など、多くの職を担当していた。文化大革命中は、迫害を受け、1973年に上海で病逝した。享年59歳である。

二 『モンゴル民族興盛の歌』

『モンゴル民族興盛の歌』は賽春嘎の第三作品集である。上・下と二冊に分けられている。上冊には、書簡文体の散文が16篇、議論文が1編収録され、下冊は全て議論文で、7篇収録されている。上・下冊とも1944年4月の出版である。

この二冊の中には、作者賽春嘎のモンゴル民族の復興という政治理念と美しい願望が満たされていると言えよう。作者は当時のモンゴル社会に見られた社会進歩や経済発展を阻害するような思想と行為を指摘して批判し、自分の理想を実現するための一連の治略を提出している。この二冊を読めば、それがありありと読み取れるだろう。

若いころの賽春嘎は憂国青年で、将来へ希望を抱えていた民族主義者でもある。彼は察哈爾青年学校の時期に、特に日本留学の時期には、「文化科学が民族を救う」という社会改良主義思想の影響を深く受けていた。彼は当時の日本の近代文明（即ち西洋文明）をモデルに、漠南モンゴル民族の社会体制と人々の伝統的な思想を改革する構想をたて、その具体的な実行方案まで提出した。彼が提出した一連の改革構想および実行方案の中において、彼は以下のように考えていた。かつて勢いよくアジア・ヨーロッパ大陸を征服した偉大な民族が、その後の数百年に徐々に衰えて、惨めに辱められる状態に落ち込んでいる。こういう歴史を反省して分析し、問題の根源が自分たち自身の愚昧無知と惰性散漫にあることを指摘したのである。

賽春嘎は1941年11月に出版した『沙漠のわが故郷』において、「惰性の魔」にとらわれるモンゴル民族の今を嘆き、「あー！ 柳条の沙漠の故郷のモンゴル同胞たちよ、穀潰しの怠け者で、わが郷土を荒野に変えてしまい、自分たちの力によって彼（大自然を指す）にものを求めるのも知らない。自分たちの智慧を使って彼をきれいに修飾することさえ知らない」と書いている。後に出版した『モンゴル民族興盛の歌』の中では、作者の焦慮、苦痛、悲しみの心情が、一種の厳しい批判と指摘に変わったようである。「親愛なるモンゴル同胞たちよ、我々の中には、終日労働せず、遊蕩する者はいないか。労働を怠けて飲食を好むばかりの者はいないか。酒に耽ったり、アヘンに染まったり、淫行博打をしたり、人民を恐喝する者はいないか。青年を抑圧したり、老人を蔑視したりする者はいないか。旧き弊習に固執して新しき事物を厭がるならば、我々モンゴルの発展にどれほど損失をもたらすか知っているか！ 熱血の青年たちよ、我々は手を携えて、すべての方法を考え出し、上述の現象を徹底的に除去せよ」とかなり強い口調で語っている。賽春嘎にして見れば、「惰性の魔」はモンゴル人の至るところに存在し、またがん細胞のようにモンゴル人の人々を苦しめ、傷つけているのである。「惰性の魔」は、「労働を怠けて飲食を好むこと」と「坐して其の成果を享けること」を主として、酒、博打、麻薬、淫行、ないし「人民を恐喝し、青年を抑圧し、老人を蔑視し、守旧して新しいものを厭う」などの社会弊習に表現されている。そういう弊習は上層階級の高官長者、王侯貴族、文人墨客から、下層階級の一般庶民にまで、幅広く及んでおり、人々に毒害を与えているのである。弊習の害はもう長く深く浸み込み治しがたく恐れるべき程度になっているという。

今日から見れば、モンゴル民族の愚昧と時代遅れの根本的な原因が「惰性の魔」にあるという賽春嘎の観点は、多少偏りがあり、正しいとは言えないかもしれない。しかし、当時の歴史条件と社会背景など現実の状況から見れば、彼が大沙漠の奥から出て来たモンゴル族青年として、日本の近代文明を受け入れ、日本を通して西洋文明を知り、社会進化論を思想の武器に、民族のため、社会のため、自覚的に責任を背負って立ち上がったことは素晴らしい。それにモンゴル人やモンゴル人の社会をよく観察し、民族の復興および社会の繁栄を阻害する問題の根源である「惰性の魔」を鋭く指摘し、その「魔」は有害だから除去すべしと大声で呼びかけたことも素晴らしい。さらに社会の各階層の人々に共に奮起せよと呼びかけ、人々の心裏や行為からその「魔」を徹底的に除去しようと努力したのも進歩的な行動である。如上のような彼の思想や行動は肯定すべきだと思う。賽春嘎は賽春嘎時代の人間である。私たちはあまり高い思想や時代を超えた現実に適さない基準を以って、賽春嘎にモンゴル人が「惰性の魔」にとらわれた社会階級的な原因をめぐってより一層深く探求することなどを求めることは不適切だと思う。また、現在の人々の認識水準や、政治家のようなレベルでもって、20世紀40年代の社会に入ったばかりの青年を裁き量るのも不公平ではないかと言いたい。

賽春嘎は当時のモンゴル民族の愚昧と時代遅れというモンゴル社会の暗黒現象を分析して研究した。それだけではなく、彼は、さらに民族振興の明るい未来も、また理想実現のための雄大な設計図も展示してくれた。モンゴル民族を振興し、故郷の時代遅れの現状を変えようとするならば、社会改革の途を選ぶしかない、彼は思っていた。社会改革は前提である。こういう前提がなければ、なにもできないのである。民族の衰え、社会の後退、問題の鍵はこの民族自身にある。だから閉鎖的保守的な民族の心理を温存してはいけない。胸を開いて視野を拡げ、思想解放の上に、科学文化の進んだあらゆる民族や国家に教えや法を求め、自分から強くなる。すなわち、今日の言葉で言うと、「外に向かう」、「外を迎える」、「世界に向かう」、「未来に向かう」ということであろう。賽春嘎は『自然の世界と人類の世界』（下冊の第五篇の作品）の中で、「わが親愛なる同胞たちよ、開化した国家と先進民族及びその歴史をできる限り理解しよう。それを理解できれば、我々は速やかに覚醒できるだろう。我々は自ら民族の復興を考えるだろう。そうしなければ、わが民族は生存し続けることができるだろうか。わが民族の生存が続けられないかもしれない」と強く指摘している。また、『開放を以って尊きとなす』（下冊の第四篇の作品）の中では、13世紀にモンゴル民族が栄光に輝いた歴史と、19世紀の日本の明治維新を説教の具体例として挙げ、蒙元時期のモンゴル人が無類に強大になったのは、闊達な度量、世界に目を開く勇氣と知謀、他民族他国の優秀文化を学んで吸収する度胸などを、その時期のモンゴル統治者が持っていたからであったと説いている。それに、もともと遅れていた国だった日本も、明治維新の後、数十年という短い間に、素早く奮起し、世界の民族の前列に立ち並ぶようになった。その理由は日本の統治者の大胆な改革と、徹底的な開国という国策にあったのであるとも言っている。残念な事に、いままでの数百年間、特に清朝の時期

に、種々の主観的かつ客観的な原因で、モンゴル人が時代遅れとなり、モンゴル社会がだんだん衰えていった。モンゴル民族は過去に持っていた優秀なものを殆ど失ってしまっている。賽春嘎は、一民族、一国家、世界に出て行くためには、まず、他国他民族のあらゆる科学文化知識を鋭意勉強し、吸収し、それによって自民族自国を改造し立て直すべきだと考えたのである。他人の優秀な点を習得し、自分の弊習を棄てることができれば、自分の愚昧と後退を変えることができないという心配は必要だろうか。また、先進国家や民族に同化されることを恐れることも必要だろうか。他人の長所を学んで、自己の短所を補うことは、民族、国家の復興の道の根本であるとも書いている。賽春嘎は『モンゴル民族興盛の歌』の中で、数多くの実例を挙げて、科学、文化、知識が民族あるいは国家の前途や運命の改革にとって、決定的な意義あることを努めて論証してみせた。斬新な文化意識を持ち、近代科学知識を手にした人間こそ、モンゴル民族の振興という重大な社会責任を担うことができると繰り返し指摘している。

賽春嘎は問題を分析して解決策を提出する時には、終始科学的な態度と実証的な手法を貫いている。他民族・他国家から科学文化を学ぼうと呼びかけると同時に、盲目的、機械的に取り入れてはいけないとも警告している。「自分の特徴と結合し」、「昔のものを現在に役立たせ」、「他人を自分のために役立たせ」という原則とともに「土地の事情に応じて適当な方法をとる」という方法論も強調し、自民族の優秀な文化を継承するという基礎の上に人類の優秀な科学文化知識を吸収しながら自分の新しい創造を続けていこうと期待したのである。彼は『文化と生活』（下冊の第六篇の作品）という一文の中では、次のように書いている。「努力して未来を創造する。未来を創造する壮大な志と理想で蒙昧たる過去の暗い雲を吹き飛ばそう。我々は他民族の文化を吸収する時には自分の特徴と結合すべきである。さらに、我々の智慧、両手、体力で、我々の文化を創造し、また、我々の経済生活を発展させなければならない」という。自分の観点を論証するために、彼はまたモンゴル地域でよく見られる、またもつとも特徴のある寺院のことを例に挙げている。モンゴル地域の寺院はみな建築が雄偉壮麗で金色に煌いている。しかし、これらの寺院はモンゴル人の手によって造られたものではない。外来の職人や建築家たちに造ってもらったのである。自分の両手で造り上げた寺院そのものが、正に自分の寺院であり、それがモンゴル人の智慧と力の表現となり、我々も自慢できるだろうと、彼は語っている。

賽春嘎は、モンゴル人の愚昧停滞、衰弱後退の状態を分析する時には、深い愛情のこもった痛切な自己反省に重点を置き、それ故、他民族からの圧迫、清朝政府の腐敗無能、中華民国権力者の暗黒統治、大民族のショーヴィニズム（排外主義的愛国主義）など、モンゴル民族を今の境地にさせた諸々の原因については、多く論ずることはなかった。それは、他人や客観的な素因に責任を求めるつもりはなかったからであろう。彼は『沙漠のわが故郷』の中で、モンゴル社会の貧困化およびモンゴル人の愚昧無知を分析する時、ラマ僧の迷信宣伝や、現地の漢民族不良商人の欺瞞や、モンゴル貴族富者の搾取などが、いまのモンゴル人の境地を招いたのだと指摘したこともある。彼は、しばしば自己分析、自民族自身から社会問題あるいは弊害の根

源を探っていた。

賽春嘎は、多数の文章において、次のように強調して指摘している。モンゴル人は自分の未来を創造すべきである。そのためには、単一生産式の伝統的な遊牧経済形態を変えなければならない。これは根本的なことである。また、「鍬や斧、あるいは鎌、およびほかの道具を手を取って」、自分で食料を生産し、自分で衣服や装飾を造り、さらに自立した民族工業を建設せよと、呼びかけている。彼の目から見れば、当時の国際市場では激しい競争と生存闘争（第二次世界大戦も含む）が進行している。我々モンゴル民族は、いままでの伝統的な遊牧経済形態と悠然たる生産生活方式を、もし積極的また主体的に改善しなければ、もしこれからも競争せず、競争できず、続けて大自然の「恩恵」を頼りにし、「天」や「佛」の「たすけ」を期待するだけならば、我々は「籠の中の鳥のように他人に左右され」、最終的には滅亡の一途に至るはずであると講じている。

当然、賽春嘎が設計したモンゴル民族の復興の途は行き詰まるに決まっている。彼の民族復興の設計図は、ただの空中楼阁であり、絵空事である。当時の社会環境の下、当時の政治背景の下では、彼の民族復興の夢はほとんど実現できないものであった。しかし、そうだとしても、日本留学帰りの青年、社会的責任感の強いモンゴル族知識人として、まわりが暗闇ばかりの社会環境の中で、勇ましく現実に直面し、逞しく民族復興の途を探索し、西洋の先進的な科学文化でモンゴル民族を救おうとした視点を打ち出した賽春嘎のことは、当時だけではなく、今日でも肯定すべきだと思われる。これからの私たちは、伝統的な思惟方式を変え、完全主義の観念を修正しなければならない。さらに、もっと科学的、もっと現実的または公正な態度で、賽春嘎の早期作品を、全面的に深く研究する必要があると思われる。それは、本論文の出発点であり、また筆者の主要な観点でもある。

参考文献

- 烏恩奇ほか編『回憶納・賽音朝克図』（モンゴル語、上・下）内モンゴル人民出版社 2003年
 烏恩其、根東、楚魯、札札嘎爾編『納・賽音朝克図研究論文集』（モンゴル語、上・下）内モンゴル人民出版社 2000年
 賀・宝音巴図編『論納・賽音朝克図』（モンゴル語）内モンゴル人民出版社 1986年
 建磊、特・莫爾根畢力格著『納・賽音朝克図評伝』（モンゴル語）遠方出版社 2008年
 拉給蘇榮、其布爾哈斯著『賽春嘎研究』（モンゴル語）内モンゴル文化出版社 2003年
 納欽著『納・賽音朝克図研究——人類学民俗学視野中的作家新聞記与研究詞典』（モンゴル語）民族出版社 2011年
 栄蘇赫、趙永銑など編『モンゴル族文学史』第4巻 内モンゴル人民出版社 2000年
 色・烏力吉巴図、薩仁其木格著『納・賽音朝克図年譜』（モンゴル語）内モンゴル人民出版社 2004年
 色・桑布、呼群編『賽春阿』（モンゴル語）内モンゴル人民出版社 1987年
 蘇尤格編『モンゴル族文学史』（現代モンゴル語）遼寧民族出版社 1995年

岡崎嘉平太の中国観

周 頌 倫

(林 嵐 訳, ソロンガ 改訳)

岡崎嘉平太(1897-1989)は、92年にわたる長い人生の中で、今日の人々に銘記されるような功績をあげた。端的に言えば、かつて外交界及び財界で活躍し、そこで達成した業績とともに、彼の中日関係で成し遂げた貢献にわれわれは大きな尊敬の念を奉げたい。彼と彼の同志たちによって開かれた中日関係の良い局面は、今日の右傾化した政治に呑み込まれ、失われつつあるが、両国関係のために捧げられた岡崎の誠心を追憶して、痛惜の思いを抱きながらも、中日関係を正常な軌道に回帰させるべく信念と力を再び培うようにしなければならない。千仞の山も小さな手柄の積み重ねである。岡崎がわれわれに残してくれた精神遺産は、彼の「信はたて糸、愛は横糸、織り合わせ人の世を美しく」という言葉に現れていると思う。われわれが当面すべき局面は多岐で複雑なものである。しかし、思考をいったん問題の原点に戻せば、目前に現れてくる状況はまた明晰で簡単になる。相互信頼、相互敬愛、また相互に相手の身になって(相手の身になって考える——人間の最高で最低限のモラル)考えることができれば、あらゆる第三者、第四者の関与などは、信頼と敬愛の前に足を止めるしかないであろう。

—

1962年から1983年まで、岡崎の公的な場所での中国問題また中日関係をめぐる講演は、計83回もあった。1962年、岡崎は高橋達之助に伴って、中日貿易会談のため中国を訪れて、中日貿易協議会の顧問を担当していた。同じ年に、また中日LT貿易代表団の団長として来て、周恩来総理及びその下役たちと会談した。1989年5月まで、岡崎の中国訪問は100回にも及んだ。岡崎は、貿易・航空・文化・医学・農業・技術交流と青年の交流などの分野で、前後数十回も各種の協会の会長や代表の職務を務めてきており、中日両国に関わる協力と交流や、日本の中国に対する支援事業などのために、大きな努力を尽くしてくれた。岡崎は周恩来総理、鄧小平総理、趙紫陽総理、李鵬総理と数回も会談したが、まさしく岡崎はその生命力のすべてを中日関係の諸事業に捧げたのだと言っても過言ではない。

よく考えてみれば、前世紀から中日友好事業に従事した日本の方々は、殆ど中日戦争を経験している。岡崎も、戦時中に海外駐在の団体に勤めた経歴があるが、戦後には公職を失い、監獄にも入れられた。しかし、その自伝や、学者たちの研究を見れば、戦時中であっても、岡崎

は日本の侵略戦争に対して、自分なりの見方、考え方があったようである。

岡崎の考えでは、明治時代の日本の軍隊には、まだ多少武士道の名残りがあったものの、大正昭和時代に入ると、日本の職業軍人は一時、ナチスドイツを倣って、謀略先行の戦術戦争を行うようになったという。確かにその通りである。例えば、張作霖を爆死させた事件から真珠湾襲撃事件まで、みな謀略による事件であり、また意図的に輿論をも騙した。軍は当時の中日関係をどん底へ押しやったのである。石原莞爾らが「9・18」事件を謀略したこと、男を装ったスパイ川島芳子が上海で日本僧侶を襲い、日僑と中国人との衝突を画策したこと、みなそうであった。さらに松岡洋祐は日本の国際連盟から脱退及びドイツと同盟したことのすべてを策略した。

それらとほぼ同時期に、河上肇、山田盛太郎、平野義太郎、瀧川幸辰などの学説、及び美濃部達吉の「天皇機関説」は、「国体明徴」の理論の下で封殺された。戦争を起すことによって国家を制御しようとした軍部は、財界の腐敗、政党の墮落を口実に、軍隊だけが国体の純正を守ることができると言い張り、終に「二・二六」事件をきっかけに「昭和維新」を断行した。この「維新」が、日本を民生や国計を顧みない戦争に走らせ、日本全国に「轟く軍靴の音」を響き渡らせた。

当時、世界の人口は20億であった。その中の10億はアジアに住んでいた。アジア国家の中では、日本の人口6千万、中国の人口4億、タイの人口2千万だったという。当時のアジアにおいて、主権ある国は日本だけであったといわれている。中国とタイは国家としての自己管理をかりうじて維持していただいだけである。ところが、日本が全面的に中国を侵略する戦争、ないしアジアを侵略する戦争を発動してから、本来、10億の人口中の5億ほどが自主権を持っていたアジアは、日本の侵略戦争によって、6千万だけの人口が自主権を持つという状況になった。

岡崎嘉平太は次のように言ったことがある。「1915年、日本が中国に『二十一か条』を突きつけた時、ある有識者は、『日本は利益を獲得するが、却って4億人民の信頼を失ってしまう』と述べたが、この話はまことに私たちの心に訴えかけてくる」と。1915年に至るまで、中日両国の間では、甲午（日清）戦争があった。その時、中国には日本を学ぼうと、維新して自分も強くなろうと言い出した中国人も少なくなかった。ところが、1915年以後、日本は西洋の列強よりひどく中国を略奪し、強引に中国を貪る「二十一か条」を中国政府に押し付けたのである。中日関係の全面的な悪化はこの時からである。「二十一か条」の悪は、上に引用した岡崎の言葉からも覗かれると思う。

以上の引用はそのまま岡崎の中日戦争観として捉えられよう。1945年日本敗戦の直前、岡崎はまだ日本駐中華民国大使館の参事官であった。当時、日本大使館で働く中国人の職員たちは、民国政府の命令でほとんど辞職して大使館から出てしまっていた。ただ、岡崎の運転手だけが辞職しようとせず、警告を受けても、彼は岡崎に「先生のために続けて運転したい。ずっ

と先生が帰国する時まで」と言った。たぶん平素ずっと貫いていた彼の「小さな親切感」（岡崎の言葉）が、この普通の中国人に温かさを感じさせたのであろう。われわれが思うに、岡崎が戦争の本質に対して、極めて深刻な認識を持っていたからこそ、戦時中に「小さな親切感」を持つことができ、戦後に中日両国の関係を改善するために「不遺余力（一生懸命頑張ること）」ができたのだと言ってもいいであろう。1988年の春、岡崎は中国の有名な古都である洛陽市から「名誉市民」の称号を与えられた。感激の余りに、先生は「前事不忘，後事之師」と揮毫した。彼の人生における中日両国の歴史への思いと反省を凝縮した文字であると思われる。

二

上海の日本大使館の参事官であった時期に、ある日、岡崎は『三国演義』の全巻を、誕生日のプレゼントとして長男の岡崎彬に贈った。数日後、岡崎はその『三国演義』を紐解き、低い声で中の一首の詩を吟誦しはじめた。それは曹植の『七歩詩』であった。「この詩の意味が分かるか。いま、豆は中国人で、日本人は莢を燃やすようなことをやっている。君には分かかってほしい。」豆莢が豆を燃やすという言葉の寓意は幼い岡崎彬の脳裏に深く刻印されたという。

「本来は同根の生まれ」とは、歴史的な証拠があると思われる。現代の国際政治がどうなっていくかを、全く予測できなかっただろう数百万年の昔には、日本列島と大陸とは、陸地が接続していたかもしれないのである。現在の小動物の自由移動のように、遠い昔の人々は、自由に行ったり来たりしていたと推測される。「アジアは一つである」。例えば、文明社会・帰化人・青銅器・律令制・漢字と儒教倫理、また中国の門客制と日本の武士道、両国の間には、相似し相同する素因は枚挙に暇がない。『史記』など中国の古典史籍には、沢山の日本に関する記述がある。また、京都日本文化研究センターの研究によると、流行病の病原菌、人間の遺伝子（DNA）、犬や猫の流行病ないしノミ・ネズミが携帯する病原菌などから見ても、中日の間には、あいつながり相承する因縁が見つけれられるようである。故に、日本民族の起源については、今でも学界における衰えない話題となっている。

ところで、同根の生まれである以上、豆莢の日本はどのように自分を燃やして豆の中国を煎じたのであろう。この問題の原点から出発すると、われわれは、次のことを発見する。即ち、中華世界が東アジアのために提供していた公共財が、次々とラテン文字と所謂「自由貿易」及び西洋精神に取り替えられるようになった時、なお老帝国の夢に耽溺している中国に対して、日本は19世紀の初期から、失望、蔑視の後、脱亜入欧を決心して転換し、西洋社会の急功近利的、世俗的な進化論を法則として奉じるようになり、甲午戦争、日露戦争、9・18太平洋戦争と、戦争の渦の中に没入し続け、アメリカ軍が広島、長崎に原子爆弾を投下して、無数の生命がキノコ雲の下で亡くなったのである。そこまで、豆が苦しく焼かれ、豆莢は燃え灰となってしまう。このような歴史上の教訓は、忘れ去るべきではないと思う。

原子爆弾を投下したアメリカは、所謂戦後の改革において、日本を東アジアの門番として利

用しようとし、または日本がいつか裏切りをするのではないかと警戒して、日本を半永久的なアメリカ依存の関係につなぎとめたのである。こういう関係によってもたらされている苦痛を、日本は切々と体験してきたと思う。アメリカの東アジア戦略に関して、岡崎は最もその本質を見抜いていたと言えよう。例えば朝鮮戦争の場合、戦争の両方とも向こうが戦端を開いたと互いに非難し合い、責任をなすり合って、二つに分割された国の痛みを押し隠してしまっていた。岡崎はアメリカの学者に、朝鮮戦争の本当の発動者は誰であったのか、アメリカ側はどう判断したのかといったような問題を質問したらしい。しかし、誰も明確な回答を出来なかった。朝鮮戦争の発動者はアメリカだと答える人はいないが、朝鮮だと断定する人もいない。その中で中国問題の専門家は次のように答えたそうである。「朝鮮戦争が爆発した時は、アメリカが共産党の中国を認めようとしていた時であり、そうすると、戦争を発動する理由など中国側にはなかった。だから、アメリカが中国を認めることによって不利益を被る側が戦争を起こしたと考えるのが、むしろ妥当であろう」と。この回答の中には何らかの暗示があると読み取れる。第二次世界大戦が終わった後、アメリカは幅広く東アジアの事業に介入しはじめた。大陸から離れた台湾、二つに分割された朝鮮、占領されてアメリカと半依存関係の日本、アメリカの介入した国家と地域はみな有事の状態に陥っていたのではなからうか。

1970年8月、岡崎は雑誌『月刊エコノミスト』に次のように書いている。「日米協力関係による戦後の日本の復興発展はめざましいが、戦前と同じように、それでアジアの中でいばるといようなことになっては、それは虎の威を借る狐にすぎず、いつの日か失敗することになる。歴史の流れに沿うというのはアジアのことはアジアでまず処理をすること、アジアの文明が進歩することに好意を寄せてくれるアジア外の人の援助が必要なときは求めること、できるだけ自力でやってアジアのなかに紛争をおこさせない。そういう考えがなければいけない。」と、誰でも読んだら深く考えずにはいられないであろう。

三

岡崎の思想の深い所には、日本の将来への憂いが詰まっていた。当時、21世紀は日本の世紀になるだろうと言い始めた西洋の学者もいた。また、前世紀70年代から80年代において、岡崎の目に映った中国の印象はというと、依然として経済的には豊かではなく、法治においてはまだ不完備であり、教育も発達していないというものであった。しかし、彼は20年後には、中国はきっと大国になるに違いない、中国はきっとソ連を越えて、アメリカに追いつこうとすると考えた。そういう時になって、日本民族と中国民族の間に、まだ深い不信感が残っているならば、たぶん日本にとっては不利であろう。中国と日本は国交の正常化を実現したものの、中日両国関係は富士登山のように、かりに七合目、八合目に到着したとしても、まだ十分とは言えない。必ず、頂上に登らなければならない。頂上に登ったら、あらゆる不信感を脚の下に踏み潰そう、と。

脱亜入欧の遺風は、頂上までの途を阻害するかもしれない。明治の初期に、福沢諭吉は「脱亜論」を提出した。それまで長く中国に学んできた日本は、この時から、中国の文物と儒学を傍らに置いて、西洋とアメリカに追いつこう、越えようと命がけて勉強した。中国蔑視から、中国侵略まで、すべてが脱亜入欧が招いた結果ではなかろうか。日本は長く交流してきた隣国を植民地にし、隣国の時代遅れと未覚醒をいいチャンスとばかりに利用して、大東亜共栄圏という自分の夢を構想した。第二次世界大戦の後、「入欧」を「入米」に変えた日本は、未だにアジアには戻っていない。遠交近攻という態勢はずっと見え隠れしながら続いていると思う。

近代のアジアでは、日本という国家だけが、植民地となる運命から免れることができた。それだけではなく、欧米列強と肩を並べるほどの大国にもなり、第二次世界大戦の発動国にもなった。当時のアジアでは、金箔の貼り付けられた別荘が一軒だけ、見渡す限り貧乏長屋だらけの町に建っているようであったと喩えられようか。

いまのアジアでは、状況が大きく変わっている。むかし長屋に住んでいた貧乏人たちは自分の別荘を建てはじめている。日本が脱亜入欧の思想を抱えたまま変化しようとしなかったならば、かならず、隣国との関係に影響し、自分の力も落ちていくであろう。岡崎の考えでは、新興国家、特に中国が急速に成長している時に、もし日本が、まだ隣国との対処方をどうしても変えなかったならば、きつと極めて厳しい局面に出遭い、極めて深刻な圧力を受け入れざるを得なくなるであろう。このように、岡崎はいつも日本の進路のために未来を設計していたのである。これからより順調な発展を遂げるために、日本は脱亜入欧という陳腐な考え方を棄てるべきである。

四

一言断っておきたいのは、岡崎の中日関係や歴史問題や脱亜入欧に対する見方は一般のものとは異なるものであったということである。岡崎が活躍していた時代は、現在の中日関係の時代とは、大きく異なっていた。しかし、世の中が変化したからといって、岡崎の思想の根本はこれからも継承されていくべきだと思う。中日両国は隣国である。中国はもともと日本が学ぶべきモデルであったが、その後日本に侵略された。戦争の悪果に関して、両国の間ではまだ詳細に整理されたことはない。中国は社会主義国家となる一方、日本は脱亜入欧思想の延長線において日米安保同盟を基本的な保障と視ている。岡崎はかつて中国が現代化という大きな成果を成し遂げることを予見した。予見した上で、中日の友好睦隣関係の維持をあらゆる素因を越えた前提条件と考えていた。これこそが日本のあるべき根本であると、岡崎が言いたかったのではなかろうか。

だから、今日において、岡崎の中国観を分析することは最も重要なことだと思われる。岡崎が岡山第一高校で勉強していた時から、中国の留学生たちと交流しはじめていた。その時は、ちょうど大隈内閣が中国に対して、「二十一か条」を提出した時期でもある。中国留学生たち

の強烈的な反日感情は、岡崎青年に深い印象を与えた。留学生のリーダー龔徳柏は失望して、やむを得ず岡崎青年とキャンパスで別れを告げた。この龔徳柏という人は、後、蒋介石の「以德報怨」という案の起草人でもある。「二十一か条」と「以德報怨」との強烈的な差異が、岡崎に大きなショックを与えたはずである。彼は著書である『日本の運命』の中で、蒋介石に対して次のように説いている。「将来の国家を建設する時には、日本の援助が必要となる。ただ、日本の軍閥を排除する必要があるが、日中両国が平和につき合うことは中国にとって有利なことである」と。

戦時中、岡崎青年は日本軍部の行為に強烈的な反対の態度を持っていた。1939年、彼は日本銀行の駐在員として中国に派遣された。その後、上海、北京で日本領事館の参事をしていた。それに中日合資華興商業銀行の創立者、または大東亜省の官僚として、彼は誠実な心を以って中国の人々と付き合っていた。そのため、軍部が作った暗殺リスト273人の中、岡崎は第1位に指名されていた。1962年秋、岡崎は初めて新中国を訪問し、杭州・上海・北京と華北を訪れた。彼は「治山治水の国家」を見てきた。古代からの「治水」、而して「治天下」を彷彿とさせながら、岡崎は中国のこの伝統から共産党の中国の輝かしい未来を連想した。また岡崎は、台湾を含めた中国の全国土に言及する時には、私は中国という呼称を使うというような発言もした。60、70年代の中国は、大きな困難から甦り、ようやく呼吸を回復しているような状態で、人々を満足させるようなところではなかった。ところが、岡崎は、如何に中国を理解するかは、中国と交流するために何よりも重要な課題であると提案した。1840年アヘン戦争以来、英国及びヨーロッパ列強、帝国ロシアは、われさきにと中国を侵略し、中国を圧迫してきた。中国の近代史は、圧迫被害と侵略反対の歴史だったと言えよう。中国は遅れて発展した国である。中国の文化大革命のさなかにあっても、岡崎が偏見を持たず理解を貫徹し、公平公正に中国を見ることができたのは、彼の中国観の確立という主張の基本的な前提があったからであると思われる。

中国は酷く日本に侵略された。岡崎がまだ小学生の時に、日韓合併の事件が起こった。その時、日本が韓国をほうっておいていたら、きっとロシアに占領された。そうなったら、日本は脅かされ、日本の安全が危くなると教えられた。ところが、9・18事件の時となると、岡崎は、もう社会人になっていた。その時の岡崎は、すでに中国の歴史や国際環境をめぐる真実を理解していて、中国が貧困に喘いでいる原因は外国からの圧迫の下で、中国の進歩が抑制されているからだということを知っていた。本来ならば、中国を含めたアジア全土の、欧米列強の圧迫からの解放のために、アジアの唯一の独立国家である日本は、力を貸し援けるべきであり、それこそが日本の責任だと思われたのであるが、しかし、それどころか、現実の日本は却って井戸に石を落として、9・18事件を引き起こし、敗戦まで侵略の戦火を「拡大」し続けたのである。アジア人自らがアジア人を圧迫し侮辱する主役となったのである。

岡崎は中国の歴史を好み、中国文化を熟知していた人間である。ところが、彼の中国観を構

成した根底には、中国が侵略されたことと、日本がかつて中国を侵略したことに関わる強い記憶と誠実な反省があると思われる。彼は日本人にまず相手の身になるべきだと誡めた。相手の身になって、相手のために問題を解決することは、日本人の中国を正確に理解するための前提であり、中日が手と手を携えて共同で現代文化を創り出すこと的前提でもある。岡崎はこういう前提を基礎に据えて、真摯な願望と歴史を反省する誠意の上に立って中日の国交回復のために巨大な貢献をしたのである。

中日両国において、戦争を経験した人、侵略についての反省を体験した人、侵略被害を体験した人は、少なくなる一方である。われわれは中日友好のために心を尽くし、力を尽くした人々の貢献を重要視することによって、両国の民間交流を推進し、両国が正常な隣国との交わりに再び回帰するための、新しい基礎を植え育てることができよう。

古代チベット語文書に見られる戦国説話

大西啓司・九嶋利宏・赤羽奈津子

はじめに

唐朝（618～907年）の中央アジア支配時代が755年より始まる安史の乱により終焉し、代わって中央アジアに勢力を伸ばしたのが古代チベット王国（吐蕃，7世紀初～9世紀中頃）である。古代チベット王国の支配は，河西回廊諸都市～タリム盆地南側諸都市にまで及び（【参考資料】を参照），その支配は，9世紀半ばに古代チベット王国が滅亡するまでのあいだ維持された。

古代チベット王国の支配は，支配下の各都市の社会や文化に大きな影響を与え，古代チベット王国滅亡後もその旧領域内では，古代チベット語が国際共通語（lingua franca）としてのみならず，私的コミュニケーションの手段としても使用され続けたのである。

古代チベット支配下にあった諸都市の中で，その内実をより詳細に知ることが出来るのは，敦煌である。敦煌莫高窟第17窟より発見された敦煌文書は，文書の完存率がとても高く，内容も古代チベット王国中央政府の公文書など様々な種類のものが見られる。

古代チベット王国支配下の敦煌など諸地域に於いては，古代チベット王国と近隣地域との間に文化の交流が行われ，その文化交流の結果として，漢籍文献が古代チベット語へと翻訳された。古代チベットの王統を記す『王統記』¹⁾には，『史記』巻76 平原君伝からの翻案が見られ（Takeuchi Tsuguhito 1985），『書経』などの古代チベット語訳も敦煌文書中から発見されている（Imaeda Yoshiro 1979；馬明達1984；今枝由郎1985）。

そうした漢籍文献から古代チベット語に翻訳された文献の一つとして，Pelliot tibétain 1291 文書（以下，P.T.1291とする）があげられる。この文書は，フランスのポール・ペリオ（1878～1945年）によって敦煌莫高窟第17窟より発見され，パリのフランス国立図書館（Bibliothèque Nationale de France）に将来されている。現在では，写真版がChoix II (pl. 604～607) にて公開されており，閲覧するのが容易となっている。

P.T.1291は，全4つの断片からなっており，書体，綴り字などの言語学的な特徴から，古代

1) 敦煌莫高窟第17窟より発見。古代チベット王国統一（7世紀）以前の時代～ティソンデツェン王時代（755頃～797年）までのことが古代チベット語によって物語的に記されている。『王統記』については，Bacot, J., Thomas, F. W. et Toussaint, Ch. (1940)を参照。

チベット王国期～帰義軍節度使時代（9世紀半ば～11世紀）に作成された文書であることが分かる。P.T.1291に関する先行研究としては、次のようなものがあげられる。

まず、Lalou, Marcell (1961) は P.T.1291 を『『尚書(書経)』の翻案』とした。Imaeda (1980) はこの文献の概要を紹介したうえで、ローマナイズド・テキスト、フランス語訳を提示している。今枝 (1985) に於いても P.T.1291 の概略を紹介し、古代チベット王国に於ける文化受容に関して述べている。そして、Imaeda (1980)、今枝 (1985) は、この文献を『『戦国策』の古代チベット語への翻訳』であると結論した。しかし一方で、馬 (1984) は、今枝の説には言及せず、P.T.1291 を『春秋後語』の翻訳と結論している。現状、中国ではこの『春秋後語』説が主流となっている。また、岩尾一史 (2010b) でも、この説を踏襲し、『春秋後語』の訳として紹介されている。

このように、これまでは P.T.1291 の漢籍原典は何かということが先行研究の議論の中心となってきた。しかし、先行研究に於いては、『戦国策』、『春秋後語』などの漢籍原典と P.T.1291 が厳密に比較検討されておらず、漢籍原典に於ける漢語の古代チベット語への翻訳の仕方、古代チベット語の術語に見られる当時のチベット人たちの漢籍受容のあり方などについても深く検討されていない。故に、本稿ではそれらの点について検討したい。

I 『戦国策』解題

『戦国策』とは、現在の中国戦国時代史研究に於いて、『史記』と並ぶ重要な基本史料の1つである。その一方で、『戦国策』劉向序録に於いて、

所校中戦国策書、中書餘卷、錯亂相糅莠。又有國別者八篇、少不足。臣向因國別者、略以時次之、分別不以序者以相補、除復重、得三十三篇。(中略) 中書本號、或曰國策、或曰國事、或曰短長、或曰事語、或曰長書、或曰脩書。

と述べられているように、『戦国策』は前漢末に劉向が、宮中秘府の蔵書である中書及び国別に分類された8篇の書物を整理し、国別8篇を中書で補うことによって、編纂した全33篇の戦国故事説話集である。そして、伝世の過程に於いて、後漢の高誘の注が付せられたが、宋代に至るまでに部分的に本文共々散逸が起ることとなる。

その結果、北宋の曾鞏が残余部分を他の書物より補い校定し、33巻本として復元を行った。更に、この曾鞏復元本に依拠して南宋の姚宏によって校定され、続注が加えられ『姚宏本』(『姚本』)が編纂され、現在では清の黄丕烈が刊行した版本が伝世している。一方、姚宏と同時期に鮑彪は、『曾鞏本』の編次を改め、独自の注を加えた『鮑彪本』(『鮑本』)を編纂する。これを補正したものが、元の呉師道『戦国策校注』10巻であり、四部叢刊はこの鮑注呉校本の元刊本影印を収めている。

このように、現行本『戦国策』には版本として2系統の本が伝わっている。これら2系統の版本の内、『姚本』は元来のように33巻本、『鮑本』は10巻本として再編されている点や、『姚

本』の復元過程が明らかであるのに対して、『鮑本』はその原本が不明である等の点から、『姚本』がより元来の『戦国策』の原型を留めていると考えられるが、藤田勝久（1997）は、2系統の版本は基本的な構文・字句の相違は少なく、編集に関しては姚本の方に国別・年代の混乱が見られることを指摘する²⁾。

このように、現行本の『戦国策』は歴史経過とともに、前漢末に劉向によって編纂された当時のものとは、変化してしまっている。その為、現行本がどの程度原型を留めているかについては、長らく不明確であり、現在も十分には解明されてはいない。現在は、黄丕烈刊行の『姚本』を底本とし、注に鮑注呉校本を用いた『戦国策』33巻本（上海古籍出版社、1998年）がテキストとして用いられる。

その一方で、1973年には湖南省長沙市の馬王堆三号漢墓から、戦国時代の故事が記された帛書が出土している。この帛書はその後、帛書『戦国縦横家書』と呼ばれ、その全体の約60%が新発見の逸文であったことから、従来の戦国史資料を補うものとして、研究に用いられているように、中国古代史研究に於ける出土文字資料による文献資料の補完・修正という作業は、必要不可欠なものである。

しかしながら、このような戦国故事に関連する出土文字資料の発掘例は、必ずしも多いわけではない。敦煌出土の『春秋後語』唐代写本も、『戦国策』と共通する予讓や「虎の威を借る狐」の説話が収録されている。これは、晋の孔衍が『戦国策』と『史記』とを参照して編纂したものであるが、刊本は現存しておらず、研究に用いる際には注意が必要となる。

II P.T.1291 ローマナイズド・テキスト訳注

古代チベット語部分ローマナイズド・テキストは、Choix II (pl. 604~607) の写真版に基づき大西が作成した。その際には、Imaeda（1980）に掲載されるローマナイズド・テキストも参照した。訳語の中で意味不詳な部分は、原典のローマ字表記のままとした。そして、各説話の末尾には『戦国策』に於ける該当部分の訳文を付した。

凡例

- ・「---」は欠落部分
- ・Iは逆向きの gi gu を示す。
- ・イタリック部分は読みが不確実な部分を示す。
- ・[] 内は復元した部分を示す。
- ・〔 〕内は大西が補足した部分を示す。

2) 『戦国策』のテキスト問題等については、藤田（1997）第1編「戦国史資料の基礎的研究」第6章「『戦国策』の性格に関する一試論」や、秋山陽一郎（2004a；2004b）等に詳細に述べられているため、参照のこと。

1] Choix II (Pl. 604, pièce 1)

【frag. 1, ll. 1~8】

(1.1) /rgyal po sye wang nong nas// sras e he wang rgyal por zhugs pa// --- /e he wang rgyal por zhugs nas// blon ---

sye vang 王が亡くなって、ご子息の e he wang 王が王位に就いた。--- e he wang が王位に就いて、大臣 ---

(1.2) --- d su bskos te// thugs rab tu ce ste gnang ba las// gtsug [la]g can hye ches then su la smras pa//khyod blo ---

--- に任命した。〔彼の〕御心はとて大きく (thugs rab tu ce ste), 〔寵愛を?〕賜っていた (gnang ba)^①。gtsug lag can^②の恵子 (hye che) は田需 (then su) に〔次のように〕言った。「あなたは心 ---

【語註】

① gnang ba las 〔寵愛を?〕賜っていた

Imaeda (1980, 56) では「彼は王の信頼を得ていた (il était en faveur (?gnang ba) [auprès du roi].)」と訳している。「gnang」は「与える、する」の敬語形。ここでは「〔寵愛を〕賜っていた」と解釈するべきであろう。これについては後述。

② gtsug lag can

『戦国策』原典諸本には、「gtsug lag can」に対応する語句は確認出来ない。他の史料から補った可能性もある。「gtsug lag」あるいは「gtsug」は古代チベットに於いて信仰の対象となっていたものを指す (Macdonald, A. 1971)。ここでは「gtsug lag」を持つ人、gtsug lag のある人」という表現がなされている。これについては後述する。

(1.3) --- la yang/ zhe sa'I tshul tu 'tshol cig// yong dper bgyi na ma gal gyi shlng lta bu bsnyal na yang skye ste// bskye ---

--- にも敬意を持った態度をとりなさい。〔それは〕例えるならば、柳の木を倒しても〔柳が〕生えて、生え ---

(1.4) --- gcig gls phyung na myl skye bar 'gyur// myl bcu zhig ma gal gyi shing skyed du bcug pa las// myi gcig gis rtsa ton ---

一人が〔根を〕抜いたならば〔柳は〕生えなくなる。10人に柳の木を植えさせて、一人が根 ---

(1.5) --- myi skye bar 'gyur te// myi bcus mkhar lan byas te ma gal gyl shing skye sla ba bskyed bskyed pa las// myi gcig gis *phyun[g]* ---

--- 生えなくなって、10人が一生懸命に〔木を〕植えて？ (mkhar lan byas)^①、生えやすい柳の木を植えても、1人の人が抜く ---

【語註】

① mkhar lan byas 一生懸命にして

意味不詳部分。Imaeda (1980, 56) では「10人の人が一生懸命、それ〔=木〕を植えても (tandis que dix hommes s'appliquent (? mkhar lan byas te) à les planter)」と訳している。

(1.6) --- *ci'I lan zhe na// yong 'jugs shIng skyed pa ni dka'// gzhIg cing dral ba nI sla zhes bgyi ba lags te// khyod bsgos* ---

--- 何故かと言うならば、〔木を〕植えることは難しいけれども、破壊して引き抜くことは容易であるからです。あなたは命じられて ---

(1.7) --- *n par chud la/ rgyal po'I gngang chen tu gyurd gyang khyod la myi dga' zhIng blon po las dbyung zhes zer ba mang//bas//*

--- 王の寵愛 (rgyal po'I gngang chen)^①が大きくなったといっても、あなたを好まず、大臣〔の位〕から追い出したい^②と言う者が多いのであれば、

【語註】

① rgyal po'I gngang chen 王の寵愛

ここでは「gngang」が名詞として使用されている。OTDO³⁾(2014年2月20日訪問)で他の古代チベット語史料を確認する限り、「gngang」が名詞として使用されている例は見出すことが出来ない。

② '[d?]byung 追い出す

この部分を“byung”と読むか“dbyung”と読むかが問題となる。“byung”は「生じる、獲得する」という意味であり、文脈上“dbyung”「追い出す、取り除く」と解釈すべきであろう。

(1.8) --- *srid myi brtan la g-yang za'o// de las blon po tshul zung cig// //*

--- 権威 (srid) は堅固なものではなく、危険があります。そうであるので、大臣よ、節度を保ちなさい (tshul zun chig)。

3) 古代チベット語文献のローマナイズド・テキストを電子化し、検索出来るようにしたもの。

田需貴於魏王

訳文

田需は魏王（襄王／哀王）に尊ばれていた。恵子（恵施）は次のように述べた。「あなたは是非とも王の側近と親しくなさい。かの楊というのは、横たえて植えても根付き、逆さまに植えても根付き、折って植えても根付きます。しかし、もし10人に楊を植えさせても、1人にそれを抜かさせたら、根付く楊は無いでしょう。それだから10人の人間に、根付きやすいものを植えさせたにもかかわらず、1人に勝てないのは、どうしてでしょうか。それは植えることが難しくとも抜くのが簡単であるからです。今あなたは自ら王に自身を植えておられますが、あなたを取り除きたい者が多ければ、あなたはきっと危うくなるでしょう。」⁴⁾

2

【frag. 1, ll.9~23】

(l.9) rgyal po i wang nongs nas// sras ce'u wang rgyal por zhugs te/ lo bcu dgu lon nas
ce'u wang nongs te// sras -l ---

i wang 王が亡くなって、そのご子息 ce'u wang 王が王位に就いて、19年が経って ce'u wang が亡くなって、そのご子息 ---

(l.10) [rgyal]sar zhugs pa'i ring la// jIn gyI dmag gls 'gu'i mkhar hwa yang --- s/ 'gu'I ---
mang lon yang ---

王位に就いた、〔その〕御世に、秦の軍が魏の hwa yang 城も --- 魏の ---

(l.11) --- bsnyangs nas// blon po dwan kwan dang/ jI cong gnyis chIn yul du pho nyar
btang ste// jIn dang mjal dum du gsold ---

--- bsnyangs して大臣の dvan kvan と jI cong の二人^①を秦国に使者として派遣して、
秦と和平の協議 (mjal dum) を行いに ---

【語註】

① blon po dwan kwan dang/ ji cong gnyis 大臣の dvan kvan と ji cong の二人

『戦国策』原典によると、この部分は「段干崇」という一人の人名とされているが、

4) 以下、漢文原典を注に於いて提示する際は、全て『戦国策』（上海古籍出版社 1984年）を底本とした。

田需貴於魏王。恵子曰「子必善左右。今夫楊、横樹之則生、倒樹之則生、折而樹之又生。然使十人樹楊、一人拔之、則無生楊矣。故以十人之衆、樹易生之物、然而不勝一人者、何也。樹之難而去之易也。今子雖自樹於王、而欲去子者衆、則子必危矣。」

古代チベット語訳では2人と考えられている。

- (I.12) --- u tes bka' gros gsold pa// da ltar pho nyar mchi ra gsol ba / dwan kvan nI ngo
'tshal yig tsang 'tshal// chIn gyi rgyal
--- 蘇代が〔王に〕諫言申し上げた。「今、使者におるものを申し上げるならば、dwan
kvan は ngo 'tshal 文書を求めている。秦の王
- (I.13) --- yul sa 'dod pas// pho nyar 'gu'i sa yul chin la phul na mjal dum du yang rung
la// pho nya'i ngo 'phral yig ---
--- 地を欲しがっているので、使者として魏の地を秦に献上するならば、協議にも良く、
使者の ngo 'phral ---
- (I.14) --- ba (o)b mad na// 'gu'I yul sa ma zad gyI bar du mjal myI 'dum mo// yong nI yul
sa jin la phul te mjal dum du gsol ba ---
--- ba (o)b mad ならば、魏の国土までの間に和平の協議は成立しない。または、国土
を秦に献上して和平の協議をすることは、 ---
- (I.15) dper bgyi na shIng skam pang par thogs te// mye shor pa'I ra mda' bgyI ba dang
'dra ste//shIng ma zad gyI bar du mye myi sod do// 'gu'I
例えて言うならば、乾いた木を pang pa に抱えて、火を消す助けをすることと同じで、
木の間には火は消えない？ 魏の
- (I.16) --- las bcad de// chIn la phul nas mjal dum du gsol ba nI/ chIn nI phyir shing bdo
la dard da/ shing thogs te mye shor ba ---
--- 秦に〔土地を〕献上して協議なさることは、秦の再び勢いを増すことになる？ 木
をかかえて火を消す ---
- (I.17) --- bgyi ba nI/ mye mched par 'gyur ba dang 'dra'o// rgyal po an li wang gi zhal
nas khyod gyis gros gsold pa yang ---
--- することは、火を盛んにすることと同じです」と。an li wang 王が仰るには、「汝が
申すことも ---
- (I.18) --- n na/ jIn la yul sa 'bul bar gros gyang chad// pho nya yang lam du da 'jug pas
bshol du myI rung ngo// blon po ---

--- ならば、秦の国に地を献上することはもう決まっている。使者も既に道中にあるので、延期することは出来ない」と。大臣 ---

(1.19) --- [gsold pa// rgyal po'l zhal snga nas srIn bya ma gzIgs pa lta---/ yong srIn bya nI zas shIg rnyed dam zas gyil glags g ---

--- 申し上げた「王は陸博をお忘れなきよう ---。又た、陸博とは食べ物を得るか、食べる機会を ---

(1.20) --- [gzha]n gyIs nyI dprog cing gnas bde bar mchi na nI gdod za 'tshal// gnas myI bde slan cad zas rnyed gyang myi 'tshal te//--- ---[gzha]n gyis nyi dprog

--- 状況が好ましいならば、すぐさま食べるでしょう。状況が好ましくないならば、食べ物を見つけても食べないでしょう。

(1.21) --- [zha] snga nas dgongs pa// jin yul du pho nyar gtong ba gros *chad* pas bshol du myI rung zhes gsol ba ga la gda'//zha snga nas ---

--- 王は「秦国に使者を派遣することは既に決まっているので、延期することは出来ない」と仰りましたが、その理由はどこにあるのでしょうか？ 王は ---

(1.22) dgongs pa// srin bya tsam yang ma spyod do zhes gsol nas// rgyal pos khyod gyi gros --- *ma* nongs so zhes bka' stsal to/ ---

陸博のようになさらないで下さい」と申しあげると、王は「汝の意見 --- 間違いはない」と仰られた。

(1.23) --- *gyis* jin yul du pho nya yul sa 'bul du gtang bar bgyis pa yang ma btang ste bshol lo//

--- が秦の国に使者を土地を献上するために派遣することもやめて留めさせた。

華軍之戦

訳文

華軍（華陽）の戦いでは、魏は秦に敗れた。その翌年、段干崇（魏の将）に領土を割譲させて講和させようとした。孫臣が魏王（安釐王）に申しあげて「魏は敗れた時に領土を割譲しなかったのは、敗戦に際し善処したと言えます。そして秦が勝った際に領土を割譲させなかったのは、勝ち戦を利用できなかったと言えます。今、一年たつて領土を割譲しようとするのは、羣臣が自らの為に行うことであり、王はそれをご存じありません。それにまた秦に封建される

時に授けられる印璽を欲しがっているのは、段干子であり、王はそれが為に段干崇に領土を割譲させなさいませ。領土を欲しているのは、秦であり、王はそれが為に秦に印璽を授けさせなさいませ。そもそも印璽を欲する者は土地を制し、土地を欲する者は印璽を制しており、その勢いはきっと魏の領土をなくしてしまうでしょう。そもそも姦臣というのは皆元から領土を割譲して秦に仕えようと思っているのです。領土を割譲して秦に仕えるということは、例えて言えば薪を抱いたまま火を消そうとするようなものです。薪が尽きなければ、火は消えません。今王の領地には限りがありますが、秦の領地を求めることには限り無く、これは薪火の道理であります。」と言った。

そこで魏王が「なるほど。そうではあるが、私はもう秦に承諾してしまい、今さら変更することはできない。」と言うと、それにお答えして「王はばくち打ちの梟の使い方をご覧になったことがあるでしょう。他のサイコロを取りたければ取り、握っていたと思えば握っています。今王は群臣に脅かされて秦にご承諾され、その為に変更することができなとおっしゃるのは、なんと知恵の使い方が梟の使い方に及ばぬことでしょう。」と言うと、魏王は「なるほど。」と言い、段干崇が行くのを止めた。⁵⁾

③ Choix II (Pl. 605, pièce 2)

【テキスト (Imaeda 1980, 65~66)】

(1.1) /'gu'I rgyal po han II wang gi ring la// che dang chu'I dmag sdongs te 'gu'I yul du drangs pa las/'gu'I phongs ste/ ---

魏の王 安釐王 (han II wang) の治世に、齊 (che) と楚 (chu) の軍が一緒になって、魏の国に〔軍を〕引き込んだ時、魏は危機になって^① ---

【語註】

①危機になって (phongs) ……Imaeda (1980, 58) は「危機になって？」と訳す。「phongs」は、「貧窮、厄難」という意味であるが、ここでは「危機になる、危機に陥る」というニュアンスで使用されていると考えられる。

(1.2) --- yul du ra mda' g-yar nas ra mda' pa mchir re ste bya re sa bung chags pa las//

5) 華軍之戰，魏不勝秦。明年，將使段干崇割地而講。孫臣謂魏王曰「魏不以敗之上割，可謂善用不勝矣。而秦不以勝之上割，可謂不能用勝矣。今處期年乃欲割，是羣臣之私而王不知也。且夫欲璽者，段干子也，王因使之割地。欲地者，秦也，而王因使之受璽。夫欲璽者制地，而欲地者制璽，其勢必無魏矣。且夫姦臣固皆欲以地事秦。以地事秦，譬猶抱薪而救火也。薪不盡，則火不止。今王之地有盡，而秦之求無窮，是薪火之說也。」

魏王曰「善。雖然，吾已許秦矣，不可以革也。」對曰「王獨不見夫博者之用梟邪。欲食則食，欲握則握。今君劫於羣臣而許秦，因曰不可革，何用智之不若梟也。」魏王曰「善。」乃案其行。

ra mda' pa ma mchis nas 'gu'I myi ---

--- 国に助けを借りて、〔魏の国の〕助けとしようと望んだが、助けの者はあられず、魏の人 ---

(1.3) --- rab thang cu zhes bgyI ba lo dgu bcu lhag lon ba zhig rgyal po la gsold pa// bdag ngan pa nub gyI ji[n] ---

--- 唐且 (thang cu) という90歳を過ぎた者が、〔次のように〕王に申し上げた。「愚かな私めが西の秦 ---

(1.4) --- zhIng/ ra mda' pa myur du mchI bar chIn [gyi]rgyal po la gros drag du gsold du mchi zhes gsold pa las//

--- して、助けの者を早急に來させるよう、秦の王に懇切丁寧に見聞します」と申し上げて、

'gvi'I rgyal [po] ---

魏の王は ---

(1.5) --- thang cu la phyag bzhes nas// bka' lung stsal te bskyal to// thang c[u] jIn yul du phyin te rgyal po dang mjald pa --- s

--- 唐且の意見を認めて (phyag bzhes), 勅令を与え〔唐且を〕送り出した。唐且は秦の国に赴いて、〔秦の〕王と謁見した。

(1.6) --- [rgyal lpos thang cu la bka' stsald pa// rgan po snying kung rub --- // 'gwIs ra mda' g-yar ---

--- 〔秦の王〕は、唐且に言うには「おろかな老人よ (rgan po snying kung rub)。魏 ('gvis) は助けを借りる ---

(1.7) --- pho nya lan mang du 'ongs la// 'gwis phongs par yang kho bos shes so// thang cus lan btab nas// 'gu phongs pa ---

--- 使者が何度も来て、魏の窮状も私は知っている」と言った。唐且が答えて言うには、「魏の窮状は ---

(1.8) --- su chud la// ra mda' ma btang ba// zha snga nas bka' gros nongs par bgyid/ ---

--- 助けを出さないことは、自ら決めたことによって過ちを犯すことであり^①、 ---

【語註】

①自ら決めたことによって過ちを犯すことであり……Imaeda (1980, 58) は「王よ。あなたが〔誤った〕決定をしたことを残念に思います(?)」と訳す。

(I.9) --- *pa zhI g ste// nub gyI ngos su jIn gyi 'bangs su gyur la// jIn gyI chu srid '---*
--- で、西方に秦の臣下になって、秦の政治 (chu srid) ---

(I.10) --- *'jin bdo ste kha drag po'I dbang du yang gyur to// da che dang chu gnyis
bsdongs te '---*
--- 秦が力を増して、強力な勢力ともなっている。今、齊と楚の2国が集まって ---

(I.11) --- *[ra m]da' ma bgyis pa// 'gwI phongs bred pa tsam ma lags mad// phongs bred
de 'gwI'i sa yul/ jin la phul]* ---
--- 助けをしないことは、魏 ('gvi) がとても危機にあり、とても危機にある魏の国を秦
に納め ---

(I.12) --- *la sdongs lags slan chad zha snga nas ra mda' pa btang na yang myi sman to//
'gvi phongs te myi rung bar thug pa tsam la* ---
--- に集まって、今後ご自身で助けを送っても意味がありません (myi sman)。魏は危
機にあって、好ましからざる状況に直面して ---

(I.13) --- *[ra m]da' pa gdod gtang bar dgongs na ni// jIn gyi kha 'bangs 'gu'i yul shor to//
'gves tshe dang chu gnyIs dang/ gsum* ---
助けの者を送ることをお考えならば、秦の家臣たる魏の国はなくなってしまう。魏
('gves) と齊と楚の三国 ---

(I.14) --- *gcig du sdong bar gyur na// jin la phan ba lta ga la bgyid ces gsol nas// jIn gyI
rgyal pos dmag mong po btus* ---
--- 一つに集まったならば、秦に益するようなことは何がありますか?」と申し上げ
て、秦の王がたくさんの^①軍隊を集めて ---

【語註】

①たくさんの……文脈から見てこの部分は「多くの (mang po)」と解釈すべきである
と考えられる。

(l.15) --- / 'gwi'I ra mda' bgyis nas// 'gwi srid ma stord pa ni thang cu'i yon lags so//

--- 魏への助けをして、魏の政治 (srid) が失われなかったことは、唐且のご功勞 (yon) です。

秦魏爲與國

訳文

秦と魏は同盟国であった。齊と楚は盟約を結んで魏を攻めようとし、魏は人を派遣して救援を秦に求め、使者の冠と車の蓋が互いに見えるほどであったが、秦からの救援は来なかった。魏の人に唐且というものがいて、年齢は九十歳であったが、魏王に「老臣は出国して西に行き秦に説いて、私が秦を出国する前に秦軍を出させようと思います。よろしいでしょうか。」と述べた。すると魏王は「敬んで承諾します。」と答えた。かくて車を用意させ唐を派遣した。

唐且が秦王に謁見すると、秦王は「ご老人がお疲れの様子なのは遠路ここまでやってきたからで、大層お疲れだ。魏が度々やってきて救援を求めており、私は魏の危急を理解しています。」と述べた。それにお答えして唐且が「大王がすでに魏の危急をお知りになりながら救援が来ないのは、大王の謀臣がその任に堪えないからです。いったい魏が一つの万乗の国でありながら、秦の東の藩屏であると称し、秦より冠帯を授けられ、秦の春秋の祭祀に奉仕するのは、秦の強盛が同盟国とするに足ると思ったからです。今齊・楚の軍がすでに魏の郊外にいるのに、大王の救援はやってこず、魏は危急の時なので領土を割譲して齊・楚と講和を結ぼうと致します。その時になって王が魏を救おうと思っても、どうして間に合いましょうか。これは一つの万乗の国である魏を失って、二つの敵である齊・楚を強くするという事です。そのため心の中で大王の謀臣がその任に堪えられないからだろうと思ったのです。」と言った。

秦王は嘆息して憂え悟り、急遽出兵して、昼夜兼行で魏に向かわせた。齊・楚はこのことを聞き、軍を撤退させた。魏の国が完全に元通りに回復したのは、唐且の遊説のおかげである。⁶⁾

4

【frag. 2, l.16】

(l.16) 'gu'i rgyal po ka'i ring la// jin rgyal po sho hvang gis dmag dpon du// vang phi

6) 秦・魏爲與國。齊・楚約而欲攻魏，魏使人求救於秦，冠蓋相望，秦救不出。魏人有唐且者，年九十餘，謂魏王曰「老臣請出西說秦，令兵先臣出。可乎。」魏王曰「敬諾。」遂約車而遣之。

唐且見秦王，秦王曰「丈人芒然乃遠至此，甚苦矣。魏來求救數矣。寡人知魏之急矣。」唐且對曰「大王已知魏之急而救不至者，是大王籌策之臣無任矣。且夫魏一萬乘之國，稱東藩，受冠帶，祠春秋者，以爲秦之強足以爲與也。今齊・楚之兵已在魏郊矣，大王之救不至，魏急則且割地而約齊・楚。王雖欲救之，豈有及哉是亡一萬乘之魏，而強二敵之齊・楚也。竊以爲大王籌策之臣無任矣。」

秦王喟然愁悟，遽發兵，日夜赴魏。齊・楚聞之，乃引兵而去。魏氏復全，唐且之說也。

bka' stsal te'[gu] ---

魏の ka 王の時代に、秦王の始皇が軍の長である王賁に命じて魏を ---

(1.17) --- pa las// vang phis chu ched po drangs te 'gu'i yul mkhar de'i lyang sbangs nas//
mkhar zhig ste/ ---

--- して、王賁は大量の水を引いてきて、魏の国の大梁 (de'i lyang) を水びたしにして、
城を壊して ---

(1.18) --- du bzung ngo// srid brlag ste 'bangs su bsdus pa'i rjes la// 'gu'i rgyal po'i pu nu
pa zhig ---

--- に掌握した。政治は敗れて〔秦の〕支配下に入った後に、魏の王の両親？ (pu nu
pa) を ---

(1.19) --- te//jin gyi 'bangs su sngar ma 'dus pa zhig mchis pa/ jin gyi rgyal po shi hvang
gyis ---

--- して、秦の家臣にはかつてないほどのものがあり、秦王の始皇が ---

(1.20) --- [ku]n la spring ba// khyod gyi rgyal po'i srid ni kho bos brlag ste// da yul yang

--- [君] に送った。〔そして〕「あなたの王の政治は、私によって壊されて、今や国も ---

【frag. 3, l.1~】

(1.2) --- -s bka' stsal pa// bka' drin ni che na 'on gyang bdag gi pha la// rgyal p- ---

--- が仰った。「あなたのご恩はとても大きい、〔私の〕父に〔魏〕王は ---

(1.3) --- [m]khar 'di gtan srungs cig pa lags pas// bdag ches gtsal te mkhar 'di ---

--- この城を常に守るようと言われていたので、私が ches gtsal して、この城を ---

(1.4) --- myi rung zhes gsol nas// jin gyi rgyal po rab tu myi gyes nas// slad gyis ---

--- 良くない」と〔秦王に〕申し上げると、秦王はお怒りになって、その後 ---

(1.5) --- [pho]nyar btang ste jin gyi rgyal po// shi hvang dang mjal pa las// shi vangs gis
bka' stsal ---

--- 使者として送って、〔彼は〕秦王の始皇と拝謁して、始王が仰るには ---

- (1.6) --- [han]dang 'gu gnyis gyi srid brlag pas// in ling kun gyi yul sa li lnga bcu zhig lus pa ---
 --- 韓と魏の2国の政治を壊したが、安陵君 (in ling kun) の国土は五十里 (li lnga bcu) 残っている ---
- (1.7) --- ma 'jangs pa zhig pas// ngo ma chod ma phrogs te// skyin ba yul sa las bcu ---
 --- 飲み込まれずにいるので、そのことを理解して襲撃せず、代用として国土から10 ---
- (1.8) --- ma sterd/ kho bo'i ngag gcog cing yid dang 'gal bar byed pa// kho bo la brnyas pa ---
 --- 与えない。私の言葉に背いて、[私の] 意と背くことは、私を侮っている ---
- (1.9) --- thang cus gsold pa// de lta ma lags sku brnyas gsol ba'i thugs ga la thub/i[n ling] ---
 --- 唐且が申し上げた。「そうではございません。[始皇] 王を侮りになるお心など何処にございましょう。安陵 (i[n ling]) ---
- (1.10) --- cig ces// rgyal po yab myes phangs gyis bka' stsald pas// gtan bsru[ng] ---
 ---」と。祖先の王が心をこめてお命じになったことであるので、常に守る ---
- (1.11) --- brje ba'i thugs myi thub na li lnga brgya stsald pa lta ga la 'tshal//yong ni chab gang khr- ---
 --- 交換するお心にならないならば、五百里 を与えるとしてもどうなりましょうか？
 yong ni chab gang khr- ---
- (1.12) --- khe tsam la in ling kun yang ga la lta// myi nyan pa lags ces gsold pa las// ---
 --- 実際、安陵君 (in ling kun) もどうでありましょうか？ 聞かないでしょう」と申し上げて、 ---
- (1.13) --- zhal zung gyur nas// thang cu la bka' stsald pa// khyod gyis sngan chad rgyal po khros ---
 --- zhal zung して唐且に仰った。「あなたはこれまでに王が怒る ---
- (1.14) --- [lan] btap pa bdag gis sngan chad ma thos//rgyal po shi hvang gi zhal nas//rgyal

po khro[s] ---

--- 答えた。「私はこれまで聞いたことがありません」と。始皇王が言うには、「王が怒る ---

(1.15) --- li bar stong du 'babs pa 'ong ngo// thang cus lan btab pa// zha snga nas myi sto[d] [r]jims ---

--- 千里に達する」と。唐且が答えた。「王様ご自身、貴人 ---

(1.16) --- shi vang gi zhal nas 'bangs stod rims khros na// 'go sa la 'jugs la mgo rgya[n]---

--- 始皇ご自身が仰るには「貴人が怒るならば、頭を地に打ちつけて頭の飾りを ---

(1.17) --- [tha]ng cus lan btab pa// 'di ni 'bangs myi ngan pa khros pa'o// stod rims khros ---

--- 唐且は答えた。「これは位の低い家臣の怒りです。貴人が怒る ---

(1.18) --- [b]dag cag lta bu khros na// 'phral du myi ro ni gnyis// khrag ni 'dom lngar 'balb ---

--- 私たちの如きものがこのように怒ったならば、直ちに死体は2体〔となり〕// 血は5ドム^①に達し ---

【語註】

①ドム ('dom) ……チベットの長さの単位。1ドムは左右に広げた両腕の先から先までの長さ。ここではチベット固有の単位が用いられている。これについては後述する。

(1.19) --- [tha]ms cad mdun btab pa ni deng mthong ngo zhes gsol nas//thang chus ral ---

--- 全てを悲しませること (mdun btab pa)？ は、今日見られるでしょう」と申し上げて、唐且が剣 ---

(1.20) --- [rgya]l po shi hvang skrag nas thang cu la 'jum gyis bsu ste// pus mo sa la btsugs ---

--- 始皇王は恐れ、唐且を笑顔で迎えて、〔始皇王は〕膝を土地に置いて ---

(1.21) --- [b]zhin du mjad // bka' stsald pas mjal te nyan to// han dang 'gu'i ---

--- の通りに謁見して、命により謁見して話を聞いた。韓と魏の ---

(1.22) --- // in ling kun gyi yul li lnga bcu ma 'dus te lus pa ni// slobs d[pon] ---

---。安陵君 (in ling kun) の国の五十里が併合されることなく残ったのは、先生 (slobs d[pon]) ---

(1.23) --- -s bka' stsal to//

--- と仰られた。

秦王使人謂安陵君

訳文

秦王が人を派遣して安陵君に「私は500里四方の土地でああなたの安陵の地と交換したいと思っています、安陵君に於いてはお許しいただきたい。」と述べさせた。安陵君は「大王にはかたじけなくも、大きな土地と小さな土地とを交換してくださるとのこと、甚だ結構なことであります。しかしながら、この土地は先王より授けられたものであり、最後までこの土地を守りたく思っており、お取り換えはどうか無用に願います。」と申し述べたので、秦王は不機嫌であった。そこで安陵君は唐且を秦へ使者として派遣した。秦王は唐且に対して「私は500里四方の土地で安陵の地と交換しようとしたが、安陵君は私にそれを許さなかった、これはどういうことだろうか。まして秦が韓を滅ぼし（紀元前230年）、魏を滅ぼし（紀元前225年）ながら、安陵君が僅かに50里四方の土地で存続しているのは、安陵君を有徳の君として、意に介さずにいたからである。今私は10倍の土地で、安陵君にその領地を広げさせようと願い出たのに、安陵君が私に逆らうのは、私を軽んじているからなのか。」と尋ねた。すると、唐且は「いいえ。そういうことではありません。安陵君は土地を先王から授けられてその地を守っているのですから、1000里四方の土地であろうとも交換には応じません、ただ500里四方の土地というだけで交換しないわけではありません。」と返答した。秦王は佛然として怒り、唐且に対して「あなたも天子の怒りについて聞いたことがおありか。」と述べると、それに対して唐且は「わたくしはいまだ聞いたことがございません。」と答えた。秦王は「天子が怒りとは、死骸は100万、流血は1000里にも及ぶものだ。」と述べると、唐且は「大王は布衣（無位無官）の怒りについて聞かれたことがございますか。」と尋ねた。秦王が「布衣の怒りとは、冠を脱ぎ、頭を地に打ち付けるだけのものだ。」と答えた。すると唐且は「それは凡人の怒りにすぎず、士の怒りではございません。そもそも専諸が呉王僚を刺さそうとすると、彗星が月を襲いました。聶政が韓傀を刺さそうとすると、白虹が太陽を貫きました。要離が慶忌を刺さそうとすると、青い鷹が殿上に撃ちかかりました。この3子は、みな布衣の士であり、怒りを胸に秘めてそれが外に発せざる内に、瑞兆が天より降りました。いまわたくしを加えて4人になろうとしています。もし士がここで怒れば、屍は2人、流血は5歩ですが、天下は喪服を着ることとなるでしょう、それが今日です。」と言い、剣を抜いて立ち上がった。秦王は顔色を変え、跪い

て、詫びて「先生にはどうぞお座り下さい。そこまでなさることはありません、私は良く分かりました。そもそも韓・魏が滅亡しながら、安陵が50里の土地で存続してきたのは、ひとえに先生がおられたからです。」と述べた。⁷⁾

5

- (1.1) gna' thog ma ig ling gi yul myi// cu ke'u zhes bgyi ba'i bu/---
昔、安陵？ (ig ling) の国の人、縮高 (cu ke'u) というものの子、---
- (1.2) --- /jin gyis yul kvan zhes bgyi ba'i rtse rjer bskos te// kvan gyi rtse[rje] ---
--- 魏が管 (kvan) という所の統治者 (rtse rje) に任命して、管 (kvan) の統治者 ---
- (1.3) ---'gu'i blon po sin ling kun gyis/ jin yul kvan la rgl(rgal?) zing// dmag 'dren par
bsam ---
魏の大臣 信陵君が、秦国の管を越えて、軍を引き入れようと考えて ---
- (1.4) --- [in ling kuln gyi gan du pho nya btang ste spring ba la// khyod gyi 'bangs cu
ke'u 'dir thong chig/ ---
--- 安陵君の所に使者を派遣して、「あなたの臣下の縮高をここに送り出せ。---
- (1.5) --- bsko'o zhes spring ba las/ / en ling kun gyi pho nya dang mjal nas bsgo ba// cu
ke'u --- yul chu ngu'i myi// rje blas ---
--- 命じる」と言って送った。そして、安陵君の使者と謁見して言うには「縮高 --- 小国
の人である。公務 (rje blas) ---

7) 秦王使人謂安陵君曰「寡人欲以五百里之地易安陵，安陵君其許寡人。」安陵君曰「大王加惠，以大易小，甚善。雖然，受地於先生，願終守之，弗敢易。」秦王不說。安陵君因使唐且使於秦。秦王謂唐且曰「寡人以五百里之地易安陵，安陵君不聽寡人，何也。且秦滅韓亡魏，而君以五十里之地存者，以君為長者，故不錯意也。今吾以十倍之地，請廣於君，而君逆寡人者，輕寡人與。」唐且對曰「否，非若是也。安陵君受地於先生而守之，雖千里不敢易也，豈直五百里哉。」秦王佛然怒，謂唐且曰「公亦嘗聞天子之怒乎。」唐且對曰「臣未嘗聞也。」秦王曰「天子之怒，伏屍百萬，流血千里。」唐且曰「大王嘗聞布衣之怒乎。」秦王曰「布衣之怒，亦免冠徒跣，以頭搶地爾。」唐且曰「此庸夫之怒也，非士之怒也。夫專諸之刺王僚也，彗星襲月。聶政之刺韓傀也，白虹貫日。要離之刺慶忌也，倉鷹擊於殿上。此三子者，皆布衣之士也，懷怒未發，休祲降於天，與臣而將四矣。若士必怒，伏屍二人，流血五步，天下縞素，今日是也。」挺劍而起。秦王色撓，長跪而謝之曰「先生坐，何至於此，寡人論矣。夫韓・魏滅亡，而安陵以五十里之地存者，徒以有先生也。」

- (1.6) --- -g go// cu ke'u dngos pho nya dang sprad pa las// cu ke'u na re 'gu'i blon po
chen pos bda[gl] --- pa ni// jin gyi *mkhar* ---
--- -g go. 縮高は実際に使者と会って、縮高が言うには、「魏の大臣が私 --- は、秦の城
(*mkhar*) ---
- (1.7) --- la rgal ba'i tshe// bdag 'bod du stsald snyam ste// bdag gi bu kvan gyi rtse rje
'tshal---'bod ---
--- を越えた時、私を呼ぼうと思って、私の子は管の統治者を 'tshal---'bod ---
- (1.8) --- pa ni myi gyang khrel lo// bdag gi bus bdag mthong ste babs na ni/ phas bu ---
--- ことは人も笑う。私の子が私を見て従うことは、父が子 ---
- (1.9) --- zhes gyang mchi ste 'phyas// phas bu bslus te 'gu'i 'bangs su khug na yang// bu
chin ---
--- とも言って罵られる。父が子を騙して、魏の臣下に属させたならば、この全て？ ---
- (1.10) --- /blon po chen po khyod ci tsam du dga' zhes// pho nya las spring ba las// blon
po chen po ---
--- /大臣よ。あなたはどのようにして喜ぶでしょうか？」と使者を送って、大臣 ---
- (1.11) --- khros nas// in ling kun la spring ba// in ling gi yul sa nyid 'gu dbang ---// da ltar
kho bos ---
--- 怒って、安陵君に伝えて言うには、「安陵の地はそれ自体 魏の勢力下 ---。今、私が ---
- (1.12) --- kvan la brgal te phebs pas// jin gyi ra mda' yang dag par 'ong ste/ ra mda' pa ---
// kho bo 'gu'i ---
--- 管を越えてやって来て、秦の援軍が実際に来て、援軍 ---。私は魏の ---
- (1.13) --- gdan(gdon?) za'o// cu ke'u 'ong du ma btub na// zung la sdo cig//cu ke'u ma
btang na--- [d]mag khr[i] phrag bcu ---
--- 危険である (gdon za?)。縮高が来ることが出来ないならば危険である。縮高を派
遣しないなら ---10万人の軍隊 ---
- (1.14) ---[in] ling gi mkhar du 'ong ngo// in ling kun gyis lan spring ba// bdag gi rgyal po

snga mas---*te sa phangs* ---

--- 安陵の城に来る。安陵君が答えて言うには、「私の以前の王は --- して、土地を守る ---

(1.15) --- lung mnos te// thang khirms bris pa las// mkhar 'di thub par srungs la//' bangs

--- 命を受けて、法律 (thang khirms?) を書いて、この城の堅い守りを、臣下 ---

(1.16) --- [bsald pa dang/ rtse rje mkhar bor te glo ba 'dring ba dang// bu tsha la khrel

bor zing bsad pa lta ---

--- 殺して、統治者は城を捨てて裏切り者となり、その子たちに対して恥知らずとなり、
〔その子たちを〕殺して ---

(1.17) --- 'byung bas// cu ke'u dngos rjes 'bangs dang sprad du// chu gang byed de mchir

m- ---

--- 現れて、縮高は実際に王、家来と会い、勇気をふるって ---

(1.18) --- ba// bdag rgyal po yab myes kyi bka' lung nos pa dang// thang khirms dang/b-

--- ba。私は父祖たる王の命令を受け入れて、法律 (thang khirms?) と b- ---

(1.19) --- [blon po chen po sin ling kun/ ngag nyan cing/ cu ke'u gzung ba lta// bdag

bkum[na 'ang myi] nyan no zhes ---

--- 大臣が信陵君は〔その〕言を聞いて、縮高を捕らえて？ 私は殺されたとしても聞くことは出来ない」と ---

(1.20) --- // cu ke'us thos nas// cu ke'u na re// 'gu'i blon po chen po// sin li[ng kun] ---

zhig ---

--- 縮高はそれを耳にして、縮高が言うには「魏の大臣、信陵君 ---

(1.21) --- che zhig pas// in ling kun gyis spring ba'i tshig// sin ling kun gyis---// yang da[g

par] ---

--- なので、安陵君が〔使者を〕送った言葉に言うには「信陵君が ---、実際に ---

(1.22) --- [in] ling kun gyi srid la gnod pa byed// par 'gyur bas// bdag en ling kun gyi ---

ma rang 'tshal ba ---

--- 安陵君の政治に害をなすことになるので、私は安陵君の ---

(1.23) --- *ma mchis su ga la rung ste// ma rung ba'i phyir// bdag gi dpon po [en ling] kun la/ gus* ---

--- 言わないことが どうして良いだろうか？ それはふさわしくないので、私の主人の安陵君に、'gus ---

(1.24) --- *[gnod] pa byed du ga la gzhug ces mchi nas// 'gu'i pho nya'i mdun d[u]// cu ke'u* ---

--- 害をなすことはどうして出来ましょうか？」と言って、魏の使者の前で、縮高は ---

(1.25) --- *-bste gum bar sin ling kun gyis thos nas mdun g-* ---

--- -して死んで、信陵君が〔縮高が死んだのを〕耳にして 前 g- ---

(1.26) --- *[in] ling kun la spring ba'i tshig la// bdag ngan pa glo ba rmun te/ snying rgya chung ba* ---

--- 安陵君への〔使者を送って言わしめた〕言葉に、「私は愚かで恥ずべきであり ---

(1.27) --- *ngag du spring ba nongs khri lan// bka' myi 'bab du gsol zhes spring nas// rgyal*

--- 言葉を送ったこと、十万の罪でもって罰さないで下さい」と伝えて、王 ---

(1.28) --- *khas blangs nas gnong bkur ro//*

--- 許すことを宣言しよう。

魏攻管而不下

訳文

魏が秦の管を攻めたが降伏しなかった。安陵の人である縮高は、その息子が管の守となっていた。魏の信陵君は人を遣わせて安陵君に「あなたは縮高を魏に渡しなさい、私は五大夫の位を与えて、持節の尉に任じたい。」と言わせた。安陵君は「安陵は、小国であります、必ずしもその民を思うままに使うことはできません。御使者みずからお行き下さい、御案内させて下さい。」と言った。使者は縮高の所へ行き、信陵君の命をそのまま伝えた。縮高は「信陵君が私を御寵愛なさるのは、私に管を攻めさせようとなさるからでしょう。そもそも父親が子で

ある守を攻めることは、大いに人の笑いものとなります。私を理由にして降伏すれば、子が主君に背くこととなります。父が子に背くことを教えることは、やはり信陵君もお喜びにはならないでしょう。思い切って伏してお断り申し上げます。」と言った。

使者は信陵君へ報告すると、信陵君は大変怒り、重臣の使者を安陵に派遣して「安陵の地は、魏の領土と同じである。今私が管を攻めて降伏させないと、秦の軍は我が国に向かってきて、魏の社稷はきつと危うくなる。どうかあなたは縮高を生きのまま捕縛して差し出すように。もしあなたが差し出さなければ、わたし無忌は10万の軍を出陣させ、安陵の城まで行くつもりです。」と言わせた。安陵君は言った「私の先君 成侯は、魏の襄王より詔を受けてこの地を守ることになり、手ずから魏の大府に取められている法令を授けられました。法令の上篇には『子が父を殺し、臣下が君主を殺すのは、常法があり赦免はしない。国に大赦が有っても、開城して敵に降った者と城を棄て逃げた者には大赦は与えられない』と有ります。今縮高は慎んで高位を辞退しましたが、父子の義を全うしました。しかしあなたは『必ず生きのまま差し出せ』と仰ります、これは私に襄王の詔に背かせ大府の法令を棄てさせるものであり、死んでも決して行うつもりはございません。」と。

縮高はこれを聞き「信陵君の人となりは、猛々しく独りよがりな所があります。この安陵君の言葉が信陵君のもとに着けば、必ず国の災いとなります。私はすでに己の本分を全うしましたが、国の災いを招くとなると臣下としての道義が無いことになり、どうして安陵君に魏の患いを負わせることでましましょうか。」と述べた。そこで魏の使者の宿舎へ行き、首を刎ねて死んだ。

信陵君は縮高の死を聞き、白色の絹の喪服を着て、居室を避けて喪に服し、使者に安陵君に詫言させて「わたくし無忌は、小人であります。思い余って、あなたに失言致しました、進んで再拜して罪をお許し頂きたく存じます。」と言った。⁸⁾

8) 魏攻管而不下。安陵人縮高、其子為管守。信陵君使人謂安陵君曰「君其遣縮高、吾將仕之以五大夫、使為持節尉。」安陵君曰「安陵、小國也。不能必使其民。使者自往、請使道。」使者至縮高之所、復信陵君之命。縮高曰「君之幸高也、將使高攻管也。夫以父攻子守、人大笑也。是臣而下、是倍主也。父教子倍、亦非君之所喜也。敢再拜辭。」

使者以報信陵君、信陵君大怒、遣大使之安陵曰「安陵之地、亦猶魏也。今吾攻管而不下、則秦兵及我、社稷必危矣。願君之生束縮高而致之。若君弗致也、無忌將發十萬之師、以造安陵之城。」安陵君曰「吾先君成侯、受詔襄王以守此地也、手受大府之憲。憲之上篇曰『子弑父、臣弑君、有常不赦。國雖大赦、降城亡子不得與焉。』今縮高謹解大位、以全父子之義、而君曰『必生致之』、是使我負襄王詔而廢大府之憲也、雖死終不敢行。」

縮高聞之曰「信陵君為人、悍而自用也。此辭反、必為國禍。吾已全己、無為人臣之義矣、豈可使吾君有魏患也。」乃之使者之舍、刎頸而死。

信陵君聞縮高死、素服縞素辟舍、使使者謝安陵君曰「無忌、小人也。困於思慮、失言於君、敢再拜釋罪。」

小結

以上、P.T.1291と『戦国策』魏策について訳注を提示してきた。冒頭で述べたように、Imaeda (1980)、今枝 (1985) はP.T.1291を『戦国策』の逸話五題の古代チベット語訳であると指摘し、馬 (1985) は『春秋後語』のチベット語訳である可能性を指摘している。そこで、これまで提示してきたP.T.1291と『戦国策』に加えて、『春秋後語』の記述を比較検討し、その差異について整理してみると、【表】のようになる⁹⁾。この【表】を参考に、P.T.1291の記述の特徴について検討してみると、以下の点を指摘することができる。

まず、全体的にP.T.1291は『春秋後語』の記述との合致点が多いことが分かる。特に、【表】1及び13に見られるように、最初に該当記事の王の在位年などの情報を記し、その後に記事内容を記すという文章構成は、『戦国策』よりも『春秋後語』の構成に近似している。【表】24も同様に、「昔、安陵の国の人、縮高というものの子……」という書き出しは、『春秋後語』の「初、鄢陵人縮高其子……」という書き出しと合致している。

『春秋後語』は晋の孔衍によって編纂された戦国説話集であり、『史通』巻1六家1に、

至孔衍，又以戦国策所書，未為盡善，乃引太史公所記，參其異同，刪彼二家，聚為一録，號為春秋後語。

とある。つまり、『春秋後語』は孔衍が『戦国策』と『史記』の異同を参照して、改めて一冊に編纂したものであることが分かる。P.T.1291は『春秋後語』との合致点が多いことを考慮すると、古代チベット王国では『戦国策』に収録された逸話を翻訳する際に、より情報量の多い『春秋後語』を主要なテキストとして選択したと推測できる。

また、『春秋後語』は南宋時代以降に散逸したが、清末には敦煌で写本が発見され、「秦語」(巻1～3)・「趙語」(巻4～5)・「韓語」(巻6)・「魏語」(巻7)・「楚語」(巻8)・「齊語・燕語」(巻9ないしは10)で構成されていたことが分かっている。敦煌本『春秋後語』は「泯」の字に欠画が見られることなどから唐代の写本であると推測され、同地域で発見されたP.T.1291の翻訳に際しても閲覧可能であったと考えられる。

一方、P.T.1291は『春秋後語』との合致点のみならず、『戦国策』との合致点も確認できる。【表】7の「王は「汝の意見 --- 間違いはいない」と仰られた」という部分は、『戦国策』の「魏王曰、善」と一致するが、『春秋後語』には該当する部分がない。また、【表】12の「魏の政治が失われなかったことは、唐且のご功労です」は、『戦国策』の「魏氏復全，唐且之説也」と一致するが、『春秋後語』では「魏以復完也」と記すのみである。更に、【表】2・3・4などは、『戦国策』や『春秋後語』に確認できない記述であり、別史料を参照したか、独自に挿入された文であると考えられる。これは、P.T.1291の作成に際しては『春秋後語』本文をそのま

9) 『春秋後語』との比較に際しては、王恒傑輯『春秋後語輯考』(齊魯書社、1993)を中心に『漢魏遺書鈔』(鍾肇鵬編『古籍叢殘彙編』3-6、北京圖書館出版社、2001)などを参照した。

ま翻訳するのではなく、より理解しやすいように情報の取捨選択が行われていたことを示している。

以上のような点を考慮すると、P.T.1291は『戦国策』原典の逐語訳ではないことが分かる。また、『春秋後語』と合致する点も確認できるものの、一言一句一致しているわけではなく、馬(1985)でも述べられているとおり、『史記』など他の史料から補填した部分も確認できる。つまり、P.T.1291は特定の史料の訳本というわけではなく、合致点の多い『春秋後語』を中心に、様々な史料を照らし合わせながら古代チベット語へ訳出された「戦国説話集」であったと考えることができる。

III P.T.1291の古代チベット語に見られる特徴

次に、P.T.1291の訳語に見られる特徴について見ていきたい。まず、pl. 05, pièce 2, l.2に見られる「ツェジェ (rtse rje)」について見ていく。P.T.1291の中で「ツェジェ」は、「守(役人, 地方官)」という漢語の訳語として用いられている。

「ツェジェ」とは、古代チベット王国時代にのみ存在した官職である。古代チベット王国は、中央チベットから離れた周辺領地を直接あるいは間接統治し、直接統治地域には、軍管区(チョム khrom)を設置した。1つの軍管区には、2つか3つの町が属した。そして、軍管区全体は、ル長(ru dpon)、あるいは将軍(dmag dpon)が統治した。また、幾つかの軍管区で1つの「国(khams)」を形成していたと考えられている。

敦煌チベット語文書の発見された敦煌(古代チベット王国の沙州)は、「幸せの国(デカム bde khams)」に所属した。沙州の支配体制は、基本的にチベット人—漢人の二重統治体制が敷かれ、一定以上の役職では、チベット人が正官に、漢人が副官についた(藤枝晃 1961, 219; 金滢坤 1999, 87)。

チベット支配下の敦煌に於ける最高権威は、ツェジェ(敦煌漢籍文書では節児)とトトク(敦煌漢籍文書では都督)であり、古代チベット王国の役人の序列に関するP.T.1089文書によれば、この2つの官職の内、ツェジェに就任するのはチベット人で、トトクには必ず漢人が就任した。さらに、P.T.1089によればトトクがツェジェの補佐であると規定されている。

今回取り上げたP.T.1291の中で、ツェジェを「守(役人, 地方官)」の訳語として使用する為には、ツェジェが「役人, 地方官」であるという意味を持っていないと、訳語の意味をなさない。前述したように、ツェジェは、古代チベット王国時代にしか存在しない官職であり、その後の時代にはツェジェという官職は存在しない。また、古代チベット王国滅亡以降に、ツェジェが「役人, 地方官」の一般名詞として使用された例は存在しない。

つまり、P.T.1291の作成者が、ツェジェの存在する時代にこの文書を作成していなければ、ツェジェを「守」の訳語として使用することは考えづらい。敦煌チベット語文書には、古代チ

ベット王国よりも後代の帰義軍時代に属するものも見られるが¹⁰⁾、ツェジェを「守」の訳語にあてている点から見ると、この文書の成立年代は、古代チベット王国時代（7～9世紀）に絞り込むことが出来る。

『書経』の古代チベット語訳は、単なる漢籍からの逐語訳ではなくて、当時のチベットの状況に応じて訳出されていることが指摘されている（今枝1985）。P.T.1291の中で、「守」をツェジェと翻訳しているのは、当時の沙州（敦煌）の人々、更に言えばチベット人に対してより理解しやすいように工夫したためであると考えられる。

次に、pl. 605, pièce 2にて「流血五歩」の「歩」という単位に対してあてられている訳語のドム（'dom）という単位について見てみる。ドムとは、インドに由来するチベットの長さの単位である（岩尾一史 2010, 184～185）。この単位は、古代チベット王国支配下にて発行された敦煌チベット語文書 P.T.1128, ll.23～24に、

綺紗(?)を持つ布で、幅が1ト(mtho)、縫いしろ(?)〔をあわせて〕1ドム('dom)¹¹⁾。

とあるように（岩尾 2010a, 185）、古代チベット王国支配下の敦煌に於いても使用されていたと考えられる。上記の史料中にはトという単位¹²⁾も見られるが、このトもチベットの長さの単位である。古代チベット王国が敦煌を支配した時代（786～848年）、古代チベット語が一般の民衆に普及し、古代チベット語の手紙、契約文書の書式が敦煌に輸入された。

ドム、トなどの度量衡も敦煌に流入した文化の1つであると言える。チベットの容積の単位であるケル(khal)、デ(bre)、プル(phul)が古代チベット王国支配下の敦煌で使用されたことは、敦煌より発見された古代チベット語契約文書によって在証されている¹³⁾。長さの単位であるドムも敦煌で使用され、人々の間で馴染み深かったと考えられる。

唐代の「歩」は約1.555mであり、「五歩」は約7.6メートルである。1ドムは、左右に広げた両腕の先から先までの長さで、約1.8メートルである。則ち、5ドムは約9メートルとなる。ドムと「歩」の単位が一致するか否かはともかくとして、ドムという単位が訳語に使用されている所からは、漢語の「歩」よりも、ドムという単位になじみのある人々の為に、より分かり易く話を伝える為に、その訳語として使用されたと言える。則ち、ドムという単位を使用していた敦煌～チベット本土のチベット人に対して分かりやすさを考慮した訳語となっていると考えられる。

最後に、pl. 604, pièce 1, l.2 「gtsug lag can」の恵子(hye che)は田需(then su)に〔次の

10) 古代チベット王国滅亡後、帰義軍～西夏王国（10～13世紀）まで河西地方に於いては古代チベット語が使用されていた。これについては武内紹人（2002）、佐藤貴保、赤木崇敏、坂尻彰宏、呉正科（2007）を参照。

11) ras khyi sha can zheng mtho gang sgrubs lhag 'dom gang//

12) 親指の先から中指の先までの間の長さ。

13) 古代チベット語契約文書については Takeuchi Tsuguhito (1995) を参照。

ように]言った」という部分に見られる「gtsug lag can」という語句について触れておきたい。

この「gtsug lag can」に対応する語句は漢籍には見られず、古代チベット語訳にのみ見られる語句である。つまり、P.T.1291の編訳者が補ったものと考えられるのだが、ここでは「gtsug lag can」という語句そのものについて着目したい。

そもそも、「gtsug lag can」とは直訳すると「gstug lagを持つもの、gstug lagの有るもの」となる。この「gstug lag」は、古代チベットの宗教と深く関係する語句である。

仏教伝来（7世紀）以前の古代チベットには、独自の宗教が存在した（以下、古代宗教とする）。古代宗教は、古代チベット社会に強い影響力を有し、それを反映するように敦煌チベット語文書中には、古代宗教に関する文書が多数存在している。古代宗教に関する古代チベット語文書は、非常に難解であり、今後の研究の余地を数多く残しているが、これまでの研究により、古代宗教の世界観は徐々に明らかになっている¹⁴⁾。

「gtsug lag」という言葉を説明する上で重要となるので、古代宗教の世界観について以下に説明しておきたい。古代宗教に於いては、世界は「幸福な創生時期」から「破滅の時期」へと至り、その後また「幸福な時期」が到来すると考えられていた。そのプロセスは以下の通りである。

① 世界の創造から始まる幸福な第1期

神と人とが分離されていない善い期間。この黄金時代は1万年続く。地下に閉じ込められていた悪魔が解き放たれて終了する。

② 悪い期間の第2期

三期に細分されるが、徐々に悪化してゆく。gtsug, あるいは gtsug lag の信仰が徐々に廃れる時期。人は正しい宗教から離れ、それを実践しなくなる。

③ 災いの期間の第3期。

最悪の時期。それが終了すると、再び神々の善き期間、新しい周期の最初の期間が始まる。生前に gtsug, あるいは gtsug lag の信仰を実践した人々は、この時に蘇ることが出来る。

古代宗教の文脈のなかに見られる「gtsug lag」とは、ある種の「信仰の対象」となるものであると言える¹⁵⁾。P.T.1291の中で、「恵子」という人物について「gtsug lagを持つもの」と形容していることから、作者が「恵子」をこの「gstug lag」を持つものと認識していたということが分かる。

敦煌チベット語文書中の語彙は、辞書に記載されず意味不詳であることが多い。「gtsug

14) 古代宗教の世界観については、Macdonald (1971), 今枝 (2006), 石川巖 (2007) を参照。

15) P.T.1291と同じく漢籍文献から古代チベット語に翻訳された、古代チベット語訳『書経』(P.T.986, 1.34) では、『尚書』泰誓下に「天地の神明を敬わず」とある中の「天地の神明」を「古人の gtsug lag とクラ (sku bla, 守護神) と神祇?など」と訳している例が見られる (今枝 1985, 565)。

lag」もその一つである。現在までに、古代チベット語石刻史料、手紙文書、契約文書など同系統の史料からの用例収集とその解析により、多くの古代チベット語の術語が意味確定されている¹⁶⁾。漢籍文献から古代チベット語に翻訳された文献の存在は、これまで意味不詳であった古代チベット語の単語の意味を決定する上での一助となる。P.T.1291に於ける「gtsug lag」の使用例も、その1例と言えるだろう。今後は、漢籍から古代チベット語に翻訳された翻訳文献を利用して、意味不詳であった古代チベット語語彙の意味を確定していくことも必要とされる作業である。

おわりに

以上本稿では、従来『戦国策』あるいは『春秋後語』の古代チベット語訳と解釈されてきたP.T.1291を再検討した。その考察結果をまとめると以下の通りである。

- ・P.T.1291は特定の史料の訳本というわけではなく、合致点の多い『春秋後語』を中心に、様々な史料を照らし合わせながら古代チベット語へ訳出された「戦国説話集」といった内容であったと考えることができる。
- ・P.T.1291にて使用されている古代チベット語の訳語には、敦煌～チベット本土のチベット人に対してより内容を分かりやすくする配慮が見られる。また、「ツェジェ」「ドム」という訳語からは、この文書の編訳者が敦煌地域の人物であり、この文書の成書年代は、古代チベット王国が敦煌を支配していた時代のものに絞りこむことができる。

なお本稿では深く言及することが出来なかったが、『書経』、『史記』巻76 平原君伝からの翻案など、漢籍から古代チベット語に翻訳された他の文献も併せて更に詳しく分析しながら、古代チベット王国に於けるチベット人の漢籍受容について検討していくことも課題となる。それについては今後の課題としたい。

略号表

『法国蔵文』：『法国国家図書館蔵敦煌蔵文文献(12)』西北民族大学、上海古籍出版社等〔編〕、上海古籍出版社、2011年

Choix II: Spanien, Ariane & Imaeda Yoshiro (1978~2001) *Études Tibétaines* : Macdonald, A. (eds.), *Études Tibétaines dédiées à la mémoire de Marcelle Lalou*, Paris, 1971.

OTDO: Old Tibetan Document Online (<http://otdo.aa.tufts.ac.jp/>)

P.T.: Pelliot tibétain

16) 古代チベット語石刻史料についてはLi Fang-kuei & Coblin, W. S. (1987), 手紙文書に関しては武内紹人 (1986), 契約文書に関してはTakeuchi (1995) を参照。現在までの古代チベット語研究の状況については武内 (2009) に詳しい。

参考文献

秋山陽一郎

2004a: 「姚本戦国策考—劉向本旧態保存の是非と劉向以前本復元への展望—」『中国古代史論叢』

2004b: 「劉向本戦国策が内包する先行説話群について」『立命館史学』25

石川巖 2007: 「敦煌出土チベット語預言書『衰退期』の宗教史的意義」『東方学』113

今枝由郎 1985: 「中国・インド古典—『書経』・『戦国策』・『ラーマーヤナ』—」『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』山口瑞鳳〔編〕, 大東出版社

2006: 『敦煌出土チベット文「生死法物語」の研究』大東出版社

岩尾一史 2010a: 「古代チベットの長さの単位: mda' と sor mo」『敦煌写本研究年報』4

2010b: 「古代王朝時代の諸相」『新アジア仏教史09 チベット: 須弥山の仏教世界』佼成出版社

金澄坤 1999: 「吐蕃沙州都督考」『敦煌研究』1999年第3期

佐藤貴保, 赤木崇敏, 坂尻彰宏, 呉正科

2007: 「漢蔵合璧西夏「黒水橋碑」再考」『内陸アジア言語の研究』22

武内紹人 1986: 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」, 山口瑞鳳(監修)『チベットの仏教と社会』, 春秋社

2002: 「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』104

2009: 「古チベット語文献研究の現段階」『東洋史研究』67-4

馬明達 1984: 「P.T.1291号敦煌蔵文書訳解訂誤」『敦煌学輯刊』1984年第1期

藤枝晃 1961: 「吐蕃支配期の敦煌」『東方学報』31

藤田勝久 1997: 『史記戦国史料の研究』東京大学出版会

Bacot, J., Thomas, F. W. et Toussaint, Ch.

1940: *Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet*. Paris.

Imaeda Yoshiro

1979: “Towards an Interpretation of the Word *Chis*.” in M. Aris and Aung San Suu Kyi (eds.) *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson*. Oxford.

1980: “L'identification de l'original chinois du Pelliot tibétain 1291—traduction tibétain du Zhanguo策”, *Acta Orientalia Hungaricae*, XXXIV, 1-3.

Lalou, Marcell

1939: *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang conservés à la la Bibliothèque Nationale (Fonds Pelliot tibétain)*, Paris. 1939 (I), 1950 (II), 1961 (III).

Li Fang-kuei & Coblin, W. S.

1987: *A Study of the Old Tibetan Inscriptions*. Taipei.

Macdonald, Ariane

1971: “Une lecture des Pelliot Tibétain 1286, 1287, 1038, 1047 et 1290. Essai sur la formation et l'emploi des mythes politiques dan la religion royale de Srong-bcan sgam-po”, in *Études Tibétaines*.

Spanien, Ariane & Imaeda Yoshiro

1978~2001: *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale*, Tom. 2, Paris.

Takeuchi Tsuguhito

1985: “A passage from the Shih chi in the Old Tibetan Chronicle.” B. Aziz and M. Kapstein, eds., *Soundings in Tibetan Civilization*, Manohar.

1995: *Old Tibetan Contracts from Central Asia*. Kyoto.

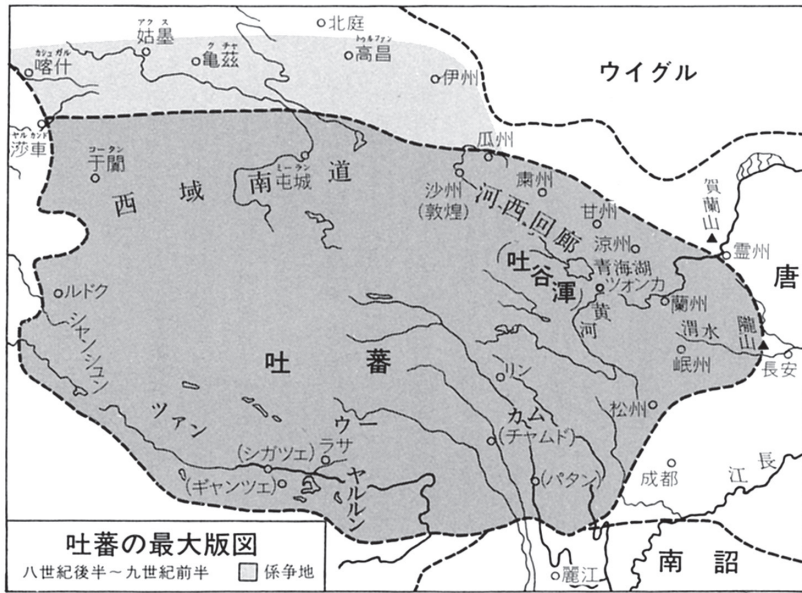
【表】 P.T.1291・『戦国策』・『春秋後語』記述対応表

	P.T.1291 該当箇所	P.T.1291 記述	『戦国策』記述	『春秋後語』記述	備考
1	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 1	syé wang 王が亡くなって、ご子息の e he wang 王が王位に就いた。--- e he wang が王位に就いて		襄王十六年卒、子哀王立。	
2	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 2	gtsug lag can の恵子			
3	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 8	そうであるので、大臣よ、節度を保ちなさい			
4	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 9-10	i wang 王が亡くなって、そのご子息 ce'u wang 王が王位に就いて、19年経って ce'u wang が亡くなって、そのご子息 --- 王位に就いた、〔その〕御世に			
5	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 11	大臣の dvan kvan と jI cong の二人	段干崇	段干子	『史記』巻44魏世家14「段干子」
6	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 12	蘇代	孫臣	蘇代	『史記』巻44魏世家14「蘇代」
7	pl. 604, pièce 1, frag. 1, l. 22	王は「汝の意見 --- 間違いはいない」と仰られた	魏王曰「善。」	無	
8	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 5	勅令を与え〔唐且を〕送り出した。	遂約車而遣之。	王再拜而遣之。	『史記』巻44魏世家14「魏王再拜，遂約車而遣之。」
9	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 5	唐且	唐且(姚本)・唐雎(鮑本)	唐雎	以下、「唐且」はすべて同じ。『史記』巻44魏世家14「唐雎」
10	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 8	自ら決めたことによって過ちを犯すことであり	是大王籌策之臣無任矣。	臣竊以為用策之臣無任矣。	『史記』巻44魏世家14「臣竊以為用策之臣無任矣。」
11	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 14	秦に益するようなことは何がありましたか？	竊以為大王籌策之臣無任矣。	則王何利焉。	『史記』巻44魏世家14「則王何利焉。」
12	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 15	魏の政治が失われなかったことは、唐且のご功勞です。	魏氏復全，唐且之説也。	魏以復完也。	『史記』巻44魏世家14「魏氏復定。」
13	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 16-18	魏の ka 王の時代に、秦王の始皇が軍の長である王賁に命じて魏を --- して、王賁は大量の水を引いてきて、魏の国の大梁を水びたしにして、城を壊して --- に掌握した。		……亦卒，子景泯王立。十五年卒，子王假立。三年，秦始皇使王賁引鴻溝灌大梁。大梁城壞，虜王假而滅其國。	

古代チベット語文書に見られる戦国説話

	P.T.1291 該当箇所	P.T.1291 記述	『戦国策』記述	『春秋後語』記述	備考
14	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 18	政治は敗れて〔秦の〕支配下に入った後に、魏の王の両親を		鄢陵君者、魏之族也。	
15	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 19	秦の家臣にはかつてないほどのものがあり		秦始皇既滅魏。	
16	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 19	秦王の始皇	秦王	秦始皇	
17	pl. 605, pièce 2, frag. 2, l. 20	あなたの王の政治は、私によって壊されて			『春秋後語』は前文の「秦始皇既滅魏」と対応するか？
18	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 5	〔彼は〕秦王の始皇と拝謁して、始王が仰るには	秦王謂唐且曰	始皇見之、謂唐雎曰	
19	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 12	実際、安陵君もどうでありましょうか、聞かないでしょう		夫不以利害義者、固鄢陵君之所不取也。	
20	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 14	始皇王が言うには	秦王曰	始皇曰	
21	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 16	始皇ご自身が仰るには	秦王曰	始王曰	
22	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 18	5 ドム	五歩	五歩	
23	pl. 605, pièce 2, frag. 3, l. 20	始皇王は恐れ	秦王色撓	始皇色撓	
24	pl. 605, pièce 2, frag. 4, l. 1-2	昔、安陵の国の人、縮高というものの子、--- 魏が管という所の統治者に任命して、管の統治者 ---	魏攻管而不下。安陵人縮高、其子為管守。	初、鄢陵人縮高其子仕於秦、秦以為管守。	

【参考資料】古代チベット王国（吐蕃）の最大領域



山口瑞鳳『チベット』下，改訂版2004年，東京大学出版会，p. 35より引用。

著者・翻訳者紹介（本誌掲載順）

●著者

〔特集Ⅰ〕 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(2)

- 細井 保 河合文化教育研究所研究員
吉留公太 神奈川大学准教授
加藤正男 河合文化教育研究所研究員
定形 衛 名古屋大学教授
柳沢英二郎 愛知大学名誉教授，元河合文化教育研究所客員研究員（2012年死去）
松本佐保 名古屋市立大学教授
三須拓也 札幌大学教授
松下 洋 神戸大学名誉教授

〔特集Ⅱ〕 国際学術討論会 日中間交流の昨日と今日

- 楊 棟 梁 南開大学教授
山田伸吾 河合文化教育研究所研究員，河合塾国語科講師
八箇亮仁 河合文化教育研究所研究員，河合塾日本史科講師
王 元 周 北京大学教授
柴田幹夫 新潟大学准教授
巴・孟和 内蒙古師範大学教授
周 頌 倫 東北師範大学教授

〔特別寄稿〕

- 大西啓司 河合文化教育研究所・東アジアの歴史と現代研究会 会員
九嶋利宏 河合文化教育研究所・東アジアの歴史と現代研究会 会員
赤羽奈津子 河合文化教育研究所・東アジアの歴史と現代研究会 会員

●翻訳者

- 林 嵐 東北師範大学教授
ソロンガ 河合文化教育研究所研究員

編集委員 山田伸吾 八箇亮仁

河合文化教育研究所の研究スタッフ

◆主任研究員（50音順）

木村 敏〈精神病理学〉 中川久定〈仏文学史・思想史〉 長野 敬〈生物学〉
丹羽健夫〈教育学〉 渡辺京二〈日本近代思想史〉

◆特別研究員

牧野 剛

◆研究会

映画研究会（石原 開）
エンターテインメント・メディア研究会（小林貞弘）
学習デザイン研究会（成田秀夫）
カブリ・ジオメトリ研究会（福島一洋）
漢文訓読研究会（藤堂光順）
教育方法研究会（岡 文子）
経済研究会（公文宏和）
現代史研究会（里中哲彦）
現代社会と教育研究会（八木暉雄）
高等教育研究会（丹羽健夫）
国語教育の再構築研究会（結城敦司）
差別問題研究会（菅 孝行）
女性論・男性論研究会（吉田理恵）
初等教育研究会（熊崎智子）
心身論研究会（木村 敏）
身体表現教育研究会（原田伸雄）
生物学セミナー（榊原隆人）
世界史研究会（金 貞義）
大学基礎教育準備教育研究会（大竹真一）
地域言語研究会（小森清久）
ドストエフスキイ研究会（芦川進一）
内藤湖南研究会（山田伸吾）
20世紀国際政治史研究会（加藤正男）
日韓文化交流研究会（新井勝憲）
日本近代・思想史研究会（茅嶋洋一）
認知と記号研究会（柳原慎也）
東アジアの歴史と現代研究会（八箇亮仁）
廣松渉研究会（森永和英）

* 敬称略（ ）内は各研究会の主宰者

編集後記

河合文化教育研究所『研究論集』第12集は、二つの特集と一本の「研究ノート」を掲載する。「特集Ⅰ」は、当研究所に所属する研究会の一つである「20世紀国際政治史研究会」の研究報告であり、『研究論集』第3集（2006年11月刊）に掲載された「特集 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)」の続編、第二弾である。この間、河合文化教育研究所客員研究員であり、「20世紀国際政治史研究会」の研究顧問をされていた柳沢英二郎先生が2012年12月26日に逝去され、今回の「特集」には柳沢先生を追悼する意味で、先生の研究業績目録も併せて収録した。また内容的にも先生の業績をめぐる論文を掲載し、副題として「柳沢英二郎『戦後国際政治史』研究への再評価と挑戦」を掲げることとなった。先生のご冥福を祈るとともに、この研究会のさらなる展開に期待したい。

「特集Ⅱ」は、2014年8月に中国の長春で開かれた「日中共同学術討論会」の報告書である。この「討論会」は今回で11回目に当たり、10回までの報告書はすべてこの『研究論集』に収録されており、「日中共同」に至った経緯について改めて説明する必要はないが、「アジアの歴史と近代」というテーマから「日中民間交流の昨日と明日」に変わった経緯については若干説明しておかなければならない。今回は、北京大学歴史系のみならず東北師範大学歴史文化学院の強力な支援によって可能となったシンポジウムであり、この「日中民間交流……」というテーマは東北師範大学側から提示されたものであった。河合塾側には10回目を一応の「結び」とする意識があり、11回目からは新しい出発をという思いがあり、グッドタイミングとばかりにためらうことなくこの新しいテーマを受け入れることになったのである。このテーマが今後とも持続されていくか否か、また日中の学術討論の新しい形が出来上がっていくかどうかは、北京大学歴史学系を含めた中国側と河合文化教育研究所との今後の関係如何に関わる問題であるが、日中間のやや緊張を孕んだ政治的な関係が相変わらず続いている現況を見るにつけ、民間レベルでの友好的な関係を持続させていくことの意味を改めて確認できるようにも思われる。

寄稿された「研究ノート」は、やはり当研究所に属している「東アジアの歴史と現代研究会」で報告されたものである。今後の研究の深化に資することを期待して掲載する。

(山田伸吾)

研究論集 第12集

2015年5月15日 第1刷発行

編集・発行 河合文化教育研究所

〒464-8610 名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052)735-1706(代) FAX (052)735-4032

印刷・製本 (株)あるむ
